

明治三十九年三月二十日印刷
明治三十九年三月二十五日發行

非賣品

東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地
國書刊行會代表者
編輯兼發行者　市島謙吉

東京市京橋區新榮町五丁目三番地
印刷者　本間季男

東京市京橋區新榮町五丁目三番地
印刷所　東京活版株式會社

いふ時はもとより歌の意を繪にもかきて且歌をも
蘆の葉の形に書きまじへたるをいふなるべし上（本ノマヽ）に
あらぬ物のうたどもを書くを歌繪といふといへる
說はいかにぞや
按にかくいひてはあしでうたゑの差別なし本文又
いといかめしう引かへてといへるより下は歌繪の
事なるを麁畧によめるゆゑに自ら解しえずしてこ
れらにてあし手てふことはゑらるといへるはおぼ
つかなき事なり

按にこれもまさしくうたゑなるをあしでとしもしるされしは疑はしき事なり加々美遠淸の考にこの記は逍遙院殿にては有るべからずはるかに後の香をもてあそぶ人の依託にて有るべき歟といへりげにさも有るべきにや

河海抄云あしでうたゑを葦手歌繪

花鳥餘情あしでの色葉はあしのはのなりに文字をかく也水石鳥などのかたにもかきなす也中峰和尚のささの葉がきといふ文字の體はさゝのはに似たるがごとき也

按に河海抄の頃はあしでうたゑ注釋に及ばざりしにや文字を出されしのみなり花鳥餘情にはあしのはのなりに文字をかく也云々中峯和尚のさゝの葉がきといふ文字の體はさゝのはに似たるが如きなりと注されしはいまだしきなり中峯の書は如レ此書を集めて文字を書きしものなれば皇朝のあしでとは更に似ざる書なり

岷江入楚云あしでうたゑ

或注にあしでとは葦など下繪に書き文字をかきそへたる也（按にこれはうたゑなり）

歌繪とはやといへば矢をゑにかきわといふに輪をかきにといふには荷をゑにかく也云々（按にこれは後世のうたゑ也）

なにはづのうらにかよひて

或注に葦手などゝいひ水などいへる文字すがたのえんに難波浦をいへるにや

もじやういしなどのたゞずまひ

みな是あしでのかきやうなるべし（按にあしでうたゑの注古今の沿革もわきまへられず麁畧なり）

源氏新釋（加茂眞淵）云あしでのさうしどもぞ心々にはかなうをかしき宰相中將のは水のいきほひゆたかにかきなし

こゝの樣は水などは常の繪に書きて歌を蘆の形に書けるなるべし又いといかめしう引かへてといふは世ばなれたる山を繪に書て詩を岩などの形に書きたらんこのみ書きとは物ずきのからめいてことなる枚もありといふなるべし是らにてあしで書てふことはしらる其中に此はじめはかの蘆の葉樣に書きしよりことおこりたればあしでてふ名は有るなるべし且歌繪と云ふは歌の意を常の繪に書きて歌をも常ざまに書き加ふるをいふをあしで歌繪と

五月雨日記

香盆銀にてみがき云々香合のときは香だゝみのあしでの繪にさしあふ事もあるゆゑ毛ぼりなどはせぬ事なり云々

香盆に火とりする樣

火とり梨子地に桐の葉高蒔繪あしでの文字は銀かながひ(金具)籠銀毛ぼり雲烟出る所雲の内に少しありなまりにてふくりんとる也

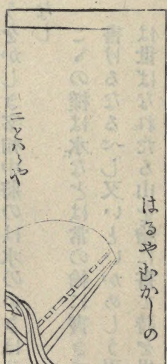


桐のはもふみわけがたくなりにけり
　かならず人をまつとなけれど
といふ歌をもてあしでにする也

香疊

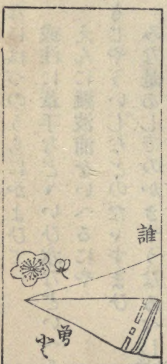
一番　左　梅花たが袖ふれし匂ひぞと春やむかしの月にとはゞや」といふ歌をもてあしでにかけり

表



彩色之事
梅ごふん金にてくくりしべも金也
袖裏しろくごふんか雲母(キラ)かとみゆ

裏



袖のかされ出たろ所ひとへは金ひとへは青金ひらとぢ絲はもいろごふんに朱まぜたろ彩色歟月きら也雲金すなご青金すなご銀さびすなごなり紙色紫也文字きらにて出歟

同上



後京極殿筆の物にありしうたゑ

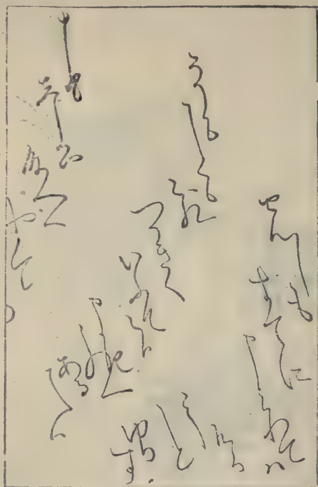
○正誤

野宮家藏葦手劔圖

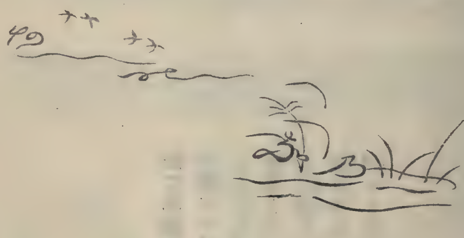


按に此劔いつの頃の製にや是はまさしくうたゑなるを葦手となづけられしは疑らくは五月雨日記おなじ頃の物にも有るべきか

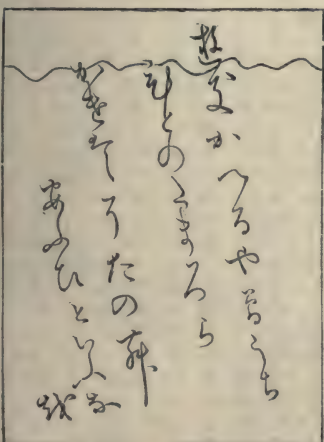
八條女院あしでの御文



世尊寺伊行卿眞跡朗詠集の下繪にありしうたゑ
右眞蹟奥書云永暦元年四月二日右筆蹟之司農少卿
伊行



るかたをかきたり
又云新少なごんおなじふぢのにほひにくれなゐのうちたるにふぢのふたへもんのうはぎおなじいろのむもんのからぎぬ池の藤なみからぎぬには咲かゝりけるを歌繪にいとおかしくかきたり
又かゞやく藤壺卷云御づしなど御らんずるにいづれか御めとゞまらぬものゝあらん弘高が歌繪かきたるさうしに行成のきみうたかきなどいみじうおかしう御らんせらる
大鏡云故中關白殿東三條つくらせ給ひて御障子にうたゑどもかゝせ給ひし色紙がたをこの大貳佐理にかけとのたまはするを云々
散木集雜
大殿の歌繪に男の鏡をもちてかたはらにある女にみせける所をよめる
是をみよますみのかゞみ淸ければ
萬代ふべき影ぞならべる
おなじ繪に尼のゐたる前に兒の蓮の葉を持てゐたる所を
よの中をそむくとならば蓮葉の
濁にえまぬ心ともがな
按に弘高がうたゑに行成卿のうたかゝせ給へるとみえ大鏡にうたゑどもかきし障子に佐理卿の色紙がたかゝせ給へるとみえ散木集のことば書の樣いづれも今の畫贊の體とみえたりこれ歌繪のまさしき體にて繪と文字と交へたるを歌ゑといふはのちに一轉せしなり
四條大納言公任卿あしで書



にやがてそのあしでのうへに
おぼつかな難波にかける言の葉ぞ
　都にすめばしらぬあしでを
と書てやりたりけるとりあへずいとあしからずや

按にこの心もおよばずあしでをかきてとあるはうたゑにまがふやうなれどこれは艶書體とてちらしざまうちみだれてことばのつゞきもさだめず艶にやさしくかきなすものなりよみつゞけがたきもの故になにとすべきにかなどいへるなり經朝卿夜鶴庭訓抄にあしでなどもよみときてかくとあるもあしでがきの入亂れるたがよみつゞけがたき證據也

東關紀行云洲崎所々に入ちがひてあしかつみなどおひわたれる中にをしかものうちむれてとびちがふさまあしでをかけるやうなり

按に是はあしでがきのさまをよくなぞらへいへりあしかつみのおひわたれるはちらしがきのくだりのさまをしかものとびちがひたるは爰に一字かしこに一字はなちかきたるさまなり

壒囊鈔或鈔物ヲ引テ云和泉式部無雙ノ好色也ケルニ亥子ノ夜御歌アリケルニ態心ヲ合セラレケレバ瘡開ト云フ名ヲ式部取テ
筆モツビユガミテモノヽカヽル、ハ
　是ャ難波ノ惡筆(アシデ)ナルラン
トヨメリ

按にこれあしでがきをよくよみあらはしたる歌也今ある所の四條大納言のあしでがき八條院のあしでの御文ども行毎に左より右へなのめにかゝれたりあしでがきはかたぶきたるが本也としるべしさて上にのする所の書どもあしでがきとはうたゑにあらぬさまあきらか也そのゆゑは五月雨記にみえし如き古歌の人もよくしりたらんをこそいかゞ詞をはぶきて書なすとも人もとくそれとしりて興もあらぬ物あはせなどの今よみ出たらんうたをあの如くかきては人もしるべきやうなく進上河邊菖蒲千年五月五日大江爲武とかきてしもよみ得ることはかたかりしまして新作のうたを五月雨記にみえし如く詞を省きたらばいかによみ得べけんや又上にみえしうたどもはおほくうたゑにかきなしがたければかたゞゝあしでうた繪はべちのこと也かへすゞゝ混ずべからず

明月記云文治四年四月廿二日戊子晴巳刻計入道殿令レ參レ院給爲ニ勅撰集奏覽ニ日來自筆御淸書白色紙紫檀

て野筋の末池の汀などに石所々たてゝそのわき〳〵に小笹山すげやうの草うゑて云々池の廣き所嶋のほとりなどには海のやうをまねび野すぢの上にはあしでのやうをまねびなどして云々

按にこゝにあしでのやうといへるはあしでがきのかたよりかりて用ひたる名目にや

玉葉和歌集巻第十五雑歌二

天王寺にまうでゝ難波浦にてよみ侍ける

大僧正行慶

夕暮に難波わたりをきてみれば
たゞうすゞみのあしでなりけり

拾玉集百首中

遙見春駒

なにはえの汀をあさる駒ながら
あしでにみなすあまの釣舟

壬生集下

あはぢ嶋難波をかけて見渡せば
浪のいろはのあしでなりけり

按にこれらみなあしをさしてあしでといひけるは是もあしでがきよりかりていひたるなり浪のいろはのあしでとはおもしろきつゞけがら也たゞうす墨のあしでといへるもともにかけあひはたしかなるを駒ながらあしでにみなすといへるは縁もなくあしをいひたるやうなれども末にのする東關紀行の文にあはせみるべしあしでてふ名のことわりは末にのせたり

又

長月十日あまり羽林のもとにかへし送るとてつつみがみにあしでにして

なき人のかたみのたまの聲ごとに
露おきそへてこふる秋かな

今物語云吉水前大僧正ときこえしは今は慈鎭和尚と申にや天王寺の別當になりて拜堂ありけるに上童おほくぐせられたりけるなかにたれがしとかやいひけるちごを天王寺にありける女たへがたうおもひかけて紅梅の檀紙に心もおよばずあしでをかきてこのちごのもとへおこせたりけるぬしもよそながらもつやつやみしりたる人もなくてむげにはぢがましくありぬべかりけるに此ちごうちあんずるけしきなりければなにとすべきにかと人々まばゆくおもひたりける

いづくぞやふたみのうらのありといひし
　心をいれてとはましものを
おなじやうなれどもかきあつめてさだめらるべ
しとて
はこのうちにあけくれあそぶあしたづは
　ちとせのかげぞともにみゆらん
難波づにつのぐみわたるあしのねの
　ねはひ尋ねて世を賴む哉
れいけいでんの女御中宮に奉り給ふひなのもに
あしでにて
白波にそひてぞ秋は立ぬらし
　のきばのあしもそよといはなん
七夕の心や空にかよふらし
　けふ立わぶるあまの河ぎり
七月七日一品宮の御ごのかけ物頭の中將の奉る
あしでに
天川かはべすゞしき七夕に
　扇の風を猶やかさまし
齋宮集
女三宮御さうしかゝせ奉り給けるにあしでなが
うたなどかゝせ給ておくにおなじところ
みな人のそむきはてにし世の中に
　ふるの社の身をいかにせん
兼盛集
よるの御さうぞくいれたるはこにあしでにて
白波ののどけきそらの姫松は
　千とせのかずぞそひて見えける
おほんあふぎにあしでにて
むかしよりあふぎつたふる袖なれば
　君がてにてぞ萬代はへん
小大君集
うりのあをきなるををしのかへりみむきたるよ
しをこれはいかゞいふべきとあしでにかきてま
ゐらせたりつれば宮より
うりふのゝさはにすみゐるをし鳥の
　雲井にかよふ心あるらし
かへし
心をし雲ゐと志めばあしたづの
　よはひとのみは思はざらまし
後京極殿作庭記云あしでのやうは山など高からずし

どいへるこれうたをうちちらしかきたるが水のいきほひあしのおひざまに似たるをいふ也こなたかなた行まじりてとあるにてちらしのさまおもひやるべしかならずしも繪にてはあるまじきや

榮花物語歌合巻云藏人俊經二藍のうつくしきとりてひろげゑくをみれば紫の浮線綾にあをきざうがん(象眼)をつけて伊勢海といふ催馬樂をあしでにぬひたり

又晩待星巻云そのころこほりをあふぎのかたにて御すゞりのふたにおきて東宮の御かたより此御方に奉らせ給へればゑきたる紙にあしでにていではべん(出羽辨)

君が代に扇とみればこほりする
　千代をかねてぞむすびつらぬく

とかきつけてまゐらせ給へり

又根合巻云いけのかゞり火ひまなきにゑろき鳥どものあしだかにてたてるもあしでのこゝちしておかし

又下野菊の織ものどもに紅のうちたるすはうのからぎぬ紫のすそごの裳、かゞみに蘆手に玉をつらぬきかけゑがきなどしたり

又初花巻云ありしはこのふたにゑろがねのさうしばこにかゞみいれてつかひのきみのびんかき給べき具とおぼしくてゑたりこのはこのうちにでい(泥)にてあしでをかきたるはありしかへしなるべし

日かげ草かゞやく程やまがひけん
　ますみのかゞみくもらぬものを

拾遺和歌集巻第五賀部

天暦のみかど四十になりおはしましける時山階寺に金泥壽命經四十八巻をかき供養し奉りて御巻數鶴にくはせてすばまにたてたりけりそのすばまのゑき物にあまたの歌あしでにかける中に

かねもり

山階の山のいはねに松うゑて
　ときはかきはに祈つるかな

仲筭法師

聲たかく三笠の山ぞよばふなる
　あめのゑたこそたのしかるらし

源重之集

この御手本いるべきはこにあしでをぬひ物にすべしとせめられける

玉くしげふた見の浦の中におつる
　月の影こそかたみなりけれ

君が代を松ふく風にたぐへてぞ
かへす千とせのためし成ける
からのらをあさみどりにしてはれり夫にあしで
にてぬ〔あカ〕へるなんめりき
澤に住たづの羽かせに涼しきは
君が千とせをあふぎなるべし
あを色にすはうかさねており物にあしでにかけ
る
めづらしき聲ならなくに郭公
こゝらの年をあかずもあるかな
あか色のあふぎに住吉のかたをゑにかきてあし
でにかける
按にこれ今時のうたゑのやうなれどもあしで
といへるはくだりのゆがみたるをいへばおの
づからべちの事なり
住吉の松のかぜをしこめたれば
扇の風のいつかたえせん
ひわりごさま〳〵にまきゑしたるふたにかきた
る蘆手のうた
天河岩こす波の立ゐして
秋の七日のけふをしぞまつ〔イおもふ〕
はこの心葉にあしでのうた
天河扇のかぜに霧はれて
空すみわたる鵲のはし
白がねのはこの心葉に白き絲してあしでにぬへ
る
雲ゐなるたつとみしかど鵲の
橋のたよりは行かよひけり
東三條院なでしこ合云るりのつぼに花さしたるだい
のゑきものにあしでにてぬへる
なでしこの花のかげさす川邊には
みどりの色もみえずぞ有ける
源氏物語梅が枝巻云宰相中將式部卿の宮の兵衞督うちの
大殿の頭中將などにあしでうたゑを思ひおもひにか
けとのたまへばみな心々にいどむべかめり中略あしで
のさうしどもぞ心々にはかなうおかしき宰相中將の
は水のいきほひゆたかにかきなしそゝけたるあしの
おひざまなど難波のうらにかよひてこなたかなたゆ
きまじりていたうすみたる所あり
按にこゝに水のいきほひといひあしのおひざまな

古今要覽稿卷第二百六十四

●伎藝部

あしで書　みづで　うたゑ

あしで書の始てみえしは天德歌合の記なりさてそのあしで書は持明院家の傳書に今のちらしのらんゑやうたゑるべしとみえたりされば四條大納言公任卿の色紙に古歌をかゝれたる又八條女院の御せうそこなどを見しにくだりをうちゆがめて蘆のなびきたるさまにかゝせたまひしなりよりておもふにあしでのて文字は樣(サマ)といふ義なり源語にふところざまといふべきをふところでうしろざまといふべきをうしろでといへるが如し今俗間に唐山より渡る茶碗等に十錦でといふを唐人は十錦樣と書き膠に櫛でといふを櫛樣と書く卽同意也水では躬恒集にはじめてみえたりこれもあしでとおなじ義にて水のながれたるさまにかけるなるべし歌繪は後撰集にはじめて見えたりその比は新によみたるうたの意をゑにかゝせて今時の賛の如く書きたる物とおもはるゝなりその後は文字と繪をまじへて書くことゝなりたり

天德四年三月晦日歌合記云右のすばまはぢんの山かがみを水にしてすにもゑろがねのつるふたつたてゝこがねの山ぶきに銀のはに歌はつるにくはせたり花足はゑたんをつくりてゑろがねのすぢやりてゑたづくゑはすはうにしてかねのすぢやれりあしゆひのくみおほひはふぢのすそごあしでを縫物にしたり

千代にちよくはへたりともみゆる哉
　松のかげなる鶴の齡は

立かへりなけや鶯あすよりは
　郭公てふ聲ぞきこえん

君が代は天の羽衣稀にきて
　なづともつきぬ巖ならなん

藤の花色深けれや影みれば
　池の水さへこ紫なる

名殘をば夏にかけつゝ百とせの
　春の湊にさける藤浪

圓融院扇合云からのらをあゐ色に染てひとへにてはれるもぬへるもあしでにて



やすらひ花繪詞所載草合の圖

たねなくてなき物草はおひにけり
　まくてふことはあらじとぞ思ふ

按に家集にはかくわきて草合するにとあり歌これにおなじ

後拾遺和歌集卷第二十誹諧歌

人の草あはせしけるに朝がほかゞみ草などあはせけるにかゞみ草かちければ
　よみ人しらず

まけがたのはづかしげなる朝がほを
　鏡草にもみせてけるかな

古今要覧稿巻第二百六十三

●雑藝部

くさあはせ　闘草

草合は和名鈔に荊楚歳時記を引て云五月五日有下闘二百草一之戯上闘草此間云二久佐阿波世一とみえたり西土にては五月五日にせし事なるべけれども皇朝にてはいつといふ事なくわらはべなどのたはむれにせし事なりおもふにいろ〳〵の草をあつめて其中におなじ類の草とあはせて最花のよきかたをかたせしなるべしそれは後拾遺和歌集に人のくさあはせしけるに朝がほかゞみ草などあはせけるにかゞみ草かちければとあるにてしられたりやすらひ花の繪巻物にわらんべどもあつまりてくさあはせしたる所あり

倭名類聚鈔雑藝類云闘草荊楚歳時記云五月五日有下闘二百草一之戯上闘草此間云二久佐阿波世一

正子内親王繪合記永承五年四月廿六日云やよひのとうかあまりのゆふぐれにつきかげみすにうつるをりしもひとあまたさぶらひてものがたりのついでにたれとはなくいひあはせしはるの日のつれ〳〵にくらすよりはつねならぬいどみごとをおまへにごらむぜさせばやむかしよりきこゆる花あはせなどはちりてふるきねにかへりぬればにほひこひしく草あはせとかはたづねてもとのところにかへしやればなごりうるさし

野守鏡序云いまだいとけなくして艸をたゝかひ塵をもてあそびしよりうたかたのはかなき跡に心をとゞめてすでにいそぢにあまるまで讀おけるうた林の木葉のごとくつもりぬれどつらぬべき花の袂にもあらぬ身を顧みて撰集のありしときにも望まざりしゆゑにいまだ勅撰にもいらず侍り按に草をたゝかふといへるも草合をするをいふなり

○和歌

躬恒集

草あはせ

さくら花わがやどにのみありとみば
なきものぐさは思はざらまし

拾遺和歌集巻第九雑下

草合し侍りける所に

惠慶法師

六年の號ありしその比にあらはせし書にても有るべきにや全編實事にあらず悉皆虛誕なり抑斯の如き戲たる文辭を述べて明衡の名を題せしは卽この作者のサルガウなるべし猶名水染分絞に水戶學士と題せしたぐひならんのみ詮丈思ふ所斯の如くなる上はそのいふ所さらに徵するにたるものなし

和訓栞云さるがく東鑑に猿樂と見ゆ猿女の故事より起れりといへり猿女は神代紀にくはしく見えたり

按に猿女の故事より起れりといふは非なり上にもいへるごとく古猿樂はもと新羅樂の曲名よりしておこりしものなり舞樂圖に猿樂通今輪と有る圖の裝に猿樂といへる名の意も忘られたり今こゝに神代紀の猿女よりといへるはまたく猿樂の名によりてみだりに說をまうけたるものなり

假借にてともにサルガウと稱せしなり猿樂の樂字をガウといふは音便にいふのみにておなじ言なり其さまは住吉家に傳ふ所の舞樂圖に見えたるごとく猿の裝をして舞ふものなればさか名付しものなりそれよりおしうつりてはそのさまはせずともよびならはしのまゝに今の世の能藝などをもかくさまにとなふることゝはなりしものなり

○正誤

俳優考云江家次第裏書ニ散更ハ猿樂也ト注シ置キタリコノ裏書ニヨリテ見ル時ハ源氏物語ニ見エシサルガウハ散更ニテ宇治大納言物語江談抄古事談著聞集源平盛衰記等ニ見エシ猿樂ト云フモノナリサラバ江家次第ニ見エシ散更令幷ニ續日本記ニ見エシ雜樂日本書紀ニ見エシ俳優ノ如キ其名ハ代々ニ變レルニ似タレドモ其實ハ皆同ジクシテ後ノ世ノ猿樂ト云フモノニコソ有リケレ

按に猿樂はもと新羅樂の中の曲名よりおこりしと見ゆれば即令の雜樂ならずといふにあらざれども所謂雜樂は唐樂もその内にあればさたしく猿樂をさすにはあらず又宇治大納言物語等のサルガウといひしものはかりそめの戲伎にて音樂と舞曲と具したる猿樂には類せざる事なりまた後の猿樂といふものは唐樂より轉じて拍子を變ぜしものとおぼしければこれまた古の猿樂とはおのづから別に權輿せしものにて其實はみなおなじとはいひがたきものなり

又云藤原明衡朝臣ノ撰マレシ新猿樂記ト云モノ一巻アリト聞エシ其世ニ玩ビシ猿樂ト云モノ古ヨリ有リシ事ニ變レル所モアレバニヤ新猿樂トハシルサレケン

按に源君美はまだこの書を見ざりしにや其書猥褻淫蕩にして鐵槌傳陝車賛の流なりたとへ明衡朝臣これを著述せりとも其名を題すべきものにあらず然るに右京太夫明衡と題せしはさだめて依託ならん殊に其文章を翫味するに決して明衡の手に出るものにあらず引用せる名目もその時代にあらざるもの多し開卷第一の猿樂の篇に琵琶法師千秋萬歲等の名目を書し又作り名とはいひながら猿樂の役者を評せし趣向をもつて時代をおすに明衡よりははるかに後の作とおぼしきなり既に弘安九年正安

樂ニ
舞樂要錄云承平六年七月廿九日相撲拔出左猿樂右桔槔天慶六年七月廿八日左雜藝右乞寒同七年七月卅日左猿樂右乞寒寛弘二年七月廿九日左猿樂右桔槔寛仁三年七月廿八日左猿樂右桔槔治安三年七月廿八日左雜藝右桔右長元々年七月三十日左劔氣褌脫右桔右長曆二年七月廿九日左猿樂右桔槔永承六年七月卅日左猿樂右桔槔寛治二年七月廿七日左散更右桔槔同五年七月卅日左散更右桔槔保元三年七月廿七日左散更右桔槔
江家次第云相撲拔出云々振桙次右各舞隨ニ時大曲各一ニ左蘇合新鳥蘇自餘依レ時左必舞ニ散手還城樂散更ニ至ニ大曲ニ者多奏ニ蘇合ニ右必舞ニ歸德狛犬吉于ニ至ニ大曲ニ者多奏ニ新鳥蘇ニ狛犬散更之中有ニ一足高足輪鼓獨樂兒師侏儒舞等ニ裏書云 散更 猿樂也吉于吉行犬舞也舞畢口含ニ松火ニ退入云々
按に裏書に吉于吉行は犬舞也とあるによれば猿舞と犬舞と相對せしことにぞあるべき
明月記云建仁二年二月十六日今日猿樂依レ召參ニ御前庭ニ施ニ其藝ニ
百練抄云建保二年七月十二日今夕於ニ主上御前ニ有ニ種々御會遊事等ニ上皇同御覽之舞女幷猿樂等應ニ其召ニ

今昔物語俊平入道弟ニ習ニ算術ニ語云夜深更ルマヽニ女房共寢ブタガリテ中ニ誇タル女房ノ云ク入道君カヽル人ハ可レ咲キ物語ナド爲ル者ゾカシ人々咲ヌベカラム物語シ給ヘ咲テ目覺マサムト云ケレバ入道己ハ口ヅツニ侍レバ人ノ咲ヒ給フ許ノ物語モ知リ不レ侍然ハ有トモ咲ハムトダニ有ラバ咲シ奉ラムカシト云ケレバ女房ハ否不レ爲只咲カサムトアルハ猿樂ヲシ給フカ其レハ物語ニモ增ルコトニテコソ有ラメト云テ咲ケレバ入道然モ不レ侍タヾ咲カシ奉ラムト思フ事ノ侍ル也
皇帝紀抄云建保二年七月四日被レ發ニ遣三社春日大原野吉田奉幣使ニ依ニ南都衆徒事ニ也十二日今夕於ニ仙洞昨日行幸主上有ニ種々御會遊事ニ上皇同御覽之舞女幷猿樂等應ニ其召ニ云々
建曆御記一名禁秘抄云凡皐限六位藏人下﨟女房也有レ藝者依ニ其事ニ近召事近代多如ニ寛平遺誡ニ不レ可レ然況如ニ猿樂參ニ庭上ニ可レ止事也

○釋名

猿樂

猿樂 江家次第明月記今昔物語百練抄○按に上にもいへるごとく猿樂或は散更或は散樂など書けるはみな

なり觀世に結崎といふも伊賀の在名也坂戸も大和の地名なり金剛も金剛房といひし上野國小畑の一黨なり合類節用には坂戸をくわんぜとよみ結崎をこんがう外山をこんはるとよめり

古猿樂

古の猿樂は新羅樂の曲名より起りしものにや舞樂圖と題して古き舞樂を畫きし物住吉家に傳へしを見しに初には唐樂の圖有て後に新羅樂と題して入壺舞の圖有次に猿樂通今輪と題して人の猿の裝をして左手に花を持ち胸に小胡蘆をかけ頭に網をかけて人に牽れたるを畫けるあり之によれば猿樂はもと新羅樂の中の一曲にて猿の姿に成て舞し名なれば猿樂と書けるぞ正字なる其後散樂とも散更とも書けるは皆假借にて共にサルガウと稱せしなるべしさて猿樂の次に飲刀子舞四人重立吐炎舞抑格倒立神娃登繩弄玉弄劒三重重立抑肩倒立弄玉臥劒上舞入馬腹舞などゑるせし圖を見れば今の世のカルワザツナワタリしの放下の類はみな新羅樂の遺風にてある也是を見て笑を含みて頤を解くべき業なれば之に本づきて新に造りし者又少からじ村上帝の御製辨散樂及秦宿禰氏安が散樂策にみえし所も新靺鞨（倭名鈔高麗樂に入）世羅國（或曰圖誤）揚レ鞭騎牛爺傍杜負ニ胡簶一安勅氏之臨老相撲吏部王之惟新傀儡憑ニ圓座一而放レ光などいへる類なり三代實錄童相撲御覽の後種々雜伎散樂相撲節の儀の如しと見えたるに舞樂要錄に相撲の拔出の日左猿樂右桔槹又は左雜藝左桔槹又は左散樂右桔槹と記せしと江家次第に左必散手還城樂散更を舞右必婦德狛犬吉子を舞と見えたるを合考れば猿樂散樂散更みな一つなること知られたりさてその樂生はいづれも雅樂寮の掌るところなるべければ遊戲の曲といへども後世の田樂の如きものにはあらざるにや又神代卷及皇極紀の俳優源氏物語源平盛衰記宇治拾遺物語等のサルガウといひし類はみな一時の戲にて（今いふニハカなどのごとし）音樂と舞曲と具せしことにはあらざるべし

明衡朝臣の新猿樂記といふものあれど僞作のうたがひあれば取らず

三代實錄云貞觀三年六月二十八日觀ニ童相撲一左右互奏ニ音樂種々雜伎散樂透撞呪擲弄玉等之戲一如ニ相撲節儀一仁和元年十月二十三日競走馬之輸物也親王及太政大臣已下出居侍從以上侍ニ殿上一奏ニ音樂種々散

日吉大夫三千疋日吉嵐并田樂嵐并田樂良阿長阿之阿三人令レ伺二候御庭一是舊例也名二折紙一千疋宛被レ遣レ之

三好亭御成記云さて公方樣も御休息所へ御成やがて西へ御成さて五獻目進物參る御肴參て御能始申儀如レ常貞孝舞臺を通樂屋へ入罷出よと被レ申則はじまり申候也此時御簾あがり申紙につゝみたるおもしを御供衆御取あり御簾あげ被レ申引合をたゝみてかねてより置て御妻戸と六間北壹間は御簾あげ不レ申なり庭上には日吉大夫嵐大夫元阿彌冬阿彌甫阿彌御能以前には御前へ向申御能始て舞臺へ向申候なり

紹巴富士見記云今日しも申の日なり富士涌出もこの日なりなどいひて神前にて觀世宗節同大夫も送りなれば聲々の手向行末を祝してある坊にてまた醉のあまりけふはくらして月の桂のはしに出てなどいひて云々廿二日今春大夫觀進能芝居より九坪松元院に赴けり春を送り夏を向へたるなどいひて聊送の衆有中にも妙國寺松田宗直にさへわかれて日を暮したるに簗田出羽守息酒爲レ持給へるに醉を重ねて云々

宗長東路のつと云一座終日興も淺からず侍りし宮增三源などいふ猿樂のぼり逢て夜ふくるまで盃あまた度に成てうたひ舞などして心面白き夜のさま誰か千代もとおもはざりけむ

又云十六日は延年の猿樂夜に入てことしはてぬ十七日連歌有

藤川記云十二日猿樂あり彥春といふ猿樂なり一場はてゝ後曾伊法師又舞臺にして袖をかへす猿がくにははるかにまされるよし人みな感じけり

雲州消息云右下人產穢慮外觸來一昨日奉二暇文一世間事欝念多端今有二恩來一欣感云々稻荷祭事先年依二或人誘引一寬々見物尤有レ興事也筒裏神輿渡御給之間禮奠之嚴誠存二如在之儀一最可二恭敬一供奉雜人不レ知二幾千萬一爲レ果二各々之願一猥表二種々之藝一橫笛內藤太之橫笛琵琶禪師之琵琶黑長丸之傀儡白藤太之猿樂如レ此之輩不レ可二勝計一

豐鏡云この春はおだしくて人みなたのしみあへり國知たる人々秀吉公御成をなして大和の京の猿樂など集め京中にぎはしくのゝしりあへり

和訓栞云今四座の猿樂といふ內今春は秦河勝が子氏安其子にて春日宮に仕ふ弟滿太郞は江州山王の申樂日吉太夫の一流なり觀世實生は兄弟にて伊賀服部氏

從二女中一小袖被レ遣事打任て定法は無レ之候か但先年於二畠山左衞門佐殿一各參會の時一色左京太夫殿より女中方へ大夫に小袖被レ遣候へと被レ仰し時唯可レ被レ遣候か又廣蓋に入可レ被レ遣かのよし老父に內々談合の間小袖數多候はゞ廣蓋に可レ被レ入か二三などにて候はゞ只可レ被レ遣かのよし候へば小袖五ッ廣蓋に入て被レ遣由物語申つる定たる義に而は候はね共事に依て可レ被レ遣事も候同事に猿樂の事座頭田樂桂舞

舞などにも折紙被レ遣候哉の事

猿樂の外遊人共に折紙可レ被レ遣事勿論之儀に候右に申如くにて誰々より被レ遣候よし申聞候て遣儀にて候於二殿中一も此分に候但殿中へ舞まひは參事無之候桂は殿中へも參候先年殿中御能の時御沙汰候て翌日に一獻申沙汰の方へ參候時被レ遣可レ然候由被レ定候つる

舞臺に而太刀を猿樂に被レ遣事又花など被レ遣事も御座候哉同扇同前の事

猿樂に太刀花扇被レ遣事左も可レ有レ之歟乍レ去殿中においては不レ及レ見候自然被レ遣候はゞ舞臺の正面よりはいかゞにて候脇よりあげべく候か不レ及レ見候勸進能などの時は座の者をよび候て被レ遣可レ然候歟又扇の事は出家兒喝食などより可レ被レ遣候か法を不レ存候

觀世大夫と田樂の次第は如何候哉の事

まへ〳〵より觀世大夫は田樂より上を仕候然に近日上意の趣は御當家の御事は等持院殿樣より始申也然者田樂は增阿彌觀世是阿彌被二召出一候間觀世より田樂は前たる故に田樂可二進申一候旨被レ仰候右京兆我等言上之趣は年久義は不レ致レ存候普廣院殿樣東山殿樣以來者觀世進申旨雖二申上候一無二裁許一田樂を被二召出一候定而觀世も先規之次第追而可二申上一候次第者此分に候

土岐家聞書云田樂猿樂など一人參るにも他家にて御酒などの時出されたるにも必折紙を給はる大名は千疋よりすくなくて給はる事有まじきなり又或は一座或はあまた御禮に參るには其時儀にしたがひて有るべし又白拍子など參りたるには千疋ならねどくるしからず夫も時宜によるべし

光源院殿御元服記云御能觀世大夫今春大夫伺候祿物萬疋被レ積二舞臺一御供衆渡之役者也今春大夫三千疋

守役仕候間御分別候而可レ被二仰付一候樣體之事無二異儀一候時分見合そと伺申御次の間の緣より罷おり庭上に而卒度御前の方を見て手をつき舞臺の柱の際より罷あがりはしがゝりを通がくやの內へいる事も有レ之又幕の際にて申聞する事も有レ之扨まかり歸りざまにははしがゝりの柱の邊にて手をつき舞臺より庭上へおり前庭上にて手をつきたる邊にて如レ前御禮を申手をつきて　御緣へあがり申候異儀仕合は無レ之候へども群集の中にて獨役にて候まゝもと〳〵よりむづかしき樣に申ならはし候素襖のひもを治め候が可レ然候

御能の時に猿樂に折紙被レ遣候はゞ何時に可レ遣候哉の事

御能果候てうたひ申時必大夫に爲レ舞候其時被レ遣候殿中にては此分に候被レ遣候へば大夫ふかくいたゞき懷中仕候又私々にては大夫外に座の者の內誰々にと申ても遣事候時分は不レ定候

御客人より猿樂に折紙被レ遣候事も　候哉然ば誰人に遣候哉の事

客人より折紙被レ遣候事每々有レ之候義に候客人の供衆可レ被レ遣事も有レ之候又亭主方の人に被レ渡て被レ遣候事も有レ之其時は誰々より被レ遣のよし亭主被レ聞候樣に猿樂に申聞する故實に而候於二殿中一は此方勤役に而候一獻申沙汰の人體より候レ遣のよし申聞せ候

御能に付て色々故實共御座候よしに候いかやうの義候哉の事

別に故實と申儀は不覺悟に候乍レ去諸人見物申儀候間每事に付候而無二越度一樣に各心懸候由古より申習はし候うたひなどの禁句以下の事は猿樂其分別いたすべく候

御能數は猿樂次第に候歟又此方より被二申付一候哉の事

能數は先七番可レ然候何々を仕候へと被二仰付一事も有レ之候又猿樂次第と被二仰出一事も有レ之候殿中にて能組の書立を此方へ出し候を內々備二上覽一候へば何何仕候へと被二仰出一事も御座候多分先七番させられ候其以後乞能の事は御氣色次第にて候

おの〳〵御參會の時其亭主の從二女中一猿樂に小袖爲レ被レ遣由承及候左も御座候哉の事

丶御折紙被レ下候兼日に御觸在レ之御使申され候やうは明日於二殿中一猿樂させられ候早々可レ有二御參一との御使に候必伊勢名字にて御入候

又云御臺樣よりはやし物前に觀世大夫をめされてから織物已下御服十被レ下候勢州取次申て被レ下候御ひろぶたにすはる御小袖計なり

正月御事始記云正月十四日於二公方樣一まつばやし御座候從二御臺樣一御小袖を十觀世太夫に被レ下御廣ぶたに九被レ入候て御母持出られ候て御臺樣の御側に被レ置候さて御臺樣の上に被レ召候唐織の御小袖を御母ぬがせ被レ申候て如レ常たゝみ候て九の御ふくの上におきて御てゝ伊勢守に渡申され候を請取申御前を罷立觀世大夫に遣レ之大夫拜領仕此十の御ふくにて松ばやしを仕候て懸二御目一候次に御小袖を御廣蓋に入候次第八の無レ存儀候歟御小袖に色々高下有レ之事候御母とは伊勢守が妻の儀に候御てゝとは伊勢守が事に候

殿中以下年中行事云八月十五日八幡宮放生會祭禮同十六日於二社頭一猿樂アリ長命大夫每年申也公方樣有二御出一於二龍王之間一御覽自二社務一終日御酒アリ管領以下被レ參也

又云殿中又ハ社頭ナドニテ猿樂ヲ申時公方樣ヨリ御劍又ハ御小袖以下クダサレバ大夫參テ御緣ニテ給間奉公中持テマカリ出御小袖ノ上ニ御劍ヲ置一度ニ可レ出レ之奉公外樣ナド拜領ノゴトク御劍御小袖等ヲ別別ニ出サンコト太不レ可レ然自餘之物ヲ被レ下時モ右ノ手ヲバ御劍二ノ足ノモトヲ取左手ニテハ何ニテモ下サレン物ヲ持テ可二罷出一也モシカタ手ニテ持レヌ物ナラバ先御劍ヲカタ手ニテ出シ其以下ノモノモロ手ニテ可レ出御小袖猿樂以下ノ遊モノニ下サレン時御前ヨリ物ノ盖ニテモ廣盖ニテモ置テ御出シ有トモ持テ出サン時ハ御劍ヲバ右ニ持御小袖以下ヲバ左ノ手ニ持テ一度ニ可レ出レ之次ニ能ノ時管領見被レ申コト有テ太刀小袖ヲ被レ掛時モ太夫請取也其時管領直ニハ不レ可レ出太刀ニ小袖ヲ添テ御緣ニ置テ如レ元御前被レ參也

大内問答云御能はいかやうの身體罷出はじめさせ可レ申候哉同舞臺以下樣體の事

於二殿中一は此方勤役仕候畠山殿に而は遊佐四郎左衞門尉京極殿に而は多賀豊後守赤松殿に而は浦上美作

齋藤親基日記云二十五日猿樂云々
應仁記云先一番ニ將軍家大將ノ御拜賀結講二番ニ寛正五年三月觀世ガ河原猿樂云々
應仁畧記云翌年春三月兩亭押並べて御成同十六日は大夫入道東の亭御氣色思程の時宜なり觀世今春當代の御猿樂昔を殘す日吉猿樂石童大夫が笛物狂ひ乙松以來代々名を得し蟹が狂言御簾の際に召れつゝ御酒器を下されおぼし出たりし事共も只一睡の夢の昔名のみ殘りて跡ぞなき
四條流庖丁書云カナカケノ折敷ニ直ニ參リ物入テ參ラスルコト不ㇾ可ㇾ有責テハ花紅葉ノ下ニテハ芝居ナレバ免ス處モ可ㇾ有古無ㇾ之事也御前ニテ舞々猿樂ノ道ノ者ニコソ左樣ニ有テモ苦カラネ云々
家中竹馬記云慈照院殿御成始には觀世大夫能を仕て萬疋舞臺に置かるゝ也其趣は五貫づゝ並たる中を繩にて結て左右に拾貫引さげて拾人して持て出る也白砂の上より舞臺におく正面には不ㇾ置大夫則罷出て御禮を致して其後座の者執て行なり翌年の御成よりは勢州眞親の異見にて五拾疋被ㇾ下也其謂は三職並國持れたる方は毎年の御成に毎度百貫なり今當方は濃州一箇國なり五十貫可ㇾ然云々諸家の爲とて被ㇾ申也是も舊例を存せらるゝ儀なるべし其比觀世大夫が父音阿彌もあり然間能はてゝ音阿彌に二千疋被ㇾ下是は折紙なり毎年如ㇾ斯御成之時觀世に被ㇾ下祿この定なり私ざまにては是より減じたらんも不足にてはあるべからずと云々又諸家の內はなどは其人によると見えたり但別して扶助を加ふる時被引懸入ぬるなり
朝倉敏景十七箇條云從㆓京都㆒四座之猿樂等切々呼下見被ㇾ好間敷候其價を以國の猿樂器用ならん者を上ぼせ仕舞をも被ㇾ爲ㇾ習候者末々迄も可ㇾ爲㆓嘉樂㆒事
殿中申次記云其後觀世と申入て御障子を內よりあけ申て於㆓庭上㆒懸㆓御目㆒也先々は吉良殿と東條殿も出仕なり奉行已後公家の前也
又云十四日今日は一獻在ㇾ之於㆓御會所㆒平家在ㇾ之其後御懸にて松奏（ハヤシ）在ㇾ之是は一亂以前の事也
年中定例記云いにしへは松ばやし有觀世松ばやし過て能あり用意に萬疋又當日に萬疋被ㇾ下候此折紙をばうたひ申時御前にて伊勢守遣ㇾ之常德院殿御代には廿五日に有、日吉兩人田樂兩人庭上に祗候千疋づ

野靜　册子洗　住吉詣　求塚　鉢木已上外　卒都婆小町　道成寺已上習十番內等なり　其子世阿彌康正元年死八十一歳作る所九十番あり

五十五番は內廿八番は外七番は習十番の內○康正元年八十一歳といふより推考すれば應永年中三十歳前後なれば世阿彌が作の應永にかゝれるもあまたあるべきなりこれ則應永のころはじまれる證なり

北山殿行幸記成恩寺關白經嗣公記云應永十五年三月十五日夜に入て崇賢門院へうち〳〵行幸なるこの御あるじ御ともにまゐらせ給ひてはえ〳〵しくうちみだれたる御あそびどもありてさるがくをもわざとせさせられてえいらんあればみちのものどもこゝはとおのがのうのあるかぎりをつくしたるもげにことわりとおぼえてこよなき見物にてぞ有けるこれぞ今の猿樂の物にみえしはじめなるべき

三寶院滿濟准后記云應永卅四年正月十三日卷レ簾覽ニ猿樂一

能花傳書云應永七年觀世が先祖元清が作なりといふ中比天下に竹田はつとりとて兩人曲の名人ありつるが其時彼兩人六十六番ののうを作り色々の曲をそへたる也今にかすがの能と申すは是なり竹田は今春大夫なりはつとりは當家の源なり

應永七年の著述に中比とさす時は應永に先立て能の名目も有つる樣なれど此書一說に依託の書なりといへばひとへに信じがたし

嘉吉記云六月廿四日御成ヲ申ケル義敎少シモ覺リタマハズ常ヨリモ人少ナニテ赤松ガ亭ヘ入ラセ玉フ饗應以ノ外ニ美麗ヲ盡シ御供ノ衆マデイツキカシヅキ義敎一人輿ニ乘ジ御一獻ヲアガリ玉フサラバ御能ヲ可レ初シトテ鵜ノ羽ヲワキ能サセ中入時ニ至テ時分ヨシト思ヒ兼テ工ミシ如ク云々

春日社參記云東大寺の寶藏には勅封を付らるゝ事にて頭左中將のぶたね束帶にてぞ勅封をばひらき侍りし二十五日猿樂とて朝よりまゐりて暮れてぞ宿に歸り侍りし

飯尾宅御成記云于時觀世又三郎能注文自ニ公方一被レ下也　いそのはら　たむら　あすか川　かんたん　ろう太こ　かげきよ　かきつばた　はうか　いはふね音阿彌　おに　ゑやう〳〵　さねかた音阿彌　以上十三番

古今要覽稿卷第二百六十二

●雜藝部

猿樂

猿樂に古今の差別あり古の猿樂と今の猿樂とその名は似たれども其事は大に異なるなり古は其名をサルガウととなへいまは其名をサルガクといふ（古の猿樂の異なるよしは末に記す）さて今の猿樂は鹿苑院殿の時應永の頃に權輿せり

謠作者目錄北山行幸記花營三代記三寶院滿濟准后の記等に見えたり○或説に公武の樂をわかたんために鹿苑院殿の觀世太夫等に命じて作らしめられし所なりといふいまだ其出所をしらず

田樂の一變せし物といふ説は信じがたし猿樂は唐樂にもとづきて拍子をかへたるものなり故に猿樂はおのづから猿樂にて田樂とならべ行はれつゝ今日にいたりしなり又猿樂の舞を能といふことは能藝といふ詞より名目になりしにや北山殿行幸記にさるがくをもわざとせさせてえいらんあればみちのものどもこゝはとおのが能のあるかぎりをつくし室町殿日記に大内義隆が京都南都より申樂の名人等をよび下し能藝をつくさせなど見えしぞ猿樂に能といふ詞の有りし證なり

これより先田樂に能といふ名目ありしなり實意僧正の作に久安田樂能の記といふ一冊あり久安三年三月十七日住心院にて伏見殿に見せまゐらせし時の記なり先中門ロビンサヽラ次に立逢次に刀玉次に能藝としるして一番にせたの春敲門の能二番女沙汰の能三番に北野物ぐるひの能などいへる類にて十番までありかくそれがしの能といへる名目ありつれども今の能といふ名目をうけたるにはあらず其故は應永より天文の頃までも猿樂とのみいひて能とはいはざりしなり又花傳書八重櫻人倫訓蒙圖彙等にむかしより能といふ名目のありしごとく書きたるは追記の詞故取りがたし

觀世左近元章所レ著謠作者目錄云元祖觀阿彌（應永十三年死五十二歲）作れる所の謠十七番あり白鬚　花筐　松風　卷絹　百萬　自然居士　鵜　融（已上内）　松尾　淡路　吉

詮丈曰田樂のうたひもの世に傳はる事ありやいまだしらず

常陸國誌云田樂久慈郡金砂山有二神祠一其神土人以レ時祭レ之七十二年有二一大祭一其日有二田樂一爲二種々俗舞雜伎一名曰二田樂一也按田樂者古昔大行二於世一近時人失二其傳一故餘國無レ有レ所レ聞唯本國民間相傳有レ之

按に餘國無レ有レ所レ聞とはむげの說也大和國春日及江戶淺草寺王子金輪寺等今につたはりて每年張行せり猶餘國にも有るべし王子權現每年七月十三日田樂張行す先其目錄を神樂堂に押す目錄云中門口道行腰笮行違同中座同三拍子同默禮同捻三度中立腰笮搗笮同笮流子魔師以上拜殿の階の間に幕をはり別當の座とす別當僧都兒童二人左右にしたがへて座に着やがて甲冑を被たる法師竹を引て人を拂ふこれにつゞきて白張を着長柄の傘をかたげしをのこ僧都のまへに來て一揖し走て金輪寺にいたり如レ此往返する事數度是を七度半の使といふやがて田樂ねり出法師武者二人太刀七腰左四腰右三腰をはき薙刀を持てくるしげにあゆみ出るなり先樓門の邊にて拜禮し神樂堂の前に至り行違といふより堂に上る色色の紙もてつくりたる花笠をきてさまぐの裝束せし法師四人づゝ左右に立て數々の曲を舞ふまひ終て着たる笠をぬぎて見る人にあたふ群集の人あらそひとる

芝田樂

平家物語〔願立條〕云後二條の關白殿山王の御とがめとておもき病をうけさせ給ひてうちふさせ給ひしかば母うへ大殿の北の政所大きに御なげきあつて御さまをやつしていやしき下﨟のまねをして日吉の社に御參籠ありて七日七夜があひだ祈り申させおはしますまづあらはれての御立願には芝田樂百番百番のひとつ物競馬流鏑馬相撲おの／＼百番云々

これは嘉保二年の事なり芝田樂とは舞臺をかまへずして芝間にて奏する義にても有べきにや抄には袖びろの白き衣裝に笠をたれきて俗にいふ鷺足といふものにのり謠ものをうたひ馬場を飛ありくなりと見えたりしかし芝田樂以下法樂の品々古鈔本には見えず○古鈔本云御母北の政所是を御歎き有て祈り申させ給ひしかば暫しは御平愈と聞えさせ給ひしが云々これによれば芝田樂等の品々は後に竄入せし物と見えたり

○正誤

俳優考云猿樂又一變シテ田樂ト云フモノ出來タリカノ匡房卿ノ田樂ヲ按ズルニ云々高足一足腰鼓振鼓銅鈸子編木殖女養女ノ類日夜ニ絶ユル事ナク注云江家次第ヲ見ルニ散更ノ中ニモ高足一足等ノ舞アリ田樂ニモ又高足一足等ノ舞ノ名アレバ猿樂變ジテ田樂ト成シトハ覺ルナリ又今モアル田樂ト云フモノ猿樂ニ大ニ似テ少シク異ナルモノナリ

按に田樂はもと田家より起りて猿樂と別派なることは既に上にいふがごとし高足一足等の曲名のおなじきことも上に辨ずるがごとし今もある田樂と猿樂と大に似て少しく異なるといふこと心得がたし今の猿樂に似たりといふことにやもししからば詮丈がおもふ所は大に異にしてすこしく似たる所もありといふべきにや

又云田樂ハ纔ニ南都ノ邊ニ殘リテ年ゴトニ一度春日ノ神事ニ從フ事ニハナリタルナリ

詮丈曰田樂は傳はる所南都にはかぎらずちかく江戸の淺草寺又王子の金輪寺等に毎年行はれ常陸國金砂山にては七十二年に一度張行すといへり猶諸國にも有りもすべし

又云田樂ノ歌ヒ物ドモ皆々猿樂ノ歌ヒ物ノ如クニ古ニ有リシ事ヲ詞ニ述べシ事彼國ノ傳奇ノ如シ

大夫各折紙被下之
殿中申次記云日吉田樂參るなり其次に田樂と申入て
同於二庭上一被二御覽一候也
大内問答云觀世大夫と田樂の次第は如何候哉の事前
前より觀世大夫は田樂より上を仕候然に近日上意之
趣は御當家之御事は等持院殿樣より始申也然者田樂
は增阿彌觀世是阿彌被二召出一候間觀世より田樂は前
たる故に田樂可二進申一候旨被レ仰候右京兆我等言上之
趣は年久儀は不レ致レ存候普廣院殿樣東山殿樣以來者
觀世進申旨雖二申上一候無二裁許一田樂を被二召出一候定
而觀世も先規之次第追而可二申上一候次第者此分に候

五十番

でんがくのちうもむくちのすきれんじ
　のぞくぞ月の細めなりける
秋の霜おきなおもてのゑらひげの
　ながき夜あかす月をみる哉
左は首尾いひかなへり右は上句事ありといひた
てゝ長夜月見るとばかりはすこしすゑよわくき
こゆ左可レ勝
よそへてもげにぞ戀しき人まねの
　おほひかづらの女すがたを
戀られてむくいやするとゑめば冠者
　うつくしげなる人と見えばや
左右ともに我道のすがたをかりて戀をよせたる
心ばせやさし仍爲レ持

職人盡歌合所載田樂猿樂圖



又卷廿七（田樂條）云新座本座ノ田樂ヲ合セ老若ヲ分チ能クラベヲゾセサセケル云々兩方ノ樂屋ヨリ中門口ノ鼓ヲ鳴シ音取笛ヲ吹立タレバ匂蘭芝ヲ凝シ紅粉ノ粧ヲ盡シタル美麗ノ童八人一樣ニ金襴ノ水干ヲ着テ東ノ樂屋ヨリ練出タレバ白ク清ゲナル法師八人薄化粧ニ金黑ニテ色々ノ花鳥ヲ織盡シ染狂ハシタル水干ニ銀ノ亂紋打タル下濃ノ袴ニ括ヲ結（下結してイ）デ拍子ヲ打綾藺笠ヲ傾ケテ西ノ樂屋ヨリ爛（キラメキ）渡テ出タル有樣誠ニ天魔波旬モ諸共ニ袖ヲ飜スガトゾミエタリケル一ノ簓（サヽラ）ハ本座ノ阿古亂拍子ハ新座ノ彥夜叉刀玉ハ菊王道一各神變ノ堪能ナレバ見物耳目ヲ驚カス

又卷卅三（公家武家榮枯易地條）云此茶事過テ後又博奕ヲシテ遊ビケルニ一立テニ五貫十貫立（タテ）ケレバ一夜ノ勝負ニ五六千貫負ル人ノミ有リテ百貫トモ勝ツ人ハナシ此モ田樂猿樂傾城白拍子ニ賦（クバ）リ捨ケル故ナリ

又卷三十五（新將軍歸洛條）云聽テ合戰ノ評定可レ有トテ人々ノ下人共ヲ遠ク除タル所ニ推參ノ遁世者田樂童ナド數多出來タル程ニ諸人皆目加（クバ）セシテ其日ハ酒宴ニテ止ミニケリ

又卷三十九（大內介降參條）云在京ノ間數萬貫ノ錢貨新渡ノ唐物等美ヲ盡シ奉行頭人評定衆傾城田樂猿樂遁世者マデ是ヲ引與ヘケル間此人ニ增ル御用ノ人有ルマジト未ダ見エタル事モナキ先ニ譽メヌ人コソ無リケレ

文安田樂記云文安元年六月廿九日及レ晚福若丸（本座田樂菊阿子也）召出て於二中川一舞曲兩三番音曲數返藏阿飯阿愛阿已下六人庭上に座今阿刀玉取レ之同三年三月十七日田樂先中門口ビンサヽラ菊阿彌笛玉阿彌（着二花笠一高足駄をはく）次立逢飯阿愛阿寵阿全阿なり揚二萬歲聲一飄レ袖事良久次刀玉々阿今阿兩人勤レ之其役常之儀者壹人なり次能藝一番勢田の春敲門の能二番女沙汰の能三番北野物ぐるひの能四番尺八の能五番なるこの能六番書寫の能七番法然上人の能八番小野小町の能九番屏風の能十番さねかたの能田樂之惣人數注レ之福若鷹菊子丸（愛阿子）寵喜久丸（寵阿子）藤松丸（似阿子）菊阿（ビンサヽラ）飯阿（イヽタテ）似阿（小鼓）愛阿（舞舉能等通二諸事一福若丸師也）林阿（太鼓）寵阿（能之人數）玉阿（刀玉笛）金阿（能高人數）松阿（狂言）家阿（言足笛）今阿（刀玉）一阿（狂言）幸阿（笛）德阿（狂言）同十八日田樂始之中門口以下如二昨日一一番水くみの能二番あつもりの能三番女敵うちたる能四番關原與一能五番夜念佛能六番はらかの能七番源氏の能八番若水の能

畠山亭御成記云田樂四人祇候松阿堅阿藤阿道阿今春

でんがくといひてあやしきやうなるつゞみこしにゆひつけてふえふきてさゝらといふものつきさまぐ〵のまひしてあやしの男どもうたうたひゑひて心ちよげにほこりて十人ばかりありそが中にこのたつゞみといふものはれいのにも似ぬ音してこぼ〵〵とぞならしいくめる云々さていきづきていまはうゑのゝしるを御覽じやりていとおかしうおぼしめさるありつるがくのものどもゝみちのほどつゝましげに思ひたりつるかしこにてはわがまゝにのゝしりあそびたるさまどもいみじうおかし折しも雨すこしふりてたご(田子)のたもとゞもゝしほどけげなり云々この田人どものうたふうたをきこしめせば「さみだれにもすそぬらして植うるたを君がちとせのみまくさにせん」「うゝるよりかずもしられず大空にくらにぞつまんみまくさの稻」とぞうたふうたさへつくりいでたりければみまやのつかさの心ばへをとのばらいみじうけうせさせ給ふ

按にこの詞によればみまやのつかさの造意ともおぼしけれどさらになきこと俄にとりたてん日數もなしことにたつゞみなどいふものも見ゆればもとよりさることありけんをことさらに風流をそへしものなるべし

洛陽田樂記云永長元年之夏洛陽大有二田樂之事一不レ知二其所一レ起初自二閭里一及二於公卿一高足一足腰鼓振鼓銅鈸子編木殖女養女之類日夜無レ絶喧嘩之甚能驚二人耳一

按に高足一足等の名たま〵〵江次第所謂猿樂の曲名に似たるにより田樂は猿樂の一變せし物といふ説あるはくはしからず其故は始め田植の樂にてまたく田家よりおこりぬるよしは榮花物語に見えたるがごとしことにこの記の下の文に或は陵王抜頭等の舞を奏すとも見えたればたゞちに猿樂の曲を學びけんともおもはれず猶禮服を著甲冑を被と見えたれば凡の行粧學ばざることなししかれば田樂はおのづから田樂にて猿樂の變せしものにはあるべからず

太平記卷廿四(天龍寺建立條)云身ニハ五色ヲ粧リ食ニハ八珍ヲ盡シ茶ノ會酒宴ニ若干ノ費ヲ入レ傾城田樂ニ無量ノ財ヲ與ヘシカバ國費エ人疲レテ饑饉疫癘盜賊兵亂止ム時ナシ

古今要覽稿卷第二百六十一

●雜藝部

田樂

田樂はもと田家の樂といへる儀にやその濫觴とおぼしきこと榮花物語に見えたりその樣は田植に風流を盡せしにていまだ田樂といふ名目はあらず男女あまたさま〴〵にさうぞきてでむがくといふつゞみふえさゝら田つゞみなどはやしたてうたひつれてさまざまにまひてわたりしなりこれは三條院の治安三年のことなり其後七十餘年を經て堀川の院の永長元年に洛陽田樂記を匡房卿のかゝれしには其起るところをしらず閭里より初まりて公卿に及ぶとこそしるされたれこれ田家より起りし故ならんこの比までは貴となく賤となくこのみにまかせて舞たはぶれしを其後漸に盛に行はれて業とするものも出來て本座新座等の名も聞えはてには勸進せることにも至りしなり

榮花物語御裳著云さ月になりぬ大宮土御門殿におはしませば殿何わざをして御覽ぜさせんとおぼしめして此との丶御まやのまぐさの田は殿のきたせが院といふ所にぞうゑける此ころ植うべかりければみまやのつかさめしてこの田うゑん日はれいの有さまながらつくろひたることなくてをこがましういかにも有のまゝにてこのみなみのかたのうまはみかどよりあゆみつゞかせてらち(埒)のうちよりとほしてきたざまにわたすべしうしとらの方のついぢをくづしてそれより御らんじやるべきなりひんがしの對にてなん御らんずべきと仰ごとうけ給ていま二三日のほど何わざをとおもひて其日になりてかのすみのついぢくづさせ給ひて東のたいにみやとの(宮殿)丶うへわたらせ給ふ女房たちさぶらふかぎりはまゐるわかうきたなげなき女ども五六十人ばかりにもころもといふもの(はかまイ)いとしろうきせてしろきかさどもきせてはぐろめくろらかにべにあかうけさうせさせてつゞけたてたり田あるじといふおきないとあやしき衣(着)きやれたるひがさしてひもときてあしだはきたりあやしきさましたる女どもくろかいねりきせてほうに(頰丹)といふものぬりつけてかづらせさせてかさゝせてあしだはかせたり又

えたるはいぶかしき事なり猶おもふにこの比何に寄てか管絃の業はゝかるべきことの有りしものなるべきにや

○正誤

吉備大臣入唐繪詞云さてまた唐人來ていはくざえは有ども藝はあらじ碁をうたせて心みんといひて白きいしをば日本の人にうたせて黑き石をば我等うちてこのかたちにつけて日本のつかひをころさんとあひぎすおに（鬼）又このよしをつぐ大臣これを聞て碁とはいかやうなるものぞと尋ぬれば三百六拾一もく有もののひじりめ九ばかりなりといふ大臣夜もすがら天井のくみれ（組入）にむかひてあんじえたり次の日あんのごとく碁の上手をつかはしてうたするに勝負なし其時にきびたう（唐）の方の黑石をひとつぬすみてのみつ勝負をあらそふとき唐人まけぬあやしきこととなりとて石をかぞふるにたらずよりてうらなふにぬすみてのめるなりとうらなふ吉備大きにあらがふにさらばかりろく（訶梨勒）丸をふくせさせていださんとするにきび又ふんじ（封）とゞめていださず終に勝ちぬ

按に此繪詞はいづれの御世誰の書けるといふ事も傳はらずとにかくはるかに後のものにて詞のおもむきも正史實錄に見えたることにもあらず詮丈おもふにこの繪詞の作者は參議雅經卿ならんかとおもはるゝ事ありそは伴大納言の繪詞も彼卿にしてまたくこの繪詞とおなじ筆勢のやうにおもはれぬと住吉内記にかたりければされば年比のうたがひもはれぬこの繪の筆者光長なり年中行事の繪も同筆にて雅經の詞書なりしかばといひけりしかれば後鳥羽順德の御世に出來しものなり吉備大臣の入唐の事は正史にも見えたれど西土にて碁打たりといふことはふつに見えぬことなりこの比かくざまにかゝれたるは何ぞより所の有りしものならんとはおもはるれど圍碁の傳來はこの大臣より先なること上にいへる如くなればたとへものによりてかかれたりとてもうけがたきものなり

ふるさとはみしともあらずをののえの
朽ちし所ぞ戀しかりける

後撰和歌集卷二十賀歌

院の殿上にて宮の御かたより碁盤いださせ給ひけるごいしげのふたに

命婦清子

をののえの朽んもしらず君が世の
盡ん限りは打心見よ

拾遺和歌集卷九雜下

天暦の御時一條攝政藏人頭にて侍りけるに帶をかけて御碁遊しけるまけ奉りて御數多く成はべりければ帶をかへし給ふとて

御製

白浪のうちやかへすと待ほどに
濱のまさごの數ぞつもれる

碁

○釋名

續日本紀令義解○按に名義未詳碁音期字又作棊世間云五と和名鈔に見えたりこれは漢音の棊を呉音の五にかへてとなへしなり歌にはまさごなどよみて眞砂子によせてよむことなり按に前漢書李泌傳に賦二方圓動靜一曰方若二棊局圓一若二棊子一とみゆこれもと數の多きよりしていふべければ歌にいさごまさごなどよむももとよりおなじ意なるべし

碁手錢

李部王記源氏物語○碁手の手は今俗酒手などいふとまたく同じ語にて代といふことなりこは代の音をテと約めていへるものなりそも／＼碁手錢は圍碁のかけものにしてふるくはかならずかゝるわざをせられしものと見えたりたゞし碁手錢は多く産養の砌にのみまうけられて常は何にまれ有合ふものはた異ものを用ひられしなるべし拾遺集の歌の詞書にみるもの丶帶をかけものにせられたる又今昔物語の亭子院の寛蓮法師と圍碁の折も金の枕をかけものに給ひしなどおもひあはせてしらる丶なり且うぶやしなひの折ならで碁手といふもの見えたるは永承四年の禖子內親王の賀陽院の歌合のときに見えたるのみなりおもふにふるく歌合の砌はかならず管絃の事ありしものなりしかるにこのときのみさる業はなくて碁手云々といふことの見

見セズ棊雙六十服茶ナド呑テ三日三夜マデ笑戲テ居タリケル間郎從共外樣ノ人モ思ヒヨルベキ樣ゾナカリケル

徒然艸云圍棊雙六ごのみ宼あかしくらす人は四重五逆にもまさる惡事とぞおもふとあるひじりの申しゝこと耳にとゞまりていみじくおぼえはべる

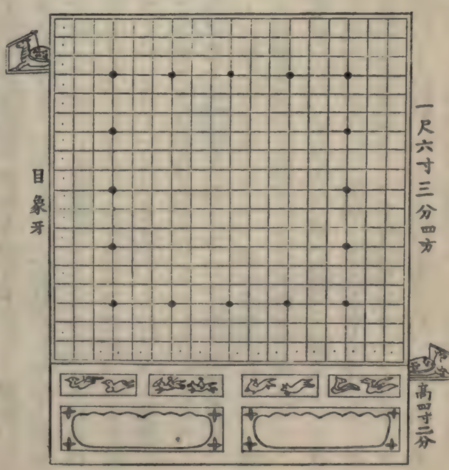
壒囊抄云棊ノ手ニ付テウチカフ、ノゾクナド云其字ハ何ゾ左樣ノ字皆棊經ニ有ベシ取分テ卅二字ノ難字アリ　衝(サシイル)　斡(ウチカフ)　綽(ヲシカヘス)　約(ヲサフル)　飛(トバス)　關(トホル)　劄(ツムル)　割(同)　粘(ツグ)　頂(ソフ)　尖(スルド)　覰(ノゾク)　臚(同)　閑(トムル)　打(キル)　斷(タチキル)　行(ノブル)　立(タチヘダツル)　捺(ウチハサム)　聚(メトル)　點(ナカデ)　跨(マタガル)　夾(サシハサム)　拶(止ムル)　廦(ウチテトル)　勤(カラム)　撲(同)　征(シチヤウ)　持殺(ヂコロス)　鬆(ミダル)　槃(タスク)等也

又云棊局ヲ作ル法高六寸長一尺四寸廣一尺三寸八分一目ノ分七分ニシテ一年ヲ表シテ三百六十ノ目ヲ盛リ九曜ヲ像リテ九ノ聖リ目アリ晝夜ニ擬シテ黑白各三百六十石アリ

下學集能藝門　云圍棊

又云手談〇今按に圍棊又云手談とあれどふるく石の名目いでたることとなし恐らくはこのごろの俗語ならんか

東大寺寶物圖所棊盤



〇和歌

古今和歌集卷十八雜下

つくしに侍りける時まかりかよひつゝ棊打ける人のもとに京にかへりまうで來てつかはしける

紀　友　則

の人また先達可レ計其上に我存ずる旨をいふべし
碁局寸法　長一尺四寸八分廣一尺四寸高六寸二分
木厚三寸四分足高三寸二分
この寸法大旨也但し見吉き程に可レ計石各以二貳百一爲二一具一聖目の事由緒不二分明一說云局目三百六拾は一年に宛其中に九有は九曜也云々本文に付て聖目とも又云聖目と此字を用事極僻事なり際目とはこの字を用ふと云々さかひじり目といふなり
十訓抄云義家朝臣陸奥前司の比常に堀川右府の許に參りて圍碁を打けりいつも小雜色一人ばかりを相具したりけり太刀を持ちて中門の内のからゐしきに居たりけりある日寢殿にて圍碁を打間犯人を追入あり犯人刀をぬきて南庭をはしり通るを前司義家が候ぞまかりとゞまれといひけるを聞いれず猶すぎければ某候よしいひきかせよやれといふその時雜色八幡どのゝおはしますまかりとまれといふこの事を聞てたちまちにとゞまりて刀をなぐよりて雜色これをとらふ其間近邊の小家にかくし置きける郎等四五十人ばかり出で來てくだんの犯人を相具してゐて去りぬひごろかゝる武士ら人に見えざりけり

古今著聞集博奕部云承平七年正月十一日右大臣家の饗に中務卿宮おはしましたりけるに中務卿と右大臣と圍碁の事有けり碁手は錢にてぞ有けるむかしはかやうのはれの儀にも賭ものにいでけるにこそ近代にはたがひてこそはべりけれ
ますかゞみおどろのした云萬世もつきすまじき御世の榮えつぎ〳〵今よりたのもしげにぞ見えさせ給ふ御碁うたせ給ふついでに若き殿上人どもめしてこれかれ心のひき〳〵にいどみあらそはせさせ給へばあるは小弓すぐろくなどいふことまでおもひ〳〵に勝負をさうどきあへるもいとおかしう
太平記卷七千劍破城軍事云大將ノ下知ニ隨テ軍勢皆軍ヲ止ケレバ慰ム方ヤ無カリケン或ハ碁雙六打テ日ヲ過シ或ハ百服茶褒貶ノ歌合ナンドヲ翫ビテ夜ヲ明ス
又卷廿三大森彥七事云其次ノ夜モ月陰リ風荒クシテ怪シキ氣色ニ見エケレバ警固ノ者共數百人十二間ノ遠侍ニ並居テ終夜睡ラジト碁雙六連歌ヲシテゾ遊ビケル
又卷三十八畠山入道道誓沒落事云遊佐入道性阿ハ主ノ畠山殿ノ落ラルヽ粧ヲヤガテ知タリケレドモ暫ク人ニ會釋シテ主ヲ何クヘモ落延サセン爲ニチトモ騷タル氣色ヲ

房共簾ヨリ臨合タリ其時ニ寛蓮碁石笥ヲ一ハ取テ今一ツヲ簾ノ内ニ差入タレバ女房ノ云ク二共□給ヒマレ然テ其ニ置給ヘト申□何デカ口恥カシク擲ムト寛蓮糸可咲クモ云フカナト心ニ思エテ碁石ノ笥ヲ二ツ乍ラ前ニ取置テ女ノ云ハム事ヲ聞カムト思テ碁石笥ノ蓋ヲ開テ石ヲ鳴シテ居タリ此寛蓮ハ故立テ心バセナド有ケレバ宇多院ニモ然ル方ノ者ニ思食シタル心バセナレバ此ヲ極ク興有テ可咲ク思フナルベシ然テ几帳ノ綻ヨリ卷數木ノ様ニ削タル木ノ白ク可咲氣ナルガ二尺許ナルヲ差出テ丸ガ石ハ先ヅ此ニ置給ヘト云テ中ノ聖目ヲ差ス手ヲ可ニ受申一ケレドモ未ダ程モ不レ知バ何トカハト思ヘバ先ヅ此度ハ先ヲシテ其程ヲ知テコソハ十廿モ受ケ聞エメト云ヘバ寛蓮中ノ聖目ニ置キツ亦寛蓮擲ツ女ノ可レ擲手ヲバ木ヲ以テ敎フルニ隨テ擲持行ク程ニ寛蓮皆殺シニ被レ擲ヌ纔生タル石ハ結ニ差マヽニ手重ク不レ擲ネドモ大方ヲ衞テ手向ヒ可レ爲クモ非ズ其時ニ寛蓮思ハク此ハ希有ニ奇異ノ事哉人ニハ非デ變化ノ者ナルベシ何デカ我レニ會テ只今此様ニ擲ツ人ハ有ラム極テ上手也ト云フトモ此ク皆殺シニハ被レ擲ナムヤト怖シク思テ押壞ツ物可レ云方モ思ハヌニ女少シ咲タル音ニテ亦ヤト云ヘバ寛蓮此者ニハ亦物不レ云ゾ吉キト思テ尻切モ履不レ敢迯テ車ニ乗テ散シテ仁和寺ニ返テ院ニ參テ然々ノ事ナム候ツルト申ケレバ院モ誰ニカ有ラムト不審ガラセ給テ次ノ日彼ノ所ニ人ヲ遣シテ被レ尋ケルニ其家ニ人一人モ無シ只留守ニ可レ死氣ナル女法師一人居タリ其ニ昨日此ニ御座ケル人ハト問ヘバ女法師ノ云ク此家ニハ五六日東ノ京ヨリ出忌給フ人トテ渡リ給ヒタリシカド夜前返リ給ヒニキト院ノ御使ノ云ク其渡リ給ヒタリケン人ヲバ誰トカ云フ何ニカ住給ト女法師ノ云ク己ハ誰トカ知侍ラム此家主ハ筑紫ニ罷ニキ其ヲ知リ給ヘル人ニヤ有ケム□不ニ知侍一ト御使カヘリテカクト語リケレバ其後ハ沙汰無クテナム止ニケル内ニモ此由ヲ聞食テ極ク奇異ガラセ給ニケリ其時ノ人ノ云フハ何デカ人ニテハ寛蓮ニ會テ皆殺シニハ擲タム此ハ變化ノ者ナドノ來リケルナメリトゾ疑ヒケル其比ハ此事ヲナム世ニ云合ヘリケルトナム語リ傳ヘタルトヤ

圍碁式向局事云先石のふたをあけて黑きを敵の方へやりて白きを我はとるべし員弁にかけものゝ事むねと

碁ヲ遊バシケリ天皇モ極ク上手ニ遊シケレ共寛蓮ニハ先二ツナム受サセ給ヒケリ常ニ遊バシケル程ニ金ノ御枕ヲ懸物ニテ遊バシケルニ天皇負サセ給ニケレバ寛蓮其御枕ヲ給リテ罷出ルヲ若キ殿上人ノ勇ヌルヲ以テ奪ヒ取セ給ヒニケレバ此樣ニ給ハリテ罷出ルヲ奪ハセ給フ事度々ニ成ニケリ而ル間猶天皇負サセ給テ寛蓮其御枕ヲ給リテ罷出ケルヲ前ノ如ク若キ殿上人數追テ奪ヒ取ラムト爲ル時ニ寛蓮懷ヨリ其枕ヲ引出テ后町ノ井ニ投入レツレバ殿上人ハ皆去ヌ寛蓮ハ踊テ罷出ヌ其後井ニ人ヲ下シテ枕ヲ取上テ見レバ木ヲ以テ枕ニ造テ金ノ薄ヲ押タル也ケリ早ク實ノ枕ヲバ取テ罷出ニケリ然ル枕ヲ構ヘ持タリケルヲ投入レケル也ケリ然テ其枕ヲ打破ツ仁和寺ノ東ノ邊ニ有ル彌勒寺ト云フ寺ヲバ造タル也ケリ天皇モ極ク構タリトテ咲ハセ給ニケリ此テ常ニ參リ行程ニ内ヨリ罷出テ一條ヨリ仁和寺ヘ行トテ西ノ大宮ヲ行ク程ニ袙袴着タル女ノ童ノ穢氣無キ寛蓮ガ童子ヲ一人呼ビ取テ物ヲ云フ何事ヲ云ニカ有ラムト思テ見返リ見レバ童子車ノ後ニ寄來テ云ク彼ノ候フ女ノ童ノ申シ候也白地ニ此邊近キ所ニ立寄ラセ給ヘ可レ申事ノ有ル也ト申セト候フ人ノ御スル也トナム申スト寛蓮此ヲ聞テ誰ガ云ハスルニカ有ラムト怪ク思ヘドモ此女ノ童ノ云フニ隨テ車ヲ遣セテ行ク土御門ト道祖ノ大路トノ邊ニ檜墻シテ押立門ナル家有リ女ノ童此也ト云ヘバ其ニ下テ入リヌ見レバ前ニ放出ノ廣庇有ル板屋ノ平ミタルガ前ノ庭ニ籬結テ前栽ヲナムヲカシク殖(植カ)テ砂ナド蒔タリ賤小家ナレドモ故アリテ住成シタリ寛蓮放出ニ上テ見レバ伊與簾白クテ懸タリ秋ノ比ノ事ナレバ夏ノ几帳清氣ニテ簾ニ重ネテ立タリ簾ノ許ニ巾鑭カシタル碁枰有リ碁石ノ笥可咲氣ニテ枰ノ上ニ置タリ其傍ニ圓座一ツヲ置タリ寛蓮去テ居タレバ簾ノ内ニ故々シク愛敬付タル女ノ音シテ此寄ラセ給ヘト云ヘバ碁盤ノ許ニ寄テ居ヌ女ノ云ク只今世ニ並無ク碁ヲ擲給フト聞ケバ然テモ何許ニ擲給フニカ有ラムト極テ見マ欲ク思エテ早ウ父ニテ侍リシ人ノ少シ擲ト思テ侍リシカバ少シ擲習ヘトテ敎ヘ置テ失侍テ後絶テ然ル遊モ重ク不レ爲ニ此通リ給フト自然ラ聞侍ツレ憚乍ラ(脱文)咲テ云ク糸可咲ク候フ事カナ然テモ何許遊バスニカ手何ツ許カ受サセ可レ給キトテ碁盤ノ許ニ近ク寄ヌ其間簾ノ内ヨリ空薰ノ香馥ク匂出ヌ女

權記云長保四年八月十三日丙子參衙無政詣左府奉圍碁負物班竹筆卅管入葉子形書翰菀歸家

榮花物語月の宴云御ものいみなどにてつれ〴〵におぼしめさるゝ日などは御前にめしいでゝ碁すぐろくうたせへんつき石などりをせさせて御らんじ

江家次第標注云圍碁召ニ公卿若辨少納言中能レ碁之輩ニ圍レ之厨家奉ニ褁錢ニ天曆元年宣旨停レ錢其後募ニ珍味ニ其儀六位外記二人持ニ碁盤碁笥居上二枰ニ置ニ公卿座東ニ二枰東西相對史二人取ニ菅圓座四枚ニ敷ニ碁枰南北ニ上首二人居ニ北圓座ニ上首把レ黑下﨟把レ白公卿以下移ニ着碁所ニ見之相分爲ニ念人ニ

今昔物語徳道上人始建長谷寺語云觀音ノ像ヲ立奉レト見テ夢覺ヌ卽チ行テ堀ルニ夢ノ如ク大ナル巖有リ廣サ長サ等シクテ八尺也巖ノ面ノ平ナル事碁枰ノ面ノ如シ夢ノ敎ノ如ク觀音ヲ造テ後此巖ノ上ニ立奉レリ

又多武峯增賀上人語云龍門ノ聖人并ニ弟子等ニ告テ云ク我レガ死ナム事今日也但シ碁枰取テ來レト云ヒケレバ傍ノ房ニ有ル碁枰取テ來ヌ佛居ヱ奉ラムズルニヤ有ルラムト思フニ我レ搔キ發セト云テ被ニ搔起ニヌ其枰ニ向テ龍門ノ聖人ヲ呼デ碁一枰打タムト弱氣ニ云ヘバ念佛ヲバ不ニ唱給ニシテ此ハ物ニ狂ヒ給フニヤ有ラム悲ク思ユレドモ怖ロシク止事無キ聖人ナレバ云フ事ニ隨テ寄テ枰ノ上ニ石十許互ニ置ク程ニ吉々不レ打ト云テ押壞シツ龍門ノ聖人此ハ何ニ依テ碁ハ打給フゾト恐々問ヘバ早ウ小法師ナリシ時碁ヲ人ノ打ツヲ見シガ只今口ニ念佛ヲ唱ヘ乍ラ心ニ思ヒ出ラレテ碁ヲ打タバヤト思フニ依テ打ツル也

又山城國高麗寺榮常謗法花得現報語云今昔山城ノ國相樂ノ郡ニ高麗寺ト云フ寺有リ其ノ寺ニ一人ノ僧有リ名ヲバ榮常ト云フ亦同郡ノ內ニ一人ノ俗有リ此ノ俗彼ノ榮常ト得意也而ルニ俗高麗寺ニ至テ榮常ガ房ニ行テ榮常ト向テ碁ヲ打ツ其ノ時ニ乞食ノ僧其ノ所ニ來テ法華經ノ□□一品ヲ誦シテ食ヲ乞フ榮常此ノ乞食ノ誦スル經ノ音ヲ聞テ咲フ故ニ口ヲ喎メテ音ヲ横ナハシテ乞食ノ音ヲ學ブ俗此レヲ聞テ碁ヲ打ツ詞ニ穴恐シト云フ而ル間自然ラ俗ハ每度ニ勝ツ榮常ハ每度ニ負ク其ノトキニ榮常忽ニ居乍ラ口喎ミヌ

又碁擲寛蓮値碁擲女語云今昔六十代延喜ノ御時ニ碁勢寛蓮ト云フ二人ノ僧碁ノ上手ニテ有ケリ寛蓮ハ品モ不レ賤シテ宇多院ノ殿上法師ニテ有ケレバ內ニモ常ニ召テ御

猶人にぬけぬる人の何事をもこのみしけるとぞ見えける

又たけかは云にほひやかなるけはひはこよなしとぞ人おもへる碁うち給ふとてさしむかひ給へるかんざし御ぐしのかゝりたるさまどもいと見所有云々ごうちさしてはぢらひておはさうずるいとをかしげなり云々中將など立給ひて後君達は打さし給へるごうち給ふむかしよりあらそひ給ふ櫻をかけものにて三番にかずひとつ勝給はん方に花をよせてんとたはぶれかはしきこえ給ふくらうなればはしちかうて打はて給ふ

又橋姫云御ねんずのひま〳〵にはこの君達をもてあそびやう〳〵およずけ給へばことならはし碁うちへんつきなどはかなき遊びわざにつけても心ばへどもを見奉り給ふに姫君はらう〳〵しくふかくおもりかにみえ給ふ

又椎本云所に付たる御しつらひなどをかしうしなしてごすぐろくたぎのばんどもなど取出て心々にすさびくらし給ひつ

又寄生云御碁など打せ給ふ暮行まゝにしぐれをかしきほどに花の色も夕ばえしたるを御覧じて云々

又東屋云后のみやはこと〳〵しき御なやみにもあらでおこたり給ひにければ心ちよげにて左のおほとのゝ君達など碁うちゐんふたぎなどしつゝあそび給ふ

又手習云くるしき迄もながめさせ給ふ哉御碁うたせ給へといふいとあやしうこそは有しかとはの給へどうたんとおぼしたればばんとなりにやりて我はと思ひてせんせさせ奉りたるにいとこよなければまた手なほして打つあまうへ疾うかへらせ給はなんこの御碁みせ奉らんかの御碁ぞいとつよかりし僧都の君はやうよりいみじうこのませ給ひてけしうはあらじとおぼしたりしをいと碁聖大德になりてさしいでゝこそうたざらめ御碁にはまけじかしと聞え給ひしに終に僧都なんふたつまけさせ給ひし碁聖が碁にまさらせ給ふべきなめり

祐子內親王家歌合判詞云勝負褒貶之比第十七番鹿歌持疑反覆被レ定レ持了其後簾中有二驚レ耳微音一相挑之心中動外形歟滿座高聲乘レ興催レ感着二本座一後置二碁手料紙一擯俗佳遊掩レ古被レ今遺美難レ盡二餘興一交侵二賞嘆之膓一欲レ罷不レ能仍當座上卿以二三首題一同成二嘉詠一召二家經朝臣一令レ講レ歌

産婦饌衡重十六合破子食七荷屯食八具碁手錢二萬賜物兒衣裸各五重納支佐木筥二合（有白絹裏）使大藏丞藤原守忠

和名鈔（雜藝類）云博物志云堯造二圍碁一（音期字亦作棊世間云五）云舜造レ之也中興書云圍碁堯舜以敎二愚子一也

大和物語云故式部卿のみや三條の右のおとゞも上達部などまゐり給ひて碁うち御あそびなど〻給うて夜深ぬればこれかれおもひ給うてものがたりしかづけものなどせらる

源氏物語（空蟬）云なぞかうあつきにこのかうしはおろされたるとゝへばひるよりにしの御かたの渡らせ給ひて碁打せ給ふといふ云々碁打はてゝけち（結）さすわたり心とげに（疾）見えてきは〳〵しうさうどけば（騒動）おくの人はいと靜かにのどめて待給へやそこはぢ（持）にこそあらめこの渡りのこう（劫）をこそなどいへどいで此度はまけにけりすみ〴〵の所々いで〴〵とおよびをかゞめてと（十）をはた（二十）み（三十）そよ（四十）そなどかぞふるさま伊豫の湯げたもたど〳〵しかるまじう見ゆ

又（あふひ）云つれ〴〵なるまゝにたゞこなたに碁うちへんつぎなど〻給ひつゝ日をくらし給ふに心ばえのらう〳〵しくあひぎやうづきはかなきたはぶれごとの中にもうつくしきすぢを〻いで給へば云々ひるつかた渡り給ひてなやましげに〻給らんはいかなる御心ちぞけふは碁も打てさう〴〵しやとてのぞき給へばいよ〳〵御ぞ引かづきて御らんじて云々いたづらに日をおくるたはぶれにても是なんよかるべきと碁盤めしいで候御碁のかたきにめしよす云々さてうたせ給ふに三ばんに數ひとつまけさせ給ひぬ云々三日は例のたゞ宮の御わたくしごとにて五日の夜大將殿よりとんじき五十具碁手の錢わうばんなどは世の常のやうにてこもちのおまへのついかさね三十ちごの御ぞいつへかさねにて御むつきなどぞこと〴〵しからず

又（須磨）云とりつかひ給へるてうどもかりそめに〻なしておまし所もあらはにみいれらるごすぐろく（碁雙六）のばんてうどたぎ（彈碁）のぐ（具）などゐなかわざに〻なしてねんず（念誦）のぐおこなひつとめ給ひけりと見えたり

又（絵合）云筆とる道と碁打ことこそあやしう玉しひのほど見ゆるをふかきらうなくみゆるをこものもさるべきにてかき（書）うつ（打）たぐひもいでくれど家の子の中には

たらんにもふとにはかにおもひ出て物も忘れざる耳遠き字を書くべき事かはかの記中右の外にも見えたる所ありとにかく吉備の大臣の入唐以前に渡りし事忘られたりたゞし吉備公歸朝ありしよりして碁譜口訣等も傳はりて上達せしことはこの頃よりやさかんなりけん吉備公入唐は玄宗の時なれば西土もこの道に高手のもの多かりし時とおもはるさて此後よりして天下さかんにおこなはれ圍碁の沙汰くはしくなりもて來れるが故に吉備公の傳來のやうにふといひ出たるものならんか又ある人の考に圍碁の傳來は恐らくは朝鮮よりならんか其故は吉備公入唐は玄宗の開元四年なり朝鮮史畧に國人善レ碁詔以二參軍楊季鷹一爲二副璸一到レ國獻二道德經一とあるなど思ふに朝鮮ははやくより碁を能するもの多くありしと見えたり此時西土にても楊季鷹を遣はして學ばせしものならむとおもはるとにかく朝鮮は皇國に通ぜしは崇神天皇の御時より渡り初めて西土の來聘よりははるかに以前なり殊に百濟より王仁の類ひ來りて經書わたり又三十代欽明天皇の御代に佛經渡りすべて西土より先に種々の物を渡し來さしめしものならんかといへり此說によるべきにやとにかく吉備公の歸朝まへに渡りし事は正しく忘られたり

古事記神代云天浮橋而指下其沼矛畫以者鹽許袁呂許袁呂邇畫鳴而引上時自其矛末垂落之鹽累積成嶋是於能碁呂嶋云々

令僧尼云凡僧尼作二音樂及博戲一者謂双六樗蒲之類也百日苦使碁琴不レ在二制限一

續日本紀卷十三云天平十年七月丙子、左兵庫少屬從八位下大伴宿禰子蟲、以レ刀斫二殺右兵庫頭外從五位下中臣宮處連東人一、初子蟲事二長屋王一頗蒙二恩遇一、至レ是適與二東人一任二於此寮一政事之隙相共圍碁、語及二長屋王一、憤發而罵、遂引レ劔斫而殺レ之、東人即誣二告長屋王事一之人也、

文德實錄卷十云四月丁酉天陰雷雨夜雨雹大如二碁石一須臾而止

三代實錄卷十清和天皇云夏井兼能二雜藝一尤善二圍碁一伴宿禰少勝雄以レ善二奕碁一延曆聘唐之日備二於使員一以二碁師一也堂父善峯爲二美濃守一勝雄爲レ介夏井時年十餘歲習二圍碁於少勝雄一一二年間殆超二于少勝雄一

李部王記云天曆四年七月七日是夕藤女御有二產養事一

古今要覽稿卷第二百六十

●遊戲部

ご　圍碁

圍碁は堯造レ之とも又舜造レ之とも和名鈔見えて兩說一定しがたし皇國へ傳來せしことはいつの比といふこと詳ならず今に碁琴不二制限一とあり是ものに見えたるはじめにて續記聖武天皇天平十年紀に大伴子蟲中臣東人と碁を圍みし事見えたり吉備の大臣入唐して歸朝のみぎり傳へられし由あまねくいへども正しき書に見えたることとなしたゞこの大臣の入唐の繪詞に大臣碁をしり給はずしてかの地にておぼえられたるよし見えたれども此繪詞ははるかに後のものにて證となしがたし貝原好古が和事始に右の傳へは全く俗說にて取るにたらずとのみいひて傳來の考は何とも見えず思ふに吉備の大臣の入唐は元正天皇の靈龜二年にて歸朝は聖武天皇の天平七年なれば在唐二十年なり吉備公秀才經史を研窮し羣藝を學び得て碁雙六も此時より傳來せしならんとおもふもうべなれどこれよりさき文武天皇の元年に禁二博戲一遊手徒其居停主亦與レ居同罪と續日本紀見えたるなどおもひわたすに文武天皇の元年は吉備公歸朝の年に先立つ事三十九年なり此時既に双六樗蒲の類ははやく渡りて流行甚しかりしと見えたりしかれば雙六樗蒲の類のみ渡りて碁のみおくれて渡りこしものともおもはれずかつ碁は令に不二制限一と見えたれば此時の停止には猶もれておこなはれしものならんか其よしは元明天皇の和銅四年太安麿奉レ勅て古事記を撰（ツクリ）し時稗田阿禮が口づからいふことを一言もたがへず書き移されたるよし序に見えたるかの記の神代の段に於乃碁呂嶋と碁字を古の假名にかりもちひられたるを見れば其比專ら流行して行はれたるものならんかさあらではふと書出る假字に耳遠き字を用ふべきことかはしかれど字は早く渡りて物の渡りこざりしものも有りぬべければ字さへ渡りてしりたらんには書出ぬことやはあるともいふべけれど吉備公の入唐の繪詞に見えたる如くかの地にて碁といふものは何物ぞといふやうにとはるゝばかりしれざるもの丶文字のたとへ渡りゐ

定人神拜シテ櫓ニ登ル次ニ呼皷合鉦皷ノ役モ日記ノ脇ニ座ス陰陽ノ童子見定人ノ後ニ居ル高聲ハ下ニ居ル也于レ時呼皷ヲ打ツ乘人皆乘出ス見定人ノ前ニテ沓ノ禮ヲ用テ馬道ニ歸ル又呼皷ヲ打ツ其時乘人一番出テ七返歸籠(シチヘンガヘリコメ)ヲ乘ル也又呼皷ヲ打ツ乘人馬ノ鼻ヲ揃ヘ待ツ見定人策ヲ出スト二人共乘出ス也標下ニ至テ勝ヲアラソフ也呼皷合スルニ三段ノ習アリ合鉦皷ニ二段ノ習在リ何番ニテモ無レ替口ト終テ阴阳ノ童子馬ノ鼻ヲ揃ヘテ式ヲ乘ル也終テ馬道ニ入ル于レ時呼皷ヲ打テ幕ヲ下ス也皆終テ退去スル也惣而鎌倉競馬ノ勝負ハ傳受アリテ分ルト知ルベシ

儲勝　勝流
追勝　勝持
追持　流レ

如レ右ニ勝負ハ分ル事也傳授タル故爰ニ略ス口傳日記認樣有リ左ニ記ス也

見分人何ノ誰
日記役何ノ誰

一番	左持	富所左衛門尉
	右	村岡彌三郎
二番	左	當麻右馬五郎
	右追勝	撿伏三郎
三番	左追持	下條四郎
	右	秦弘員
四番	左追持	澁谷右衛門三郎
	右	秦種久
五番	左追勝	烏子左衛門次郎
	右	秦行人

如レ右日記ハ杉原紙一枚ニ記ス也人數多勢ノ時ハ紙ヲツギテモ可也

本多忠憲曰右一條ハ頃日或人ヨリ書記シテ贈レリ是前條弓馬要覽ノ說ニ髣髴タリトイヘドモ大同小異ニマカセテ校計ノタメニ卷尾ニ錄シテ補助ト爲スコトシカリ

大内競馬加茂競馬鎌倉競馬ト云フアリ武家ニハ鎌倉競馬ヲ以テ專トス

競馬之馬場殿ハ長三町幅五杖也以レ萩テ橫ニ一通埒ヲ結女埒男埒ノ品アリ以レ圖知ルベシ

勝負櫓之事四間四面也皆四方取攝ニシテ色幕ヲ打ツベシ棧敷ハヤグラニ見物ノ居所也引付テ作ル也

標下之木ハ場末ニ植ル也春夏秋冬ニ違アリ櫓ノ内色物ノ事先床餝リニハ左ニ置鳥右ニ置鯉次ノ左ニ銚子右ニ提子也何モ蝶花形ヲ以テ包也同座ノ日記座ノ脇ニ呼皷ト合鉦皷ヲ臺ニ居テ置ク也勿論二色別々ニ臺ニ居置クベシ競馬始ル時迄ハ幕ヲ下シテ置クベシ

裝束之事

見分人ハ直垂ニ烏帽子掛シ小サ刀ニ策末廣扇子ヲ持也童子二人直垂ニ小サ刀薄化粧シ髮ヲバ餘リニ亂シ銀ノ元結ニテ結ヒ策ト末廣ノ扇子ヲ持也

日記ノ役ハ素袍袴ニ侍烏帽子小サ刀ヲ指シ末廣扇子ヲ持也

呼皷合鉦皷ノ役モ日記ト替ルコトナシ

男女餝馬ハ十五歳以下ノ童部ノ役也水干ニ指貫童子烏帽子末廣ノ扇子ヲ持也女童子ヘ花笄指テ薄化粧シテ水干ニ紅ノ袴ニ末廣ノ扇子ヲ持也

高聲ノ役小素袍小袴小サ刀烏帽子ヲ着ベシ

警固四人素袍袴ニ士烏帽子小サ刀ニ末廣扇子ヲ持也

文臺ノ役ハ小素袍小袴ニ小サ刀ニ烏帽子掛テ勤ムル也

介添フ役ハ素袍袴侍烏帽子小サ刀末廣扇子ヲ持也

乘人ハ侍烏帽子金紗ノ差小手金紋紗上衣淺黃指貫熊皮ノ尻鞘小サ刀策ヲ腕ニ掛ル也

舍人ノ役ハ白丁ヲ着ル也

乘人ノ馬裝束ハ定マル法ナシ餝馬ハ厚総ノ尻懸色ハ紅也手綱ハ染手綱ナリ

惣而競馬半ニ疊デ可レ番也

足揃之事當日五日程モ前ヨリ乘ル此足揃ニ外レテ當日ニ出デザルハ法ニアラズ

競馬出場之事

警固四人並歩出テ四隅ニ立次ニ日記役前ニ文臺ヲ持セ出デ日記所ニ至ル押續テ合策ノ童子二人二行ニ行ク介副ノ者モ一人引統テ二行ニ行ク同日記ト並座ス次ニ見定人陰陽ノ童子ヲ召連出ル次ニ呼皷合鉦皷ノ役モ二行ニ歩出ル也次ニ高聲ノ者モ二行ニ出ベシ見

神拜して祝詞をあぐる其間童子および右の役人皆々蹲居するものなり見定人櫓に至り正面に向ひ座する時呼皷の人節を窺ふ見定人仰を下す其時呼皷をうつ乗人皷を聞て馬道より馬を乗出し先づ櫓に向ひて一禮して其懸場を往還して馬道より出て外埒に屯する也暫ありて呼皷を打しむる其時一番の乗人二行につらなり乗出しこめをかけ七返がへしを乗る也見定人其七返かへしを見て呼皷を打しむる其呼皷を聞て左右の乗人馬の頭を並べ櫓を窺ふ見定人馬のよく並びたるを見て策を出す乗人策を合せ初聲をあげて馬を出すなり跡々の乗人また一番に准じて乗てあらそふべし標下に前へいたりける人櫓にむかひ策をあぐべし見定人其勝をよく見て策を合する也見定人むちを合せたるを見て策振の童子むちを振るなり其時呼皷と合鉦皷を合せてうつなり其間高聲の者南北に分て勝たる人の姓名を呼はるなり二番三番末々の結番また如レ此なり

按に玆に錄する競馬の法式まゝ疑はしき事どもを載せたり本多忠憲曰鎌倉競馬の說は齋藤定易の記する本朝弓馬要覽と號する册子に見たる趣なり是を窃に案ずるに凡京都將軍の頃應安永和以降專ら張行ありし犬追物笠懸の古實作法だに今の世に武門に傳はらず其法廢れるに近し故に不審の條々もつとも少なからず況や古應安より百五六十年以前承元の年間に行はれし競馬の古實どもの近く享保の年次までいかなる由來を以て大坪流の馬術の家に傳はり其作法の存在せし事最も心得がたし且予藏する處の大坪流馬術の舊書凡三十部餘あり右書中に競馬の古實どもを記せし事僅にも見るところなし旁以て信用しがたき事ども也再思ふに右弓馬要覽に記せる鎌倉競馬の古實と云ふなる事々を合せ考ふるに策振見定人文臺役呼皷役等の名目は恐らくは犬追物に號する幣振撿見日記付喚次の名稱によりて後世事を好む輩其名目を借り其法式を學びうつして鎌倉將軍の頃行はれし競馬の式と云ふ事を附會して鎌倉競馬と號けものせし物にやあるらんといへり

或說曰抑競馬者昔五月五日夜南北ノ兩星衆星ヲ率テ陣ヲ作ツ神以テ武ヲ行フ天皇召ニ諸臣ニ進テ令レ行レ之給爰以今賀茂皇太神宮ニモ五月五日執行也凡競馬ニハ

策振の童子直垂に小刀指薄化粧し髪をば銀のはね元結にして策に末廣扇子とり添持つ也二人ともに出立同事なりまた左守あり右守あり鞭は草の陰陽の鞭なり其拵やうに習ひあり日記の役の人出立素袍長袴に侍烏帽子懸小刀に末廣あふぎを持つなりまたむすびつがひの付やうあり杉原紙壹枚に書記す事しかれども乘人大勢の時は紙を繼てもくるしからず

呼鼓の役出立素袍長袴侍えぼしに小刀末廣扇子を持つなりまた呼鼓の打やうに五段の習あり合鉦鼓の役出立も呼鼓の役と同前なり呼鼓にしたがひて合鉦鼓を合する事なり二段の習あり

男女の餝馬の役は童部の役也十三歳より十五歳までを用ふべししかれども前髪ある時は用ひてよろしき也馬餝は厚總の紅の尻懸を用ふるなり手綱は保手綱三寸付たるを用ふべし

童子出立は水干に指貫童子えぼし懸末ひろあふぎを持つ也女の童子は花笄さし化粧して水干紅のはかま着て末廣扇子を持つ也競馬過て其儘兩人ともに乘連て馬の鼻を並べて地道三返のり七返納の地道二返都合十二返年月の返を乘るなり口傳

男女の餝馬乘をさむると呼鼓の役幕をおろして鼓をうつなり其鼓にまた傳あり

高聲の役も侍役なり出立は素袴に小袴小刀さしてえぼし懸して櫓下に蹲居て見定人の仰によりて其勝と其持を其場にて諸人にしらする役なり一人は南へ行き一人は北へ行くべししづかに歩て其人の姓名を呼はるべし

乘人の出立は侍えぼしがけして金紗の差小手金紋紗の上衣淺黄指貫尻鞘懸たる小刀根竹の策を身寄にかけて腰にさして呼鼓にしたがひてのり出すなり

競馬出場文臺の役料紙硯を文臺に居ゑて目通りにあげて持出る也其次に日記の役一間隔てあゆみ行くべし策振の童子日記の役と一間隔て二行につらなり行くべし介副の侍二人押續て行くべし日記役櫓に至り文臺を直し正面に向ふ策振の童子も日記の上に直り策を右に置きて正面に向ふべし見定人御座したるを見て馬道より歩み出るなり餝馬の童子見定人と其間一間隔て行くべし勿論二行につらなるべし童子と呼鼓の役合鉦鼓の役も一間隔て二行に歩むべし高聲の者も一間隔て二行に並び歩むべし見定人標下に至り

舍人頭主馬首左右に分て勝負を爭ふなり今年左馬頭先を爲さば翌年は右馬頭先を爲す也官人の出立は金の繪書ける甲冑朱に繪書ける甲冑を着するなり勝たるかたへは祿を給はるなり委しくは倭の古き文によりて玄るべし

競馬の馬は近き牧に放したる甲負せし馬を用ふる也また親王家儲君公卿の方よりも馬數ありて競馬の馬は出す事なり其馬どもを集めて足揃ひと云ふものを乘るなり見定人卯木の傳を以て遲速を分て其位の馬と馬を合するなり其足揃ひにはづれて當日に出る人は勝たりとも負馬に准ずることとなり

競馬追出しては百の術ありと古き文にも見侍るなりいにしへ承元二年新日吉に五月會の五番の乘尻に大江高遠佐伯國文と結番さだまる高遠は强力にして馬も上手の大男也國文は小男にして無力の者なり必國文負けなんと人々いへり高遠も必定かちぬべしと思ひいさみ進て前に立たり國文追て高遠を引落す高遠落ざまに國文が馬の七寸(ミツヽキ)をとりて引居ゑんとす國文功なる者なりければ手綱をすて鞦を押はづして平首を打て走らせけり高遠轡を持ちながら尻居に倒れ國文が馬轡なく弦もきにてとび行くを中判官親淸馬場の末を守護けるが其郎等に高窗九郎といふ者折合て國文が馬の平首に抱付て棧敷に押當てとめたりけり國文勝て策を揚ければ勝に及ぶ主上叡感ありて銀二領をたまはりけるなりおよそ競馬乘出しては百の術ありといへるも此事なるべし

競馬落馬の法は勝負櫓の前にて落馬あるときは馬場本へ歸りてつがひ直すなり見定人揚策をふる之を見て乘歸るべし櫓過て落馬の時は落馬の方負馬に准ずるなりまた左右の落馬の時は流になりて終るなり

競馬勝負櫓の事四間四面にかり屋形につくり色幕をうつて櫓の內には呼鼓合鉦鼓を置く事なり櫓の內の床餝りは置鳥置鯉置瓶子をかざることなり

埒結やうは串の高さ地際より上四尺横に萩を以て一通結ふ事なり

標下は加茂のけい馬の印木は楓なり神秘なり鎌倉御代の標下は又傳ありて用ふる事なり

見定人出立は官によりて裝束あり鎌倉御代は多分直垂を着したるといへり烏帽子がけしちひさ刀指し策(ムチ)に末廣扇子を持ちそふるなり

古今要覽稿卷第二百五十九

●政事部　武藝

競馬正誤

本朝弓馬要覽云競馬流鏑馬の兩術は古代の道なり禮綱本記に五月五日大内にして競馬幷に流鏑馬を執行たまひける御事は五月五日の夜南北の兩星衆星を率て陳を作る神天以て武を行ふ天皇是にゑたがひ諸臣に是を進めて武を行ひたまひけらし武は太平の本なり治代の君武ならんはあるべからず其武術は競馬流鏑馬なり漢にも五月五日競馬を乘にや荆楚歲時記に出たり然れども漢を以て倭に用ひたるにてはなし右にとける古實なり和漢附合の術なり天道の敎をなすは神なり神の道をなすは天道なり神心よりおこる術なるゆゑに加茂皇太神宮專此事ありかつて異國の道を用ひたるにてはなし

按に漢にも五月五日競馬を乘るにや荆楚歲時記に出たりといふは競渡の事なり競馬に非ず競馬にも其品ありける事なり加茂皇太神宮の競馬あり大内に執行れたる競馬あり武家にもてあそびたる競馬あり鼻違ひの競馬ありまた競馬をくらべ馬と訓ずる時ときそひ馬と訓ずる時は其品ある事なり

按に訓義にかゝはりて品あるに非ず

加茂競馬と大内の競馬はあへてかはることなしといへども皇太神宮の競馬には天馬有$_{二}$標下$_{一}$を勝負の木といひ官人赤色と黑色の出立有り警固の人胄を着する事七篇返し籠の傳有り赤色は左の方淸き色黑色は右の方濁き色神書に赤はきよきとよめり黑はきたなきと讀めり此故に赤裝束の方は神の方に准へ黑裝束は惡魔の方に爲て爭ふ也爭はきそふ也競はきそふともくらぶるともよめり

按にこれより以下まゝ訝しき事ども見ゆれど一々ことわりいはんもうるさければ奥に辨じ置けり

埒のうちくらぶる駒の勝まけは　のり行く人の鞭の打やう

此訓は神の競馬のことなりといへり

大内の競馬は式に詳に見えたり宮庭に軍旗を建つ其本に左大將右大將彈正兵部兵庫帶刀左馬頭右馬頭大

あとをくらめて失にけり敦延に方人纒頭せざりければ院しきりに方人をめされけれども參者なかりけり右方の奉行の將にて大炊御門右大臣の中將にておはしけるに女郎花の織ひとへをなまじひ打かけられにける敦延其祿を鞭にかけて肩にはかけざりけりしたしき物どもの有ける所にて獅子にや似たるといひたりければ誰にてか有りけんなど丶問ひたりければくれぬ物をこひ取たればよといひけるにくながら興有とも沙汰有ける

又云後鳥羽院の御時の競馬に院の左番長秦頼次兼平子府生下野敦近つかうまつりけるに頼次が乘たる馬の鞭を打たりけるに馬場もとへ走り歸りたりけるに競近勝にけり勝負普通ならずとさた有て程へて敦近をめされたるに保延の敦延が事を思ひ出で祿を鞭の前にかけてしたしき物共に向ひて獅子にや似たるといひたりければ御氣色あしく成て所帶も相違してけるとかやかやうの言葉は人によりていふべきや

けり去りながらも遂に敦行勝にけり兼時敦行にむかひてまけてはいづかたへ行ぞといひたりけり人々そのことを感じて纒頭しけるとなんいまだ競馬にまけざりけるものにてかくいひけるいと興あるいひやうなるべし

又云寛治五年五月廿七日二條大路にてはなちがひゑける馬をとりて移を置て競馬六番ありけり殿上人ぞつかうまつりける東の陣のまへより西の中門にむけてぞ馳ける主上太鼓をうたせ給ひけるたはぶれごとなれどもめづらしかりける事也

又云いづれの攝籙の御時にか東三條にて雲分といふあがり馬をのられけるに中門の廊の中に爪がたを付て車寄の戸のそとへとび出たりけり其足の跡のごひなうしなひそと仰られてちかくまで侍けるとかや

又云天治元年十一月廿一日鳥羽院寛治の例を尋て高野に御幸有けり道の程おぼつかなく思召て白河院よりひまなく御使有けり廿七日にぞ中院につかせおはしましける廿八日に奥院にまゐらせおはしましける晦日還御のみち長坂の東野にて御馬をさらへて競馬の事有けり一番左兵衛尉權右中辨顯賴朝臣左勝二番修理大夫左近將曹公俊子左馬いでず左勝三番美作守顯輔朝臣左近生秦兼信兼方子勝負いかゞなりけるやらんいと興あること也

又云保延三年八月六日仁和寺殿の馬場にて日吉御幸の内くらべ七番有りけり一院鳥羽女院待賢門院今宮五宮前齊院御覽ぜられけり左大臣以下參給ひける一番左院將曹秦兼弘兼久子右府生下野敦延敦方子つかうまつりけるに三遲の後敦延が馬の膝より血走りければ他の馬をのせかへられんがためにいれられにけり二番左府生下野敦方敦利子右府生秦兼則うちいでける程に兼則おと(こイ)り心地おこりて勝負の心なかりければ追入られて兼弘敦延又打出にけり左の馬もとより口をうちけれども兼弘ならびなき上手なりければ馬の失をかへり見ず近くまうけてをりかへる事十度にあまりけれ共敦延追ざりけり兼弘おはんとゑければ敦延ちかくよせずかくて時を送るほどにかならず勝負すべきよし仰下されける時兼弘おひてけり敦延がかちの袖をとりて引ほころばかしたりけれども敦延勝にけり兼弘はじめて負にけり大かたのりやう(騎様)上下目を驚かしけり院殊に御感有て兩人ともにめされけれども兼弘

後鳥羽院宸記（院中之御日記也）建保四年四月廿三日公卿殿上人上北面等走ニ競馬ー有レ興左馬頭兼信朝臣早走也
又云同月廿八日今日社司（加茂社司也）氏人等競馬
類聚雜要抄云仁和寺競馬行幸御膳幷御遊酒肴事云々
今昔物語（兼時敦行競馬勝負條）云今昔右近馬場ニシテ競馬有ケルニ一番ニ尾張ノ兼時下野ノ敦行乘リタリケル兼時競馬ニ乘ル事極タル上手也古ノ者ニモ露不レ恥微妙也ケル者也但シ惡キ馬ニ乘ル事好ミナン少心モト无カリケル敦行ハ惡キ馬モ露不レ嫌其中ニ鞭競馬ニ極メタル上手ニテナン有ケル而ルニ其日ノ競馬ニ敦行ハ進退ニ賢キ馬ニゾ乘タリケル兼時ハ宮城ト云高名ノ上リ馬ニゾ乘タリケル其宮城ハ極テ走リハ疾カリケレドモ痛ク上リケレバ兼時ガ乘馬ニハ頗ル不レ負ヲ時兼イカニ思ヒケルニカ有ケン其日左ノ一番ニテ撰テ此宮城ニナン乘タリケル而ルニ既ニ三地畢テ押合テ乘組テ打追フ此宮城常ノ事ナレバ玉ヲ取ル樣ニ上リケルニ兼時極キ競馬ノ手共ニモ否不レ乘デ只不レ落ジトノミ爲シ程ニ兼時馳出シテ負ニケリ競馬ニハ並組ム程ヨリハ勝テ行ク程迄ハ多クノ手有也但シ負馬渡ス事ハ習モ无ク露知タル人モ无カリケルニ其日兼時ガ負テ行ヒケル樣ヲ見テ萬ノ人現ニ負クトモ此クテコソハ行ハメト見ケル何ナル手ニカ有ケン萬ノ人ニ極テ絲惜ト見ユル姿シテゾ渡シケル然レバ兼時負馬乘タル作法萬ノ人ニ令ニ見知一ムト思テ態ト斯ク宮城ニハ乘テ故ニ負クル事ニヤ有ラント人疑ヒケル其ヨリ後ナン吉キ人モ舍人モ負馬渡ス作法ハ斯クナン有ケルト知リケル實ニ然モ被レ疑タル事也カシ兼時ハ惡馬上リ馬ニ乘ル事ハ少シモ心无ク撰テ宮城ニ乘ケン不ニ心得一ヌ事也然レバ其日兼時態ト好デ負ケタルトゾ世ノ人皆讃メケルトナム語リ傳ヘタルトヤ
古今著聞集（馬藝部）云神事の庭には競馬を先とし公事の砌には青馬を始とすしかのみならず武德殿に御幸成てさま〴〵の馬藝をつくさる又信濃の駒を引て左右の寮に給て禮儀にそなへらるをこそ此藝は乘尻の所レ好也隨身の所レ專也
又云正暦二年五月廿八日攝政殿右近の馬場にて競馬十番を御覽じけり山井大納言儀同三司共に中納言にておはしける左右に分て公卿おほく參られけり一番左將曹尾張兼時右將曹同敦行つかうまつりけるが兼時が轡たび〴〵ぬけたりけれどもおつる事はなかり

のだにのる人も馬もいみじういどみてとみにやはいづる馬のこゝちもいといみじう世にめでたしと思ひてともすれば出てはひきいれ〳〵するほどいといみじう心もとなく見えたりさてのみあるほどもひさしければやゝとたび〳〵おほせらるれば出そめてたび〳〵になりて左右かたみにかちまけするほどに亂聲の音もはしたなげなるまでおかしかちまけの乘人のかづけものゝほどなどかたわきていどみたり又やがてこのなかのとねりども方人して東宮の帶刀どもあまたまじりて騎射いさせたまふかちまけのまひなどもおかしうてはてぬれば樂所(ガクショ)のものゝねどもくらうなるまゝにいみじうおもしろし

又(はつ花の巻)云五月には例の卅講などかみの十五日つとめおこなはせ給てしもの十日あまりにはくらべ馬せさせんとて土御門殿の馬場はやらち(埒)などいみじうしたてさせたまふ云々さて左右の亂聲などのかちまけのほどもいと聞ぐるしうおどろ〳〵しきまでであるもはしたなげなり

大鏡云此かやの院どのにてくらべむまある日つゞみはさぬきのせんじおきまさの君ぞうちたまひし一番にはなにがし二番にはかれがしなどいひしかどその名こそおぼえねかつべきかたのつゞみをあしくうちさけてまけになりたりければ云々

清少納言枕草子(むれつぶろものゝ條)云くらべ馬見る云々

左經記云寛仁元年九月廿三日參ニ攝政殿御宿所ニ次之參上給(御前辨少納言遲參仍余奉レ仕ニ御前ニ少納言追參板間)巳刻許上達部多被ニ參會ニ先被レ奏ニ神寶ニ次有ニ競馬事ニ(左毛奏頭保昌朝臣右毛奏備後前司政職朝臣)各奏奉仕左右馬允攝津守長經内匠頭理固幷余有レ召進ニ左中階東腋ニ(北面西上頓西殿御方)仰云長經朝臣皷余鉦皷理固摽勅使可ニ奉仕ニ同微(木ノマヽ)秫各行ニ其所レ勤件事ニ一番(武文年雖レ及ニ七十六ニ騎馬之體宛如ニ壯年ニ皷仁勝也)

台記云久安二年九月廿二日法皇皇后幸ニ城南寺ニ祭如レ常無ニ競馬ニ在ニ流鏑馬ニ事了上皇還御余候ニ御船ニ

又云同月廿五日少時法皇上皇皇后渡御有ニ七番競馬ニ(水干冠)二番勝負畢三番久競被ニ追入ニ四番出間雨下被レ停

又云同月廿六日今日昨日三番已下又相競云々午刻參ニ鳥羽ニ先之三四番勝負云々六七番畢退去參ニ彼堂ニ今日重文勝云々

之稱ニ競馬達者ニ何問レ予哉
故源右府説自レ古以來以ニ相撲ニ爲ニ不定事ニ以ニ競馬ニ
爲ニ一定事ニ勝者心勝也而兼時負ニ賴正ニ如何正近與ニ
公時ニ相會兩度一度設一度追公時取ニ正近於馬場前ニ
放之中絶一丈許殿上競馬之時公時勝ニ正近ニ今年右方
以ニ非常ニ爲レ業入道殿不レ堪ニ忿怒ニ徒跣走ニ歸寢殿ニ給
是左一番以ニ異様舍人ニ令下乘ニ駄馬ニ出上之故也上諷諫
申給曰未レ聞雖ニ腹惡ニ一大臣徒跣而走仍又渡ニ馬場
殿ニ給藏人頭二人在ニ左方ニ仍每事右方無ニ便宜ニ右方
員負ニ舞納曾利ニ入道殿怒被レ縛ニ納曾利ニ吉連者見ニ氣
色ニ不レ改ニ裝束ニ騎レ馬逃正方驚逃ニ人中ニ全青鬼豈有
レ隱哉遂被レ縛ニ付埒ニ春日競馬宇治殿隨身皆悉負一番
公忠負ニ正近ニ二番武方負ニ助延ニ三番貞保負ニ武重ニ四
番公武負ニ近俊ニ宇治殿又攀緣欲ニ入給ニ人々申曰御ニ
覽并五番助友ニ可ニ令レ入給ニ助友於ニ馬場殿前ニ引ニ落
助武ニ又籠ニ其馬ニ渡上下大感不レ論ニ左右ニ皆悉纒ニ頭
助友ニ自餘日暮不レ乘賀陽院冷泉院後冷泉院御時競馬
近重助友相會勝負不ニ分明ニ但有ニ左理ニ歟助友自ニ馬
場東ニ渡時欲レ歸左大將被ニ追返ニ今日皷春憲也左一番
公武負ニ兼武ニ

七外有ニ三様ニ

盤折（ツヾラヲリ）

是常有レ儲ニ馬尻ニ隆方朝臣與ニ助武ニ乘助武曰雖ニ近
儲ニ不レ能ニ出結ニ仍自レ馬下畢宇治殿問給曰隆方結
日屈ニ助武之馬尻ニ罷

鼻競

二人共久不ニ勝負ニ之間有レ仰令下他近衞ニ引上二人之
馬鼻ニ一度令レ出也

隱鞭

竊策レ馬有レ理者馳無レ理者止也尙如ニ品態ニ
凡鞭ニ競馬ニ無レ皷以ニ後馬策ニ爲レ期兩三度雖ニ競馳ニ不
レ策時非ニ勝負ニ十文字者外馬斜渡ニ內馬首ニ也

かげろふ日記云こまくらべの負わざとおぼしくて銀
の瓜破子をして院に奉らんとしたふまふにこの笥に
歌せんとて攝政殿より歌きこえさせたまへりければ
「ちよもへよ立かへりつゝ山城のこまにくらべしう
りのするなり」
世繼物語駒くらべの巻云はかなく九月にもなりぬ關白殿高
陽院にて駒くらべせさせ給て行幸行啓あるべき御い
そぎあり云々くらべ馬十八番なりなまよろしきをり

馬正近公忠一番之時兼房打鼓又爲公忠被咎云々近江栗毛者則忠卿爲近江守之時所出來駿馬也其體似駄走時足付腹公時乘之馳之兼時曰何以馬足祕我乎公時曰至于一蹀(蹎イ)者所惜也惟敦爲上野守獻別栗毛爲令勝於近江栗毛多與物於正近正近乘近江栗毛負別栗毛畢保信自播磨國上洛參入道殿被仰曰近江栗毛負別栗毛畢保信申云雖有勝近江栗毛之馬乘人不可候入道殿被仰可試之由保信試別栗毛曰敢不可有事也四尋許內別栗毛一蹀已劣近江栗毛被取右方殿上競馬之時宇治殿爲右頭仍所被押取也於右近馬場試之左方令伺見之歸來云不知子細焉付埒阿津加飛渡是乘近江栗毛之者焉也道方卿居殿上小板敷正近公忠居其前道方云保信武文以何爲勝正近云保信與正近日々幸也于武文者相會內競馬六十度許也出窮之由雖存心已在前云々正近去後問公忠公忠正近所申不當武文者尋常上手也於保信者蠹尾老懸鞦辻仰乘之也手綱者如委地一尺勝者一尺勝渡馬場一寸負者一寸負渡馬場神妙者也云々公忠謂保信曰若競馬之時三度令搖馬面如何保信曰僕取鞭在埒內所爲事萬事可被信不可被口入至于惡馬事者可被口入公忠以其爲一生面目以惡馬被許之故也宇治殿御說昔有駿馬負競馬怒飡殺其乘尻逃到坂東成神又昔有駿馬競馬之時有欲越敵馬之氣色試馳懸之飛巾子上云々故隆方朝臣曰打鼓之時可打中心爲仲打鰭落埒云々隆方朝臣爲鼓勅使一度者乞主殿司著紅粉一度者飮酒爲色不青也表非臆病之由歟故泰憲卿曰競馬勅使乘尻鞭與勅使鼓一度以打合爲事競馬之間無(卯本無作齊異本ニ依テ改之)憚枕御屛風若爲風被吹倒者令近衞次將立之當日不盡者後日多覽後番次有勝負舞此次或覽近衞騎射帶刀騎射遷駕東遊等別記

武文爲三條殿隨身令申曰明日競馬可相殿御馬如何大臣云用意可乘此日不敵勝畢三條殿被追却武文武文云出取之後忌後勘當春日競馬近俊公武相會其日公武乘節丸延近敎近俊云節丸者性惡馬也近寄者如踏敵馬歟其時可追果如其言下野敦友與播磨爲則相會之時敦友先馳隆方朝臣曰如時可打鼓如何予曰勅使打鼓之後可馳右馬也仍打

御馬一之由上而院後日召之給レ祿尾張氏與二播磨氏一代代爲レ敵尾張遠望相二播磨武仲一武仲相二遠望子安居一安居相二武仲子貞理一貞理相二安居子兼國兼時一貞理曰相二兼時一之時思二先祖秘說今日可レ乘之由一相二兼國一時構思二不レ可レ負之由一貞時與二兼時一相會七度四度貞理勝二度兼時勝一度持兼時相二貞理子保信一依二陳世諷諫一不二勝負一兼時乘二宮城一會二敦行一兼時度々脫レ鐙以レ不レ落爲レ賢遂負畢此日向二敦行一曰負者入二何方一哉感二此詞一纏頭云々物部武文朱雀院競馬天曆聖主被レ仰云此男者將來乘尻也保信與二武文一度々相會八幡競馬之時武文勝花山院京極殿御行競馬保信勝先レ是兼時外孫下野公時習二右競馬樣於保信一保信不レ秘授之兼時說云若負二武文一者是手綱長也可レ縮二一寸一又曰競馬者見二上手面一難レ相二競馬一之間保信欲レ出二兼時一搖レ頭次兼時打レ桴保信不レ論二左右一馳之得レ勝兼時後日曰武文馬好向レ馬走而右足在レ上仍令レ追也武文後日晩景於二左府一拔レ刀充二兼時一云欲レ報二一日悵恨一此日兼時見二保信一密云可二空馳一保信不レ聞二空馳一兼時又云可レ結二腹帶一保信不レ聞レ結之時兼時又云可レ令レ出レ屎保信不レ聞留レ馬不レ令レ出レ屎兼時又曰可レ入レ內保信又不レ聞レ入レ內又不レ出兼時曰保信競馬已以究竟三條院行幸競馬二度保信又勝武文見二老屈一爲レ令レ盡レ力久不快下野公助難云如レ此久不レ乘者武德殿競馬如何入道殿今度召二武文一夜令レ候二御隨身所一明日日出之間渡二馬場殿一給召二公時一被レ相二年齒一如レ孫乘途如レ子武文爲二公時一雌埒被二押措一武文絕二左鐙一是爲レ令下人不上レ知二曉所一レ被レ相也而馬場末有レ人纏二頭公時一是實資大將也曰行幸之日不レ可レ有二如レ此事一入道殿大驚

按に可の上不字脫歟

可レ被二着座一之由被レ仰不レ謂二左右一逃避行幸之日雖レ村二武文馬足一保信待二馬足振一追之云々

京極殿馬場樹蔭覆レ埒馬到レ此懼不レ出武文負二公時一者是故也後以二公時一被レ相二保信一保信知二樹景一打過立公時不レ追入道殿問二其故一給公時由曰保信者方上手也而故貞保云保信爲二公時一被レ追二一度負云々故長經朝臣打二競馬鼓一頗有二偏頗一是國負畢是國來二鼓下一放二言長經一曰君心操如レ此仍不レ被二昇進一也明理行成者當初殿上一雙也一人者大納言在二殿上一一人者在二地下一打レ鼓有レ人曰何依下詈二長經一喚中公卿名上哉春日競

遲每度少納言打鉦一遲者間廣是外馬者退內馬者進
也相互之所打鉦兵法曰兵者進以鼓退以鉦蓋其遺
法也二遲漸進三遲鳴鐙過出馬必不過三遲尾張兼
國二遲追之下野助友一遲追之凡馬首共向馬場末
之時打鼓或共雖向北左馬在南右馬在北共欲打
返之時打之秦武則播磨保信之時陳世朝臣打之播磨
貞保聞鼓馳北勝者到標桙下指鞭當額又顧北
解紐並攝腰渡御前埒外近衛次將取口或有纏頭
事其始出時不論左右子息近衛取口宇治殿御說
下野敎行一番之時不論左右子息皆付之紅緣相交
又有馬失之時子息近衛渡御前迎之此間臣下賜
衛重有勸盃事頭勸之吹二番負方先出凡三五七九
左爲表手二四六八十右爲表手六番已後少納言打
鼓辨打鉦近代不然辨始終打之十番不依前番勝
負左先出若左馬有理雖先馳右馬見無理不馳之
時左馬又歸立上卿前上卿以笏攪北左馬則入馬論
之時召標勅使被問以標爲定也凡競馬者有種々
樣唐八部外馬不乘之遲長不入之名也八文字表手
下手馬其儲事如八字敢荒凉不向馬場末之故也
秦兼方爲外馬請向馬場末背前例云々凡折馬

者左必折左右必折右但右馬亂之時不此限空馳
外馬獨馳到馬場末也不可過二度云々若及三
度者處負不全馳下野敦季十度馳之故經信卿被
稱不合者十列相廣各付埒乘之高助延好之折懸外
馬返北到敵馬首更折馳南也多爲敵被追之秦
正延好之秦武方云是不便體也正近相武方十度折之
武方一度不能追之下野助友曰有能出折懸之馬荒
凉不可折懸尻互自敵馬後伺短追之也先向見
上凡競馬者出之後有百術況未出之間哉或以鞭
指馬腹又指尻然而敢不打敵馬面以鞭遮敵馬
面或轡敵馬取轡之時或引廻自引覆以取外方轡
爲吉以取打懸胸爲吉又以搔頸爲吉取腰以
後之時不留近俊爲助友被引落引留助友馬立助
友爲貞保被突落引留貞保馬立競馬者是競馬
也非競人仍以留馬爲負以先馳馬爲勝見寬
平御記近重勝助友落馬死貞時負武忠落馬死茨田相
平依無隙僞乞水飲之以杓打馬勝之土師乙瀧乘
右馬寮鹿毛此馬腋有餘肉當見物之時馬狂奔不
能制此事人不知乙瀧得其意申請乘之相朱雀院
御馬勝之渡御棧敷前之間取敵馬渡人恐勝院

臨時競馬事

神泉苑　朱雀院　上東門院　賀陽院　鳥羽院

隨所裝束各異

兼日被定念人（上卿於陣定之令參議書之左右書分親王執政以下公卿皆入之依官定左右自餘依位階相分）

前一兩日攝政或被貢馬卽有御覽

當日行幸馬場殿（或御御船令渡給賀陽院鳥羽殿例也）

卽先御輿到馬場殿

左右乘尻各十人騎馬相向

其裝束

冠老懸　帽額　錦裲襠（ウチカケ）（左緋地右青地）

攝腰（コシザシ）（同裲襠色）　左退紅布袍（是近衛常袍也）

右淺黃蠻繪布袍　亂緒藁履塗鞭（以紙捻代藤卷）

錦袴（左緋地右青地）　檜尻鞘（左鰐右魚）

鐙（長日常）　連着鞦　平文移鞍

勅定二三番許番之、或褐衣之上着裲襠染分布袴（左蘇芳右青是非常儀藝事也）

左蘇芳緋（形如猿）右駒形（如楚乃）供平御輿前下御馬場殿

公卿先立列如恒次公卿着幄兀子床子先於御休息

方供小膳次出御大床子關白先着簀子圓座故

源右府說曰競馬者御馬乘近衞所奉仕也至于官人者臨期隨

次令近衞次將召公卿乍立頗磬折召之公卿參上

着同圓座次大將二人起座取奏馬助令持允奉之

乘尻一枚馬毛付一枚也進自庇奏之文留御所大將

取空枚退下右大將不參之時左大將有兼奏例左大

將不參之時左方公卿次將可奏歟次主上以奏文給

一上卿兼被仰下以官人可爲一二三番由大臣

復座召參議於座前令改書五位藏人隨仰置紙

筆（入柳筥）上卿令書畢奏覽留御所大臣大辨復座藏人

撤硯乘尻等向馬場末左經御前自埒東西向馬

駐次馬部渡居飼不渡御前越雌埒向馬出大臣

令召勅使傳大辨召之大辨下殿仰外記辨少納

言大監物各一人列立殿下北面西上（謂東向馬場殿儀）大臣仰

辨少納言曰某朝臣罷馬出（禮）仰大監物曰ム（ナガニシ）罷標（禮）

三人同音稱唯辨少納言退左經殿後著馬出床子

卽給大鼓鉦鼓（近衛官人立之）大監物卽著標下床子次毛付

馬允持札立埒東西次員差府生着胡床（左埒西右埒東）各

先貫箭一筋立座前次左一番出來鼓前之間右一

番出左乘尻取直鞭勅使辨少納言起挿笏取桴（バチ）次三

馬（下文によれば十の上に有の落たる歟）
又云保延四年四月廿九日天皇行ニ幸法金剛院一有ニ競馬十番一
又云後白河天皇保元三年四月廿九日於ニ鳥羽離宮一公卿殿上人競馬各着ニ打懸一十番中納言伊實卿頭中宮亮顯長爲ニ一番一去十七日有ニ行幸一也
又云六條院仁安二年十月廿五日太上天皇御ニ幸日吉社一准ニ行幸儀一有ニ舞人一廿六日競馬廿七日相撲廿八日還御
又云後鳥羽院文治元年六月廿日法皇御ニ幸日吉社一內大臣已下供奉有ニ舞人一又明日於ニ社頭一可レ有ニ競馬一被レ具ニ乘尻十八人一非ニ一員一御幸乘尻供奉今度始也
又云建久六年十月卅日關白於ニ春日社一有ニ競馬一十番有ニ音樂勝負舞等一
又云土御門院建仁二年二月廿六日太上天皇臨ニ幸石清水宮一諸衛一員幷舞人等供奉於ニ宮寺一有ニ競馬事一
又云建仁三年十一月廿五日於ニ鳥羽殿一有ニ競馬事一
又云同年同月廿八日於ニ春日社一競馬事
又云承元三年六月九日今日於ニ石清水宮一有ニ七番競馬一仍ニ上皇御幸一
又云建保二年七月十七日上皇於ニ加茂上下社一有ニ七番競馬五番流鏑馬一仍ニ去夜御幸一
又云承久元年四月廿日中宮侍典參ニ日吉社一有ニ田樂幷競馬一
又云後深草院建長二年六月三日上皇御ニ幸大相國山庄宇口縣眞木嶋一四日戊戌於ニ眞木嶋一有ニ五番競馬一公卿殿上人隨身等乘之
又云建長七年二月廿一日依ニ大宮院去年閏五月御產御祈一院御隨身等加茂上下社北野社有ニ五番競馬立願一仍今日於ニ加茂上下一在之同廿四日院御隨身等於ニ北野社一五番競馬云々同六月五日院御ニ幸吉田泉殿一殿上人御隨身等有ニ五番競馬一
吉部秘訓云經家卿（六條三位）談云有ニ二藝一者一競馬一番作法顯季卿傳ニ助友之說一顯季敎ニ顯輔一顯輔敎ニ重家一重家敎ニ經家一相承倣無ニ不審一又無ニ習傳人一近衛舍人之中分明不レ知之敦助經家所レ敎也可ニ注申一之由奉ニ院宣事一也
師元本年中行事云五月五日走馬事五月四日奏ニ走馬結番幷毛色事一五日節會事六日競馬事
江家次第（臨時競馬篇）云

右當日早朝鞍細馬十疋（雖有驗馬不載駒牽奏文莫預此列）車駕幸武德殿登時寮頭以御馬名簿進於御監則傳奏寮官牽近衞十人令騎細馬卽以次度、度畢頭已下從殿後至於馬出埒下左右近衞中少將與寮頭助共令競走左右寮允各一人立馬出埒左右側奏馬名詞云某牧若干某毛御馬若干有臣下貢者同上條內豎傳奏左右近衞將監左右馬寮各允屬一人牽馬醫就馬留標下注勝負丈尺競走畢還寮近衞兵衞官人牽舍人等到來裝束而騎調馬陣列向射場騎射訖諸衞更亦騎御馬供奉雜戲

倭名類聚鈔（雜藝類）云本朝式云五月五日競馬（和名久良閉宇麻）立標（標讀師米）

百練抄云花山天皇寬和二年六月六日法皇仁和寺覽競馬打球

又云寬弘元年五月廿七日花山院幸左大臣上東門第覽競馬

又云後一條天皇寬仁四年九月廿二日前攝政參詣八幡宮具舞人殿上人上官公卿扈從翌日有競馬

又云治安二年五月十二日關白於賀陽院第競馬

又云萬壽元年九月十九日行幸關白高陽院第有競馬

又云長元二年四月廿八日關白左大臣於白川別業競馬

又後朱雀天皇長久三年九月廿一日行幸關白高陽院覽競馬

又後冷泉天皇康平五年五月廿二日天皇於高陽院覽競馬騎射

又云白河天皇承保三年八月廿八日於賀陽院有競馬事（廿七日競馬五番）

又云應德元年四月廿八日高陽院競馬

又云堀河天皇寬治四年四月十九日今日仙蹕留城南主上上皇渡御馬場殿有競馬騎射

又云寬治五年三月廿六日關白參石淸水社行競馬

又云同年四月廿二日關白參詣加茂行競馬

又云康和四年閏五月十五日行幸鳥羽離宮覽十番競馬廿五日覽競馬騎射等蓋康平承曆例也

又云崇德天皇保延二年九月七日上皇於八幡宮供養金泥五部大乘經翌日有競馬十番

又云保延三年九月廿三日天皇行幸法金剛院十番競

古今要覽稿卷第二百五十八

●政事部　武藝

競馬　くらべ馬

競馬は往古走馬とのみいひしを名目二樣にわかれしは嵯峨天皇の弘仁の頃より也夫より百年餘をへて醍醐天皇延喜の式には走馬と競馬と二名を載せられたり五位已上より走馬を進といひ或は神社に走馬を奉る事あれども競馬を奉ることとみえず然れば弘仁の比より延喜のころにいたりて走馬競馬差別ある事しられたり其證は所謂五月五日爾五位(與利)以上若干人等進(禮流)走馬云々令三群臣馬一競上と(弘仁式)みえ五月五日五位已上進ニ走馬一云々又五月五日五位已上競馬將監就ニ標下ニ記ニ勝負一と(延喜式)みえまた五月五日走馬事云々六日競馬事と(師元本年中行事)みえたり是等の文を以て合せ考ふるに走馬といふはたゞ競馬に用ふる馬の名目なり競馬といへば結番(ツガヒ)を定め兩馬ともにはせくらぶる時の名目なり馬は同じき走馬ながら競ぶる義もて競馬と呼びし也三代實錄に競ニ走馬一競ニ馳馬一とみえたるによれば則走馬競馬の差別顯にしらるゝなりさて又時代時代によりて名稱異也いはゆるくらべ馬きそひ馬駒くらべなどさまざまにとなへありくはしき義は釋名にいだせり競馬の裝束場所の作法勝負の有無等は弘仁延喜の兩式江家次第等に詳に記されたり

類聚國史(歲時部)云天長六年夏四月癸酉御ニ武德殿一覽ニ競馬一

又(奉獻部)云天長七年冬十月庚申諸衞府奉レ獻ニ競馬一負物賜レ祿有レ差

三代實錄云貞觀三年五月五日天皇御ニ武德殿一觀ニ覽騎射一親王以下五位以上貢ニ競走馬一同六日己卯天皇御ニ同殿一觀ニ覽競走馬一並如ニ舊儀一

又云同四年五月五日端午之節天皇御ニ武德殿一觀ニ諸衞騎射一親王以下五位以上貢ニ競走馬一如レ常

又云同六年五月五日端午之節天皇御ニ武德殿一觀ニ諸營騎射親王以下競馳馬一

延喜式(左右近衞府)云凡五月五日五位已上競馬將監就ニ標下ニ記ニ勝負一

又(左右馬寮)云五月六日競馬幷騎射式

高住率二遊男廿人一參二上下社一着二青摺一歌舞如レ例
溫故日錄云五月むかしは大内武德殿にして五月六日の競馬騎射の事ありて五位以上走馬を奉るよし延喜式に乏るせり云々五日は五位以上人の奉れる馬に乘り六日は寮の御馬に乘て競馬の事あり云々

事ニ云々
禁秘抄南殿儀云次於レ陣辨已下引分將參上卿分與レ之院
關白家等也走御馬用ニ寮駒ー或不レ走依レ仰也
九條年中行事云五月五日走馬結番事
江家次第加茂祭云春宮走馬中宮走馬各二疋馬寮走馬左右各六疋
又吉田祭云神馬走馬列ニ立神殿前ー
本朝文粹祭文云色紙繪馬三疋走馬十列云々
小右記云萬壽元年九月十九日貢馬走馬毛付事云々
小野宮年中行事云四月廿日以前五位已上申下不レ堪
レ進ニ五月五日走馬ー狀上事外記廳例云若障由五月一日
以後一切不レ用
又云五月五日走馬結番事
師元本年中行事云四月廿日奏ニ五位已上不レ堪レ進五
月五日走馬事五月四日奏走馬結番幷毛付事五日節會
事六日競馬事
年中行事秘抄二月上申日春日祭事云々關白家神馬立
事以ニ藤氏五位ー爲レ使以ニ諸衞官人十人ー爲レ乘云々
貞信公記云延喜十六年二月十日乙未春日奉幣如レ恒
但命加ニ奉走馬神馬等ー
又云六月十五日感神院走馬勅樂等事云々天延三年六
月十五日祇園御靈會始被レ獻ニ樂人走馬ー也
又云祇園獻ニ馳馬ー例天慶五年六月廿一日主上使ニ右
近少將良峯義方ー奉ニ馳馬十匹感神院天神ー賽ニ先年兵
亂之祈ー騎者左右近衞各五疋陪從亦兩府五人裝束同ニ
賀茂祭等ー
又云走馬勅樂等事天延三年六月十五日丙辰公家自ニ
今年ー於ニ感神院ー被レ奉ニ走馬勅樂東遊ー依ニ去々年皰
瘡事ー也依ニ上卿不參ー參議源惟正卿參入行事右近少
將藤原理兼爲レ使左右御馬各五疋左右近衞官人已下
供奉云々走馬音樂每年可レ被レ奉東遊今年計也
おもひのまゝの日記云五月五日は武德殿のむかしの
跡をたづねて節會走馬などあるべし
公事根源云四月賀茂國祭中申日欽明天皇の御宇四月
に吉日を撰びて祭らるゝ由所見あり云々今日の國祭
は賀茂の本祭なるべきにや西の日の祭は公家より使
を立られ走馬を獻らる相かはるべき也
又云六日祇園臨時祭十五日御禮などの儀大方は□野
におなじ云々又今日走馬□□などあり
本朝事始云宇多天皇寛平三年十一月十四日□午於ニ
鴨明神ー有ニ奉幣帛幷走馬事ー勅使右兵衞督藤原朝臣

料調布四尺二寸表腹帶七尺結ニ額髮ニ絲二兩（餘祭馬裝准レ此）其
使五位已上官一人（使者裝束之數見ニ內藏式ニ）皇后宮走馬二疋（馬裝同上）並二
寮遞供奉（餘祭准レ此）
又云凡大神社夏祭走馬十二疋（二疋儲料）其使允一人率ニ馬醫
馬部ニ供奉
又云凡春日神春冬祭神馬四疋（事訖放ニ本牧ニ）走馬十二疋云々
又云凡大原野春冬祭云々走馬十疋云々
又云凡當宗社本山科等社夏冬祭走馬十疋云々
又云造ニ走馬鞍一具ニ料纃脊料緋革（以ニ一張ニ充ニ二具ニ有ニ革大小ニ准量充レ之）
云々
貞觀儀式（春日祭）云春日坊走馬左右各一騎在ニ道左右ニ中
宮走馬各一騎次レ之近衛走馬各六騎次レ之
又云大臣以下及朝使氏人就レ座（北面東上重行）次神馬四疋走馬
八疋牽ニ列神殿前ニ
類聚國史（奉獻部）云天長四年冬十月丁未御ニ紫宸殿ニ右衛
府寮獻ニ走馬ニ輸物賜レ錄有レ差
百練抄云圓融天皇天延三年六月十五日公家始自ニ今
年ニ被レ獻ニ東遊走馬等ニ祇園社依ニ去年皰瘡時御願ニ也」
本朝月令云四月中酉賀茂祭事云々山城國司預申祭日
郎錄狀少納言奏可差勅使令奉幣幷有ニ走馬ニ（事見ニ內藏及左右馬寮式ニ）
又云五月國史云天平十九年五月天皇御ニ南苑ニ觀ニ騎
射走馬ニ
又云五月五日騎馬國史云大寶元年五月五日奏蹴鞠會
五位已上出ニ走馬ニ
又云寶龜七年五月五日天皇御ニ重閣門ニ觀ニ射騎ニ召ニ
渤海國使史都象等ニ亦會ニ射場ニ令ニ五位已上ニ進ニ裝馬
及走馬ニ云々
又引ニ弘仁官式ニ云凡五月五日天皇覽ニ騎射幷走馬ニ辨
及史等撿ニ校諸事ニ云々
又引ニ弘仁兵部式ニ云五月五日騎射云々同節五位以上
進ニ走馬ニ云々前十日走馬結番之文從ニ太政官其馬毛
色ニ各令ニ諸家申ニ訖云々
又引ニ貞觀馬式ニ云凡五位已上不レ堪レ進五月五日走馬
四月廿日以前申ニ送其狀ニ已進ニ不レ堪狀ニ之後若當日
若先一日進馬之類並爲ニ負馬ニ
內裏式（五月五日觀ニ馬射ニ式）云兵部省申久五月乃五日爾五位（與利）已
上若干人等乃進（禮留）走馬若干匹進（禮樂久乎）申給（波久止）申（無勅答）訖
還ニ本位ニ次大輔進就レ位亟一人騎レ馬牽ニ走馬ニ而進云
云令ニ羣臣馬競馳ニ別遣ニ兩近衛次將各一人ニ勾ニ當其

物㆒變㆓熟食㆒充㆓此日饌㆒云々爭㆓種々馬藝㆒云々（ここに馬射と記されしは走馬と騎射とをいふなり）
續日本後紀（嵯峨天皇紀）云承和三年五月癸卯天皇御㆓武德殿㆒閲㆓覽四衞府馬射及五位已上所㆑貢走馬勝負㆒
又云承和九年五月甲午朔乙未勅五月五日供節五位以上走馬之鞍並馬飾不㆑論㆓新舊㆒聽㆑用㆓金銀㆒但薄泥不㆑在㆓聽限㆒嘉祥二年五月甲寅朔戊午天皇武德殿覽㆓馬射㆒六軍擁㆑節百寮侍座
文德實錄云仁壽二年五月丁卯朔辛未天皇不㆑御㆓武德殿㆒依㆑停㆓騎射走馬之觀㆒也
又云同三年五月甲午停㆓騎射走馬之觀㆒以㆓災疫㆒也
又云天安元年三月戊戌朔丁卯有㆑勅遣㆓神泉苑馬場㆒角㆓御馬之走足㆒也
又云同二年五月甲午朔戊辰有㆑勅公卿於㆓武德殿馬場㆒令㆑角㆓走左右馬寮御馬各十匹㆒
延喜式（太政官）云凡賀茂二社四月中申酉祭云々山城國司預錄㆓祭日㆒申㆑官差㆓勅使㆒令㆑奉㆑幣並有㆓走馬㆒云々
又云凡五月五日天皇觀㆓騎射幷走馬㆒辨及史等撿㆓校諸事㆒所司設㆓御座於武德殿㆒云々
又云凡五位已上不㆑堪㆑進㆓五月五日走馬㆒四月卅日以前申㆓送其狀㆒已進㆓不堪狀㆒之後若前日進㆑馬之類幷爲㆓負馬㆒云々
又（兵部省）云五月五日節五位已上進㆓走馬㆒親王一品八疋二品六疋三品四疋太政大臣八疋左右大臣六疋大納言四疋中納言三疋三位四位參議二疋一位二位三疋三位二疋四位五位一疋前十日走馬結番文從㆓太政官㆒賜㆑省其馬毛色各令㆓諸家申㆒訖造㆓奏文㆒（載㆓五位已上結番幷走馬毛色㆒）前一日卿賫㆓奏文㆒付㆓內侍㆒令㆑進若卿不㆑在者輔得㆑之更寫㆓毛色薄一通㆒進㆓太政官㆒又造㆓奏札三枚㆒
一枚五位已上馬目錄卿奏一枚親王已下參議已上姓名幷馬毛大輔奏一枚王臣四位已下五位已上姓名幷馬毛少輔奏各納㆓緋油絹袋㆒事見㆓儀式㆒
又云同日節五位已上走馬者撿非違使等就㆓埓北頭㆒與㆑省整列次第一々令㆑馳
又（彈正臺）云凡五月五日五位以上諸王諸臣獻㆓走馬㆒時兵部省分頭陣㆓列朱雀東西㆒訖省申㆑臺云列㆑馬訖卽忠以下分㆓立左右㆒巡㆓檢禁物㆒其走馬裝束聽㆑用㆓純素金銀㆒乘人裝束不㆑聽㆓禁色㆒若有㆓違犯㆒兵部不㆑勘者喚㆓省及主㆒彈㆑之
又（左馬寮）云凡賀茂二社祭走馬十二疋（松尾二疋在㆓此內㆒也）馬別轡鞚（タヅナ）

古今要覽稿卷第二百五十七

●政事部

くらべむま　走馬

くらべむまは禁庭年中行事の一にして往古は走馬といひしなり文武天皇の大寶元年五月五日群臣五位以上に走馬を出さしめ天皇臨觀し給ひしよし續日本紀にみえたるぞ始なるべき後に毎年五月五日親王三公より雲客に至るまで走馬を上りて勝負をゆるされしこと弘仁式延喜式等にくはしくみえたり然れども大內裏荒廢の後は斷絶せりさて又天安元年三月みことのりありて神泉苑の馬場にして角御馬之走足也など文德實錄にみえたるも走馬の事なれども五月五日にあらずして三月朔日なればあながち時日は後世にいたりては定まれる事なし又時世により名目ことなり競馬競馳馬のごとき是なり猶くはしくは後卷にいだせり

續日本紀（文武天皇紀）云大寶元年五月癸酉朔丁丑令群臣五位已上出走馬天皇臨觀焉

又（聖武天皇紀）云天平十五年五月庚辰天皇御南苑觀騎射走馬

又（光仁天皇紀）云寶龜八年五月丁巳天皇御重閣門觀射騎召渤海使史都蒙等會射場令五位已上進裝馬及走馬

弘仁式（五月五日觀馬射式）云前一日所司供張武德殿御座云々兵部卿大少輔騎馬列進各就行立位卿進就奏事位執牘奏云兵部省申（久）五月五日（爾）五位（與利）以上若干人等（乃）進（禮）留走馬若干匹進（禮樂久乎）申給（波久止）申訖還本位次大輔進就位丞一人騎馬率走馬而進大輔執牘奏親王以下及五位諸王四位諸臣以上姓名幷馬毛色其詞云其姓名（我）其毛馬訖還本位云々令群臣馬競馳別遣兩近衛次將各一人勾當其事兵部錄一人史生一人內竪二人傳奏錄立右兵衛陣後史生立埒西北頭竝執牘內竪立庭中在馳道北邊奏訖云々雅樂寮奏音樂云々六日觀馬

又（六日觀馬射）云早旦御武德殿云々先選左右馬寮駿馬各十匹令左右近衛騎之競馳當第三的南建標木（到此標木下定馬遲速若持者終而更始）大舍人寮用去年五位以上走馬所負

に見えたり卽此繪の尾の上にあるもの是なり諸鞍日記にいはゆる蝶の如きものは自ら別物なるなり

尻がひの上に雲珠とて金にて拵たる寶形のものありと御傳承申候いかゞ心得可ㇾ申哉

貞丈答金の所もあり木の所もあり寶珠を木にてこしらへ巡りを金にてとり繕ふといへり

按に金にて作りしはすべて金、木にて作るはすべて木にてあり是また東大寺に眞物傳はれり

鞍は唐鞍のよし御傳承申候彌太樣に心得可ㇾ申哉

貞丈答鞍ぼねは鉢鞍なり諸鞍日記を御考候べし惣體のかざりの惣名をからくらといふからくらといふは鞍ぼねをいふにあらず（唐鞍はおのづから製作異にてすなはち鞍ぼれの名なり）

惣て飾馬と申は往昔何の時用申候哉式正の御事には必ある事と御傳承申候云々

貞丈答飾馬は古代蕃客來聘の時迎の馬にも用ひまた御禊行幸賀茂祭の使ものり用ふるなり惣て晴の時に用ひたる事と相聞候

蕃客の迎に用ひらるゝは唐鞍飾の馬にして卽御禊行幸の時節下大臣の用ふるものなり賀茂祭の使の用ふるはたゞの飾馬なり此差別あることをいはざりしは遺恨なり

校　正　檜山坦齋源義愼
圖　畫　本山幾次郎橘正義
大河戸晋平藤原儀成
校正兼鈔錄　三輪善太郎三輪正賢
榊原猪右衞門源長行
校正兼淨寫　山本林藏源清任
校正兼鈔錄　松井鐵藏源英信
志村愛助平知孝
編修兼圖畫　岩崎源三源常正
編修兼淨寫　橋本藤兵衞藤原常彥
編　修　栗原孫之丞源信充
總　判　屋代太郎源弘賢

○正誤

春日神殿餝馬畫問答（多賀常政問 伊勢貞丈答）云馬は何毛にても用ひ申候哉此繪圖は連錢とくり毛なり如何に御座候哉

貞丈答馬の毛は定らぬなるべし（信充曰字槐記に葦毛を用ひずと云ふことあり定りなしともいはれまじきにや）

馬の面にかけたるは龓頭銀面と申候由先日御傳承申候耳の間の∧如レ此成ものはつのぶくろと申候由御傳承申候

信充曰龓頭はおもづらなり銀面はおのづから別物なりそれを龓頭銀面といひしは無稽なり雲珠杏葉みな字音にていへばつのぶくろもかくたいといふべきなり

つの袋は切にてこしらへ申候何きれにて御座候哉その下に花形のやうなるものを菖蒲形と申候由御傳承申候菖蒲がた何にてこしらへ申候哉

貞丈答銀面は銀にて作りたるものと見ゆ

信充曰銀滅金にせしもたゞ滅金にしたるもありと實は銅にて作れりまた綠色にせしもあり

角袋は錦にて作る

信充曰東大寺寶物に木にて作り金薄を押したるあり丸きものなり錦にてつゝみしもの未だみず

右兩品諸鞍日記にて御考可レ被レ成候菖蒲形もかねにて作り色々の帛にてつゝむなるべし（菖蒲形は銀面に作り付たるものなり眞物今猶現存せり）

首の下のどに下るものを首總と申候由御傳承申候何といかやうにこしらへ申候哉

貞丈答諸鞍日記に頸總とておとがひの下に付るものあり色々の玉を貫てさげたり長さ二尺餘なりと云々頭を風鐸の如く金にてつくり其ふちに穴をあけて瓔珞をたるゝなりまた其巾より玉をぬきたれて佩玉の如くなるものありて先にすゞを付たり

按に東大寺に頸總眞物現存せり諸鞍日記の說といさゝかおなじからず

鞦のとめにあるものゝ名不二分明一尾袋のかざりなりと見ゆるよし御傳承申候また何にてこしらへ申候哉

貞丈答諸鞍日記に尾袋といふ尾を唐尾に取て尾筒に入て付るなり此尾袋の左右に蝶のやうなるものを打て付たるなり云々此蝶のやうなるものとあるは卽繪圖の尾の上にあるものにて尾袋のかざり也

信充曰尾袋に鏡雲珠を付しこと兵範記壽永元年

春日社所繪唐鞍餝圖



年中行事二宮大饗繪鞍餝馬



（納言右兵衛督）永治二十廿六宇槐記云今日左大將右衛門督家成三位中將忠雅隨身下襲如攝政自餘人隨身下襲單也皆乘餝馬

平治元中山記云內大臣（左大臣）右大將（公）已下公卿已上裝束如常但非衛府者餝劒付魚袋衛府者帶螺鈿劒至于前後次第司長官者不帶弓箭公卿皆駕餝馬馬副舍人外無他從兼衛府督幷中將人隨身皆着蠻繪負平胡籙左鷲羽右肅愼羽大將隨身又以如此番長不騎馬近衛取口

仁安三記云實綱卿裝束（隱文帶付魚袋）餝馬（尾袋銀面）今日追前公卿三人左衛門別當右兵衛督等也右兵衛督（賴盛）相具隨身六人尤失也左衛門督（實國）隨身着退紅單衣同以失可着濃單衣也

壽永元信範記云

餝馬（院鹿毛）

唐鞍黑地橋縫物表敷（付瓔珞八筋）下鞍（紫檀地螺鈿鏡地孔雀縫物金銅伏輪二重懸之樣物堀物物金物付下鞍銀）鏡銀面八子雲珠鈴頸總鏡杏葉（在青地唐錦敷物）髮袋（付鈴）尾袋（鏡雲珠付鈴）赤革鞦（火付金銅金物入青瑠璃玉）腹下大鈴蘇芳緂手綱白差繩（二筋五丈）白布鞦搦赤地錦表腹帶蒔繪鞭濃打覆引差繩

貞應元年十月廿三日禪大御記云

餝馬　唐鞍銀面髮袋尾袋杏葉（鞦十胸懸五面懸兩方各七）如常先餝馬馬副二人張口

次節下左大臣（家通）番長一人騎馬在前（野摺褐）餝馬（鞦下引赤地錦付杏葉）馬前蠻繪隨身六人步行

次大納言（忠房）餝馬如常雲珠頸總令持馬副

正應元年十月廿一日御記云午一點着裝束（餝劒紫緂平緖巡方帶）駕毛車（車副二人牛飼雜色等無單袴如常）參內　相具餝馬（三□也銀面髮袋黑地螺鈿鞍橋繡大滑有伏輪々鐙施薄赤滑子鞦鏡杏葉尾袋等也）雜舍人（無單袴狩衣色々也）馬副六人

飾抄云長元九御禊公卿及節下少納言（教通）餝馬（銀面尾袋頸總雲珠杏葉皆具）

治曆元御禊諸卿已上皆乘餝馬（菖蒲形銀面唐鞍杏葉雲珠頸總如常）

（鳥羽）天仁或記云殿下（忠實）騎馬給間御顏突當菖蒲形給人々稱危自今以後可用意事也

康治元御禊宇治丞相節下彼舊記曰鹿毛馬自入道殿（忠實）下給先日雖尋求敢無被餝馬只有葦毛馬被餝俗人說不餝葦毛馬依似淨飯王也仍餝葦毛馬否欲申入道殿之間昨日下給此馬柔耎無驍氣向車差笠更以不驚今朝置唐鞍予先乘試

長四人二

次官御前式部少輔在良御後兵部少輔隆兼餝馬馬副張二左右口一闕腋袍馬副手振各四人

天仁元次第司記文云

次第司長官馬副六人手振十人有二取物一乘二餝馬一

次官緋闕腋表衣柳打半臂下襲螺鈿劒乘唐鞍銀面頸總尾袋杏葉雲珠馬副四人手振四人持胡簶鞭笏箭

判官深緑闕腋袍躑躅半比着ㇾ靴黑造劒倭鞍結唐尾無二他餝馬一從二二人一黑染褐衣白布袴布帶胡床笏箭

保安四次記云

次第司長官馬副六人手振八人有二取物一乘二餝馬一

次官緋闕腋表衣柳打半比下襲螺鈿劒乘二唐鞍餝馬一銀面頸總尾袋杏葉雲珠馬副四人手振四人持胡床笏箭豹毯

康治元或記云

次第司

御前長官權中納言左衛門督藤公敎卿餝馬馬副取ㇾ口不ㇾ帶二胡簶一馬副十人手振六人從二四人手振火長一

次官式部少輔藤茂明餝馬馬副取ㇾ口

御後長官參議左中將季盛卿餝馬馬副取ㇾ口

次官兵部少輔忠能餝馬馬副取ㇾ口袍色如二紅梅一不ㇾ知二案内一歟

同記云

諸司裝束

次第司長官公卿不ㇾ帶二弓箭一

次官無文緋袍闕腋帶劒半比下重如ㇾ常餝馬同上

久壽二重方記云

次第司

御前長官左兵衛督忠雅卿別當權中納言信範記云垂纓冠帶劒不ㇾ帶二弓箭一餝馬馬副六人蠻繪隨身六人帶二平胡簶一看督長六人火長六人手振十二人取ㇾ物如ㇾ常豹在ㇾ南雜色二人雖ㇾ有ㇾ後列二路傍一

寬治元十廿二記云上達部

各餝馬唐鞍馬副大納言八人中納言六人參議四人也帶劒人餝劒但衛府督宰相中將帶二螺鈿劒弓箭一各隨身四人蠻繪

保安四次第司記文云公卿乘二唐鞍餝馬一銀面雲林杏葉尾袋頸總馬副等

保安四朝記云餝馬新院御馬黑栗毛八子唐鞍雲珠鈴頸總已上御馬副下韉持ㇾ之依二御馬不ㇾ堪不ㇾ令ㇾ付鏡杏葉腹鈴

上達部

各餝馬唐鞍馬副大納言八人中納言六人帶劒人餝劒但衛府督宰相中將帶二螺鈿劒弓箭一各隨身蠻繪

康治元信範記云諸司裝束公卿裝束半臂尋常餝馬唐鞍銀面尾袋或不ㇾ用二銀面一新中

保安四永昌記云節下右大臣（家左大將）位服如常蒲萄染打下襲縮線綾表袴餝劒代飾馬馬副十人手振十二人（八人手振四人取物）紫褐柳下襲（青色革）青末濃袴隨身府生口黃染布狩衣以柿猥摺小々紅打袙白襖袴熊皮行縢脛巾沓帶弓箭依例供奉本陣仍左大臣後番長以下蠻繪狩衣濃打袙同半臂蹶躅打下重蘇芳袴脛巾沓平胡籙弓等也節下少納言公章鈴少納言俊隆巡方魚袋杏葉同前

保安四朝記云

節下右大臣左大將

餝馬唐鞍院御馬馬副十人手振十二人四人取物（鞭笏）（筥豹毯）隨身（蠻繪如殿下左御隨身召加櫨番長府生敦貞着袙摺在下薦隨身尻將軍御命云々）

康治元或記云節下內大臣餝馬（馬副取口）瀧口十人爲馬副手振十二人瀧口從者懸胡籙在雜色後

少納言師敎（餝馬）馬副四人（內二人取口）

同記云

諸司裝束

節下大臣（裝束餝馬等如公卿）

節下少納言（餝馬銀面尾袋裝束尋常）

外記史內記（柚葉色縫腋袍深沓）

裝束司判官主典（柚葉色縫腋袍）

康治元十廿六宇槐記云

（賴長）予供奉儀式

鹿毛馬

自入道殿下給先日雖尋求敢無被餝之馬只有葦毛馬被餝俗人說不餝葦毛馬依似淨飯王也仍餝葦毛馬否欲申入道殿之間昨日下給此馬柔耎無驍氣向車差笠更以不驚今朝置唐鞍予先乘試

久壽二信範記云

節下內大臣（左大將）

唐鞍餝馬馬副手振取物（已上如式數）隨身番長一人（着蠻繪袍蹶躅下重濃半臂打蘇芳末濃袴菉脛巾綸尻鞘平胡籙）府生供奉本陣而猶在馬

後近衛六人（裝束同前）

壽永二信範記云節下內大臣（宗盛）餝馬隨身八人（番長二人近衛六人左右）（各四人蠻繪以下如殿下御隨身）番長二人爲襱馬副十人手振十二人（實定）

（記云麴塵褐）

維房記云少納言有家不駕餝馬不具取物

寬治大府記云

長官（御前右衛門督俊明卿御後右兵衛督俊實卿）餝馬不帶弓箭垂纓餝劒馬副

各八人手振十八人（其內四人取物）隨身六人（蠻繪肅愼羽但右衛依帶大理召加犬）

古今要覽稿卷第二百五十六

●政事部　大嘗會御禊

飾馬

飾馬は大嘗會御禊行幸の時節下ノ大臣の乘用ひらるヽを唐鞍餝といひ公卿の用ふるをば飾馬といへり（御禊行幸服飾部類）節下の大臣はかならず唐鞍を用ひ給ふといへども康治元年節下ノ内大臣壽永二年節下ノ内大臣みな和鞍を用ひられたり（同上）此事欽明天皇の御時より所見あり（日本書紀）但し大伴金村の青海夫人勾子に贈りしものなれば唐鞍を用ひらるべきにもあらずまた婦人の具足なれば要害をむねとせらるべきにもあらねばたゞ雲珠頸總鈴杏葉などの如き者をもて裝飾せられしなるべしこれ後世飾馬とのみいへるはじめならんか飾馬とのみいへば尋常の具足に雲珠頸總を用ひ（天仁年少納言家隆飾馬）あるひは銀面尾袋ばかりを用ひ（康治元少納言師敎）たれば是らの物もと皇朝飾馬の具足なることヽしられたりまた推古天皇の御時大唐の使を迎へらるヽ時餝騎を用ひられし事あり延喜式を考ふるに蕃客乘用唐鞍とあれば裝飾はともかくも鞍下鞍鐙靷力革鐙樓額靳鞦の類みな唐制の物を用ひられしことヽしられたればその上にまた銀面雲珠杏葉尾袋頸總など具したる唐鞍餝馬といへるなり（御禊行幸服飾部類）しかるを銀面雲珠以下さへあればこれを唐鞍なりと思へるにや加茂祭の使の乘用ひるを唐鞍といひあるひは春日神殿の畫を飾馬といふ共にあやまれり春日の畫は唐鞍飾にして加茂祭はたゞの飾馬なるなり

日本書紀云欽明天皇元年大伴金村居二住吉宅一稱レ疾不レ朝天皇遣二青海夫人勾子一慰問云々乃以二鞍馬（カザリウマ）一贈レ使厚相資敬云々

又云推古天皇十六年秋八月辛丑朔癸卯唐客入レ京是日遣二餝騎（カザリウマ）七十五疋一而迎二唐客於海石榴市（ツバキチ）衢（マタ）一云々

御禊行幸服飾部類云

寛治時範記云

節下左大臣（唐鞍飾馬）

馬副十人（裝束如レ例）手振（蘇芳褐衣蹶蹋單下重無二半臂一）執物四人（鞭筥笏筥）

天仁大記云

少納言家隆（用二飾馬帶劍一長秋記云雲珠頸總陪從四人）

て氷をとりて以て其上に置き既に夏月を經てきえずと云々後世氷室の事を委しく記せる物なし延喜式には氷室を貯置れたる國々郡名或は氷室雜用の器數具の名目或は氷室一室に人夫一百卅人間食を給ふ人別に日米一升四合などゝあり此外一々に具記せり

凌

周禮○按に鄭玄注に凌冰室也とあれば凌と書きても藏冰といひても冰室の事なり其冰を掌る人を凌人或は掌冰とも主冰ともいふよし同注に見えたり

凌陰

詩經○朱子注に凌陰は冰室なりとあり

○正誤

花實年浪草云貢〻氷處々延喜式曰 山城國 葛野村德岡氷室愛宕郡小野氷室栗栖野氷室土坂氷室堅木原氷室同郡石前氷室大和國山邊郡都介氷室河内國讃良郡讃良氷室近江國志賀郡部花氷室丹波國桑田郡池邊氷室此十箇所也

按に延喜式によるに堅木原といふ名所なし賢木原とかきてさかき原とよめり又志賀郡部花とあるも誤なり式には龍花とあり江家次第にも龍華とありこゝかれば年浪草の作者三餘齋庵文延喜式の元本によらずして孫引せしよりかゝるあやまりをたゞさずして後人をして誤を傳へしむ愼まざるべけむや

後京極攝政

西洞院七百首御歌
ほかはなつあたりの水は秋にして
うちは冬なる氷室山哉
從二位家隆卿

百首歌氷室
やまと路や都も遠きひむろ山
まだよひながらいはと明(アク)也
從三位爲繼卿

同
すべらぎの氷のおものうれしくぞ
つげえらすてふ數にいりける

此歌は爲繼卿三位に叙して悦申の日少將内侍の許より氷をつかはしたりける返しによめると云々

少將内侍

返し
すべらぎのよゝのこほりのおものにて
うるほすかひぞ嬉しかりける
安嘉門院四條

弘安二年若宮百首
あはれなどひむろの氷つれなくて
きえぬ物からわれくだくらん
同

同年檜楯宮百首
都には(栖イ)ひむろのおものあしたゆく(日つきのひむろイ)
君がためとてさぞはこふらし
從二位行家卿

氷室
みなづきの照日もとかすさゞ浪や
大山ふかくつめるこほりは

○釋名

氷様

延喜式江家次第師元年中行事年中行事秘抄公事根源○按にひのためしは其年の正月元日に宮内省よりして主水司の氷室に收めたる氷の厚薄の様を奏上するなり其奏の文に今年收めたる氷合せて若干處氷合せて若干室厚さ若干寸已下若干寸已上去年より益れり若干室去年より減ると云々もし其年の氷薄ければ善歳とせず厚くゐるを以て善歳となすなりもし其年温なるときは氷薄し氷薄ければ氷池の神風神等を祭りて豐歳を祈るなり尋常の寒歳には此ことなし

氷室

日本書紀延喜式江家次第年中行事秘抄八雲御抄濫觴抄公事根源藻鹽草本朝食鑑○按に書紀によるに土丈餘を掘り草を其上に覆ひあつく茅荻をこき

さゆる氷室の山の下ゑば
慈鎮和尚

同
ひむろどのいなばがすゑの夕かせに
夏と秋とを吹みだりぬる
皇太后宮大夫俊成卿

文治六年五社百首氷室
かすが山ふるきひむろのあとみるも
いはのけしきは猶ぞすゞしき
同

同
いはかげやまつがさきとのひむろ山
いづれ久しきためし成らん
同

同
冬とぢしいはとあけてもひむろ守
夏はとほさぬ關路成けり
同

同
春もすぎ夏たけぬれどひむろ山
冬ををさめておける成けり
同

祇園百首
神のみなまもるめぐみのゑるしをば
きえぬ氷室の氷にぞゑる
同

正治二年百首
神代より君をもかみとまもりおけば(あィ)
氷も夏の物と(にィ)こそなれ
源師光

かしこきはなにはのこともおほかれど
たかつのみやのひむろ成けり
民部卿爲家卿

文應元年七社百首氷室
みかりせしみゆきにあつ(へィ)るひむろ山
とけぬためしをたれ初けん
中務卿のみこ

六帖題御歌
いにしへのつげのゝみかりそれよりや
ひむろのおものたて初けん
民部卿爲家卿

貞應三年百首氷室
せき入しあたりの水はぬるけれど
冬のまゝなる氷室山哉
從三位爲實卿

嘉元三年楚忽百首鶴岡奉納
此里はひむろむすばぬ山なれば
ふじのみゆきをためしにぞとる
正三位季經卿

正治三年百首氷室
春秋のとめるみよには昔より
ひむろに冬もとまるなりけり

藤原顯仲朝臣

すべらぎのかしこき御代のしるしには
　氷も夏のものとこそされ（イなれ）

藤原基俊

土さけて照日もしらず消せぬは
　氷室は夏のほかにや有らん

權少僧都永緣

名にしおはゞ氷室のうちにいかにして
　ゐたる氷のとけぬ成らん

阿闍梨隆源

冬さむみゐてし氷を埋置て
　はや氷室とはいふにぞ有ける

肥後

氷ゐて千年の夏も消せじな
　松が嶠なる氷室と思へば

紀伊

夏の日の氷室と思へばあやにくに
　すゞしき水の氷なりけり

河内

とけねどもうは（上浮）なだらなる人かとよ
　名は氷にて下は氷れる

新撰六帖

ひむろ

衣笠内大臣家良公

立初る睦月のけふのひのはじめ
　たえずそなふる御代もかしこし

前藤大納言爲家

かげしげみすゞみにきつる氷室山
　氷りて冬もたちとまりけり

九條九位入道知家

いづかたの山の氷室にかくろひて
　身のつらささへ消せざるらん

左京大夫行家

さしも今ひかげにうとき氷室山
　岩がき紅葉散やおほひし

右大辨入道光俊

夏なれどさえこほりたる氷室山
　まどひの中のさとり成けり

夫木和歌集三夏部

百首御歌　氷室

順德院御製

かぎりあればふじのみゆきのきゆるひも

仁和寺後入道法親王覺性
春秋も後の形見はなき物を
氷室ぞ冬の名殘なりける
百首の歌奉りける時氷室の歌とてよみ侍ける
大炊御門左大臣
あたりさへ凉しかりけり氷室山
まかせし水の氷るのみかは
新後撰和歌集卷第三夏歌
院に卅首歌奉りし時樹陰納凉
入道前太政大臣
すゞしさを外にもとはず山城の
うだの氷室の槙の下風
堀川院御時百首和歌夏十五首
氷室
春宮大夫公實
夏まちていだす氷室はいにし年
まかせし水の氷る也けり
權中納言匡房
六月もすゞしかりけり山陰の
なにおはぬものや氷室成らん
權中納言信國

君がへん御代ながさかの氷室には
うづむ氷のとけぬなりけり
右兵衞督師賴
たちとまる衣の袖の凉しきは
秋は氷室にやどるなりけり なるべしィ
修理大夫顯季
夏の日もすゞしかりけり松が崎
これや氷室のわたり成らん
源顯仲朝臣
六月の空のけしきもかはらねど
あたり凉しき氷室山哉
中宮權大進仲實
つげの丶におほ山守がをさめたる
氷室ぞ今も絕せざりける
木工頭俊賴
皇のみことのするゑも絕せねば
けふも氷室におものたつ哉
左近權少將師時
まだきえらじ氷消せぬひむろ山
夏てふ事は年にありとも

○朝野群載に差ニ進氷一事を記せし神分料釋奠料關白殿下御料より官史生食所料まで見えて西土に伐氷之家といふ意なるべし其條に氷長も見えたり○山城葛野郡に五處あり○東鑑に炎暑之節者召ニ寄富士山之雪一所ミ爲備ニ珍物一也と見えたり云々

周禮天官云凌人掌レ氷正歳十有二月令斬レ氷三ニ其凌一

正歳季冬火星中大寒氷方盛之時春秋傳曰火星中而寒暑退凌氷室也三ニ之者爲ニ消釋一度也故書正爲レ政鄭司農云掌レ氷政主ミ藏氷ニ之政也杜子春讀ミ掌氷ニ爲ニ主氷一也政當レ爲レ正正謂ニ夏正三ニ其凌三ニ倍其氷一

夏頒レ氷掌レ事

暑氣盛王以レ氷頒賜則主爲レ之春秋傳曰古者日在ニ北陸一而藏レ氷西陸朝覿而出レ之

詩經豳風云二之日鑿レ氷冲々三之日納ニ于凌陰一凌陰氷室也豳土寒多正月風未レ解レ凍故氷猶可レ藏也

禮記月令云仲春之月日在レ奎云々天子乃鮮レ羔開レ氷先薦ニ寢廟一云々

左傳昭公四年云申豐曰古者日在ニ北陸一而藏レ氷西陸朝覿而出レ之其藏レ氷也深山窮谷固陰沍寒於レ是乎取レ之其出レ之也朝之祿位賓食喪祭於レ是乎用レ之其藏レ之也黑牡秬黍以享司レ寒其出レ之也桃弧棘矢以除ニ其災一也時食肉之祿氷皆與焉云々

談苑云收氷之法冬至前所レ收者堅而耐レ久冬至後所レ收者多不レ堅也黃河亦必以ニ冬至前一凍合冬至後雖レ凍不ニ復合一矣

鄴中記云石季龍於ニ氷井臺一藏レ氷三伏之月以レ氷賜ニ其大臣一

風俗通云積氷曰レ凌氷壯曰レ凍氷流曰レ澌氷解曰レ泮云云

杜陽雜編云唐順宗即位歲拘彌國貢ニ常堅氷一云其國有ニ大凝山一中有レ氷千年不レ釋及齎ニ至京師一潔冷如レ故雖ニ盛暑赫日一終不ニ稍消一嚼レ之即與ニ中國者一無レ異

○和歌

後拾遺和歌集卷第三夏

ひむろをよめる　源頼實

夏の日になるまで消ぬ冬氷
　春立風やよきてふくらん

千載和歌集卷第三夏歌

氷室をよみ侍ける

皇子闘鶏野にかりする時皇子自ニ山上一見望有レ物其かたち如レ廬遣レ使令レ見氷也其時奏後始まれり茅荻をあつく草を其上にふくといへり

濫觴抄云仁徳六十二年甲戌依ニ大山主申旨一額田大中彦皇子始得ニ藏氷一夏自レ是以後季冬藏レ氷炎天供之

年中行事曰主水司供氷事式意自ニ四月一日一可レ供レ之而近代待レ仰始供歟五月最勝講比供レ之云々

公事根源云氷様は宮内省より奉る去年氷をさめたる所々の様を今日節會のついでに奏聞するなり厚さ薄さいか程の寸法に侍るなどこまかに奏して其ためしとて近比は石がはらのわれを奉るなり延喜式にも氷池風神の祭など侍り氷のおほくゐるは聖代のゐるし氷のゐぬは凶年にて侍れば氷の御祈とて大法秘法を行はれしにや今日もよく氷て目出たきよしのためしを奉る也昔仁徳天皇の御宇云々 以下の文日本書紀と同ければ除レ之

又云貢氷四月一日主水司四月一日より九月月盡まで是を獻る事の起りなど氷様の所に申侍りぬ云々

藻鹽草 地儀部 云氷室 是は仁徳天皇六十二年五月額田大中彦皇子闘鶏に狩する時皇子自ニ山上一見望野有物顧如レ廬遣レ使令レ見氷也其時奏後始れり茅荻をあつく草をもそのうへにふくといへり 丹波 宇多 山城也 松崎 同 高津宮 已上是等彼在所也但當時は丹波計也 ひの始 氷室の始也 ひ室のわたり云々

本朝食鑑 氷部 云夏氷集解氷者大陰之精至寒凝結而成者也古者春夏頒レ氷薦ニ祭祀一共ニ賓客一賓ニ大喪一是以レ氷置ニ食物酒醴之中一而禦ニ溫氣一及寒レ尸也周有ニ凌人一唐有ニ上林令一掌レ之本邦仁徳帝時額田皇子狩ニ于和州闘鶏山中一而視ニ氷窟一是氷室之濫觴而其後宮内省奏ニ舊年藏氷之厚薄一占ニ今年之吉凶一此謂ニ氷様一主水司自ニ四月一至ニ九月一取ニ氷子氷室一以供ニ天子諸王一而爲ニ酒食之冷料一其藏レ氷處在ニ城和河江丹之山中一今之京師氷室山亦其舊蹤也　氣味甘冷無レ毒主治大略同レ上 必大按臘雪藏氷倶收藏越レ年則寒還作レ冷之理也

國朝佳節錄云我朝古者諸國氷室貢レ氷凡用レ氷不レ止ニ於六月朔ニ夏日摠用レ之本草郎顗曰藏レ氷以レ時則雷出不レ震棄レ氷不レ用則雷不レ發而震又食譜云凡夏用レ氷止可下隱ニ映飮食一令中氣涼上爾云々

和訓栞云ひむろ氷室と書けり事の起りは仁徳紀に出たり氷室は周禮に見えたり山陰の日の當らざる所に穴をほりわらびのほどろを敷てあたりに水をせきて冬の厚氷を収め置て六月一日ほり出て獻るといへり

功力ニ如レ無ニ其驗一僅以ニ薄氷一採納難レ待ニ參期之備一就レ中大和國都介御室昔每年厚封而今如ニ彼預解狀一者僅一合所ニ採納一也者司加ニ覆審一所レ申有レ實亦諸御室所レ申不レ可レ不レ申仍言上如レ件謹解

康和三年正月十五日

正六位上行令史伴宿禰有元
正六位上行令史賀茂朝臣行忠
正六位上行令史上野宿禰清永
正六位上行佑菅原　　未到

厨家

差進氷事

合

一斗　神分料
三斗　釋奠料
二石五斗　關白殿下御料
二石　左大臣御料
二石　右大臣御料
二石　內大臣御料
五石　大納言五所御料各一石
五石六斗　中納言七所御料各八斗
四石八斗　宰相八所御料各六斗
六斗　右大辨御料
三石二斗　中少辨少納言八所御料各四斗
一石五斗　外記五人料各三斗
二石四斗　史八人料各三斗
一石二斗　內記四人料各三斗
三斗　外記史生食所料
三斗　官史生食所料

永久四年六月一日

案主　日下部行友
氷長　藤井兼久

師元年中行事云正月元日云々宮內省奏ニ氷様及腹赤御贄一事景行天皇御時始之又云四月一日云々主水司始貢レ氷事近代五月供之起ニ今日一盡ニ九月卅日一年中行事秘抄云正月奏ニ氷様一事日本紀云仁德天皇六十二年五月云々

按に以下の文上に引きたる日本紀の文なればこゝに省けり

八雲御抄云氷室は仁德天皇六十二年五月額田大中彥

つ奉りなどえ給ふ、心のうちもおかし、云々
江家次第云正月宮內省氷樣奏(氷有樣奏也以レ石爲ニ寸法一)
又云節會　雨儀元日　御暦　腹赤　氷樣等奏ニ付內侍
所一(近代雖レ晴亦同)
氷
山城國德岡大和國都介河內國更占近江國龍華丹波
國神吉
氷樣
裏レ薦置ニ於朝餉高棚下一
花鳥餘情云、ひ(氷)を物のふたにおきてわるとて、延喜主
水司式曰凡供御氷者、起ニ四月一日一盡ニ九月卅日ニ云
云、今案氷物は六七月のあつき時は加增しても主水
つかさよりこれを奉る也いまものがたりにいへるは
中宮へたてまつれる氷なるべし
朝野群載云、主水司氷解文、(付御氷無庫事)
主文司
注進室々供御　御氷室目錄事
合
德岡御室六合　靈巖御室十合　鵜原西御室十合　同(東イ)
東御室十合　柿(イ栖)原西御室十合　同中御室十合　同東
御室十合　松崎北御室九合　同南御室九合　大和國
都介御室六合　河內國讃良北御室三合　丹波國神谷
御室八合　右注進如レ件
康和三年正月廿一日　令史　清　水
主水司
進供御氷無庫事
右從ニ去四月一日一進レ樣之後隨レ召備ニ進之一間室々申
上無庫已了仍任レ例注奏如レ件
康和五年八月十日
正六位上行令史佐伯朝臣(未到)
正六位上行令史賀茂朝臣
正六位上行令史上野宿禰
正六位上行佑菅原朝臣(未到)
正六位上行佐　大江朝臣(城外)
從五位上行正菅原朝臣(昭季)
主水司
言上供御氷如法不凍居子細狀
右得ニ御室十二ヶ所預等解狀一偁謹撿ニ案內一件供御氷
任レ例拂ニ儲氷所一致ニ恒例之祈禱一雖レ相ニ待凍居一小大
寒之間如レ法不レ凍因レ之臨時祈禱雖レ及ニ數度一徒盡ニ

凡齋內親王妃夫人尙侍起二五月一盡二八月一、日別一顆、

凡雜給氷者、起二五月五日一盡二八月三十日一、侍從料五八月日別三顆、六七月五顆、

凡儲氷者、五八月各日別四顆、六七月各日別一駄四顆、

凡運レ氷駄者、以二傜丁一充レ之、山城國葛野郡德岡氷室一所、（一丁輪二一駄一、）愛宕郡小野一所、栗栖野一所、土坂一所、賢木原一所、（並二丁輪二一駄一、）同郡石前一所、（一丁半輪二一駄一、）大和國山邊郡都介一所、（六丁輪二一駄一、）河內國讃良郡讃良一所、（四丁輪二一駄一、）近江國志賀郡龍花一所（三丁輪二一駄一）丹波國桑田郡池邊一所、（五丁輪二一駄一）牽レ駄丁給レ食一人日米四合、鹽五撮、駄別秣稻二把、捻二計所レ須每レ年申レ省請受、氷標幡十二流、（各長二丈（尺）、）料緋帛八尺、（幡料六尺、緒料二尺、三年一請、）

氷室雜用料、

氷刀子十二枚、傜二十一口、（已上年料、）鍬五十六口、（掃氷池料、）砥一顆、（已上三年一請、）氷室二十一（山城十室大半、大和二室半、河內二室、近江二室小半、丹波三室半、）以二見役傜丁內一、隨レ損修レ之、其收レ氷夫、室別一百（冊イ）三十八人、給間食一人別日米一升四合、（飯料四合、糟料一升、）傜丁七百九十六人半、（山城四百十四人半、大和百人半、河內七十五人、近江八十八人、丹波百十八人半、）散百七十五人半、副丁在二之中一、（長六十七人半、執鑰五十四人、守野山五十四人、）見役六百二十一人、（山城三百十六人半、大和八十一人、河內五十五人半、近江六十九人、丹波九十九人、）氷池五百四十處、（山城二百九十六處、大和三十處、河內五十八處、近江六十六處、丹波九十處、）

西宮記云延喜十五年正月一日云々　次宮內輔率二主水司一奏二氷樣一云々

又云　延喜七年正月一日云々　左大臣云承和日記　御曆付二內侍一令レ奏二（氷）氷樣腹赤一列二立南庭一云々

源氏物語（かげろふ）云ひをもの、ふたにおきてわるとて、もてさわぐ人々　おとな三人ばかりわらはとゐたり、からぎぬもか　ざみもきずみなうちとけたれば、御前とはみ給はぬに、しろきうす物の御ぞき玉へる人の、手に（氷）ひをもちながら、かくあらそふをすこしゑみ玉へる御かほ、いはんかたなくうつくしげなり、云々、中々（氷をわる事）物あつかひにいとくるしげなり、たゞさながらみ玉へかしとてわらひたるまみ、あいぎやうづきたり、（原心）こゑきくにぞ、この心ざしの（小宰相）人とはしりぬる、心づよくわりて、手ごとにもたり、かしらにうちおき、むねにさしあてなど、さまあしうする人もあるべし、この（小宰相）人はかみにつゝみて、（女一ノ）御まへにもかくて參らせたれば、いとうつくしき御手をさしやり玉ひて、のごはせ給ふ云々、（氷）ひめして、人々にわらせ給ふ、とりてひと

日に起りて九月三十日に盡る也供御は一日より日別に一駄以二八顆一爲レ駄准二一石二斗一五月八月に二駄四顆六七月三駄なり中宮東宮は五八月に日別に四顆六七月に日別に六顆なり齋内親王妃夫人尙侍には五月に起りて八月につく日別一顆雜給の氷は五月五日に起り八月三十日に盡く侍從の料五八月日別に三顆六七月に五顆也儲氷者五八月各日別四顆六七月各日別四顆也此氷を藏め貯ふ諸用具入費等の事は式に委しくみえたり是皆宮内省と主水司の預る所なり源氏物語にも中宮へ奉れる氷を女房のもちあつかへるさまなど書きたり此事西土にも周の世よりありしこととみえて周禮に凌人掌レ氷といひ注に凌は氷室也とあり又暑氣盛王以レ氷頒賜とみえたり禮記には仲春之月天子乃開レ氷先寢廟に薦とありて朝廷の式禮なればもつとも重き舊儀なり

日本書紀仁德天皇紀云、六十二年夏五月云々、是歳、額田大中彥皇子獵二于闘鷄一時皇子自二山上一望之、瞻二野中一有レ物、其形如レ廬、仍遣二使者一令レ視、還來之曰、窟也、因喚二闘鷄稻置大山主一問之曰、在二其野中一者何窟矣、啓之曰、氷室也、皇子曰、其藏如何、亦奚用焉、曰、掘レ土丈餘、以レ草蓋二其上一、敦敷二茅荻一、取レ氷以置二其上一、既經二夏月一而不レ泮、其用之、卽當二熱月一漬二水酒一以用也、皇子則將二來其氷一、獻二于御所一、天皇歡之、自レ是以後、每レ當二季冬一必藏レ氷、至二春分一始散レ氷也、

延喜式宮内省云凡藏レ氷之處、收氷多少、及氷厚薄、每レ處具錄、元日群臣未レ喚之前、省輔已上將二本司一入奏幷進二氷樣一、其詞曰、宮内省申久主水司能今年收太留氷合若干處、氷若干室、厚若干寸已下、若干寸已下、益レ自二去年一若干室、減レ自二去年一若干室、供奉禮留事申給、又太宰府進禮留腹赤乃御贄一隻、長若干尺、進樂久申給登申

又主水司云氷池神十九座祭云々

右每年十一月祭レ之、

氷池風神九所祭山城國五所、大和國一所、河内國一所、近江國一所、丹波國一所、云々

右若有二年溫一氷薄隨卽祭レ之、尋常寒歲不レ在二此限例一、

凡供御氷者、起二四月一日一盡二九月三十日一、其四九月日別一駄以二八顆一爲レ駄、准二一石二斗一、五月八月、二駄四顆、六七月三駄、進物所冷料、五八月二顆、六七月四顆、御醴酒幷盛所冷料、六七月一顆、

凡東宮氷者、五八月日別四顆、六七月日別六顆、

古今要覽稿卷第二百五十五

●政事部

氷樣　氷室

氷樣の奏は正月元旦にあるなり氷の厚薄によりて其年の熟不熟をもゑるし心みん爲なれど其事のはじまれる年月を詳にせず然りといへども寛平延喜の御時より以前にあるが故に延喜式西宮左大臣の記にみえたり元日宮内省の奏に今年收たる氷合せて若干室厚さ若干寸已下若干寸以上去年より益れり若干室去年より減るといへり若氷厚ければ豐年の兆とし薄ければ凶年の兆として卽氷池神風神等を祭るなり此事式にみえたり又氷室をたくはへ置かれし事は遙かに上つ代よりありし也日本紀によるに仁德天皇の御時六十二年の夏五月皇子額田の大中彥大和國闘鷄野に獵し給ふ時に皇子山上より野中を見玉ふに物あり其形廬の如しよりて人をしてみせ給ふにかへり來りて曰窟也とよりてつげ野の稻置大山主をめしてとはしむ曰其野中にある物何窟ぞ大山主曰氷室也皇子曰其藏むるいかに又なにを以てす曰く土をほること丈餘草を以て其上に置けばすでに夏月を經て不ㇾ泮と日本書紀みえたれば仁德天皇の御時より以前にありし事ゑられたり書紀によるにつげ野の稻置大山主の前世より受續て年々氷室に氷を藏め貯置熱月に當りて取出て水酒等にひたして用ひしと也さて此時額田皇子此氷室をひらき其氷を御所に獻ぜしに天皇よろこびたまひし是より以後季冬ごとに必ず氷を藏め春に至りて始て氷を散ずと同書にみえたれど延喜の御代の比は所所に氷室を置れたり山城國葛野郡德岡に氷室一所愛宕郡小野一所栗栖野一所土坂一所賢木原一所同郡石前一所大和國山邊郡都介一所河內國讃良郡讃良一所近江國志賀郡龍花一所丹波國桑田郡池邊一所都合十箇所にて國は五箇國也扨又氷室に藏むる氷をとる池を氷池といひて國々に數箇所あり式によるに山城國に二百九十六箇所大和國三十箇所河內國五十八箇所近江國六十箇所丹波國九十箇所なり此氷をとりて氷室に藏め置四月一日にはじめてこの氷室を開きて禁中の供御に備ふるなりさて供御に備ふる事は四月一

也漢名は矮鷄にして和名ちやぼといふをけ合するを小鳥合といへり日本書紀に小雄鷄の名目みえたれば皇國にてもふるくより此鳥を合せし事なるべけれど小鳥合の事書記せしは堀河天皇の御時寛治五年を始とせり

○正誤

和漢三才圖會(時候)云三月三日鬪鷄(古止利豆加比)始二於唐玄宗一

按に鬪鷄の文字を古止利豆加比とよめるはあやまりなり日本書紀和名類聚鈔によるに無稽の訓なり寺島良庵は和名鈔をみざりしにや鬪鷄此間云止利阿波世と和名鈔にみえたり小とり合はちやぼといふに鷄を合すをいへり日本書紀に小雄鷄といへる是なり禁秘御抄に小鳥合幷鷄鬪と分てかゝせ給ふにても明かなりことりつかひといふよみは更に據なきなり鳥合する人々をさしていはゞことりつかひの訓聞ゆべきなり且其うへに唐の玄宗より始るといふも誤れり此事皇國にては雄畧天皇の御時より以前既にあり唐の玄宗に先だつ事はるかのいにしへなり又西土にては周の世よりしてありいはゆる紀渻子周宣王の爲に鬪鷄を養ふ事列子にみえ李氏邱氏鷄を鬪はす事左傳にみえたるをしらざるを思へば良庵は左傳をもよまざるにや唐の玄宗より以前鬪鷄の事を記せる書數多あれど只貴賤おしなべて都中男女をいはず此戯を好みて弄とせしは玄宗の時を盛なりとす

云々
又引二禽經一云鷄鬻惡二其類一注鷄與二山鵲一惡二其類一相
値則相搏

○和歌

辨内侍日記
三日の御鳥あはせにことしは女房のもあはせらるべしときゝしかば云々かへすぐゝこゝろうくて
われぞまづねにたつばかりおぼえける
ゆふつけ鳥のなれる姿に
冷泉大納言ひさかたのそらをどりこそおかしけれとのたまへば公忠さこそといひたりしおかしくて
辨内侍
雲ゐとはなれさへ忘るや久方の
そらをどりする鳥にも有哉

○釋名

とりあはせ
日本書紀三代實錄九代畧記和名類聚鈔中右記百練抄○按にとり合は闘鷄又鷄闘ともいへり雄鷄をけ合はしむれば二鷄互に勇氣をなして死にいたらざればやまず其爭闘の間時刻を移すにいたれり勇氣は鷄に勝れるものなし鷄一は勝れて力あり一は劣りて微力なりとも勇氣に於ては同じくして高冠より血出で羽翼あけに染といへども斃にいたらざれば勝敗なきに似たるは雄鷄の情なりされぱとり合は勝鳥の主は心よけれど負鳥の主はいたう恨を含むものなりやゝもすれば鷄距より事起りて亡身家滅にいたるも例し少なからず可レ戒遊戯なり

闘鷄
日本書紀三代實錄九代畧記和名類聚鈔中右記百練抄宣胤卿記世諺問答列子玉燭寶典呉時外國傳東城父老傳○釋義上に同じ

鷄闘
禁秘御抄左傳

鷄合
百練抄世諺問答禁中年中行事畧日本歳時記○按に辨内侍日記御湯殿の上の日記にのみ御鳥合と御の字を加へたり他書に御字を加へたる事なし

小鳥合
大記禁秘御鈔百練抄○按に小鳥合は小雄鷄のけ合

ても鷄闘して吉凶を見侍る事承及き然れども三月三日にてはなし上巳に鷄合せしむる始いまだ不ㇾ聞年中故事要言三月三日鷄ヲ合スル事アリ世諺問答ニ云ク云々玄宗闘鷄ヲ好ミタマフ事太平廣記ニモ載タリ時ノ人ノ語ニ生ㇾ兒不ㇾ用ㇾ識二文字一闘鷄走馬勝二讀書一トイヘリ王建ガ句ニ紅羅纏ㇾ項闘囘雞トイヘルモ是ナリ玉燭寳典曰云々亦清明ノ日モ雞ヲ合テ遊ブ事ナリ玄宗皇帝ノ雞合モ清明ノ日ナレバカヽル事ヲ傳テ日本ニテモ三日ニ雞ヲ合スルニヤ禁中ニモ毎年三月三日ニ闘雞アリ中ノ御門ノ宣胤ノ記ニハ雞合ノ事ハ幼主ノ儀也近代ハ長君ノ時モ此事アリト云リ云々

列子云紀渻子爲二周宣王一養二闘雞一十日而問雞可ㇾ闘已乎曰未也方虚驕而恃氣十日又問曰未也猶ㇾ應二影響一十日又問曰未也猶疾視而盛氣十日又問曰幾矣雞雖ㇾ有二鳴者一已無ㇾ變矣望之似二木雞一矣其德全矣異雞無二敢應一者反走耳

左傳昭公二十五年傳云季郈之雞闘季氏芥二其羽一郈氏爲二之金距一云々

淮南子云禍之所二從來一者始二于雞足一及二其大一也至二于亡一二社稷一云々

玉燭寳典云寒食云々此節城市尤多二闘雞闘卵之戯一春秋季郈雞闘延及二魯邦一魏陳思王有二闘雞表一云預列二雞場一後代之人又有二闘鷄詩賦一云々

西京雜記云成帝時交趾越嶲獻二長鳴雞一伺ㇾ晨鷄即下ㇾ漏驗二之晷刻一無ㇾ差雞長鳴則一食頃不ㇾ絶長距善闘云々

呉時外國傳云扶南王范尋以ㇾ鐵爲二闘雞假距一與二諸將賭戯

東城父老傳云玄宗在二藩邸一時樂二民間清明節闘雞戯一及二即位一治二鷄坊於兩宮間一索二長安雄鷄金毫鐵距高冠昂尾千數一養二於鷄坊一選二六軍小兒五百人一使二馴擾敎飼一諸王世家外戚貴侯家傾ㇾ帑破ㇾ產市ㇾ鷄以償二鷄値一都中男女以ㇾ弄ㇾ鷄爲ㇾ事貧者弄二假鷄一

事文類聚云唐明皇樂二民間清明節闘鷄戯一及ㇾ即ㇾ位治二鷄坊一索二長安雄鷄金尾鐵距高冠昂尾千數一養二于鷄坊一選二六軍小兒五百一使二敎飼一之時賈昌爲二五百小兒長一天子甚愛幸之金帛之賜日至二其家一又曰明皇以二乙酉一生而喜二闘鷄一是兆亂之象也云々

格致鏡原引二南越志一云曾成縣多二鶤鷄一鶤鷄山鷄也利距善闘世以二家鷄一闘之則可ㇾ擒也光色鮮明五采炫燿

云々

恒例行事略云闘鷄是は清涼殿朝餉の間簾中へ出御馬遣戸の前庭においてあるなり兼日極﨟(六位藏人の筆頭をいふ)より殿上人へ廻文を出す當日諸家より鷄をいださる車童子藤木仙納吉田彌一うけとりて合す雜人拜見をもいれらる鳥合すみて諸家の侍其鳥を持歸る雨儀には軒廊にて有二闘鷄一の事漢土にては唐の玄宗このみ給へるといへり玉燭寶典に寒食此節城市尤多二闘鷄之戲一とあれば漢土にてもある事也云々

女房私記云三月三日闘鷄の事させる事をえらず殿上人よりおの〳〵三羽づゝいださる牛飼(加納丸有童丸)合之なり

禁裡院中年中内々御儀式云三月三日云々闘鷄ノ事不レ知ニ指事一禁秘抄ニ幼主時常事也ト有洞中ニテモ童體宮ニアル時ナドハ御沙汰アリ此外無二指事一

禁中年中行事略云三月三日三獻御臺所より奉る鷄合清涼殿南庭にして是有殿上人より各鷄を上らる車童子仙納彌市あはす鳥合すみて各鳥を持てかへる

日次記事云三月初三日　闘鷄　禁裏清涼殿南階前有二闘鷄一其鷄諸家中雲客被レ出之仙納彌市預二此事一決二勝負一是亦珍二行事一云々

大館年中行事云三月三日將軍家(御裝束如レ先)出二御于御對面所一御供衆申次拜賀之作法如レ毎云々次外樣衆番頭節朔衆公家衆御目見如レ例畢而入二御于常御所一西向カヽリニテ有二鳥合一(三番)從二簾中一上覽御供衆申次番頭從二塀重門一參二入庭上一伺公御鳥ハ番頭獻之手飼モ持參シテ則合之事過而入御各退云々

日本歳時記云三月三日今日を重三と云ふ云々又今日鷄合する事あり世諺問答にいはくもろこしの事にや明皇と申御門たはぶれに鷄を闘はしめ給ひしに云々

今按ずるにこれ唐の玄宗の事なり東城父老傳といふ書に出たり玉燭寶典に寒食の節城市各鷄を闘はしめて戲とすといへり又清明の日も鷄をたゝかはしめてたはふれとすと侍り右にいへる唐の玄宗の故事も清明の日の事なりかゝる事にて我國にも此日鷄合するにやおよそ闘鷄の事は左傳に見え侍ればいにしへより有る事也

續節序記云鷄合三月三日おほやけにて鷄合あり世人も此日とりをあはせ侍る事ひさしいつの比といふ事いづれの書にも見えず異國には其例多し云々我朝に

してかひたてられしいみじさばかりにてこそ侍れ御とりがらはあやしげなればかたせんとてそれよりおとりたる鳥どもにあはせられしもおかし公忠公保がとりあはせしをり伊與中將がとりそらをどりするとて人々わらひしに冷泉大納言ひさかたのそらをどりこそおかしけれとのたまへば公忠さこそといひたりしおかしくて云々

又云顯方の宰相中將あづまへくだるとていとま申にまゐりて侍□貫首にてちかくなれしなごりもなにと□るべし□十九日鳥もちて參て□はせにまゐるべきよし申さる井□經忠□惟基などめん〳〵(面々)に鳥どももちて□せられけるに顯方の白鳥ことにゆゝし□ともみなまけにけりひろ御所の北むきの御□れてぞ侍しいま一どまゐらむと申されしが□まゝにてぞくだりにし御鳥屋の事少將内侍

たのめこしゆふつけ鳥はよそに□れにねこそなかるれ

かへし宮内卿

あふ坂の關ぢの鳥に思ひ出□りのわかれ有とは

宣胤卿記云鬪雞事幼主儀也近代長君之時有二此事一云云

世諺問答云鷄合と申侍る事は何のゆゑにて侍るぞや答云もろこしのことにや明皇と申御門たはぶれに鷄を鬪はしめ給ひしにほどなく位につき給ひしより小兒五百人を撰み治鷄坊といふ所をたてゝ鷄をかはせられしとかやまたかの明皇は乙酉のとし生れ給ひしゆゑ鬪鷄をこのみ給ひしより東城老子傳と申ものにてみ侍りし

按に老子傳にはあらず陳鴻祖が東城父老傳に出るなり

御ゆどのゝ上の日記云慶長三年(つちのえいぬのとし)三月一日はゐゝ三日はゐゝあさ御さか月まゐる朝がれひごんすけどのゑんないじどのきよくら人御まわりありいつものごとく御とり合あり云々

當時年中行事云三月三日あさ御盃參る朔日に同じ鬪鷄あり兼日極﨟殿上人の脇觸もよほして各鷄を進上す牛飼兩人參りて鷄を合す馬やり戶にて此事ありあさがれひより御覽ありあさがれひまゐる例のごとし

百練抄云堀河天皇寬治五年九月六日內裏小鳥合云々
中右記云寬治八年正月廿八日早旦參內於二殿上小庭一御二覽闘鷄一數剋無二勝負一各可二翹楚一之歟云々
又云二月廿八日午後與二源中將一參內於二殿上小庭一御覽闘鷄一
禁秘御鈔云鳥幼主時小鳥合幷鷄闘常事也子細無レ定樣又遣二馬部吉上一取二小家小鳥一鷄流例也如レ此與遊幼主御時事也
百練抄云後冷泉天皇永承六年三月廿四日禁裏有二鷄合一以レ木造レ之以二造樣ノ勝一爲レ勝盡二其美一
又云五月五日禁裏有二根合一蓋鷄合後宴也有二歌合幷絃管興一云々
又云鳥羽天皇永久五年五月廿九日內裏有二闘鷄闘草一
又云後白河天皇保元三年二月十三日於二弘徽殿壺一有闘鷄事一月卿雲客爲二左右念人一有二勝負舞一
辨內侍日記云(建長元)三月三日の御鳥あはせにことしは女房のもあはせらるべしときゝしかばわかき女房たち心つくしてよきとりども尋られしに宮內卿のすけどのは爲敎の中將がはりまといふ鳥をいださんなどぞありし萬里小路大納言のまゐらせられたるあかどり(赤雞)のいしどさか(美雞冠)あるかけ(雞)いろもうつくしきをたまはりてあきつぼねにほこらかしておきたるをもりありといふ六位のそのとりきとまゐらせよといふかまへてとりなどにあはせらるまじきよしやう〳〵いひてまゐらせつとばかりありてかためはつぶれとさかよりち(血)たりを(垂尾)ぬけなどして見わするほどになりてかへりたりおほかた思ふばかりなし今はゆゝしき鳥ありともなにゝかはせんたまはりの鳥なればきくもいみじからむとこそ思ひしになどかへす〴〵こゝろうくて辨內侍云々

按にこゝに歌を引侍れど和歌の部に出せり

三日御鳥合なり御所もひろ御所へいでさせおはします冷泉大納言萬里小路大納言左衞門督三條中納言公親頭中將公保伊與中將(みイ)すけやすの中將藏人はのこりなしはつゆきなるあかこくろなどいふ鳥どもかねてよりふせごにつきておの〳〵あづかりて丁子ぞやかうすりつけたきものなどしていづれかにほひうつくしきとぞあらそひしみすのうちより出されしかば萬里小路の大納言たまはりてあはせられしおかしかりし君なりひよ(雛)〳〵より御所に御手ならはせおはしま

闘亂に及ぶも其端鷄距より起れり皇國にても往古より其例しあり雄畧天皇の御時吉備の前津屋此戯を以て家族幷せて七十人を誅殺せらる是等を初として野史中にも此戯によりて身をほろぼし家を滅せし類ひ少なからず彼土にては季平子郈昭伯と鷄をあはせし時季氏は鷄羽に芥子を播こし郈氏は金距をなしてたたかはしめたり此故を以て互に恨をふくみ大事に及ばんとす宜なる哉淮南子に禍のよつて來る所のもの鷄足に始まれりとみえたれば愼むべきものなり此事いにしへは只一時の戯れなりしかども中むかしより朝廷の恒例となれるがうへに且國家の治亂にかかれば政事の部に納む

日本書紀（仁德天皇紀）云六十二年夏五月云々是歲額田大中彦皇子獵二于闘鷄一時皇子自二山上一望レ之瞻二野中一有レ物云々因喚二闘鷄稻置大山主一云々

又（允恭天皇紀）云二年春二月丙申朔己酉云々初皇后隨レ母在レ家獨遊二苑中一時闘鷄國造從二傍徑一行之乘レ馬而莅レ籬謂二皇后一嘲レ之曰能作レ園乎汝者也云々

又（雄略天皇紀）云七年秋七月甲戌朔云々八月官者吉備弓削部虛空取急歸レ家吉備下道臣前津屋留レ使虛空經レ月不三肯聽二上京都一天皇遣二身毛君大夫一召焉虛空被レ召來言前津屋以二小女一爲二天皇人一以二大女一爲二己人一競令二相闘一見二幼女勝一卽拔レ刀而殺復以二小雄鷄一呼爲二天皇鷄一拔レ毛剪レ翼以二大雄鷄一呼爲二己鷄一著二鈴金距一競令レ闘之見二禿鷄勝一亦拔レ刀而殺天皇聞二是語一遣二物部兵士三十人一誅二殺前津屋幷族七十人一云々

又云十二年夏四月丙子朔云々冬十月癸酉朔壬午天皇命二木工闘鷄御田一（一本猪名部御田蓋誤也）始起二樓閣一於レ是御田登レ樓云々

文德實錄云天安二年六月庚寅朔云々壬辰雷雨此夜左近衞大宅年麻呂於二北野一見之當二稻荷神社一空中有二兩鷄相闘一其色似レ赤相闘之間毛羽散二落地一雖二相隔一見似二眼前一良久而止此語類二妖妄一而記レ怪也

三代實錄云元慶六年二月廿八日辛丑天皇於二弘徽殿前一覽二闘鷄一云々

九代畧記云天慶元年三月四日於二御前一有二闘鷄事一十番爲レ限云々

和名類聚鈔（藝術部）云闘鷄（闘雞此間云二止利阿波世一）　玉燭寶典云寒食之節城市多爲二闘鷄之戲一

大記云寛治五年十月六日今日有二殿上小鳥合事一

して今の世のちやぼの事也

按に以下小鳥合と記せるはいづれもちやぼを合せらるゝ也闘鷄とあるは普通の家鷄を合せらるゝ事なり

後冷泉鳥羽後白河の御時にも鳥合を好み給ひしにや百練抄に見えたりしかど自餘の天皇御代〳〵にも鷄合はありし事なるべけれど物に見えざるは全く朝廷の儀式にあらざれば也只時の勝事と天地の變異を擧るは書紀の預る所なれば御代によりてかゝる遊興の事は省きて書紀せざる也後冷泉天皇の御時には木を以て鳥をつくりて鳥合あり造樣の勝れたるを以て勝とし其美を盡せるよし百練抄にみえたるは時にとりての一勝事なりさて又白河天皇の保元以來源平の軍起りて朝廷穩ならずしてかゝる遊興の事には御心を置せ給はざりし故諸日記等にも見當らず順德天皇の御時代前後に至りて此事有しにや幼主時小鳥合幷鷄闘常事也云々如レ此遊興幼主御時事也と禁秘御抄みえたれども時日を定め禁中の恒例となりしは後深草天皇の建長元年三月三日御鳥あはせにことしは女房のも合せらるべしときゝしかばわかき女房たち心つくしよき鳥ども尋られしと辨内侍日記みえたるによれば後深草天皇の御時より以前順德天皇の御時より後にいづれの御世にか三月三日を鷄合と定め給ひ年々必しも鳥合をみそなはし給ふ事となりしより朝廷のみならず武家にも張行ありし也西向のかゝりにて鳥合ありと大館年中行事みえたり此頃より慶長元和の後迄も絕ずして興行ありし事後陽成天皇の年中行事御湯殿の上の日記諸家の記錄等に顯然たり西土にては周の宣王闘鷄を養はせ給ふ事列子にみえ季郈の二氏鷄を闘す事左傳にみえたれば是又ふるき事なり彼土にても時を定めて此戲をなす事となれるは梁代には寒食の節を用ひ唐代には清明の節を用ひたりいはゆる寒食云々此節城市尤多二闘鷄闘卵之戲一と玉燭寶典みえ玄宗在二藩邸一時樂二民間清明節闘鷄戲一と東城父老傳みえたり殊に玄宗帝は此興を好み給ひて鷄坊を營み其鷄坊中に千數の雄鷄を養ひ置き小兒五百人を撰みて鳥を敎飼訓授せしむよりて諸王貴侯の家帑をかたぶけ産を破りて鷄を市に求め都中男女鷄を弄ぶを以て事とすと同上みえたるは物を弄の弊甚しきに至れるにあらずや帑をかたぶけ産を破るは其身窮するのみなれど身を亡し國家

古今要覧稿巻第二百五十四

●政事部

とり合　闘雞

とりあはせは和漢ともに大古よりありし事なるべけれど其始めたしかにしりがたししかはあれど仁徳天皇の御時額田大中彦皇子闘鶏(ツゲ)野に獵し給ひし事ありさて此野を闘鶏と名付たりしことは此所にてとり合し給ひし事前世にありしによりてなるべしされば此御時より以前にありし事なればいとふるき世よりの遊戯なるべけれどたしかに此事の有様をしるさせ給ひしは雄略天皇の御時吉備の弓削部ノ虚空(オホソラ)來ｯ言ｻｸ吉備の下津道ノ臣前津屋小雄鶏を呼て天皇の御鶏となし毛をぬき翼を剪り大雄鶏を呼て己れが鶏となし鈴金の距をつけたゝかはしめ禿鶏の勝を見てまた刀を抜いて殺せりと天皇是語を聞しめし物部の兵士三十人をつかはして前津屋をころさしむと(以上日本書紀)あるによれば當時もはら此遊びをなせし事しられたり夫より後は絶て久しく此遊與もなかりけるにや後紀續紀等にも見當らず文徳天皇の御時に至りて天安二年六月壬辰大宅年麿北野において見るに稲荷の神社にあたりて空中に兩鶏ありて相闘其色赤に似たり相闘の間毛羽地に散落たりと(文徳實録)みえたるは人の鳥を合せたるにはあらでかゝる變異の有し事をしるせるのみ也又陽成天皇元慶六年二月廿八日弘徽殿の前に於てとり合をみ給ふと(三代實録)見え朱雀天皇堀河天皇の御時もありし事諸家の記にみえたり殊に堀河の天皇は此事をふかく好み給ふによりて年の中に二三ヶ度ありしなり又小鳥合の事も此世に始めてみえたりいはゆる内裏小鳥合云々殿上小鳥合事と(百練抄大記)みえたるは九月と十月と兩月の間に二度ありしによりても此御代は盛んに鳥合興行せしめ給ふ事しられたり小鳥といふはいにしへ小雄鶏の事に

按に大雄鶏といひ小雄鶏といふによりて考るに今の世にいふ矮鶏(チャボ)を以て小雄鶏とよび家鶏を大雄鶏とよびしならんかしかればふるき世より此二様の鶏を合せたるを以て思惟するに皇國固有の物なる事明かなり

ふなりしかるを後世は正月元朝の式事と心得るはひが事なり黒川道祐も元旦の事と心得たがひて今朝諸家新汲₂井水₁是稱₂若水₁と書けるは誤なりたま〳〵元日の立春にあたれる年こそさもあれ立春にあたらざれば用ふべからざるなり顯昭曰案内しらぬ人と元日にたてまつるよし申すひがごと也と袖中抄にあり

右又若水に千年のかげ難なく侍るよし新中納言
申しかば持とさたあり
爲尹卿千首和歌春二百首
立春水
けふといへば春の岩井の朝氷
まづ若水にくだきつる哉
龜山殿七百首春百三十首
立春水　六條前中納言
年ごとのけふむすぶてふ若水は
老せぬ君がためしなるらん

若水　○釋名
千載和歌集年中行事秘抄袖中抄年中行事歌合○按にわかみづの名は俊頼朝臣の歌によるに堀河院の御時より以前にありしなり年中行事秘抄に立春の水を女房若水と稱すとあり世俗正月元日汲む水を若水と心得るはひが事なり立春の日昧旦に汲む水をわかみづといふなり

立春水
延喜式江家次第年中行事秘抄○按に若水の古名なり延喜式に見えたれば延喜の御時より以前よりして此稱ありし事明かなり立春水といふ名によりても元日に汲まずして立春の日昧旦に汲む水の稱なる事知られたり

神水
歲華紀麗本草綱目○按に立春の日に水を貯ふれば酒に釀してかはらずもろ〳〵の丸丹をねり藥を煎じてあまた功能あるによりて神水の名あり其効ある事神のごとくなるによりての稱なり

井華水
世諺問答本朝食鑑本草綱目○按にすべて昧旦第一汲む水を名付ていへり或は新汲水ともいひて邪をさけ中を調へ熱氣を下し此外藥能ある事嘉祐本草にも見えたり

○正誤
日次記事云正月元日若水　今朝諸家新汲二井水一是稱二若水一倭俗以二若字一代二老弱之弱一而用之
按に延喜式江家次第年中行事秘抄袖中抄等を初としていづれも立春の朝に女官の奉れるを朝餉の御座にて御生氣の方にむかはせ玉ひてきこしめし給

續節序記云若水今朝若水とて汲みて飮む事世諺問答にあり公には舊年十二月の土用以前に主水司御生氣の方の井を封じて立春の日早旦に奉るとあり立春の若水を飮めば年中の邪氣を除くとなん井花水とて春の初の水を汲みて飮むといふ事古より申傳し云々

和訓栞云わかみづ出雲國造神賀の詞に若水といふ事みえたり年中行事歌合に若水はこぞの御生氣の方の井を點じて蓋をして人に汲ませず立春の日に及で主水司此を獻るといへり○正月詞に泣くを若水あくると云ふ事四季物語に見えたり

歲華紀麗正月云斗衡東指貯二神水一以効レ祥注引二四時要一云立春日貯レ水謂二之神水一釀レ酒不壞

嘉祐本草云新汲水却レ邪調レ中下二熱氣一宜レ飮レ之云々

本草綱目水部云節氣水　立春清明二節貯レ水謂二之神水一主治宜レ浸二造諸風脾胃虛損諸丹丸散及藥酒一久留不レ壞

○和歌

千載和歌集卷第十賀歌

堀川院の御時立春の朝にけふのこゝろつかうまつるべきよし侍りければ奏し侍りける

源俊賴朝臣

君が爲見たらし川を若水に
結ぶや千代のはじめ成らん

新續古今和歌集卷第十七雜歌上

寶治二年百首歌奉りける時歲暮立春といふことを

前大納言爲家

あさ氷とけにけらしな年の内に
汲みてしらるゝ春の若水

山家集

春たちける日

とけそむるはつわか水のけしきにて
春立ことのくまれぬる哉

新撰六帖

ついたちの日　九條三位入道知家

いつしかと池の氷の今朝は又
とくればむすぶ春の若水

年中行事歌合四番

右若水　大藏卿長綱

春をへてけふ奉る若水に
千とせのかげやまづうかぶらん

世諺問答云立春の日若水とてのむ事侍るにや答云舊年の十二月の土用以前に主水司御生氣の方の井を封じて人に汲ませずして立春の日の早旦に一反して土瓶に入て女官につけて是をたてまつれば朝がれひの御座にて御生氣の方へむかはしめ給ひて是をきこしめすなり私にも此日は井花水とて汲みたる水を飲む事も侍るにや春の始に汲むは若水とは申すにや

公事根源云供若水日(立春)若水といふ事は去年御生氣の方の井を轉じて蓋をして人に不レ汲セ春立つ日主水司內裏に奉れば朝餉にて是をきこしめす也荒玉の春立つ日是を奉れば若水とは申すにや年中諸邪氣を除くといふ本文あれば殊更是を供する也江帥匡房卿の次第には若水をのむ時兕を唱ふる事有りとみえたり

藻鹽草云若水也(初春) 初若水くむわかみづ云々

御傘云若水立春也元日にあらずといへる意也今歲旦に用ふるもみえたり

兩朝時令云正月朝儀立春日供二若水一不レ詳二其初一云云

按に延喜式江家次第公事根源世諺問答歲華紀麗等を引證したれども皆前に載せたればこゝに省けり

本朝年中行事云立春日供二新汲水一曰二弱水一云々

本朝食鑑云節氣水本邦上下通俗正月元日平旦新汲二井華水一謂二之若水一或曰二弱水一若者少也如二少壯之少一以二老衰一變作二少弱一之義歟所謂今曉先汲二若水一盥漱沐浴及用二茶酒朝炊一則變レ老作レ少送レ舊迎レ新也古者主水司獻二立春新汲水一號曰二若水一以供二天子之朝餉一言辟二一歲之邪氣一此擬二神水一乎近世元日亦用レ之下俗不レ用二立春水一也凡不レ用二餘節之水一但禁二半夏生日一不レ飮二井泉一不レ食二生菜一謂前夜天之毒氣和レ露降也

又云平旦第一汲曰二井華水一是俱可レ用二藥食茶酒一也

溫故日錄云若水といふ事は去年御生氣の方の井を點じて蓋をして人にくませずして春立つ日主水司內裏に奉れば朝餉にて是をきこしめす也あら玉の春立つ日是を奉れば若水と申すにや年中の邪氣を除くといふ本文あれば殊更是を供する也云々是をつゝみ井ひらくともいふ也是立春の事也連歌に元日といへる人あれども不レ用レ之云々或は元日に立春のあたる年は元日にもすべし若水は年と春とのあふ瀨哉などは元日に立春のあたる時の歲旦なり

とあるにて古き代よりの心得違ひなる事しられたり又西土にも賞すれども立春の日に飲む事は見えず謂ゆる立春日貯水之を神水と云ふ酒を釀して敗れずと歳華紀麗本草綱目等に見えたり神水の主治邪氣をさけ巾を調へ熱氣を下すよし嘉祐本草に記せり

延喜式主水司云御生氣御井神一座祭中宮准此
五色薄絁各二尺倭文二尺木綿一斤鍬一口酒五升糟米飯各一斗鰒堅魚腊各一斤海藻二斤鹽二升商布一段已上祭料絹篩一口一尺五寸缶一口土椀一合加盤下皆准此片盤五口已上汲水料
右隨御生氣擇宮中若京内一井堪用者定前冬土王令牟義都首渫治即祭之至於立春日昧旦牟義都首汲水付司擬供奉一汲之後廢而不用

春宮坊御生氣汲水料雜器
絹篩一口一尺五寸缶一口土埦一合備盤片盤五口

江家次第云供立春水事舊年封御生氣方人家井二用之後廢而不用之自御厨子所付臺盤所女房供之於朝餉一土高坏上置折敷押紙面大土器盛立春水居折敷供之陪膳居之於高坏上一一度飲御畢撤之
立春前井一用後不用
　立春水
主水司先昇立於弓場殿入大瓶立於三几丁之上次充供御

年中行事秘抄云立春日主水司獻立春水事
居折敷二本各二坏於朝餉方向生氣方飲御之女房稱之若水江帥次第云飲御若水之時有呪
萬歲不變水噫々如律令云々

袖中抄云うちなびきけふたつ春のわか水はたがいたゐにかむすびそむらんわか水とは立春の日もひとりつかさのおほやけに奉る水をいふ也案内しらぬ人は元日にたてまつるよし申すひが事なり賀茂のやしろなどにぞ朔日に奉るをも若水と申すなるされば立春になずらへてわたくしに申す事なり云々

明月記云天福元年七月一日早旦窈窕等名字書載檀紙副書狀奉二品云々比須末之波津草若水即有返事此名字尤宜云々

年中行事歌合判詞云右若水と申すは去年御生氣の方の井を點じて蓋をして人に汲ませずして春たつ日主水司内裏に奉れば朝餉にてこれをきこしめす也年中の邪氣をのぞくと云ふ本文侍るにや是は此比もかはり侍らぬ事也

古今要覽稿卷第二百五十三

●政事部

わかみづ　立春水

若水は古名を立春水といひ漢名を神水といへり皇國には延喜以前よりの朝儀也立春の日昧旦に主水司より汲みて奉れば御厨子所より臺盤所の女房に付け之を朝餉に供す土高坏の上に折敷を置き大土器に立春水を盛り折敷に居ゑ之を供す陪膳之を高坏の上にすう主上御生氣の方にむかはせ給ひ一度飮給ひて之を撤すと延喜式江家次第等にみえたり扨又立春水の水を若水と唱へ初しは時代たしかならざれども堀河院の御時立春の朝にけふの心をつかうまつるべきよし仰ありければ俊頼朝臣の「君が爲見たらし川を若水に結ぶや千代の初め成らん」とよみて奏したるとあるによればば此以前より若水の稱はありしにやあらん然れば今の世を距ること凡七百六七十年前よりの名目とゑられたり又年中行事秘抄に立春日主水司立春の水を獻る事云々女房之を若水と稱すとあるによれば當時大内の女房方の詞よりわか水の稱は起りしをいつとなく後々は若水とのみよびなれたる也ゑかはあれど袖中抄にわか水とは立春の日もひとりづかさのおほやけに奉る水をいふなりとみえたれば顯昭などの在世には立春の水といふ人おほくてわか水といふ事を世の人ゑらぬをもて袖中抄には注したる也さて此わか水を汲む井は宮中若くは京內の井の用に堪へたるをえらびて前冬の土王に牟義都(ムギツ)の首(オビト)をして清め治めしめて此井を祭るなりさて立春の日にいたりてまた牟義都の首その井をひらき昧旦に水を汲み司に司は主水司なり付て之を奉る也春宮中宮の御方是をきこしめし給ふ主水司其水をば先弓場殿に舁立て大瓶に入て三の几丁の上に立て供御に充つと江家次第みえたり若水汲みたる井は一汲の後廢して不ㇾ用也此事今の世には正月元日は朝に汲む事と心得る者多し古き世よりの誤なればいはれなきにしもあらず旣に袖中抄にも此誤りを解て云く案內ゑらぬ人は元日にたてまつる由申すひが事なり賀茂のやしろなどに朔日に奉るをも若水と申すなるされば立春になずらへて私に申す事なり

○正誤

草木行事云謠初家によりて日限定まらず例有レ之家家かはる也

按に家によりて日限定まらずといふは何事ぞや御謠初は將軍家ならでは無レ之筈なり足利將軍家御代々の記に見えたり殊に御謠始の日は古來より公家に親近の大名のみ出仕なり今も同じく御謠代大名の外は御親みあらせられ候諸侯のみ登城なり例有レ之家々かはる也といふはあやまりなり諸家の記に一として例これある事を見聞せず

校正兼鈔錄　吉田吉藏源元來
編修兼校正　日吉偉三郎源源夫
校正兼圖畫　中山新吾平秀元
編修兼淨寫　若菜三男三郎藤原信孝
校正兼淨寫　松村平兵衛藤原直好
編修兼校正　梅田小太郎源義禮
能勢岩次郎源賢高
南條正之助藤原近行
校正兼淨寫　栗山三左衛門藤原定興
林源三郎源高典

校正兼鈔錄　山下官左衛門源正房
校正兼淨寫　橋本太刀允藤原好春
編修兼圖畫　志村愛助平知孝
編修兼校正　大河戸晉平藤原儀成
屋代次郎源通賢
總　判　屋代太郎源詮丈

松平因幡守
同十三十四御帳不見
同十五年御謡初日記に不見
同十六年御帳不見
同十七年正月二日
御次之間
南
松平和泉守
奥平美作守
松平山城守
松平主殿頭
北
小笠原右近大夫
牧野右馬允
松平因幡守
同十八年正月二日御次之間着座姓名無注記

○和歌

雅筵酔狂集 春
謡初を聞て
聞初るはる一こゑほのうたひ聲　若大夫かも高砂の松

○釋名

御謡初
殿中年中行事諸家年中出仕御對面之記御事始之記兩朝時令○按に御謡初はむかしは正月二日を用ひし事兩朝時令に見え長錄二年より以降は正月四日を用ひ給ひし事諸日記に記せりやゝ年を經天正二年にいたりて又元にかへりて正月二日を用ひ給ひしは神祖の思召なり信長公秀吉公も神祖の御例を用ひし事豊臣家譜和訓栞等にみえたり二日又三日となりしは嚴有院殿の御代承應三年よりなり夫より今にいたる迄かはる事なくして連綿せり

松囃
殿中年中行事伊勢宗五入道記國史實錄兩朝時令月次記事○按に松ばやしは殿中年中行事寛正七御記を引て同西面松御庭がゝりにて松囃従二簾中一上覧とあるによれば所がら松の御庭がゝりにてうたひはやす義にとり且は松木の千古不變の義を祝してこゑか名付たり國史實錄兩朝時令に松拍子の字をも用ひたり

正月二日之晩於御本丸御謠初御盃之次第

初獻御盃尾張殿駿河殿御頂戴盃御前へ上御盃水戸殿御頂戴盃通

二獻御盃駿河殿水戸殿御頂戴盃御前へ上御盃尾張殿御頂戴盃通

三獻(ふきの臺)御盃御ひかへの時觀世四海浪を謠小謠過と御はやし有上臺の披露有之御盃尾張殿頂戴盃駿河殿盃通

尾張殿御進上の臺の御盃尾張殿(御着座物拜受)盃通

駿河殿御進上の臺の御盃駿河殿(御着座物拜受)盃通

水戸殿御進上の臺の御盃水戸殿(御着座物拜受)盃通

但右之臺共御上候臺にて無之御給仕之衆手近に御入候臺を持ち御前へ參候也又別の臺の御盃尾張殿駿河殿御頂戴盃御前へ上御盃水戸殿頂戴盃通

表日記

寛永十年正月二日

御次之間着座之衆

右

奥平美作守
本多伊勢守
牧野右馬允

左

松平外記
松平主殿頭

寛永十一年正月二日

御次之間

右

小笠原右近大夫
松平主殿頭
牧野右馬允
本多伊勢守

左

松平大膳亮
奥平美作守
松平丹波守
松平外記

寛永十二年正月二日

御次之間

奥平美作守
牧野右馬允

三獻ふきの臺御盃御ひかへの時觀世四海浪を謡御盃紀伊殿頂戴御肴星之物拜受其盃駿河殿其盃水戸殿盃初獻の時の如く通

ふきの臺出て進上の臺共引付々々上小謡有之其まゝ御はやしありふきの臺の時追付星之物出

御盃の臺の御盃駿河殿頂戴御肴に星之物拜受其盃御前へ上御盃毛利甲斐守頂戴盃通御盃の臺の御盃水戸殿頂戴御肴に星之物拜受其盃御前へ上御盃立花飛騨守頂戴盃通御盃の臺の御盃紀伊殿頂戴御肴星之物拜受其盃御前へ上御盃御譜代大名衆頂戴盃通此間に御臺之御盃頂戴之大名五六人有之御納の臺出候時酒井雅樂頭觀世太夫七太夫に御服を被ㇾ下役者共に御折紙を被ㇾ下

御ひかへの時觀世立て舞七太夫も舞さて御肩衣を觀世に被ㇾ下候を雅樂頭太夫に渡さて駿河殿水戸殿肩衣をぬぎ太夫に被ㇾ下候へと被ㇾ申候時右御三人居座を御立肩衣をぬぎ被ㇾ成候を雅樂頭取太夫にわたさるゝさて御前へ御禮被ㇾ成御退出

寛永六年己巳

正月二日之晩於御本丸御謡初暮六半ニ初御盃之次第

初獻御盃駿河殿盃御前へ上水戸殿盃通

二獻御盃水戸殿盃御前へ上御盃駿河殿盃通

三獻御盃駿河殿盃御前へ上御盃水戸殿盃通殘御作法如ニ去年ー

寛永七年庚午

正月二日之晩御本丸御謡初暮六ニ初御盃次第

初獻御盃紀伊殿駿河殿御頂戴盃御前へ上御盃水戸殿盃通

三獻(本ノマヽ)ふきの臺御盃御ひかへの時觀世四海波を謡御盃紀伊殿盃駿河殿盃通御はやし有上臺の披露有紀伊殿御進上之臺之御盃紀伊殿御肴星之物拜受其盃通

駿河殿御進上之臺之御盃駿河殿御肴星之物拜受其盃通

水戸殿御進上之臺之御盃水戸殿御肴星之物拜受其盃通

此次に諸大名に御盃被ㇾ下

別之臺出御盃紀伊殿御肴星之物拜受盃通

同前御盃駿河殿御肴星之物拜受盃通

同前御盃水戸殿御肴星之物拜受盃通

寛永八年辛未

御長袴御上檀に御座初獻御盃水戸殿御頂戴被成とほる二獻御盃水戸殿御頂戴とほる
三獻(ふきの臺)御盃水戸殿御頂戴とほる其次御家門

元和九年(癸亥)
正月二日諸大名御禮同日御謡初七半に尾張殿水戸殿御登城御譜代衆着座初獻御盃尾張殿御盃水戸殿それよりとほる二獻御盃水戸殿御盃とほる三獻御盃尾張殿御盃とほる

江城年錄

寛永三年(丙寅)
正月二日之晩於御本丸御謡初御連枝御家門御譜代着座之面々出仕紀伊殿水戸殿(御服ちゞら御長袴)御出仕

御盃之次第

初獻御盃紀伊殿頂戴其御盃御前へ上御盃駿河殿頂戴其盃御前へ上御盃水戸殿頂ニ戴盃一とほる
二獻御盃駿河殿頂戴其盃紀伊殿其盃水戸殿盃とほる
三獻(ふきの臺)御盃御ひかへの時觀世四海波を謡ふ　其盃紀伊殿其盃駿河殿其盃水戸殿盃とほる
御三人御肴御拜受紀伊殿御進上之臺之御盃紀伊殿頂戴盃通
駿河殿御進上之臺之御盃駿河殿頂戴盃通
水戸殿御進上之臺之御盃水戸殿頂戴盃とほる

寛永四年(丁卯)
正月二日之晩御本丸御謡初御連枝御家門御出仕御前

御盃之次第

初獻盃駿河殿頂戴其盃御前へ上御盃水戸殿頂戴其盃とほる
二獻御盃水戸殿頂戴其盃御前へ上御盃駿河殿頂戴盃とほる
三獻之御盃駿河殿頂戴其盃水戸殿盃とほる
四獻(ふきの臺)御盃駿河殿頂戴御肴拜受盃通
五獻御盃之臺之御盃水戸殿頂戴御肴拜受盃とほる

寛永五年(戊辰)
正月二日之晩御本丸御謡初御連枝御家門御譜代大名出仕御盃之次第

初獻(御引わたし)御盃紀伊殿駿河　頂　戴　其盃御前へ上御盃水戸殿頂戴其盃參河御譜代衆之きゐより外に御引渡すわる衆へ入違て通
二獻(御吸物ひれの物)御盃駿河殿　其盃紀　伊殿其盃水戸殿　盃初獻の時の如く通

ます時に事神君に起るとぞ云々
花實年浪草云正月松囀謠初云々御當家亦二日有ニ謠初一有下獻ニ諸家賀儀一或賜ニ群臣宴一之式上云々

慶長年錄

慶長十五庚戌年正月

一二日江戸御城御謠初着座

左

松平安房守　松平外記

本多伊勢守　松平主殿助

右

最上駿河守　小笠原兵部大輔

淺野彈正忠　西郷出羽守

牧野駿河守

慶長十九甲寅年正月

一二日快晴諸大名西丸へ出仕今夕御城御謠初

着座

左

松平和泉守

松平甲斐守

松平丹波守

松平下總守

加藤左馬之助

小笠原左衞門佐

右

松平山城守

小笠原兵部

松平外記

松平河内守

藤堂和泉守

元和年錄

元和二丙辰年

正月二日御謠初着座之次第如例

元和三丁巳年

正月二日公方樣御不例にて無ニ御出御一謠初御延引

同十一日御氣分御快氣御謠初

元和四戊午年

正月二日御謠初如例

元和八壬戌年

正月二日諸大名御禮同晩御謠初也六時分

水戸殿御登城

草木行事云正月謡初云々今公方には二日の夜下馬にかゝり燒て御譜代衆登城にて御目通りに御流れのかはらけいたゝきて呉服を一重宛拜領し玉ふ觀世大夫御目通りに手をつきて四海波しづかにてと大音にて獨吟に謡ふ扨觀世大夫方へ御肩衣を下さるれば大名衆肩衣各ぬぎてかづけ給ふ後日に分限に應じて金銀を下されて請返し給ふ公方御肩衣は觀世大夫方に代代所持仕とかや云々

柳營年中行事云正月三日夜に入御謡初有レ之四座之猿樂相詰蘇鐵之間に候し候事此日夜に入西之丸より大納言樣被レ爲レ入二松之間一大廣間出御御上段に付せられ右御謡初之御祝儀御譜代之面々不レ殘登城有御謡初は御譜代大名ばかり登城といへども當時外樣にも御歷々多く登城有レ之候處所謂將軍家御緣に屬せし人々は前田伊達家も大形登城也尤御旗本之面々布衣以上之御役人不レ殘出仕有諸侯より今晩暮時前より御盃臺とて檜細工之臺之物獻上之家々によつて每度同樣之模樣或は鶴龜松竹之模樣前田家伊達家は制札の下に蕣の生し（本ノマヽ）細工の臺を獻上し扨將軍家大廣間へ出御有レ之御盃代板倉家のみにて勤る也其時觀世大夫一人罷出平伏して四海波の小謡を諷ふ也是先例之御規式也畢て將軍家被レ爲レ召候所の御肩衣を取せられ觀世大夫へ被レ下同有合の國主城主の諸侯より布衣以下以上の御旗本の面々迄不レ殘肩衣を取て觀世大夫に與ふるなり此事御規式也翌日御徒目付觀世大夫方へ罷越白銀拾枚にて御肩衣を請戻す也是に准じて諸侯よりも使者を以て肩衣と目錄引替る也是觀世太夫が每年之德分也此子細は神君より御三代之將軍家光公大猷院殿或年正月二日之御謡初夜に御夢御覽じ給ふに上下御齒殘らず落させ給ふと御夢被レ爲レ見に付齒は齡とよみ其落たるはよはひかたむく印とて殊の外御不興に被レ遊候處折から觀世大夫御諷初に參りたるに是を承り大音にて奉祝候也落葉（齒）かくなるまで命ながらへて猶いつ迄かいきの松それも久しき名將かなと謡ひければ殊の外御悅びまし〳〵御肩衣を御手自柄被レ下人々にも遣候樣にと上意にて面面も肩衣を與へし古實也御謡初畢而諸侯方退出路次爲二御馳走一大手御門前櫻田御番所前にて御篝を焚く也

和訓栞云正月二日を謡初とするは信長公岐阜の城に

一御服一宛觀世大夫四郎被下之大夫には同御扇被下之何も伊勢守遣之

御事始之記云正月四日御うたひ始觀世大夫同四郎左衞門致ニ祗候一從ニ右京大夫一進ニ上之一御扇に御織物之御服を被ニ相副一候て被下候同四郎左衞門には御織物之御服を給候也何も大夫に遣樣之事伊勢守御扇を右に持同御服を左の手にかけ候て持出先御扇を遣るさて御ふくを渡候時大夫給則いたゞき申すやがてうたひ申候其後四郎左衞門に御小袖遣候是は御服ばかりなり音曲をも不レ申候例年此分にて候也

伊勢宗五入道記云正月松ばやしの時はゑ(從歟)ゆらいに萬疋當日萬疋被下候し御臺樣よりは御服十被下候前にゑるし候如しきとしたる時萬疋被下候

又云正月松ばやしの時は各一重被下候又能いま一番などは公方樣直に被仰候事も候云々

又云殿中にて能をさせられ松ばやしの時は各一重を被下一重とは練貫の御小袖なり

國史實錄永享二年庚戌記云正月十五日細川畠山赤松一色諸族自ニ第宅一調ニ松拍子一踊躍皷舞而入ニ室町幕府一

家忠日記云天正二年正月二日夜ニ入リ例ノ如ク濱松ノ城ニ於テ御謠初アリ諸士參賀又云々

豐臣秀吉公家譜云天正十五年正月二日有ニ謠初一諸士皆獻ニ賀儀一云々

兩朝時令云松囃(囃或曰ニ拍子一)謠初應永二十二年正月二日將軍義量營ニ猿樂一唱レ謠俗謂ニ之松囃一今按松囃未レ詳始ニ於何時一疑ハ自ニ義滿義持時一有ニ此儀一而義量追ニ其例一乎

天正二年正月二日夜

東照大神君於ニ遠州濱松城一有ニ御謠初一自レ是每年爲ニ恒例一至ニ承應二年一改ニ二日一爲ニ三日一依ニ二日亦爲ルニ御忌日一也

日次記事云正月初三日公武兩家有ニ松拍子一倭俗正月三日ヨリ至ニ十五日一唱レ謠或爲ニ皷舞一祝レ之稱ニ松拍子一松ハ取ニ長久之義一三日西東本願寺有ニ能三番一末寺僧徒著ニ裝束一勤レ之其後能大夫或勤レ之是謂ニ續能一云々

續節序記云正月三日謠始今夜謠始とて囃子を興行し春の賀を祝ふ凡諷は推古天皇の御宇八耳太子六十六番の曲を作り河勝に命じて紫宸殿の前にて舞謠せしむ是神樂の略式なるが故に其文わかち給ふと云々

の間正月三日を定日となし給ひし也扨三日は夜に入り御謠初之あり右御祝儀として御譜代大名登城にて殿中にて御儀式有レ之なりこれ等の事を以て按に足利將軍家殿中年中行事のする所に大體違はず御謠初畢而諸侯方退出之路次爲二御馳走一大手御門櫻田御門にても御篝を焚つゝけ火光あたりをかゞやかし闇夜も白晝の如く御威光をいやましけり今日御謠初を勤る役者に御扇子御服鳥目等を給はる事も古き御例なり正月四日御うたひ始觀世大夫同四郎左衛門致二祗候一從二右京大夫一進上之御扇に御織物之御服を被二相副一候て被レ下候と（御事始之記）みえたり年中定例記諸家出仕御對面之記等皆同じ樣也松囃は後世は御謠初と同じからざる樣に聞えたり

いかにとなれば殿中年中行事に御謠初ありし後十四日に至りて又松囃の事を載せたれば明に去られたり

殿中年中行事（慈照院殿御代長祿二年以來）云正月四日云々還御以後於二殿中一御一獻有二御謠始一云々

又云正月十四日及二晩景一於二馬場殿一有二爆竹一云々上覽上樣者　還二御于常ノ御所一事過而御所樣入御夜ニ入亦　兩上樣　出御西向松御庭ガヽリニテ松囃（觀世役之）從二簾中一　上覽然後於二同所南方一有二猿樂十番一（觀世舞レ之見二于寛正七御記一）

年中定例記云正月四日御盃なし御對面の次第一番御身固と申て云々西の衆公家少々外記官務つゞくさて觀世大夫と申て庭上にて御目にかゝる云々應仁の亂前までは今日うたひぞめとて御會所にて一番の番頭一獻被レ申一獻始也觀世大夫同四郎兩人祗候いたしうたひを申候者也兩人御服被レ下（唐織物又常のもの）一番の番頭嘉例の舞あり御服おり物拜領常德院殿御代迄大夫祗候致しうたひ申候御服被レ下候近年西むき一獻也

大館年中行事云正月四日御目見過如二恒例一云々出席三拜シテ退節申次亦觀世ト披露シテ入二于閾內一開二御障子一御緣ニ蹲踞スル時觀世大夫同四郎一人宛出二于庭上一拜二台顏一既而云々一番頭細川淡路左京亮入道中沙汰也左京亮並御供衆伺公自餘者無二參上一觀世大夫謠レ之左京亮曁觀世大夫賜二御服一各一領云々

諸家年中出仕御對面之記云正月一日云々四日善通事參賀觀世大夫同四郎祗候云々一今日御謠初在之觀世大夫以下役人少々祗候御供衆以下祗候仍御盃給る

古今要覽稿卷第二百五十二

●政事部

御謡初　松ばやし

御謡初は足利將軍東山公の（義政公）御時よりしてたしかに所見あればその以前より有りし事ながら其始れる時代確かならず兩朝時令の說によるに松ばやしを御謡初となして曰く謡初應永二十三年正月二日將軍義量營㆓猿樂㆒唱㆑謡俗謂㆓之松囃㆒と兩朝時令にみえたりしかれば應永前より此事ありて正月二日を用ひられしを長祿の比には四日を用ひられたり且其うへに御謡初の名目たしかにみえたりいはゆる長祿二年正月四日云々於㆓殿中㆒御一獻有㆓御謡始㆒と（殿中年中行事）みえたり長祿二年以降は日限も正月四日をのみ用ひ給へば此事も定例となりし事しられたり其證は年中定例記大館年中行事諸家年中出仕御對面記御事始之記等の諸書によるに皆正月四日を用ひ給ひしかど年中定例記正月四日の條に應仁の亂の前までは今日うたひ初とて御會所にて一番の番頭一獻被㆑申云々近年西むき一獻なしとみえたるを以て考るに應仁文明の歷年の間山名細川兩家の亂によりて何事によらず公方家年中の御儀式等も捨置せ給へば御謡始も數ヶ年の間なく或はありしを次第に國々に兵の沙汰起りて此事又廢せしに神君繼㆑絕ルヲ興㆑廢ルヲの思食あらせ給ふによりて天正二年にいたり始めて正月二日を用ひ給へりいはゆる天正二年正月二日夜　東照大神君於㆓遠州濱松城㆒有㆓御謡初㆒自㆑是每年爲㆓恒例㆒と（兩朝時令）見えたり信長公尾州岐阜の城にいませし時正月二日を謡初とする事神君に起ると（和訓栞）みえたるを以て考ふるに皆神祖にかゝれり豐臣家にても此御例を用ひ給ひしとみえて天正十五年正月二日有㆓謡初㆒と（豐臣家譜記）せりこれ等の事を以て按に天正二年より御當家御四代嚴有院殿の御世承應元年までは七十七年の間なれど其間正月二日を用ひ來りし也しかるに承應元年十二月にいたりて嚴有院殿の御母公寶樹院殿御逝去に付翌承應二年正月は廿二日に御謡初の御式ありしよしなり三年よりして又二日を改められて三日を用ひ給ひしより此方天保の今にいたるまで百七十有餘年

編修兼校正　若菜三男三郎藤原信孝
校正兼鈔錄　松村平兵衛藤原直好
編修兼校正　梅田小太郎源義禮
校正兼淨寫　能勢岩次郎源賢高
校正兼鈔錄　南條正之助藤原近行
校正兼淨寫　栗山兵左衛門藤原定興
　　　　　　林源三郎源高典
校正兼鈔錄　山下官左衛門源正房
校正兼淨寫　橋本太刀允藤原好春
編修兼圖畫　志村愛助平知孝
編修兼校正　大河戸晋平藤原儀成
　　　　　　屋代次郎源通賢
總　　判　　屋代太郎源詮丈

十列競馬

東鑑○義上におなじ

○正誤

塵泥云或說に十列の列は十人列ることにてはあるべからず列は行列を正しく乘るこゝろにして左十騎右十騎左右の馬行の列のことなるべしさあれば十列なるときは左右二十人二十疋なり左右二十人左右つがひになるときは二十番の競馬なり既に百練抄保延二年九月七日競馬の趣東鑑嘉禎三年八月十六日競馬の式などは全く十列のことにして文意に十列といへる事はなけれども恐らくは競馬とも十列とも號して一事兩名ともいふべき也云々憲按ルニ右或說ト同ジ事ナリト云フメレドモ恐クハ同ジ馬藝ニテハアルベカラザルニヤ如何トナレバ東鑑嘉禎三年ノ文ニ氏綱以下衞府爲ニ十列競馬十番役一行粧各花美云々其餘數條十列競馬ト兩名ヲ同條ニ載セタリ是ニ仍テ視レバ競馬ト十列モシ同ジ馬藝ナルトキハ如レ此異條ニ記セルコトワリアルベカラザルニヤ推テ思フニオシナメテ云フトキハ走馬ハ一騎ヅヽ乘走ラセ競馬ハ二騎ヅヽ番ヒテ馳セシメ十列ハ十騎ヅヽ鑣ヲ雙テ一時ニ乘出シ其馬ノ足ノ遲速ヲ爭フモノニヤ左アレバ十人ノ騎馬列リ馳ルト云フヲ略シテ十列トハ云フナルニヤ粤ニ春日祭其外諸社ノ神祭ニ十列ト云フ名目粗失ハズシテ希ニ見聞ハアレドモ後世ハ事ヲ略スルヲ好ム人情風姿ナレバ十列ノ馬十匹アルベキコトナレドモ夫モヤウヤク四騎五騎六騎ノミニテ馳セ諍フコトモナクタヾ祭ノ場ヲ十列トノミ稱シテシヅカニ乘リ渡スコトニハナリヌ是後世ノ時勢ノシカラシムルトコロ全ク其名ハ失ハズシテ其實ヲ失フト云フモノニヤ

按に或十列は十人列ることにては有るべからず列は行列を正しく乘るこゝろにして左十騎右十騎左右の馬の列のことなるべしといふは聞えがたし十列は十度列なり競ぶる義なり人數は十人或二十人又十三四騎にても十度くらぶるを後世十列と唱ふるにてその義明なり十度くらべて十度ながらむなばせ亡たりとて耻しめられし事も著聞集に見えたり

校正兼鈔錄　吉田吉藏源元來

編修兼校正　日吉偉三郎源德夫

校正兼圖畫　中山新吾平秀元

鳥餘情續古事談河社〇按にとをつらは十列にて競馬走馬と共に三物一藝なれども名を異にせるは其仕方によれるなり十列は二十人或は十人にて十度くらべ馬をなして勝負を定むるなり二十人の時は左右を分ちてのれりむかし下野の敦季が十度ながらむなばせをゑたりけるを經信大納言見られて不幸のもの丶十列かといはれたりけると著聞集にみえたり常のくらべ馬は兩人にてくらべ十列は十人一同にくらぶる義もて名付れど後世は人數もさだまらず十二三四騎或は六七騎にても十列と唱ふるなりいはゆる明月記に今年十列内裏十二騎安嘉門院二騎云々とあるにても十列の名のみ古にして式は古にあらざる事推してゑられたり

十列

三代實錄西宮記本朝文粹世俗淺深秘抄百練抄東鑑明月記猪猥關白記〇釋義上におなじ

走馬十列

本朝文粹〇按にたゞ十列の事を走馬十列十列競馬ともいひてことなることのさまに聞ゆれど義皆おなじ

〇和歌

大貳三位集

とをつらにたてるなりけり今更に

心くらべに我はなりなむ　爲家卿

夫木和歌集

文永八年毎日一首中

ちはやぶる神のゆふしでひきかけて

今日はことなるとをつらの馬　和泉式部

本ノマヽ同

とをつらの馬ならねども君がのる

くるまもまとにみゆるなりけり

この歌は祭の日あるきんだちのまとのかたを車の輪につくりたるをみてよめると云々

加茂女集

長歌

うきとをつらにいれつればくらべぞわぶるふじのねの云々

〇釋名

とをつら

三代實錄西宮記源氏物語大鏡奥義抄古今著聞集花


細男六騎


十列之兒

にて關東田舍の詞にはあらざるを十騎に乘つらねてくらぶる事とみえたり或は十にたらず二騎三騎にて乘るをも同じ名目なるべきにや扨また此事を關東にては神事の時は馬長などゝあひ引ける則東鑑に頼朝の御時文治四年二月廿八日臨時祭流鏑馬二騎馬長三騎とあり同五年四月三日馬長十騎とあり同年六月廿日臨時祭馬長二騎又同年七月一日には馬長十騎とあり是を思へば十騎と有は定式にて臨時の事は人數不定略義の事なるべしこれや十列の心なりけんもしらず但關東にて十列といふ名目のしかと見えしは入道將軍の御時は嘉禎三年八月十六日鶴岡神事に河津八郎左衞門尉尙景佐々木七郎左衞門尉氏綱以下の衞府十列競馬の十番役たりとあり又寛元二年八月十六日五位六位等を以て十列的立競馬の役人等とすと出しこそ關東にて神事に十列と唱へしはじめなるべし此將軍は公家より出させたまふ故關東もおのづから京都のごとくとをつらといふ名目となりたるなるべし云々

春日若宮祭禮圖所載十列次第



年中行事秘抄云八月十五日石清水放生會事云々又宣ニ奉勅ニ石清水宮八月十五日會宜下仰ニ左右馬寮ニ十列御馬各十匹自ニ今年ニ永隔年令中供奉上彼會日但乘尻者左右近府御馬乘近衞等供奉同廿五日庚寅臨時御幣使被レ立ニ石清水ニ使左中將源正清云々

尺素往來云諸社修造幷奉幣神馬十列急速可レ被ニ發遣ニ也

宴曲集云道は氏を貴する藝として秦下毛野佐伯や其名は大中臣まで譽讃の德家にたゝ(え歟)ず猶十列の勤仕のみか庭火の前に立舞袖の手向にも云々

續古事談云一條院の御時六月つごもりに風吹き雷おどろ〳〵しくなりける程に母后の御方に藤典侍といふ人に北野天神つきたまひてのたまひける我家やぶれたり修理せらるべしまた攝政上達部ひきぐして加茂にまうでゝ十列音樂たてまつらるゝうらやましきよし詫宣ありて歌をよみ給ひける云々

河社云三代實錄第四十五云元慶八年三月五日丙寅喚ニ左右馬寮十列細馬於仁壽殿東庭ニ覽之とをつらの馬といふことこれにみえたり云々

山岡俊明說曰十列は馬十足ならべて競馬の樣にはするなり和泉式部の歌に是も騎射の類にて的かけて射たりしにやともみゆ可レ考

安齋隨筆云十列トヲツラとよむ也ジフレツとは云はぬ也十列の式詳ならず古今著聞集卷十六興言利口の部に下野の敦季競馬をつかうまつりけるが十度むなばせをえたりけるを經信大納言見られて不幸のものの十列かなといはれたりける比興の事也けり云々ムナバセとは空しく馳る也競馬は二人並て馬に乘り馳せて人より先へ馳せ進みたるを勝とす勝たざるをムナバセと云ふ也敦季の十度ながらムナバセえたるを經信のみて不幸のものゝ十列歟とたはぶれに云ひしをもつて考ふれば十列は人數二十人にて二人づゝ馬に乘並んで遲速をあらそはず足なみをそろへ馳る事なるべき歟可レ考

塵泥云近藤壽俊說曰昔の馬藝に十列といふこと有しは諸書に所見といへども如何樣に馬を乘しぞや其實をしらず當時其事知る人なし予其事を考ふるに十列と書てとをつらとよめり是は馬を一さんに馳て遲速をくらべ試る事なるべし此事は競馬と同じ事にて神事にも乘りし也扨とをつらといふ名目は京都の言葉

世俗淺深秘抄云上皇隨身六月十五日奉ニ仕十列事一昔白河院御隨身下毛野近季私相ニ語傍輩一爲ニ御祈一勤之而年序漸積間達ニ叡聞一於ニ于今一者給ニ御厩御馬一也於レ幣者猶爲ニ私沙汰一云々

本朝文粹祭文篇云御幣上紙 百帖供物 二長櫃色紙繪馬三疋走馬十列云々

百練抄云正元二年六月十五日於院御ニ覽十列一今出川前右大臣候之

東鑑云建久六年三月十三日止ニ鞍一口一爲ニ手搔會(テガイエ)十列之移鞍一寄進之

又云嘉禎三年八月十六日佐々木七郎左衛門尉氏綱以下衛府爲ニ十列競馬十番役一行粧各極ニ華美一

又云寛元二年八月十六日鶴岡馬場之儀也云二十列一一番長掃部左衛門尉二番飯高彌次郎衛門尉三番紀伊次郎左衛門尉四番大多和新左衛門尉五番遠江六郎左衛門尉六番狩野五郎左衛門尉七番伊勢五郎左衛門尉八番肥後四郎兵衛尉九番名闕十番土肥次郎兵衛尉

小右記云萬壽元年九月十九日巳時上御ニ寢殿一從ニ御馬場一此間駒形蘇芳菲等出ニ舞前庭一未レ渡ニ御馬場殿一前左右十列從ニ埒東面一南行左西、右東渡ニ御馬場殿一之間群立三的程事无便此事乘輿御馬場之儀也

明月記云 嘉祿二年五月廿四日巳時許能雲僧都來談ニ明年日吉祭十列經營事一云々

又云六月九日安嘉門院御方十列少納言騎之云々

又云寛喜元年六月廿三日今年十列内裏十二騎安嘉門二騎云々

又云康平五年二月五日内大臣殿下爲ニ春日祭一云々六日次牽ニ立兩所十列御馬一神馬各在レ前

猪隈關白記云正治三年二月二日此日春日祭使立也殿下御奉幣十列如レ例

古今著聞集興言利口部云下野の 敦季競馬を つかうまつりけるが十度むなばせをえたりけるを經信大納言みられて不幸のものゝ十列かといはれたりける比興の事なりけり

花鳥餘情澪標云十列とは東遊の舞人十人馬に乘て 裝束は青摺といふ物を着て神社の行幸關白の加茂春日詣などに召具して社頭にて求子など舞て其後馬場にて馬をはする事ありよのつねは左右近衛の官人是をつとむ八幡臨時の祭などに殿上の雲客舞人たり源氏君住吉詣にも樂人十つらをぐし給へるなるべし

りの人數なきによりて乏られたり凡十列二樣ありて人數二十人は本式にて左右を分ちてくらべ十人の時は略式にて十騎一度にはせ出して十度くらぶるなり伊勢貞丈曰十列は人數二十人にて二人づゝ馬に乘並て遲速をあらそはず足なみをそろへて馳る事なるべしといひ山岡俊明は十列は馬十疋ならべて競馬の樣にはするなりといひ本多忠憲は後世は十列の馬十疋あるべきことなれどもたゞ祭の場を十列とのみ稱して乏づかに乘渡す事にはなりぬと是近世のさまを辨じたるなりいにしへの趣にはたがひたり

類聚國史歲時部云天安元年五月庚子有ㇾ勅遣ニ使武德殿馬場一令ㇾ角ニ走左右馬寮御馬各十疋一

又云二年五月乙丑云々戊辰有ㇾ勅ニ公卿一於ニ武德殿馬場一令ㇾ角ニ走左右馬寮御馬各十足一云々

三代實錄云元慶八年三月五日丙寅喚ニ左右馬寮十列細馬於仁壽殿東庭一覽云々

西宮記云四月六日　駒牽左右十列騎尻　末額(マカウ)錦打懸左馬寮兩面左赤右青魚形尻鞘等也

源氏物語みをつくし云かく人とをつらなど、さうぞくを調へかたちをえらびたりたがまうで給へるぞととふめれば内大臣殿の御願はたしにまうでたまふを乏らぬ人もありけりとてはかなきほどのげすだに心ちよげにうちわらふ云々

大鏡云粟田殿の三郎前頭中將兼綱のきみ其君の祭日調じ給へりし車こそいとおかしかりしか檜網代といふものをはりて的のかたちに色どられたりし車のよこさまのまとを弓の形に乏たてふちをば矢の形にせられたりしさまの興有りしなり和泉式部の君よまれて侍りき

とをつらの馬ならねども君のれば
　　車もまとにみゆるものかな

又云帝此京に移らしめたまひては又近くふり奉りて大原野と申、きさらぎはつう(初卯)の日霜月初子日とさだめてとしに二度のまつりありまたおなじくおほやけつかひたつ藤氏殿原みなこの御神にみてぐら十列たてまつり給ふ云々

奧儀抄云問云兼綱中將巡(本ノマヽ)三使時事の風流にはあじろにきこをかきて弓矢を竪ぶち横ぶちにしたるを見て和泉式部がよめる歌にとをつらの馬ならねども云々　此歌前に出たり

古今要覽稿卷第二百五十一

政事部 武藝

とをつら 十列

十列はとをつらと唱へて走馬競馬と同藝一物なれども其乘ざま人數の分別あるによりて各その名を異にせりしかれば東鑑に佐々木七郎左衞門尉氏綱以下十列競馬十番役たりとみえたれば競馬を十人或は二十人にて十度くらぶる義なり又下野の敦季競馬をつかうまつりけるが十度むなばせをしたりけるを經信大納言みられて不幸のものゝ十列かといはれたりけると古今著聞集みえたるにても競馬を十度はする事を十列と名付る事しられたり三代實錄に左右馬寮十列細馬を仁壽殿の東庭にめして見給ふとみえ小右記に左右十列埒の東面より南行左西右東とみえたれば右と左に方を分て一騎づゝ左右より出して馬の遲速藝の優劣を十度くらぶるをいへり此事を走馬十列又十列競馬ともいへる事本朝文粹東鑑等に出たりしかはあれど此藝いにしへは大内にてもありしかど中昔よりして多くは神社において行はれし也もし神に祈請の事などありて願望成就あれば其神の社頭にて神いさめの爲に十列を興行ありし也いはゆる人とをつらなどさうぞくを調べかたちをえらびたりたがまうで給へるぞととふめれば内大臣殿の御願はたしにまうでたまふをしらぬ人もありけりと源氏物語みえたり又たゞ定式の神祭にも十列奉りし事ありいはゆる藤原殿原みなこの御神にみてぐら十列たてまつり給ふと大鏡みえ能雲僧都來談二明年日吉祭十列經營事一と明月記みえ十列とは東遊の舞人十人馬に乘て裝束は青摺といふ物を着て神社の行幸關白の加茂春日詣などに召具して云々源氏君住吉詣にも樂人十つらをぐし給へりと花鳥餘情みえたるによれば行幸又は時の關白の神まうでの時などすべてはれの時には神前において十列興行ありしなり近世は此事總てなかりし故に其故實をしるものなし三代實錄西宮記明月記年中行事秘抄等の説は二十疋の馬を十疋づゝ左右に分ちて十度くらべはつる也源氏物語東鑑花鳥餘情等によれば十人はなをならべて十度くらぶることをいへり是人數十人の外に餘

と世にはいへども皆誤れる事なり延喜式に隼人の服に肩巾の料布五尺とありまた比禮掛る伴の男といふ詞六月祓の詞にも見えたれば往古に薩摩隼人などいふ兵士また伴のみやつこのごときもの丶着しものにや肩巾とも昔に書きたれば其肩衣の制なるものなるべきか卑者の服故に世にはすたれたれども猶神祭の服には今も殘れりといふべきか大嘗會新嘗會等に用ひらる丶小忌衣に品々ありて是を大忌といふ私に小忌といひ諸司小忌ともいふ出納小忌といふかたのごとくの小忌などいへる中に出納小忌かたのごとくの二つは袖なきものにて上下の肩衣の制の如きものなり是式に見えし肩衣にして其名のすたれたるにや兵士の肩にも比禮といふ名はあらねども肩衣といふて世に用ひたる事もあるかされども中昔には所見なければしらず鎌倉の世にこのものありとみえて法然の繪巻物に武士の從者また太刀持の如きもの肩衣着し形所々に見えたりまた足利家の世の鎌倉御所年中行事にも肩衣といふ名見えたり今川了俊の大冊子にも袖なき直垂といふ事もあれば肩衣といふもの更に後世に調じ出せしものにあらず

按に隼人の肩巾にやといふは上に辨ず神祭に用ふるものは肩衣の準據とすべきにあらず又今川大冊子に袖なきひた丶れと云ふもの今の本には見えず

校　　正　檜山坦齋源義愼
圖　　畫　本山幾次郎橘正義
　　　　　大河戸晋平藤原儀成
　　　　　三輪善太郎三輪正賢
校正兼鈔錄　榊原猪右衛門源長行
校正兼淨寫　山本林藏源清任
校正兼鈔錄　松井茂重郎源英信
　　　　　志村愛助平知孝
編修兼圖畫　岩崎源三源常正
編修兼淨寫　橋本藤兵衛藤原常彥
編　　修　栗原孫之丞源信充
總　　判　屋代太郎源弘賢

自ら別なるべきなり又陣羽織袖なし羽織などの類は後世の造意にして肩衣よりうつれるにもあるまじきなり

土肥典膳經平云肩衣袴といふものまた上下共いひて今の世武家にて貴きも賤しきも尋常の禮服となりぬ此服のはじめを様々にいふことあり近衞龍山公の薩摩の國へ下りおはしませし時に島津龍伯とはかりて直垂の袖をとり袴のすそを切てつくり出し給ふといふまた松永彈正久秀が所爲なりともいふ或はそれより遙かに前明德元年内野合戰正月元日に起りければ殿中嘉會の面々直垂の袖を切て義滿將軍に隨從せしにはじまるなどもいへども是等のことたしかなる所見なければいかゞあらん虚談なるがごとし夫より以前この肩衣の見えしことあり伏見帝の御時繪がゝれし法然上人の繪傳に侍の郎等と見えしもの肩衣に大口の袴きたりしもの所々に見えたり其後今川了俊の大草紙にも袖付かざる直垂といふこと見えたれば後世に始りしものとも思はれず猶往古を考ふるに延喜の隼人式に肩巾緋帛五尺とあれば昔の薩摩の隼人などいふものゝ服なりしひれといふもの今の肩衣のごときものなりしや又六月大祓の祝詞の詞にも比禮掛(ヒレカケ)る伴男(トモ)とある此比禮も同じものなるかさらば此肩巾といふもの昔健兒などいふものゝきるものにやありし又御代のはじめに行はるゝ大嘗會の時の小忌の中に形の如くの小忌といふ物は今の肩衣といふものに似たりと聞きし是は神祭のものにて肩衣のためしにすべきものにはあらねど往古よりかゝる形の衣服ありしはまがふべからず彼是合せ考ふれば肩衣は肩巾の遺制にて往古よりありしもしるべからず

按に隼人式の肩巾は緋帛五尺にて制するものとみゆれば今の肩衣と自ら異なる物なり古き肩衣をみるに帛壹丈餘を用ふべければなり六月大祓の祝詞に比禮掛る伴男といへる比禮はまた自ら別なり小忌の内に肩衣と云ふものに似たりといふは小忌の半臂あるひは如レ形小忌諸司小忌を云ふなるべけれどもそれまた武家に用ふる肩衣とはおのづから異なるものなるべし

土肥湯淺問答云今の肩衣ばかまを上下といふその出來る起りは赤松義教將軍を弑し奉る時に始まるともまた光源院將軍の時松永彈正が所爲なりともいふこ

○釋名

肩衣

萬葉集鎌倉年中行事二水記○按に肩にばかりかけ
る衣ゆゑに肩衣といふなるべし

上下

武德大成記
雪のかたの肩衣袴

伊勢貞順古實聞書○夏着候に雪のかたの肩衣袴あ
しく候とあり

○正誤

老人雜話云今世の肩衣は近衛龍山公薩摩にて制した
まへり
按に龍山公に先だちて肩衣袴といふもの京都將軍
家のはじめより所見あれば誤なり

新井筑後守君美云近代にいたつては肩衣をばきる人
もなく假粧袴など云ふ小袴をも着また腰襞(コシミノ)などいふ
ものをまとふ事にや
按に古代の肩衣は全く今の上下とおなじきものな
り然るにかく云ふは何によりてにや疑ふべし又化
粧袴といふものは肩衣の下にきるものにして肩衣
と別々の服にあらず腰襞は腰まきにして自ら別の
ものなり

伊勢平藏貞丈云肩衣は袖なくて肩にばかりかゝるも
のゆゑ肩衣といふなり本は賤者の服なれども小袖の
上におほひきるゆゑいつしか武士の禮服の類のごと
くになりしものなり凡肩衣には袖なくして半臂の如
きものなり內府記に半臂如二肩衣一ニテ有レ裏と見ゆ
是半臂といふ服は袖なし裾に横幅を加ふ是を襴とい
ふ肩衣は袖なきものなるゆゑ肩衣を以て半臂のたと
へにいへるなり古の肩衣はひだなし故に半臂に似た
るなり今の世の如くひだありては半臂に似たること
なし半臂のたとへに肩衣を用ひたるを以て古の肩衣
には襞なきことをしるべきなり肩衣の名稱萬葉集に
見えたれば古きものなり後代の陣羽織は肩衣の遺制
なるものにや今の俗袖なし羽織といふものに近きも
のなり
按に肩衣の制をいへるは古說にしてよろし萬葉集
に見えたりといふは山上憶良の歌に布可多衣乃(ヌノカタギヌノ)と
あるをいふなるべけれども是は延喜隼人式に肩巾
とあるものとおなじかるべくして今いふ肩衣とは

かちん肩衣袴

かちんかたぎぬ袴は本儀のよしにて出仕の供などゝいふ時にこれを用ふと(伊勢常眞記)いへりもと軍陣の服なるがゆゑに勝色とて用ひられしなるべし

伊勢常眞記云肩衣袴にて出仕の御供とある時はかちんの肩衣ばかまが本なり云々

伊勢貞順古實集云肩衣袴染やうの事云々但かちん水色などよかるべく候

弓法秘書云肩衣四幅袴その外何をも軍陣のものこしらへ云々肩衣ばかまはかちんに染むべきものなり

繼上下

繼上下は卽古の肩衣袴なり京都將軍家の末にいたりて畧義のよし伊勢貞順いへり

伊勢貞順古實條々聞書云肩衣の色とおなじく袴の色のかはりたるを着候事畧義に候少き人にはくるしからず候歟たゞしこれも心やすき時の事なり

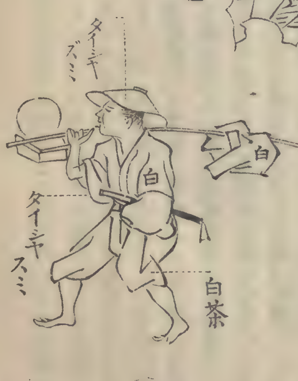
豹文記云かたぎぬにはかまの色かはりたるは內々にてはくるしからず候がこれも式々の時はむやくにて候

法然上人二卷傳所載
肩衣袴

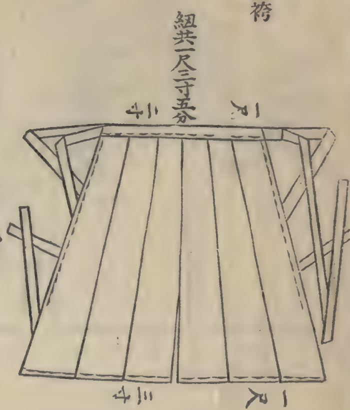




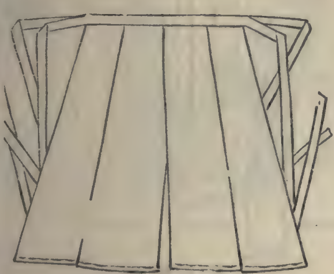
融通念佛緣起所載肩衣袴



同四幅袴



同後

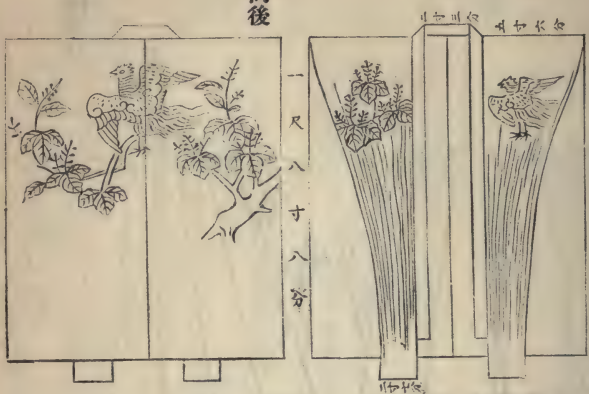


犬追物繪所載肩衣袴



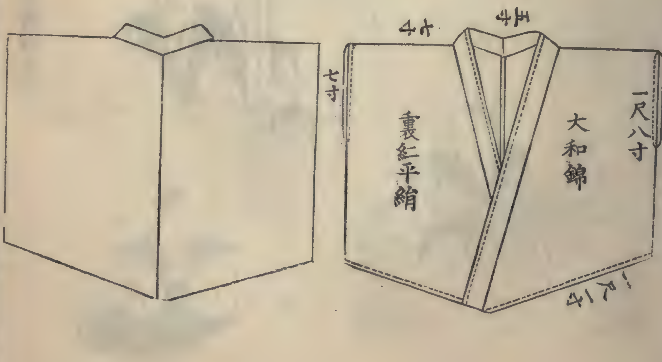
豊臣太閤肩衣所レ賜ニ大藏大輔一

同後



松浦家藏肩衣袴

同後



殿ノ御手ヲ引セテ奥方ヘ同道セラル云々秀吉ノ御臺御髮ヲ結直シ御衣服御肩衣袴ミナ新敷ニ改メ玉フ

榊原家記錄云台德院樣ノ十二歲ニテ豐太閤ノ許ニ至ラセ給ヒシ時兼テ用意ヤシタリケン長持ヨリ衣服上下取出シ是ヲ改メキセヨトテ衣服肩衣袴ヲ着替ト仰ラレシ云々

一遍上人繪傳所載肩衣袴



京都五條八幡宮藏將軍家社參繪所載肩衣袴傳云天文永祿中物



織田右府像



晴忠同之云々御同朋口阿彌供奉四人共肩衣小袴取ニ返股立ニ云々公方御走衆十人云々各帶刀肩衣四布袴著レ之御小者六人云々同月廿二日彈正少弼定賴旅館へ御成有レ之御供衆右同斷但裝束者烏帽子袴肩衣也

按に此年三好黨攝州表出張によつて京都物忩なるがゆゑ坂本にて元服ゑたまひしなれば小具足出立のこゝろにて供奉の人々みな〳〵肩衣袴を用ひしことゝゑらる然らば有馬の湯へおはしませし時走衆の肩衣袴を用ひしも旅行の服と云ふ義にはあらでいさゝか用心の意なるべし

伊勢伊勢守貞宗朝臣記云肩衣袴は老たるわかき幼きによりて色たがふ事かはることあるまじく候がたゞし豹文などはれうじ（聊爾）には着候はず候二色を三色などに染めわけては常にも苦しからず候よしなり肩衣袴おなじ色に候とも木綿ばかまはおもてむきへは出候はず候内々にては着候なり

伊勢六郎左衞門貞順古實條々聞書云巡方おなじく肩衣にひだを取候はぬは自由なる義に候まづ常のごとくひだをとり候事ゑかるべく候肩衣の色とおなじく袴の色のかはりたるを着候事略義に候少き人にはくるしからず候歟但これもこゝろやすき時の事なりうちかけ肩衣は一段緩怠也心安き方へも打かけて見參する事あるまじく候

二水記云大永七年正月七日早旦室町殿出仕令ニ見物一道永以下悉以肩衣小袴也當時先無爲之間不レ可レ然之體也云々武田出仕之體同レ之

按に先無爲之間と云ふ詞によるに軍陣の服なればなるべし

伊勢宗五入道大册子云すはう袴かたぎぬ小袴などの紋の事たゞ目にたゝぬが可レ然候さのみ小きもまた大なるも人によるべし房小者は人の目に立ち候やうになるがよく候さもとある人は只めにたゝぬがよく候

又云肩衣にはいにしへは我紋をかならず付候つる當時は一向かはり候さりながら小袴も肩衣もめにたゝぬやうに候がよく候

伊勢與一入道常眞記云肩衣袴にて出仕の御供とある時はかちんの肩衣はかまが本なり

武德大成記云天正十八年正月神君ノ仰ニテ台德院殿御上洛アリ云々秀吉大ニ悅ビ給ヒ侍女ヲ召テ台德院

記に八幡太郎義家の鎧きらるゝ次第を書せし條に七番鎧直垂とありて自も其によらるゝ體にみゆればば義貞朝臣の頃までもいまださるべき人は鎧の下に肩衣袴を用ゆることはなかりしなり去かるにここにかくいへるを見ればたゞ人の鎧の下に肩衣袴をきるは成氏朝臣より前にはじまれるものなるべし

北畠家諸書當用抄云小具足出立とは白かたびらを着上にかたぎぬけしやうばかまにこてをさしのどわ（喉輪）をして太刀をはきはらまきをいたし候なり

當家弓法集首實檢の條云肩衣にてもうちかけにてもその人のきたるものにてつゝみて出す

弓法秘書云肩衣四幅袴其外何にても軍陣のものこしらへはじむるにはまづ南の方へむきて裁つべし云々かちんに染むべきもの也以上三書によるに當時軍陣の服と定めしこと明らか也

走衆故實云惠林院殿樣御代有馬の湯へいらせられし時云々走衆廿人かた衣半袴にて小太刀をはかれ候云云

小笠原長秀當家弓法集云騎馬の人ならば路次のほど遠くは革袴袖ぼそまたは肩衣にても苦しからず候近所にては例式のごとく出立べし

奇異雜談云應仁年中のことなるに云々中間は肩衣四幅袴にて笠を頸にかけて手鑓をかたげて跡にゆく云云

大内問答云御能の時小袖ぬぎの事同殿中にての御容體の事云々大夫その外座の者持て參候御ひたゝれの事は不ㇾ及ㇾ申諸大名などは鳥目を添て被ㇾ遣候素袍肩衣などをぬぎてなげてやられ候事はあるまじく候

按に此問答は永正六年の事なり然れば當時はや肩衣袴にて殿中へ出仕するごとく成しと去らる

光源院將軍御元服記云天文十五年十二月十九日於ニ坂本樹下ノ宅ニ御元服云々十八日辛丑公方家幷若君從ニ東山慈照寺ニ到ニ坂本ニ御成云々御供衆三騎次第大館左衞門佐晴光御劔役但被ㇾ入ニ御輿中ニ云々着ニ足半ニ而御供也朽木民部少輔植綱弓持報貟沓而供奉伊勢守貞孝同之三騎共張替被ㇾ爲ㇾ持之貞孝弓袋赤色云々云云御同朋孝阿彌也四人共ニ肩衣袴着ㇾ之云々若君走衆六人云々帶刀肩衣四布袴脚半着ㇾ之御小者六人裝束同ㇾ之其次公方家御成也御裝束者御肩衣御袴褐色織筋御小袖也云々御供衆三騎次第上野民部大輔信孝御劔役但帶ニ右方ニ云々細川中務大輔晴經弓持報貟青毛馬沓而供奉大館次部大輔

古今要覽稿卷第二百五十

●服飾部

かたぎぬはかま 上下

かたぎぬといふ名萬葉集にみえたれども其製はいかなりけん今時の形にはあらざるべし

卷第五山上憶良が貧窮問答の歌にわたもなき布可多衣とよみて貧賤のものゝ服なれば今の袖なし羽織などの類にても有りしにや

上下といふ名目は古事記に見えたり（應神天皇記避二上下衣服一とある是なり）狩衣直垂それよりのちすべて上下具したるものをいへり素襖の類を押なべていへるなり今の肩衣は法然上人繪傳に見えたれば鎌倉將軍家の末に出來しなるべし

法然上人繪傳は伏見院の御宇に書きたれば久明親王征夷大將軍たりし比なり

賤者の服と見ゆれば京都將軍家のはじめまでもさるべき人は着用せざりしとみえて春日權現御驗記繪などには見えず融通念佛繪詞一遍上人繪詞等には見えたりされど大かたは賤者のみこれをきたる趣なり然るに鎌倉の成氏朝臣戰場にむかはれける時肩衣小袴を用ひられ（成氏年中行事）北畠家にて小具足出立といふ時肩衣ばかまに籠手のどわを用ゆると（諸書當用抄）いひあるひは肩衣四幅袴を軍陣のものと（弓法秘書）いふを合せ考ふれば京都將軍の中比よりこれを以て鎧ひたゝれに代用ひられしと志られたり當時また遠所往來の服ともせしと（當家弓法集走衆故實奇異雜談）志らるさてこれを式正の事に用ひしはじめさだかならざれども御能の小袖ぬぎの時素袍肩衣などをぬぎてなげてやられ候事はあるまじくと（大内問答）いへば永正の比は肩衣にて出仕することもありしと志らるされども肩衣袴といひて上下といはず肩衣にひだをとるとらざる好にまかせしを（伊勢貞順記）天正の比よりして一般に裥をとり（織田右府像豐臣太閤肩衣）また上下といふことゝなれり

成氏年中行事云公方樣御發向云々左折之御緣ヌリ金襴ノ御肩衣小袴御籠手御脛楯云々

按に元日二日三日の衣體を書きし條に御上下とあるは直垂をいへれば當時今の如く肩衣袴をさして上下とはいはざりしこと明らかなりまた新田義貞の

師着用の者實は褊綴なれどもいつか誤りて十德と云ひ倣はしたるにや隱者無髮薙髮などの者專ら十とくを晴の服とすれども袴は着ざる也いかにも畧義なるべし郡山侯の御家藏の由晴信朝臣（武田入道信玄）の像今の十德に白袴着用の體也又予が先師水嶋卜也之成婚姻元服等の祝義に參る時必今の十とくに白袴（或は淺黃）を着用せし由也されば式の時はかならず袴を用ふべきにや

京都或家所藏黑紗十德（相傳云紹鷗遺物）



同上後



瓦礫雜考所載黑紗十德



俗體の人は着ざれどもむかしは普く俗に用ひたり故に下學集等の書にも皆俗人服用の內に出せり撮壤集に行旅の具の內に出せるも便宜なる服なればなり道服と其用こと同じきにて其もとは道服なることをおもふべし○按に十德は鎌倉將軍家の末より所見あれども賤者の服にしてさるべき人の服せしことなし應永の末にいたりて旅行の服となりつれば撮壤集にも旅行の具の中に收めしなり然らば道服と用同じとはいふべからざるなり

又云また按に大平記廿九卷の師冬自害の條末に師直入道道常師泰入道道勝とて裳なしの衣にさげ鞘さげて降人に成て出ければ云々とある裳なしの衣は今の十德のことにて直掇より十とくに轉りたる始にやあらむ猶考ふべし

按に此時より以前にはや十とくといふものあればこゝにいはゆる裳なし衣は十とくにあらず

紗十德

紗十德はそのはじめ詳かならざれども應仁の頃清水詣する足輕のもじの十とく着たりと奇異雜談いへば其頃に起れるにや京都に紹鷗の遺物なりとて黑紗の十德を持傳へし人あり裁縫全く今の十德とおなじくしてたゞ異なる所は腋を紫絲にてかゞりつゆ紐の有るのみなりまた腋に衲をとりしもあり是即今醫師其外坊主の用ゆる十德のはじめ成べし

奇異雜談云應仁亂中の事なるに五條東洞院と高倉との間に足輕壹人あり夏の頃なるに清水に參詣す朝食以前に隔子の紋の帷に萠黃のもじの十德に刀脇差にて宿を出づ云々

伊勢平藏貞丈曰今の世醫師などの着用するもおなじき裁縫なれども羅精好紗などにて縫ふ色は黑く無紋にてむな紐に革を用ひず十德と同じ切にて平ぐけになし短くして結帶をせずして放著にするゆゑ別のものゝやうに見ゆれども實はおなじものなり今は俗人かつて着せずたゞこしかきの着るばかりなり云々

松岡辰方曰今醫師の着用するものは十德にあらず褊綴と云ふものゝ由寛政十一年十一月二日淑姫君樣尾州御屋形へ御入輿の時なり伊豆守信明朝臣松平出雲守種周朝臣立花より御渡し有し御書付に御醫師かちん熨斗目褊綴と見ゆ依てある御方より御醫師衆へ褊綴の裁縫いかゞあるぞと尋ね給ふに則今の十德の由答へられしとぞされば今醫

○正誤

瓦礫雜考云十德は直掇（或は綴とも書きたり）の畧制にて其名をとなへ訛りしまゝにやがて十德といふ名さへ出できし也かく誤りしこともやゝ古く見えて下學集に直綴と十德とを別に出せり產業袋といふものに十德は直綴のとなへそこなひされば十德のごとくして袖長く四裾を五寸計づゝ綻ばせたるを褊綴といふ是にて知るべしと雖も直綴は長袖裳付の衣の事なりしかれば十德の仕立やうのものを直綴といふべき謂れなしといへるは非なりそは省畧せるによりて名の變りたることに心つかざるなり按に格致鏡原に原始秘書を引て曰唐武后幸二僧懷義一衣帖皆用二朝扮一衣用二大袖一如二朝服制一曰二直綴一曰二偏衫一曰二寬衣一加以二錦繡一とあり此服もと僧衣にかぎらざることは郭思畫論に處士馮異衣巾大袖周緣以レ皂下加レ襴前繫二二長帶一隋唐朝野服レ之今呼爲二直綴一又王世貞觚不觚錄には袴褶戎服也其短袖或無レ袖而衣中斷其下有二橫摺一而下復竪二摺レ之若二袖長一則爲二曳撒一腰ノ中間斷以二一線道一橫レ之則謂二之程子衣一無二線導一者則謂二之道袍一又曰二直綴一此三者燕居之所二嘗用一也邇年以來忽謂程子衣道袍過レ簡二而士大夫宴會必衣二曳撒一是以戎服爲レ盛而雅服爲レ輕吾未二之從一也又佩文韵府に林逋寄二李山人一詩身上ノ祇衣麤直掇馬前ノ長帶古偏提蘇轍孔平仲惠二蕉布一詩更ニ得双蕉縫直掇都渾作二道人看一などあるを見れば直綴もまた道服なり

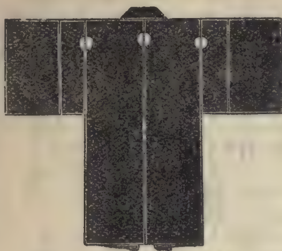
按に懷義和尙のきたる直綴は皇朝の直綴にても有るべし郭思畫論以下いふ所の直綴は皇朝の直綴とおなじからず然して皇朝の直綴は海人の藻芥に貴賤共用之とあれども蹇驢嘶餘に門跡は差貫にて著て坊官山徒は練大口にて著之とあれば門跡より坊官山徒迄の貴賤にして駕輿丁小者までに及ぶ義にはあらず然れば直綴を畧して十とくとなすべき由緣なし又直綴と道服とおなじといはゞ道服は深窓秘抄に大臣の平服なりといひ海人藻芥に俗隱者用レ之而大覺寺の寬尊親王被レ用之自由之至世人皆爲二比興一とあれば俗隱と云ふも凡下の人をさしていふにあらざること明らかなりかゝればいよ〳〵直綴と十德とは同制のものに非ざるなり

又云さて直綴を省畧して十德と名付るは利用多きにもよれるなんめれどその本は直綴の譌音也此服今は

伊勢家所傳十德



同上後



與昇人夫所用十德



同上後



の事にて候古よりも袴の上に十德を着用候事は有レ之事にて候葛を白もいかやうにも染て用申候又十德の上に帶をも仕候ひし也

私刀記（伊勢貞牧）云 放十德とは十とくを着て其上に帶を仕候はぬを申候猥精なる事にて候御供の時は十とくの上に帶をし腰當をして太刀をはき自然はうつぼをも付候是は公方樣御參宮などの事にて候

同點本切紙記（同人）云はなち十德の事中帶計にて袴を着（裏昇）す十とくの上に帶をする事は祝言などの時にこしかき着申候こくそめて紋など付ても十德にて候事を云ふなり

條々聞書云放十德は御禁制の內也

御供古實（伊勢貞藤）云 放十德の事下に袴を着候て上に十德をはなち着候へば放十德にては候はず中帶計りにて十德の帶も〆候はず候は放ち十とくたるべし

梅宮神主肥後守經亮所藏十德



長三尺五寸
襟幅二寸七分
五寸

一尺六寸五分

同上後



齋藤親基日記云文正元年三月十七日御參宮御臺樣同前云々御馬云々御前打云々御小者云々走衆云々次御輿被ㇾ着二御十德一云々

撮壤集(行旅具)云十德(以上みな旅行に服せし證なり)

康富記云文安四年四月九日清水地主權現祭也執行坊構二棧敷一入二申鷹司殿一自二兼日一可ㇾ參之由被ㇾ仰之間異體參之(十德小袴)

伊勢貞順記云十德も紋を付て可ㇾ用候紋のなきは略義にて候歟主人社參の時は馬上の供衆何れも十德を可ㇾ着候我家〳〵の紋を可ㇾ付候

異本古實條々云御供の時十德ならば腰當をすべし

又云十德の紐の結樣の事ふたつを引揃へて片緒に結ぶべしわなは左にあり又二の口は右に可ㇾ有

用害記(河村誓直入道正秀)云十德の事昔は葛を白くても染ても着候て上に帶を〆候つるうちかけは御禁制にて候つる昔犬見物にも烏帽子を持たせ候て見物申候つる事に候

條々聞書云十德の事いにしへは葛を白くても又黑く染ても被ㇾ用候つる十德の上には帶を〆候つる又奉公の人などは犬追物見物などの時は素袍袴の上に十德を着烏帽子もたせられてもし呼入れられ候へば十德をぬぎて烏帽子を着て出られ候しなど申候し

婚入記云御輿舁の衣裝御物持候人も十德を着申候其上に白布にて帶をひとへに前にて結ばする也人數何程も同じ事也十德と云ふは布をかちん又は紺などにてもこき色に染紋を染筋をも付候何と定なく候薄きいろを嫌ひ候十德とは素袍の上の如くにしてひろ袖にて候下着は何にても苦しからず

延寶問答(有川衡寮問伊勢貞衡答)云十德と云ふは下々迄用申候素袍の上の如し仕立樣ちと替り候

犬追物記云十德は廣袖にして脇のあかざるものなり素襖は少し脇のあくもの也此違なり色は不ㇾ定薄淺黃見よし紋あり心次第也

天和問答(有川衡寮問伊勢貞衡答)云十德侍は人體によりすゞしぎぬにてもするなり又下々は布にて御座候素袍のごとく仕立候紐は無之候云々昔は葛布にて拵申候亦侍衆はむなひぼ御座候下々は布にて帶をするなり

武雜記(伊勢貞孝)云放十德と申は下に袴を着用候て上に十德をはなちぎに着候へばはなち十德にてはなく候中帶ばかりにて十德を着用候をはなち十德と申て尾籠

古今要覽稿卷第二百四十九

●服飾部

十德

十德は其はじめ定かならず布衣記に見えたれば鎌倉將軍家の末に起れるにや布衣記は永仁年中の書なり其頃はいまださるべき人は着ざりし也輿舁物持などのみこれを用ひたり嫁入記然るに應永の末にいたりては伊勢參宮の時將軍もこれをめさせらる御供の大名皆是を用ゆ花營三代記伊勢貞牧記故に撮壤集に行旅の具に出せり但其十德は葛にて制し白或は染ても用ひ家の紋を付豹文記用害記古實條々下に小袴をはきたり康富記小袴をはかずに中帶計り十德を著るを放十德ハナチと武雜記伊勢貞牧記點本切紙御供古實いひ京都將軍家の時には禁制せられたり條々聞書又犬追物見物の時は素袍の上に十德を着烏帽子もたすると伊勢宗五大册子用害記いへり直綴の音便なりと瓦礫雜考いふはいかゞあらん

布衣記云調度懸之事云々次に白布を十德の帶のごとく平ぐけにして其帶をもつて箙を腰につく云々

按に布衣記は永仁三年八月齋藤越前守助成が宅にて北面有識の輩廿餘人參會して申合連署せし書なりそれにかくいへれば當時此ものありしこと論なし

花營三代記云應永廿九年九月十八日壬申有二伊勢太神宮御參宮一御供ノ事路次十德也

畠山彈正少弼持國　畠山播磨入道祐順御前打
細川兵部少輔滿久　細川中務少輔持之
細川民部少輔持春　赤松大河內刑部少輔滿政
赤松越後守持貞　赤松中務少輔持祐
伊勢守貞經　藥師三位元能
佳阿彌　圭阿彌
久阿彌　知阿彌

室町記云應永廿九年九月伊勢御參宮御供事皆十德也

伊勢貞牧記云文正元年三月伊勢御參宮云々公方樣御參宮御出立之事御十德御小袴何も色は紫なり御紋桐を被付候仍て御供衆出立之事同十德に小袴十德の丈は常より長し十德の上に帶をして腰あてをして太刀をはきうつぼを付け弓をもたれ候

なり今一つは夜具にひたゝれといふ有り夜具のもとはふすまにて四角にして襟袖もなきものなり後に襟袖付たるふすま出來て其形常服の直垂に似たるもの故ひたゝれふすまといひしが後にふすまといふを略してひたゝれとのみいひならはしてある故常服の直垂と同じ名となれるなり直垂は夜具の事なりとかたく覺えて常服のひたゝれは後に出來しやうにいふ人ありさかさまなる考なり

今按にこの說非なりいかにとなれば先づ忠見集をはじめ宇治拾遺等に見えたる所みな夜具にして常服の直垂にあらずかかれば夜具のかたふるくして常服になりたるははるかに後の事なりひたゝれといふも釋名にいふごとく夜具にいふぞ正しき後に水干のごとくなるさまに仕立たるものゝまた夜具の直垂にも似たればやがて直垂と名付しなり又ひたゝれふすまとふるくいひたるよしいへれども中右記台記等みな直垂とばかりありて直垂ふすまといひたることさらに所見なし

編修兼校正　日吉偉三郎源德夫

校正兼圖畫　中山新吾平秀元

編修兼校正　若菜三男三郎藤原信孝

校正兼鈔錄　松村平兵衞藤原直好

編修兼校正　梅田小太郎源義禮

校正兼淨寫　山路岩次郎源賢高

校正兼鈔錄　南條正之助藤原近行

校正兼淨寫　栗山兵左衞門藤原定興

林源三郎源高典

校正兼鈔錄　山下官左衞門源正房

校正兼淨寫　橋本太刀允藤原好春

編修兼圖畫　志村愛助平知孝

編修兼校正　大河戶晉平藤原儀成

屋代次郎源通賢

總　　判　屋代太郎源詮丈

よせさせ
志田草子云浮島太郎駈出る其日を最期と思へば龍を縫ひたる直垂に云々
明德記云御所ハ二十六日ノ辰ノ刻ニ一色刑部大輔ノ亭中御門堀川宿所へ出御ナル云々御着長ヲモ不レ被レ召御烏帽子ニ長絹ノ御直垂ヲメサレ篠作ト云フ御太刀ヲハカセ給ヒケリ
體源抄云當家ニ傳ヘテ可レ發ニ音律ニ習之事第一ノ口傳將軍鎧ヲ着給次第十八色一々ニ有ニ音取ニ一番手綱二番小袖云々七番鎧直垂八番脛巾九番括(クヽリ)云々
宗五記云直垂の染樣公家のめし候ひとめ直垂は黑もふたへものも能候武家に着し候裏打はたゞ淺黃に紋を縫目付に白く付たるが能候よしいにしへより申傳候又彈正判官の人は地を黑く紋にてうろこを付られ候裏腰あかし餘の官の人は着べからず常のうら打は腰せいこう裏すゞしの絹なるべし

○和歌

後撰和歌集卷第十五雜部
ひたゝれこひに遣したるにうらなんなきそれはきじとやいかゞといひたれば

住吉のきしともいはじ沖津なみ　　藤原元輔
猶打かゝる浦はなくとも

○釋名

ひたゝれ
後撰集台記忠見集宇治拾遺○按にこの本どもに見えたるは上にもいへるごとくみな夜の具にしてふすまの類なり安齋隨筆後集云直垂は地下の人の常服にて常にヒダと着垂るゝ服なる故ヒタヽレといふ云々今按に地下の人の常服と成たるは後にしてふるくは夜の服なれば直垂といふ名もおだやかにきこゆるなりえぼうし直垂などいふ直垂はみな袴を着し結など有てひたと着たるゝと云ふものにあらずまた盛衰記以下の軍書どもに見えたる鎧直垂といふものは袖と袴の裾をくゝりて其上に鎧を着用するなりよつて鎧直垂といふ也

○正誤

安齋隨筆云爲家卿の直垂はとのゐ物なりと注し給ふと春湊浪語に見えたり貞丈云直垂に二つ有一つは烏帽子にひたゝれ常に着る服なり官位にあらざる常服

おもしろくぞ出立たる秋の野摺出したるあひ〳〵に曳がきしたる直垂に斑行縢すそたふやかにはきなし云々
又祐經を討んとせし條云十郎其日の裝束には萌黃威の裏打たる竹笠村千鳥の直垂に夏毛のむかばき云々五郎が其日の裝束には薄紅にて裏打たるひやうもんの竹笠まぶかに着て唐さいみに蝶を二つ三つ所々に付たる直垂に紺の袴秋毛の行縢たぶやかにはきくだし云々
庭訓往來八月十三日條云後陣之武士警固之勇士色々甲冑鎧直垂馬物具鞍弓箙着㆓重代重寶㆒用㆓新調之美麗㆒
高館草子云武藏坊辨慶はつと入いつも好むかちんの直垂に水にをしのはいだてし三引りやうのゆこてさしいまだ鎧は着ざりけり云々鈴木三郎重家も魚綾島摺の直垂君より下し給はつたる小櫻おどしの鎧を着云々龜井六郎重淸はひときはすぐれて出立たり云々目結の直垂のくゝりをゆつて乄めたりけり
諸書當用抄云鎧直垂の色はかちんなり四のくゝりの入樣くゝりを乄めて鷹などつけ候樣に乄め申候出立樣ははだに白帷子其上に家の紋を付て肩衣化粧袴着し其上に鎧直垂を着し四のくゝりを乄め其上に鎧を着し云々
隨兵日記云第一大將先鎧直垂に我家の紋を縫ものに織付着すべし但四のくゝりを入るべし云々第五甲持役人次に敷皮持役人同張替弓持役人次に太刀持役人いづれも黑き直垂に四のくゝりを入るべし云々鎧直垂の色五色有るべしたち樣縫樣四のくゝりの入樣一段口傳あり
武器考證引梅花無盡藏云直垂諸大夫ノ外ハ諸家共ニ用㆓絹直垂㆒ニ候キ鹿苑院殿御代昵近ノ人々給㆓布直垂㆒候其以來諸家着㆓用之㆒候一向非㆓本儀㆒候雖㆑然大臣家着㆑絹候當家公時卿爲㆓講釋㆒平生祗候之條依㆓御入魂㆒内々之時給㆑布家之爲㆓格別㆒仍布直垂相止了惣別拾六歲迄ハ諸家一同着㆓白絹直垂㆒候色之直垂ヲバ不㆓着用㆒之諸大夫モ同前
小島の須佐飛云大納言錦の鎧直垂小具足にて云々
建武二年記云武者所之輩可㆓存知㆒條々云々鎧直垂蜀錦呉綾金紗金襴紅紫之類細々警固之時不㆑可㆓着用㆒
鎌田雙紙云こんわう承りあかぬは君の御諚とて御請を申云々一間所へつといりはだには唐紅を引違へきるまゝに滋目結の直垂の四つのくゝりをゆる〳〵と

云々
承久記卷上云治部次郎アノ壽王ニ物ノ具セサセヨト云ヒケレバヤガテ長絹ノ直垂ニ小櫻ニ萌黄匂ノ小腹卷云々
又云伊賀判官ハ滋目結ノ直垂ニ小袴鎧一領前ニオキ云々
又卷下云京方ヨリ赤地ノ錦ノ直垂ニ萌黄匂ヒノ鎧スソ金物打タルニ云々
增鏡さしぐしの巻云右衞門の陣よりおそろしげなるものゝふ三四人馬にのりながら九重の中へはせ入て云々見上たればたけ高くおそろしげなるをとこの赤地の錦の直垂に緋威の鎧着てたゞ赤鬼のやうなるつらつきにてみかどはいづくにおよるぞといふ
又月草の花の巻云大塔の法親王都に入給ふこの月頃に御くしおろしてえもいはぬ淸らなる大とこになり給へり唐の赤地の錦の御鎧直垂といふもの奉りて御馬にて渡り給へば云々
判官物語鏡の宿強盜の條云ゆり盜人由利太郎は唐萌黄の直垂にもえ黄威の鎧着て云々
又伊勢三郎義經の臣下になる條云年の頃廿四五計なる男の鳶の落葉付たる淺黃の直垂に萌黄威の腹卷に云々
又鬼一法眼の條云差入て見給へば侍の緣頰に年廿七八なる童一人たゝずみて云々法眼是を聞てけなげ者ならば行て對面せんとて出立生絹の直垂に緋威の腹卷きて云々
又辨慶洛中にて人の太刀をとる條云いまだ若き人の白き直垂に胸板を白くしたる腹卷に金作の太刀云々
又住吉大物二箇所合戰の條云頓て忠信に先掛を給はりて三滋目結の直垂に萌黄威の鎧に三枚甲の緒をしめ賑物作りの太刀を佩き云々
太平記關東大勢上洛條云我身ハ其次ニ纐纈ノ鎧直垂ニ精好ノ大口ヲ張ラセ紫裾濃ノ鎧云々
又山崎合戰條云大將名越尾張守其日ノ馬物具笠符ニ至ルマデアタリヲ耀シテ被ニ出立一タリ花曇子ノ濃紅ニ染タル鎧直垂ニ紫絲ノ鎧金物シゲク打タルヲ透間モナク着下シテ云々
又千種殿幷文觀僧正奢侈條云内野北野邊ニ打出テ犬ヲ追出シ小鷹狩ニ日ヲ暮シ給フ其衣裳ハ豹虎ノ皮ヲ行縢ニ裁チ金襴纐纈ヲ直垂ニ縫ヘリ云々
曾我物語奧野の狩の條云伊藤が嫡子河津三郎ぞ來たりける

る旨ありその使は渡邊長七唱とぞ聞えし唱その日の裝束にはかちんの直垂に小櫻を黄にかへしたる鎧着て

又實盛最期條云武藏國の住人齋藤別當實盛は存ずる旨ありければ赤地の錦の直垂に萌黄威の鎧着て云々事のたとへの候ぞかし古郷へは錦を着て歸ると申事の候へば何のくるしう候べき錦の直垂を御免候へかしと申ければ右大臣殿やさしうも申たりけるもの哉とにしきの直垂を御免有けるとぞ聞えし

又同上云光盛こそ奇異のくせ者と組て討て候へ侍かと見候へば錦の直垂を着て候

又橋合戰條云源三位入道賴政は今日を最期とや思はれけん長絹の鎧直垂に科革威の鎧着て態と甲をば着給はず

又宮御最期條云足利又太郎が其日の裝束には朽葉の綾の直垂にあか皮威の鎧着て云々

又宇治川合戰條云こゝに魚綾の直垂に緋威の鎧着てれんせん足毛の馬に金伏輪の鞍置て乘たりける武者一騎眞先に進んだるを

又同上云義經其日の裝束には赤地の錦の直垂に紫裾濃の鎧着て云々

又木曾最期條云木曾殿其日の裝束には赤地の錦の直垂に唐綾威の鎧着て云々

又一二のかけの條云子息小次郎直家はおもだかを一入(シホ)摺たる直垂に伏繩目の冑(ヨロヒ)着て云々

又同上云越中次郎兵衞盛次は好む裝束なれば小村濃の直垂に赤威の冑着て云々

又忠度最期條云薩摩守忠度は西の手の大將軍にておはしけるが其日の裝束には紺地の錦の直垂に黑絲威の鎧着て云々

又重衡被生捕條云本三位中將重衡の卿は生田の森の副將軍にておはしけるが其日の裝束にはかちにゑろう黄なる絲をもて岩にむら千鳥ぬふたる直垂に紫裾濃の鎧着て云々

又敦盛最期條云ねりぬきに鶴ぬふたる直垂にもえ黄匂ひの鎧着て鍬がた打たる甲の緒をゑめ云々

又繼信最期條云能登殿舟軍はやうある物ぞとて鎧直垂をば着給はずからまき染の小袖に唐綾威の鎧着て云々

又那須與一條云與一其頃は廿計の男なりかちに赤地の錦をもて大頸端袖色ゑたる直垂に萌黄おどしの鎧着て

又高綱渡ニ宇治川ノ條云景季ガ裝束ニハ木蘭地ノ直垂ニ黑絲威ノ鎧ニ二三枚冑ノ緒ヲシメ云々高綱ハ褐ノ直垂ニ小櫻ヲ黃ニ返シタル鎧云々

又矢島合戰條云重忠ハ木蘭地ノ直垂ニ伏繩目ノ鎧着テ云云

保元物語官軍方手分條云大將とおぼしき者のかちんひたゝれあゐゑらぢの黃にかへしたる鎧着て云々

又新院御所門々固め軍評定條云爲朝は七尺計なる男のめのかど二つきれたるがかちんに色々の絲をもて獅子の丸ぬふたる直垂に八龍といふ鎧云々

又白河殿義朝夜討條云四郎左衞門賴方爲朝兄是を聞もとがめず則西の河原へ出向ふ紺村濃の直垂に月數といふ鎧の朽葉色の唐綾にて威したるを着云々嫡子中務のせう重盛生年十九歲赤地錦の直垂に澤瀉威の鎧に云々

又白河殿攻落條云木蘭地の直垂に紫革の腹卷栗毛なる馬に乘り高間四郎と名乘て押並て組て落云々

又同上云信濃國の住人根の井の大彌太藍摺の直垂に卯の花威の鎧に云々

又同上云六條判官爲義はり絹の直垂に薄金といふ緋威の鎧に云々

參考保元物語官軍方々手分條京師本鎌倉本杉原本並云其時主人ト覺シキ者京師本杉原本云大男云々眼ザシ頰魂誠ニニクゲナルガ馬居ヱ事柄アルベカシゲナルガ一騎進ミ出タリ褐ノ直垂ニ

鎌倉本云褐目結カ遠目ニハサダカニ見ヱワカズ黑バミタル直垂ニ云々

小櫻ヲ黃ニ返シタル鎧ヲ着云々

又新院召ニ爲義ノ條半井本云爲朝ハ白地ノ錦ノ直垂ニ唐綾ノ鎧云々

平治物語六原より紀州へ早馬の條云家貞は滋目結の直垂にあらひ革の鎧着て云々

又源氏揃の條云惡右衞門督信賴は赤地の錦の直垂に紫裾濃の鎧のすそ金物うつたるに云々武士の大將左馬頭義朝は赤地の錦の直垂に黑絲威の鎧云々嫡子惡源太義平は生年十九歲練色の魚綾の直垂に八龍とて胸板に龍を八つ打て付たる鎧を着て云々次男中宮大夫朝長は朽葉の直垂に澤瀉おどしにしたる重代の鎧に云云三男右兵衞佐賴朝は十三歲紺の直垂に源太の產衣といふ鎧を着

平家物語御こしぶりの條云大衆の中へ使者を立ていひ送らる

して錦をもて製するも故あるにや
台記別記云次召二家行朝臣一賜二比多々禮一櫻萌黄仰云路頭定有二寒氣一以レ之禦レ寒云々
兵範記云久安五年十一月二十一日己丑今日被レ行二故姫宮周闋御法事一云々鈍色裝束織物直垂故宮御衣御手筥一合同
宇治拾遺物語利仁薯蕷粥事云夜すこしふけぬれば丟うとも入ぬ寢所とおぼしきところに五位入てねんとするに綿四五寸ばかりあるひたゝれあり我もとの薄綿はむつかしう何のあるにかくゆき所もいでくるきぬなればぬぎ置てねり色のきぬ三が上にこの直垂引着てはふしたる心いまだならはぬに氣もあげつべし
盛衰記入道院参企條云入道ハ加様ノ人々禁置テ後モ猶不レ安オボサレケレバ生衣ノ帷ノ脇搔タルニ赤地ノ錦ノ鎧直垂ニ白金物打タル黒絲威ノ腹卷ニ打刀前垂ニ指云云
又靜憲與二入道一問答條云市夜叉瀧夜叉トテ大ノ童ノミメヨキヲ二人滋目結ノ直垂ニ菊綴シテ下腹卷ニ矢負ヒタリ
又高倉宮信連合戰條云源三位入道ハ薄墨染ノ長絹ノ直垂ニ品革威ノ鎧ヲ着今日ヲ限トヤ思ヒケン甲ヲバ不レ着ケリ

又文覺發心條云盛遠紺村濃ノ直垂ニ黒絲威ノ腹卷ニ袖付テ折烏帽子カケヲカケ銀ノ蛭卷ニ筋通シテ卷タル長刀左ノ脇ニ挾ミ
又石橋山合戰條云與市其日ノ裝束ニハ青地ノ錦ノ直垂ニ赤威肩白ノ鎧ノ裾金物打タルヲ着テツマ黒ノ矢負ヒ長覆輪ノ太刀ヲハキケリ
又忠文祝神條云維盛ハ赤地ノ錦ノ直垂ニ大頸端袖(オホクビハタソデ)ハ紺地ノ錦ニテゾタヽレタル
又入道進乙女條云義盛ハ紫ノ取染ノ唐綾ノ直垂ニ萌黄匂ノ鎧着テ白葦毛ノ馬ニ乘ケリ
又頼朝義仲中惡條云六人ノ大將各一色ニ裝束シテ打出玉ヘリ蜀江ノ錦ノ鎧直垂ニ金銀ノ金物色々ニ打クヽミタル鎧着テ對面ノ爲ナレバ甲ヲバ着玉ハズ
又源平水島合戰條云能登守敎經ハ紺ニ白キ絲ニテ群千鳥ヲ縫ヒタル直垂ニ紅威ノ鎧ニ長覆輪ノ太刀ヲハケリ云々上總五郎兵衛忠清ハ縫摺ノ直垂ニ赤威肩白ノ鎧ヲ着タリ云々飛驒三郎兵衛景家ハ褐ノ直垂ニ大裕耳袖ニ赤地ノ錦ヲ裁入タル
又經正參二仁和寺一條云練貫ニ鶴ヲ縫タル鎧直垂ニ萌黄絲威ノ鎧ヲゾ着タリケル

家の人々には藤中納言入道常祐俗名永繼鎧直垂カチン無紋馬上政資朝臣鶴丸縫物鎧直垂梨子打烏帽子諸大夫二人各着ニ鎧直垂一永康朝臣龍膽丸縫物鎧直垂云々親長卿記と見えたる其外この頃の書にはみな鎧直垂とのみ有て水干の名見えずおもふにこの頃は水干はたえて着する者なく皆鎧直垂をのみ用ひられたりと見えたりすべて古へは夜の具にして常服にあらざればいふにおよばず公家武家共に常の着用と成てもはじめの程は絹の色目模様等も格別に美麗にはあらざりし也それはもとより褻の服にして晴がましき方には着せざりしものなればなるべし水干もその如く賤者の服なりしを公家の人々にも用ひらるゝ事となりてより綾織物をもて製する様にはなりしなり直垂も後にいたりて狩獵また軍陣にも用ひらるゝ故に人人うるはしく花やかに製して着せしなり但武家にても官位ひくき輩は貲の直垂布の直垂などを用ひて綾織物縫物等をもて製する事はなかりしなり殊に錦の直垂は大將軍の任ならでは容易に着る事を得がたきにや齋藤別當實盛が北國へむかふ時錦の直垂を望みしに八島内府のたやすくは許し給はで打立期に望みて我料なる物ぞとて錦の直垂を賜はりし事また右兵衛佐殿の大場の陣に九郎義經の參り給ひしとき何者ぞ左右なく錦直垂を着白旗をさゝせたる心得ずと佐殿の仰せければ義經なりと名乗給ひたるよし異本平治物語見えまた建武元弘の亂に少貳頼尙に錦直垂を尊氏將軍より賜ひし事太平記見え兵部少輔顯氏に錦直垂をたまはりしに弓矢の面目何事か是にしかんと悦びしこと梅松論見えたるなどおもひあはするに錦の直垂は由緒なくしては着し難き物なりし事しられたりこれはこの物の出來始めしより錦をもて製する事は定まりたる式ならねども平人は憚るべきことゝおのづから成たる武家にてのならはし成べし但錦をもて水干直垂の類を製せし事のはじめは仁德天皇崩御の時瑞齒別皇子難波に參詣て仲皇子を殺し給ひし時仲皇子の近習なる隼人の刺領巾に瑞齒別皇子の錦の衣褌を賜はりて仲皇子を殺さん事を語らひ給ひしかば刺領巾終に窺ひて仲皇子の厠に入給ふ時刺殺し奉りし事日本書紀見えたるこれ則初めにてこゝに所謂錦衣褌は常の服にはあらずして後代の水干直垂の類にはあらざらんかと軍器考補正にもいへりもしさあらんには水干直垂のよつておこる所いにしへにもとづきたる物に

古今要覽稿卷第二百四十八

●裝束部

ひたゝれ 鎧直垂

ひたゝれはいつの比よりはじまりし物にかいまだ詳ならず忠見集にある人ひたゝれ得させんとあなる云云と見えたるをや始めとすべきこれは夜の具にして常服にあらずそも〳〵ひたゝれはふすまの類にいひたるがはじめにて其より後えぼしひたゝれなどいひて常の服にもちひまた鎧直垂など出來て甲冑の下に着するものとはなりたる也但いにしへは男女ともにもちひたるものならんかそれは久安五年十一月二十一日己丑今日被ㇾ行ニ故姫宮周闋御法事ニ云々鈍色裝束織物直垂故宮御衣御手筥一合同云々兵範記と見えたるにてしられたりまた夜の具にいひたる證は攝政殿の長女入内の事を記されて自本安ニ內藏寮ニ御衾紅色御直垂云々先着ニ紅御直垂ニ其上奉ㇾ着ニ御衾ニ玉葉と見えまたこの外中右記台記宇治拾遺等に見えたるにても明らけし武家の常服の如くなりたるはいつの頃にか保元平治より治承の間の事にか山槐記に治承二年正月二日右少將維盛朝臣櫟原に狩獵ありし時折烏帽子直垂小袴行縢にて騎馬のよし見え明月記に元久元年七月十二日太政大臣按に藤原賴實直垂を着て御狩に參る抔あるをもて思へば既に此比は公家武家ともに用ひられて狩獵などには着せられしものなりこれよりおしうつりて鎧直垂など名づけて軍陣にも用ふる事とはなりけむ但この頃の戰場にはかならず甲冑の下には水干を着せし事のみありて直垂の名見えざるはいまだ鎧直垂を製し出ぬ頃なればにやおもふに保元の戰の頃に至りてやう〳〵鎧直垂出來はじめし物と見えてかの物語には狩衣襖水干直垂など混じ記したりこの頃より水干直垂何れにもあれ人々の好みにまかせて一樣ならず着せしものなるべし其故は後醍醐天皇の隱岐國へ遷幸の時御送りの武士千葉介貞胤をはじめ十人撰みて色々の綾織物の水干直垂などいふもの樣樣に織盡しいみじく淸良を好調してなど增鏡見えたりこの後後土御門院長亨元年九月十二日將軍源義尙卿佐々木を退治として江州に向はせ給し時進發在し公

○正誤

衣鏥衣狩水干勘文云水干は身せばき衣服なり故に身窄(スボシ)衣のこゝろを以て和訓みすぼ衣ならん水干と假名したりつとすと相通じみすぼしなり然れば身窄といふを水干と假名して身窄の訓ならん然るを音を以て名目とし水干と申けるならむか

今按にこの說非なりみすぼらしきなどいふことは至て後世の俗言にて裝束の名などにおほすべきことにあらず水干は直垂に少しく制の替りたるのみにて隨分花やぎても見ゆるものなれば何ぞみすぼらしきなどいふべきことかはされど猶いにしへは賤者の服なれば斥かよびなすべきことにやなどゝもいふべけれども制は猶直垂に似たるものなればあながちにみすぼらしきなどいひおとすべきことにあらず又つとすと音通なればとてとなへかへてみすぼ衣をみづほし衣とはいはるべきことゝもおもはれずことにみすのすは淸くとなふることとなるを水干と濁音の字をかりてかけりといふもうけがたきことにや

永綱抄云上下水干は幽玄なる間なり上は布衣の前後のみじかき物なりクビカミを內ザマにをりてエリの如くに着候をタリクビと云ふ也タリクビに紐ありタリクヒならば右の紐を肩より後に付て左の紐はクビカミの折伏せたるに左の肩より取出て前にすぢかへにゆふべし馬のる時は右紐をも後より前に同じやうにゆふべし云々貞丈云タリクビに紐ありと云ふはクビカミにヒモアリの書誤りなるべし又タリクビならば右の紐□□□如レ此文にてはタリクビの時紐の付やうかはるやうにきこゆれども本文の心はクビカミの紐をそのまゝ付なほさずしてタリクビの時のヒモのむすびやうのちがひめを云ふなり本文の書きやうわろきたり

又云水干永綱抄（高倉家装束抄）云上下 水干 は幽玄なるなり上は布衣の前後のみじかき物也一條家抄云紗にても平絹生にても又色は白くても何色にても大納言の時まで內々用之陽明の家には大 臣 又は前途の後如二長絹直垂一着用之尤不審 也又白唐 綾に龍を繡したる水干玉葉（月輪禪閤兼實公記二條家稱レ玉）に見え 野ノ宮 故中納言定基卿 御說には甚しき臆說に候へども水干は遊宴の服にて殊に內々の義に候へども干の字水涯ノ注有之候へば 川逍遙などに用ふるより此名出來候哉と被レ仰 候は堂 上方の御童形の時 被レ召 候は上を畧して下計御着用なり當時盛年の御着用も尤御座候所謂內々の御服にて候ゆゑ色も定らず候香保は四季通用の色のよし又織色も御座候よし三條家抄にも相見え候

○釋名

水干

枕草紙人車記 ○名義未レ詳安齋隨筆云 嘉貞問答云水干或は水□此名義未レ詳定基卿所レ答二于新井君美一問亦迂遠臆說未□執之予抱レ疑多年未レ得二啓發一也冀二垂敎一云々 今の世水干は多くは生平絹の服紗張也生の平絹ゆゑ成程不レ用レ粘隨分水張に制也と見え申候張絹今は長絹と書候得共是□冠之人着用故白き生の絹を粘張にして強く制し花榮にきくとぢの總を付られ候なり云々○今按に水干張絹ともに絹の制を以てゑか唱ふるといふ說によるべきか衣䙁（スホジ）狩衣水干勘文云水干は身せばき衣服なり故に身窄衣のこゝろを以て和訓みすぼ衣ならん云云と見えたるは非なり猶くはしくば正誤に辨ず

は大臣又前途之後も如二長絹直垂一被レ用之尤不審也
又云水干紗生の衣織物など用ふる色も定る事なし攝家清花近代亞槐以前まで着用す諸家童形の間は是を用ひ元服以後着用せざる由三光院内府記しはべるなり但寶治二年十月廿二日上皇宇治の御逗留の間人々水干を着て參入之由或記に見えたり右は差別なきか又將軍家にも高年の後まで着用ありしや

男裝束抄云水干長絹と二樣に云たるはあしく長絹は調絹なり水干白長絹白直垂色ある事長絹白し童形用之（仕立樣水干とかはる）水干白縫樣萬事仕立樣同直垂十六歳未滿の人元服以後高年迄着之云々

裝束抄云水干紗にても又色は白にても何色にても大納言の時迄内々着用之又陽明之家には大臣また先達の後も如二長絹直垂一被二着用一之尤不審也

裝束深秘抄云水干納言の時迄も内々着用紗にても平絹にても又色々隨レ好白をも用之

唯心院裝束抄云水干之事白平絹上下とも但紫にても直垂の如く仕立菊とぢ上六つ袖に露胸紐前まちを背中の眞中に露八つ前に四つ兩方のあひ引に八つ也

當代裝束抄云水干長絹に同じ但房なし緒は大方黑絲の紐なり是は元服以後今は十五迄着るなり

裝束圖式云 水干何にても平絹にても 文色も隨レ好白きをも用ふるなり納言の時迄も内々着用なり

布衣記云裝束之事水干狩衣と申物也上下ともに同じ色なり登端（ノボリハタ）袖替故に如レ斯名を申替なり 只狩衣の如く着用之仍裝束之樣表白練貫ならば裏の色青かるべし表青練貫ならば裏白かるべし裏は平絹たるべし表には縫物をするなり文の事は主の家の紋をもぬふべき也亦時の草花紅葉をも縫候也次登端袖金襴たるべし色は水干の色によりてはた袖の地の色をかへ候也また主のこのむべきなり裏をばいかにも糊こはくふのりを入るべし袖のくゝりは毛拔形にて殿上人の袖くゝりと同物なり次大帷子の下の袴も狩衣のごとくあるべきなり

裝束拾要抄云紗ニテモ平絹生ニテモ又色ハ白ニテモ何色ニテモ大納言ノ時迄内々着用之又陽明家ニハ大臣又前途ノ後モ如二長絹直垂一被二着用一之尤不審也

安齋隨筆云水干はクビカミに縫ふ也狩衣のエリの如し然るをエリを内へ折こみてタリクビに云てもきるなり直垂などのエリのごとくになる也

ぎてこれにかへてんやといひければ玉のぬしの男せうとくゑたりとおもひけるにやまどひとりて船さしはなちていにければ云々袴のこしにつゝみてことに水干をきかへてぞありける
太平記卷廿七(田樂條)云雨方ノ樂屋ヨリ中門口ノ鼓ヲ鳴シ音取笛ヲ吹立テケレバ匂ヒ薰蘭ヲ凝シ粧ヒ紅粉ヲ盡シタル美麗ノ童八人一樣ニ金襴ノ水干ヲ着シテ東ノ樂屋ヨリ練出タレバ白ク清ラカナル法師八人薄化粧ノ金黑(カネグロ)ニテ色々ノ花鳥ヲ織盡シ染メ狂ハシタル水干ニ銀ノ亂紋打タル下濃ノ袴ニ下結シテ拍子ヲ打アヤキ笠ヲ傾ケ西ノ樂屋ヨリキラメキ渡テ出タルハ誠ニ由々敷ゾ見エタリケル
人車記(入道信範卿記)云高松殿ニ武士ヲ被二召集一ニ平清盛朝臣紺水干小袴紫革鎧賴盛敎盛重盛同備二武裝一而相從源義朝赤地ノ錦水干小袴賴政以下思々多者紺水干小袴或生絹皆鎧ニ折烏帽子髓當革貫ヲ着僮僕負二胡籙一而持レ冑
禁秘抄(召人條下)云召二藏人有通一乍レ着二水干引立一參二殿上口一希代珍事也
徒然草云建治弘安の比は祭の日の放免のつけもの(附物)にことやうなる紺の布四五端にて馬をつくりて尾髮にはとうゑみをして蜘蛛のい(絲)かきたる水干につけて歌の心などいひて渡りし事常に見及びはべりしなんども興ありてゑたる心地にてこそ侍りしかと老いたる道志どもの今日もかたり侍るなり
又云通憲入道舞の手の中に興ある事共をえらびて磯の禪師といひける女にをしへてまはせけり白き水干にさやまきさゝせえぼしをひき入たりければをとこ舞とぞいひける
桃花蘂葉云水干事紗にても平絹にても染色は白にても何色にても大納言の時まで內々着用之、陽明の家には大臣又前途之後も如二長絹直垂一被二着用一之尤不審也
衣文愚童訓云水干色不定云々
三光院內府記云攝家淸花平生着用之色不二相定一當家は織物之水干着用之由見二舊記一童形之間は諸家着用元服以後不レ用之大臣之孫子は元服以後も着用勿論候也
西三條裝束抄水干紗にても平絹生にても又色は白にても何色にても大納言之時迄着用之、亦陽明之家に

古今要覽稿卷第二百四十七

●裝束部

水干

水干はいにしへは賤者の服にてかつて堂上の人々の着用せらるべき服にあらずされば古の正しき裝束抄に水干の事さらに見えたる事なし後に武家にて常服にもちひらるゝやうになり又年を經る儘に直垂などと同じさまにともすれば軍陣にも鎧の上に着せし事と成て或は綾又は錦などをさへに用ひられしものなるべしされば保元の亂の時高松殿に武士をめし集めらるゝに平淸盛紺水干小袴紫革鎧云々源義朝赤地錦水干小袴と(人車記)見えたるにてもしられたり其以前はすべて賤者の服なれば多く布葛などをのみ用ひて綾錦などを以て製せられしことはかつてなしやう〳〵鎌倉の比に成て武家方より堂上へ參らせられしものと見えたりされど猶武家とはちがひて堂上の人々は全くの常服にて他へは着せられしものにあらず其以前に堂上の人々のかつて用ひられざる證は白河院の殿上人にむさ(武者)のさうぞくせさせて御覽じけるにしげめ結の水干きてやなぐひおひ給へりけるぞと(續世繼物語)見えたるにても武家のみ用ひられて殿上の人々のもちひられざりし事しられたり

枕草紙(あはれなる物の段)たかみつがとのもりのすけなるはあを色の紅のきぬずりもどろかしたるすゐかんばかまにてうちつゞきまうでたりける日に歸る人もまうづる人もめづらしくあやしき事に云々

續世繼物語卷六(旅寢の床)云白河院の殿上人にむさのさうぞくせさせて御覽じけるにしげめ結の水干にやなぐひおひ給へりけるこそすぐれておはしけるにや

古今著聞集卷十二云後鳥羽院の御時伊豫國大寺の嶋といふ所に天竺の冠者といふ者ありけり云々かの冠者あかとり染の水干に夏毛のむかばきをはきてしげどうの弓にのやおひて竹笠を着たりけり

宇治拾遺物語卷十四云定しげが舍人に仕けるをのこ舟のへに立てりけるがこゝへもておはせ見んといひければ袴の腰よりあこやの玉の大なる豆計ありけるをとり出してとらせたりければきたりける水干をぬ

なり

御家御裝束高倉家調進の事

此ことのおこり年紀いまだ考へず凡は御衣文に候せられし時より奉られしなるべきにや元和のはじめには山科家調進のよし其家の記録にみえたり

御家御裝束山科家調進の事

山科宰相言緒卿記云慶長廿年元和元正月九日武家大御所大樹御裝束山科萬可ニ調進一以ニ板倉伊賀守一台命アリ二月十八日依レ召參内前大樹御裝束古今色目之事御尋アリ申上了昨日高倉右衞門佐被レ召被ニ尋下一之處惣ジテ書物不ニ所持一不ニ存知一之由言上之旨有ニ御沙汰一四月廿三日前將軍予覺悟御褒美也先度裝束方之事禁中ヨリ仰アリ萬書進候段首尾奇特之由今日仰アリ大樹御裝束仕立可レ申仰アリ其後衣服方事御尋アリ申上了五月廿五日前大樹御道服調進可レ申有レ仰六月廿九日前大樹女房アンサイ御フサ兩人大御所御道服ノ縫裁之樣可レ傳之由被レ申則敎授了

駿府記云慶長廿年閏六月十四日大御所出御頃着ニ黑絹一給是者雖レ不レ着レ袴衆駿府政事錄衣につくる著令レ對ニ面諸人一給也今度山科侍從申上之云々

弘賢曰此一章誤脱ありや解しがたしといへども山科家御裝束の事にあづかられし證にはなるべきなり

元服記云天文十五年十二月十九日若君御服御着用之儀者藤中納言父子高倉永相同永家被ㇾ勤ㇾ之

　御家に勸修寺家山科家高倉家を用ひさせ給ふ事天正慶長の比は勸修寺家にて御裝束をめされしよし其家の光豐卿の記にみえ元和元年山科家御衣文に參られしよし言緒卿の記にみえたり然るに今世もはら高倉家を用ひさせ給ふことは寛永三年御參內の時よりといひ傳へたり

勸修寺權大納言光豐卿記云天正十八年十二月廿九日長丸公家成於二予亭一被ㇾ改二着裝束一雜煮吸物三獻柳原大納言來會成瀨伊賀扶持來茶屋四郎次郎予等馳走中參內被ㇾ脫二裝束一東照宮御諱後湯漬出內衆六七人相伴爲二土產一金壹枚賜ㇾ之每年壹枚宛給其例なり

又曰慶長十六年三月廿一日參內之時予亭ニ而大御所幷御子達可ㇾ有二裝束一之由直ニ大御所被二仰下一也退出用意申付也家忠日記云同年同月廿三日大神君今日參內アリ衣冠ヲ勸修寺光豐ノ亭ニ於テ整ヘ玉フ光豐卿記云同日今日大御所參內於二予亭一御裝束右兵衛督殿常陸介殿參河守同前御子達ハ老母雲松院方ニ而裝束參河守殿予所ニ而御子達天酌祇候候時予御座邊迄扶持參予亭へ御退出御膳進上申御相伴右衛門督越後少將廣橋大納言舟橋予等也

　弘賢曰以上御裝束に候する人の名見えざれども他家の人候せしならば必その名を記さるべければ此家にて衣文有りし事推量るべし

山科宰相言緒卿記云慶長廿年元和元正月廿六日大樹御參內於二二條御在所一予御衣文御前衣文冷泉中納言爲滿六月十五日前大樹御參內予御衣文閏六月廿一日大樹御參內御衣文予　御上洛記云寛永三年六月十八日御參內高倉中納言永慶參候有て御裝束を進め奉る御冠御直衣御指貫をめさる云々

松岡辰方曰一說に慶長八年東照宮將軍宣下の時より高倉家をめされしといひ又慶長十九年十二月廿八日御參內の時八條宮智仁親王御計ひに依て高倉中納言永慶卿參給ふとも又は元和九年台德院殿御參內の時同卿參りたまひしともいへり

江戶に參候し給ふ事は正保二年四月廿三日御元服嚴有院殿の時よりはじまりて將軍宣下御轉任御兼任の度ごとに參候あり若故障ある時は樋口家高倉庶流參候の事もあれど御裝束は必高倉家より調進せらるゝよし

裝束源大納言御前裝束予也（雅行卿は庭田家なり）
山科權大納言言繼卿記云享祿二年正月一日四方拜云云御服着御少納言高倉範久朝臣御衣文祗候御前裝束予祗候也天文三年正月一日四方拜云々先高倉三位奉仕御服御前裝束予祗候也同七年正月一日四方拜云々御服高倉三位御前裝束之事兼日被ㇾ仰下ㇾ之間予祗候同廿年正月一日四方拜御衣文予御前裝束高倉永相朝臣

是によれば文明比よりは山科家祗候の事顯然たり然るに薩戒記に正長の比既に德大寺家相傳の事斷絕とみえたるに正長より文明までは五十年ばかりへだゝりたりその間の事いかゞ有けん山科敎言卿記の應永十二年より十六年まであるを檢閲せしかども御裝束奉仕の事所見なし猶廣く捜索せまほしきことなり當山科家說云承應の頃每々奉仕寶永以來連綿奉仕する所なり

庭田家御裝束奉仕の事

庭田家御裝束に候せられし事上に記せる言國卿記にみえたるがごとし但し是は家業にはあらざるにや

高倉山科兩家差別の事

高倉山科兩家今はおのづから差別あり然るに言繼卿記云天文十四年六月一日及ㇾ暮予束帶藤黃門（高倉）へ罷向ウシロヲ直シ參內云々是によればその比は差別なかりしにや

山科家御裝束調進の事

當山科家（權中納言忠言卿）說云當家御服調進の事は貞和以來連綿せり

弘賢曰滋野井公麗卿の說とて山科家調進は天正の頃よりなりといふはあやまりなるべし或說云むかしは衣文の事は大炊御門裁縫の故實は難波家にてしり給ひしを近代になりて高倉家にて其衣文を傳へ給ひ山科家にて難波家のしり給ひし趣を家業とし給ひて御服調進あり

將軍家に高倉を用ひられし事

京都將軍家に高倉御衣文に參られし事所見左の如し

鹿苑院殿（義滿公）御元服記云（應安元年四月十九日）御裝束師永季朝臣

（高倉）普光院殿（義敎公）御元服記云（正長二年三月九日）於ニ御會所一御備服之儀內々有ㇾ之從四位下左兵衞權佐永豐朝臣（高倉）着ニ衣冠一勤ニ其役一其後同令ㇾ着ニ裝束一給役人同光源院殿（義輝公）御

かぬと記したれども連綿調進の事にはあらず邂逅には調進せらるゝ事もありとぞ

大炊御門　　高倉

此兩家御裝束に勤仕せられし事所見左の如し永和大嘗會記云御裝束二たびながら大炊御門大納言（宗實）勤仕せらる代々此家ならでは御裝束の秘事口傳をつたへたる人はなきとうけたまはる應永大嘗會記云御裝束童體御總角などの故實は大炊御門一流相傳して永和の度までも彼家參られしが永德御讓位の時沙汰ありて故永季卿（高倉）應永御即位の度永俊朝臣（高倉）同大嘗會に永藤朝臣（高倉）御裝束に參られしとみえたり

是によれば永德二年四月十一日御讓位の日はじめて永季卿御裝束に參り給ひしより以來代々高倉家勤仕せられしと見ゆ

薩戒記云正長二年正月一日小朝拜出御幼主例左兵衞權佐永豐朝臣（高倉）著衣冠奉仕御總角入道永藤在ニ御前ー凡德大寺大炊御門家相傳此事近代皆以斷絕了而永藤卿一流不レ失ニ故實ー

松岡辰方曰大炊御門家衣文の事絕て權大納言經音卿法臺寺內大臣（經秀公）など高倉家の門弟になり給ひしといふ人もあれど實は花山七家

花山院大炊御門中山難波飛鳥井野宮今城をいふ此內難波は近衞殿に屬するゆゑ用ひられずと云ふ

にては代々大炊御門家の衣文を用ひられしなり此流より外には用ひられざりしを寬政七年新造內裏御遷幸の時より他家にもこの流を用ひらるゝ事になりしとぞ

德大寺　　山科

德大寺家の御裝束につかうまつられし證は薩戒記にみえたり然るに其統を山科に傳へられしといふ事いまだ所見あらず松岡辰方曰德大寺家の衣文を山科家へ相傳といふ事其證をみずといへども近比中納言公迪卿の仰に山科家の衣文は予が家より傳へしとのたまひしよしなり山科家御衣文に候し給ひし事所見左の如し

山科權中納言言國卿記云文明六年正月一日天晴若宮御方御裝束源中納言雅行被レ參予御前裝束也ヲリワケノ御服メシ上ニ御半尻松重御文菊唐草也同八年正月一日四方拜如レ例云々御服源大納言雅行參御前裝束予同月二十日內侍所御神樂有レ之四時分ヨリ始御

古今要覧稿卷第二百四十六

●裝束部

衣文

衣文といへること七十二代白河院の御宇までは聞えざる事なり

白河院は御さうぞく引つくろひなどしまゐらせける人をばさいなみ給ひけるといふ事續世繼に見えたり

七十四代鳥羽院きらを好ませ給ひ花園左大臣（有仁公）と仰あはせて上下おなじ風に裝束こはく烏帽子のひたひなどいふことといできたり此大臣ことの外にえもんを好み給てうへのきぬの長さみじかさなどこまかにしたゝめ給ひむかしはさしぬきも中ふくらみて（寶石類書引續世繼云さしぬきもながくきず）えぼうしもこはくぬることもなかりけるをこの比よりさびえぼうしきらめきえぼうしなどいできかたあてこしあてえぼしとゞめかぶりとゞめなどせぬ人なし（これ冠も烏帽子もことの外に高くなりたる故なりか）ゝりしほどにこの家にえもんの雜色といへるが藏人になりしことのありしぞ（續世繼神皇正統記）衣文といふことの始なりける

むかしも主上の御裝束に參る人有てそれを御うちぎの人といひしよし花鳥餘情に藏人私記を引て記されたりされども今の如く家業とさだまりたる事はなくてその人御髻をもとり御鬢をもかき奉りしよしなり

この衣文の故實を大炊御門德大寺の兩家に傳へられしが大炊御門は高倉に德大寺は山科につたへ給ひて其源は絶しとぞ（松岡辰方說）弘賢按ずるに諸家家業といへる書にしるせし所は是にことなり轉法輪三條大炊御門高倉山科と標題して三條は裝束色目等の事を沙汰し大炊御門は着御の儀を相續す然るに兩家ともにそのこと斷絶せしにや近代は高倉山科これを沙汰す高倉は大炊御門の如く著御の事を奉行す調進の儀も相かぬ山科は內藏頭の職につきて調進の事をもととすとみえたり

弘賢曰山科は調進の事をもととすといへども山科家御衣文に候せられし事文明享祿天文等の記にみえたり下に出せるが如し又曰高倉家調進の事も相

又首書云女の領巾の中にもことに御食に仕る采女の領巾の事は天武天皇紀よりして諸書におほし古事記に天孫天降ます時五伴緒矢支加而(サシクハヘテ)天降也とあり五伴緒中に二命は女神也紀に取二婦人一爲二乳母一云々凡諸部備行奉養云々諸部を諸々のとものをと訓も卽右とひとしく婦人もありその伴緒ちふ言は上にもいひつ大祓詞後釋本居宣長作云とものをのをは長(ヲサ)にてもと其部の長をとものをとはいへるなり

詮丈按に祝詞考に領巾は女の懸る物なり云々こゝは手襁懸る伴の男とむかへいへるにて凡て大御食に仕る采女を專ら指していふことは昔より誰も誰もいへることなれど然らず履仲天皇の卷に隼人刺領巾云々又延喜式隼人司に領巾横刀云々と並べいへるにて隼人は領巾を掛し事明らかなり隼人のみならず外の武官も懸たるならんを常の事なれば每々に載ぬなるべし領巾は餝のみならで用をなせしものなる事は上にもいへるごとくなれば警衞の士は必常に領巾を掛て居たらんはさもあるべき事なりおもふに祝詞考大祓後釋共にいへる領巾懸流伴緒手襁懸流伴緒は靭懸流伴緒太刀帶伴緒に對へいへるなりとして男は緒なり或は長也などいへるはいたく誣たる說なりいかにとなれば領巾は婦人ならで掛まじきものならんには假字も多きをいかで分て男の字を借て書くべきふるくは男女とも通はして掛し物なること上にしるせる如し

帔四條云々東宮切韻曰帔靈王翠帔以ニ翠羽一餝之領巾也云々左傳曰被也白氏文集五十四卷云洗ニ紅花被一淺檀蜮云々太平廣記曰唐明皇賜物幽通紫霞帔云々白玉箇云々高僧傳曰竺法惠遇レ雨著ニ油帔一云々梁典曰西花冬月著ニ葛帔一云々遊仙窟注曰領巾帔巾單ヲ曰ニ領巾一狹ヲ曰ニ帔巾一春著ニ領巾一秋著ニ帔巾一婦人頭餝也

詮丈按に帔を延喜式縫殿司にヒレと訓たりとあれど此事一定しがたし諸本區々にして或はヒレ或はウチカケなど訓めり猶考ふるにこゝに引る玉篇に帔は在ニ肩背一と見えたる如く古くからぎぬといへる物の類にして裝束したる上に打かけ着たるものなりさるに依て其形容は領巾とまたくおなじ様なる物故にふと誤りてヒレと訓たるがはてはしか皆心得て東宮切韻等にも領巾也といひ肥前風土記にも帔を正しく領巾にかりて書るなるべし類聚雜要雅亮裝束抄等に所謂鏡のひれと同じくして用はなさぬ物なるが其形容よりして名付し物なる事しられたり又こゝに引る遊仙窟注に春著ニ領巾一秋著ニ帔巾一婦人頭餝也云々といへるも此注のみにして外に領巾帔巾と春秋のけぢめある事曾て所見なし

今按に萬葉集卷五に見えたる大伴佐提比古が遠征の事は日本書紀宣化天皇の卷に二年冬十月以ニ新羅寇ニ於任那一詔ニ大伴金村大連一遣ニ其子盤與ニ狹手彥一以助ニ任那一是時盤留ニ筑紫一執ニ國政一備ニ三韓一狹手彥往鎭ニ任那一加救ニ百濟一云々と見えまた欽明天皇の卷に二十三年八月遣ニ大將軍大伴狹手彥一領ニ兵數萬一伐ニ于高麗一云々とあれば必この兩度のうちかさすれば兩度共春夏にあらずして秋冬なるいづれにしても遊仙窟の注による時は必帔巾と有るべき筈なれとも萬葉集卷五に所謂天平二年七月十一日筑前國司山上憶良謹上といへる條に正しく脫ニ領巾一麾レ之云々と見えたれば領巾に春秋の定めある事は曾てなきものなるをや

祝詞考（加茂眞淵作六月晦大祓條）云領巾は女の懸るものなり古は惣ての女の懸し事紀にも萬葉にも見ゆれどこゝは手繦（タスキ）掛る男と對へ其外も宮中に仕るわざある人をいへば大御食に仕る釆女を專ら指す也かゝれば男は借字のみこの言古事記また上の祝詞にも伴緒と書きしを正しとすべし緒尾男雄などの借字ひとしければ何れにも用ふるぞ古への常なる

柿本朝臣人麿之集歌

次嶺經、山背道乎、人都末乃、馬從行爾、云々吾持有、眞十見鏡爾、蜻領巾、負並持而、馬替吾背、

千載和歌集卷第十四戀部

堀川院の御時百首歌奉りける時戀の心を

藤原基俊

木のまよりひれ振袖をよそにみて

いかゞはすべき松浦さよ姫

○釋名

ひれ

萬葉集清少納言枕草子

領巾

日本書紀延喜式

肩巾

日本書紀延喜式○詮丈按にひれはひらめく物故に相通にてひれと名付し成べし葉のはら〳〵とえたるをわれもかうといへる類也若栄信孝按に古事記傳云比禮は振手の約たる名にて理豆を禮と約れば布禮なれど又布理は比と切ればおのづから比禮といはるゝなり云々此考猶えからず比禮を振手の約なりといふは名義になづみたる考にていと〳〵廻り遠き説なりいかにとなれば振の字はフリフルフレと活きて自他おのづから分明なり古事記の神代なる須勢理比賣命其夫に授けて蜂の室にしては蜂の比禮を振らしめ蛇の室にしては蛇の比禮を振らしめたるは其禍を除かしめん爲に振とをしへ給へる其振てふ言の音通比禮となるもとフレヒレは用言なるを體言となして何にまれ拂ひ除くものをさしていふひとつの名とはなれるなり用言の體言になる事は古くも例有る事なりさて裝束にいふ領巾をもとにて魚の鰭も水中にて必振ものなる故にいひつるもの成べし又類聚雜要雅亮裝束抄等に鏡のひれといふ事見えたるこれは必振ものならねど用ふる所の樣よりしてふといひつけしならんか斯る事の類は延喜式に帔をヒレと訓たるなどゝおなじくて振ものならぬをもかけもちふる所の容形よりしていひ出しにて領巾とはいたく異れるものなり

○正誤

萬葉集仙覺抄云私勘帔玉篇曰帔披僞反在㆓肩背㆒延喜式云帔一條十四卷曰縫殿式云鎭魂祭服神祇伯以下緋

日本書紀欽明天皇云二十三年秋七月云々伊企難辭旨難レ奪皆如レ此由レ此特爲二諸將帥一所二痛惜一、其ノ妻大葉子亦見レ禽愴然歌曰、

柯羅倶爾能、基能陪儞陀致底、於譜磨故幡、比例甫囉須母、耶魔等陛武岐底、

或有レ和曰

柯羅倶爾能、基能陪儞陀々志、於譜磨故幡、比例甫羅須彌喩、那儞婆陛武岐底、

萬葉集卷第二挽歌

柿本朝臣人麿妻死之時泣血哀慟作訶二首井短歌

打蟬等、念之時爾、取持而吾二人見之、云々蜻火之燎流荒野爾、白妙之、天領巾隱、鳥自物、朝立伊麻之弖、云々

又卷第三雜歌

丹比眞人笠麿往二紀伊國一超二勢能山一時作歌一首

栲領巾乃、懸卷欲寸、妹名乎、此勢能山爾、懸者奈何將有、

又卷第五雜歌

天平二年七月十一日筑前國司山上憶良謹上

大伴佐提比古郎子特被二朝命一奉二使藩國一艤レ棹言歸稍赴二蒼波一妾也松浦佐用嬪面嗟二此別易一歎二彼會難一即登二高山之嶺一遙望二離去之船一悵然斷レ肝黯然銷レ魂遂脫二領巾一麾レ之傍者莫レ不レ流レ涕因號二此山一曰二領布麾之嶺一也乃作レ歌曰

得保都必等、麻通良佐用比米、都麻胡悲爾、比例布利之用利、於返流夜麻能奈、

後人追和

夜麻能奈等、伊賓都夏等可母、佐用比賣何、許能野麻能閉仁、必例遠布利家無、

最後人追和

余呂豆余爾、可多利都夏等之、許能多氣仁、比例布利家良之、麻通羅佐用嬪面、

最々後人追和二首之內

宇奈波良能、意吉由久布禰遠、可幣禮等加、比禮布良之家武、麻都良佐欲比賣、

又卷第八秋雜歌

牽牛者、織女等、天地之、別時由、伊奈牟之呂、河向立、云々、久方之、天河原爾、天飛也、領巾可多思吉、眞玉手之、玉手指更、餘宿毛寐而師可聞、秋爾安良受登母

右天平元年七月七日夜憶良仰二觀天河一一云師家作

又卷第十三問答歌十八首之內

違へどもちふる所も言もおなじくてまたく裝束の領布のよつて起る所なるべし

日本書紀(崇神天皇)云、十年秋七月云々吾聞、武埴安彦之妻吾田媛、密來之取二倭香山土一、裹二領布頭一祈曰、是倭國之物實則反之

又(履仲天皇)云、時二有二近習隼人一、曰二刺領布一、瑞齒別皇子陰喚二刺領布一、而誂之曰、爲レ我殺二皇子一、吾必敦報レ汝、乃脱二錦衣褌一與レ之、刺領布恃二其誂言一、獨執レ矛、以伺二仲皇子入一レ厠而刺殺、云々

又(天武天皇)云、十一年三月、辛酉、詔曰、親王以下百寮諸人、自今已後、位冠及襅褶脛裳莫レ著、亦膳夫釆女等之手襁肩巾(肩巾、此云二比例一)並莫レ服、

肥前風土記云松浦縣之東三十里有二帔搖峯一(帔搖此云二比例府離一)最頂有レ沼計可二半町一俗傳云昔檜前天皇之世遣二大伴紗手比古一領二任那國一于レ時奉レ命經二過此墟一於レ是篠原村(篠資農也)有二娘子一名曰二乙等比賣一容貌端正孤爲二國色一紗手比古便聘成レ婚離別之日乙等比賣登二此峯一擧レ帔招因以爲レ名

延喜式(神祇祝詞大殿祭)云、神等能伊須呂許比阿禮比坐ス乎、言直志和志坐氏皇御孫命朝乃御膳夕乃御膳仕奉流比禮懸伴緒手繦懸伴緒乎手躓足躓不レ令レ爲氏

又(同上六月晦大祓)云、天皇朝廷爾仕奉留比禮挂伴男手繦挂伴男靫負伴男劔佩伴男云々

又(隼人)云、其官人ハ著二當色横刀一、大衣及番上隼人ハ著二當色横刀白赤木綿耳形鬘自餘隼人皆著二大横布衫一(襟袖著二兩面襴一)布袴(著二兩面襴一)緋帛肩巾横刀白赤木綿耳形鬘、(番上隼人已上横刀私備)

又(縫殿)云、正月料(二月三月亦同)云々領巾四條料、紗三丈六尺、(別九尺)

又(同上)云、七月料(八月亦同、九月同二四月一、)云々、領巾四條、

皇太神宮儀式帳云出坐御床裝束物七十二種云々生絹御比禮八端(須蘇長各五尺弘二幅)

止由氣宮儀式帳云太神御裝束物云々生絁比禮四具(長各二尺五寸廣隨レ幅)

和名類聚鈔云背子(領巾附)辨色立成云背子(和名加良岐奴)云々揚氏漢語抄云背子婦人表衣以レ錦爲レ之領巾(日本紀私記云比禮)婦人項上ノ餝也

清少納言枕草紙なまめかしきもの丶條云五月のせちの菖蒲の藏人さうぶのかづら赤紐の色にはあらぬをひれくたい(裙帶)などしてくす玉をみこ達かんだちめなどの立並みたまへるに奉るもいみじうなまめかし

○和歌

たかるべし長き領巾を力の限り麾きけむ故にこそへだゝり行く船の中にも領巾とは見たらめ但領巾は婦人のみ懸て男は懸ぬものゝよし古くよりいひたるは和名鈔に婦人頂上餝也云々日本書紀神武天皇の卷に膳夫采女手繦肩巾並莫服と有るなどを據としてよくも考へぬ説なり今按に古も武官は男子も肩巾を懸たるなり其證は延喜式隼人司の條に緋帛肩巾横刀云々とならべいひて其下あまた所見えたりおもふに天武天皇の御代に膳夫采女等の手繦領巾かくる事を禁られて隼人の肩巾の事は何とも沙汰なかりしは武官にしては必懸ねばならず膳夫采女等は懸ずとも事足る故にこそありけめ又一本の延喜式の隼人には肩巾をカタアテと訓たれば領巾とは異なりと思へども然らず日本書紀天武天皇の卷に肩巾（此云二比例一）と正しく見えたるにて明らかなり又隼人は耳形大衣などめなれぬ裝束すれば肩巾も此官に限りて懸るにやとも思はるれどもしからず緋帛肩巾横刀云々と對へいひてまたく武備の裝束なる事しられたる上に耳形大衣などゝは違ひて最肝要の裝束なればなり又延喜式に帔をヒレと訓たるを見て領巾とおなじものならんといへるも誤なり帔はカラギヌの如き物にして古の領巾とは更に別なるもの也然るを帔をあながちに領巾と心得たるにか萬葉集仙覺抄に肥前風土記遊仙窟注其外種々の書を引て委しく辨じたれどみな當らぬ説也審に正誤に辨ず但領巾はいつの比まで用ひしにか詳ならねども仙覺抄に裝束師の家に尋ねしに當時も五節の舞姫は裳を着して其上に裙帶領巾に身を餝ると答へしといへるによれば鎌倉比までは裝束師が家には有しものならんされど古の如く常には懸ぬ事と成しなるべし清少納言枕草紙に五月の節會に內侍女藏人の領巾裙帶を付る事見えたり然れば彼比迄は禁中にては內侍女藏人などは事に預る時は用ひたりと見えたるを其後いつしかと絕て鎌倉比にはやう〳〵裝束師の家にのみ傳へて用ふる由仙覺には答へしなるべし

古事記（神代段）云故隨二詔命一而參二到須佐之男命之御所一者其女須勢理毘賣出見而爲二目合一而相婚云々令レ寢二其蛇室屋一於レ是其妻須勢理毘賣命以二蛇比禮一（二字以レ音）授二其夫一云其蛇將レ咋以二此比禮一三擧打撥云々入二呉公與二蜂室一且授二呉公蜂之比禮一敎如レ先故平出之

詮丈曰こゝにいふ比禮は後の裝束にいふ領巾とは

古今要覽稿卷第二百四十五

●裝束部

ひれ　領巾　肩巾

ひれは文字には領巾とも肩巾とも書きて上古には男女共に用ひたる物也其用は手襁と對用して領肩に懸し物にて裝餝にはあらざるべし然るを和名鈔に婦人頭餝也と注せしは上古の用ざまを考へざりし也日本紀天武紀に膳夫采女等の手襁肩巾と見え延喜式六月晦日大祓の詞に比禮懸流伴緒手襁懸流伴緒などみえたりいつの比に始りいつ比絶けん記せし物傳はらざれば詳ならず崇神天皇の御字に香具山の土を取て領巾の端に裹みし事日本書紀記されたるは領巾の名の物にみえたる始なるべき神代卷に蛇比禮古事記に振浪比禮切浪比禮舊事紀に蛇比禮蜂比禮などみえたる種々の比禮は何にても物を拂ひ除かん料に用ふるものをさして何くれの比禮といひしなるべし崇神天皇の御宇の比には最早婦人の裝束と成て常に肩領に懸て有しものにや手襁と領巾とはさして替れるけぢめはなくて同じ所に用をなすものながら唯領巾は常の裝束と成てより時として懸ぬ事なく手襁は其用をなす折にのみかけて常はまとはぬにやふるく玉手襁肩に取懸など見えたるは皆其用をなす折の樣をいふなりされば其製もいさゝか替り有るにや思ふに領巾は幅のまゝにてかくるものならんされぱこそ領巾の端に香具山の土をつゝみてとも見えたれ又皇太神宮儀式帳に生絹御比禮八端須蘇長各五尺弘二幅云々また止由氣宮儀式帳に生絁比禮四具長各二尺五寸廣隨レ幅云々など見えたるにて志るし今のあたり見るものならねば委しく其製は志らざれどもいと古くよりゑがく所の天女の像みな必領の邊よりいと長き絹をまとひたるさま書けるは確かに古の領巾なるべくおもはるゝ也皇太神宮儀式帳等に見えたる領巾とは違ひて今みる天女の像に懸たる如く長くしては用を成すに其便よからぬにやと一渡りは思はるれどよく考ふるに萬葉集に見えたる大伴狹手彥が妻の夫の別れを悲みて松浦の高嶺に登りて遙に行船を慕ひて領巾を脱て招きしといへれば古のは長かりしなるべし遙に望むに長からざれば見えが

集古十種所載柿本人麿像山城國寂光寺藏



平禮



伊勢貞丈曰源氏物語歌仙の繪などに如レ此の形見えたり装束抄などに此えぼうしの圖なき故人ゑらずかやうの圖も堂上家より出れば人之を信ず武家に出れば人信ぜず予は獨り是を信ず人にかゝはることなし

○釋名

平禮

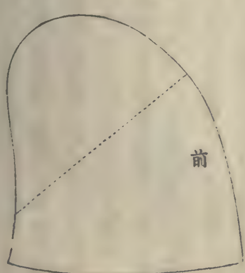
餝抄物具装束鈔深窓秘抄信範記禪大御記顯俊卿記信輔卿百練抄古事談山槐記吾妻鏡○按に平禮はひレとよむべしその義は本文に詳なり

幡宮ニ御社參酉剋御出行列中略次雜色二十人皆平禮云々
山科中將尭言卿ノ新井筑タケ後守ニ答ヘタマヒシ書ニ云
平禮白丁ノ烏帽子ノ長ナガク調タル物也薄塗ト見エ
タリ云々
伊勢貞丈云此答ハ白丁ノ烏帽子ノ長キヲ平禮ト云
フト是レ非ナラン歟平禮ハ上皇モ大中納言以上大
臣モ着シタマフ事明ケシ白丁烏帽子ノ長ク作リタ
ルハ上皇モ大臣大中納言モ用ヒタマフベカラズ
野宮宰相定基卿ノ新井筑後守ニ答ヘタマヒシ書ニ云
平禮ハ折烏帽子ノ類ニ候コレモ頭ヲ取ヒラメテ折申
候ユヱ平禮ノ名ヲ得候歟云々
伊勢貞丈云折烏帽子ノ類トハ侍烏帽子ノ類ト云フ
コト歟風折ノ類ト云フ事歟頭ヲ取ヒラメテ折トハ
侍烏帽子ノ頭ニハ平ナル所アリ風折ナドハ峯アリ
平ナル所ナシ然レバ侍烏帽子ノ類ト云フ意ナラン
カ平禮上皇モ大臣大中納言モ着セラル、物ナレバ
侍烏帽子ノ類ニハアルベカラズ此答オボツカナキ
答ナリ
有職備考引ニ裝束抄秘名集ニ云平禮烏帽子浮小シホ

平禮 延德年中烏帽子雛形十二ノ内



同上折方



タリ其比ヨリ云習シタル事歟且實隆公裝束抄ニハ平禮ヲ別物ノ樣ニ記サレシハ其比風折ノ名目盛ニ行ハレテ平禮ノ名目隱レシニ依テ別物ノ如クニ思ヒ誤リテ記シタマヒシナルベシ

吉部秘訓抄高野御幸供奉人行粧事云平禮夾尻可レ垂之由小舍人童一人着ニ白襖花太衣一調度懸一人着ニ青丹上下黃衣一或人有レ命然而不レ帶ニ胡籙ニ在ニ共行旅ニ之法夾尻有レ便歟

西公談抄云四條大納言公任卿所勞大事にてすぐに死べくなられける時大貳高遠三位平禮に下の袴こはらかにて雜色などひきつくろひて大納言のもとにまゐられたりければとぶらひに行合ひたる人のことといかなる事にて所勞の人のもとへ殊にひきつくろひてまゐられたる事尾籠の人かなと口々にそしりけり云々

吾妻鏡建久元年十二月一日云辛巳晴右大將家御拜賀也中略路次行列中略次舍人二行已上行幸例式今度右府御諫云々萌黃狩襖袴薄色衵白練單村濃平組括平禮云々

伊勢貞丈云平禮ノ二字ヘイレイ又ヘイライトヨムハ誤歟平禮ノ名世ニ絕テ唯古記又ハ裝束抄ニアルヲミルノミニテ人ノ心々ニテヘイレイトヨミ又ハヘイライトヨム此ヨミヤウ名目抄ニモ見エズ何ノ證據モナシ唯文字ニ付テヨム也東鏡ニ將軍ノ行列ヲ書タル條ニ平禮アリ悉クヒレト訓ヲ付タリ吾妻鏡ノ訓點ハ土師玄同ガ弟土師聊トガ所爲ナリ羅山文集ヲ見ルニ玄同ハ道春ノ友ニテ惺窩先生ノ門弟也吾妻鏡ノ訓點間々誤モアリト云ヘドモ平禮ノ二字ヘイレイトモヘイライトモ訓ヲ不レ付シテヒレト訓ヲ付シハ奇也是玄同聊ト等ガ私意ヲ以テ付シニハアルベカラズ是必惺窩先生ニ問テ其敎ヲ受テ付シ訓ナルベシ平禮ニヒレト付レバヒラ平ニレ禮ノ字ヲステガナニ付テヒレトシタル也是惺窩先生故實ヲ知テ敎ヘ給ヒシナラン古代ノ烏帽子ハ剛カラズシテ柔也其頂ヲ折レバ鰭ト成ル風ヲ受レバヒラメク恰モ魚ノ鰭ヲ動カスガ如シ故ニ烏帽子ノ頂ヲ折テ著ルヲヒレト名付シナルベシ領巾モヒラメク物故ヒレト名付保呂モヒラメク故ヒレヲ轉ジテホロト名付皆一意ナリ平禮ハ風折ノ古名也別物トナシテハ古書ニ一向合ハザル也風折ハ中古以來ノ名也古書ニハ皆平禮トアリ

又同上云車副二人平禮垂袴云々

又同上云今日賜ニ隨身一還中略次雜色七人一人垂袴著沓五人著藁沓皆平禮云々

又建保七年正月廿七日云今日將軍家右大臣爲ニ拜賀一御ニ參鶴岡八

（雜色二人召具之此外平禮公卿相二具雜色一）云々

御禊行幸服飾部類引二御記一（延慶二年十一月廿一日）云爲二供奉一予辰二剋着二束帶一（中略）舍人花田狩衣袴黃衣練貫單平禮亂緒

百練抄云後堀河院（貞應二年十一月五日）今夜大辨宰相資經拜賀也駕二毛車一車副平禮白襖上下云々

又云雜色七八輩平禮

又（本院寶治元年五月九日）云辛酉新日吉小五月會也院御脫屣以後今年爲二初度一午剋御幸（八葉御車）殿上人（中略）土御門前內大臣（直衣平禮）堀川大納言（具實直衣）中宮大夫（隆親布衣平禮中略）土御門中納言顯親別當（通成茶染平禮）云々

伊勢貞丈云內大臣大中納言中宮大夫白張エボシ侍エボシヲバ用ヒタマフベカラズイヅレ平禮ハ立烏帽子ノ風折ナルベシ

古事談（王道后宮之部）云於二鳥羽院御前一有二酒宴一元日宰相中將信道（寵愛人也）爲二上戶二而一兩度之後固辭尙被二責仰一之時申云冠ノ額ノツメ候之間不レ可レ叶云々氣色實不便上皇忽令二着御一之御烏帽子ヲ取テ是ヲセヨトテ給ケレバ左府（堀川）俊房御前ニ候ガ傳ヘ給テ自ガ烏帽子ヲ取テ出小本鳥（モトドリ）ニ着二件御烏帽子一俊房ガヲコソ直ニハイカレトテ平禮ノ烏帽子ヲ給フ云々

伊勢貞丈云堀川殿左大臣ニテ白張エボシ侍エボシヲバ用ヒ給フベカラズ平禮ハ立烏帽子ノ風折ナルベシ

山槐記狩胡籙（治承三年三月廿四日條）云使レ歸レ家（中略）前駈六人式部大夫三人（光景家信宗成直衣皆平禮）云々

又（治承四年三月四日條）云次移馬舍人四人（二藍裏萌木上下款冬衣白帷平禮不取松明）云々

伊勢貞丈云直衣ニ侍エボシ用フベカラズ舍人ノ裝束ハ狩衣ナルベシ狩衣ニ白張エボシ侍エボシ用フベカラズ平禮ハ疑モナキ立烏帽子ノ風折ナルベシ

又（同上）云今日新院令レ着二初御烏帽子一給云々無二殊儀一師大納言（隆季朝臣）調二進之一八角蒔繪筥ニ一口（一口ハ平禮一口ハ立烏帽子令入）云々

伊勢貞丈云新院侍エボシ白張エボシヲバ着シ玉フベカラズ然レバ平禮ハ侍エボシ白張エボシノ事ニ非ザル事明ケシ此文平禮ニ對シテ立エボシト云ヘルヲ考フルニ平禮ト云フハ風折エボシナル事ヲ知ルベシ平禮ハ古名ニシテ風折ト云フハ新名ナルベシ古書ニ風折ト云フ名目ナシ皆平禮トアリ心ヲ付テ古記ヲ見テ考ヘ知ルベシ風折ト云フ名目ハ餝抄ナドニハ見エズ三光院內府記ニハ風折ノ名目見エ

時布衣可レ用ニ平禮一云々而近代希也入道相國公經公一門烏帽子額上ヲ取ヒサグ先祖阿古丸大納言白河院寵愛之間烏帽子ノサキヲ取テ常令ニ引寄一給其濫觴云云資賢卿家烏帽子後ヲスヱタリ如レ此家々曲節之外只以ニ不レ屬レ目之樣一爲レ吉也云々

伊勢貞丈云是平禮ノ事ヲ云フ也期臨デ平禮トハ時ニ臨デエボシヲ折テキルコトナリ平禮ハ卽風折也ト云フ事ヲ知ラズシテハ此條ノ文ハ解シガタキ也風折ノ中公經公ノ一門ト資賢卿ノ家ト折ヤウノカハリアルヲ云フ也ヒサグハヒシグ也エボシノサキヲ平ニヒシグナリ白河院ノトラヘテ引寄セ玉ヒシ時ヒシゲタル形ヲ模スルナリスヱタリトハ居エタリト云フコトニテエボシノ尻ノ折目ノ下ヘサガリテ折リシヲ云フ歟此文一體平禮ノ折ヤウノコトヲ云フナリ卽風折ノ折ヤウノコトヲ云フナリ

又云雖ニ中少將一備ニ威儀一日多平禮公保卿少將二十許ニテ常事也基家光能及四十一近代其兩人外近將不ニ見及一基家又好ニ此事一云々

又云乘ニ和鞍一之時用ニ平文鞭一之時猶用ニ蒔繪鞭一無レ難歟舞人用ニ籐卷鞭一馳レ馬故歟打任テハ鞭令レ指ニ舍人腰一而平禮出衣云々

裝束抄西三條實隆公抄云平禮ナドノ替リアルト見エ侍レド近代ハ着用スル人モ見エ侍ラザル也云々

物具裝束抄云雜色事　平禮　白張上下　衣　單　下袴　沓　襪　或平禮上ハ千亂緒或細烏帽子上結山藁沓云々

又云　平禮　白張上下　下袴　亂緒　以上如木之時着レ之

又云御廐舍人事　如木之時平禮亂緒フタコノ時細烏帽子藁沓

又云　平禮　狩衣上下　衣　單　亂緒

深窓秘抄云平禮地下ニ用レ之云々

信範記壽永元云攝政殿駕レ車令レ供ニ奉給番長二人一移馬舍人皆着ニ當色蟲色狩袴山吹衣黃單烏帽子一平禮云々

又云次雜色定長光久烏帽子平禮無裾袴革沓

禪大御記貞應元年十月廿三日云于時宰相中將辰剋限召ニ集從者等一見レ之舍人長一人武清平禮二藍狩衣垂尻朽葉衣亂緒云々

顯俊卿建曆二年十月廿八日云爲ニ還御一御輿已寄雜色二人平禮路次之間在ニ路傍一不レ追レ前云々

信輔卿記文應元年十月廿一日云關白殿駕レ車藤原通雅馬副同前具ニ舍人居飼一又

古今要覽稿卷第二百四十四

●冠服部

ひれ　平禮

平禮はヒレとよむべし吾妻鏡の訓へイレイ又へイライと讀むは誤り也平禮の名は裝束抄にあれどもよみは名目抄にも見えざるゆゑ人々の心々にてよみ來れるにや吾妻鏡に建久元年十二月一日右大將家御拜賀也路次行列舍人平禮を用ふると見えたり平禮の二字にヒレとかなを付たり伊勢貞丈曰古へ絹などにて柔に製作したる立えぼしをかぶれば其頂風を受ればヒレ鳴る恰も魚の鰭を動かすが如し保呂もヒラメク故ヒレを轉じてホロと名付しは同意ならん古人は着ニ薄塗烏帽子ニ臨レ期で平禮を用ひ公經公の一門烏帽子額の上を取ヒサグと餝抄見えたればヒサグはヒシグなりえぼしの先を平にヒシグなり此文によれば平禮は疑もなき立えぼしの風折なるべし又餝抄に風折の名目見えず古書にも嘗て記されざれば平禮は風折の古名なる歟實隆公裝束抄には平禮を別物のやうに記されしは其比風折の名目盛に行はれて平禮の名隱しに依て別のやうに思ひ誤り給ひしならん又貞丈說に寶治元年五月九日院午剋御幸土御門內大臣直衣に平禮めし給ふと百練抄見えたれば大臣家の白丁えぼしに直衣を用ひ給ふべき事はあるまじきなれば平禮は立えぼしの風折なるべし直衣には立烏帽子めしたまはねば大臣家の裝束とはおもはれず又地下に平禮を用ゆと深窓秘抄見えたれ共於ニ鳥羽院御前ニ左府へ平禮の烏帽子を賜ふと古事談見えたれば堀川殿上皇より給はりける烏帽子なれば用ひ給ひしことは必定なるべしされば地下にのみ平禮を用ふるとは誤りなりさて近代平禮を着用する人は見え侍らざると實隆公裝束抄みえたれば其比にも希なりしほどに今の世は猶更いつとなく平禮の名はたえけるにや新井君美の問の答に山科中將堯言卿曰平禮は白丁の烏帽子の長(タケ)ながく調へたる物なりとありしもあやまりなるべし

餝抄云烏帽子宿老之人薄塗壯年濃塗近年老少着ニ薄塗ニ不レ可レ然事也古人著ニ薄塗烏帽子ニ臨レ期平禮云々額折樣隨レ人而可レ有ニ用意ニ只以レ不レ厲レ目爲レ善也晴

〇和歌

夫木和歌集卷第三十二

弓　　　　　　　　　西　　　　　行

ますのためて雀弓いるをのわらは

額えぼしのほしげなる哉

〇釋名

ひたひえぼうし

和訓栞安齋隨筆〇按に額えぼしは額へ計りあつる

故の名なるべし

無二御座一凡て布衣記は全部明しかね候他の抄物と違ひ公家の儀とも不レ見又武士の事とも定めがたく未練の眼にては一部感心無二御座一候滋野井宰相殿へ先年相伺候所この御卿も不審多く候由にて御答不レ被レ下候依レ之御尋之義は御答及二赤面一候也

ひたひえぼうし　額烏帽子

ひたひえぼうしは伊勢貞丈説に土佐光長の筆にて童子の額に三角なる物を畫がける圖の下にあらはす年中行事の繪の中に所々見えたり額えぼしなるべき歟夫木和歌集西行法師の歌に「志のためてすゞめ弓いるをのわらはひたひえぼしのほしげなる哉」と見えたるを額えぼしの證として此歌の意は男童（ヲノワラハ）の額烏帽子志たるが篠ためて雀小弓作りて雀ほしげに射るさまをよめるなるべし烏帽子と詞をうけてほしげなるとつゞけたるなりされば額えぼしは額へのみあつる故の名なり侍えぼしのまねき三角なればその三角なる物ばかりをえぼしとなし額えぼしとなせるならん只表を示すのみにてかりそめのものなり又曰後の世の葬禮に供する者の額に三角なる白紙をあつるは若し額えぼしの遺風にもやあらんかし

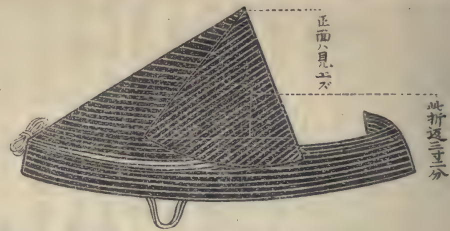
和訓栞云今死者に三角の紙をあつるも侍えぼしの表示也よつて元祿の頃までは葬を送る者皆此三角の紙をあて死者には三角の内に卍を書きて分つといへり近江高嶋のあたりには土えぼし也とす佛家には寶冠といふ

類聚名物考云額えぼし是は至りて略したるえぼしにてかりそめの物なるべし今繪にかける幽靈の額に三角なる紙をあてしは是その物也

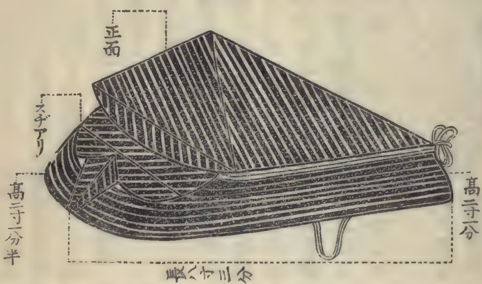
安齋隨筆所載額烏帽子　引年中行事土佐光長圖



同上右ノ側



同上左ノ側



○釋名

さむらひえぼうし

隨兵日記安齋隨筆○按に古へより此えぼしは堂上方の用ふる所にあらず武士の用ふるえぼしなれば侍えぼしと名付し成るべし

なつとうえぼうし

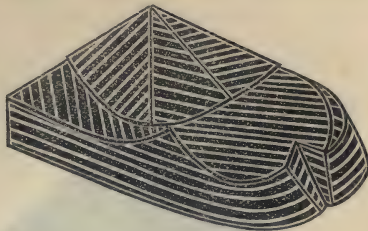
秋草云納豆(ナツトウ)えぼしといふは本名にあらず田舍にて寺の僧が檀那へ納豆を贈るに薄き板を三角に折り曲げて底をば紙にて張りふたも紙にして納豆を盛りて贈るその入物の形に似たる故俗に納豆えぼしといふなり本名は折えぼしなり

○正誤

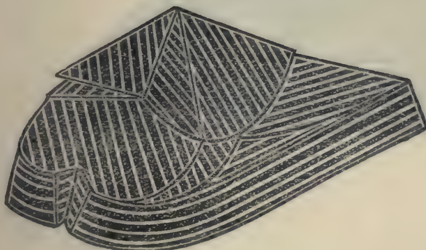
布衣記云調度懸の事折烏帽子に紙捻の小結に赤皮のえぼし懸云々

伊勢貞丈說に布衣記に調度懸事折烏帽子に紙よりの小結に赤皮のえぼし懸と有㆑之風折烏帽子に小結無㆑之赤皮のえぼし懸もせずこの折えぼしといふは疑もなき侍えぼしの事にて候され共風折に小結し赤皮のえぼしがけするも候や橘嘉樹云布衣記に赤皮の烏帽子懸紙より の小結等の事一向覺悟

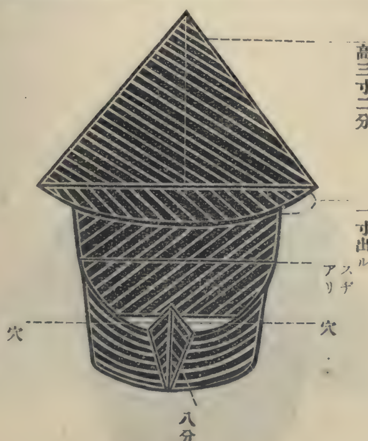
同上右ノ側



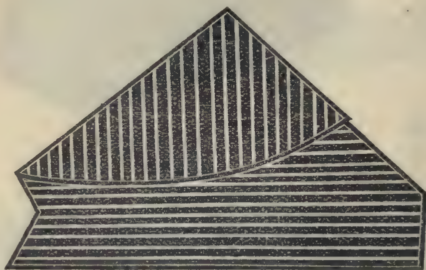
同上左ノ側



同上正面別式



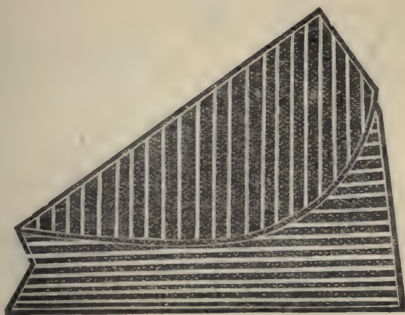
同上左ノ側



同上正面ヲ折成就也

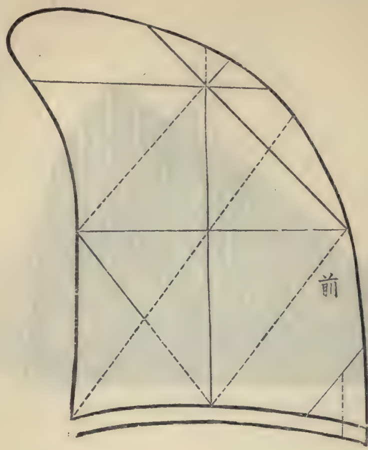


同上左へ折ル



同上右へ折ル

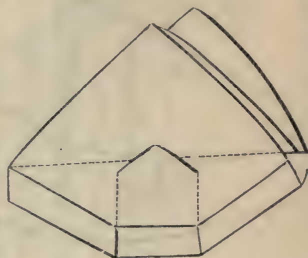




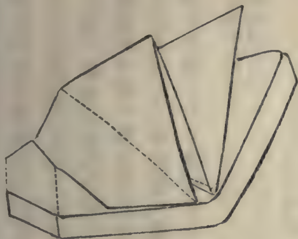
古折烏帽子本體或家藏卷物圖式貞丈所謂侍烏帽子



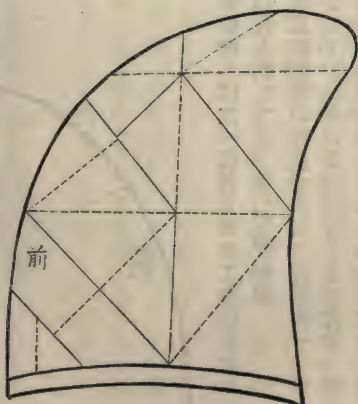
古代侍烏帽子雛形



同上横ノ圖

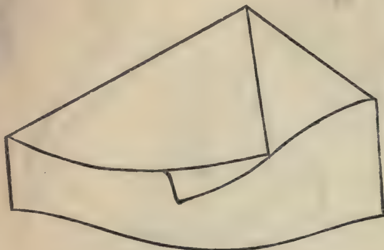


同上折方

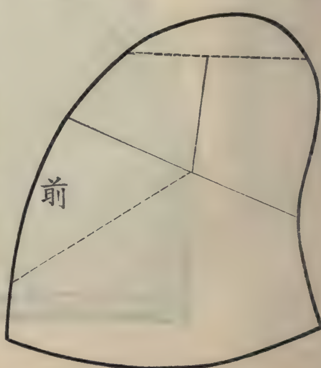


レ申候事は前段の如くに御座候侍えぼしにて可レ有レ之と申候は右兵衛佐殿へ太郎が折て參らせたる段全く侍えぼしと稱へ候ゆゑ先夫を徵し申候也外には未尋得不レ申候烏帽子師の唱は侍えぼしと計申候樣に覺申候夫を折居ゑ方好み申候節は雛形を以て示し不レ申候へば中々合點いたし兼候なり普通には侍烏帽

侍烏帽子 延德年中烏帽子雛形十二ノ内



同上折方



子と申付候へば左へ折居ゑ申候て調進候也されば彼等が口傳も無レ之と可レ被二思召一候事

又云昔京都將軍の時武士の着る侍烏帽子の折やう家家によりてかはりたる折樣有しとぞ古書に家々の折烏帽子と云ふは此事也やはらかなる立烏帽子を折るなり

又云今川貞世の侍えぼしのゑりをも風口と云へり侍えぼしには前の風口後の風口と云ふべき歟風の吹入るゝ所なり

古今要覽稿卷第二百四十三

●冠服部

さむらひえぼうし（侍烏帽子　なつとうえぼし）

さむらひえぼうしは伊勢貞丈說に古への紗絹などにてやはらかに製作したる立烏帽子を折りて（折方の圖下にあらはす）折えぼしとなし折方に依て何烏帽子とも名付しなり折たる形の平たく折居ゑたるを侍えぼしといふ今の世普通にはなつとうえぼしともいふ風折えぼしなど稱する物はたゞ折えぼしといふ侍えぼしはこまかに折故にや折居(ヲリスヱ)烏帽子といふされ共侍えぼしの初めは折えぼしといひしなれども專ら武士の用ふるに限りたれば後には侍えぼしといひしなり侍えぼしも風折も折えぼしといふべきに侍烏帽子に限りて折えぼしといふ事は風折のいまだ始らざる以前より侍えぼしは折て着る事にてありし故折烏帽子といふならん歟後に平禮(ヒレ)は始りし故是をば折えぼしといはずして平禮といひ又後に風折と名を替たるなるべし我家の折えぼしと（隨兵日記）見えたるを貞丈說に我家の折えぼしといふは昔は家々にて折樣かはり人々の思ひ〳〵に折りしは疑もなき今の侍えぼしの始にて左折右折と唱ふるは侍えぼしに限りたるなり又類聚名物考に侍えぼしは圭冠の遺制なりといへれども是は誤りなりその故はえぼしの本來立烏帽子にて圭冠の一轉せしものなり立烏帽子より折えぼしとなりそれより折方によつて侍えぼしともなりたれば追々に移り替りたるなり本朝軍器考にも武士の折えぼし立えぼし等の事古書に見えたりこれは左右眉諸眉など稱するものにはあらで世に侍えぼしといふものなり今の世の侍えぼしといふは後をたらし前の方に三角のまねきをつけ漆かた〳〵と塗りたるはまことに近世のことなるべし

隨兵日記云冑は役人に持たせ我家の折烏帽子こゆひなきのをきべし一寸まだらのてうづかけをすべし

安齋隨筆云左折右折と云ふ稱は風折には有レ之まじく侍えぼしに限りたると云ふ事古書に其證有レ之哉又はえぼし師などの口傳にても候やたしかなる事承り度候橘嘉樹云左折右折と申す稱は風折には唱へ不

十訓抄可レ離ニ驕慢一事云年たかき人あり直垂にうすいろ指貫紅の下袴をきてなえたるえぼしをしてえぼし尻いと高くて常の人に似ざりける云々

〇釋名

なえたるえぼし

十訓抄〇按にえぼしのなえたる故の名なるべし

うやえぼし

うやえぼしは禮をいやと訓たればうやいや相通ひて禮帽にや恭をうやうやしと訓せりされば禮恭の意なるべしこのうやえぼしといふは立えぼしの事なるべき歟その故は立えぼしは禮を正すべき時に用ふるえぼしなれば禮帽といふ意にてうやえぼしと名付しなるべし

十訓抄云武正といふ舍人云々侍從大納言の許へ行く所みすの破より見れば白き衣に赤袴き給ひてうやえぼしゝてぞゐ給ひたりける云々

〇釋名

うやえぼし

十訓抄〇按にうやえぼしは立えぼしの事なるべき歟本文に辨ず

をさえぼし

をさえぼしは此名義いまだ詳ならず或曰立えぼしの事なるべき歟其故は立えぼしはえぼし第一なればを長さなるといふ意にて時にとりて立えぼしををさえぼしと名付しなるべし

〇釋名

有職備考引ニ裝束秘名集一云ヲサ烏帽子小ナミシホ

をさえぼし

有職備考引ニ裝束秘名集一〇或曰をさえぼしは立えぼしの事なるべし

古今要覽稿卷第二百四十二

●冠服部

うすぬりえぼし　薄塗烏帽子

うすぬりえぼしは飾抄に古へは薄塗のえぼしを着せしと見えたりされば古へは羅(ウスモノ)などにて柔かに製作したるものなり薄塗にせざれば柔かにはなるまじきなりと(伊勢貞丈說)見ゆえぼしを薄塗にしたるを見たるまゝに薄ぬりえぼしと名付しなるべし

飾抄云古著ニ薄塗烏帽子ー

平家物語長門本(平家都落ノ條)云内大臣は薄塗のえぼしに白きかたびらに大口ばかりにてひそかに建禮門院の御かたに參る云々

○釋名

うすぬりえぼし

飾抄平家物語長門本○按に聞えたるまゝなり

しぶぬりえぼし　澁塗烏帽子

しぶぬりえぼしは平家物語にみえたり伊勢貞丈說にすべてえぼしは今の製の如く漆にぬりかためし物は鳥羽院の御代よりこの方の事にて其前のえぼしは墨塗にしてつやもなく墨をとめんが爲に澁引にしたるなりされば澁引にしたるえぼしを見たるまゝに澁塗えぼしと名付しなるべし

平家物語云兵衞佐はしぶぬりの烏帽子に白小袖にちやうけんの直垂に袴きて空いろの扇の月出したる持て母屋の間の東のはしらのもとにさし出たり云々(重衡ニ對面ノ時頼朝卿ノ體ヲ云フ也)

○釋名

しぶぬりえぼし

平家物語○按に聞えたるまゝなり

なえたるえぼし

なへたるえぼしは伊勢貞丈說に古への羅などにて製作したる柔かなるえぼしをかぶればえぼし自然となえたるならんそのなえたる形を見請てなえたるえぼしと名付しなるべしなえたるえぼしをしてえぼし尻いと高く(十訓抄)と見えたるは前後へなえたればえぼし尻のぶら付て高う見ゆるをえぼし尻高くといひしなるべし

トッハイ烏帽子 延德年中烏帽子雛形十二ノ内



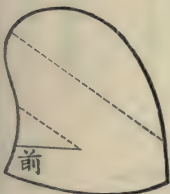
とつはひえぼうし

同書に見えたり圖下にあらはす名義未レ詳

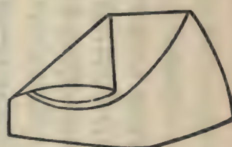
投烏帽子 延徳中年烏帽子雛形十二ノ内



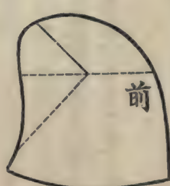
同上折方



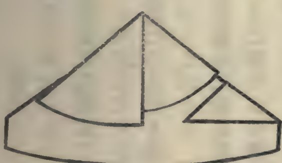
端芝烏帽子 延徳年中烏帽子雛形十二ノ内



同上折方



卑陋烏帽子 延徳年中烏帽子雛形十二ノ内



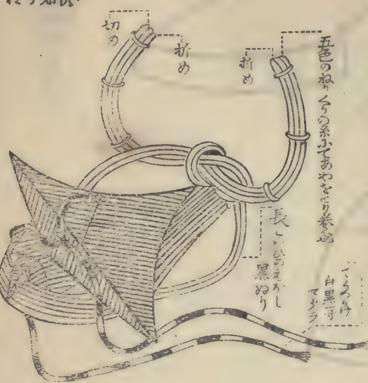
同上折方



由道照愚草にみえたり馬の尾にて打たるは略義也

又云常の折えぼしも長こゆひのえぼしもてうづかけをひたひの上の風口(カザグチ)に引通してかぶること有るべからず田舎人などはさやうにかぶる人も有りたゞまねきの前より左右へ引わけかぶるべし

伊勢家元服法式書所見長小結烏帽子



まれきをばたてず前へ折伏る也是近代如レ此作るなり古代のはまれき立なり

○釋名

長小ゆひえぼうし

伊勢家元服法式○名義前文にみえたり

とうじんえぼうし　唐人烏帽子

著聞集にみえたり名義未レ詳

びんえぼうし　鬢烏帽子

小笠原家傳に鬢烏帽子はれの時此物を用ふと見えたりいまだ聞かざる事也もし鬚(ヒゲ)帽子の事などにや名義未レ詳

ひらえぼうし

裝束秘名集にみえたり名義未レ詳

なげえぼうし　投烏帽子

延德年中烏帽子古式にみえたり圖下にあらはすえぼしの形なげつけたるやうに見ゆればもしなえたるえぼしの事にや名義未レ詳

はしばえぼうし　端芝烏帽子

同書にみえたり圖下にあらはす名義未レ詳

ひいろえぼうし　卑陋烏帽子

同書にみえたり圖下にあらはす名義未レ詳

有職備考引ニ裝束秘名集ニ云コユヒ烏帽子（筋シホサビ小結小ヒレ山形）秋草云折烏帽子のこゆひ今はえぼしのへりの中ほどより出してうしろにむすび置く也昔のこゆひとは違ひたりゆひと云ふ物はてうづがけせざる時に略儀の時は髻（モトドリ）を紙ひねりにて結びて其あまりをまねきに穴をあけて内より外へ引出してまねきのかたわきにてかたわなにむすび置く也昔の髮のゆひ樣は前に記す如く頂の上に髻ありえぼしのまねきは袋の如くなる故もとゞりはまねきの中へ入るなりこゆひにて髻をまねきへゆひ付置く故てうづがけせざれどもえぼし落つる事なき也此體古書にあり

○釋名

こゆひえぼうし

裝束秘名集秋草○名義前文にみえたり

長小ゆひえぼうし　長小結烏帽子

長小ゆひえぼうしは本名長組輪のえぼしといふくはしくは伊勢家元服の法式にみえたり伊勢家元服法式云元服の時始てかぶるえぼしを長組輪のえぼしとも長小結のえぼしとも云ふ也長の字をつけず小結えぼしとはいふまじき也其故はおとなのえぼしにも細き小結はある故なりその小結のむすび餘りを長くする故長こゆひといふなり

書札雜々聞書にいふ長こゆひのえぼしの事十七八まではめし候但成人の樣によるべく候不肖の人は（不肖は似あはぬ也）面かけ折えぼしをきられ候云々（折えぼしはおとなのえぼしをいふ）道照愚草に云えぼしの事年齡によるべく候勿論に候長組輪の事は大方十八九までもめし候當時は（當時とは永祿年中の頃を云）はやくめしどまり候さびのかはり候事もきはは候はず候へども（きはとは限りをいふ也）年寄のまねき長くそりたるは似あはず候當時はむかしに相替る事候云々さびとはえぼしの筋をいふなり長こゆひのえぼしのすぢはちとふとくする也常の折えぼしの筋は細くするなり幾歲まではさびをふとくするとかぎりたる法もなきなり

又云てうづかけと云ふはえぼしの緒也條々聞書に云てうづかけの一寸まだらに白く黑く打つなり下緒の如くなり但下緒よりは細くうすかるべし

又云馬の尾にて打たるを本共申候又絲にて打たるを本共云ふ故勢州申され候しは絲を本とし候云々馬の尾にて打たるは汗をはじくとて用ひたる人もありし

宇治拾遺にふくろのえぼし引たれてと見えたれば柔かなる事しらる

宇治拾遺云男のふくろのえぼし引たれてかほたしかに見えずして云々

○釋名

ふくろのえぼうし

宇治拾遺○名義前文にみえたり

むびしえぼうし　武菱烏帽子

むびしえぼうしは侍えぼうしの事なるべきか裝束秘名集にむびしえぼしのさびは筋しほひれ山形と見えたり然るに侍えぼしのさびは筋しほひれの形なりさればむびしの武は武士のえぼしといふ事なるか菱といふは侍えぼしの全體菱の形なれば侍えぼしを武菱えぼしと名をかへていひたる物なるべし

有職備考引ニ裝束秘名集ニ云武菱烏帽子筋シホサビ小ヒレ山形

○釋名

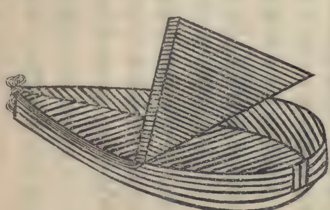
むびしえぼうし

裝束秘名集○名義前文にみえたり

こゆひえぼうし　小結烏帽子

こゆひえぼうしは侍えぼうしの事なるべきかその故は侍えぼしに限りてこゆひしたるなり裝束秘名集にこゆひえぼしさびは筋しほ小結小ひれ山形と見えたり然るに侍えぼしのさびは筋しほひれ山形にて小く小結したるなりさればこゆひえぼしはまさしく侍えぼしの事なるべし又侍えぼしに限りてこゆひしたる故に異名にこゆひえぼしと名付しなるべし

和漢三才圖會所載小結烏帽子



古今要覽稿卷第二百四十一

●冠服部

さびえぼうし　佐比烏帽子

さびえぼうしに限りてさびをうつといふことにはあるまじきなりと安齋隨筆見ゆさればさびをうつ事は何えぼしにてもえぼしの常なり古へのえぼしは眉はなくさびはそれ〴〵の階級にかゝはらず己が好に應じて定れることなかりしが鳥羽院の御代よりしてえぼしは紙にて張り漆こくぬりて眉もさびも階級によりて定りければえぼしにさびをうつ事きはだちて見えたる物ならんそれをさびえぼしと名づけしならむされぱこのころこそさびえぼしかはりて見ゆるよし續世繼にみえたり

續世繼云このころこそさびえぼうしなどをり〳〵かはりて侍るめれ云々

○釋名

さびえぼうし

續世繼○名義前文にみえたり

きらめきえぼうし

きらめきえぼうしと名付しは古へのえぼし墨ぬりにしてその上へ澁を引或は薄塗或はせしめ漆にてつやなくぬりたるなりかゝる製なるが故にえぼし麁末にてつやなくめだゝざりしが鳥羽院殊の外に衣文を好み給ひてえぼし紙にて張り漆こくぬりて立派に見ゆる樣につや出しにぬりたればえぼしの格別に目だちてきらめきてみえたるなるべしされば何えぼしにてもきらめきえぼしと名付しならん

續世繼云このころこそきらめきえぼうしなどをりをりかはりて侍るめれ云々

○釋名

きらめきえぼうし

續世繼○名義前文にみえたり

ふくろのえぼうし

ふくろのえぼしは伊勢貞丈説に古へのえぼしは羅(ウスモノ)にて製作し至て柔かなりその羅をぬひめのできぬやうにふくろの如くをりたるなりかゝる製なる故にえぼしを見請たるまゝにふくろのえぼしと名付しならん

これらを見れば傳ふる所有しなるべし伊勢貞丈の考符合せり

有職備考引裝束秘名集云長烏帽子波小シホサビ

〇釋名

ながえぼし

清少納言記〇名義本文に見えたり

ほそえぼし　細烏帽子

ほそえぼしは諸裝束抄にも其形狀見えずされども飛彈守惟久が畫きたる後三年合戰の繪に圖下にあらはす細えぼしといふべき物見えたりと伊勢貞丈説其形は立えぼしの如くにしてえぼしの頂の方へ次第〳〵に細くこけたるなりされば細えぼしとはいふならん譬へばその形烏犀角の如し又頂の方少しなえたる形のものもあり野、宮宰相定基卿も細えぼし不レ詳といはれたりされども又貞丈は後三年合戰の繪などを細えぼしの證とせざれば外には證とすべきものなしといへり實隆公裝束抄にも近代細えぼし見えずとあれば今の世はいふべくもなし

裝束抄實隆公抄也云細烏帽子近代ハ着用スル人モ見エ侍ラザル也

後三年合戰圖所載細烏帽子



〇釋名

ほそえぼし

實隆公裝束抄〇按に細えぼしはその形頂の方へ次第に細く製作しける故に名付しなるべし

秦兼任所着白丁烏帽子（隨身庭騎圖）



○釈名

はくてうえぼし

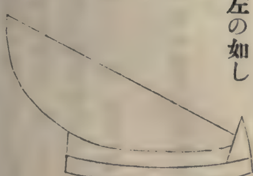
伊勢貞丈曰白丁えぼしは多くは白丁を着るものゝ用ふるえぼしなる故に名付しなるべし

ながえぼし　長烏帽子

ながえぼしは清少納言枕冊子ににくき物みそかにしのびてくる所に長えぼししてと見えたり是より外には所見なし伊勢貞丈曰春曙抄に立えぼし着たるにやとあり立えぼしを長えぼしとはいふまじき歟此説によれば俗には多く長えぼしはえぼしの長く製作したる名なりといへれども誤りならん古へのえぼし絹にて製作し柔らかなれば立えぼしの前後などになえたるものなるべしされば後の方などへ立えぼしのなえたる形を長く見て長えぼしとは時に取りて名付しなるべし

清少納言枕冊子云にくき物みそかにしのびてくる所に長えぼししてさすがに人に見えじとまどひ出る程にものにつききさはりてそよろといはせたるいみじうにくし云々（弘賢曰古寫本になりえぼしとあるは誤寫にや）

延徳年中烏帽子古式といへる圖のうちに長えぼしと題せし圖あり則左の如し



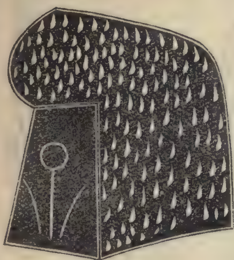
古今要覽稿卷第二百四十

●冠服部

やなぎさび　柳佐比

やなぎさびは輕きものゝ用ふるえぼしにてその形は立えぼしなりさびを付る時柳をあみて夫へ打つけて製しさびをうつなり故にやなぎさびと名付しなりと伊勢貞丈說いふこのえぼしは社人如木雜色等の着るえぼしなりとぞ實隆公裝束抄

和漢三才圖會所載柳佐比



裝束抄實隆公抄也云社人如木(ジヨボク)ノ雜色等立烏帽子ナリサレドモ是ハ柳佐比ト稱シテ各別ノ物ナリ

三光院內府記云社官社人雜色如木白丁退紅等皆著ニ用立烏帽子ニ此等暫時モ不レ著ニ風折ニ也但雖ニ立烏帽子ニ佐比各別也柳佐比之類也

和漢三才圖會云社人如木(ジヨボク)雜色退紅等所レ著立烏帽子各別而製不レ同名ニ柳鏽(サビ)一

やなぎさび

○釋名

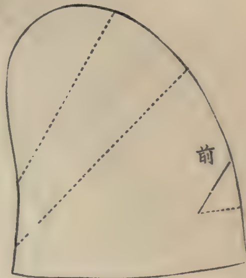
實隆公裝束抄三光院內府記和漢三才圖會○名義本文に見えたり

はくてうえぼし　白丁烏帽子　鍬形

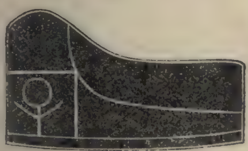
はくてうえぼしは柳さびの事にて多くは白丁を着るものゝ用ふるえぼしなる故に白丁えぼしといふならん俗にはこのえぼし鍬形ともいふなりと伊勢貞丈說見ゆ鍬形と名付しは古への農作に用ふる鍬は今の世の鍬のごとく刄の方角(カド)なくして丸かりしかば白丁えぼしの形それに似たる故にいふなるべし

伊勢貞丈云柳さびは白丁のものゝ烏帽子俗には鍬形などいふなり

同上折方



和漢三才圖會所載風折烏帽子



○釋名

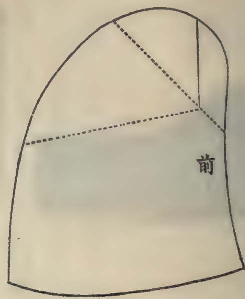
折烏帽子

滿佐須計裝束抄實隆公裝束抄深窓秘抄山槐記人車記東鑑○按にえぼしの古製はやはらかなりしゆゑ風にふかれて折れしかばその體をうつし製こはくなりてはわざと折て折烏帽子とは名付しなり

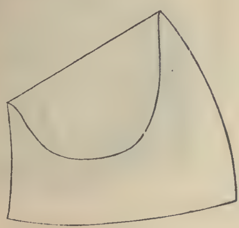
風折烏帽子

同上

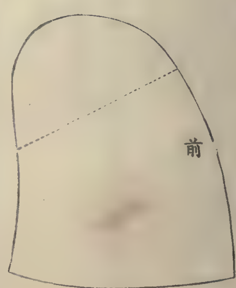
同上折方



折烏帽子同上



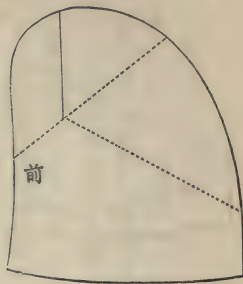
同上折方



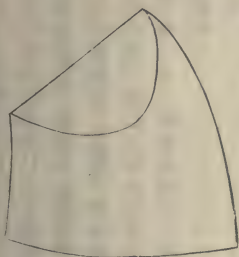
折烏帽子同上此一品甲斐國鹽山麓百姓所持



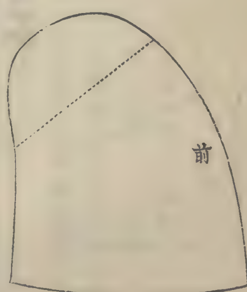
同上折方



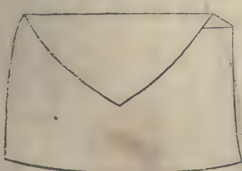
角折烏帽子 同上



同上折方

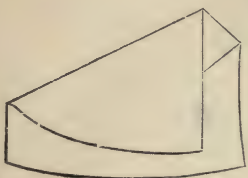


中折烏帽子 同上



新野問答云烏帽子はもと帽子にてやはらかなるべく候昔は絹を用ひたるも候今は紙を漆にてかため申候古きはやはらかに候へば自由になり申候野行幸時四位以下鷹飼者着二烏帽子一候事見二西宮記一候故內府被申聞候は野行幸の鷹飼着二烏帽子一野中狩獵の時烏帽子やはらかにて自然に風にふかれてそのかしら折れ候を後世風流に斜にをり候折烏帽子に候風折の名これより出來候由云々

右折烏帽子 延德年中烏帽子雛形十二ノ内



同上折方



左折烏帽子 同上



又すみよし大物二箇所かつせんの條云片岡白きひたゝれにきんら地のよろひきてわざとかぶとはきざりけり折えぼしにえぼしがけして云々

安齋隨筆云左右折の事一向俗中の唱にて故實なき事云々去程に古書に左右折と申事無ㇾ之風折と申名目又折烏帽子と申名目は邂逅有ㇾ之也高倉家には左上り右上りと稱し又は左右眉を稱し申候云々

又云立えぼしを風折にするにはいたゞきを折るに左上りには左へ折ふせ右上りをば右へ折ふするなり然れば左上りといへば左へ折右上りといへば右折の事にて候さ候へば左上りの折えぼし右上りの折えぼしと唱へ申さず候へば立えぼしと折えぼしと差別わかれず候左上り右上りとさへいへば風折の右折の事に心得候事歟

橘嘉樹云堂上家にては風折の事を唯左上り右上りと計り御唱候事は無ㇾ之尋常には立えぼし折えぼしとのみ御稱し被成候其左右眉の事は其御家々の御著例にて定り候事故平日左右の稱は無ㇾ之候風折に左折右折と申稱は無ㇾ之候儀者高倉家を始め山科家諸家共に同じ事にて家々の着例を申さるゝ時は左上り右上り左眉右眉と計にて其立烏帽子の事也折えぼしに成事は人々所存に任せらるゝ也されば左上りを着候人は左へ折り右上りを着候人は右へ折候事是又差定りたる事に候なり然れども夫を左折右折とは不ㇾ申左上り右上りとのみ申事に御座候御考の如く左上りの折えぼし右上りの折えぼしには候へども立と折とは混用あるにて左右眉の事は着例による事に候へば尋常の稱に左折右折とは不ㇾ申候左右上り左右眉と稱し申事に候云々

又云折えぼしといふは風折のこと也侍えぼしの事にあらざる由被ㇾ示候尤西三條實隆公裝束抄に壯年立えぼし老者折えぼしと候是は風折の事にて候云々

又云古の烏帽子は絹にうるしぬりてやはらかなりし故えぼしは左右前後へ風にまかせて折りしと見えて風折とは稱申候云々

有職備考引二裝束秘名集一云　折義シホシウメビウミハンモロマユカ大波本ノマヽネンサタマユアリ右親王宮方大樹攝家清花大臣家御用　風折ウキシホネンサビウミ牛諸マユカタマユ右攝家清花大臣家諸公御用　折烏帽子ウキナミサビウミ牛片マユ云々

又引二當世故實一云烏帽子懸ノ事今ノ懸緒ノ事也云々

ハ縁ヲ除テ四方也縁ノ高サ一寸計ガ程也人ニ依リ五六分モアリ七八分モアリ可レ計云々

深窓秘抄云折烏帽子大サビ小サビ諸眉片眉アリ人ニヨルベシ左右ニ習有

布衣記云舍人の事折烏帽子淺木の一重直垂也紙よりの小結也

又云舍人事はゐふの時のそへ舍人のごとし折烏帽子紙よりのこゆひに淺木の一重直垂にくゝりを上也

法量物云射手の出立等の事えぼしかざをりえぼしかけはからひねり成べし

大的體拜記云介添の出立組結たる常の折烏帽子馬の尾のえぼしがけをして

又云中間の出立は折えぼしの組をときて着てえぼしがけをする云々

又云北小路室町新造花御所御的次第（永享三年辛亥十二月十九日）其身の出立如レ常組結たる折烏帽子にえぼしがけ馬の尾

又云轉法輪高倉於ニ烏丸殿亭ニ御代始御的次第（嘉吉三年癸亥十二月二十三日）出立の樣風折にちやうづかけして

又云圖的次第出立の樣如レ常折えぼしに烏帽子がけをして

山槐記（治承二年正月廿三日條）云辰刻凌ニ大雪ニ自ニ中山堂ニ參ニ鞍馬寺ニ於ニ美曾呂坂ニ逢ニ右少將維盛朝臣ニ（折烏帽子着直垂小袴行縢騎馬）云云

人車記（保元三年正月十日朝覲行幸條）云右大臣殿御裝束如レ常云々高松殿ニ武士ヲ被ニ召集ニ平清盛朝臣紺水干小袴紫革鎧賴盛敎盛重盛同備ニ武裝ニ而相從源義朝赤地錦水干小袴賴政以下思々多者紺水干小袴或生絹皆鎧ニ折烏帽子云々

保元物語（官軍方々手分事）云基盛宇治路ヘ向フニ白青ノ狩衣ニ淺黃絲ノ鎧ニ上ヲリシタル烏帽子ノ上ニ白星ノ兜ヲ着切符ノ矢ニ二所籐ノ弓持チ黑馬ニ黑鞍置テゾ乘タリケル云々

東鑑（文治五年九月七日）云宇佐美平治實政生ニ虜泰衡郎從由利八郎ニ相具參ニ上陣岡ニ而天野右馬允則景生ニ虜之ニ由相ニ論之ニ二品仰ニ行政ニ先被レ注ニ置兩人馬幷甲毛等ニ之後可レ尋ニ問實否ニ於ニ囚人之旨ニ被レ仰ニ景時ニ（著ニ白直垂折烏帽子ニ素革烏帽子懸）立ニ向由利ニ云々

義經記（かゞみの宿強盜の條）云ゆりは（強盜ゆりの太郎）からもよぎの直垂にもよぎをどしの腹卷きて折えぼしに打かけして三尺五寸の太刀をはきてぞ出にける云々

ふと同上見ゆさて保元三年正月十日朝覲行幸の時に右大臣殿武士を集め給ふ平清盛朝臣頼盛敎盛重盛皆鎧に折えぼし着給ふと人車記見ゆ供奉などの時は武士の冑は着ずしても鎧にえぼし計り着る事は行儀正しき事ならん維盛朝臣は折えぼしに直垂めし給ふと山槐記見えたるは風折の時必布衣直垂と實澄公裝束抄見ゆ又ゆりの太郎はからもよぎの直垂にもよぎをどしの腹卷して折えぼしにえぼしがけしてと義經記見ゆ此えぼしがけといふは人めを忍ぶべき事有時などには用ふる物なるにやゆりの太郎盜賊なれば人めを忍ぶべき心にてえぼしがけをしたらんその製作は今の世に大内の綸などに見ゆる京女郎のかつぎとて紗などの類を四幅位も縫ひ合せてかぶりたるものに似たるやされどもかつぎといへるものゝやうに前の方に竹の輪などにて手よりを付たる物にてはあらじ

滿佐須計裝束抄云をりえぼうし折烏帽子の上にとうしみのわ燈心輪をふとらかにしてかみほそにしてみへ三重もよへもかさねいれたりかぶりをふかくいれしれうなり

裝束抄西三條實隆公抄也云鷹狩或ハ蹴鞠馬上ナドノ時ハ折烏帽子タルベシ

又云組懸本儀紙捻也紫ノ組懸ハ後鳥羽院蹴鞠御好ユヱ建久年中ヨリ始メテ出來タル事也サレド建久以來モ蹴鞠ノ時ナラデハ用ヒザル事ニテ侍ルヲ近代ハヨノツネ用フル事ニナレリ然ルニ今モ公事ニハ必紙捻ヲ用ヒラル、也上古ハ蹴鞠ノ時モ紙捻或ハ琵琶箏ノ緒ナドヲ假初ノヤウニモチヒ侍リシ事也

西三條實隆公秘訣云烏帽子ノ頭左ヘ折返ハ左折ト云フ侍從以上著レ之右ヘ折返ハ五位以下著レ之狩衣ノ時必烏帽子ヲ著也今世侍從以上以二絲緒一結レ之四位以下紙捻ニテ結ブ云々

裝束抄三光院實澄公抄也云風折ハ地下諸大夫布衣并直垂醫陰之輩殿中ニモ著二用之一家々有レ之世々號二北折鞘之黨一云々

又云雖二堂上一或馬上或鷹狩蹴鞠等如レ此之時者必著二風折一也

高倉家裝束抄云烏帽子ニ左折右折ト云フ名目ハ能カラヌ事ゾ右上リ左リ上リト可レ云前ノ方ニナカクボナル所ニ高ク出タルモノ著人ノ右方高キヲ右上リト云フ烏帽子ノ折目モ右ヘ折ルキハトゾ左同事也

又云烏帽子ハ其仁ノ額ノ極ヨリ後ノ髮ノ生極ヘ廻シテ二ツニ折テ可レ定長ケノ高サハ緣ヲ除テ四方下リ

古今要覽稿卷第二百三十九

●冠服部

をりえぼうし　折烏帽子　風折烏帽子

をりえぼうしといふは風折えぼしの事にて衣文といふ事未だ始らざりし時には紗絹などにて柔に製作したる立えぼしをかぶれば風にふかれてそのかしら自然にをれふすその體をさして風折といふ名も出來しならんそれよりして立えぼしをわざと折て折えぼしとせしことは人々の所存にまかせたる也後世には風流に斜に折りて用ふるにや或は家々の着例によつて定まれる事歟伊勢貞丈の説に實隆公裝束抄に壯年のものは立烏帽子老ぬるものは折えぼしといひしがこの折えぼしといふは疑もなき風折なるべし深窓秘抄に折えぼし大サビ小サビ諸眉片眉人によるべく左右に習ありといへれば侍從以上の物は左眉を用ひ五位以下の物は右眉を用ふと（實隆公秘訣）みゆ世俗に左折右折の折えぼしと唱ふるは故實をしらずして唱へあやまりたるなるべし左右眉のえぼしとも唱へず左右上りの折えぼしとも唱へずして堂上にては尋常には立えぼし折えぼしとのみ唱ふる故は左上りを着る人は左へ折り右上りを着る人は右へ折る事家々の着例定りたる故立えぼし折えぼしと唱ふるなるべし又折えぼしのうへにとうしみのわをふとらかにしてかみほそにしてみへもよへもかさねいれたりかぶりをふかくいれしと（満佐須計裝束抄）見えたるはいまだ烏帽子のかけ緒もせぬ比のことにやえぼしの風などにてうごめくをいとひて細き紙よりにてとうしみのわをからげたればふかくかぶりてしつくりしたるならんされどもいつとなく懸緒も出來しと見えて紙よりの組懸本儀なりと（實隆公裝束抄）見え紫の組懸は後鳥羽院蹴鞠を好み給ひて建久年中より始て出來たる事なりされど建久以來も蹴鞠の時ならでは用ひざる事にて侍るを近代は世の常用ふる事になれり然るに今も公事には必紙捻を用ひらるゝ也上古に蹴鞠の時も紙捻或は琵琶箏の緒などを假初のやうに用ひ侍りしなり今の世は侍從以上のものは絲緒を用ひ四位以下のものは紙捻を用ふるなり又蹴鞠或は鷹狩馬上などの時は必折えぼしを用

判の詞云左歌は停午の月をよめるか

戀

いかにせん之なれぬ戀のやせやまひ

　　むくのみ色に身はなりにけり

判の詞云左戀にやせくろむこと本說なきにあらずえぼしのむくのみ色よく思ひよせたるにや

○釋名

立烏帽子

餝抄裝束抄深窓秘抄布衣記山槐記源平盛衰記東鑑

○按に立えぼしは折えぼしに對しての名なり當世故實に云ふ立えぼしは折えぼしより嚴儀の意ありと云々

集古十種所載立烏帽子鎌倉補陀羅迦寺藏源頼朝卿像



同上所載立烏帽子藏未詳萬里小路藤原藤房卿像



同上所載立烏帽子山城國知恩寺藏日野藤原勝光公像



○和歌

職人盡歌合烏帽子折の歌

月十三番

秋やふかき月のひかりのさびえぼし

かしらのうへに影のなりぬる

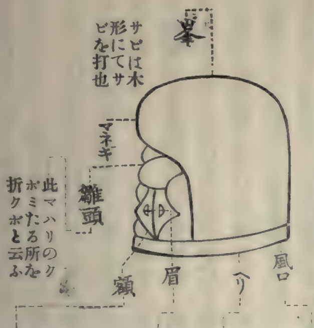
有職備考引二當世故實一云立烏帽子ハ折烏帽子ヨリ嚴儀ノ意有ト云々

又引二裝束秘名集一云　烏帽子立仁シホシヅメ大波ネンサビウミハンモロマユ親王宮方大樹攝家清花大臣家御用立義ウキシホネンサビウミ半モロマユ攝家清花大臣家諸公御用立烏帽子ウキナミサビウミ半片マユ各口傳云々

新野問答云立烏帽子もろ眉　小諸眉左眉　右眉云々

又云烏帽子もと帽子に候へば立烏帽子勿論の事候歟風折に對して立烏帽子と申したるにや云々

橘嘉樹立烏帽子說畫尋常ニ所レ稱如レ左古書ニハ所見ナシ



立烏帽子延德年中烏帽子雛形十二ノ内



和漢三才圖會所載立烏帽子



上りをば左へ折ふせ右上りをば右へ折ふする也然れば左上りといへば左折右上りといへば右折の事にて候さ候へば左上りの折えぼし右上りの折えぼしと唱申さず候へば立烏帽子と折えぼしと差別わかれず候左上り右上りとさへいへば風折の右折の事と心得候事今世堂上家の俗習にて事濟候へ共實は本の唱にてあるまじくやと存候公家の事にも後代の俗習ありて推し紕せば故實に背ける事もあるべきにや橘嘉樹云堂上家にては風折の事を唯左り上り右上りと計御唱候事は無レ之尋常には立烏帽子折烏帽子とのみ御稱し被成候其左右眉の事は其御家々の御著例にて定り候事故平日左右の稱は無之候風折に左折右折と申稱は無之と申候儀は高倉家を始め山科家諸家共に同じ事にて家々の著例を申さるゝ時は左上り右上り左眉右眉と計にて（共に歟）其立烏帽ニ子事也立と折とは混用あるにて左右眉の事は着例による事に候也

貞丈曰裝束抄之説壯年立烏帽子老者折烏帽子攝家は折らざる事と申ごとくなり舊例に候へども何樣に老壯の差別無レ之烏帽子折烏帽子混（マゼ）て御着用ある也攝家は大抵立えぼし計召也左上りの折えぼしも隨分內々召候よし及レ承候云々

又當時老者も多く立烏帽子を着用あるは其餘情宜きによりて也云々

又云昔京都將軍の時武士の着る侍烏帽子の折やう家家によりて變りたる折樣有しとぞ古き書に家々の折えぼしといふは柔かなる立烏帽子を折る也云々

又云えぼしのさびにて貴賤の階級を分るといふ事は無之由被レ示候堂上に被レ用候立えぼしは大さび仕丁の鋤えぼしは柳さび侍えぼしは横さび夫々にさび極り有之候立えぼしのさびを鋤えぼしには不レ用候又鋤えぼし侍えぼしのさびを立えぼしには不レ用然らばさびに貴賤の階級なきにては有まじくやさびに製法ありと云ふべからず階級といはんはくるしからずや

橘嘉樹云立えぼし以下さびの麁惡に成申候は階級ありて次第に麁に成候には無レ之着用の人賤者に候まま閑麁に製せらる自然と右の如く成候尤えぼしの起原は布故一樣に候へども調料の高下（サビ）によりてわれといろ／＼名も分ち申候事とみえ申候混に階級を定むる時は式令の書に有レ之事云々

帽子懸也五位にて指貫時可ﾚ爲ニ馬上ー也衞府時は風折也內々時は不ﾚ可ﾚ折之者也云々

又云舍人の事立烏帽子に右近ぞめの走水干上下同色也云々

又云主の進退の事立烏帽子に狩衣風折也云々

按に上文に瀧口出仕次第事と題して頭辨玄（宿）ゆくし（紙）始之時御供申者也と有れば此主と云ふは頭辨なり狩衣の下に落字有歟

禪大御記（貞應元年十月廿三日）云（于時宰相中將）辰剋限召集從者等見之雜色一人（元源）白張立烏帽子（立烏帽子事禪閤仰）云々

射禮私記云御的射手の裝束の事定れる法有る可らず右大將家の御時文治五年正月二日御弓始の射手五番の五度弓也其時の體射手出仕の裝束をあらためずして參勤の間嘉例として今にいたりて水干立烏帽子を用る也然れども直垂立烏帽子にて勤仕先例もあり雖ﾚ然近年は皆水干立烏帽子にてつとめ來もの也云々

大的體拜記云主の出立は立烏帽子左へかざをりて紙よりにてちやうづかけをして著也云々

山槐記（治承四年三月四日條）云今日新院令ﾚ著ニ御烏帽子ー給云々無ニ殊儀ー帥大納言（隆季朝臣）調ニ進之ー八角蒔繪宮二口（一口平禮一口立烏帽子）令ﾚ入云々

源平盛衰記（額打論ノ條）云敎盛朝臣ハ立烏帽子ニ胄（コロヒ）ヲ著ス云々

又（義經院參ノ條）云出羽守貞長ヲ以テ六人ガ年齡交名住國ヲ被ニ聞召ー貞長ハ狩衣ノ下ニ紺絲威ノ腹卷ヲ著シ立烏帽子ニ瞋物作ノ太刀脇ニ挾デ出デケル云々

又（賴朝重衡對面ノ條）云兵衞佐澁塗ノ立烏帽子ニ白直垂著シテ寢殿ニ著座空色ノ扇ツカウテ云々

東鑑云鎌倉三代將軍ノ時和田合戰ニ三浦義時軍アリト聞テ折烏帽子ヲ立烏帽子ニ改テ幕府ヘ參ルト云々

本朝軍器考補正云今ノ折烏帽子ノ形ニナリテシカモ揉（スヂ）シ條ノ竪ザマ横ザマニナリシ樣ノ大抵違ハザルハ昔ノ立烏帽子ヲ折テ折烏帽子ニセシ樣ヲ其儘ウツシ傳ヘテ今ニ至リテ猶形ノ殘レル事セメテノ事ナルベシ云々

安齋隨筆引ニ內府記ー云立烏帽子は堂上一同著（中署）又額に有ニ種々之品ー小諸額（攝家は著用）諸額（十六歲迄用之）右上り院御所親王等御著用也但給ニ御服ー之人々雖ニ臣下ー着ニ用之ー左上り諸家通用と有ﾚ之是は立烏帽子の事也云々

又云立烏帽子を風折にするにはいたゞきを折るに左

になりて今の世のえぼしは漆こければ猶こはく成て折られぬ事となりぬ又漆色にむくのみ色といふあり職人盡歌合にみえたり伊勢貞丈もこの歌を引ていへるはうるしの色はいかほども黒くすべしむくのみ色とて光はなくて色の黒くさく〳〵としたるがよきなりようるしにはこべらをしぼりて能々合せてぬりたるがむくのみ色にて早くひるなり灰墨を入るゝ人もありはこべらはうつくしきなり

餝抄云中御門内府宗能説曰男裝束惣無二生衣一不レ可レ著云々仍彼子孫不レ著レ之但亡祖卿藏人少將之時白川院歴二覽鳥羽殿東山一之日浮文指貫著二女郎花生衣一烏帽子風口ニカウガイヲ指テ居(ヱ)レ鶚(ツミ)ヲ供奉之由云々

貞丈曰立烏帽子風折烏帽子等には風口と云ふはうしろの方へえぼししりのあき間をいふ○按に風折とかゝれずしてたゞ烏帽子とみえたるは立えぼしなるべし

又云保安五十廿一新院鳥羽高野御幸云々十一月二日同還御別當忠教白綾狩襖立涌雲紅衣ムク蘭地奴袴立烏帽子云々

又云大理烏帽子直衣共官人事

保元元三二或秘記曰大理殿雅通相二具若君一被レ渡二法印房一烏帽子直衣共撿非違使志能景云負二胡籙一立烏帽子毛沓云々

又云宿老之人著二平絹直垂一事

承安元四十七加茂祭近衞使右少將隆房朝臣出立從二花山院大相國忠雅一著二烏帽子直垂一立烏帽子平絹直垂云々

裝束抄西三條實隆公抄也云烏帽子此直衣ニ立烏帽子ヲ着用スルナリ假令冠直衣ヲ著シテ內ニ參リ直ニ院參ノ時烏帽子ヲアラタメ著ル由諸記ニ見エタリ仙洞ハ右眉攝家ハ小諸眉諸家十六以前諸眉以後左眉也壯年立烏帽子老者折烏帽子攝家ナドハ折ラザルコト、見エタリ然ルニ近代宿老ノ後是ヲ折ルナリ清花大臣家ナドハ折ルベカラザル事也云々

又云社人如木ノ雜色等立烏帽子ナリサレドモ是ハ柳佐比ト稱シテ各別ノ物也又社人如木退紅等ハ暫時モ風折ヲ用ヒザル事也云々

深窓秘抄云御立烏帽子オリキノ御時御用也諸臣ハ大將以上又大臣ノ息又凡人以下ハ十八未滿也但神人ハ淨衣ノ時用之云々

布衣記云布衣進退立烏帽子風折可レ折レ左紙よりの烏

古今要覽稿卷第二百三十八

●冠服部

たてえぼし　立烏帽子

立えぼしは衣文いまだ始らざりし昔は紗絹などにて漆ぬりたりその全體を考ふれば今の世の立えぼしより堅ざまもみじかきものとおもはるそれのみならず柔に製作したる物なりし然るを鳥羽院衣文といふ事を始め給ひしより烏帽子は大鷹紙などを漆ぬりたり形ち堅ざま長くしてえぼしの頂を峯といふその峯丸くして前の方をまねきといひて少し低し正面の高凹を眉といひかぶりたる末のあきたる所を風口といふ其立烏帽子ひとつを種々に折て用ふるなり凡立烏帽子は太上天皇の御時御用ひさせ給ふと深窓秘抄見え仙洞には左眉を用ひさせ給ひ攝家は小諸眉を用ひ諸家は十六歳以前は諸眉を用ひ年たけたるものは左眉を用ふと實隆公裝束抄みえたるを伊勢貞丈の説に眉をわけ定むる事諸書裝束抄に實に詳なりといへり壯年のものは立えぼし老ぬる物は折えぼしといへども攝家は折らざる事と見えたり然るに近代宿老の後之を折る也かならず清花大臣家などは折る可らず同上とみえたり又貞丈曰老壯の差別なく立えぼし折えぼしを混じてめさる攝家は大抵立えぼし召さるゝ也さて保安五年十月廿一日新院高野御幸の御後に左衞門督通季卿布衣に立えぼし着と飾抄見え又承安元年四月十一日加茂祭に大相國直垂に立えぼしをめさると同上見ゆ又直垂に冠をめして參内ありても院參の時は立えぼしにあらためらるゝ事諸記にいへり又立えぼし諸臣は大將以上大臣の息など用ひらる凡社人如木雜色等の著するは製同じからず實隆公裝束抄みゆ是は柳佐比或は揉えぼしの類ひならん兵衞佐は澁塗の立えぼしに白直垂きて寢殿に着座のよし源平盛衰記みゆこの澁塗といふはサビもなくしてなめらかに生澁にてぬりたる物ならん又敦盛朝臣は立えぼしに冑を着給ふ由同上みえたるを新井筑後守の説に直垂に立えぼし用ふることは軍禮に嚴儀たゞさん時は有べきといふ三浦義時折えぼしを立えぼしに改めて幕府へ參ると東鑑見ゆ上古は立えぼし一つをいろ／＼に折りしがいつとなく別に拵る事

編修兼校正　大河戸晉平藤原儀成
總　　判　屋代太郎源詮丈

用ひずして此柳さびを用ふるなり
但三つのはり入るべし
三つのはりの事は既に前に見えたり
わるくすれば猿樂の着るに似たり
うしろをふかくおしこみてはりにてとづれば猿樂の着る大臣えぼしの如くになると云ふ事なるべし
○前のなし打の條に折やう口傳ありといふ文は此所の似たりと云語の下にあるべきがまぎれて前に入たるなり傳寫のあやまり也○或人の説に柳さびの立えぼしを折たるをヘイライ（平禮と云ふ字）也と此説あやまり也平禮の字をヘイライ又ヘイレイとよむも誤也平禮と書てヒレとよむ也立えぼしを折れば魚のひれの如く成てひらめく故ヒレと云ふ也柳さびの立えぼしも折て着るはひれなり然れども柳さびに限てひれと心得たるはあやまり也何えぼしなりとも折て着るは皆ひれなり公卿の着せらるゝ立えぼしも折て着るはひれなり卽ち風折えぼし也上古はひれといひたるを中古以來風折と云ひならはしたり古書には風折と云ふ名なし皆平禮とあり中古以來の書には風折とあり山槐記に治承四年三月四日丙辰今日新院令レ着ニ始御烏帽子ニ給之云無ニ殊儀ニ帥大納言（隆季朝臣）調ニ進之ニ八角蒔繪筥ニ二口（一口平禮一口立烏帽子令レ入云々）とみえたり筥二口の内一口は平禮一口は立烏帽子とあるを以て平禮と云は風折えぼしなる事を知るべし又折えぼし（俗に云侍ヱボシなり）の事を平人の禮服なるゆゑ平禮といふと云ふ俗説あり是またあやまりなり用ふべからず

荻野小七郎　小野易
南條正之助藤原近行
校正兼鈔錄　堀小市郎　菅原晴延
編修兼校正　若栄三男三郎藤原信孝
栗山兵左衛門藤原定興
林源三郎　源高典
校正兼鈔錄　山下官左衛門源正房
校正兼淨寫　忠内貂太郎紀弘光
校正兼圖書　葦名廉三郎平盛榮
校正兼淨寫　兒山諦之助平紀言
校正兼鈔錄　橋本太刀允藤原好春
校正兼淨寫　小林好太郎源直溫
編修兼圖書　志村愛助平知孝

又源氏物語の繪歌仙の繪其外古書を見るに引立
えぼしのとがりたる方を前にして着たるもあり
うしろになして着たるもあり左のごとし



これらはかぶとの
下にきたるに非ず
常の時にきたる也



地は柳さびなり
柳さびとはえぼしのしわを柳行李をあみたる形の
ごとくにする也是白張着る者のかぶるえぼし此さ
びなり白張には立えぼしなり
折様は右へ折るべし左折は子細有

左折子細有とは八幡殿以來源氏の大將軍は左折を
着せらるゝ先例なる由源平盛衰記に見えたりえぼ
しの品はかはりたれども武家にては左折を憚る事
を云ふなるべし此えぼしもやはらかに作る絲にて
ぬひ合するなり
結は萠黄のくみ絲又は黒きくみ絲又は五分まだらに
て用ふべし
結は緒の字の書違なりえぼしの緒なり此緒は上よ
りかけずしてへりの内に緒付のわなありてそれに
付るなり
二寸の針三入る也一つは折かへしたる所をとづる也
一つは後のひだをとづる一つは入事有
針は竹ばり也折かへしたる所とはえぼしの上を折
ふせたる所也後のひだとはうしろをおしこみたる
所也一つは入事ありとはえぼしどめにさす事を云
ふなるべし
侍の着る物也
前の引立えぼしは大將もはたさしも軍勢も着る物
也此柳さびのえぼしは大將は着用する事なし侍ば
かり着るなり侍にても品くだりたる者は引たてを

事也大さびとは大にあらくさびを作るなりさびは木にかたをほりてえぼしに作る帋をかの木形にうちこみてさびを作る也上古のえぼしは絹にうるしぬりて作るゆゑやはらかにて頭巾のごとし鳥羽院の御代よりえぼしかたく作る事に成しゆゑ紙にて作るゆゑさびを付るなり然れどもあつくこはく作るにはあらず紙うすくやはらかに作るなり

烏帽子の手を結てはり（針）をけづりてうしろよりおとさぬやうにさすべし

手を結とはえぼしの緒をむすぶ事なりはりをけづるとは竹にて針を削る也うしろのえぼしどめのわなの中より針にて髮をすくひあげて横に針をさし置くなり是えぼしを落すまじき爲なり

公家の口傳には中將の位用る

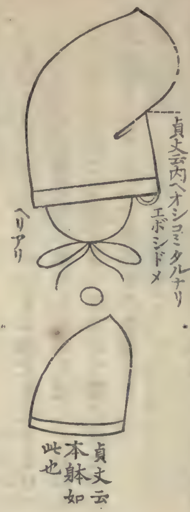
中將の位用るとあれどもそれに限るべからず何人にても用ふべし既に前に旗さしも軍勢も着るよし見えたり

へりぬりの事

但へりぬりとはあやまりべむぬりと云ひ辨塗と云ふ本なり異名也○是も前に引つゞきたる文なり如レ斯別にはなして書きたるは傳寫のあやまりなり但へりぬりと云ふ以下も本文なり注の如く小字に書きたるは誤なり辨ぬりと云本也とあれども是は却てあやまり也俗說に昔辨官の人此えぼしをぬり始めしゆゑ辨塗と號すると云ふ此說出所もなく何れの時代辨官の名は何といひたるや曾て證據なき說也前にもいふごとくへりぬりと云ふ詞をこはしてへんぬりと云ふ也への字にごりて云ふは非也○前のなし打の條にへんぬりの事能く心得わくべしとある文は此所の異名也と云ふ語の下にあるべきが前にまぎれ入りたる也○附錄右に云ふ引立えぼしは帋にて作るなり又羅精好の類にても作るべし近江國來迎寺の寶物六道の圖に引立えぼし着たる武者ありそのえぼしうすくすきとほりて見ゆる也左のごとし



言ふ也是をへりぬりともへんぬりとも云ふかぶと下に着るえぼしの中にて是はへりをうつくしくぬる故へりぬりと云へりぬりと云詞をこはしてへんぬりとも云にごりて辨ぬりといふはわろし或說に片塗とて薄く塗る事と云ふ不レ用之



此圖本書ニ有之

辨ぬりとは常のえぼしの事

辨ぬりとにごりて云ふはわろしへりぬりといふ事をこはしてへんぬりといふなればへの字にごるべからず常のえぼしとはむかしは引立えぼしを常にも用ひたるゆゑ常のえぼしの事といひたる也へんぬりと云ふは引立えぼしの一名なり

其餘りを上へ引立てきやうげんえぼしのごとく引立て拵べし

其餘りとあるは其かどといふべきを書違へたる也きやうげんえぼしのごとくとは猿樂の狂言に大名のまねをして出る時にかぶるえぼしの如くと云ふ事なり引立て拵べしとはえぼしのかどをとがらせて引立たる如く作るを云ふなりこれを末にてぬひ合せ作る也

白布をひらぐけにして中程をゆひて其餘りを以て緒にむすぶべし

是えぼしの緒の事を云ふ白布のひらぐけの緒をえぼしのうしろよりまはし前にて左右引ちがへ間四寸ばかり置きて左右にて一むすびして下へ引くだしておとがひの下にて結ぶなり此かけ緒をかけずしても着る也

是を旗指も着べし其外軍勢も用ふべし

旗指とは大將の旗を馬上にて持つ侍のやくなり

地は烏帽子を大さびの如し

烏帽子をのをの字はの字の書違也此所に烏帽子とあるは立えぼしの事なり本文に立の字落たる也さびとはすべてえぼしのたか(高)くひき(低)くあるゑわの

みならず昔の人のならはしはえぼしかぶらずもとどりをあらはすは人に對して無禮と云たるなり犬追物笠掛などの時落馬して烏帽子のぬぐる事あればば素襖の袖を頭にかづきてもとゞりをかくす也

殊に合戰のあらん日は大將軍是を用ふ

平日とてももとゞりはなしは無禮なり殊に合戰には諸侍に對する事なれば大將軍なし打えぼしを着用するなり

軍陣の時犬笠懸のいる事有り其時えぼしの代に用意すべし

犬とは犬追物也笠懸のと云のの字はをの字の書違也長陣などには諸軍勢怠屈にて酒宴遊興などする事あるによりてさやうの事をさせまじきが爲に犬追物笠懸などを張行する事あり其時にはなし打えぼしを常のえぼしの代に用ふるなり

返々をりやうは口傳有

此十字はなし打えぼしの事にあらず是より下の柳さびのえぼしの所にあるべき文言の此所にまぎれ入たるなり傳寫の誤りなるべし

是を着るは兵衞督三位也

是を着るとはなし打えぼしを着る也兵衞督三位とあれどもそれに限るべからず何の官位にても大將たらばこれを着すべし

へんぬりの事能く心得わくべし

此文もなし打えぼしの事にあらず是より下のへんぬりえぼしの所にあるべき文言の此所にまぎれ入たる也傳寫の誤なるべし○附錄右に見たる梨打えぼしは綾を表にし帋をうらに付るなり又羅精好の類のうすき物を以て單にも作るべし近江國坂本村來迎寺の寶物圓融院の御代に書かせられし六道の圖の中に梨打えぼし着たる武者ありそのえぼしうすくすきとほりたる體にゑがきたり左のごとし



童武者也

引立烏帽子之事

引立えぼしはなし打の形のごとくにて一方のかどとがりて引立たるごとくなる故引立えぼしと

も用ふるなるべしふしがねにてそめとはおはぐろにてそむるなりくろぞめの事を云ふなり

うらはうすやうを二三枚重ねてかきを上に引てうるしにてぬり裏に付也

昔うすやうといひしは鳥の子紙のうすきなり二三枚重てとはのりを付て重るにはあらずたゞ重る也かきとは柿しぶ也二三枚皆かきしぶを引うるしぬるにはあらずうらになる一枚ばかりかきしぶを引てくろくうるしにてぬるなり殘の紙はしんに入るまで也何れも紙をもみてしわをのばして用ふる也えぼしのまはりをば絲にてぬひ合するなりぬひめのはしはえぼしの內にあるべしへりの所は別の紙を細くたちてあつくかさねて表裏の間に入るなり

少しやはらかにこしらへて

うらの紙もしんに入る紙ももみてやはらかにずるなり少といふはあまりやはらか過ぎたるはわるきゆゑ也

緒あるべからず

えぼしにかけ緒なき也えぼしのひたひの方ははちまきにとぢ付るうしろはえぼしどめに竹針をさして留むるなり

鉢卷に付ヶ樣あり

えぼしの前にはちまきのまん中をあてゝはち卷と同じ色の絲にてちどりがけにとぢ付るなり左右よりとづればちどりがけになる也ちどりがけのくばりは五分程づゝにてよしひたひ五寸計の間とぢ付べしえぼしにははちまき付たる體奥州後三年合戰の繪に兵士のいねぶりしてえぼしのぬげたる體をゑがきたるにそのえぼしにははち卷付てあり

是は甲の下に着べき爲也

えぼしやはらかなるゆゑ甲をかぶる時えぼしの上の方を左へをりふせて甲をかぶる也甲をぬぐ時はえぼしの上の方を取て引立ればもとのごとく立えぼしになるなり古代の武士は軍中にても禮儀を亂さざるゆゑえぼしに鎧ひたゝれを着したるなり

甲をとる時もとゞりの見ゆるはもとゞりはなしとて天のおそれあるに依て是を用ふ

もとゞりはなしとは髮のもとゞりをかくさぬを云ふ也もとゞりはなしは天のおそれありといふ事昔の人のいひならはしたる事なるべし天のおそれの

古今要覽稿卷第二百三十七

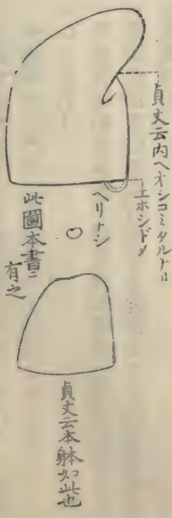
●冠服部

萎烏帽子

伊勢貞丈曰もみえぼしは何えぼしにてもやはらかに作りたるえぼしの惣名也我家に兵具雜記といふ書を傳へ來れり何人の記したるかしれず年號もみえず其記したる事どもを以て考ふるに室町殿の代の末頃にしるしたるかと覺ゆ其記せる事ども今世の甲州流謙信流など名のる軍者風の說とは違ひて古風なる事あり又其比の俗說も少し交りて取るにたらぬ事もあり其中に冑の下に着べきえぼしの事見えたり是は古風にてめづらしき事也然れども文盲なる人の書しと見えて書やうよろしからず又傳寫のあやまりと覺しく文章の前後かれこれ入まじりたる所もあり今かのえぼしの事三條を表章して舊本のまゝ是をうつし注解を加ふること左のごとし

梨打烏帽子の事

貞丈曰なし打はなやし打といふ事を中略してなし打と云ふ也なやすとはやはらかにするを云ふ也打とは作る事也梨の字はなしと云ふ詞に付てあて字に借用ひたる也梨の字にかゝはりてうるしにて梨子肌にぬる事とするはあやまりなり古書に衣服のやはらかなるを打梨と云ふも打なやしと云ふを中略したる也梨打と同じ意なり○以下分注は皆貞丈注なり



地は綾ふしがねにてそめ綾に浮文(ウケモン)あり堅文(カタモン)あり浮文と云ふは絲を浮けて文を織たる也堅文は絲を浮けずしてかたく文をおりたる也本文に浮文堅文の事をいはざれば何れにて

親長記鎌倉年中行事高館草子矢嶋草子○本文に辨ず

うち梨えぼし

明月記類聚名物考○伊勢貞丈曰打梨はうちなしとよむ是うちなやしの略語にて裝束のやはらかなるをいふ梨の字は訓を借りて書きたるなり菓の梨に拘はりたる事にはあらずえぼしに打梨をさかさまにいひて梨打ともいふなやしうちの畧語なりなやすといふはやはらかにする事也

おしいれえぼし

義經記○伊勢貞丈曰もみえぼしを武士の冑の下へ推入るゝを時にとりて名付しなり

ひきいれえぼし

平家物語長門本○伊勢貞丈曰もみえぼしを武士の冑の下へ引いるゝを時にとりて引入えぼしと名付しなり

えぼし引立

參考保元物語義經記○按にもみえぼしは武士の冑の下へ着又冑をぬぎて引立る故時にとりてえぼし引立といひたるなり

をりえぼし引立

保元物語平治物語平家物語長門本○按にもみえぼし折たるを引立故折えぼし引立と云ふなり

もみえぼし引立

源平盛衰記○名義同上

平治物語長門本坂東大夫親信事云後白河院の近習に坊門中納言親信といふ人ましく〱き父左京大夫信輔朝臣武藏守たりし時かの國へ下されしにまうけられたりける子也叙爵しゝ給ひたりされば異名に坂東大夫とぞ申ける院にさぶらひ給ひければ兵衞佐になられにけり又坂東兵衞などゝ申ける程に新大納言成親法皇の御前に候はれけるがげにや親信坂東に何事かあると申されたりければとりあへず別の事候はず縄目の色革こそおほく候へと返答せられたりければ成親卿かほげしき少したがひてせきめんして又物ものたまはざりけり按察大納言入道資賢も候はれけるが後にのたまひけるは兵衞佐はゆゝしく返答はしゝたりつる物かなことの外にこそにがりたりつれと申されけるとかやこれと申すは新大納言いまだ官もあさく殿上人にて越後中將と申せし時しゝのぶずりの直垂をきせ折えぼし引立たるをきせさせて六はらのむまやの前にひかへたりし事を思ひ出てなはめの色がはと返答せられけり云々

もみえぼしひきたて　萎烏帽子引立

源平盛衰記衣笠合戰ノ條云白キ直垂ノ袖セバキニ萎烏帽子を引立云々

又同上云白直垂ノ袖セバキニ萎烏帽子引立テ雜色二人ニ馬ノ口引セ中間六人ニ左右ノ膝オサセ云々

〇釋名

もみえぼし

今昔物語義經記本朝軍器考〇按にもみえぼしは武士の冑の下にかぶるえぼしなれば羅などにて製作しよくもみてやはらかにしゝたる故にもみえぼしと名付しなり

引立烏帽子

實隆公裝束抄雁衣抄源平盛衰記山科中將堯言卿説野宮定基卿説高倉中納言永福卿説〇本文に辨ずへりぬりえぼし

平家物語長門本鎌倉年中行事〇按に何えぼしにても縁をぬはざれども縁をめだつ程に幅あつにぬりたる故へりぬりと名付しなるべし

へんぬりえぼし

伊勢貞丈曰縁塗を言便にてへんぬりといひたるなり

梨子打烏帽子

の打かけして引かたぬいで弓の弦をさしついでゐたる所へ云々

鎌倉年中行事公方樣御發向ノ條云左折之御緣ヌリ金襴ノ御肩衣小袴云々

義貞記鎧可着次第事云一番浴衣二番小袖生絹練貫三番大口精好四番髮亂緣塗五番鉢卷白布八尺二寸云々

なしうちえぼし　梨打烏帽子

親長記長享元年九月十二日朝間陰巳刻計晴今日征夷大將軍從一位行權大納言源朝臣義尚進發江州云政資朝臣鶴丸縫物鎧直垂梨子打烏帽子

鎌倉年中行事公方樣御發向ノ條云御社參之時辻固小侍所鎧直垂矢負弓ヲ持ナシウチ烏帽子廿騎赤橋ノツメ左右ノ置石ノ際ニ唐櫃ニ腰ヲカケ公方樣御透トホリノ時オリテ畏ル云々

高館草子云むさし坊辨慶は四ま所へつゝと入いつもこのむかちん搗のひたゝれにみづにをしのはいだてし三びきりやうのゆごてさし未よろひはきざりけり二尺ばかりなるうち刀を十文字にさすまゝになしうちえぼしをつこう込でしらあやたゝんではちまきにむずとしめ云々

矢嶋草子云大將とおぼしき人の教經ナリはだにには何をかめされけん大くちのそばたか〴〵とおつとつて卯のはなおどしのよろひをめしなしうちえぼしをつこうで白あやたゝんではちまきにむずとしめ云々

うちなしえぼし　梨打烏帽子

明月記正治二年八月十六日云天陰雨脚洒入夜晴鷄鳴之程參上御堂無程御輿出御了資家國行信光騎馬供奉布衣打梨

又嘉祿元年十一月十七日後聞云今日行幸巡見上卿前駈六人參議辨威儀具足大外記大夫史撿非違使各行粧之威勢參議一人打梨云々

類聚名物考云うちなしえぼしは梨子打烏帽子の事なり打梨は借字にて打なやしの意なり

えぼしひきたて　烏帽子引立

義經記忠信さいごの事云えぼし引立おしもうでぼんのくぼに引入てえぼしかけを以てひたひにむずとゆひて云々

をりえぼしひきたて　折烏帽子引立

保元物語主上三條殿御幸云其時義朝御前ニ召サレ赤地ノ錦ノ直垂ニ折烏帽子引立テ脇立計ニ太刀帶ビタリ云々

平治物語待賢門軍ノ條云公卿せんぎ有て淸盛を召れける紺のひたゝれに黑絲おどしのはら卷に左右のこてをさし折えぼし引立大床にかしこまる云々

ひきたてえぼし　引立烏帽子

裝束抄西三條實隆公抄也云引立烏帽子平禮ナドノ替リアルト見エ侍レド近代ハ着用スル人ヲ見エ侍ラザル也本ノマヽ

雁衣鈔寶治二年十月廿一日云宇治御幸大宮大納言公相卿供奉比金襖狩衣着レ之件色面黃青ニテ頗有ニ黑色一裏用ニ青色一加ニ引乃利一歟衣唐花紅引立烏帽子有ニ平禮一同

源平盛衰記法皇自ニ天台山一還御ノ條云行家ハ縫物ノ紺ノ直垂ニ同毛ノ鎧引立烏帽子ヲ着テ郎等三人ヲ相具セリ云々

又矢島合戰條云平家侍ニ伊賀平内左衞門尉ガ弟ニ十郎兵衞尉家員ト云フ者アリ餘リノ面白サニ感ニタヘズシテ黑絲威ノ鎧ニ冑ヲバキズ引立エボシニ長刀ヲ持テ扇ノ散リタル所ニテ水車ヲ廻シテ一時舞テゾ立タリケル云々

山科中將堯言朝臣說曰引立烏帽子モミ烏帽子一物也其形白丁烏帽子ノ如クニシテ柔カニ塗リタル也武士ノ冑ノ下ニテハタヽマレ其頭引上ヌレバ立烏帽子ニ似ルト想フニ彼ノ緣塗ト云フ物此說ニ合ヒタリ

野宮宰相定基卿說曰引立烏帽子ハ永仁正安布衣始記ニ大納言以下殿上人ニ至テ用フトアリ製ハ無レ所レ見高倉中納言永福卿說曰引立烏帽子モミ烏帽子當時斷絕不ニ分明一

おしいれえぼし　推入烏帽子

義經記富樫關の所云富樫のすけも大口に推入烏帽子着て手桙を杖につきてさぶらひにと出にける云々

類聚名物考云推入えぼし引立えぼしもみえぼしみな冑の下へ推入なり時にとりていふなり

ひきいれえぼし　引入烏帽子

平家物語長門本墨俣合戰ノ條云褐衣の鎧直垂にもみえぼしひき入れて鹿毛なる馬に乘て川端に餧をなし云々越中前司が末子江州石山の僧惡土佐金蓮が體也

へりぬりえぼし　緣塗烏帽子

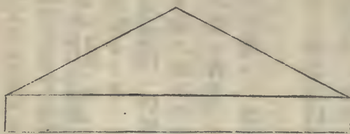
平家物語長門本緒方三郎事ノ條云惟能は緣塗の烏帽子に引梯

本朝軍器考圖式所載緣塗烏帽子一條殿殿下所持



或家所藏古代萎烏帽子漆塗紙（表黒 裏ウルミ）

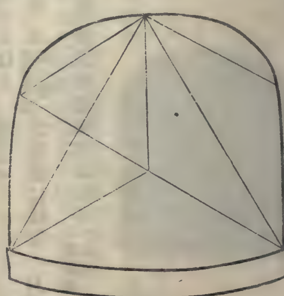
深サ八寸



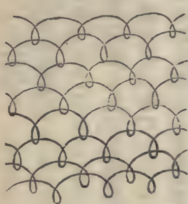
同上裏ノ方



同上折方



高松藩士眞部五郎祐重藏萎烏帽子裁端摹摺



顯微鏡にうつしてこれを展拓す

圓融院御代所畫萎烏帽子



八幡太郎義家朝臣像出所不詳萎烏帽子



上ヌレバ立烏帽子ニ似タル也ト答ヘラル彼縁塗ト云物此説ニハ合タリサレド義家朝臣ノ像後三年ノ繪等ニ見エシ物ノ形ニハ同ジカラズ又野宮宰相定基卿ニ問ヒシニ引立烏帽子ハ永仁正安等布衣始ノ記ニ大納言以下殿上人ニ至ルマデ用ヒシ由ハ見タル所アレド其様ハ見エズ或人ノ昔ノモミ烏帽子ノ樣ナリトテ一條殿殿下ニ作リテ進ラセシ物ハ見給ヒシ物也トノタマヒ高倉中納言永福卿モ引立烏帽子モミ烏帽子等當時斷テ分明ナラズトノタマヒタリキ又在洛ノ時昔樣ノ折烏帽子二頭求メ得タリキ其中ニ京極ザマトイフハ古キ繪ニ見エシ物ト相似タリサレド折タルニハアラデ折タルヤウヲウツシ作レルナリ彼縁塗ヲ以テ其樣ニ倣ヒテ折テ見ルニ其形大ヤウタガハズサレバ折タル烏帽子引立ベキ物ナリ

本朝軍器考補正云萎烏帽子ト云フハ武士ノ烏帽子也昔ハ官家ノ物モナエテヤハラカナリシガ烏羽殿朝廷ヨリヤ、コハクナリケレドモ武士ノ烏帽子ハ此上ニ兜ヲ着ル故ニ古ノマ、ヤハラカナリシ是ヲ萎烏帽子トモ梨打烏帽子トモ云フ

梨子ヲ打トハ何ニモアレモノ、和カナルヲ云フコトナリ悉ク軍器考ニ見エタリ

又縁塗トモ云フ是ハ其製上ハヤハラカニテ縁バカリ漆ヲアツク塗タル故ノ名ナルベシ戰ノ場ニテ是ヲタタミテ其上ニ兜ヲキル兜ヲヌゲバ則タ、ミタルヲ引立ル故ニ引立烏帽子トモ云フ也又尋常ニハ是ヲ折テ着レバ折烏帽子ト云フ萎烏帽子絶テ用ル事ナキヨリ造リ出ス事モナク古キ物ノ傳ハリ殘リシモマレナレバ其製ノタシカナルヲ見シ事ナシ

諸書當用抄云陣中にはもみ烏帽子へりぬりたるべし大將も禮あればかぶり申也士も軍使の時又禮あれば可レ用也冑きられず又大わらはにも如何の時は用ひ候なり

義經記書寫山炎上の條云いつあんないはしらねどもをさめ殿につとはしり入てからびつ一がふ取て出かちんの直垂に黑絲おどしの腹卷きて九十日そらぬかしらにもみえぼしにはちまきしいちゐの木を以てけづりたるぼうの八かくにかどをたて丶もとを一尺計り丸くしたるを引杖にしてたかあしだをはきて御堂の前にぞ出來る云々辨慶の體なり

又義經吉野山落給ふ事云かちんの直垂に黑絲おどしのよろひきて法師なれども常にかしらをそらざりければ三寸ばかりおひたるかしらにもみえぼしにゆひがしらして四尺二寸有けるこくしつの太刀かもめじりにぞはきなしたりみか月の如くにそりたる長刀つゑにつきくまの皮のつらぬきはきてきのふふりたる雪を落花のごとくけちらし山下をさして下りけり云々辨慶の體なり

本朝軍器考云萎烏帽子トイフ物又ハ引立烏帽子トモイヒキ古ノ武士ヨノツネニ折烏帽子キタリ物ノ具シテ冑キルニ及ビテハ其折タルヲ引立テ其上ニ冑ヲ着冑ヲ脫ヌレバ又其頭ヲ引立ツサレバ此等ノ名ハアリシ也烏帽子ノコハクナリテ額ナド出來シハ烏羽院ノ御時ニ始レル由續世繼物語神皇正統記武士ノ烏帽子ハ猶ヤハラカナリシカバ梨子打烏帽子ナドモ云ヒシナリ衣服ニ梨子ヲ打トハフクサ張トテ糊コハカラヌ也又スギニシ比上洛ノ時東寺ニ詣デシ日佛前ノ漆器ノ製ヲ問フ事侍リシニ其法師ノ答テ梨子打ニモヤサブラフト云ヒシヲ又其事ヲトフニ譬ヘバ今ノカキアハセ漆ナド申ス事ノ如クニ塗リ侍ルニヤト云ヒキ彼是通ジ考フレバ薄塗烏帽子ナド云フ物ノ如クニコハカラネバ又梨子打トハ云ヒシナルベシ古キ萎烏帽子一頭一條殿ノ家ニアルト云フ事ヲ聞及ビ侍リシカバ上洛ノ時望申ケレバ是ハ綠塗ナル由仰下サレテ借シ給ハリキ古キ平治物語ノ繪ニ物ノ具シ烏帽子着タル武士共繪ガキシ中ニ此物ノ形ノ如クナル相マジハレリ其餘幷義家朝臣ノ像後三年ノ繪等ニ見エシ所トハ其形同ジカラヌカ

義家朝臣ノ像等ニ見エシ所譬ヘバ平禮ノ如クニ頭高クシテ其形ノナエタル也平治ノ繪ニ見エシ物ドモハ高カラズシテナエズ今世ニ白丁烏帽子ナド云物ノ如シ山科中將堯言朝臣ニ問ヒシニ引立烏帽子モミ烏帽子一物ナリ其形白丁烏帽子ノ如クニシテヤハラカニ塗タル也冑ノ下ニテハタヽマレ其頭引

緣へ漆をこく塗たる故に名付しなるべし又へんぬりと唱ふるは緣塗えぼしの事也と伊勢貞丈説見ゆへんぬりとは緣ぬりを言便にへんぬりともいへるなり又梨子打えぼしは羅などにてやはらかに製作したる物故に衣服に梨子を打とはふくさ張して糊こはからぬをいふ譬へば今のかき合せ漆などいふ如くに塗りたる也彼是通じ考ふればこはからぬ故に梨子打とは云ひしなるべしと本朝軍器考見ゆこのなし打えぼしはもみえぼしなるよし本朝軍器考補正見ゆ又打梨子えぼしも梨子打えぼしのことにて打梨子は借字にてうちなやしの意なりと伊勢貞丈説見ゆこれみなもみえぼし同物なり鳥羽院の御代にえぼしはこはくなりたれども武士の用ふるもみえぼしは古へのまゝやはらかなりと本朝軍器考補正いへり

今昔物語近衛舍人共稲荷詣重方値女語云今昔衣曝ノ始午ノ日ハ昔ヨリ京中ニ上中下ノ人稲荷詣トテ參リ集ノ日也其レニ例ヨリハ人多ク詣ケル年有ケリ其日近衛官ノ舍人共參リケリ尾張ノ兼時下野ノ公助茨田ノ重方秦ノ武員茨田ノ爲國輕部ノ公友ナド云フ止事無キ舍人共餌袋破子酒ナド持セ列テ參リケルニ中ノ御社近ク成ル程ニ參ル人返ル人樣々行キ違ヒケルニ艶ニ裝ゾキタル女會タリ濃キ打タル上着ニ紅梅萌黃ナド重ネ着テ生メカシク歩ビタリ此ノ舍人共ノ來レバ女立去テ木ノ本ニ立隱レテ立タルヲ此ノ舍人共不レ安ズ可レ咲キ事共ヲ云懸テ或ハ佞シテ女ノ顏ヲ見ムトシテ過ギ持行クニ重方ハ本ヨリ色（此間二字ほどかけたり按にスキ〲シキにても有るべき歟印本にいろ〱しきと有るは疑はし）々シキ心有ケル者ナレバ妻モ常ニ云妬ミケルヲ不レ然ヌ由ヲ云ヒ戰テゾ過ケル者ナレバ重方中ニ勝レテ立留リテ此ノ女ニ目ヲ付テ行ク程ニ近ク寄テ細ニ語ヲ云々髻ヲ烏帽子超シニ此ノ女ヒタト取テ重方ガ顏ヲ山響ク許ニ打ツ其ノ時ニ重方奇異ク思エテ此ハ何ニシ給フゾト云ヒテ仰ギテ女ノ顏ヲ見レバ早ウ我ガ妻ノ奴ノ謀タルナリケリ云々女云々重方烏帽子ノ萎タル引疏ナドシテ上樣ヘ參リヌ云云

伊勢貞丈云重方烏帽子の玄ぼみたるを引なほしてといへるは古への烏帽子絹などにて柔に製作したる故玄ぼみたるえぼしを引なほしてと見えたるなり此えぼしは萎えぼし成べし

古今要覽稿卷第二百三十六

●冠服部

もみえぼうし　萎烏帽子　引立えぼし　推入えぼし　引入えぼし　へりぬりえぼし　なし打えぼし　うち梨えぼし　えぼし引上　折えぼし引立　もみえぼし引立

もみえぼえしは諸裝束抄に詳に辨ずる所なく今の世にはたえて見しこともなし然れども伊勢貞丈の說に圓融院の御代惠心僧都往生要集を撰で叡覽に供へしかば御感の餘りに其書の事相を繪に寫し女御后妃の爲にすべき旨命ぜられ僧都の指南を受て圖畫せりといふ此圖十界の圖にて元三十幅なりその內四聖の圖十五幅は元龜の亂に比叡山にて燒失せり六道の圖十五幅は今に傳へて近江國坂本村來迎寺に有之よしその第十一卷の中生別入道の內出陣の體を繪けり武者のかぶりたるえぼしすきとほりて見え羅(ウスモノ)又は精好などの如きものにて製作したる物と見えたりこれぞいはゆるもみえぼしなるべき(圖下にあらはす)此もみえぼしは武士のえぼしなるよし(本朝軍器考補正)見えたり古への武士世の常には折えぼしを(折方圖下にあらはす)(本ノマヽ)かけり冑着るに及びては其折たるを引立てその上に冑を着る冑を脫ぬれば又其頭を引立故に引立えぼしともいふよし(本朝軍器考)見ゆ引入えぼし推入えぼしはもみえぼしの事にて冑の下へ引入推入るゝを時にとりていふ也と(伊勢貞丈說)見えたるを通じ考ふればもみえぼしはその製よくもみたる故の名にしてやはらかならねば自由に折のばしもなるまじされば羅(ウスモノ)は精好などにて製作したること明らけし山科中將堯言卿說にももみえぼし引立えぼし一物にて其形今の世の白丁えぼしの如しといひ給ひしかども白丁えぼしの形の如き物とは誤り給ふべきか貞丈の前にいへる說畫せるえぼしは頭高く頂の方少し細くなえたる也又えぼし引立おしもう(揉)でぼんのくぼに引入てと(義經記)見えたる皆同意なり又緣塗えぼしはもみえぼしのことなるよし(山科中將堯言卿說)みえたれども公方樣左折の御緣ぬりと(鎌倉年中行事)見ゆ是は大將物の具し給ふ時に尋常のもみえぼしにては麁薄に見ゆる故にその緣を漆こくぬりて立派に見ゆるやうに緣塗を用ひ給ひしなるべし何えぼしにても緣をぬらぬはなけれどもこの緣塗といふはまさしく常のより

朝所レ製擬ニ帽子ー其色烏（クロキ）故名レ之本名ニ烏頭ー其制有ニ數品ー

○正誤

釋日本紀云圭冠

私記曰師説今之烏帽子也○是は日本書紀天武天皇十三年閏四月有レ詔曰唯男子者有ニ圭冠ー而著ニ括緒褌ーとある所の注なり按に圭は上圓く下方なる物なれば圭冠といふは如何にも立烏帽子の形なれどもこの時は紗を漆にて塗て烏帽子のごとく縫てかぶり髻の本にてしぼりよせてその本に帶をしてあまりをうしろへ下げたるが今の纓の姿なれば今の冠の濫觴なり但し後には髻にてしぼらずして着しことも有りしならん歟さらば今の烏帽子は圭冠の一轉せし物とは云ふべしたゞちに今の烏帽子なりと注せしはくはしからず

撰塵裝束抄云天武十一年三月詔曰親王以下百寮諸人位冠莫レ服六月男女始結髮仍着ニ漆紗冠ー（今按烏帽子也）持統四年授ニ冠位ー推古朝定ニ十二階ー賜レ之也天武朝罷レ之令レ着ニ烏帽子ー云々

裝束抄（西三條實隆公抄也）云推古天皇御宇冠位十二階ヲ定ム孝徳天皇古キ冠ヲ止ラル左右ノ大臣ハ猶古キヲ用フ天武天皇悉ク古キヲ止テ漆紗ノ冠ヲ用フ今ノ烏帽子也持統天皇又本ノ冠位ヲ授ケラル當時ノ冠是也有文無文トテアリ尋常有文也云々

按に漆紗冠は四脚幞頭なり四方なる紗に漆を塗て四角に帶を付く額へあつる方は美しかくして後頂にて結切後頂にかゝる方は長くして髻をおほひその本をしぼりて長き帶にてむすび其餘りを後へ下げし物なれば烏帽子の形にてはなしこの二書は釋日本紀の圭冠の注を見あやまられしなり

持て馬のうなづくにつれて手綱のゆるぐを云ふ也其馬の首のうなづくごとくエボシのかたり〳〵と動くをいふなり是たとへごとに云ひたる也云々
又引二榮花物語初花の巻一云此姫君たちのおはすればかたじけながりて御えぼしひきいれてふし給へり云云これは伊周公の病にふし給へるさまをいへるなり姫君は伊周公の姫君なり病おもり給へる時といひ我子の姫君といひはゞかる所あるまじきにえぼしを引入て（かぶる事也）ふし給へるは行儀正しき事也古の人の上らふしきさまをかんがへ見るべし云々
又云烏帽子の前正面に内より押出して大に尖りたる所あり此尖りたるヒダの下に少し押出したるヒダを眉と云左にあるを左眉又左り上りともいふ右にあるを右眉とも云又右上りとも云兩方にあるを諸眉とも又諸額とも諸上りともいふ諸眉の小きは小諸眉といふなり野宮定基卿の新井筑後守君美が問答に左眉右眉などの名目舊記に不レ見及左上り右上り諸額と云ふ事は一條家抄故實清譚に見えたる由宣ひき貞丈按に野宮殿の誤り也西三條裝束抄に左眉右眉諸眉小諸眉の名見えたり彼抄は逍遙院實隆公の作なり又故實清譚に諸額小諸額右上りの名見えたり彼抄は三光院實澄公の作なり逍遙院は三光院の祖父なり時代遠からず然れば眉といふ額といふ上りと云ふ此三つの通稱にて新古差別なき事と知るべし又云烏帽子眉もサビも鳥羽院衣文（エモン）を始め給ひし以來紙をもつて張拔にして作るより如レ此ことなりそれより以前紗絹などを漆塗して用ひし頃はサビも眉もなかりし也云々
晉書輿服志成帝咸和九年制二宮直官著二烏紗帢一
隋書禮儀志高祖常著二烏紗帽一自二朝貴一以下至二于紀吏一通著入レ朝
中華古今注武德九年十一月太宗詔曰自今以後天子服二烏紗帽一百官士庶皆同服之
唐書車服志烏紗帽者視レ事及燕二見賓客一之服也

〇釋名

えぼうし
和名鈔云烏帽子俗訛レ烏爲レ焉云々〇和訓栞云うぼしをぼしともに聞のよからねば轉じてえぼしといふ成べしゑぼしとも書きたり弁の遺制なりといへり世説に烏帽紗巾といへり〇和漢三才圖會云えぼうし烏頭字與レ惠通俗呼曰二惠保宇之一按烏帽子本

本朝軍器考補正云烏帽子名ハ多クアレドモ本ハ一物ナリカヽル製ナルガ故ニ昔ハ其折樣一ニアラズシテ己ガ好ム所ニ應ジテ定マレル形モナカリシ故平家物語ニモ烏帽子ノタメヤウ六波羅樣ト云ヒテ一天四海ノ人ゴトニ是ヲマナブト云フ則此事ナリ今モ京極樣トテ折タル形ノ烏帽子ノカハレルアリ云々

和漢三才圖會云えぼうし　按烏帽子　本朝所レ製擬二帽子一其色烏(クロキ)故名レ之本名二烏頭一其製有二數品一云々

和訓栞云えぼし倭名鈔に烏帽子俗訛レ烏爲レ焉とされどうぼしをぼしともに聞のよからねば轉じてえぼしといふ成べしゑぼしとも書きたり荻生氏は弁の遺制也といへり世說に烏帽紗巾と見えたり云々平家物語に烏帽子の矯樣と見えたり今は折といへり鷹詞の裝束に烏帽子の上に錦の帽子を着る事あり長秋記に見えたり海東諸國記に室町氏の時の風俗を書きしに人藏二烏帽一各佩二一刀一と見えて職人歌合などに出せる圖繪も亦同じされば頂を露し帽を去りたるは此後亂世の俗に起れる成べし

黑川氏曰凡烏帽子左右共有二凹處一是謂二諸額一前額左邊有二凹處一者源家著レ之右邊有二凹處一者諸家共用レ之左右之內方有二凹者一是謂二片額一俗誤爲二左折右折一云

云

安齋隨筆引二太平記一云木曾義仲治承に上洛ありし時さしも院宣の御使に小袴に懸直垂烏帽子手綱うたせて出あひしことあり又藤九郎盛長賴朝卿の使にて瀧口三郎利氏同四郎利宗がもとへ向ひし時も御使も輕からず烏帽子に手綱うたせて惡口せしなど云ふ事共に源平盛衰記に見えし是等至て非禮なる體をいひし事なれども其世の信濃の武士のふつゝかなるも必頭をばあらはさず烏帽子にかふるに手綱をば打かけたるなり又俊寬成經康賴鬼界が嶋に流されし時の詞にも此嶋には男はえぼしもいたゞかず女は髮もけづらずと嶋の男女の異樣の體なるよしを同書に記せしが今は公卿殿上人をはなちては都も鄙も高きも卑きもおしなべて物をいたゞく事をせず頭をあらはしぬるはいつよりのことか是を異樣なるさまともさらにおもはぬ世となりしぞかなしき貞丈云烏帽子ニ手綱ウタセテといふはエボシノカケ緒ユルミテエボシノ動クをいふなり侍えぼしの體なり馬に手綱うたするに似たれば云ふ也馬に手綱うたするといふは手綱をゆるく

次將裝束抄云後朱雀院御時頭中將資房烏帽子直衣雖ニ資房卿所爲一近代不レ可レ用之

康治元信範記云御厩舍人一人赤色狩衣襖袴濃色布裏山吹色張袙一領淺黃目染帷合袴烏帽子帶ニ藁沓夏扇白柄笠ニ云々

又云居飼一人裝束退紅水干布襖袴布襖衣白帷布下袴烏帽子云々

續世繼花のあるじ云この大將殿はことのほかにえもんをぞこのみ給てうへのきぬなどのながさみじかさなどこまかにしたゝめ給ひてそのみちにすぐれたまへりけるおほかたむかしはかやうの事もしらでさしぬきもなかふくらみてえぼうしもこはくぬる事もなかりけるなるべしこのごろこそさびえぼうしきらめきえぼうしなどをり〳〵かはりて侍るめれ白河院は御さうぞくまゐる人などおのづからひきつくろひなどしまゐらせければさいなみ給けるときこえ侍しいかにかはりたるよにかあらむとばの院このはなぞのゝおとゞおほかたも御みめとり〳〵にすがたもえもいはずおはしますうへにこまかにさたせさせて世のさがになりてかたあてこしあてえぼうしとゞめかぶりとどめなどせぬ人なし又せでもかなふべきやうもなしかうぶりえぼうしのしりはくもをうがちたればさらずばおちぬべきなるべし云々

源平盛衰記治承ニ云右兵衛佐殿伊豆國蛭ガ小島ニテ院宣ヲ戴キ軍ヲ起シタマフ時石橋ノ合戰ニ打負ケ相州土肥鄕へ落行タマフ時ニ甲斐國住人大太郎ト云フ烏帽子商人ニ逢ヒタマヒシニ大太郎ガ箱ニヲサメ持チシ烏帽子ヲニハカニ折テマヰラセシト云々

名物六帖云帽匠(エボシヤ)夷堅志政和間餘干縣帽匠吳翁ニ徙居饒城一謂ニ之吳紗帽一

本朝軍器考云凡ハ我朝ノ烏帽子トイフ物其製又多カリ其中ニ殊ニ古キ代ノ物也ト見エタル一ツ二ツアリ其徽(シルシ)トスベキ事モアリケレドツハモノ、具ニアラザレバコ、ニハシルサズ家語トイフフミニ君子死スル時ニ冠ハナタズトイフ事モアリケリ我國ノ軍禮モムカシハカクゾアリケル

應仁ノ後打ツヾキタル戰ノ中ニ夏ノソラノ熱キニ堪ヘズシテ月代ナドヲモコトニ大キクナシケルホドニマシテ烏帽子ナド着シ事オモヒモヨラズツノ世ノナラハシドモノコリテヨノツネモ異體ノ事ノミ多カルゾカナシキ云々

にをらざるえぼうしを其處にて折て參らせし也されば昔は其折樣一に非ずして己が好みに應じて定まれる形もなく古き物の傳はりしも稀なれば烏帽子の折樣見しことなしと（軍器考）見えたれば其製作たしかならざれども追々に烏帽子の品かたちも定まりてつくり出ぬれども古代のえぼうしは總てやはらかにしていかにも自由になる物なりしが鳥羽院花園左大臣有仁公有職の道にすぐれ給ひ美麗を好み給へばえぼうしもこはくぬり額をえぼうしに付て立派に見ゆるやうになれりと（續世繼物語）見えたり是より昔のやはらかなるをもみえぼうしといひ習はしたる成べしと（伊勢貞丈說）見ゆ此時にはやえぼうしは紙にて張り漆こくぬりて剛きを用ゆることゝ成しなれば固くて頭に引入ず殆き（アヤフ）ゆゑ掛緒を用ひその以前紗絹などを漆塗して用ひし頭はさびも眉も掛緒もなしえぼしやはらかなれば掛緒なく共頭へ引入てかぶればおつる事もなかりしことゝおもはるそのうへに烏帽子とゞめおしなべて玄たるなり是は烏帽子を頂の上にたゞ載せおけば漆こくぬりて剛くなれりといへども今の世のえぼうしの如くこはからねば烏帽子の風などにて折かゝらんをいとひて立派に見ゆるやうにえぼうしの内に竹の輪などを絲にてからぐりてゆひ付し物にや（安齋隨筆）

倭名類聚抄云烏帽（帽子附）兼名苑云帽一名頭衣（帽音耄烏帽子俗訛烏爲レ焉今按烏焉或通見二文選注玉篇等一）唐式云庶人帽子皆寬大露レ面不レ得レ有二掩蔽一

滿佐須計裝束抄云らいふく（禮服）をきる事まづえぼうをしてびんをかきてをる云々

餝抄云保安五、二、十、雪見御幸新院（鳥羽）御烏帽子直衣紅堅文織物出衣濃紫織物浮文御奴袴云々

又云文治二、八、廿、參二花山院一申二承雜事一之次被レ仰曰故忠雲法印爲二故宮座主弟子一之日我著二烏帽子直衣一共官人著二烏帽子一者彼日御裝束（不注）愚暦仍レ令レ書レ裏此事申出之趣者別當（家通）先日被二示送一曰鳥羽御念佛中間欲レ著二布衣一仍又官人可レ著二烏帽子一在レ共之由存知如何先人（重通）大理之時官人著二烏帽子一在レ共云云禪閤又被レ仰曰云々至二于烏帽子直衣一者可レ然歟仍我有二此事一是私出行儀也云々

物具裝束抄云烏帽子直衣（大臣一大納言大將等著之又大臣子孫等雖二大中納言一於二家中一雲客以下對面之時著之）

又云烏帽子（コウヘイ）白張（上下）藁沓 以上細々常如レ此

古今要覽稿卷第二百三十五

●冠服部

えぼうし　烏帽子

えぼうしの初詳ならず倭名類聚鈔に烏帽と書し兼名苑を引て帽一名頭衣と注し烏帽子俗訛て烏を焉とす云々といへるや此名の物に見えし初なるらむその名目は晋書の烏紗帽隋書及び中華古今注の烏紗帽に倣ひしなるべけれども皇朝の製は天武天皇の朝の圭冠の一轉せし物なるべし

圭は上圓く下方なれば圭冠は即立烏帽子の形なり當時はそれをかぶりて髻の本にて玄ぼれば巾子の形をなす即今の冠の濫觴なりそのゝち髻の本にて玄ぼらずして着し事も有りしならんよりて今のえぼうしははじまりけるにやさるを圭冠をたゞちに今のえぼうしなりといふはくはしからずくはしく正誤に辨ず

凡今の烏帽子その製數多有りといへどもすべて烏帽子は絹にて張り（後は紙にて張る也）漆をぬる其色烏（クロキ）ゆゑに烏帽子と名付たるならし宿老の物は淡（ウスク）ぬり壯年のものは濃（コク）ぬりて用ゆ何れにも皆皺あり此皺をさびといひ烏帽子の前正面に內より押出して大に尖りたる所あり此尖りたるひだの下に少し押出したるひだを眉といふ左にあるを左眉又左上りとも云ふ右にあるを右眉といふ又右上りとも云ふ兩方にあるを諸眉とも諸額共諸上りともいふ諸眉の小さきを小諸眉といふと（安齋隨筆）見えたり此三つの名目は世の常いひ習はしたる也さてらいふくをきるにはまづえぼうしをしてと（滿佐須計裝束抄）見えたればらいふくの冠の下にまづえぼうしをきて次第に裝束をつけたることゝおもはる直垂裝束の時に烏帽子を用ゆることは保安五年二月十日雪見御幸新院御烏帽子直垂と（餝抄）見え又烏帽子直垂大臣一大納言大將等又大臣子孫等雖二大中納言一於二家中一雲客以下對面之時着レ之と（物具裝束抄）見えたりされば治承に右兵衞佐殿伊豆の國蛭が小嶋にて軍を起し給ふ時石橋の合戰に打負け相州へ落行給ふ時に甲斐國住人大太郎が箱に藏め持ちし烏帽子を俄に折て參らせしと（盛衰記）見えたれば其比までは何えぼうしにても一物なる故

文をばなにとかよむべき然るに長胤たま〳〵句讀をあやまつのみならず古人よく史をよまざるあやまちなりといへるは無稽ならずや禪錄に反故堆といへる語往々ありこれをもえらざりしにや後に貝原好古が諺艸を見しかば拔二反故紙一とよみたり

按に此往來は尊圓親王筆より古きはなしそれよりこの方薄の字を用ひたり反古の對には白の字ならでは聞えがたし白は唐韻旁陌切薄は傍各切にて同韻にあらざれどもその音の近き故に假借せしにやあらんさて古き注に反故は古文ゾ又來書裏書別ノ非ニ反故ニ來レル書也とみえたり

○和歌

散木奇歌集

たなかみにて田の苅たる跡より鳥のなきてたつをみて

秋の田のほごとも雁のみゆる哉
　　誰おほぞらにかきちらすらん

拾玉集卷第四

加茂法樂百首雜

有るかなきかあなはかなやのためし哉
　　ほごやく灰の風にふかれて

○釋名

反古

和名類聚鈔盛衰記太平記庭訓往來○按にこの名義はそのはじめ古を反すといふ意にてや有けん抱朴子に洪家貧伐レ薪賣以給ニ紙筆ー常乏毎所レ寫皆反覆有レ字人少ニ能讀ーと見えたるなどおもひあはさる

ほご

散木集拾玉集徒然草○反古の字音を約めたるなり

ほうご

うつぼ物語○ほごを延たるにてとそ（屠蘇）をとうそとし（杜氏）をとうじといふにおなじ

ほぐ

源氏物語○反古の轉音也

ふるほぐ

大鏡○名義明らか也

やりほぐ

狹衣物語○破反古なるべし

○正誤

名物六帖器財箋云故紙（ホウグ）北齊書韓晋明云飲ニ美酒ー對ニ名勝ー安能作ニ刀筆ノ吏披ニ反セン故紙ー乎○按罵ニ文簿ー爲ニ故紙ー猶下斷ニ爛朝報ー之謂上也披反謂ニ披翻ー此間人從下謂ニ故紙ー爲中反古上不ニ善讀ー史之過也

弘賢曰この句反故紙を披かんやとよむべきなり然らざれば齊春秋の以ニ反故ー寫ニ書數千卷ーといへる

ころにふるほぐとおぼして打すてさせ給はでもわたらせ給へるよと興じ申させ給ひける

續世繼あしたづ云むかし清和のみかどの御時かたぐ〻おほくおはしける中にひとりのみやす所の太上天皇かくれさせ給へりける時御經くやうしてほとけのみちとぶらひたてまつられけるにみのり書給ひけるゑきしの色のゆふべの空のうす雲などのやうにすみ染なりければ人々あやしくおもへりけるにむかし賜はり給ひける御ふみどもをゑきしにすきてみのりの料紙となされたるなりけり其よりぞほぐゑきしの經はよにつたはれりけるとなん書とゞめられける

宇治拾遺云ものへ行ける道にをのこの玉やかふといひて反古のはしにつゝみたる玉を懷よりひき出てとらせたりけるを見れば木れんじよりも小き玉にてぞありける

古事談云一條院崩御之後御手習ノ反古ドモノ御手筥ニ入テ有ケルヲ入道殿御覽ジケル中ニ叢蘭欲茂秋風吹破王事欲章讒臣亂國トアソバシタリケルヲ吾事ヲ思食テ令レ書給ヒタリケルトテ令レ破給ヒケリ

源平盛衰記熊野新宮軍條云取致ザリシ事ナレバ御所中ナドハ取和學所古寫本カリに作るシタヽムルニ及バズ希代ノ寶物共モ打捨サセ御座ス御厨子ニ被レ殘ケル御反印本返に作る和學所古寫本に據て改む古ナカランアトマデモイカヾト被ニ思食一

又女院御徒然條云壇浦ニテ夷共ガ取タリケル物ノ中ニモ御具足トオボシキヲ尋出シテ進ラセケリ其中ニ先帝ノ御手馴サセ給ヒケル御具足共アリ御手習ノ反古御手箱ノ底ニアリ

太平記師直怪異條云飛鳥十方ニ飛去テ旗ハ忽ニ師直ガ幕ノ中ニゾ落タリケル諸人同ク見テ目出タシト感ジケル聲暫シハ靜リモ得ザリケリ師直甲ヲ脱テ左ノ袖ニ受留メ三度禮シテ委シク是ヲ見レバ旗ニハアラデ何トモナキ反古ヲ二三十枚續集メテ裏ニ二首ノ歌ヲゾ書キタリケル

徒然草廿二段云なにごともふるき世のみぞゑたはしき今樣はむげにいやしく成もてゆくめれかの木の道のたくみのつくれるうつは物も古代のすがたこそおかしくみゆれ文のことばなどにむかしのほごどもはいみじき

庭訓往來七月狀云薄紙拂底之間所レ用ニ反古一也更非ニ輕賤之儀一

古今要覽稿卷第二百三十四

●器財部

ほご　ほうご　ほぐ　反故

ほごは文字書たる紙をうらがへして用ふるをいふ齊春秋しかるを反故といふ名目はなきことのよし名物六帖にいへるは誤なり

和名類聚鈔文書具云反故齊春秋云沈驎士字雲禎少清貧無レ紙以二反故一寫二書數千卷一

うつぼ物語國ゆづり云むかしもてあつかひ給ひし調度いさゝかにてならひし給ふほうごなどとりちらしたまふ

源氏物語はしひめ云さゝやかにおしまぜあはせたるほぐどものかびくさきをふくろにいれたるとり出て奉る

又うきふね云むづかしきほぐなどやりておどろ〱しく一たびにしもしたゝめずとうだいの火にやき水になげ入させなどやう〱うしなふ

紫式部日記云ほこりかにきら〱しく心地よげにみゆる人有よろづつれ〲なる人のまぎるゝことなきまゝに古きほんごひきさがしおこなひがちにくちひびらかしすゞの音たかきなどいと心づきなく見ゆるわざなり

とりかへばやに云なほすぎにし御心のなごりつよくおぼしとりてさりげなくむづかしげなるほぐひきやりやきなどし給ひてわが君をめかれず見給ふに

狹衣物語云からうじてかくやりほぐをえ給ひてせちにつぎつゝみつゞけ給へる

又云この事の後はおのづからけしき見ゆる事もやと目を付させ給へれどかごと計も其しるし見ゆるほうぐのはしだに落ちらぬは猶いかなりし事ぞとおぼつかなくゆかしきに

更しな日記云ものに付てとゞまりたるをみればほぐなりとりあげてみればきなる紙にしてこくうるはしくかゝれたり

大鏡第二六十七代云三條院一品宮のぼらせ給ひけるに云々三條院の御券をぐしてわたらせ給へりけるを入道殿御覽じてかしこくおはしけるみやかなをさなき御こ

飯氣㆒以㆑帛印㆑羽悉寫㆓其字㆒これ此時迄紙なかりし故帛を以て字をうつしたるなるべし羽を蒸して字を印すには紙には猶よく移るべけれど帋なきゆゑ帛を以て寫したるなりおなじく推古天皇十八年春三月高麗王貢㆓上僧曇徵法定㆒曇徵知㆓五經㆒且能作㆓彩色及紙墨㆒幷造㆓碾磑㆒と見えたり此時よりぞ日本にて紙を造り始めしなるべし

詮丈按に此說猶ゑからず皇國にふるく紙のありそめたる事は上にもいへるごとくなればさらにもいはずまた縑帛をもて紙にかへて用ひられしことはいにしへの常に有りたる事にて珍らしからぬ事也さて前にもいふごとく皇國のいにしへは人の性質正直にして僞詐なきが故に言を尊みて凡ての事を記錄する事まれなれば文字おこなはれず文字おこなはれざる故に紙の用すくなくして常には紙を多くもすかざりしなりされどなしといふにはあらずこゝにいはゆる以㆑帛印といへるをもて紙なき故に帛に寫したるなりといへるは當らず羽を蒸しておさむには堅强なる紙より柔弱なる帛をもて寫したらん事勝れる故にゑかせしものならん返て紙にはよく移るべけれど云々といへるは皇國のいにしへをおとしめたるのみならずよくも考へぬ誣說なりすべて博く古書に渡り深く意をめぐらせばおのづからに事實もわきまへらるゝものなり

（この一卷岩崎文庫未調進原本を以て補ふ）

に出しも知るべからず穀をカウゾといふも古の時此樹皮をもて神衣を織りしかばカウゾとは神衣といふ語の轉せし也カミといふのもこの樹皮をもて作りぬれば樹名によりてカミといふ名おこりしも知るべからず云々といへる之等みな當れりともおもはれずまた同書に紙といふものゝはじめは古の時竹簡にかへし所の物なりといへばカミといふ名も簡の字音の轉せしならんかといへる此説おだやかに聞ゆるなり但しかくいはむにはよく皇國のいにしへに有つる所の證を引ていはざれば猶うたがひありそも〳〵皇國の古言には下をはぬる音をいたくきらひて必はぬる音あれば言をかへて呼びしものなりされば紫苑をシヲニ燈心をトウシミ正身をサウジミ錢をセニとよべるたぐひ擧げて數ふべからず是みなはぬる音をきらひてしかよびかへしものなりかゝる證を引てこそカミは簡の字音を音便にとなへかへしものならんといふ事も明らかに知るゝなり

〇正誤

和訓栞云本朝にて紙を造る始めは推古紀に見えたり詮丈曰紙を皇國に漉始めし事を推古天皇の御宇よりといふことは此書に限らず先哲みなしかおもへるにや曾て見る所の書みな推古天皇の御宇曇徵が製せし所の紙をもて皇國に紙すく事の始といふは深くも考へぬ説なりたま〳〵日本國風といへる書にのみ舊事紀に見えたる所の復令ニ津咋見神一種ニ殖穀ニ（木綿）以作ニ白和幣一云々といへるを引て推古天皇より上いとふるくよりも有たるものならんとはいひたれど猶委しくもことわらぬは考のいたらざりしものなり上にもいへるごとく古くよりして有りたる事は諸書に渡りて明らかにしらるゝものを古人みな推古紀に所謂曇徵能作ニ紙墨一の文になづみて外にわたらざるもの故にこゝをのみさして始めとおもへるなり唯この御時には曇徵が紙すく事にたくみ成よし聞しめしつれば仰せて漉しめられたるのみにて何もかならず此御時に至りて始めて紙すく事を覺えしといふにはあらずそは此段の文意を見て詳に知らるゝなり

安齋隨筆云紙の事は日本書紀敏達天皇元年高麗上表疏書ニ于烏羽一字隨ニ羽黒一既無ニ識者一辰爾乃蒸ニ羽於

寸法と紙によりて寸法を定めしことはいかゞ有けんかゝらず太政官符の紙の寸法大方は廣一尺七八寸許長さ一尺八寸餘寛治より建武に至るまで百餘年の間太政官符及牒の紙廣一尺八寸許長一尺一寸許なり今の半帋は古昔もちひたる橫の長き紙の半の廣さに漉たる其寸法大方今の半紙の寸法にあへりと（好古小錄）見えたりまた詮丈が見し所の弘仁年間書寫の文館詞林の料紙は色黃にして廣一尺九寸長は九寸二分餘又天平年間書寫の佛經の紙は長九寸二分許廣は詳ならず貞觀年間書寫の佛經の紙は廣一尺三寸五分許長九寸餘菅贈大相國の眞跡大安寺緣起の紙長一尺三寸許同眞跡佛經の紙廣長ともに八寸許弘法大師寫經の紙廣二尺許長九寸程同人楷書心經の紙廣一尺五寸八分長八寸八分同人草書心經の紙廣一尺四寸許長六寸九分見る所みなかくのごとく區々にして一定なし但延喜式圖書寮に見えたる年料所造紙二萬帳（廣二尺二寸長一尺二寸）云々（漉紙料長二尺四寸廣一尺四寸八枚漉例紙尺長二尺四寸廣一尺五寸二枚）云々とあるにても上にいへるごとく古くは紙に定りたる寸法はなき事なり

延喜式（圖書寮）云凡年料所造紙二萬張（廣二尺二寸長一尺二寸）云々簀十枚（漉紙料長二尺四寸廣一尺四寸八枚漉例紙尺長二尺五寸廣一尺五寸二枚）云々

好古小錄云延曆ノ太政官符紙廣一尺七寸許長一尺一寸餘寛治ヨリ建武ニ至ル迄ニ百十年ノ間ノ太政官符及牒ノ紙廣一尺八寸許長一尺一寸許也古昔半紙ヲ用ユルト云フモノハ橫ノ長キ紙ノ半ノ廣サニ漉タル紙アリテ用ヒシナラン延曆ノ田券ニ廣一尺四寸許長一尺許ノ紙ヲ用フ嘉祥齊衡ノ頃廣一尺三寸餘長一尺餘ノ紙ヲ用フル者多シ皆延曆製ノ二尺七寸許ノ半紙ナルベシ又古紙ニ廣一尺八寸許長一尺許ノモノアリ伊覩内親王ノ願文ノ料紙モ是ニ同ジ此亦一經ノ寸法ト見ユ又廣二尺二寸許長八寸許ノ紙アリ大略西土大史紙ノ寸尺也此ヲ二ツニ截ハ大概今ノ半紙ノ寸尺也

○釋名

かみ

日本書紀延喜式令集解和名類聚鈔○名義未詳按に和訓栞云書見の義なるべしと此說非なりこれは筆をふみての中畧なりといへるよりして紙をもゑかいへるならんか筆の名義とはおのづから異にして書見の畧とはさらにおもはれぬなりまた東雅云推古天皇十三年の紀に彼國貢ニ上僧曇徵ー能作ニ紙墨ーと見えしさらば紙をなづけてカミといふも彼方言

アリ一名ヤコゾ豫州カヂノキ同上ヒヲ備後タフ紀州イヌカウゾ城州ヤブカウシ江州山中ニ自生多シ木ノ高サ丈許葉ハ狹長ニシテ柔毛アリ皮ヲ用ヒテ粗紙ニ作ル是モ又楮穀ノ類ナリ

本草綱目灌木類云楮釋名音構又作構穀桑頌曰陸機詩疏云構幽州謂ニ之穀桑一或曰ニ楮桑一荊揚交廣謂ニ之穀一時珍曰楮木作レ柠其皮可ニ積爲レ柠故也楚人呼レ乳爲レ穀其木中白汁如レ乳故以名レ之陸佃埤雅作ニ穀米之穀一訓爲レ善者誤矣或以ニ楮構一爲ニ二物一者亦誤矣詳ニ下文一集解別錄曰楮實生少室山所在有之八月九月采レ實日乾四十日戊弘景曰此卽今構樹也南人呼ニ穀紙一亦爲ニ楮紙一武陵人作ニ穀皮衣一甚堅好頌曰此有ニ二種一一種皮有ニ班花文一謂ニ之班穀一今人用レ皮爲レ冠者一種皮白無レ花枝葉大相類但取ニ其葉一似ニ葡萄葉一作レ瓣而有レ子者爲レ佳其實初夏生如ニ彈丸一青綠色六七月漸深紅色乃成熟八九月采浸レ水去レ皮穰取ニ中子一段成式酉陽雜俎云穀田久廢必生レ構葉有レ瓣曰レ楮無曰レ構陸氏詩疏云江南人績ニ其皮一以爲レ布又擣爲レ紙長數丈光澤甚好又食ニ其嫩芽一以當ニ菜茹一今楮紙用レ之最博楮布不レ見有レ之醫方但貴ニ楮實一餘亦稀用大明曰皮班者是楮皮白者是穀時珍曰按許愼說文言楮穀乃一種也不レ及ニ分別一惟辨ニ雌雄一耳雄者皮班而葉似ニ椏叉一三月開レ花成ニ長穗一如ニ柳花形一不レ結レ實歉年人采レ花食レ之雌者皮白而葉有ニ椏叉一亦開ニ碎花一結レ實如ニ楊梅一半熟時水操去レ子蜜煎作ニ果食二種一樹並易レ生葉多ニ澁毛一南人剝レ皮擣煮造レ紙亦緝練爲レ布不レ堅易レ朽裴淵廣州記言蠻夷取ニ穀皮一熟槌爲ニ揭裏㡓布一以擬レ氈甚煖也其木腐後生ニ菌耳一甚佳好

紙寸法

紙の寸法古今不同にして一定しがたしふるくより寸法を載せて論ひたる物なければ今くはしくは辨へがたけれどもおもふにいにしへも紙には定りたる寸法はなくして其時宜によりて廣狹長短おもふまゝにあつらへ漉せしせのならんかいつの比よりか紙の本尺といふ事あり是は大高檀紙の御倉半紙に限りたる事也大高檀紙は竪一尺五寸あり横一尺五寸の斜弦二尺六寸四分を以て廣さとす半紙は竪八寸程あり横八寸の斜弦一尺一寸餘を以て廣さとす但其中に何がしの書にはかくの寸法何がしの書にはこの寸法とやうに定りたる事は有けむか何帋はこの寸法何紙はかくの

又（灌木類）云本綱穀與レ楮乃一種枝葉相類不ニ必分別一惟有ニ雌雄一辨之雄者皮斑而葉似ニ葡萄葉一而有ニ椏叉一三月開花成ニ長穗一如ニ柳花狀一不レ結レ實雌者皮白而葉相似而有ニ椏叉一亦開ニ碎花一結レ實如ニ楊梅一半熟時水操去レ子蜜煎作レ果食レ之二種並易レ生葉多ニ澁毛一剝レ皮擣煮造レ紙亦緝練爲レ布不レ堅易レ朽其木腐後生ニ菌茸一味甚佳好以ニ楮樹皮間白汁一和ニ白及飛麪一調レ糊接レ帋不ニ脫解一過ニ于膠漆一云々按楮皮今多造帋又織布往昔稱ニ木綿一（訓ニ由布一）是也今亦祭祀人被ニ木綿繦一者象上古之衣服乎

齊民要術云說文者穀者楮也案今世人有ニ名レ之曰ニ角楮一非也蓋角穀聲相近因訛耳其皮可ニ以爲一レ紙者也楮宜ニ澗谷間種一レ之地欲ニ極良一秋上楮子熟時多收淨淘曝令レ燥耕ニ地一令レ熟二月耬ニ耩之一和ニ麻子一漫ニ散之一卽勞ニ秋冬一仍留レ麻勿レ刈爲レ楮作レ煖（若不下和ニ麻子一種上率多凍死）明年正月初附レ地芟殺放レ火燒レ之一歲卽沒レ人（不レ燒者瘦而長亦遲）三年便中斫（未レ滿ニ三年一者皮薄不レ任レ用）斫法十二月爲レ上四月次レ之（非ニ此兩月一而斫者則多枯死也）每歲正月常放レ火燒（自有ニ乾葉在一地足レ得レ火然不レ燒則不ニ滋茂一也）二月中間劚ニ去惡根一（劚者地熟楮好亦以留ニ潤澤一也）移栽者二月蒔レ之亦三年一斫（三年不レ斫者徒失レ錢無レ益也）指地賣者省レ功而利少煮剝賣レ皮者雖レ勞而大（其柴足以供然）自能造レ紙其利又多種ニ三十畮一者歲斫ニ十畮一三年一遍歲收ニ絹百疋一

本草綱目啓蒙（灌木類）云楮　カウゾ　コゾノキ　カゴ（豐前丹後）カヂノハ（豫州）　一名扁穀（通雅）　构（品字箋）　楮實一名任（古今注）　穀樹子（本經逢原）　構一名楮桃樹（救荒本草）　穀桑（通雅）　楮ト構トノ分別集解ノ說明白ナラズ宜シク通雅ノ說ニ從フベシ

構ハカヂ（和名鈔）カヂノキ　カミノキ　又カウゾトモ云木高サ丈餘枝條婆娑タリ葉大ニシテ尺ニ近シ五ツニ分レテ葡萄葉ノ如クニシテ澁毛アリ故ニ花穀葉（附方）トモ五花構葉（同上）トモイフ周邊ニ鋸葉アリ對生ス又圓葉ニシテ岐ナキモノアリ又一樹ノ內ニ兩形ノ葉雜リ生ズル者アリ倶ニ木ニ雌雄アリ雌ナルモノハ實ヲ結ブ蛇莓實ノ形ノ如クニシテ大サ一寸計熟スレバ外ノ小子色赤シ子ゴトニ各一核アリ是構子ナリ雄ナル者ハ夏月葉間ニ花穗ヲ生ジ下垂スル事一寸許黃白色ニシテ栗ノ花穗ノ如クニシテ短シ楮ハ諸國ニ栽ヱ皮ヲ用テ紙ニ抄ク木小ニシテ五六尺ノ高サニ叢生ス葉モ少ニシテ四五寸ニ過ギズ花實ハ構ニ同クシテ小也舶來ニ楮實子アリ藥舖ニ誤テ猪實子ト書ス卽楮ノ子ナリ構子ハ形微シク大ナレドモ通用スベシ一種ヒメカウゾ

七八分に切根元二寸三四分土中に埋み置く也西國にては九十月にこれを植置よし上方にては正月に植る尤土地の寒暖によりて違ふなるべし植付し年一尺程のび二年目に二三尺と成三年目には四尺四五寸となる四年目に六尺出來たちよきは九尺にものびる由勿論切置し一株に年々五本程づゝ生えます故五年を經れば枝々繁茂すといへり五年目よりかり取て用ゆとぞ楮苧は古き畑に植ては出來よろしからず新田の岸などに植るかたをよしとす尤鹽氣を嫌ひとうきびを嫌ふといへり糞少き時はかれ又過るも惡しとぞ他の作物に糞をして其餘情の自然に潤ふを好む又山岸谷間堤などに生育すといへども新田に過る事なし夏は日燒をいとひ雨過るとしはのび過て夏秋の風の爲にいたむとぞ其上に猪鹿の好て喰ふ物故にそれを防ぐ用意また肝要なりといへり楮苧はじめ芽ぐみたるは例年十月に切捨るよし其株翌年は五本づゝ増す故年年五割増に繁茂し後々は長さ一間或は一間半出來至て宜しき年は二間ものびるといへり又楮の種類につづりかけ又かぢ苧又高苧などいへるありつゞりかけは種少くして紙漉立るに至てよろしかぢ苧も又紙に漉立至てよろしけれども紙の出來立少きよしまた高苧は紙の性聊あしけれども此木至て尺長く且種子取に根分に及ばず挽切し木を植置くに芽を出しまた糞の用ひ方も眞楮苧の如くならずして能出來田地水邊を構はず至て農家の心勞なくして出來立なり其上紙も少なからず當時專是を作る此高苧漸く寛政の初より用ひ來れるよし右にいふ諸木と同じく春芽ぐみ夏繁茂し秋落葉し十月に至て苅取る也但深山に植て鹿猪のうれひなからしめんには件の鹿猪を打取楮苧のほとりへ埋め置く時は鹿猪きたらず又こやしにもよしといへりこれは北國の人の物語なり

和漢三才圖會（文具）云造紙法○按日本紙皆用ㇾ楮鳥子及生漉紙用二雁皮木一也並採二枝及根一畧蒸煮剝ㇾ皮晒乾再浸ㇾ水去二麤皮一用二木灰汁一再煮投二流水一洗ㇾ之擣二於砧一十二三遍（如二鼠紙一則七八遍止）盛二一大盌一許於二槽中一以ㇾ擢解和二縹木汁一合一數攪則能稠滑以ㇾ簀輕手扱ㇾ之二三度（要二紙厚一則重手扱ㇾ之）洩ㇾ滴放二于板上一隔用二藁稈一層々數百枚重ㇾ紙覆ㇾ板壓二石於上一絞ㇾ汁盡取二一枚一以二稈帚一張二于上一日乾（如冬月縹木汁代用二黃蜀葵汁一亦良）奉書杉原紙和二米粉少許一令ㇾ白凡漉ㇾ紙以二谷川水一爲ㇾ佳（楮木雁皮木縹木三物見二于灌木類一）

古今要覽稿卷第二百三十三

●器財部　文書具

紙造法

楮構は二名一物なるよしいふは誤なり構はカヂ（和名鈔）カチノキ又カミノキ又カウゾといふ楮もまたカウゾ又コゾノキ又カゴ（豐前丹後方言）カヂノ八（伊豫）漢名扁穀（通雅）构（品字箋）楮實又任（古今注）穀樹子（本經逢原）構一名楮桃樹（救荒本草）穀 桑（通雅）といひ楮は音媾亦作構と本草綱目に釋名を引ていへるなどよりして二名一物の樣にはなりたるなり按に楮構ともに紙すく木にして大同小異あるのみ構は木の高一丈餘に及で枝條婆娑たり葉は大にして尺に近く五に分れて葡萄の葉の如くにして澁毛あり仍て花穀葉又五花構葉（附方）などいへり周邊に鋸葉ありて對生す又圓葉にして岐なき物もあり又一樹の內に兩形の葉雜り生ずるものもある由倶に木に雌雄あつて雌は實を結ぶ蛇苺（ヘビイチゴ）實の形の如くにして大さ一寸ばかり熟すれば外の小子色赤く子ごとに一核ある是構子なり雄は夏月葉間に花穗を生じ下垂する事一寸許黃白色にして粟の花穗の如く短し楮は木少く漸く五六尺にして又四五寸なる由（本草啓蒙）いへり倶に紙にすき布に織る事古へより有そめたる木にして萬の木草に勝れる事いとも奇しきものなりさて紙を造る事は上にもいへるごとく皇國の神代よりして傳へたる事にはあれど其往古はいかにして漉けんか詳ならねど必穀の枝根を取蒸煎て皮を剝晒乾して水に浸して造そめつらんとはおもはるれど猶今の世のごとく有し物にやいかにもおしはかりがたけれどおもふに替れる事は有るべからず今も國々にて其製法に扱ひ方の替り聊は有べけれど大方は同じさまなるにてもえかおもはるるなり古く猿樂記の諸國土產をいふ條に陸奧但馬丹後など載たれども石見美濃越前等の名見えず今も陸奧は紙の最上なるよし聞きたれど但馬は後は美濃石見の國に及ばずこは其時々の盛衰にかまた自から美石二州の土產但丹の二國に勝れるにか當時は日用の半紙をはじめ種々の紙石見より多く出るよし仍て石見を紙の最上とすとか今石見の紙漉人に委しく其製法を問ふに先楮苧を植付るに古き根を分け尺を貳寸

なすゆゑ古白紙少き時は人質素にして寫物多く記錄も傳ふれども白紙十分に成ては反て記錄をうつさず

のさうしをこそ見よとて
又給合云からのかみはもろくて朝夕の御手ならしにもいかゞとてかんやの人をめしてことに仰ごと給ひて心ことに淸らにすかせ給へる
又同上云かんやがみにからの綺をはいして
蜻蛉日記云まへなる人みつけていみじうあはれなることかなこれをかの北の方に見せ奉らばやなど云々そこよりといはゞこそかたくなしく見苦しからめとてかんやがみにかゝせてたてぶみにてけづり木に
古今秘抄云敎長卿曰紙屋といふは内にはべるくろきかみすくところなりそれをながれいでたる河いまに仁和寺の東のさかひに侍りそれを世俗には紙屋川といふなり
雲圖抄除目條云次令レ書ニ目錄一六位之中堪能之人書之無其人之時雖五位書之以紙屋紙書之行事儲之
壒嚢抄云宿紙ト書ク又紙屋紙共書也又カイカミ共曰ニヤ昔大内ノ中ノ紙屋ニテ調ゼシカバ紙屋紙ト申也紙屋川共曰此紙漉ル河ナレバ此名ヲ得ル也然ルヲ今神ノ字ヲ用ル人アリ社頭近キ歟二條攝政家ノ卅八帖ノ名寄ニモ紙ノ字ニテ侍リ是ヲ宿紙ト書事ハ云々

藻鹽草云かん屋紙
紙屋河のかみなり北野の際なり今はかひ河といふなり綸旨書黒紙也
管見野水抄引ニ除秘抄一云白紙ト云ハ紙屋帋也云々仁安二年八月一日權中納言宗家卿又被レ行ニ小除目一參議雅賴朝臣執レ筆依レ無ニ宿紙一以ニ白帋一書ニ召名一
下學集云宿紙薄墨之紙也又云紙屋之帋公家之所用也
南嶺遺稿云古來紙といふもの甚少し今の如く多くいろ〳〵の紙すき出さゞる故官家の御用といへども内内の義は漉返しを用ひ是を宿帋共いひて反古を漉返したるもの故に薄墨の色に成る故俗に薄墨の綸旨などゝいふ延喜式には熟紙とはあれども通用して宿紙といふ也古來帋漉北野の後に紙屋川といふ在爰にて紙を漉返すなり帋屋川といふは今のかい川の事也末代にては墨を入て作り物に老たる也式説に天の廿八宿の内此國に下りて漉物なる故宿帋といふ説は大なるそら言なり云々古の記錄に暦裏記といふ有り是は暦をつくり裏に書きたる記錄なり又古來歴々の書翰にも白紙拂底につき反古を用ゆとて中々白紙は用ひざるなり末代紙を製する事十分にあまりておごりを

種ニ又植ニ楮於ニ諸邑ニ以ニ俗紙製法ニ敎ニ國縣之人ニ云々今品類甚多

類聚名物考云古紙といひしはすなはち縑にて今世の如くにはあらずとぞおもへばいにしへ皇朝に幣帛に木綿を用ひしはすなはち絹布紙相交へて用ひし事疑なし

紙屋紙　宿紙

紙屋帋一名かい紙ともいふこれはもと禁中にある所の紙屋にてすく紙をしか呼ぶよし也大内に紙屋をおかれし事は平城天皇の大同年中のよし西宮記に見えたり紙すく者は諸國に仰せて工みに漉なす者をめされし成べしこれらはみな圖書寮の人掌ると（延喜式）見えたりおもふに紙屋帋は敎長卿曰紙屋といふは内にある黑き紙すく所なり（古今秘抄）と見え又宿紙は綸旨口宣等を書く紙にて世に淡墨色の紙といふ（故實拾要）と見え其外諸書凡て紙屋紙は薄墨色のよしにて今みる所のすき返しといふものゝ如く聞ゆれどひたぶるにさのみにもあらざるべし其故は種々の紙をすかしめむ爲にこそ紙屋はおかれけめいかでか薄墨色なる漉がへしをのみやは漉出すべき其證は白紙といふは紙屋帋也云云仁安二年八月一日權中納言宗家卿又被ﾚ行ニ小除目ニ云々依ﾚ無ニ宿紙ニ以ニ白紙ニ替ニ召名ニ（管見野水抄に除秘抄など引て）と見えまたからの紙はもろくて朝夕の御てならしにもいかゞとてかんやの人をめしてことに仰せ給ひて心ことに淸らにすかせ給へる（源氏物語鈴蟲）と見え又かんや帋にからのきをはいしてと（同上繪合）見えたるを細流抄に常は宿紙をいへり爰は只色紙なり云々など見えたるこれかれ合せ考ふるにまたく薄墨色なるをのみ紙屋帋といふにはあらずおもふに紙屋紙と宿紙とはおのづから異物なり紙屋紙は種々の紙何にまれ紙屋にてすくをさしてしか呼ぶ也宿紙は延喜式にいはゆる熟紙にて則今いふ漉返しの類なれば薄墨色なる事しられたりそれを兩名一物のごとく心得たるよりしてさまざまの說も出くるなりくはしくは正誤に辨ずかさねて

淸少納言枕草紙云つとめて藏人所のかうやがみひき

源氏物語よもぎふ云うるはしきかむやがみいにしへのみちのくに紙のふくためるにふることゞものめなれたるなどはいとすさまじげなる

又玉かづら云ひたちのみこの書置給へりけるかうやがみ

はゞかりなりと仰られければ少はいかでかほのめかさゞらんとて

同心契變蓮花偈　匪レ石詞入ニ鏤字門ニ

書入られたるとなむ是よりぞ反古色紙は世にはじまりける

大和本草木類云楮ハ紙ヲスク木也一名カウゾ一名カヂノ木猶種類アリ紙ハ四名トモニ日用ノ物ナリ四木ノ内用レ民利アル事桑ニ次ゲリ本邦ノ内諸州ニ各製スル者皆厚薄廣狹短長不レ同名産多シ朝鮮製ハ本邦ノ製ニ似テツヨシ中華ノ紙ハ脆弱ナリ王羲之蘭亭記ヲ日本ノ繭紙ニ書キシト中華ノ書ニイヘルハ陸奥紙ナルベシ日本ノ製ハ異邦ノ産ニ勝リテ堅強ナリ舊事本紀ニ穀ヲウヱテ白幣帛ヲ令レ作コトヲイヘリ

日本國風云舊事紀云復令津咋見神種殖穀木綿以作白和幣復令粟忌部祖天日鷲神造木綿云々是穀は紙にすく木なり此書に木綿といふは麻のごとく木皮を摩剝して取垂たる也其摩剝したる皮を水に浸し漉上て薄くなしたるを紙といふなり其紙にすく事舊事紀に見えたりされど既に其木有て木綿となる時は此後何代にか紙にすきはじめしならん推古紀云十八年春三月高麗王貢ニ上僧曇徵法定ニ曇徵知ニ五經ニ且能作ニ彩色及紙墨ニといふは是より製の精しくなれるなるべし其無ニ實葉ニ無レ椏を雄楮と云ひかうぞと訓ず其皮を紙に造る齋宮式諸國調庸に木綿三百斤紙一千張といふは元同物なれども古代のまゝ摩剝して取垂れたると紙にきたるとのかはり有て二物となる也それ西土の紙はす後漢宦者蔡倫造レ之用ニ樹皮麻緡故帛魚網ニ以爲レ紙是を見るに敝布魚網は不淨ものなり此方の樹皮を用ひて清潔なるにしかず元より日本の人物本性萬事に亙て清潔なることをおもふべし

和漢三才圖會藝財部云本綱云古者編レ竹炙レ青書レ字謂ニ之汗青ニ故簡策字皆從レ竹至ニ秦漢之間ニ以ニ繒帛ニ書レ字謂ニ之幡紙ニ故字從レ糸從レ巾東漢和帝時桂陽蔡倫始采ニ樹皮故帛魚網麻緡ニ煮爛造レ紙今多用ニ楮木皮ニ

○按紙日本紀云推古天皇十八年三月高麗王貢ニ上僧曇徵法定ニ曇徵知ニ五經ニ且能ニ彩色及紙墨並造碾磑ニ聖皇本紀云太子與ニ曇徵ニ造レ紙是先未レ造ニ楮紙ニ引レ麻書レ文節縑爲レ簡漸自ニ豐明宮代ニ召ニ三韓紙ニ用レ之今曇徵所レ製紙雖レ好レ書レ經性弱不レ堪ニ强當ニ蟲好食不レ堪ニ久經ニ仍太子製ニ楮紙ニ遂造ニ雲紙及宿印紙白柔紙俗薄紙之四

不加茹是以乃陸奧紙二重頭別延天裏宮上左右一枚於殿上參內或付弟三度賜勅答下賜表

台記云久安三年正月元日及レ晩新大納言伊通使二其子少將伊實朝臣一示遺曰依二上﨟不參一欲二奉仕一內辨可レ賜二笏紙一者逘二元日笏紙二枚一一枚有二出御一一枚無二出御一後日新大納言云令レ押二笏紙一之時於二陣後一敷レ軾召二外記一令レ押又云就二東階壇上兀子一供二諸事旨一少納言成隆來語內辨不レ名於二二省之後一押二笏紙一云々後日大納言曰下二下名一主一後押二笏紙一外祖入道左大臣取レ敎也是賜二下名一時於二東階下一揖レ笏若裏反太見苦之故也

新猿樂記云集諸國土產貯甚豐也所謂阿波絹越前綿美濃八丈又柹云々但馬紙淡路墨云々陸奧駒又檀紙又漆

明月記云建曆三年正月二日參二左大臣殿一見參之次令レ問二夜前事一給予申云依レ不レ知二子細一不二分別一口否但每事口口取レ行每二言出一一先取二出扇一當二燭光一透見或又見二笏紙一太丁寧每度如レ斯

園太曆云德大寺內大臣より公賢朝臣にくさ〴〵の事ども問給へる條々の中に

一帖紙は不及沙汰之由蒙仰候朝夕用候白候やらん若薄などちと散ばみたる物にや候べき現在鼻垂候はば可二取出一之間可レ有レ之樣大切候歟公卿已後も薄樣の帖紙持たる事もよそには見及候し是は若夏の事候やらん紅の帖紙古物をば持て候とあり帖紙は

今の世代ふところにもつはな紙の事なり

十訓抄云淸和帝かくれさせ給ひて東宮御息所こひかなしび給ふ事限りなし月日かさなりゆくにつけてむかしを忍び給ふ淚のみ御袖に乾くまもなくてせんかたなきまゝに朝夕通ひし御文どもを入おかれたる箱の百合にもあまりたるをあけて見させ給ふにも御心の置所なく覺えさせければ雲井の烟になさむ事もむげにかなしとて此を色紙にすかせて多の大小乘經を書供養せられけり其御願文橘贈納言廣相にかゝせられければ作もて參て御經を拜見奉るに料紙の色のゆふべの空のうす雲などの樣にあさぐろなるを見てこの御經は紺紙にもあらず色紙にもあらずいかなる樣の侍るにぞと尋申せばさる故有るとばかりにてのたまはせぬをあながちに申ける折みすのきは近く召よせてみづからしのびあへぬ御けしきにて實にはしかなりと仰られければ此意をや御願文にのせらるべきとおそれながら申ければ其事也宸筆を破りなせるも

之類其宮外者玄蕃掌

校寫裝潢（謂截治曰裝染色曰潢抑寫書以下諸手者皆得考人也）功程給紙筆墨事助一人大允一人少允一人大屬一人少屬一人寫書手廿人掌校寫書史裝潢手四人掌裝潢經籍造紙手四人掌造雜紙造筆手十人掌造管造墨手四人掌造墨使部廿人直丁二人紙戶

令集解（職員）云圖書寮

大同三年二月十六日官符云圖書寮造筆手（元六人今定三人）造紙手（元八人今定四人）左右大臣宣奉勅年料造紙其數不多所有紙手用造既無食料又年中造筆無有定數依臨時宣造備供奉准量所用造手有餘並從減省又大同三年十二月十五日官符云停止並減諸司才長上事圖書寮造紙長上二員右減一員定一員造筆長上造帙長上右並停止以前被右大臣宣偁奉勅件司等長上數停止並減定如件永爲恒例又弘仁三年二月廿八日官符偁圖書寮造紙手少初位下秦公室成檢案內太政官去大同三年十二月十五日下被省符偁右大臣宣奉勅造紙長上一員宜從停止者今彼右大臣宣偁奉勅長上秦乙足死去之替補室成自今以依舊定二員

云々裝潢手四人掌裝潢經籍造紙手四人掌造雜紙云々

紙戶

釋云別記云紙戶五十戶山代國自十月至三月每戶役一丁爲借品部免調雜徭也（古記無別）

三代實錄（光孝天皇）云仁和二年丙午春正月云々二日壬午太政大臣第一之男時平於仁壽殿加元服于時年十六帝自手取冠加其首令主殿助從五位下藤原朝臣末直理鬢即日授時平正五位下其告身天皇親筆書黃紙賜之

又（同上）云仁和二年冬十月云々廿九日甲戌正二位藤原朝臣多美子薨右大臣贈正一位良相朝臣少女淸和上太上天皇之女御也性安祥容色云々天皇重之增寵異於他姬天皇入道之後出家爲尼潔齋勤修晏駕之後收拾生前賜御筆手書作（スキ）紙以書寫法華經設大齋會恭敬供養奉酬太上天皇不次恩德也即日受大乘經戒聞而聽者莫不感歎熱發奄薨云々

和名類聚鈔（文書具）云兼名苑注云紙古文作紙（和名加美）紙有色紙檀紙穀紙屋紙松紙河苔紙斐紙用紙等名後漢和帝時蔡倫所造也

西宮記云省官付內侍加苑是近衞將返賜表取裏紙一枚卷表上入函以一重裹函與返加苑三度以下付子程奉

小三兩藁三圍椿灰一斗三升水麻筒二口杓二柄羅一口薪四十二斤毎年六月上旬具注二用度一申請九月内付二書司一合染其染所雜使等食臨時申二請内侍一

又云神祇官紙四十張筆一管齋宮寮紙七十張筆三管敕旨所紙五百張筆五管供御紙一百張内侍司紙三百張筆四管藏人所紙一千八百張年料藥司紙一百五十張季料太政官紙五千五百張年料筆十五管左辨官紙一千二百六十張筆二十管右辨官紙一千七十二張筆十二管中務省紙四百三張筆十二管内記紙二百張筆十管監物紙一百五十張筆三管主鈴紙六十三張年料筆一管典鑰紙六十三張筆二管年料中宮職紙一百二十張筆二管大舍人寮紙十張筆一管圖書寮紙七十五張筆一管内藏寮紙三十張筆一管縫殿寮紙三十張筆一管陰陽寮紙一百張筆二管内匠寮紙百張筆二管式部省紙一百十張筆三管大學寮紙五十張筆一管治部省紙一百七十張筆二管雅樂寮紙八張筆一管玄蕃寮紙五十張筆一管諸陵寮紙五張筆一管僧綱所紙八張筆一管民部省紙六百七十三張筆十管主計寮紙六十六張筆二管主稅寮紙一百六十八張筆一管年料兵部省紙一百張筆二管隼人司紙十張筆一管刑部省二百四十張筆二管例事料在二此内一囚獄司紙十張筆一管大藏省紙二百五十張筆八管織部司紙五十張筆一管宮内省紙五百張筆十管大膳職紙一百張筆二管木工寮紙二百五十張筆一管大炊寮紙一百張筆二管主殿寮紙四十張筆二管掃部寮紙五十張筆二管典藥寮紙三十張筆二管正親司紙四張筆一管内膳司紙九十張筆二管造酒司紙二十張筆一管采女司紙八張筆一管主水司紙三十張筆一管彈正臺紙三十張筆一管左右京職各紙五十張筆一管東西市司各紙十五張筆一管勘解由使紙一千張年料筆十六管齋院司紙五十張筆二管左右近衛府各紙百張筆二管左右門衞各紙二十張筆一管左右兵衞府各紙二十張筆一管左右馬寮各紙三十五張筆一管兵庫馬寮紙四十八張筆四管春宮坊紙一百八十張筆四管内教坊紙一百張筆二管

右月料紙筆具依二前件一本司預受八月一日依レ例頒充其年料季料亦准レ例充レ之

又内記云凡宣命文者皆以二黃紙一書レ之但奉二伊勢太神宮一文以二縹（ハナダ）ノ紙一書賀茂社以二紅紙一書

令義解職員令云圖書寮頭一人掌二經籍圖書謂五經六籍河圖洛書之類其諸史百家亦兼掌也修撰國史謂据摭國事修緝史書也内典佛像宮内禮佛謂宮中諸作佛事也正月金光明會及臨時轉讀般若等

截三斤五兩舂十三兩成紙一百九十張中功日煮三斤四兩擇一斤九兩截三斤四兩舂十二兩成紙一百六十張短功日煮三斤二兩擇一斤七兩截三斤二兩舂十兩成紙一兩卌張長功日擇麻一斤三兩截一斤七兩舂二兩成紙一百七十五張中功日擇一斤截一斤四兩舂二兩成紙一百五十張短功日擇十三兩截一斤一兩舂二兩成紙一百二十五張長功日煮斐皮三斤五兩擇一斤二兩截三斤五兩舂八兩成紙一百九十張中功日煮三斤四兩擇一斤截三斤四兩舂七兩成紙一百卌八張短功日煮三斤二兩擇十五兩截三斤二兩舂五兩成紙一百卄八張長功日擇苦參一斤五兩截一斤十二兩舂二兩成紙百九十六張中功日擇一斤二兩舂二兩成紙百九十六張中功日擇一斤二兩截一斤八兩舂二兩成紙一百六十八張短功日擇十五兩截一斤四兩舂一兩成紙一百卌張

又云凡太政官長案料紙留料内三百張每年打進其料物者用寮家不仕料

又云凡辨官長案料紙便留月料内二百張每月打進左右各一百張其堺法者縱用麁堺横上四下云々酒三斗九升（造酒司）海藻十三斤雜魚二斗六升鹽一升三合（大膳職）每年十二月請㆓受來年料㆒

（太官）云凡太政官及辨官年料雜物十二月上旬下符所郎遣㆑使請受但筆紙等圖書寮擇㆓精者㆒每月副㆓解文㆒進莫㆓更令㆑使受㆒

又云凡太政官考㆓選文㆒八月一日少納言辨外記史等別當勘抄成案畢長上考文十一日申㆓大臣㆒其儀大臣已下就㆓曹司廳㆒考選史持㆓短冊筥㆒又史一人持㆓札並紙文㆒外記史生一人持㆓冊硯筥㆒云々史生執㆑筥西却出候之持㆓札並紙文㆒史進授㆔札於㆓少納言㆒授㆔紙文於㆓辨大夫㆒訖兩史共西却出候

又（中宮職）云三月潔齋（九月准之）煎香小一兩薰陸小四兩青木香小一兩色紙四枚

又（圖書寮）云凡寫㆓年料仁王經十九部一卷㆒（今按に卷は恐らくは年字を誤れるか）用紙七百一十張（計㆓年中日數㆒一日充㆓二張㆒但有㆓閏月㆒者准㆑日加㆑之自餘雜物亦同）標紙十九張半損料紙廿七張兎毛筆七管鹿毛筆二管（堺料）墨三廷半（堺料亦在㆓此中㆒）紙六十張（雜用料）軸三十九枚云々

又云凡年料染㆓造紙㆒花二百六十八筥（御料十八筥最勝王經並齋會料二百十筥東寺國忌料二十筥崇福寺國忌料二十筥）所㆑須紙一千四百九十張（白九十九張半雜色千三百九十張半）紅花大四斤（三斤染㆓紙染百張㆒料一斤支子下染料）黄蘗大五斤（三百染㆓紙二百張㆒料二斤藍下染料）支子三斗（染㆓二百張紙㆒料）淺蒲萄汁一斗（染㆓二百八十張紙㆒料）黄櫨大二斤（染㆓紙二百五十張㆒料）紫草小十斤（染㆓紙百二十張半㆒料）藍二圍（染㆓紙一百四十張㆒料）酢六升五合綿

世の如く漉たる紙にはあらずとも猶布帛の類とは異にして穀の皮を去り紙のごとく製せしものなる事云られたればとにかく皇國に紙すく事は敏達天皇より上いとふるくよりして有そめたる事諸書に渡りて云られたり後には禁中に紙屋院を置西宮記て圖書寮の人紙すく事を掌る延喜式よし見え又洛西紙屋川の邊に紙すく者を置きてすかしめたるよりして次々に諸國にも種々の紙すき出せる事にはなれるなり

日本書紀推古天皇卷云十八年春三月高麗王貢ニ上僧曇徵法定ー曇徵知ニ五經ー且能作ニ彩色及紙墨ー

延喜式神祇春日四座祭云散祭料白紙廿張色紙四十張

又齋宮造借雜物條云薄紙七十三張紙三百二十四張

又民部年料別貢雜物條云伊賀國紙麻五十斤伊勢國筆一百管紙麻一百十斤尾張國筆一百管紙麻九十斤青木香一百六十斤馬革六張三河國筆一百五十管紙麻十斤黃楊六斤近江國筆二百管紙麻一百十斤零羊角四具馬革十七張美濃國筆一百五十管紙麻六百斤云々下野國筆一百管紙麻一百斤云々若狹國零羊角十具紙麻一百斤云々越前國筆五十管紙麻一百斤云々丹波國墨二百延紙麻七十斤云云斐紙麻一百斤云々但馬國筆八十管紙麻七十斤云々因幡國筆八十管紙麻七十斤伯耆國筆八十管紙麻七十斤播磨國筆一百卅管墨三百五十延紙麻二百十斤云々美作國筆六十管紙麻七十斤備前國筆一百管紙麻五十斤云々備中國紙麻九十斤備後國斐紙麻一百斤周防國斐紙麻一百斤紀伊國紙麻七十斤云々阿波國筆八十管紙麻七十斤斐紙麻一百斤云々讃岐國紙麻百五十斤云云斐紙麻一百斤伊豫國筆一百管云々斐紙麻一百斤太宰府筆一千一百二十管云々斐麻一千張麻紙二百張斐紙麻二百斤云々

又圖書寮云凡年料所レ造紙二萬張廣二尺二寸長一尺二寸料紙麻二千六百斤一千五百六十斤穀皮一千四十斤斐皮並ニ諸國所進藁五百圍河內國所進絹一疋二丈餝四口ノ紗一疋一丈七尺敷簀漉料簀十枚漉紙料長二尺四寸廣一尺四寸八枚紙例漉料長二尺四寸廣一料尺四寸二枚模本面背紙料長布五端四尺絞紙料二端一丈餝四口料二丈造紙手四人袍袴料二端一丈六尺砥一顆鍬二口小刀六枚四枚切レ麻料各一尺二寸二枚切ニ紙綺ー料各七寸木連灰十六斛直明櫃八合東筵十枚調筵四枚漉形五具每年十二月上旬預請ニ來年所レ須ニ調度ー但食米月別請受一人米四斗鹽四合小月亦同作物不減其漉紙槽四各長五尺二寸廣二尺一寸深一尺六寸底厚一寸三分洗麻槽一大同上淋灰槽一長三尺五寸廣三尺二寸深一尺六寸底厚一寸三分臼櫃八合各長二尺五寸廣二尺三寸深一尺五寸底厚七分理四口由加四口乾紙板六十枚各長一丈二尺廣一尺三寸厚二寸五分每年移ニ木工寮ニ削レ之並隨レ損請換造紙早年終進ニ內藏寮ー若臨時造レ紙者並以ニ年料內ー造進模本裏紙背紙褾紙等類

又云凡造紙者調布大一斤斐皮五兩造色紙卅張穀皮斐皮各一斤造上紙各卅張

又云凡寫書上穀紙大字長功日寫一千七百言云々其麻紙書各減ニ穀紙一百言ー

又云凡造紙長功日截布一斤三兩舂二兩成紙一百九十中功日截一斤舂成紙一百七十張短功日截十三兩舂一兩成紙一百五十張長功日煮穀皮三斤五兩擇一斤十兩

魚網等の不淨のものを用ふる事なく樹皮にあらざれば紙に漉こと曾てなし且穀楮をもて古の時神衣を織りしかばカウゾとは神衣の語の轉ぜしにて紙といふも此樹皮をもて作りぬれば樹名に依てカミといふ名起りしも知るべからず（委しくは釋名に辨ず）但考ふるに其かみ崇神天皇の御宇よりして任那を始め其他の國々よりも往來せしもの故神の世にして紙すく事は有りきたりとも用なきには漉事稀にして猶他國製造の紙をもて通用せしめたるものならんかも知るべからず其後推古天皇の御宇に至りて高麗僧曇徵紙をすく事の工みなれば仰せて漉しめ給ひたるなるべし然れども曇徵にすかしめられたるは唯唐紙の類のみにして皇國にすく所の斐紙薄紙檀紙などいへる精造の紙にはあらざりしなり薄紙白紙斐紙などいへる名は延喜式に至りてやう／＼見ゆる様なれども承和三年二月戊寅天皇御二紫宸殿一引二見遣唐大使副使等一云々宣詔（其詞書黄紙レ勿無二文一）賜レ祿有レ差（續日本後紀）仁和二年丙午春正月云々太政大臣第一之男時平於二仁壽殿一加二元服一云々其告身天皇親筆書二黄紙一以賜レ之（三代實錄）など合せ考ふるに延喜より上仁明光孝の御宇にはやく黄紙など有りしと見えたり其外他國に聞えざる種々の色紙をすき出せる事は古くより皇國の製の他國に勝れたるものなれば也且皇國の紙の勝れたる事は唐の玄宗の時に多く書を集め日本の紙に書きしよし松窓雜錄に見えたり（和訓栞）といへりまた王羲之蘭亭の記を日本の繭紙に書けりと中華の書にいへると（大和本草）見えたるなど合せ考ふるにもしられたり又おもふに王羲之は晉穆帝の時の人にして蘭亭の曲水は永和九年なれば皇國の仁德天皇の四十一年に當れり依て思ふに大和本草に所謂中華の書といへるは何ならむかいまだ所見なけれど此事僞ならんには仁德天皇の四十一年は敏達天皇の御宇に先立つ事凡二百二十年程也されば高麗僧曇徵において始て皇國に紙をすく事を覺えし如くおもふはいたく誤れり但大和本草に繭紙は陸奥紙ならんといへれど疑らくは今見るごとき紙にはあらずして縑帛の類ならんも知るべからずされども舊事紀

按に舊事紀は僞書なりといへどもまた古傳の遺れる所も多ければひたぶるに僞書なりとしてとらざるは却て非なり

に令津咋見神種殖穀以白和幣云々と有るを思ふに當

古今要覽稿卷第二百三十二

●器財部　文書具

紙

皇國に紙を漉始めたる事何れの御代よりにか曾て記したるものなければ其元を玄るよしなけれども日本紀に所謂推古天皇の十八年高麗貢ニ上僧曇徵一能造ニ紙墨一云々これを以て古人みな始とす猶よく考ふるにこの御宇より上いとふるくより紙を造る事は有しものならんか其故は復令下津咋見神種ニ殖穀一木綿以作中白和幣上復令下粟忌部祖天日鷲神造中木綿上紀舊事とみえたる是則穀は紙にすく木なり又此書に木綿といふは麻の如く木皮を摩剝してとり垂れたる也其摩剝したる皮を水に浸し漉上て薄くなしたるを紙といふ也依て思ふに皇國のくしき神代にして繭をとり絲をひきては他國に勝れたる絹布を自から織そめたる事など有るを紙すく事も皇國のいにしへになくてやはあるべき神代は人の性質正直にして僞作多き他國の人の如くならねば言をもて尊みて凡ての事を記錄する事なければ文字おこなはれず神代に文字有りしこと平田篤胤の詳しき考あれどもこゝにはいはず故に紙の用すくなくして製作の精しからざりしにや西土のいにしへは編レ竹炙レ靑書ニ寫字一謂ニ之汗靑一故簡策字皆從レ竹至ニ秦漢之間一以ニ繒帛一書レ字謂ニ之幡紙一故字从レ糸从レ巾東漢和帝時桂陽蔡倫始采ニ樹皮故帛魚網麻繒一煮爛造レ紙云々三才圖會とみえたるによれば東漢和帝の時にいたりて樹皮及種々の物をもて紙を造りはじめしなり東漢和帝の永元々年は皇國の景行天皇十九年に當れり經書の皇國に渡りしは應神天皇の御宇佛書の渡りしは欽明天皇の御宇にはじめてなれども猶崇神天皇の御宇より任那百濟新羅などみな貢上し此國人もまた往來せしものなるべければ推古天皇より前にも紙墨の用をなす事萬物に勝れたる見もし聞も玄たらんにはいかで曇徵が來るを待て初めて製造の事を學ばんや延喜式齋宮の諸國調庸に木綿三百斤紙一千張云々といへども元より同物にして唯摩剝し取さきたると紙にすきたるとの替り有るのみ皇國は清潔のものを尊む故に紙を漉くにだに西土の如く故帛

〇正誤

穗積保文房品考云藤代墨はふるくより名だゝる所なれども松烟は下墨の料のみ用ふればよろしからざるにや今紀州藤代加茂谷より太平墨とて出す是藤代松烟墨の遺製なるべし

詮丈按に太平墨はもとより下品なるものなり是をもて古人の賞美せし藤代墨をおしはかるはあやまりなり松烟の製造精工に至りては油烟よりもまさるべきものなり

觀鵞百譚云或人曰藤代は松多し著聞集にも松烟とあり和朝墨の初は藤代ならん歟猶可ㇾ尋之亦尊圓親王御家の入木道篇目藤代墨にて手習の事あり近比までありたるなり今も好事の家にはあるべし

此說非なり古梅園墨談抄にこの墨をもて松烟墨の初めならんといへるそれだに違へるをいかで此藤代墨をもて和朝の墨の初めならんとは餘りに考へ得ぬ說にして論ふにわたらぬをや墨の起りの事は神の代よりてふことと本文にいへり

て御前に候はせ給ひたりけるに此墨いかほどのものぞこゝろ見よと勅定ありければおとゞ右大將に進め申されければ硯を引寄せて墨を取てすらせ給ひけりそのやう除目の執筆の定なりけり左府みとがめて頻に感歎の氣色ありけり

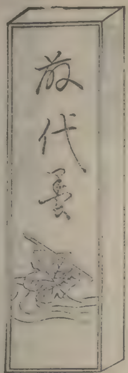
夜鶴庭訓抄（行能卿作）云藤代墨は（一本に藤代がたはとあり）いかに申せどもわろし吉きも其中ににべとも何事もむかしにはかはりてうらうへの端ばかりよくて中はわろく候也

麒麟抄云墨可仕事藤代櫻本ノ墨如レ此墨ヲバ兩方ノ端ヲ可レ仕

入木奥儀抄（世尊寺行尹行房兩卿の說尊圓親王筆記）云藤代墨事旅所等にて唐墨不隨身者藤代墨ににかはを入れて用之墨色吉成て究竟事也

入木抄（後光嚴院に尊圓親王進）云御墨事御稽古には藤代墨不レ可レ有ニ相違一候唐墨は當世希有之云々墨は惡敷書候へば上品もやがて損候て徒物に成るなりつゝ（本ノマヽ）まずしてぬり物に入れて常に拭候なり

或書所圖藤代墨



○和歌

言葉集（雜下）

通清熊野詣より下向したりときゝてよき墨やあると尋ねけるかへりごとに墨のわろきよし申て

源　通清

松風の音のみかよふ藤代の
すみよしとのみ君がいふなる

返し　藤　朝家

住よしと今は賴まじ津の國の
名には違へる所なりけり

詮丈曰朝家歌は新續古今集俳諧部に入れたり通清は千載集の作者なり作者部類云齋宮歌淸雅男藏人

權中納言爲重卿集

康曆二年七月七日松田能行七十首之中七夕墨

する墨のその藤代に秋かけて
絕ぬ七日の梶の玉章

あふ事をまつに懸たる藤代の

古今要覽稿卷第二百三十一

●器財部 文書具

藤代墨

墨は神世より有そめたるものにしていと古くより物にも見えたれども何墨とやうに名をおほせたる事は延喜式を初め和名鈔以下何の書にも見えたる事なし西土にてはふるく種々の名を附たる事もあれどそは彼國のみに限りての事にして其製作の墨など皇國に渡れる事もなく皇國は皇國にしておのづからに製り出せるもの故に西土の名多きも一つとして移れる物なし唯著聞集に見えたる藤代墨といへるぞ皇國にしてすみに名を呼ぶの初めなるべきこも亦まうけたる名にはあらずして松烟を出せる地名を直地におほせたる物なり是より後遙に下りて墨ひさぐ家など出來ては其製造に依て種々名をおほせける事共こは今更にもいふべからず彼南都古梅園に所謂正淨墨などぞその世にひさぐ所の墨にはふるきものなりける抑藤代墨は後白河院の御熊野詣に藤代の宿につかせおはしましたりけるに國司松烟をつみて御前に置きたりけり云々花山院左府見咎めて頻りに感歎の氣色ありけり著聞集と見えたる此後白河院の御熊野詣は嘉應年中のことなればこれより先保元平治よりやゝ上つかたよりも有けん物ならめども書に見えたるは著聞集ぞ初め成べきさかして藤代墨は中比世にもてはやしたれど入木奥儀入木抄其後ひと度絶えたるを亦寶永正德の頃の紀伊殿の再興せさせ給ひしなりけり觀鵞百譚に和朝墨の初めは藤代ならんかといへるは古書をも見ぬ誤りにして論ふべからず亦吾紀伊州の那木葉墨はかけまくも三熊野權現のをしへさせ給ふとなむ神の御世より傳はり侍りていとふるきためしこれぞ吾日の本の墨の權輿なるべし藤白寶墨包紙といへるはおなじ附會の說ながらさらずして墨を神の世よりといひしぞ據ありける那木葉は則ち藤白墨の事なり委しくは釋名に辨ず

古今著聞集公事部云後白河院御熊野詣に藤代の宿につかせおはしましたりけるに國司松烟をつみて御前に置たりけり花山院左府中山太政入道殿其時右大將に

たりけり云々今按ずるに本朝の松煙墨いにしへは良工ありと見えたり

此說いたく非なり皇國にては松烟墨尤ふるしおもふに延喜式に烟を煎るといへるは本文にも載る如く油烟にはあらずして松烟なるべきか其故は貫之集に住よしの松の烟の云々とよめるにも貫之は既に延喜の御時に在りし人なれば此歌一首をもても松烟墨はいとふるきものなる事詳らかに知られたるなりこゝに松烟は嘉應の頃よりといへるは誠に深くも考へぬ說なり後白河院の三熊野詣に紀の國の藤代の宿にて奉れる松烟墨は今の世にてもいふなる藤代墨の初めにして松烟墨の初めには非ず委しくは藤代墨の條に載せたり

し事なしともいふべからずなどもいふべけれど古事記には火燒彥と云るせり世に行はるゝ舊事記に見えし處は傳寫の既に誤れりと見えたり

詮丈按に此二條凡て誤れり先づ紙墨造る事は高麗僧貢上より遙に上つかたの事にしてすでに神代よりのものなる事本文にいへり其名の如きも云々とはいかゞこは釋名にもいへるごとく染の轉語なる事明らけしそを彼國の方言とせんには高麗の僧の皇國に參りて紙墨の造法を傳へしなどいふは推古天皇の十八年なれば神武天皇の元年より千二百六十餘年後なるをそをいかにして彼御時に燒墨墨坂などいへる語のあるべきやこれも例の後に墨てふ物出來しよりやがて炭をも墨の如くよみし物ならんなど思へるは皇國のくしき神世のことを得云らぬなりよりて斯おろそかなる說も出來るにや亦舊事記に訶遇突智の名を火燒炭とも見えしかば上古に炭をスミといひし事なしともいふべからず云々などは餘りに論らふに足らぬ說なり東雅作れるぬしは舊事記をひたふるに上古の書と心得て古事記日本書紀より傳への正しき物とおもへるよりともすれば舊事紀をもて古事記日本書紀等の文を引直し或は訓を替などせられし事はいかにぞや抑今の世に行はるゝ舊事紀てふ書は無下の僞書なる事は西山公を始め多田義俊が舊事紀僞書考其外ふるくより明證を連ねて先哲みないへりそは此主が前つ方よりもおろ〳〵いひし事なるを凡てうべなはれずや有けんされど又今の舊事紀を作れるもいとふるくよりの事なれば亡び失せぬる古書共の正しき傳をさながらに載せたりとおぼしき所も多く見ゆればこは見ゐものゝ心して取捨すべき事也さればこゝにいはゆる火燒炭は古事記に火燒彥と有をもてたま〳〵舊事紀を傳寫の誤ならんといはれしは返て違へりそは神世にスミてふ語なしとおもはれしより燒炭は燒彥の誤ならんといはれし物ならめど神世よりしてスミてふ語有し事は上にもいへるごとくなればおもふに是等をこそ舊事紀にも能き傳への殘れる物とはいへるならめ

古梅園墨談畧抄云本朝の松煙墨嘉應の比より聞ゆ著聞集卷第三云後白河院三熊野詣に藤代の宿につかせおはしましたりけるに國司松煙をつみて御前に置き

○和歌

紀貫之集

すみの江の松の烟はよとともに
　波の中にぞ通ふべらなる

拾玉集卷第四

　比叡法樂百首　化城喩品觀彼久遠

する墨のいふばかりなきいにしへも
　けふかきつくる心ちこそすれ

○釋名

すみ

日本書紀延喜式○名義いまだ詳ならねども古くより染の轉語ならんといへるぞ穩なるそを東雅の一說に高麗の方言ならんかなどいはれしは聞えずこは正誤にいへり亦墨は染の轉語ともすべけれども炭はさりともおもはれずとあるは違へり詞には本末あり轉遷ありて其一ッをもて其より外にはおしうつらぬ物の如く心得るは考のせまきなり墨は物に色の染うつるよりして玄か名付たるは本にて炭の色黑く將手にふれ物にうつるもやゝひとしければやがて名付しは聊言葉の末なるなりそを墨は推古天皇の御代よりとおもへるより墨の出來て後に炭をもスミと名付しならんといへるなれば墨を神世よりの物と玄るからは墨炭ともに名をおなじうせし事も明らかに玄らるゝ也

○正誤

東雅云我國にして紙墨造る事は高麗の法を傳へしと見えたれば其名の如きも亦かの國の方言にや出ぬらん瑜麋とは漢代の墨の名なりと見えたり

又云或人の說に墨をスミといふは染といふ語の轉語なりといふなり墨をスミといふは染也といはむさもあるべし舊事紀に炭の事に依て名を得し地を墨坂と玄るされしによらんには墨をスミといひ炭をスミといふ異儀あるべきにもあらず炭をスミといふ事染の儀なるべしともおもはれず亦日本書紀による時は上古の時炭をばオコシズミといひしなり後にスミといふ事は墨といふものゝ出來りての後に炭の色墨の色とおなじく黑きが故によれる成るべしすべて是等の疑はしき事の其玄るしとするに足れることもなからんを强て說造る事あるべからず亦舊事紀に訶遇突智の名を火燒炭とも見えしかば上古に炭をスミといひ

えわかれ給ふ亦繪處に上手おほかれどすみかきにとえらばれてつぎ〳〵にはさらにおとり增るけぢめも云々

又（あふひの巻）云ほのかなる墨繼にて　おもひなし心にくし何事に付てもみまさりはかたき世なめるを

又（繪合の巻）云いとかうまさなき迄いにしへの墨かきの上手どもあとをくらうなしつべかめるはかへりてけしからぬわざなめり

又（梅枝の巻）云おまへに人ゑげからず女房二三人ばかりすみなどすらせ給ひてゆゑあるふるき家の集の歌などいかにぞやなどえり出給ふに

又（鈴蟲の巻）云けかけたるかねの筋よりも墨つきのうへにかゞやくさまなどもいと珍らか成ける云々

又（總角の巻）云書なれ給へる墨つきなどのことさらにえんなるも大方に付て見給ひしはをかしくおぼへしを

新猿樂記云宅常擔集諸國土產貯甚豐也所謂阿波絹云々但馬紙淡路墨

今昔物語卷第十九（依小兒破硯侍出家語）云其中ニモ御硯ノ筥極メテ微妙ナリケル此ニ入タル硯有リ此レハ傳ハリ物ニシテ艶メ財也ケリ鑄懸地ニ蒔タル硯ノ樣ニ嚴シク墨ツキナドモ世ニ不似リケレバ

西京雜記云漢尙書令僕承郎月給隃麋墨魏晉間以黍燒烟和松煤爲之唐初高麗歲貢松烟墨宋熙寧間張遇供御墨始用油烟入麝謂之龍劑

康熙字典引李延珪墨評云古有李延珪墨爲第一張遇墨次之兗州陳郎墨又次之

輟畊錄云上古無墨竹挺點漆而書中古方以石磨汁或云是延安石液至魏晉時始有墨丸乃漆烟松煤夾和爲之所以晉人多用凹心硯者欲磨墨貯瀋耳自後有螺子墨亦墨丸之遺製唐高麗歲貢松烟墨用多年老松烟和麋鹿膠造成至唐末墨工奚超與其子延珪自易水渡江遷居歙州南唐賜姓李氏延珪父子之墨始集大成然亦尙用松煙延珪初名延邽故世有奚延珪墨又有李廷珪墨廷有作庭珪字者僞也墨亦不精宋熙豐間張遇供御墨用油烟入腦麝金箔謂之龍香劑元佑間潘谷墨見稱於時自後蜀中蒲大韶梁杲徐伯常及雪齋々峯葉茂實翁彥卿等出世不乏墨惟茂實得法淸墨不凝滯彥卿莫能及中統至元以來各有所傳可以倣古

一斗五升二月二夜乃得レ熟中功短功亦同成墨九十三廷長五寸廣八分料膠一斤云々圖書寮見えたる則燒ニ得烟ーは松烟なり料膠一斤は松烟一斗五升に膠一斤を加ふるの割なるべきかそは以ニ松烟ニ和レ膠合成也和名鈔文書具といへるにて玄られたれどもこは高麗の僧曇徴が傳へし製造の法にやおぼつかなけれど推古天皇の記を按ずるに曇徴知ニ五經ー且能作ニ彩色及紙墨ー并造ニ碾磑カラウスー蓋造ニ碾磑ー始ニ于是時ー歟とあるを見れば曇徴は能く紙墨を作ると有のみにて造法を傳ふるといへる事なし初て紙墨を製る事を皇國に傳へしものならんには碾磑と共に紙墨も是時に始まるかとあるべきをさはなくして碾磑のみを記せるは全く推古天皇の上いとふるくより紙墨の造法は有そめたる事明らかに知れたればあながちに延喜式に載せられし所の造法をしも曇徴が傳へしならんものとはすべからず

日本書紀神武天皇云時椎根津彥計之曰今者宜ミ先遣ニス我女軍ニ出レ自ニ忍坂道ー虜見レハ之ヲ必盡レ鋭而赴ン吾則駈ニ馳勁卒ニ直指ニ墨坂ニ取ニ菟田川水ー以灌ニ其炭火ー儵忽之間出ニ其不意ー則破之必也

又推古天皇云十八年春三月高麗王貢ニ上僧曇徴法定ー曇徴知ニリ五經ーヲ且能作ニ彩色及紙墨ーヲ并造ニ碾磑カラウスーヲ蓋造ニ碾磑ー始ニルコ于是時ニ歟

延喜式春秋二季御讀經裝束云盧舍那佛并脇侍菩薩像一龕墨字大般若經一部

又同上云凡寫ニ年料仁王經十九部ー一卷ニ用ル紙七百一十張云々鹿毛筆二管堺料墨三廷半堺料亦在ニ此中ー

又圖書寮云凡造墨長功日燒ニ得烟ー一石五升煮レ烟一斗五升二日二夜乃得レ熟中功短功亦同成墨九十三廷長五寸廣八分料膠一斤中功日燒ニ得烟ー九斗煮レ烟九升成レ墨八十廷短功日燒ニ得烟ー七斗五升煮レ烟七升五合成レ墨六十六廷

又民部省年料別貢雜物云丹波國墨二百廷紙麻七十斤漆二斗七升柏一百廿俵以ニ五十把ー爲俵把別五十枚掃墨一石斐紙麻一百斤云々播磨國筆一百卌管墨三百五十廷紙麻二百十斤掃墨二石云々

和名類聚鈔文書具云墨挺字附蔣魴曰墨音目和名須美以ニ松烟ー和レ膠合成也唐秘書省式云寫書料每月大墨一挺今案俗用ニ廷字ー未レ詳

又膠漆具云掃墨一斗合酒二升膠二兩和名波伊須美

朝野群載云藏人所　國々應早速交易進上鴨頭草移上紙墨等事丹後國花一帖但馬國上紙卌帖播磨國上紙五十帖備中國花一帖伊豫國墨五十讚岐國墨五十甲斐國花一帖

源氏物語帚木の巻云まことのもの丶上手はさまことに見

古今要覽稿卷第二百三十

●器財部　文書具

すみ　墨

すみは皇國の神代より紙と共に製り初めたる物にしていとも古くより有るものなるを高麗僧曇徵が紙墨造る事を能くせしといふ日本紀の本文になづみて推古天皇より後に墨造る事は出來し如く心得るは違へり既に神武天皇の大和國の虜卒を治め給へる時に菟田の墨坂に炭火を置くと同上見えたるにも墨てふ語はやく神武天皇の御世に有をもても紙墨は神の代にして有そめける事知られたり然れども皇國は言靈のさちはふ國にして凡てのことゞも口づからいふを尊みしもの故に他國のごとく事毎に物に記すといふ事はなかりし也仍て紙墨の製作は早く有たれども常に用ふる事のなければおのづからに世に廢れて久しく年經たれば物にも見えず有しにやう〳〵推古天皇の頃に至りて高麗の僧曇徵が貢上せし紙墨の法を見てこゝに初めて墨の製の皇國に起れる如く心得し人はかへりて皇國のいにしへを深くも思ひたどらぬ誤ち也日本書紀に墨坂の事をしるされし所は舊事紀の文の如くにして焃炭の字を改めて炭火と記され訓てオコシビといふされはいにしへの時には炭をオコシビといひしを後に墨といふ物の出來しに及びて炭を呼ぶ事も墨と同じく成ぬれば云々東雅といへるは前後違へり此事委しくは正誤に辨ず舊事紀の焃炭の文字を日本紀に改めてオコシビと訓ればスミといふ語は墨の出來て後よりいふならんといへるは能も考へぬなり炭火はオコシズミとよむがかへりて古き訓なりしが本居宣長が古事記傳に引る日本書紀の此段には炭火訓てオコシズミとす仍て猶思ふにあながちに舊事紀の文義を助けて日本紀に炭火としるせるは舊事紀のを移せる如く意得しよりして訓もまた舊事紀のを尊みてオコシズミと訓るを後としオコシビと訓るを古の訓の如くおもひしは舊事紀を僞書なりとも意得ずして一向に尊めるより起れるものなり又古の製作はいかゞ有しものにか皇國にて紙墨等の製作の物に見えたるは延喜式ぞ初め成べき凡造墨長功日燒ニ得烟ニ一石五升煮レ烟

又外記政云外記進屈行取ㇾ宮退立ニテ卯机ノ東ニ召ニス史生名一史生稱ㇾ唯來外記給ㇾ宮史生取ㇾ文置ニ案上ニ云々

明月記云建曆三年十一月二十一日門內立ニ八脚案一其前鋪ニク圓座一枚一ヲ

今昔物語卷廿二云此主人ノ男早ク食物奉レトイヘバ郞等共手每ニ取テ目ノ上ニ捧ゲテ來レバ主人ヨリ是ヲ居ヱタリ黑柿机ノ淸ゲナル二ツ立タリ

○釋名

机

古事記日本書紀○机(ツクヱ)は坏居(ツキスヱ)なり久は伎須の切(ツマ)まりたるにて飲食の器を居ゑるよしの名也和名鈔に机ハ案ノ屬也云々と有て机案は大同小異なるものゝやうに聞ゆれども然らず其故は前文に載せたる如くにて古く机案の二字ともに通はして用ひたればなり飲食の具を載るを本にて調度類或は衣裳等をも其時宜によりて載る事とは成たるなりされば机にさまぐ〜の名あるも皆其用ふる所の要により或は其製作の樣に付て名を異にするのみにて机てふ名に替れる意はなきなり

又同上云御前につかさ〴〵のあげばりども打渡り左右近衛の司のあく所どもあり机どもたてわたしてそのところに結ひものども置立てたり

江家次第四方拜云一所拜二天地一之座在レ東座前机置レ華燒レ香其香花各盛二中垸一以上座鋪短帖拜二天地一座別鋪レ褥或書云書司立二平文高机二脚一又御机一脚在二御座右一藏人監臨之後置二御笏一內裏式在レ南近例在レ中一所拜レ陵座鋪疊香爐匳具納二溫明一西宮勘物云香爐匳云々此亦不レ限二陵座一天祿四年記云北御屛風前立二高机二脚一供二御明作花等一近例東机置二香爐一云々

又元日宴會云南臺盤西南角立二八足机一其上居二唐瓶子三口一

又大臣大饗云次給二史生祿一云々家司令レ積二祿於中取二脚一或三脚云々

又七日節會裝束云左右各立置二物御机一各垂レ緂平文敷見二天德四年十一月二十日御記一云々

又解祭云御手水大床子南頭立二白木机一脚一其上居二白木手洗一無レ手其南立二白木二階机一脚一其上層敷二調布一其上居二御巾一入二黑葛筥一又置二粉一杯一入二小土器一下層置二繭履一足一無二裏皮一近代以二藁尻切一置レ之其南立二白木八足机一脚一其上居二缶一口一云々

又七日乞巧奠云朱漆高机四脚立二筵上一東西妻二脚在レ北二脚在レ南相並立之其東南机南妻居二菓子等一

又十一月朔旦旬云就レ案取レ函經二本道一歸二到於御帳東邊一開レ函候二主上一令レ取レ曆置二西ノ置物机一

又加茂臨時祭云當二御階北端庭中一去レ階丈餘敷二葉薦一枚一掃部敷レ之其上立二黑漆案二脚一藏寮立レ之

又御元服云西第三間設二御酒饌具一迫レ南立レ之白木八足机一脚高三尺廣一尺五寸長三尺五寸卯酉爲レ妻北方立レ之其上置二陶器御盃一口一口徑四寸加二蓋并盤一等白木匕一枚一云々同机二脚各高二尺五寸廣一尺五寸長二尺子午爲レ妻南方相雙立レ之東机置二陶器鳥頸平瓶一口一入七升云々西机敷二白布一其上居二白木八足小机二前一各高一尺廣一尺長一尺五寸東西爲レ妻相雙立レ之各以二白布一幅一長各三尺五寸敷レ面北小机上居二御箸柳一雙一加レ臺南小机上居二小叩戶二口一云々

又御讀書始云書御座前立二御書案一藏人式并新儀式如レ斯寬和例書御座西間云々其前立二御書案一置二御注孝經一

又東宮御元服云東軒廊西第二間北邊云々置二八足机上一但手巾納二楊筥一先一日召二仰所司一令レ進レ机木工所レ進手巾ハ藏寮云々左右立二平文置物机一左二南北倚子中間一郎當二主上御倚子一机上分置二櫛箱泔坏等一紫檀地螺鈿敷泔坏置二左机一北寄有レ臺唐匣置二右机一

中功一人小半短功一人大半　切案（長三尺廣一尺七寸高八寸厚八分）長功半人中功大半人短功一人　居ニク水瓶ヲ案（長四尺五寸廣二尺高二尺厚八分）長功二人中功二人半　短功三人　盛案（長四尺廣一尺八寸高一尺厚八分）長功一人中功一人半短功二人　中取案（長九尺廣一尺八寸高一尺九寸厚一寸二分）長功一人中功一人半短功二人　無手中取案（長八尺廣一尺八寸高二尺厚一寸）長功一人中功一人小半短功一人云々

又（同上）云研案太政大臣案（長四尺五寸廣一尺七寸高二尺三寸）左右大臣　案（長三尺五寸廣一尺六寸高二尺一寸三位准之）四位五位案（長三尺二寸廣一尺二尺高一尺七寸）各長功一人中功一人半短功二人云々

又（大膳職）云年料云々別脚案四脚中取案四脚

又（同上）云年料雜器云々中取案三十八脚（職二十七脚醬院三脚菓子所四脚百度所侍從所各二脚）切案三十八脚（職三十脚百度侍從所各四脚）云々

和名類聚鈔（飲食具）云机（音與几同和名都久惠）　唐韻云机案屬也史記云持レ案進レ食（案音與按同）唐式云行床牙脚

今按行床者食床屬也牙脚者今所レ謂牙像脚也

又（文書具）云書案　梁簡文帝有二書案銘一（俗云不美都久惠）

宇都穗物語（吹上の巻）云宮内卿の主みあるじよろしうゑ給へり君達にはくろがいの机ふたつ薄ものゝおもてそうどもにはほゝ（朴）の木の机給ひてよろしきあるじの土器とりて

又（祭の使の巻）云左のつかさにしのはしより右のつかさひとしく見あはせてのぼり給ひて右南むきにつき給ぬ御前ことに御机まゐりぬかはらけはじまり御箸くだりぬ

又（あて宮の巻）云受領どもにおほせ給へればつかうまつれるすゑものはまどころ（政所）よりいひ四石ばかり板まさの木のひつ十ほゝの木にくろがねのあし付たる中取十にすゑ

詮丈按にくろがねのあしはくろがいの誤ならんか其は吹上の巻にくろがいの机ほゝの木の机ともにみえたれば仍てゑかおもはるゝなりくろがいは黒柿の音便にて語例古くよりみえたり然ればほゝの木の机に黒柿の足おだやかに聞ゆるなり黒鐵にてはつき〴〵しからずきこゆるやうにや

又（藏開きの巻）云かしこく見いれてふところにさしいれ給へばいな是に書ていれて參れとこそ內うへはの給ひつれとてはたをさがし給へばかく墨付てきたなげなるは傳へじ是こそ白けれとて御机なるやうき（様器）を取かへてかれにかへし給へば人々例ならずなどをさめられぬるとさわぎわらふ

(二尺八寸)御水案二脚匜手洗各一口手水ノ案二脚酒案一脚(已上)
(五脚長各三尺廣一尺八寸高一尺八寸)中取八脚切案六脚
又云(同上)下案一脚(漆塗)云々膳案三脚酒案一脚粥案一脚切
案一脚
又云(同上)膳案一脚 菓案一脚切案二脚槲ノ案二脚大案二
脚別脚案二脚云々足別ノ案二脚云々大案二脚
又云(太政官)凡太政官考選文者八月一日 少納言 辨外記史
等別當 勘抄成 案云々執テ短冊ヲ置キ大臣前ノ机ノ上ニ執
レ筥ヲ而退還當テレ階ニ而立安ニ筥於砌ノ上ニ執ニ硯筥ヲ進ム亦
置テ机上ニ而還
又云(圖書寮)赤漆ノ鷺足ノ圓ル机 四脚(花瓶料) 黒漆ノ案一脚(佛供料) 杷
一條帶二條繪ノ別足高案八脚(二經案二花盤案二散花案二行香案) 雜色 褥八
條(二條經案二條花盤案二條散花案二條行香案) 白羅繍ノ杷二條(經案料) 赤紗ノ杷二條(散花
案料) 雜色綴組帶八條(經案散花案別二條) 細布二條(行香案地敷料○置ニ佛座壇下四角ニ備ニ漆榻四脚)
(短帖四枚青兩面褥四條ニ漆案四脚青兩面褥四條杷四條帶八條白銅火爐四口匜四合金銅々四口加レ輪盤十六枚鐃十六口漆繪花盤十六口箸
四具)云々赤漆小机百脚(共各料) 赤漆鷺足圓机二脚(立ニ大花瓶ニ料) 案七
脚(一香花一佛供一聖供二散花二行香) 云々御持佛 一龕蒔繪案一脚(已上在ニ內裏ニ便供奉)
(但寮供ニ紙花香ニ料金銅花盤二口火爐一口) 平文案二脚(一脚立レ左奉レ安ニ置裁物佛一基水精塔形一基ニ一脚立レ右牙佛一基)
佛供案一脚(加ニ褥并杷帶ニ) 平文案三脚(一脚經案一脚散花案并加ニ褥并杷帶一脚行香案ニ) 聖
僧ノ座褥一條聖供ノ案一脚(加ニ褥并杷帶ニ) 幡十六旒佛供(內膳辨備但佛器并)

(案寮度レ之)拜經案一脚錫杖四枝如意一柄(已上二種請ニ藏人所ニ)
又(造酒司)云中取案八脚木臼一腰云々白木別脚案二脚
又(同上)云東宮料云々別脚案四脚云々中取案四脚云々
又(同上)云大原野神祭料云々八足机二前中取案四脚
又(主水司)云供御年料(中宮亦同)云々切案擇案 洗案 各二脚中取
案六脚
又(主殿寮)云新嘗祭供奉云々椐案一脚云々 案三脚(置ニ御巾ニ別脚案一
脚居レ櫃板案一脚棚案一脚)
又(木工寮)云神事並年料供御 土火爐(長三尺五寸廣二尺五寸高七寸○詮丈按に火爐の下
案の一字を脫するか) 長功二人中功二人半短功三人(案長一尺八寸廣一尺六寸高三尺樓長一
廣亦同高一尺六寸) 長功四人中功四人半短功五人 棚案(長三尺廣一尺三寸高二尺五
寸) 長功五人中功七人短功九人 別脚案(長三尺廣一尺七寸高一尺九寸厚八分)
長功一人中功一人半短功二人 椐案(以レ檜爲レ之長五尺三寸廣三尺四寸高二尺
五寸) 長功三人中功四人短功五人 水案(長三尺六寸廣一尺八寸高二尺一寸厚八分)
長功四人中功五人 短功六人 云々外居案(長三尺六寸廣一尺八寸高三尺厚一
八分) 長功六人中功七人短功八人 懸案(長五尺八寸廣一尺八寸高二尺五寸左右着
レ枌長各八尺) 加ニ 切板二枚ニ(各長三尺廣一尺八寸) 案二脚(各長三尺二寸廣一尺八寸厚八分○詮丈按
に案二脚の下注恐らくは高何尺の文字脫せるか) 蓋二枚一具ニ已上以爲ニ長功九人中功十
一人短功十三人 擇案(長四尺廣一尺八寸高八寸厚八分)長功一人小半中
功一人大半短功二人 板案(長三尺三寸廣一尺八寸高八寸厚八分)長功一人

見え結ニ黒木ニ爲レ机以ニ檜木葉ニ付ニ机等脚ニ編ニ葉數レ面云々盛ニ菓子酒肴ニ江家次第齋宮條みえたるにて其形狀大方はしられたり延暦大神宮儀式帳にみえし結机といへるも則これと同物にて今も河内國壺井八幡宮寶物に靈元法皇の納めさせたまへる結机有て其製作は黒木のしもと拇指のふとさ成るを揃へて紙よりにて柳筥のやうにからみたる物なり高さ一尺程幅八寸計横の長一尺三四寸ありて結燈臺に同じ類聚名物考とみえたるを思へば延喜式木工寮にいへる梲案の寸法とはいたく違へどこは其時宜によりて扱ひよき様に製りしもの成るべし

古事記神代卷云故乞ニ遣其父大山津見神ニ之時大歡喜而副ニ其姉石長比賣ニ令レ持ニ百取机代之物ニ奉出

日本書紀神代卷云月夜見尊受レ勅而降已到ニ于保食神許ニ保食神乃廻レ首嚮レ國ニ則自レ口出レ飯又嚮レ海ニ則鰭ノ廣鰭ノ狹亦自レ口出又嚮レ山ニ則毛麁毛ノ柔亦自レ口出夫品物悉備貯ニ之百机ニ而饗レ之

又同上云妾是大山祇神之子名神吾田鹿葦津姫亦ノ名ハ木花開耶姫因白亦吾姉磐長姫在皇孫曰吾欲ニ以レ汝爲レ妻如之何對曰妾父大山祇神在請以垂問皇孫因テ謂ニ大山祇神ニ曰吾見ニ汝之女子ニ欲ニ以爲ントレ妻ト於是大山祇神乃使シテニ二女ニ持ニ百机飲食ニ奉進

皇太神宮儀式帳云造宮使造奉物　御琴一隻　燈臺五俱云々幣帛机二具　御床三具　御饌奉机二具

又云御笥作内人無位磯部稻長　右人卜食定補任之日後家秡淸齋愼供奉職掌　御饌料木器合百五十員云々

又云年中節祭時供給儲備并勞作雜器事　合貳仟肆百參拾玖具　結机捌具　上板机玖具　中机拾五前　机代貳佰拾前云々

又云齋内親王御膳二具　結机造仕奉齋宮寮頭内侍國介並三人料上板机三具副机並六位以下國判官一人御母四人並五人料板机五前諸司官人并一等女孺料板机代七十一前二等女孺料并諸司番上二箇郡司次第及諸刀禰等料中折櫃二百卌合云

又云造儲雜器事　結机八具　板机十一前　机代折櫃八十合　中折櫃三百合　魚机十一足　高机八足　中取十足　木杓廿柄　[illegible]廿柄

又云從ニ志摩國神戸百姓ニ進ニ上于生贄ニ及度會郡進上贄乎此御笥作内人作進上御贄机留置之忌鍛冶内人之作奉御贄小刀持切備奉御鹽燒物忌之燒備進上云々

延喜式神祇云御前ノ案三脚長各三尺高八寸廣一尺八寸外居案五脚長各四尺廣二尺高

る是なり殊に机案の中にて古き製の物は八足机をもて始とせり八足机は多く神祭の具或は御元服の時御酒饌等を置事あり且其祭に預る官人の饗をも置く事あり其製は大小ありて定りたる事なし白木八足一脚高三尺廣一尺長一尺五寸又同机二脚各高二尺五寸廣一尺五寸長二尺又白木八足小机二脚高一尺廣一尺長一尺五寸又置二御幣一小机二脚高五寸計江家次第にみえたる所かくの如し小机といへるは小八足の机ならむと加茂眞淵古器考いへり高机は通例三尺計をもて法寸とするが高案一脚長三尺五寸廣一尺七寸高四尺延喜內膳式三節供みえたるは御厨所の器にして法例とすべからざるか同式祭具條高案二脚木工寮所レ充と見えたるに其木工に擧る所は机案ともに高さ三尺とみえて是より高きはなし然れども其置物に隨て寸法はおしはかりて製作すべきかそは八足に小机など有をもて考ふるに高机にもまた大小の机ある物ならんかとは推はからるゝなり置物机は御劒御璽又は御琴などを置かるゝ也常は御倚子小倚子大床子小床子等の左右に立らるゝなり延喜木工式この外臺盤所などの條にもみえたり古くは製作如何ありけん慥ならねど近代見る所は佛家の經机といへる物のごとし江家次第にみゆる所は平文などなり亦四角に總を垂るゝ也是は牙像鷺足等見え蒔畫塵螺鈿金具また假なるは胡彩地に五色して草木の花また鳥など書たる有りみな四隅に總を垂るゝ也また白木とあるは唯木地の儘なるべし高低廣狹は其置ものに隨て違ありとみえたり中取案は擧唐韻云舁音豫今案俗所レ謂中取是也舁食器也和名鈔と見え中取机十足大神宮儀式帳みえたるみな飲食の具を置くところの物なるか祿錦をも積む由江家次第大饗條にみえたり又大饗頭書に中取其體似レ案有二一層一と見え中取案長九尺廣一尺八寸高一尺九寸厚一寸二分長功一人云々無手中取長八尺廣一尺八寸高二尺厚一寸長功一人板蓋徑二尺五寸長功六枚木工式又二中取案六脚小榼十二擔中取案高欄料造酒式にみえたり此高欄は居物のまろび落ちざらん樣かまへし物なるべし然れば其調せる所より饌物等を居て其場へ舁て行料の案にて御前には出さざる也其高欄に榼を用ふるは神事の料のみ成べし他に料の榼を注せずと加茂眞淵古器考いへり研案足は公事の時執筆ある料に置かるゝ也太政大臣案長四尺五寸廣一尺七寸高二尺三寸左右大臣案長三尺五寸廣一尺六寸高二尺一寸三位准之四位五位案長三尺二寸廣一尺二寸高一尺七寸各長功一人云々延喜木工寮みえたり寸法は位次に從て差別ある成べし榼案は以レ檜爲レ之長五尺三寸廣三尺四寸高二尺五寸長功三人延喜木工寮

古今要覽稿卷第二百二十九

●器財部　文書具

つくゑ　机　案

つくゑは古事記日本書紀共に神代紀に百机と見えたる是初めにて古く皇國に製し初めし物なる事知られたり夫より後種々の製出來て八足机延喜式 高机同上江次第 書案和名鈔江次第 中取案延喜式大神宮儀式帳 研案延喜式 楉案同上 結案大神宮儀式帳 魚机同上 置物机源氏物語類聚雜要 みその案源氏物語 等あり 机案ともにつくゑと訓て互に稱せしうち其物に付て呼なれたるあり所謂請印案御書楉案中取案別脚案擇案等の類は皆案字を用ひて机と書きたる事なし仍て考ふるに製作も變る事なくして唯其物によりて自らに稱し馴たるものとみえたり但机唐韻云音與レ几同和名都久惠 案屬也和名鈔 とあるより机と案は聊か製作に變れる所あるやうなれども然らず加茂眞淵の古器考に延喜式以下諸記を通考するに別製有ともみえ或は同事を互に稱せしも有て異朝にも相混じたる事五雜俎に見えたり云々と有て治定したる考なけれども延喜式に八足机また八足案ともに通はして書る所あればいよ〳〵別製ならざること推して知るべき也又近き世と成ては文書具に所レ謂書案をのみつくゑと呼で飲食を置臺をつくゑと稱する者なし抑机は飲食具を置をもて名付し物なれば神代紀に所謂鰭廣物鰭狹物(ハタノヒロモノハタノサモノ)を百机(モヽトリノツクヱ)に貯(アザヘテ)と見え又百机飲食をもゝとりのつくゑものと訓しを初めにて皇大神宮儀式帳にも御饌奉机二具又御食机卅具御贄机卅具又魚机十一足など有てみな食料の具をもて要とせし物なるが江家次第御元服條に手洗具楾(ハンザフ)洗手巾等を八足机に置といふ事みえたるは漸く此頃に至りて種々の物を机に置事とは成たる也こは凡て物を置に便よければかくはなれるものか又一種おしまづきといふ物を近き比と成て机の一名の如く心得る者有るは違へりおしまづきは 凡和名於之萬都岐(オシマシツクエ)和名鈔座臥具 とみえて脇息の類也名の意は押坐机の約りたるなりと本居宣長古事紀傳神代の巻 いへり もと凡机案ともに通はし用ひてつくゑと呼ぶよりおしまづきも机の屬ならんとはふと誤れるものなるべし又文書具にいふ書机も古くよりみえて研案延喜木工寮 御書案江家次第御讀書始 など見えた

云フ中小ニ至テハ分際好ミニ随ヒ定尺不レ同物ノ由申候

右圖高井宣風所持傳也

按に右二つは徒然草の注に見えたる圖也いづれも故實にはかなはざるものなり

荻野小七郎　小野易
南條正之助藤原近行

校正兼鈔錄　堀小市郎　菅原晴延

編修兼校正　若菜三男三郎藤原信孝
栗山兵左衛門藤原定與
林源三郎　源高典

校正兼鈔錄　山下官左衛門源正房

校正兼淨寫　忠內貂太郎　紀弘光

校正兼圖畫　葦名廉三郎　平盛榮

校正兼淨寫　兒山諦之助　平紀言

校正兼鈔錄　橋本太刀允藤原好春

校正兼淨寫　小林好太郎　源直溫

編修兼圖畫　志村愛助　平知孝

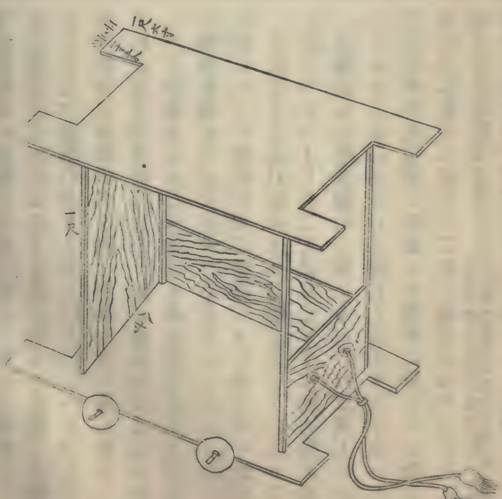
編修兼校正　大河戶晋平藤原儀成

總　　判　屋代太郎　源詮丈

に上づりにて居（スワ）らず兩輪にてゆらめきて用にあたらずさらばとて榻もなしかたぐ〱僞作の物なりとのたまへりとぞ

按に滋野井入道殿とは前大納言公澄卿入道の後は良覺と號せられしなりこの圖を僞作なりといはれしはさることなれどもいにしへの文車を忘られざりしはいとをしきことなり

文車圖　有栖川故親王家遺愛云



右文車尺寸之本則不ニ相知一但大小應レ好也云々大者高三尺程横三尺五寸程中ニ棚有リ且上ノ板ヲ和錦ニテ張リ四方ヲ縫絲ノ端ニ總ヲ付四隈ニ下ルト

ぶに宮嬪などの力に及ばぬ本は文車といふ車を作りて書籍をのせたるとてその車の圖迄を繪きたる本あり然れどもむかしより外に文車といふことを記せし書もなし是も畢竟文庫の庫の字の广を落せしより文車といふ說の起りしならん

按に文車古書の所見上にしるすが如し然るに文車といふことを記せし書もなしとはいはれざることなりされば文庫と有本はかへりてあやまりなり

類聚名物考云徒然草の抄物に云文庫はむかし用ひたることにて今の世には知る人まれなり必失火の爲にあらず學文の席にて引用ゆる座敷車也近年臺車といふ物火事のために用ゆるをも文車といふなりとてその文車の圖まで出せり又北村季吟が家にてまさしくその物とて見たり今思ふにこれ僻事なり文車とてさる物別に有るべからず古へ書の多きことをいふには棟にさゝふといひ或は五車の書牛に汗さするなどもいへるはたゞ常の車に書籍つみて道行く時のことにいへるなりこの故事にて五車韵瑞などいへる書にさへ名付たりたゞ車につめる書籍は多きをよしといはんとての事なりもしさもなくて文車といふ物のことに有るは塵塚といふものも別にそのさまなど定まれることあらんや對へて書るにてもしらるゝことなり

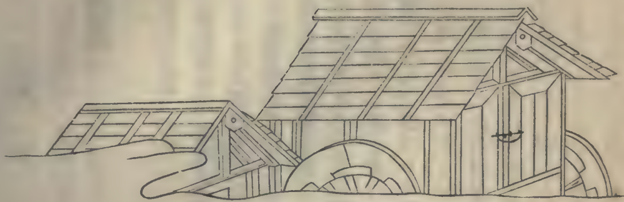
按にかれもこれも共に考を失せしなり

又云徒然草の抄物に文車の圖とて出せり兩輪の車の上に箱有てそれにふみ入る料の物なり是據なき物にてこそあれ書車の多きと云ふは上にいへるごとく昔晋の張華は博物の名を得て典籍を多く家に收めたりされば家を移す時には三十車に積みたるよし云傳へたりこの事をおもひて兼好も書けるなりさらばたゞの物積む車にてこそ有るべきをや

按にたゞの物積む車に書籍つまむ事は今の世のさまにてこそあれいにしへは物ごとゝのふりたればさるあさましきことはなしすでに趙清澗が畫ける所かならず其原づく所あるべければ漢土のいにしへさる車のありけん事おしはかりてしるべし

又云滋野井入道殿の御家にも書車の圖といふ物有り車の上に箱有て其中へ二合の書を入るやうにして兩輪まきゑの注文まであり（二合の書とは今の書物だんす二箱を入るなり）轅の先に環有て緒を付て引ヶ料とすされどもこの物もたゞ世に傳へしをうつし置れしのみにて是を作らんとする

石山寺緣起繪所載文車圖



按に東寺にありしは燒亡せしよし藤貞幹が說なり禁中のもさだめてやけうせしならんさて火事の時の用意のみにはあらず平常も用ゆることは古畫にみえたり

〇釋名

ふぐるま

徒然草末書壽妙院抄

文車

本朝世記玉海山槐記明月記親長卿記

書車

類聚名物考〇按にふぐるまはふみを持運ぶ料に設けたる車にてふみぐるまの中略なり文といひ書といふみなふみなれば文車とも書車ともかきしなるべし

〇正誤

駿臺隨筆云新井筑州君の話に兼好が徒然草を大江の友胤といへる建武頃の人が寫せしをみるに文庫の文塵塚の塵とありて面白し是にてよく聞え侍らずやと語られき然るに今印行せる本をみるに文車の文塵塚の塵とありて文車といふはむかし禁庭にて書籍を運

古今要覽稿卷第二百二十八

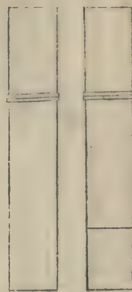
●器財部

ふぐるま　書車　文車

ふぐるまは書籍を載せて道路を引く車なり(本朝世紀玉海)其形狀は繪師の册子及び石山寺の緣起の繪に見えたり
その始は漢土の製を模せしにやあらん
按に莊子に惠子多方其書五車といひ又晋の張華が載書三十乘などいひけると元の趙淸潤が文姬歸漢の圖に箱に扉を造りし車を畫けるを併せ考ふれば其製漢土に出でけんと思はるゝなり
皇朝にていつの頃より用ゆるといふ事は詳ならず親長卿の文明十一年の記に此名目見え徒然草の壽妙院抄に今も禁中に有又東寺にも有と見えたるによれば慶長の頃までは傳はりたる物なるをいつの程に亡びうせけるにや其後の人はかゝる物有ともゑらで座敷の內にて引ありく車を造り出て文車なりとてもてはやす事になりぬるこそ淺ましけれ

本朝世記云久安二年十月廿八日甲子侍從中納言記云今日法皇(鳥羽)被レ供ニ養新造御堂ニ云々臨ニ供養期ニ調ニ車數十兩ニ卽載ニ吳錦越布之類ニ(其車如ニ世間文車體ニ以レ板造之不レ懸レ牛)人以爲ニ僧侶之施物ニ實ニ進ニ上皇ニ之料也
玉海云安元三年四月廿八日夜前火猶未レ消京中人屋多以燒亡以ニ使者ニ訪ニ二位中將及源大納言(定房)等ニ各報云以ニ存命ニ爲レ事云々納言文車六兩之內三兩全於ニ其殘ニ雖レ引ニ於輪破ニ令ニ燒失ニ了
山槐記云(高倉)治承三年十二月五日前關白文書於ニ大內左兵衞陣屋ニ被レ合ニ目錄ニ被レ召ニ寄文車七兩櫃百餘合ニ衞士守護之
明月記云建仁三年二月廿五日依レ有レ召參ニ觀喜光院ニ中納言中將殿被レ見ニ文車ニ之間靑侍走來自レ院有レ召由告之了
親長卿記云(後土御門)文明十一年七月一日有ニ火事ニ之間云々人人馳參御物等令ニ用意ニ管領等馳參御物等サシ渡シ文車二輛同管領引出
徒然草云多くてみぐるしからぬは文車の文塵づかのちり壽妙院抄云ふぐるま文車也今も禁中に有と又東寺にも有り火事などの時其まゝ引出ん爲の物なり

紀伊國高野山某藏夾竿圖



○釋名

けうさん

北山抄清少納言枕草子江家次第山槐記玉蘂○按に夾竿の音讀なり書籍歌集など見さして半にいたりてやめんとする時其よみどまりに心覺のためにはさみ置く用をなすものなりいにしへ除目召名を改正する所空行の所などにはさみ置きしなり今の世の枝折はこの遺風なり

夾竿

北山抄江家次第山槐記玉蘂除秘抄○名義上におなじ玉蘂には夾筭に作れり夾筭同字なればなり

竿

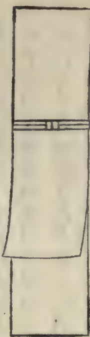
山槐記○按に清家の竿頗短或又以レ絲結之とある是なり

○正誤

清少納言枕草子春曙抄云さうしにけうさんして境筭也世にけさんといふ物也古今の上におかせ給ふ也

按に夾筭也けさんにはあらず古今の上におかせ給ふ也といふは文鎮の事と心得誤れるならん

圖に符合せり其制竹を薄くへぎて厚さ三厘ばかりにして長さ三寸廣さ五分にして其厚さ三厘ばかりなるを又半割かけて二片となす割たる分一寸九分わらざる所一寸一分ほどあり二片の內一片をば長さ七分切捨て短くし割れ止りの際を甚細き紙捻を二重廻して竹の短き方の中にて結切也山槐記の圖に細き紙捻にて結之其圖左の如し



定り寸法もあるまじき事なれども今予が得し夾竿の寸を記すなり一向に寸を知らざれば大さ知れざるが故なり

閑田次筆云西村正邦予が七旬のことぶきに七種風流の物を贈られし其一色に夾竿二枚一枚は三寸一枚は三寸六分各曲尺なり三寸の方は江次第の寸法とぞ其說云江次第云第四卷除目篇首書に出夾竿三寸以レ竹作之以レ絲結之或紙捻結之兩說也又山槐記執筆要



件夾竿大外記師元朝臣作之與レ予也寸法如レ此以レ竹其色頗黃作之長甲方甲方義可レ尋也其首少許リ以ニ細紙捻一眞結ビニ結ブ之清家竿頗短或又以レ絲結之云々かく見えたれども是は長ささだかならずまた一枚の長きは高野山の古文書にはさまりて出しをさきに藤叔藏うつされし形也といへり枕草子第一卷に古今をかくしてもてわたらせ給ひ中略十卷にもなりぬさらにふようなりけりとて御さうしにけうさんしてみとのごもりぬるもいとめでたしとみえたるも此ものなりとなんいま用る枝折よりもことそぎてやすらに古雅也

塵泥云北村季吟春曙抄にけうさんは境筭と注せしは當れりともいひがたし云々閑田次筆安齋隨筆をひけり上に出たれば略す憲おもふに夾竿の物にみえしはじめは江次第をもてあきらけしこれも形容二樣にわかれて江次第には三寸と記せり亦一說には三寸五分ともいへり長短敢て定あることゝもおもはれ侍らずいかにもいとふるき世のさまのもの也爰に水戶黃門光圀卿の靈光院法皇の御所へまゐらせられし枝折は西行法師自筆にて「よしの山こぞの枝折の道かへてまだみぬ方の花を尋ねん」此歌を書るとぞ後にいたりて御所の御好にて上を折かへし左右に紐をぬきて歌を御したゝめあそばされし枝折の形は此夾竿の容にいとよく似かよへり按に此夾竿をもとゝして後にかくのごとき枝折の形の御このみは出來たるならむ

とを人よりことにひきまさらんとおぼせさて古今の歌二十卷をみなうかべさせ給はんを御學問にはせさせ給へとなん聞え給ひけりときこしめしおきて御ものいみなりける日古今をもてわたらせ給ひて御きちやうをひきへだてさせ給ひければ女御れいならずあやしとおぼしけるに御さうしをひろげさせたまひてそのとし其月なにのをりその人のよみたる歌はいかにとひきこえさせ給ふにかうなりけりと心得給ふもおかしきものゝひがおぼえをしわすれたる所もあらばいみじかるべきことゝわりなくおぼしみだれぬべし云々すゑまではあらねどもすべて露たがふことなかりけりいかでなほすこしひがこと見付てをやまんとねたきまでにおぼしめしけるに十卷にもなりぬさらにふようなりけりとて御さうしにけうさんさしておほとのごもりぬるも又めでたし云々

詮文曰春曙抄の本にけうさんしてみとのごもりぬるもとあり今奈佐氏の本によつて改む

江家次第除目直物條云次改ニ正召名一注云削除刺ニ夾竿一儀准レ上名之外皆申ニ請上卿一可レ任云々若摩ニ一行一有ニ空行一者猶刺ニ夾竿一國替等可レ載於ニ今夜除目一然而猶削ニ舊年召名一云々

又同上首書云夾竿三寸以レ竹作之以レ絲結之或以ニ紙捻一結之兩說也云々

山槐記云執筆要



件夾竿大外記師元朝臣作之與レ予也寸法如レ此以レ竹其色頗黃作之長甲方也其首少シ許以ニ細紙捻一眞結ヒニ結ブ之清家竿頗短或又以レ絲結之云々

除秘抄云夾竿事入ニ硯筥一進之卅計ヲ紙捻ニテ一二返片懸ニ結之進召之進之淸家說練絲結之

寶石類書引ニ玉蘂一云承久二年十月五日辛酉直物云々定家卿取ニ召名一入ニ勘文筥一次第披見如レ本卷之返置次依ニ勘文一先改ニ正京官一誤先取ニ勘文一見ニ合召名一摺所指ニ夾竿一入ニ硯筥一直之改正之所句初文一々如レ此云々

安齋隨筆云夾算書を讀で半に至て止む時未だよまざる所のすゑるしに夾み置物也高野山の古藏書に夾みてありしを模し傳へたりとて村井敬義が制したりしを一つ子に與へたりき山槐記に除目の日に用る夾竿の

古今要覽稿卷第二百二十七

●器財部　文書具

けうさん　夾竿

けうさんは竹をわりて卷物にはさむ物なり今の世の枝析はこの遺風なりいにしへは除目などの時召名を改正する所にはさめり上卿讀レ令レ書二之紙一者先指二夾竿一と北山抄見え改二正召名一注云削除刺二夾竿一云々若摩二一行一有二空行一者猶刺二夾竿一と江家次第みえ京官誤先取二勘文一見二合召名一搯所指二夾竿一と玉葉みえたり又歌集草子などを見さしたる所にもはさむなりいはゆる御物いみなりける日古今をかくしてもてわたらせ給ひて云々十卷にもなりぬさらにふようなりけりとて御さうしにけうさんしてみとのごもりぬるもいとめでたしと清少納言枕草子見えたる是なりこれらの書にしるせるを以て考ふるに公任卿の北山抄は一條院以後の事を記したる抄なり清少納言の枕草子の中には長德長保年間の事を多くしるしたり是一條院の年號なれば今茲天保己亥の年迄は八百四十有餘年なりしかればはるかに其前よりもありし物なるべし其制竹を薄くへぎて厚さ三厘ばかりにして長さ三寸廣さ五分にして其厚さ三厘計りなるを又半割かけて二片となす割たる分一寸九分割ざる所一寸一分ほどあり二片の內一片をば長さ七分切捨て短くし割止りたる際を細き紙捻を二重廻して竹の短き方の中にて結切也と安齋隨筆いへりこれ山槐記にみえたる所の圖と符合せり又紙捻を以て結ぶを絲を以てむすぶよし山槐記除秘抄等にみえたり夾竿をつくれる竹はよく枯れたるを用るなり所謂以レ竹これをつくる其色頗る黃なりと山槐記みえたる文義にて明らかなり

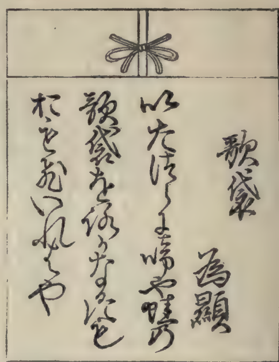
北山抄云上卿取二大簡一入レ宮退出給外記牽二參議一所レ仰外記令レ進二硯折堺(ヲシキ)等一令ミ參議一相中分清書(或上卿讀レ令レ書二之紙一者先指二夾竿一)

清少納言枕草紙云村上の御時にせんえうでんの女御(芳子)ときこえけるは小一條の左のおほいどの丶御むすめ(師尹公)におはしましけると誰かはしり奉らざらんまだひめぎみときこえける時父おとゞのをしへきこえ給ひける事は一には御手をならひ給へつぎにはきんの御こ

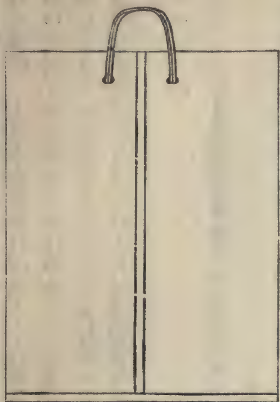
の外に製のことなるものなれば歌ぶくろはそれらの物の遺製ともみえずされば歌ぶくろは爲顯の歌の詞によりて別に始まりしにやとおぼゆるなり又此袋の製出所詳ならずこれも又姉冷兩家の製に幺かず

（この一卷岩崎文庫未調進原本を以て補ふ）

折かへし深さ一寸九分水引長さ二尺一寸五分二筋引
通前方にて結之



同裏圖裏の方にて紙を合す糊付三分底のかへり糊付三分



或說云惣長一尺二寸六分廣さ八寸四分口の折かへし深さ二寸一分餘歌袋二字をかゝず其他は前におなじ

按に吾老年の今に至つて歌囊に三の疑あり爲顯のうた袋は詩囊にもとづきて造之歟又爲顯以往に歌袋といふ物はやありて爲顯蛙の歌袋とよめる歟又爲顯の蛙の歌によりて後人歌袋といふものを作りてこの歌を書付侍に歟蛙の歌袋とよめるは此人はじめなるべしこの歌は夫木抄蛙の處に撰入之永仁元年楚忽百首とあり此集には只蛙のうたに部類して撰之さもあるべし爲顯の心は愚なるにもなどいふあたりわが身を蛙に比して蛙の歌袋とよみ又楚忽百首などいへるにおもひ合すればもしこの時にこれを調てその詠草をも入れられけるにや

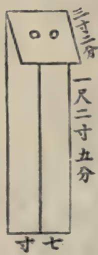
弘賢曰うたぶくろとは元來蛙の咽のふくろゝ所をいふによりて蛙のうた袋とよみしをしらずして爲顯朝臣より前に歌ぶくろ有けんかといふはいまだしきなり歌袋といへる名目古き物にみえたることなければ爲顯朝臣のうたによりて後人の作りしことあきらけし又詩囊も古き物には見えずいにしへは臂袋を詩文の會に携へしなりされどもそれは殊

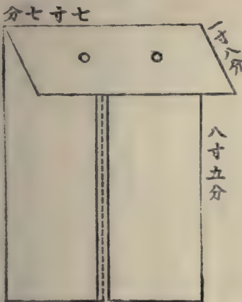
うたぶくろ

此名目もとは蛙の咽のふくろゝ所をいふ然るに爲顯朝臣のうたによみしより人あまねくしるることゝなりてつひに詠草いるゝふくろの名となりしなるべし

○正誤

雅遊漫錄（寶曆初大枝流芳著）云歌袋これ此土の制官家より出る其寸法二種ありて傳ふいまこゝに記す





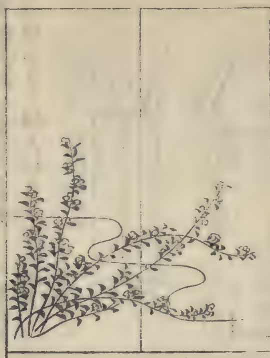
右の袋紙或は白地のあやにて作るまんなかにつぎめあり此方に爲顯の歌を書き「いたづらに鳴や蛙のうたぶくろをろかなるをも思ひいればや」此歌を書付る上のたれの中に穴二つ有筒にも此あな通るひもを通すひもは五色の苧にて作るより合せて引立て通す也按ずるに源爲憲文會あるごとに一囊を携へて赴きたま〳〵喜ぶべき佳句あれば頭を囊中に入て吟詠すること良久し他人の吟詠も又しかりと之は詩歌の稿を入れられし囊なるべきにかやうにあやしく書傳へ（に歟）しものなるべし歌袋もかやうの故實よりやもとづきぬらんか官家のことなれば委くはしらず寸法もいづれの方が是なるや又二種なるかともにしらず

弘賢曰爲憲朝臣の文會ごとに携へし袋は臂袋といふ物なるよし諸書にみえたり臂袋のことは別に考あり江談抄著聞集等をよくもみずしてあやしく書傳へしものなるべしなどいへるはいまだしき事なりさて臂袋は歌袋とは殊の外に製作の異なるものにてその遺製とはおもはれず又此袋の圖出所さだかならず姉小路冷泉の風流なるにはしかざるなり

歌袋井蛙談（寶曆末百庵著）云惣長一尺二寸廣さ七寸五分口の

檀紙を裁ちて糊を用ひて袋となし圖のごとく水引をとほすなり但し折かへしたるうちにて水引あやをとるなり（三すぢ二すぢ）

同上裏圖（つぎめ廣さ三分許水にやまぶきをゑがくいろゑなり）



〇和歌

夫木和歌集第五

蛙　　永仁元年楚忽百首　　藤原爲顯

いたづらになくやかはづのうたぶくろ
　　をろかなるくちも思ひいれればや

弘賢曰流布印本にはをろかなるにもとあり今引所は日野資勝卿筆の本なり撿校保己一藏本もこれにおなじ筆者しらずといへども資勝卿よりも猶ふるき本とみゆる物なり是によればはじめは口を文字にて書きたるをうつしあやまりてにといふ字になりけんもはかられず歌には口といひ碁には手といひ鞠には足といふがいひつけたることなればをろかなる口とよみしなるべし一首の意は古今集の序に水にすむかはづもうたよむとかけるをよりどころにてかはづの聲のなにごゝろもなくいたづらになくときこゆるに歌ぶくろといふ名もあればわがをろかなるうたをもいればやとつゞけたる趣向なるべしさて歌ぶくろとは蛙の咽のふくるゝところをいふなり今も田舍人のいふをきけばかへるのうたぶくろの大きなるは聲たかしなどいふにてしられたり爲村卿はをろかなるをもとかゝれたりこれはにもとある本はきこえがたしとてなほされたるにてもあるべきにや

〇釋名

古今要覽稿卷第二百二十六

●器財部　文房

うたぶくろ

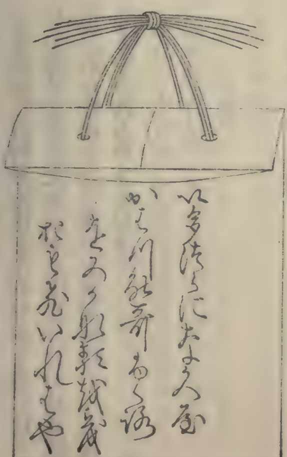
歌袋のはじめいまだ考へず爲顯朝臣の歌によりて後人の製造せし物にや或說には後水尾院の御製作なりといへり世流布のえをりも此法皇の御製なればさも有べきにやされどそれはいかなる形にやいまだみずそののち姉小路實紀朝臣官爵を辭して風竹亭と號すの作と冷泉爲村卿の人にあたへられしと此ふたつはことに風流なるものなり

檀紙一枚を折り凡て底をば内へ折くゝめ水引二すぢにて圖の如くゆふなり糊を用ひず左右のすきまに詠草をさしはさむなり

姉小路實紀朝臣歌袋圖　惣長一尺餘廣さ六寸餘 口の折深さ二寸餘



冷泉爲村卿歌袋圖　惣長一尺二寸五分廣さ七寸五分許 口の折深さ二寸四五分



又云家隆には一尺三寸廣さ一寸三分也惣じてふはの闕やの板びさしの板のひろさ程也是は一寸八分也と云々
類聚名物考云短冊中院家の御說には幅大體一寸八分なるべしとなり宗祇そのかみ越前へゆきしとき國守にいひて一枚の紙にて一寸八分宛の短冊十枚にたゝるゝやうに紙のはゞをさだめたりしといひ傳へしさる事もありぬべしまた短冊に歌書く事は古へはきこえずたゞ交名あるはそと书たる事などは書きし也
按にこれらの說は袋草子を书らぬ事なればとるにたらず
久保之取蛇尾云短冊の事相傳云後光嚴院の時分頓阿法師始而作之云々紙幅一寸八分と相究事は持明院殿御幸之時不破の闕やの板幅に准じて一寸八分に定め給ふと云々
又云一書云短冊は後光嚴院より始る云々
按に上に引るごとく淸輔朝臣の袋草子にあるは和歌書料と見えたれば後光嚴院の御時より始まるといふ說はあやまり也寸法の事もうけがたきにや
和訓栞云或說に嘉曆年中に二條家の爲世卿と頓阿法師と相談して式を立てたりといへり
按にこれら袋草子以下の說を书らざるあやまりなり井蛙抄に白河殿七百首の時短冊を風に吹ちらされし事見えたり文永二年の事にてこの時爲家卿在世なれば世俗に言ひ傳へし爲世卿のつくり出されしといふはあやまりなり

長一尺一寸六分廣一寸七分餘なり臣下もすべて一樣ならざるなりこれらによれば御製宸翰は長一尺二寸廣二寸御製を臣下書く時は長一尺五分廣一寸臣下の短册は長一尺一寸八分に廣一寸八分といふ事は後にさだまりしなるべし

〇釋名

たんざく

宇津保物語枕草子〇按に印本にはたんじやくと書きたれど古寫本にはさくとあり

短籍

日本書紀續日本紀三代實錄靈異記下學集

短册

三代實錄延喜式江家次第

短策

延喜式

短尺

園太曆下學集に籍字作レ尺とありこれらはみな假字なり

單尺

尺素往來

たんじやく

按にじやくともとなへしと見えて園太曆と下學集に尺の字を用ひられたり正字籍の字なればじやくととなへんこと難なしといへども言便にてさくといふなりことに古物語等にはおほくさくとかき文字にも册の字をもちひたればさくといふかたよろしかるべし〇和訓栞云短尺と書けり尺は尺素の儀也又たんざくとも見えたり依て短册とも書けり以二葉薦一裹レ之附二短册一と江次第に見ゆ細く紙を切て結緖に結び附る也といへりされどじやや反さにて多く通じていへり

〇正誤

堯惠深秘抄云短册の事爲世卿頓阿申合候也長さ一尺にて候只今入二見參一候此題岸柳爲世卿自筆にて候裏書は頓阿重而子細は堯孝筆跡にて候短册箱も相應にて候かけご有まじく候長さ一尺一寸幅二寸云々

按に今時は短册長さ一尺一寸五分廣さ一寸八分なり箱もこれに應ずるなり

今川大雙紙云たんじやくの寸の事今時分の長さは一尺二寸也廣さ一寸二分是は定家の流也

袋草子云以二探得タル短册押紙一ヲ書二和歌一ヲ
下學集云短籍籍字作レ尺
井蛙抄卷第六雜談云戸部(爲氏)云白河殿七百首の時眞觀まゐりて短册を泉の水のなかに風に吹入れられてのごひ(拭)ぬの(布)のかせにて取あげなどしてみぐるしかりけり
園太曆云康永四年三月二日天晴權中納言送二消息一此間仙洞六箇日ニ一度有二御讀歌事一昨日分ニ短尺五一
山中花　行路花　寄雲戀
寄水戀　海眺望
被レ遣レ之可二詠進一云々不レ候二其席一如二短尺一詠進先公ノ時茂常ニ有レ之仍領二掌之一四日天晴先日下二賜短尺五一ヲ詠二進ス之一

按に之らまさしく今の短册のものに見えたる所なり今世に傳はりて予がゑたしくみしは尊圓親王尹大納言師賢卿などの自詠の物あり尊圓親王は伏見院の皇子なれば康永にも先だちけんほどの物也

尺素往來正月狀云以二内曇墨染等之單尺懷紙一ヲ七晝夜中可レ被二果遂一之條可レ然候
久保之取蛇尾云短册は云々後圓融院後小松院稱光院後花園院後土御門院右五代の内は杉原雲なり杉原地ニ雲ヲ打正親町院陽光院奉書雲なり後陽成院より鳥の子に雲を打是を鳥の子雲といふ雲紙より以前は白短册也小短册は白紙なり天神雲といふは北野天神の連歌の時此紙をつかふによりての異名なり麁相なる紙なり天神雲は紙不レ宜雲多く地あれ雲のわかれなき類なり雲紙にてあしき紙なり飛雲といふは所々雲ある也後土御門の時代より短册に金泥下繪付多きなり素雲短册をよしとす

短册寸法

詮丈ゑたしくみし短册の寸法を今こゝに志るす

御製宸翰御短册寸法

後花園院長一尺四分許廣一寸六分半　後土御門院長一尺九分許廣一寸六分餘　後柏原院長一尺七分餘廣一寸七分許又一尺一寸六分に一寸七分餘なるもありすべて一樣ならず

親王及臣下短册寸法

尊圓親王長一尺一寸七分餘廣一寸七分尹大納言師賢卿長一尺一寸二分餘廣一寸七分許尊應准后もおほかたこれにおなじ三條家實任卿長一尺九分許廣一寸六分餘淨辨法印これにおなじ慶運はすこし大なり逍遙院内府は長一尺一寸三分許廣一寸八分許稱名院右府これにおなじたけ一分許長きもあり持明院基春卿は

下就曹司廳考選史持短冊筥又史一人持札并紙文外記史生一人持冊硯筥少納言辨大夫倶率就版位大臣宣喚少納言辨稱唯昇自西南階就座史昇自西側階立第一間史生立史後壇下持短冊史進跪居筥於地執短冊置大臣前机上

又省（中務）云其宮人考選文者官即返下然後校定訖即造別記二通一通留省爲案一通副成選短冊（納漆櫃置漆案）正月十日輔一人丞錄各一人率史生省掌等進內侍

又（主鈴）云飛驒儲料（中略）檜函廿合短冊廿枚松脂三斗

又（式部省下）云二月十一日諸司長上成選人列見太政官云々式部省申久司々長上能某年爾選成留申給登申函執研筥短冊筥置大臣前案筥就座

又云諸司番上成選人列見省云々史生各持短策

又云四月七日奏成選短冊諸司選人無故不到者判降已訖解散短冊即依階及年以次綴貫訖云々二省以冊櫃於宣陽門外候之

又云十五日授成選位記奏短冊訖令諸番各寫其冊

又云考問并引唱云々勘定考選目錄已訖以二月十日申送太政官考番史生各寫考別記選番史生亦寫選別記兼書短冊

江家次第（考定）云少納言一人辨一人史二人（一人持短冊筥一人持筒并紙筆）

又云次置短冊硯筥授紙書

一史持短冊筥入自庇西二間（又三間）東行經母屋中央間至上卿前屈行三度跪而置筥於地取出短冊置案上東端

宇津保物語（祭の使）云日に一たびたんざくをいだしてひとけのいひをくふゐんじかいとりとうえいかはててのひねりぶみとわらはれはかせたちにいさゝかかずまへられず

清少納言枕草紙（うちとくまじきもの）云「みまくさをもやすばかりの春の日によどのさへなどのこらざるらん」とかきてこれをとらせ給へとてなげやればわらひのゝしりてこのおはする人の家のやけたりとていとをしがりて給めるとてとらせたればなにの御たんざくにか侍らん物いくらばかりにかといへばまづよめかしといふ云々

古今要覽稿卷第二百二十五

●器財部

たんざく　ひねりぶみ　短籍

たむざくの名はふるく物に見えたれども歌かく料紙にてはなかりしなり日本紀續日本紀三代實錄靈異記今の世のごとく製して詠歌の料紙に用ひし事ははやく清輔朝臣の袋草子にみえたりされどそれはかりそめに裁ちなどせしものにて寸尺などさたすることはなかりしなるべし今のごとく寸法さだめられしは三條西の三代のころよりやはじまりぬらん猶たづぬべし

日本書紀齊明天皇紀云四年十一月庚辰朔壬午或本云有間皇子與蘇我臣赤兄鹽屋連小戈守君大石坂合部連藥取短籍卜謀反之事

續日本紀聖武天皇紀云二年春正月丙戌朔辛丑天皇御大安殿宴五位已上晩頭移幸皇后宮百官主典已上陪從踏歌且奏且行引入宮裏以賜酒食因令探短籍書以仁義禮智信五字隨其字而賜物得仁者絁也義者絲也禮者綿也智者布也信者段常布也

三代實錄云貞觀十七年夏四月癸丑朔七日己未式部兵部兩省奏文武官擬階短籍

又云元慶三年夏四月庚申朔七日丙寅式部兵部二省奏擬階短冊

又云元慶四年夏四月甲申朔七日庚寅式部兵部奏成選擬階短冊

又云元慶五年夏四月戊寅朔九日丙戌先是去七日依例式部兵部二省可奏成選短冊

按にこれらはたゞ小紙をいひしなり

日本靈異記云起見于門椅所有錢四貫著之短籍而注謂之大安寺大修多羅供錢女人恐急以之送寺云々

按に日本紀に短籍とかきてひねりぶみとよみたるは今の探題のごとくひねりし小紙なりけんしからばこれは義訓にて短冊の正訓にはあらず後にひねりぶみともたんざくとも音訓相まじへて通用せしなりそのよしうつぼ物語に見えたり

延喜式太政官云長上考文八十一日申大臣其儀大臣已

らざりしことゑるべきなり

校　正　檜山坦齋　源義愼
校正兼鈔錄　池野貞一郎　源好謙
圖　畫　本山幾次郎　橘正義
大河戸晋平　藤原儀成
三輪善太郎　三輪正賢
校正兼鈔錄　榊原猪右衞門　源長行
校正兼淨寫　山本林藏　源淸任
志村愛助　平知孝
編修兼圖畫　岩崎源藏　源常正
編修兼淨寫　橋本藤兵衞　藤原常彥
編　修　栗原孫之丞　源信充
總　判　屋代太郎　源弘賢

武太山飛龍鹿鳴鵾鷄游絃更唱迭奏聲若二自然一流楚竅
雉懲躁雪煩下逮二謠俗一蔡氏五曲王昭楚妃千里別鶴猶
レ有二一切承間一簉乏亦有二可レ観者一焉然非二夫曠遠者一
不レ能二與レ之嬉遊一非二夫淵靜者一不レ能二與レ之間止一
非二放達者一不レ能二與レ之無レ吝非二至精者一不レ能二與
レ之折理一也若論二其體勢一詳二其風聲一器和故響逸張急
故聲清間遼故音庳絃長故徽鳴性潔靜以端理含二至德
之和平一誠可下以感二盪心志一而發中洩幽情上矣是故懷
レ戚者聞レ之莫レ不二憯懍慘悽愀愴一傷レ心含レ哀懊咿不
レ能二自禁一其康樂者聞レ之則欨愉歡釋抃舞踊溢留連瀾
漫嗢噱終日若和平者聽レ之則怡養悅悆淑穆玄眞恬虛
樂古棄レ事遺レ身是以伯夷以レ之廉顏回以レ之仁比干以
レ之忠尾生以レ之信惠施以レ之辯給萬石以レ之訥愼其餘
觸レ類而長所レ致非レ一同レ歸殊レ塗或文或質總中和以
統レ物咸日用而不レ失二其感一人動物蓋亦弘矣於レ時也
金石寢レ聲匏竹屏レ氣王豹輟レ謳狄牙喪レ味天吳踊二躍
於重淵一王喬披レ雲而下墜舞二鸑鷟於庭階一游女飄焉而
來萃感二天地一以致レ和況蚑行之衆類嘉二斯器之懿茂一
詠二茲文一以自慰永服御而不レ厭信古今之所レ貴亂曰
愔々琴德不レ可レ測兮體清心遠邈難レ極兮良質美手遇二
今世一兮紛綸翕響冠二衆藝一兮識レ音者希孰能珍子能
盡二雅琴一唯至人兮

〇釋名

琴

本朝文粹延喜式御遊抄西宮記

きん

うつぼ物語枕草紙源氏物語

きんのこと

新勅撰和歌集

〇正誤

河海抄云琴上古渡二來本朝一之條勿論也　允恭天皇以下令レ彈給之由見二日本紀一其後延喜の頃までも彈ずる人ありしが中古以來樂曲斷絕

按に允恭天皇の彈かせ給ひしは和琴にして七絃の琴にはあらず古事記の歌になゝつをのやつをの琴と云ふもきんのことにはあらず大寶令に琴工とのみいふものも卽和琴をさしていひたれば和琴といはで琴とのみいふは和琴の古名なりさて琴のことは寶龜十一年にかきたる西大寺資財帳のする所大唐樂器一具の中にのせざれば當時いまだ渡りきた

朗密調均華繪雕琢布藻垂文錯以犀象藉以翠綠絃以園客之絲徽以鍾山之玉爰有龍鳳之象古人之形伯牙揮手鍾期聽聲華容灼爍發采揚明何其麗也伶倫比律田連操張進御君子新聲憀亮何其偉也及其初調則角羽俱起宮徵相證參發並趣上下累應踸踔磥硌美聲將興固以和昶而足耽矣天爾之理正聲奏妙曲揚白雪發清角紛淋浪以流離奐淫衍而優渥粲奕々而高逝馳岌々以相屬沛騰遌而競趣翕韡曄而繁縟狀若崇山又象流波浩兮湯々鬱兮峨々怫愲寃煩紆餘婆娑陵縱播逸霍濩紛葩檢容授節應變合度競名檀業安軏徐步洋々習々聲烈遐布含顯媚以送終飄餘響於泰素若乃高軒飛觀廣厦閑房冬夜肅清朗月垂光新衣翠粲纓徽流芳於是器冷絃調心閑手敏觸攙如志惟意所擬初涉綠水中奏清徵雅昶唐堯終詠微子寬明弘潤優游躇跱拊絃安歌新聲代起歌曰凌扶搖兮憩瀛洲要列子兮爲好仇餐沆瀣兮帶朝霞眇翩々子薄天遊齊萬物子超自得委性命兮任去留激清響以赴會何絃歌之綢繆於是曲引向闌衆音將歇改韻易調奇弄乃發揚和顏攘皓腕飛纖指以馳騖紛澀嘉以流漫或徘徊顧慕擁鬱抑按盤

桓毓養從容秘翫闥爾奮逸風駭雲亂牢落凌厲布濩半散豐融披離斐韡奐爛英聲發越采々粲々或間聲錯糅狀若詭赴雙美並進駢馳翼驅初若將乖後卒同趣或曲而不屈或直而不倨或相凌而不亂或相離而不殊時劫掎以慷慨或怨嫭而躊躇忽飄颻以輕邁乍留聯而扶踈或參譚繁促複疊攢仄從橫駱驛奔遁相逼拊嗟累讚間不容息瑰豔奇偉殫不可識若迺閑舒都雅洪纖有宜清和條昶案衍陸離穆溫柔以怡懌婉順序而委蛇或乘險投會邀隙趣危嚶若離鵾鳴清池翼若游鴻翔曾崖紛文斐尾綝縿離纚微風餘音靡々猗々或樓摻櫟將縹潦徹冽輕行浮彈明嫿睽惠疾而不速留而不滯翩緜飄邈微音迅逝遠而聽之若鸞鳳和鳴戲雲中迫而察之若衆葩敷榮曜春風既豐贍以多姿又善始而令終嗟姣妙以弘麗何變態之無窮若夫三春之初麗服以時迺攜友生以遨以嬉涉蘭圃登重基背長林翳華芝臨清流賦新詩嘉魚龍之逸豫樂百卉之榮滋理重華之遺操慨遠慕而長思若迺華堂曲宴密友近賓蘭肴兼御旨酒清醇進南荊發西秦紹陵陽度巴人變用雜而並起竦衆聽而駭神料殊功而比操豈笙籥之能倫若次其曲引所宜則廣陵止息東

之鍾律一通レ理治レ性恬淡清溢爾乃清聲發兮五音擧レ韻宮商兮動二角羽一曲引興兮繁絃撫然後哀聲既發秘弄乃開左手抑揚右手徘徊指掌反覆抑按藏摧於レ是繁絃既抑雅韻乃揚仲尼思歸鹿鳴三章梁甫悲吟周公越裳青雀西飛別鶴東翔飲馬長城楚曲明光楚姫遺歎鷄鳴高桑走犇舞飛鳥下翔感二激絃歌一一低一昂

琴賦有序　　晉　嵇康

余少好二音聲一長而翫レ之以爲物有二盛衰一而此無レ變滋味有レ厭而此不レ勸可下以導二養神氣一宣中和情志上處二窮獨一而不レ悶者莫レ近二於音聲一也是故復レ之而不レ足則吟詠以肆レ志吟二詠之一不レ足則寄レ言以廣レ意然八音之器歌舞之象歷世才士並爲三之賦頌一其體制風流莫レ不二相襲一稱二其材幹一則以二奇苦一爲レ上賦二其聲音一則以二悲哀一爲レ主美二其感化一則以二垂涕一爲レ貴麗則麗矣然未レ盡二其理一也推二其所一レ由似二元不一レ解二聲音一覽二其旨起一亦未レ達二禮樂之情一也衆器之中琴德最優故綴二敍所一レ懷以爲二之賦一其辭曰

惟椅梧之所レ生兮託二峻嶽之崇岡一披二重壤一以誕載兮參二辰極一而高驤含二天地之醇和一兮吸二日月之休光一鬱紛紜以獨茂兮飛二英蕤於昊蒼一夕納二景於虞淵一兮且晞二幹於九陽一經二千載一以待レ價兮寂神跱而永康且其山川形勢則盤紆隱深崔嵬岑嵒玄嶺巉巖岞崿嶇崟丹崖嶮巇青壁萬尋若乃重巘增起偃蹇雲覆邈隆崇以極壯崛巍々而特秀蒸二靈液一以播レ雲據二神淵一而吐レ溜爾乃顛波奔突狂赴爭レ流觸レ巖觝レ隈鬱怒彪休洶湧騰薄奮レ沫揚レ濤瀄汨澎湃蜿蟺相糾放肆大川濟乎中州安廻徐邁寂爾長浮澹乎洋々縈二抱山丘一詳觀下其區土之所二產毓一奧宇之所中寶殖上珍怪琅玕瑤瑾翕赩叢集累積奐二衍於其側一若乃春蘭被二其東一沙棠殖二其西一涓子宅二其陽一玉醴湧二其前一玄雲蔭二其上一翔鸞集二其巓一清露潤二其膚一惠風流二其間一竦肅々以靜謐密微々其清閑夫所三以經二營其左右一者固以二自然一神麗而足レ思願二愛樂一矣於レ是榮期綺季之疇廼相與登飛梁二越幽壑一援二瓊枝一陟二峻崿一以遊二乎其下一周旋永望邈若二凌飛一邪二睨崑崙一俯闞二海湄一指二蒼梧之迢遞一臨二廻江之威夷一寤二時俗之多累一仰二箕山之餘輝一羨二斯嶽之弘敞一心慷慨以忘レ歸情舒放而遠覽接二軒轅之遺音一慕二老童於騩隅一欽二奉容之萬吟一顧二茲桐一而興二慮思一假レ物以託レ心廼斵二孫枝一準量所レ任至二人攄一レ思制爲二雅琴一廼使離子督レ墨匠石奮レ斤夔襄薦レ法班倕騁レ神鎪會裛レ厠

○和歌

新勅撰和歌集卷第二十物名

きんのこと　　殷富門院大輔

かり衣しかまのかちにそめてきん
のごとの露にかへらまくほし

新撰六帖

こと

世に絶て音だに聞えずなみだのみ
玉のをごとの跡はあれども

齋宮女御集

うへのひさしくわたらせ給はぬころ秋のゆふぐれにきんをいとめでたく引給ふにうへしろき御そのなよゝかなるをたてまつりていそぎわたらせ給ひて御かたはちにゐさせ給へと人のおはするにもみいれ給はぬけしきにてひきたまふをきこしめせば

秋の日のあやしきほどのたそがれに
荻ふく風の音ぞ聞ゆる

ときゝつけさせ給へる御こゝちなんいとせちなりしとぞ御日記にはありける

百詠和歌第十一

琴　伏義氏作長三尺六寸三百六十日にかたどる廣六寸六合にかたどれり上を池と云ひ下を濱と云ふ風前中散至月下歩兵中散大夫嵇康歩兵校尉阮籍山濤王戎向秀劉伶阮咸この七賢竹林に隱居して風の前月の下に琴詩酒の遊びをもよほして心をたのしまんといへり弘賢曰この注は唐の張庭芳が説を譯せしなり

おもへたゞ月もあらしの深きよの
ことのねぞよく竹のはやしを

歴代賦彙

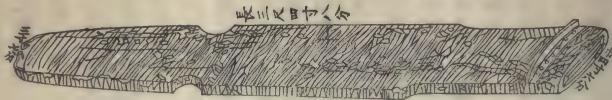
琴賦　　漢　傅毅

歴ニ嵩岑一而將レ降覩ニ鴻梧於幽阻一高百仭而不レ枉對ニ修條一以特處蹈ニ通涯一而遠遊圖ニ茲梧之所一レ宜蓋雅琴之麗樸乃升ニ伐其孫枝一命ニ離婁一使ニ布繩一施ニ公輸之剞劂一遂鵰琢而成レ器揆ニ神農之初制一盡ニ般變之奥妙一抒ニ心志之鬱滯一

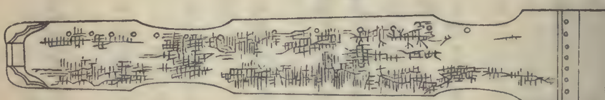
琴賦　　漢　蔡邕

爾乃言求ニ茂木一周ニ流四垂一觀ニ彼椅桐一層山之陂丹華煒々綠葉參差甘露潤ニ其末一涼風扇ニ其枝一鸞鳳翔ニ其顛一玄鶴巣ニ其岐一考ニ之詩人一琴瑟是宜爰制ニ雅器一協ニ

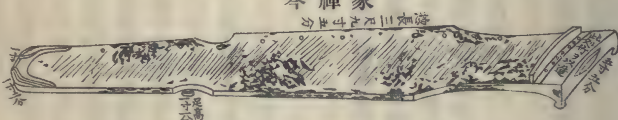
大和國法隆寺藏琴圖



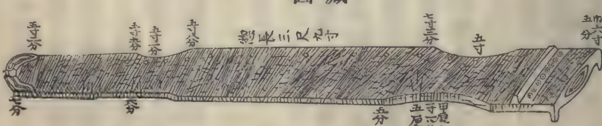
紀伊殿家藏琴圖號冠古琴



水戶殿家藏心越禪師將來琴圖



會津家藏菅公琴圖



龍齦紫檀木博二分五釐高可容一紙闊七分
首濶四寸七分五釐
項當一徽處闊四寸二分
肩起距三徽後四分處（自徽心度之下稱距徽者皆同）闊五寸五分
當八徽處闊四寸七分
腰始距八徽後三寸處深四分終距九徽前六分處長一寸
三分五釐刻空處形如燒瓦窰
當九徽處闊四寸六分
尾闊三寸八分
諸徽悉蚌第一徽去邊二分五釐（自徽邊渡之下同）第十三徽去邊一
寸二分其中間諸徽前後皆相値

腹式（一條）

當池沿槽腹徽隆若薤葉

底式（八條）

底材不知何木厚二分通長三尺五寸五分
護軫亡腿方九分
軫池在距首九分處横闊三寸八分五釐縦闊七分深二分
軫悉亡
龍池始距四徽後一寸終距七徽前二分五釐長七寸二分
濶六分
鳳足二箇不知何木安九十徽間相距二寸足正圓徑六分
高四分脛六稜徑四分高二分
鳳沿始距十一徽前五分終距十三徽後七分長三寸七分
濶五分
下齦濶五分
焦尾下貼格高五釐縦闊六分横闊副尾闊

側式（七條）

舌處中央底面共厚一寸一分兩旁各五分
舌穴形與箏同深四分横闊四寸三分五釐直闊中央七分
兩旁各二分
額當承露前處兩旁厚各七分岳後同
項當二徽處兩旁厚各九分
肩處兩旁厚各六分五釐以下至八徽處同
當九徽處兩旁厚各六分以下至十二徽處同
尾端冠線處兩旁厚各七分五釐
右四式合二十九條皆以今曲尺度之面背俱黒漆滿面
有牛毛斷間亦雜梅花紋凡七八處池中有開元十二年
歳在甲子五月五日於九龍縣造十八字

古今要覽稿卷第二百二十四

●器財部 樂器 四

きんのこと下

古玉圖譜云右琴長五尺五寸闊七寸九分高五寸一分玉色翠碧無瑕以紫磨金爲徽羊脂白玉爲足西紅瑪瑙爲軫古以尺璧爲寶今玉至五尺可爲至寶施之以絃彈操之次聲極宏大而淸越雖古之綠綺焦桐不是過也非絕世之奇珍乎

古琴長短闊狹如圖玉色瑩白無瑕以瑟瑟寶石爲徽以于闐綠玉爲軫足背刻漢隸四字曰玉磵鳴泉其聲淸冷幽響絕勝絲桐至寶二琴云出自漢淮南王墓中盖漢物也

鈴木修敬雷琴圖式云面式十三條

面材桐木通長三尺五寸七分

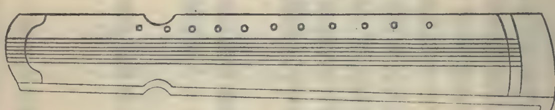
額至岳裾九分

岳紫檀木博一分八蹬高四分裙與岳一木博三分二蹬高

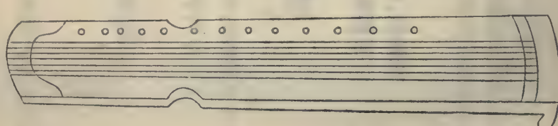
三蹬絃眼七箇相距各五分共三寸

宣聲三尺四寸

宋淳熙敕編古玉圖譜所載古玉大琴一



古玉大琴二



越禪師より琴道を傳授して堪能なり殊さら音律に通じその道に精しければ此時に仰を蒙り樂人と共に調子をとゝのへ二十五曲を調進せしかば元文三年九月十八日御城において管絃興行あり三臺艶拔頭越天樂五常樂陪臚林歌雞德その外郢曲等を奏す中にも琴御所望なれば五常樂陪臚の二曲は打物なく管絃ばかりを奏す久しく絶えにし琴をあらたに管絃に用ひられしに調子よく和諧しを悅びおぼしめされ近任をはじめ所作を務めし輩東川にいたるまで被物として白銀を給はるその丶ちまた東川に仰を下して七十五曲調進す前を合せて百曲なりこのときもまた白銀を給はる仙洞より近任に勅して東八條中將西三條中將二家へ琴を傳授せしめ琴の家を立てらる

按に享保再興の事は前に云ふが如し此說少しく違へり

風雅ナレバ六八ノ和ヲ面白キコトニ思ヒシニ世衰フルニ從ヒテ人ノ心迫切淺露ニナリユクニヨリテ同調ノシカト合タルヲノミ賞翫シテ琴ノ調ヲ奏調ニナホシテ歌ヲモ樂ヲモ同調ヲ用ユル故琴絃ヲ細クユルクスルニ依テ他絃ニ遇テモ其音ヲ奪ハルマシテ管ナドニ遇テハ影モナクナリユク唐ノ高宗皇帝ノ時琴廢リユキシニヨリテ呂才ト云フ人ニ勅シテ再興セシメ玉ヒタルニ玄宗皇帝ハ琴ヲ殊ノ外ニ嫌ヒ玉ヒテ羯鼓ヲ以テ琴ノ穢レヲ解ントノ玉ヒシ事モ有ケリ異國ニモソレヨリ後ハ大カタハ隱者ノ玩ビモノ、ヤウニ明朝ノ書ナドニハ云ヒテ宗廟ノ樂ニハ儀式バカリニ琴ヲ用ヒタルト見エタリ是又琴ノ廢ル、謂レナリ三ニハ琴ハ歌トツル、モノニテ然モ譜ヲ作ルベキ樣ナケレバ歌ノフシニツレテ彈覺エタルヲ世ノ風卑クナリテ樣々ノ新シキ歌ヒモノ出來レバ古ノ樂歌ハスタリユキ催馬樂風俗ノ類モ今ノ世ニハ大形絶エタルヤウナリサレバ琴モ歌ニツレテ絶エタルナルベシ

雅樂詳解云上古の樂は調子ひくしその證據は琴の聲微音なり樂書の中に琴の譜あり合せてうたひて見るに今の樂の調子とは各別なりといへり云そのひき丶といへるは下調子のことなり同じ平調の絲にても二の聲よりは七は高し七よりも爲はまた高し然れども調子はおなじ平調なり高下ともに合せてすこしもたがひなし五十絃二十五絃の時は今の箏の絲よりも又たかきもひき丶もあるべし今の琴の聲はいにしへの調にあらず上古の琴のしらべは他の絲竹にひゞきわたりて獨つかさどりたる聲なりといへり今の琴の絲のしらべにては順の調子にもあげがたからん故に下調子におとしてことの外に微音なりこれ琴のしらべの本意にあらずたゞ大やういにしへの琴のかたちをうつして琴にはあらぬ聲をなしたる物なるべしむかし徐福と云ふ人日本に來儀せしとき上古の琴の調子を傳へて專ら用ひぬれども後世あまりに大事として秘し失ひたりおほくなげかしきことなり

禮用記云有德廟は樂道を好ませ給ひければ仙洞よりも古琴を箏琵琶和琴に合せ管絃に用ひられたきよし勅ありしかば京の樂人辻豐前守近任(後に大膳大夫)をめし下し關東の樂人と相議し調子をと丶のへ管絃に琴を合せ用ふべきよし仰を下し給ひしかども琴曲は樂家にもその傳絶えて知るべからず小野田東川(初命は嘉兵衛)は心

體源抄云淨名院ノ得業圓憲我朝ニ琴ノ曲絶エタル事ヲ歎キテ獨リ鎭西ニ赴ク經信卿マデ此國ニ琴ハ有ケリトゾ其後絶タリケルヲ萬里ノ波ヲ凌ギテ鎭西ニ下向シテ唐人ニ付テ琴ノ曲ヲ習ヒ傳ヘテ年月ヲ經テ南都ニカヘリ來テ淨明院ニシテ琴引カムタメニ地ヲヒキ石ヲタテ池ヲホリ木ヲウヱ其地勢ヲ云ヘバ東ヨリ靑龍流レタリ西ニハ白虎ノ道アリ北ニハサカシキ岸アリ南ハ平地ナリ家ノ作ハ二階ニアゲツクリテ軒ニハ楊柳ヲウヱタリ梧桐ハ鳳凰ノ爲ニウヱ松柏ヲバ玄鶴ノ爲ニマウクト云ヘルカノ得業アラマシゴト漢家ノ風情ナルベシ云々此人ノ後琴傳ヘタル人ナキナリ

又云禪定殿下ノ仰ニ云ク圓憲ト云シモノハ經信ノ帥ニ相具シテ鎭西ニ下向シテ唐人ニ琴ヲ習ヒタリシ也件ノ琴ヲ殿下ニ敎ヘ參ラセムトテ申ケルハ琴ハ微音ニテ花ヤカナル音ナシ又サセル樂モ侍ラズ只詩ヲ講ジテ其詞ヲ彈侍ル也トゾ扨彈時ハ紙ヲタヽミテヌラシテ琴ノシタヘシク板ニ置テ彈クハ響ノ音ノ響クヲナラサン料ナリ彈間モノ共少々イル常ニ仰ラレケルハサル興モナカリキ只紙障子ノ内ニアブ虻ヲコメタルヤウニ聞エシナリトテ笑ハセ給ヒシカバ誠ニキヽザメシテゾ人ニ覺エ侍リケル

拾芥抄云琴渡ニ宜陽殿ニ康保四年五月二十六日自ニ御經藏ニ云々

又云琴　閑栖　山水李部王記云天曆四年華宴御遊琴　漁魚魚或作父　松風樣　仙洞代　閑樓　龍吟已上承平四九五入目錄　一諾　五絃　松風　幽絃　龍門件琴康保三夏依聖上恩拜納已上琴七張承平四年定　鳥舞　無名已上二張延喜九六日錄　泰平　恬損　儀女　南風已上　異體琴四面承平四年目錄　新羅琴三張承平四年定　天慶九年四月琴六張在袋在無名琴納後涼殿南納殿　琴二張無弦康保四年五月二十六日御倉

琴曲大意抄云琴ノ廢レタルイハレ大概三アリ一ニハ凡樂ヲ覺ユルニハ譜ト云フモノヲ作リテ其譜ヲ覺ユレバ手ハ皆譜ニコモリテアルナリ笙ハ乞一工凡乙下十行美比ノ十字笛ハ干五上夕中六下口ノ八字篳篥モ八字琵琶ハ二十字ニ餘ル音ハナキニ琴ハ一絃ニ十二律三重ヅヽアリテ三十六也七絃ヲ合セテ二百五十二七絃ノ散聲ヲ加ヘテ二百五十九是ニ又泛聲二百五十二合テ五百十一ノ音ナリ其上ニ右手左手ニサマ〴〵ノコトアリ是ヲ一々ニ譜ニ作リテ唱ヒ覺エントセンニハ文字ノ數モ足ルマジケレバ琴ノ手ヲソラニ覺ユベキ樣ナシ是第一ノ難義ナリ二ニハ古ノ人ハ心ユキ

曲

くのしらべわづらはしきことおほかるを心にいりし
さかりには世にありとありこゝにつたはりたるふと
いふものゝかぎりをあまねく見合せてのち〳〵は師
とすべき人もなくてなんこのみならひしかど猶あが
りての人にはあたるべくもあらじをやましてこのゝ
ちといひては傳はるべきすゑもなきいと哀になんな
どのたまへば云々琴は兵部卿宮彈給ふ此御ことは宜
陽殿の御物にて代々に第一の名ありし御琴を故院の
末つかた一品宮のこのみ給ふことにて給はり給へり
けり云々きんはこかのしらべあまたのての中に心と
どめてかならずひき給ひき五六のばちをいとおもし
ろくすましてひき給ふ

又はし姫云つねにかくあそび給ふときくをついで（序）なく
てみこの御きんのねの名だかきもえきかぬぞかしよ
きをりなるべし

又すゞむし云きんの御ことめしてめづらしくひき給ふ宮
御すゞひきおこたり給ひて御ことになほ心いれ給へ
り

又椎が本云一越調のこゝろに櫻人あそび給ふあるじの
宮の御琴をかゝるついでにと人々おもひ給へり

又やどり木云故六條院の御手づからかき給て入道宮に奉
らせ給ひしきんの譜二巻五柴の枝につけたるをおと
どとり給てそうし給ふつぎ〳〵にきん箏の御ことび
はわごんなど朱雀院の物どもなりけり

又東屋云こゝにありけるきんさうのことめしいでゝ

又手習云尼君ぞ月などあかき夜は琴などひき給ふ云々
いでそのきんのこと引給へよこ笛は月にはいとおか
しきものぞかしいづらくそ（童兒）たち琴とりてまゐれとい
ふにそれなめりとおしはかりにきけどいかなる所に
かゝるひといかでこもりゐたらん

とりかへばや物語云しばらく立どまりて聞たまへば
箏のこと比巴などかき合たりいづれとなき中にこの
絶々なる琴の音はすべてこの世のことゝは聞えぬに
いみじくおくふかし云々すべて今は世に絶たるもの
にてをさ〳〵引ならす人もなかめるをめづらしく彈
こめ給へり

殘夜抄云琴たえたりながさ三尺五寸黒くぬりて絃七
筋ありもと五すぢに周文王一筋武王一筋あはせて七
すぢとなし文の絃武の絃とも云ふ少宮少商ともいふ
とかや今つたはらず

てこゝろことなるしらべをほのかにかきならし給へる

又(給合)云さらぬことの中には琴ひかせ給ふことなんいちのざえにてつぎにはよこぶえびはさうのことをなんつぎ〳〵にならひ給へる

又(松風)云御かたみのきんをかきならしたるをりのいみじくしのびがたければ

又(はつ音)云あなたなどにもわたり給へかしいはけなきうひ琴ならふひともあめるをもろともに聞ならし給へ云々からのとうきやうき(東京錦)のこと(琴)ゞ〳〵しきはしさしたるしとねにおかしげなるきんうちおきわざとめきよしある火をけにしじう(侍従)をくゆらかして

又(若菜下)云きんなむなほわづらはしく手ふれにくきものにはありけるこのことはまことにあとのまゝにたづねとりたるむかしかの人は天地をなびかし鬼神の心をやはらげよろづのものゝねのうちにしたがひてかなしびふかきものもよろこびにかはりいやしくまづしきものもたかき世にあらたまりたからにあづかり世にゆるさるゝたぐひおほかりけり此國にひきつたふるはじめつかたまでふかくこのことを心えたる人は多くのとしをしらぬ國にすぐし身をなきになしてこのことをまねびとらんとまどひてだにし得るはかたくなんありけるをげにはたあきらかにそらの月ほしをうごかし時しならぬ霜雪をふらせ雲雷をさわがしたるためしあがりたる世にはありけりかくかぎりなきものにてそのまゝにならひとるひとのありがたく世のすゑなればにやいづこのそのかみのかたはしにかはあらんされど猶かの鬼神のみみとゞめかたぶきそめにけるものなればにやなま〳〵にまねびておもひかなはぬたぐひありけるのちこれを引人よからずとかいふなんをつけてうるさきまゝにいまはをさ〳〵つたふる人なしとかいとくちをしきことにこそあれきんのねをはなれてはなにごとをか物をとゝのへしるしるべとはせんげによろづのことおとろふるさまはやすくなりゆく世中にひとり出はなれて心をたてゝもろこしこまとこのよにまどひありきおやこをはなれんことは世中にひがめるものになりぬべしなど口なのめにて猶この道をかよはししるばかりのはしをかしりおかざらんしらべ一つに手を引つくさんことだにはかりもなきものなゝりいはんやおほ

りなしすゞしへんげのもの也こかの玄らべはとしかげいやゆきとひとしかりしたいのいやゆきがてなりいやゆきかくれて三十よねんそのすぢ絕てつぐ人なしすゞし二十餘ことの曲いやゆきにひとしいかなることぞと問はせ給ふ中將すゞしそうすいやゆきまかりかくれてことし六年になんなりぬるつかうまつればおほやけにかずまへられずさらのみやづかへかひなしぼだいのつとめをいたさんとてふかき山に入てつとめはべりけるをすゞし五歲にてくまのにまうであひて山ぶしの中はべりし世に琴つかうまつる名をほどこしてきこの手とゞまらざらんかなしきによりいまゝでしやば(娑婆)にめぐらひつるきんぢ(汝)このてをつたへほどこすものならばこのよになからん世なりともとぶらひまもらん云々

又きくの宴云みすをあげていでゐのすのこにこたちなみゐてきたのかた(北方)ことそでぎみきん(琴)めのとなどかきあはせて云々

又國ゆづり云いざこよひ玄のびてとてきんの御ことゞもいださせたまふ

源氏物語若紫云僧都きんをみづからもてまゐりてこれたゞ御手ひとつあそばしておなじくは山の鳥もおどろかしはべらんとせちにきこえたまへば

又末つむ花云きんをぞなつかしきかたらひ人とおもへると聞ゆればみつのともにていまひとくさやうたてあらん

又須磨云ことそぎてまたさるべき文ども文集などいれたるはこさては琴ひとつぞもたせ給ふ云々琴をすこしかきならし給へるがわれながらいとすごくきこゆればひきさし給ひて

戀わびてなくねにまがふ浦波は
　おもふかたよりかぜやふくらん

とうたひたまへる云々五節の君はつなで引すぐるも口をしきにきんの聲風につきてはるかに聞ゆるに所のさま人の御ほど物のねの心ぼそさとりあつめて心あるかぎりみななきにけり

又明石云久しくてもふれ給はぬきんをふくろより取出し給ひてはかなくかきならし給へる御さまをみたてまつる人もやすからず哀にかなしうおもひあへりかうれうといふ手をある限りひきすまし給へるに云々京よりもておはしたりしきんの御こと取につかはし

うつせみのみやいまはゑらべん
となく／＼かきつく
又藏びらき云きむをこそをしへ　ざらめことわざもかの侍従のすることはえならぬをや云々これは文藏ならんむかしるゐだいのはかせの家なりけるを一まいも文みずその道ならぬきんなどだによのなかにもちりここにものこりたるものを是あけさせんとおぼすほどに中納言かのりうかくはたまはりていぬのまぼりにしはべらんうへのおとゞうちわらひていつしかともいなまでもかやうのをりにはいふやうかあるとの給へば大かたのことはいかゞはべらんこのことのそうあるところ聲するところには天人のかけりてきゝ給なればたゝむとて聞ゆるなり云々また殿もなかたゞをころし給はゞやみ給はずばこそあらましかそれもきん一聲かいひきてきかせ奉らましかばにくみもはて給はざらまし云々おとゞなでうこともはべらざりき右のおとゞの内侍のかみなどきんひきはべりしほどなんけうはべりしやいとありがたかりける云々夜ふけゆくまゝに文よむ聲ずんずる聲もいとあはれにおもしろし上はきんのことかきあはせつゝずんせさせ給つゝきこしめす云々すべて君はすゞしをぞまとはし給きんひき給てははだかつるはぎにてはしらせ給て殿上までわらはせ奉り給ふ
又まつりの使云あるじのおとゞよりはじめたてまつりてきんあそばすかぎりその聲にゑらべてけふの文のけうあるてをあらせてあそばす
又ふきあげ上云御あそびはじまりてうへびはの御ことなりたゞにわごんなかよりゑやうのことけんしに琴の御こと給ひてあそばす云々なかたゞとしかげがのちといへどもとしかげかくれて三十年なかたゞせけんにさとりありといへどもかれが時にあはず琴におきてはむすめにつたふむすめなかたゞにつたふそれだにありがたし云々君だち御文つくり給へりあるじの君御はかせの大がくのすけがうしゝてよみあぐ君だちきんに合せてずんじ給へり云々あてみやにきんの御ことひかせ奉り給てきこしめし云々なかたゞ七人の人のゑらべたる大こくのこさずひくすゞしいやゆきが大こくの音のいづるかぎりつかうまつる仙人下りてまふなかたゞきんに合せてひく云々なかたゞの朝臣がことはとしかげの朝臣が手にまさることかぎ

かばを二に作れるは山くづれ地われさけてなゝ山一つにゆすりあふ云々天女のいはくさらば天のおきてありて天のしたに琴引てさうたつ（姒）べき人になんありける云々一をば南風とつくひとつをばはし風とつく云々あみだ三昧を琴にあはせて云々かの國までもてかへるべきことにはおのがたぶさ（手首）の血をさしあやしてことの名をかきつく一をばりうかく風いまひとつをばほそを風いま一をばやどもり風四をば山もり風五をばせた風六をば花ぞの風七をばかたち風八をばみやこ風九をばあはれ風十をばおりめ風とかきつけて七人の人かへりぬ云々りうかく風をばむすめのにすほそを風をばわかにてやどもり風といひしをのこしていま七をもたせて内へまゐるせた風をばみかどに奉る山もり風をば后宮に奉る花ぞの風をば春宮にたてまつる宮古風をば東宮の女御に奉るかたち風をば左大臣たゞつねにたてまつるおりめ風をば右大臣ちかゝげにたてまつる云々てふれて久しく成にけるに聲もしらまず七ながら同じ聲にはいかでとゝのひたるぞと云々學士をかへて琴の師をつかうまつれ云云むすめに琴をならはす息女一わたりに樂ひとつをならひて一日に大こく五六を習ひとりつ云々かの朝臣（としかげなり）もろこしよりかへり渡りてさがの院の御時この手すこし傳へよとおほせられければ只今大臣の位を給ともえ傳へ奉らじと奏しきりてまかでにしより參らで中納言になるべかりし身を沈めし人なり云云せた風のことをこかの聲にしらべてひくにおもしろくめでたき事さらにたぐひなし云々からうじて萬歳樂聲ほのかにかきならして引く時に中よりゆきまさけふ（今日）の心しけることをしらべあはせてになくあそぶ時になほ仲よりかむにたへでおりはしり萬歳樂をまひて御前に出來りゆきまさ琵琶大將やまと琴みなしらべ合せてあるかぎりの上達部聲を出してあそびけうじ給ふ

又藤原君云あて宮きんの御こといま宮さうの御こと御息所びは大宮やまとごとしらべ給へり

又たゞこそ云としごろひきあそびつるみやこ風をまたひかずなりなんことゝおもひまたおやの御うへをばさらにもいはず云々ひと聲かきならしたまひてりうかくのもとにかきつけたまふ

ひく人もむなしくならば琴の音に

清少納言枕草紙云村上の御時せんえうでんの女御と聞えけるは小一條の左大臣殿の御むすめにおはしましければたれかはしりきこえざらんまた姫君におはしける時ちゝおとゞのをしへ聞えさせ給ひけるは一には御手をならひ給へ次にはきんの御ことをいかで人よりことに引まさんとおぼせ云々

又云あつげなるものきんのふくろ

又云しげいしやなどわたり給て御物語の次でにまろがもとにいとおかしげなるさうのふえこそあれことのたえさせ給へりとのたまふを僧都の君のそれはりうえんにたうべおのれがもとにめでたききんはべりそれにかへさせ給へと申給ふを云々

榮花物語（衣珠）云かくて枇杷殿御八かうは請僧には山座主心譽僧都かうし十人がうちにしんよ僧都いりたり僧綱八人凡僧二人あり聽衆十人あり斯て二十一人の僧まゐれり云々所々の御ほうもち（寶物）もてあつまれり云云小一條院しろがねのきんをせさせ給へり右馬頭かねふさの君もたり云々

宇津保物語（としかげ）云馬はしりよるとおもふほどにふとくびにのせてとびにとびてきよくすゞしき林のせんだんのかげにとらの皮をしきて三人の並びゐて琴をひきあそぶ所におろしおきて馬はきえうせぬとしかげ林のもとにたてり云々としかげもとの國なりしときも心にいれしものは琴なりしをこの三人の人たゞきんをのみひくされればそひゐてならふに一の手のこさず習ひとりつ云々あくるとしのはるよりきけば此林より西に木をたふすをのの聲はるかに聞ゆ云々なほきくに三年この方木の聲たえず年月のゆくまゝにおのが引ことの聲にひゞきかよへり云々三人の人にいとまをこひてをのゝ聲のきこゆるかたにときあしをいだして行くにからくしてその山にいたりてみ渡せば千丈の谷の底にねをさして末は空につき枝はとなりの國にさせる桐の木をたふしてわりごつくるものあり云々琴三十つくりてのぼり給ひぬかくてすなはち音聲樂して天女くだりましてうるしぬりたなば（棚機）た（緒）をよりすげさせてのぼりぬかくて三十のことをつくりてとしかげこのはやしより西に當れるせんだんのはやしにうつろひてこのことのねを心みむとていでたつほどにつじかぜいできて三十のことをおくるそこにて音をこゝろみるに二十八はおなじ聲なりな

りて箏簫琵琶横笛の三つを知られず燕樂には琵琶五絃箜篌箏箏簫横笛ありて琴瑟を用ひられず皇朝に傳へられたるは彼燕樂なれば琴瑟は用ひらるまじきことなるをこゝに簫箏横笛と合奏せられしはいかなるゆゑにや

倭名類聚鈔琴瑟類云琴弦徽等附 帝王世記云炎帝作二五絃琴一世本云神農作レ之琴操云伏羲作レ之以具二宮商角徵羽一至二於周文王一增二二絃一一説云文王武王各加二一絃一音與レ弦同和名古止乃乎 文選琴賦云徽以二鍾山之玉一今按俗説琴體有二龍地鳳地龍舌龍尾蜂腰鳳足弦門絃納古人肩等名一

御遊抄云延長四年八月十六日行二幸六條院一御記 主上令レ彈二和琴一給式部卿親王彈正親王雅明親王左大臣左衛門督藤原朝臣各彈二琴箏一

又云天慶元年正月九日重幸二圓院一朱雀院 李部王記 比巴授二式部卿一琴山水賜レ余箏給二右大臣一實賴侍臣堪二倭歌一者數人陪殿右少將朝成吹レ笙奏二雙調一管絃本ノマヽ疑闇唱歌間出レ酒酣是間右大臣吹レ笛右衛門督吹レ笙宴酣賜レ祿

體源抄云天慶元年正月廿三日内宴記云重明親王彈レ琴實賴鼓レ箏兼明撫二和琴一

西宮記云天曆三年四月十三日於二飛香舍一有二藤花宴一云々有レ仰召下公卿侍臣堪二絃歌一者上奏二絲竹一大臣與二兩納言一渡レ西大臣取二御杖一源朝臣取二御琴譜一藤原朝臣又取レ杖進二御前一奏云延喜御時御琴譜云々源朝臣等稱二物名一即頭藏人等授二置々物御机一但琴出レ袋彈御

西宮記裏書云天曆四十二廿三御佛名竟夜曉錫杖間簾中調二琴音一云々又召二公卿侍臣於塗籠口一有二御遊盃酒與一又見北山抄

御遊抄云天曆五年正月廿三日笙朝忠朝臣右近中將藤原朝臣 比巴延光朝臣 箏左大臣實賴 琴或部卿重明親王 和琴中務大輔博雅朝臣 安名尊 春鶯囀 席田 葛城

天德歌合記云天德四年三月云々十八日をのこども左右にわかたせ給ふ云々歌どもはてゝ樂所のをのこどもをめす左右とりわかれておの〳〵庭にさぶらふ左のとうのかぢはおこらかしとおもひてさうのふえふ圖書く左の大臣さうのことづその頭をさむ琵琶大膳の進ながき琴いよのせうもりときわごん左衛門志富門ふえすりの修理大夫ゑげのぶの朝臣左京權大夫さねとしと主殿のもりの頭橘のよりたゞなどは歌うたひにさぶらふ

早世してそのわざ絕えたりといへり
琴操云伏羲作レ琴以修レ身理レ性返二其天眞一也（格致鏡原）
桓譚新論云神農氏王二天下一始削レ桐爲レ琴繩レ絲爲レ絃以通二神明之德一合二天人之和一（同上）
世本云神農作レ琴（同上）
吳儀琴堂序云太古之琴七尺有二寸而一絃後世聖人裁爲二八尺六寸一而虞舜益レ之以二五絃一至二周武王一復增以二變宮變徵一而爲レ七
禮記云舜作二五絃之琴一以歌二南風之詩一而天下治
爾雅邢疏云常用之琴長三尺六寸六分象二三百六十六日一廣六寸象二六合一也五絃象二五行一大絃爲レ君小絃爲レ臣文王武王加二二絃一以合二君臣之恩一也
學令云凡學生在レ學不レ得二作レ樂（謂レ不二必五音雜比一）及雜戲一唯彈レ琴習レ射不レ禁
本朝文粹
累代寶琴銘（于時寬平八年冬也）　紀納言
承和樂器鳴琴已傳華軫鳳足依レ舊不レ改今之所レ制惟袋與レ絃藏二之府庫一遺二於百年一
延喜雅樂寮式云琴一面（長三尺七寸料絲五兩一分）
西宮記（藤花宴條）云延喜二年三月二十日於二飛香舍一御二覽藤花一左大臣獻レ物（給二御厨子所一）次供二御膳一次王卿侍臣着座（公卿下侍臣花下）次大臣賁二御本笛硯琴等一（入筥）給二紙筆一獻レ歌御彈琴大臣侍二東簃一奏二唱歌一取二樂器一奏レ樂大臣大鼓忠房笛次御平座大臣立舞中宮被レ奉二銀籠二棒一（付藤花）事了賜レ祿
御遊抄云延喜十八年二月二十六日己巳行二幸六條院一（御記）笙（保忠朝臣又時々彈琴）笛（上野親王）比巴（前帥親王）箏（中務親王）琴（克明親王）和琴（左大臣）時々唱歌事了給レ祿
李部王記云延長三年十月十一日（天晴）此日覽二殿上侍臣奏樂一去秋欲レ奏二此音樂一而依二洪水之災一停止近日無二雜事一仍果二其志一也午剋着二東又庇坐一南第三間立二大床子二脚一（本ノマヽ）次召二公卿一（中略）次召二樂人一次奏二參入音樂一聲曾勝左大臣彈レ箏右大臣琵琶治部卿朝成朝臣二人琴笙博雅朝臣右馬允二人橫笛吉永淸眞篳篥良岑行忠小篳篥左衞門督銅鉢子修理大夫羯鼓助信朝臣諧鼓寬信朝臣拍子右衞門佐大鼓共政鉦鼓左馬允唱歌此間皇太子參上東又庇南第四間敷レ茵爲レ座

按に唐の代に雅樂と俗樂との別ちあり雅樂は宗廟に用ひらるゝ樂にして他に會て用ひられず俗樂は燕飲の樂にして常に用ゆる處なり雅樂には琴瑟あ

古今要覽稿卷第二百二十三

●器財部　樂器　三

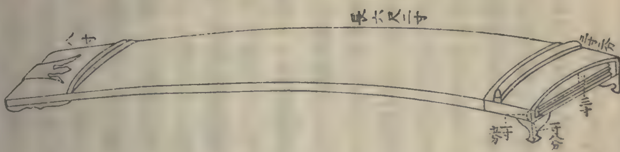
きんのこと上

きんのことはもと西土の樂器なりつくりしはじめは伏羲といひ（琴操）神農ともいへり（桓譚新論世本傳教琴賦）しかれども太古の琴は一絃にして七尺二寸なりしを後世聖人八尺六寸とし（格致鏡原所援吳儀琴堂序）虞舜にいたりて五絃とし（禮記）文武にいたりて七絃となりしと（爾雅疏）あれば今のことゝなりしは周の代よりなり皇國にこの器の聞えしは仁明天皇の御時なり

本朝文粹〇日本紀よりして國史學令に琴の字あまた見えたれども多く和琴のことにして七絃の物にはあらざるなり然るを物茂卿琴を南朝より傳へしものなりといひ天王寺に太子の御物の琴といひ傳ふものあるはうけがたしと云ふ

これを他の樂器と合奏せしことは延喜二年（西宮記）十八年（御遊抄）延長三年（李部王記）四年（御遊抄）天慶元年（同上體源抄）天曆三年（西宮記）五年（御遊抄）天德四年（天德四年歌合記）なりうつぼ源氏の物語にもあまた所みえたればもはらそのころは彈もてはやしけるなるべしとりかへばやの物語にはすべていまは世に絶えたるものにておさ〳〵ひきならす人もなかめるをめづらしく彈こめたまへりとあり此物語は作者未ㇾ詳山岡明阿の說に源氏よりは百年ものちといへり然ればその比よりはやく世に絶しなるべし延寶の頃明朝の僧心越歸化せし時に琴を携へ來りこゝらの人にも傳へしが中にも杉浦內藏允某家人小野田嘉兵衛よくその傳を得たりその琴曲世に傳はりしを太宰純きゝて古の樂にも琴瑟の和ありたるに今の樂には琴の絶たるを歎きて黑田豐前守直邦朝臣へ申せしを彼朝臣の心にて山井出羽守景國にはかられしかば辻豐前守もくはゝりていさゝかその曲を樂に合奏せしがよく合もすべくなりし時に豐前守朝臣へ申しかば終に有德院殿の御聽に入奉り曲なりてのち元文三年九月十八日御城にてはじめて合奏ありよくとゝのひたりとてこれにかゝづらひし人々に賜ものありのち山井出羽守をして琴曲の家たらしめ給ひしがそののちは殿中の合奏もなくかつ景國が家うちつゞき

山城國本能寺藏箏圖依レ勅號ニ時雨ニ豊臣太閤侍女伊吹氏遺物

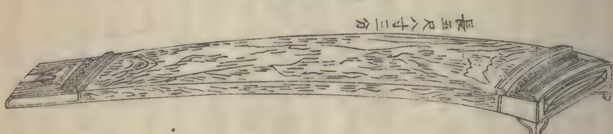


ニ遣唐使ノ淮判官掃部頭貞敏簾承武ガ娘傳フト云フ或ハ云内教坊ノ妓女命婦石川ノ色子筑紫之ヒコメ山ニシテ唐人ニ此ヲ傳フトモ見エタリ

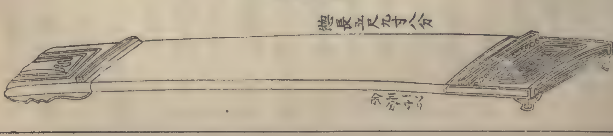
秘曲ノ中ニハ信之大臣ノ五常樂ノ夢說天暦ノ御製ニハ梅花ト云フ秘曲アリ光明皇后ノカツラギト申ス秘曲ヲバ琴ヨリウツシ給ヒタリ雍門ガ三段乃イロノカキアハセ富家殿ノ宇治宮盤渉調ノ柱千蒼海波ノ由加見調子水調々子カク調子ちゃの金になぞらふる千金調子又ウハト秘曲アリ又備後前司季通大宮の右府の後家の秘曲を傳ふ名譽勝たりしがいさゝか身におこたることありて東山邊にとぢこもるなみ〳〵の人だにもとふ事まれなりしに二條院ふかく道をたしなみおはす管絃のあるじしてひそかに叡慮の中にはすみはて給はざりけりいかなる折にか有けん二の御箏をつかはしてなにはのよしあしをたづねらる季通うれしさのあまりになみだまづさきだちてかしはがたに一首の和歌をかきてたてまつる

君が代にとはるゝことのつまなれば
今ぞ嬉しきためしにぞひく

姫路家藏箏圖（號二松風一嘉暦二年丁卯五月戊午藤原資房卿於二若狹國三方郡甘西鄕奧堂寺一而造レ之云）



安藝國嚴島明神藏箏圖（號二法花一）



イハレテ後チトヒキヨセテ靜ニ何トナキ樣ニテ左右ノ袖ヲツクロヒ前衣紋ヲカキナホシテ柱ヲ細絃ヨリヨキホド〳〵ニアゲオキテ二ノ絃ヲヨク思ヒシヅメテ隣ニキカセズ忍ビヤカニ巾ノ絃マデ高クナラサズシテ唯後ニ二五二二五トバカリ高クナラシテサシ置クベシ若クハ爪搔合極テ靜ニナラシテオク也扨何ニテモソレ〳〵トアラバ平調ナラバ萬歲樂寂シヅカニサハヤカニシト〳〵トヒキ切ヒキ切カキヤウモシヅカニアルベシ一反若クハナカバ程也トモ其次ニ猶強テ望マレバ甘州ナンドヒクベシ猶トアラバ三臺急體ノモノヲヒクベキ也是等ヲバ輪說ナク一反左リ右ノ手ヅカヒ寂サハヤカニシテ彈ベシ扨後ニハ蘇合急又ハ千秋樂彈クベシ左右ナク早キ樂ヒクコト有間敷コト也壹越調ナラバ賀殿次ニ鳥急ニテモヒクベシ猶ヒクベクバ春鶯囀ノ具足ニテモヒクベシ始メハ只拍子ヲシヅカナル程ニハ樂拍子ノシヅカナルヲヒキ次ノ度ニハソレヨリ少ト早キヲヒキ後ニハ早カランヲモヒクベシ

體源抄云箏譜云秦箏者秦蒙恬始作レ之其長七尺二寸增琴一倍廣八寸其絃十三或云秦女姉妹爭瑟引破終爲二兩片一其一片有二十三絃一爲二姉分一其一片有二十二絃一爲二妹分一秦皇寄レ之立レ號爲レ箏云々

又云或抄云箏ハ龍音體委ク申セバ憚ハベルベシ皇道ノ政機ハタヾ箏ニアリトコソ見エテ侍レ二儀五行此ニカタドラズト云フコトナシ帝軒ハジメテ箏ヲ作テ樂ヲ調ベ庭ニハテ南風ニウタヒ給ヒテ天下皆ヲサマリヌト云ヒキ五丈ヲナガサトシ五尺ヲヨコザマトセリ二十五絃ヲハレリ五丈五行五々二十五トセリ五人ヲシテコレヲヒカシム甲ヲタカウシテ天ニ象ト裏ヲヒラニシテ地ニカタドル實ニ陰陽ノカタチ仁智ノ器ナリ此即御兒ト申ス文ニ見エタリ後ニ秦ノ蒙恬媛五尺十二弦トセリ此ヲ十二月ニカタドル又後ニ一弦ヲ石季倫ハ珊ハ座ニ引キ則大后ハ錦繡ノ帳調フ

或云秦ノ綄無義ト申者一ノ瑟ヲフタリノムスメニ傳フ二女此ヲアラソヒテ中バヨリ引ハリテ卽チ箏ノ體ヲ作ル此ニヨツテ爭ノ字ヲシタガヘタリ其長云ヘバ六尺五寸六合五行ニカタドル左リ右ノ手ノ常ニ動クハ日月ノメグル相ヲ表ス甲ノソレルハ天ノ圓ナルカタチ腹ノヒラナルハ地ノケタナル體ナリ柱長二寸ハ陰陽ノ法度トス我朝ニ傳ハルコトハ仁明天皇ノ御時

ハラレウチマカセテハ平調ノ柱ニテ盤渉調ノ樂黄鐘調ノ樂ナンドモヒキ大食調ノ柱ヲ以テ高麗樂ヲヒキ壹越性調ノ柱ヲ以テ水調ノ樂ヲヒクナリ是ハ普通ノ事也ウルハシクハ皆柱アルナリソレヲナラフヲ以テ箏ヲキハムルトハ云フ也箏ノ調子琵琶ノ手ト云フモノナリ比巴ノ手ヲバ人常ニヒケドモ箏ノ調子ヒク箏彈十八ニ一人モヤアルランヒキモセズキヽモセズ聞シ相弟子ナガラモ互ニ心ヲオキテ彈ズタヾ打任セタル掻合ノヤウニ人多ク思ヘリオカシキ事ナリ

又云要略二品玄十絃調子掻調千金調子大食調遊神調也其外奧ユカシカルベシ

又云管絃ノ所ニコトヽ思フ所ニテハ先ヅ吹モノ笙ヨリ調子ヲ吹ク次ニ篳篥吹次ニ柱ヲタツルニナラヒアリ絃合也次ニ笛吹ク

又云粟田口從一位大納言良敎卿ノ流ニハ先笛ヲネドリテ柱ヲタテサスル也箏ノ絃合セシハジメテ後笛吹クサテ絃合セシハテヽ後ノボリ掻合ヲスル也ノボリ掻合ト云フ事ヲ人コヽロエズ是ハ絃合ヲバ太絃ヨリシテ細絃ヘ調ベクダシテ後中ノ絃ヨリノボリニ此調子ヨキカアシキカ試ノボル手ヅカヒヲ上掻合トハ云フ也三段ノ掻合トモ云フ秘名ニハ長秋吟ト云フナリ扨其後一ノ絃ヲバタツル也吹モノヽ調子果テ後樂ヲハジムルナリ樂ノ次第吹モノ笛ノハカラヒ也彼吹モノニフク調子ノトキ彈モノニモ又ヒカンズルト人思ヘリオカシキ事ナリフキモノニフク調子ノトキハ絃合セ掻合ヲモツテ彈モノヽ調子ニ用ユルナリ

又云調子可彈折之事

御所ノ講ニテモ私ノ講ニテモモノヽ音ソロヒテ面白ク感ニタヘザラン時モノヽ上手ドモノ笛ノ秘事ニハ何ヲセヨ笙ノ秘事ニハソレヲセン篳篥ノ秘事ニハ小調子ヲフキタマヘ琵琶ニハ手ヲヒカンナンドイヒテタガヒニ心ウチトケントキ比巴ノ手ノ次ニ箏ノ調子ヲバヒク也是ハコヽゾト思フトキスベキ也

又云箏ニ調子彈ヤウ先柱ヲシテ習ヒアル掻合ヲヒキテ後頓テ靜ニツヾケテイヅクヨリ彈ハジメツルゾト思フヤウニ始ヲヒキ隱スベシ是ヲ聞入アラバ調子ヲ秘スルヨトシル也君ノ前ニテ箏ヲ彈ヤウ吹モノ彈モノアツマリテカラハ前ニ云フガゴトシ只箏一張ニテスヽメラレバ左右ナク我ヒカント思フ氣色ナク暫ク心ノ中ニ調子ヲ案ジ計ラヒテ一兩度ソレヤソレヤト

ニ笛ノ筥次ノコシニハ比巴次ノコシニハ箏云々

又云管絃講ノ時次第先大鼓次ニ鞨鼓次ニ笙次ニ横笛次ニ篳篥次ニ琵琶次ニ箏也云々箏モ餘多アラバ上手一兩人ニノコシアツルベシ兒女房ナンドヒカバソレヘモテナシアツルベシサレバ箏ハヤスカラズ大事ノモノナリ能々沙汰アルベキモノナリ

又云箏名物大螺鈿小螺鈿秋風鹽竈也秋風ハ延喜帝ノ御箏ナリヤガテ陵ニ籠ラレケリ師子丸ト云フハ小野宮殿ノ箏也コノ箏ハ一代ヲヘダテヽナルトイフ一代ハナラズ殊ニメデタクカザリタリシトゾメハ金ヲ入レタリ

又云伊綱宇治殿ヘ參ラレタリケレバヲリフシ七夕祭ノアリケルニ御心ミバヤトテ柱タテヽ進ゼヨトオホセアリケレバ一張ハ呂ノコトヂニタテ一張ハ律ノコトヂニ立テタリ呂ヲバ男ニカタドリ律ヲバ女ニナゾラフコノユヱニカクタツル也乞巧奠ノ調ト云フニヤ人ノ不レ知事也則天皇后ノ箏ノ序ト云フモノヲアソバシタルニハ笙ト箏ト其形フタツニシテ心ヒトツ也乃至隆シテ其甲以テ天ニ准フ是ヲ請仁（シヤウジン）ト云ヒ腹ヒラウシテ以テ地ニナゾラヒ是ヲ渇智ト云フ中ウツラニシテ以テ人ニナゾラフ誠ニ仁智ノ器也トカケリサテ笙ト其心ヒトツナレバ笙ノコトトハ云フ也妙音院殿譜ニハ仁智ノ譜トカケリ

又云箏調子有異名事

壹越調壹越惟調沙陀調平調大食調乞食調双調黄鐘調大黃鐘調水調盤涉調風香調羽調角調

又云秘錄說二

涼風惟律涼風性呂上陽性律上陽性呂朱娘性律朱娘性呂霓裳性律霓裳性呂泗濱性律泗濱性呂是ハ秘スルノ名ナリ箏ノ大事ハ調子ニヲサマレリ琵琶ノ大事モシカノゴトシ箏琵琶ニ彈ク樂ハオホヤケモノニテ常ノコト也加樣ノ調ノ名ドモヲツタヘルヲ箏ノ奧旨トハ云フ也是ハ皆五音五調子ノ中ニツケカヘタル名ドモ也別ノ義ハナシ但箏ヲキハムルニハ三調ヲ以テキハムル也普通ニハ三曲トモ云フナリ双調水調盤涉調也人三ヲ以テ極メタルトハ云フナリ琵琶ノ三曲ニ於テハ名ナリトモシレル人アリ箏ノ三曲ヲバアマリニ秘スルユヱニ名ヲサヘ人ニキカセラレズ心得アルベキニヤ秘スル事ヲアダニイヒ愚カニスレバ師弟冥加ナキナリ伊綱モ三調ノ内盤涉調ノ柱バカリマデコソ傳

遊あり云々同二十六日院御所にて御遊ありけり大殿女房右衞門佐箏新大納言宗能孝轉比巴内大臣賴長權大納言雅定笙左衞門尉元正笛能登守季行篳篥宮内卿有賢拍子にて双調盤渉調曲を奏せられけり云々

又云白河院箏をひかせ給ひける折初夜のかねはつきぬるかと御尋ありけるに聞きたるものなかりけるに釜殿が申けるは御所の方にこそかねの聲は聞え侍りつれと申けるを人つたへ申ければ我箏はいたりにけりよき箏はかねの聲に似たるなりとぞおほせられける

又云久安三年九月十二日法皇天王寺へ御幸有けり十三日念佛堂にて管絃有けり歌并笛資賢笙内大臣篳篥笙後盛朝臣但不堪のよしを申てふかざりけり比巴信西箏六波羅別當覺暹法皇笛をふかせおはしますとて沙門の身にて此事あざけり有るべしとて障子にゐかくれさせおはしましけり云々

古事談云博雅三位箏譜奥書云案萬秋樂自序始六帖ニ畢マデ無レ不ニ落涙一予誓世々生々在々所々以レ箏生彈萬秋樂之身凡調子中盤渉調殊勝樂中萬秋樂殊勝也云云博雅者依レ愛ニ此調子一再此樂生ニ都卒外院一之由見ニ經信卿傳ニ云々

又云高野御室御寵童共師匠之料孝博鳴瀧ニ家ツクリテ居給ヒテ種々御イトヲシミアリテ常在參川ニ箏琵琶ヲナラハセサセ給ヒケリ常在ニハ琵琶參川ニハ箏各器量モ相叶ヒテ秘曲ドモ授ケリ參川ニ千金調子授ケテケリト富家入道殿聞食テ孝博ヲ召テ實ニヤ千金調子御室ナル兒ニヲシヘタムナルト令レ問給フニ孝博申テ云召テ可ニ聞食一云々依レ之御室ヘ箏ヨク彈ク童ノ候ナル給テ聞候ハヾヤト令レ申給ヒタリケレバ御室入レ興給ヒテ被レ進ニ參川一ケリ御前ニ召テ樂ナドアマタ被レ引テ後ニ千金調子ヲヒカセラル、ニ無ニ正體一僻事共ナリ童退出ノ後又孝博ヲ召被レ仰云千金調子爲ニ僻事一之由可レ令レ申也云々孝博今蹔可レ令レ助御口マトヒ候ナムズト申ケレド僻事也汝モ我モ存生ノ時不レ令ニ謝歌一者爲ニ後代之狼藉一歟トテアリノマ、ニ被レ申ニ御室一之間孝博不日預ニ追却一畢云々

又云承曆御樂召人資賢朝臣季兼朝臣拍子忠親朝臣和琴兼雅朝臣　實家朝臣　季信箏　近衞召人忠節　成方
好方　近久　守忠　助種　兼文

絲竹口傳云四階ノ御厨子ニ管絃ノ具足置クコトカミ

記し給ひたるとかやいかなる匂ひにてかはべりけんゆかしきことなり
又云同五年正月二十三日宴おこなはれけるに式部卿重明親王琴左大臣（實頼）箏中務大輔博雅朝臣和琴侍從延光朝臣比巴散位朝忠朝臣笛右近中將藤原朝臣笙安名尊春鶯囀席田葛城などをぞ奏しけるそのゝち平調曲も有けり
又云後三條院は管絃をば御沙汰なかりけり去ながら中御門大納言宗俊の箏をきこしめしては此卿の箏はたゞ物にあらず道においてうへなきものなりと御顔色も變じまし／＼て御感有けり白河院も此人の箏をきこしめしては御落涙ありてかんせさせ給ひけり按察使大納言宗季に仰られけるは我宗俊が箏をきゝておほく滅㆓罪障㆒に非㆓管絃㆒者嗚呼の覺え取べきなりとぞ叡感有けるさてことに御憐愍有けり知足院殿はかの卿參られければいかなる奏事ありけれどもきこしめされず御箏のさた有て每度興にいらせ給ふ也
又云嘉承二年三月五日鳥羽殿に行幸ありて六日和歌の興ありける云々次に御遊主上笛をふかせおはしましけり殿下（忠實）箏宗忠卿拍子宗通卿付歌云々

又云花園のおとゞの御跡冷泉東洞院に御わたり有し時もほこらをかまへていははれたりけり福大神とてその社當時もおはしますめり此福大神の不思議多かる中に寬喜元年の比云々左衞門尉何某とかや云て四條大納言の家に祇候の間夕ぐれに彼亭冷泉萬里小路より退出の時大炊御門高倉邊にてたちとゞまりてあなおもしろの箏の音やといひて行もやらず打かたぶきて面白かりけりそこにある男に是はきくかといふ更にきかずとこたへければいかにや是ほどにおもしろき箏をばきかぬとて猶ひとり心をすまして立たりけり云々
又云天永三年三月十八日御賀の後宴に舞樂はてゝ御遊の時中納言宗忠卿拍子治部卿基綱卿比巴中納言中將箏中將信通朝臣笛少將宗能朝臣笙伊通和琴越後守敦兼篳篥呂安名尊席田鳥律靑柳更衣鷹子萬歳樂主上催馬樂を付うたはせ給ひけるめづらしく目出度かりけることなり云々
又云保延三年六月二十三日宇治左府內大臣におはしましける時院御所ちかゝりける御宿所にて大との（忠實）箏おとゞ（賴長）權大納言（雅定）笙六條大夫基通笛にて御

源氏物語（篝木）云またさうのことをばんじきてうにしらべていまめかしくかひ引たるつまをとかどなきにはあらねどまばゆきこゝろなんし侍りし云々

又（明石）云さうの御琴まゐりたればすこし引給ふもさまざまいみじうのみ思ひ聞えたりいとさしも聞えぬものゝねだにをりからこそはまさるものなるをはるばるとものゝとゞこほりなきうみづらなるに中〳〵春秋の花紅葉のさかりなるよりはたゞそこはかとなうしげれるかげどもなまめかし云々なつかしきさまなるはいづこのにかはべらんなにがし延喜の御てよりひきつたへてはべること三代になんなりはべりぬるをかうつたなき方にてこのよのことは捨わすれ侍ぬるをものゝせちにいぶせきをり〳〵はかきならしはべりぬるをあやしうまねぶものゝ侍るこそしねんにかのせんたいわうの御中にかよひてはべれ山ぶしのひがみゝに松風をきゝわたしはべるにやあらんいかでこれしのびてきこしめさせてしがな云々

又云ちかき木丁のひもにさうの琴のひきならされたるもけはひしどけなくうちとけながらかきまさぐりけるほどみえておかしければこのきゝならしけることをさへやなどよろづにの給ふ云々

又（若菜下）云御あそびたえずあり此だいにつねにゆかしうする御ことのねいかで此人々のさうびはのねもあはせて女かく心みさせん云々

又云月やう〳〵さしあがるまゝに花のいろ香もてはやされてげにいと心にくきほどなりさうのことは女御の御つまをとはいとらうたげになつかしくはゝ君の御けはひくはゝりてゆのねふかくいみじうすみて聞えつるをこの御てづかひはまたさまかはりてゆるらかにおもしろくきく人たゞならず云々

古今著聞集云延長四年正月十八日内裏にて梅花宴ありけり主上清涼殿のまた庇に出御有けり文人詩を獻じ伶人樂を奏しけるに曉に及んで常陸親王箏を彈じ八條中納言保忠比巴を彈ず主上和琴をひかせおはしましける云々

又云天暦三年四月十二日飛香舍にて藤花の宴有けり右大臣左衞門督談じ給ふ和歌絲竹の興などはてゝ女御御おくりもの有けり先皇の勅子内親王に給ひける箏譜三卷貞保親王のもちゐたりける笛螺鈿の箏などをぞ奉り給ひける件の箏あやしき香あるよし李部王

音の箏々たるによりて竹に從ひ箏聲といふとあれば鼓絃竹身にてよく聞えたり然るを風俗通に五絃筑身といへるより太平御覽もそれに從へるなるべけれども鼓絃竹身といふを聞えずとはいはれまじきなり

歴代賦彙漢侯瑾箏賦云於是急絃促柱變調改曲云々

又魏阮瑀箏賦云惟夫箏之奇妙極ニ五音之幽微一苞羣聲以作レ主冠ニ衆樂一而爲レ師稟ニ淸和於律呂一籠ニ絲木一以成レ質身長六尺應ニ律數一也云々

又晉賈彬箏賦云溫顏既緩和志向レ悅賓主交歡鼓鐸品列鍾子授レ箏伯牙擊レ節云々

又晉陳氏陶融妻箏賦云伊夫箏之爲レ體云々括ニ八音之精要一超ニ衆器之表式一后夔創制子野考成列柱成レ陣既和且平牙氏攘レ袂而奮レ手鍾期傾レ耳以靜聽

風俗通云箏秦聲也或曰蒙恬所レ造五絃筑身今幷涼二州箏形如レ瑟不レ知ニ誰改一

同話錄云秦人鼓レ瑟兄弟爭レ之又破爲レ兩箏之名自レ此始今之制十三絃而舊制亦有ニ十二絃者一謂ニ之秦箏一世俗有ニ樂器一小而用ニ七絃一名ニ筑箏一今乃謂ニ之箏一或云蒙恬分レ瑟爲レ兩則恐無ニ爭之義一

日本紀云繼體天皇七年九月勾大兄皇子親聘ニ春日皇女一云々妃和唱曰莒母利矩能（コモリクノ）也籠國簸都細能哿婆庚河（ハツセノカハユ）也那我例俱屢（ナガレクル）也流來駄開能（タケノ）也竹以矩美娜開（イクミダケ）余囊開（ヨダケ）竹也三竹四漢等（モト）等陛嗚磨（ヘヲバ）也本枝莒等你都俱利（コトニツクリ）也造箏

大寶職員令云雅樂寮頭一人助一人大允一人少允一人大屬一人少屬一人云々唐樂師十二人樂生六十人

類聚國史云桓武天皇延暦十五年六月丙寅正六位上尋來津公開麻呂授ニ外従五位下一開麻呂善彈レ箏云々

又云淸和天皇貞觀九年十月四日己巳従五位上行掃部頭藤原朝臣貞敏卒云々承和二年兼ニ遣唐使准判官一五年到ニ大唐一達ニ上都一逢下能彈ニ琵琶一者劉二郎上劉二郎曰僕有ニ一少女一願令レ薦ニ枕席一貞敏答曰一言斯重千金還輕既而成ニ婚禮一劉娘尤善ニ琴箏一貞敏習ニ得新聲數曲一云々

延喜雅樂寮式云箏一面長六尺四寸料絲二兩

倭名類聚鈔云風俗通云神農造レ箏祖耕反俗云象乃古止或曰蒙恬所レ造秦聲也蒼歆篇云箏形似レ瑟而短有ニ十三絃一

今案箏譜云一二三四五六七八九十斗爲巾是十三絃名也

玩瑀箏譜云箏柱和名古止知高三寸具ニ三才一也今案三才云天也人也

古今要覽稿卷第二百二十二

●器財部　樂器　二

さうのこと　箏

箏といへるは西土のいにしへより晉陳氏箏賦隋の世までの名なり隋書音樂志唐には頌瑟といひたり唐書禮樂志抑箏は后夔の創制する所と晉陳氏箏賦いへば既に三代の前にありまた鍾子授ㇾ箏伯牙擊ㇾ節と晉賈彬箏賦いふをみれば秦蒙恬が造る所と風俗通いへるは誤なり但し籠ニ絲木一以成ㇾ質身長六尺と魏阮瑀箏賦いへるものと鼓弦竹身と說文いふものと二種あり絲木成質といふは木に絲をこめて質となせし者なるべければ全く今の箏と去らる急絃促柱變調改ㇾ曲と漢侯瑾箏賦いふものもまた促柱といふによれば全く今の箏なり鼓絃竹身といふは五絃筑身と風俗通いへるものと同じく秦樂也と說文繫傳いへば名はおなじく箏とよべども物は自ら別なるにやあらん筑は竹を曲て作る五絃のもの也說文箏は竹にて作りしもの丶おなじく五絃なりしかば同類なるが故に筑箏と說文にもつゞけたるならんかつ皇朝にて竹もて箏作りしはいまだ隋唐の箏の渡らざる前なれば自うけ傳ふる所ありけるにや隋唐の箏の皇朝につたはりしはじめはさだかならざれども大唐の樂うつされしは文武天皇の御時といへばそのときに一具せし樂器はみなわたりしなるべし然るを仁明天皇の御時に掃部頭貞敏廉承武が娘より傳ふともいひ又は內敎坊の妓女石川色子が唐人に習ひしなど體源抄いふはうたがはしきことなり

隋書音樂志云箏十三絃所ㇾ謂秦聲蒙恬所ㇾ造也

唐書樂志云五曰絲爲ㇾ琴爲ㇾ瑟爲ニ頌瑟一頌瑟箏也

釋名云箏施ㇾ絃高急箏々然也

說文云箏鼓絃竹身樂也從竹爭聲臣鍇曰古以ㇾ竹爲ㇾ之秦樂也

按に淸段玉裁鼓絃竹身の四字を太平御覽に依て五絃筑身と改めたり但し徐鍇は南唐の人にして太平御覽作られしより前の人なりその說に以ㇾ竹爲ㇾ之といへば必傳聞する處ありしならん又按に筑は竹を曲て作り持て鼓するが故に竹に從ひ巩に從ふ巩は持つ也といへり箏はたゞ竹にて作りたればその

又云或書云御琴神長白羽命（一云神鵄命裔孫長白琴命云々）用天香弓六張叩絃

亦金色靈鵄飛來止于弓之弭其鵄腓熀狀如流電由是作其尾形也仍有手置大及音聲巨細妙音古之遺式乃天表也○按に御琴神長白羽命及び神鵄命などいふ神古事記にも書紀にもみえずかつ鵄尾形をつくるといふによればすなはち鵄尾琴にして和琴には非ざるなり。

古事記日本書紀○按に古事記傳に詔琴は此琴の名にはあらず凡琴の正しき本の名なりさてそのこゝろは詔言所といふことなり然いふゆゑはまづ古に何事にまれ神の御心を問はんとて其命を請申すには必琴をひけり于時そのかみ琴の上にくだり來まして人にかゝりて命をのりたまふ云々また書紀武烈卷御歌に擧騰我瀰爾枳謂屢箇皚比謎とある上一句半は影といはんはしことばにて琴頭に降來てまします神の御影といふこゝろにつゞけたるなりこれらを以ても右のむねをしるべしかゝれば琴といふ名は神の來て詔言し給ふ處といふこゝろにてつけたるなれば本はすべて能理許登といひしを許登とのみいふは後にはぶける名ぞかしといへり又平田篤胤は尾張國眞福寺に傳へたる古事記に天詔琴にあるを以て天瓊琴といへることにして後に玉琴といふと同じこゝろなるべしといへり

日本琴

萬葉集倭名類聚鈔

和琴

類聚國史延喜式

あづま

源氏物語著聞集○按に古事記傳に上代には夫婦の結びをなすにかならず女の親の方より壻に琴をあたへてそれを永く夫婦の中のしるしとせしことにぞありけんそのさだかなる據はいまだみあたらねど吾妻といふ名のあるも此故なるべくおぼゆといへり

○正誤

樂家錄云和琴

一名日本琴亦名ニ東琴一亦名ニ鵄尾琴一○按に和名類聚鈔に大歌所有ニ鵄尾琴一止比乃乎古止倭琴首造ニ鵄尾之形一也とみえたればおのづから別のものなり

元元集云凡神樂起在昔素盞嗚神奉ニ爲日神一行甚無レ狀種々凌侮予レ時天照太神赫怒入ニ天岩窟一閉ニ磐戸一而幽居焉云々猨女君祖天鈿女命採ニ天香山竹一其虚節間離ニ風孔一通ニ和氣一（今世號レ笛類是也）亦天香弓興並叩絃今世謂ニ和琴一其緣○按に元元集は北畠准后親房卿の著作なればいかなるつたへによられしにや無名抄などの說に付て潤飾せられしに非ざるか

とあれば定まれる數はなかりしにやすべてのつくりざまも上代のとはいさゝかかはりきぬること無きにしもあらじ

○和歌

萬葉集卷第五雜歌

帥大伴卿梧桐日本琴贈中衞大將藤原卿歌大伴淡等謹狀

梧桐日本琴一面 對馬結石山孫枝

此琴夢化娘子曰余託根遠島之崇巒晞幹九陽之休光長帶煙霞逍遙山川之阿遠望風波出入雁木之間唯恐百年之後空朽溝壑偶遭良匠散爲小琴不顧質麁音少恒希君子左琴即歌曰

伊可爾安良武日能等伎爾可母許惠之良武比等能比射乃倍和我摩久良可武

僕報詩詠曰

許等等波奴樹爾波安里等母宇流波之吉伎美我手奈禮能許等爾之安流倍志

琴娘子答曰

敬奉德音幸甚幸甚片時覺即感於夢言慨然不得默止故附公使聊以進御耳謹狀不具

天平元年十月七日附使進上

謹通 中衞高明閤下謹言

跪承芳音嘉懽交深乃知龍門之恩復厚蓬身之上戀望殊念常心百倍謹和白雪之什以奉野鄙之歌房前謹狀

許等騰波奴紀爾茂安理等毛和何世古我多那禮乃美巨騰都地爾意加米移母

又卷第七雜歌

詠和琴

琴取者歎先立蓋毛琴之下樋爾嬬哉匿有

譬喩歌

寄日本琴

伏膝玉之小琴之事無者甚幾許吾將戀也毛

又卷第十八

和我勢故我許登等流奈倍爾都禰比登能伊布奈宜吉思毛伊夜之伎麻須毛

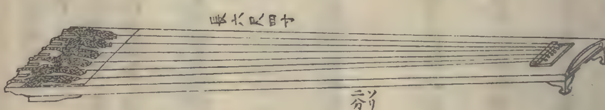
右一首少目秦伊美吉石竹館宴守大伴宿禰家持作

○釋名

こと　琴

深き故ありて本より大御國の物なればなるべしさてしか重くし貴ばれし餘りにや後世にはその家に深く秘めてひろくは傳へぬ事になりぬるから遂に世間にはたゞ名をのみ聞て如何なる物ともその狀をだにしらずまして彈法(ヒクスベ)しる人は絶えてなく唯其家にのみ傳へて僅に神遊などにのみ用ゆることゝ成ぬるはいとも〳〵口惜く心うき態なりかし凡て何事も餘り深く秘て世に洩さぬからしる人まれになりもてゆきて遂には絶る物なれば貴み重くすと思ふが返りて賤しめ棄ると云ふものぞかしされば物を重くし貴むとならばます〳〵弘く世に傳へて盛にせまほしくこそあれかゝるめでたき神代の物のすたれて世に知る人もなくなりぬるが歎しさにかく長々とは云ふ也さて上代の琴は木をもても竹をもても造りしとみゆ木以て造りし事は高津宮段にみえ竹もて作りし證は書紀繼體卷歌に見ゆ絃の數は六帖の歌に六の緒とよめるごとく中昔よりのは六なり上代より然るは甕栗宮段袁祁(ヲケ)命の御永言に八絃琴とある八は例の彌のこゝろならんか但し東遊歌に奈々川平乃也川平乃古止平之良部太留

安藝國嚴島明神藏倭琴圖



小侍従
中山内大臣忠親卿
近衛大納言實家卿
皇后宮權大夫實守卿
二條宮
通定

寶物

井上　鈴鹿　朽目　河霧　宇多法師

河霧ハ上東門院御物也宇多法師ハ藏人藤原國親アブラヲ打カケテ後シバシナラザリケリ播磨國高砂賀古郡ナリ高砂ハ催馬樂律ノ歌名ニアリ八雲御抄ニ高砂ハ總山名也仍比叡山ニテ高砂ノ尾上トヨメリ但六條左大臣ウセ給ヒテ後相方朝臣播磨國ニ下向シケルニ高砂ノ程ニテ高砂トナンイフト船人イヒ侍リケレバ昔思出デノ事侍リケン大臣

高砂ニタカクナ云ヒソ昔聞シ
　尾上ノ調松ゾ戀シキ

和琴ノ上手ニテオハシケレバ思ヒ出テカクヨミ侍ルニヤ云々

樂家錄云抑和琴者本朝所レ製器也最宜レ詳ニ注之ニ者也然神樂之和琴於ニ堂上ニ四辻家藪家於ニ地下ニ多久勝家耳傳レ之此外近代無ニ彈之人ニ而神事外亦不レ用之深秘レ之而無レ授ニ于他ニ故不レ能レ詳レ之惟記ニ所レ聞一二ニ備レ闕而已

又云抑和琴本朝所レ製而非ニ中華樂器ニ古者御遊之時必被レ用レ之其後久斷絶寛永年中於ニ院御所ニ被レ用レ之云々而其後亦不レ被レ用レ之想播ニ鳴之ニ法同ニ於琵琶ニ也故如ニ琵琶之助聲ニ而其聲不ニ分明ニ是以被レ除レ之乎

古事記傳云琴はかく神代よりあることは更にもいはず太刀弓矢に並べて此にかくいへるをおもへば有るが中にも重き器財なること知られたり

後に漢國よりも此類の樂器くさ〴〵わたりまうできては御國に本よりあるをばやまとごとといひかしこのをば唐琴と云へり備前國に唐琴といふ地名のあるを以て古へ此名ありしことを知りぬ扨又後には分て琴のこと箏のこと琵琶のことなどいへりかくて中むかし迄は此倭琴をも常に弘く翫ばれて殊に諸の樂器の中の最上と定められしも神代より

にも載之はべれば秘するに及ばざる事也和琴は忝くも天照太神宮の岩戸を閉ぢ給ふ時諸神あつまりて神めで給ふほどの遊をして神の御心をいさめまゐらせ給ふ事にて其時の第一のうつは物也神樂の家の人はあなかしこあだにいひあらはすべき事にあらず秘すべきこと也かやうのふみの中にあらはしかきのする事口惜きこと也此こと眞ならば勿論無二勿體一實なきことならばまた無レ詮事を欲するについて前に至極申たる事なれども此事は樂道第一のならひ口傳相承の類なれば歎はしくてかくは申なりことの初めをしらざらん人のためには有がたき作者のなさけ也才覺なりされば我道の深きをしりてはことのあさきこゝろを愼むべし一切の道秘するに殘るものなり秘に絕ゆる者なり深きにのこるものなり淺きに絕ゆるものゝなり

和琴系圖

武内宿禰

仲哀天皇九年三月神功皇后宮擇二吉日一入二齋宮一親爲二神主一則命二武内宿禰一令レ撫二和琴一云

貞信公　李部王記云承平二年十一月神遊左大臣彈二和琴一

重明親王　天慶九年十一月十八日記云今日神宴余彈二和琴一

藤原經季

式部卿敦實親王——一條左大臣雅信公

——大納言時中卿——從三位濟政卿

——兵部卿資通卿——刑部卿政長

——宮内卿有賢卿——按察大納言資賢卿

——右近少將通家——源宰相雅賢卿

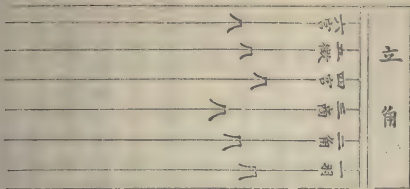
——右馬頭資時——前源宰相有資卿

——參河守經相——越前守經宗

——筑前守兼俊——兵庫頭邦家

——雅樂頭範基——範仲

以レ五爲レ乙調ニ六甲ニ以レ六調レ四同音以レ一笛干調ニ二三ニ
二ハ笛中
三ハ笛夕
六四引六四五引ト爪調ベスルナリ
二三二五二三二六四六四一一二三六四六四五
角商角徵角商角宮宮宮羽羽角商宮宮宮或徵若略レ之　已上如レ此



秘說云

宮	徵	一同音	鄢商	角	鄢羽
一	二	三	四	五	六
壹	黄		勝	双	神

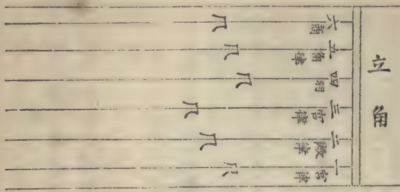


和琴或日本琴長六尺二寸又名ニ鵄尾琴ニ絃六筋葦津緒絃ノ根ニ結ビツケタル絲ナリ春ハ藤夏ニ至ル秋ハ櫨冬ニ至ル鴨長明作無名抄和琴の起りの事とてこれをのすある人の和琴のおこりは弓六張をひきならしてこれを神樂に用ひけるを煩はしとて後の人のことにつくりうつせると申傳へたるを上總國の濟物にふるきしるし文の中に弓六張と書きて注に御神樂の料とかけりとぞいみじきこと也

私云このことおもしろき說也されどもよの彈ものはこと〳〵くもろこしより傳ふる事にて諸の書籍

河海抄和琴ハ二神作ラシメ給フト云々

花鳥餘情云和琴は伊弉諾伊弉册の二神の御代よりいできたるものといへども日本紀などにはみえはべらずまた天の岩戸に天照大神の籠り給ふ神宴より出來たるともいへり最初は弓六張をならべてつるをうちならしゝより和琴といふものにつくりいでしともいへりその世巫の口よするとて弓のつるをうつはかゝることより起れるにや云々



已上給レ之案
譜次第如レ此

體源抄云和琴我朝本有レ之古神所レ作也長五尺表ニ五德一廣六寸表ニ六合一絃柱有レ六表ニ六律呂一也

調次第

以ニ一三一（同音）爲レ甲（宮干）調ニ二乙一（徴中）以レ三爲レ乙調ニ五甲一（角律）夕以レ五爲レ乙調ニ四甲一（羽律下）以レ四爲レ乙調ニ六甲一（商律五）

已上大笛平調位當ニ横笛一越調一也



東遊和琴調ハ雙調呂也件ノ笛ハ狛笛ヨリハ太ク自ニ横笛ニハ細キ笛也

調次第

たり女のことにてよの歌はかうしもあはせぬをいたしと思ひていまひとかへりをりかへしうたふ云々

八雲御抄云和琴　あづまごと　たゞ　あづまとも

やまとごと　けぶりのきりとも　万ことゝればなげき先だつけだしくもことのしたひ（下樋）に嬬（ツマ）やこもれる」といへりたまのをごとひさにふす玉のをごとゝよめるは膝に伏とかけり是詠二日本和琴一歌也

古今著聞集云匡房卿わかゝりける時藏人にて内裏によろぼひありきけるをさる博士なれば女房たちあなづりてみすのきはによびてこれひき給へとて和琴をおしいだしたりければ匡房よみける

あふ坂の關のあなたもまだみねば

あづまのことは（一本もとあり）しられざりけり

女房たちかへし得せでやみにけり

又云天暦七年十月十八日殿上の侍臣左右をわかちておの〳〵殘菊を奉りけり云々侍臣に仰せて御箏を奉るこれよりさきに御座のみなみの邊に置物御厨子一脚をたてゝくだんの御箏を置設けたり式部卿の親王和琴を彈じ源大納言琵琶を彈じけり御遊終りて王卿以下に祿を賜ふ云々

又云永承六年五月五日内裏に菖蒲の根合有けり云々次に管絃の御調度をめす和琴民部卿箏二位中納言琵琶經信朝臣云々

又云保延三年九月二十三日仙洞に行幸ありて十番の競馬を御覽ぜられけり云々二十五日まづ御遊あり主上出御院は簾中に候ひけり云々新大納言箏左衞門督和琴云々

又云内宴は弘仁年中にはじまりたりけるが長元よりのち絶て行はれず保元三年正月廿二日に行はれけり云々御遊の所作人宮内卿資賢朝臣和琴云々

絲竹口傳云四階ノ御厨子ニ管絃ノ具足置クコト上ニ笛ノ筥次ノコシニハ琵琶次ノコシニ箏次ノコシニ和琴也云々

又云三階ノ御厨子ニハ上ニ琵琶笛尺拍子オキ中ノコシニ箏下ノコシニ和琴也云々

又云和琴寶物ノコト鈴鹿河霧宇多法師也鈴鹿ハ六代ノ御門ノワタリモノ也河霧ハ上東門院ニアリケルガ今ハ傳ハリテ藤氏ニ在ルベシ宇多法師ハ寛平法皇ノ和琴也富家殿オホセラレケルハ鈴鹿ハ藏人藤原國近ガ油カケテ後ナラザリケルガ今ハ鳴出タリトナン

倭名類聚鈔云日本琴萬葉集云梧桐日本琴一面

天平元年十月七日大伴淡等附二使監一贈二中將衞督房前卿一之書所レ記也體似レ箏而短小有二六絃一俗用二倭琴二字一夜末度古止云々

源氏物語（帚木）云影もよしなどつゞしりうたふほどによくなるわごんをしらべとゝのへたりけるをうるはしくかきあはせたりしほどけしうはあらずかし

又（若紫）云大殿におはしけるに例の女君とみにも對面し給はず物むづかしう覺え給てあづまを菅がきてひたちには田をこそつくれといふ歌を聲はいとなまめきてすさびゐ給へり云々

又（花ちる里）云なか川のほどおはしすぐるにさゝやかなる家の木だちなどよしばめるによくなる箏のことをあづまにしらべてかきあはせにぎはゝしくひきならすなり云々

又（とこなつ）云おかしげなる和琴のあるを引よせてかきならし給へばりちにいとよくしらべられたりねもいとよくなればすこし引給ひてかやうのことは御こゝろにいらぬすぢにやと月ごろおもひおとし聞えけるかな云々このものよさながらおほくのあそびものゝねはうしをとゝのへとりたるなんいとかしこきやまとごとゝはかなくみせてきはもなくしおきたること也云々ひろくことくにの事をしらぬ女のためとなん覺ゆるおなじくはこゝろとゞめて物などにかき合せてならひ給へ深きこゝろとて何ばかりもあらずながらまた誠に引うることはかたきにやあらん只今はこのうちのおとゞになずらふ人なしかくたゞはかなきおなじすがゝきのねによろづの物のねどもこもり通ひていふかたもなくこそひゞきのぼれとかたりたまへばほの〴〵こゝろ得ていかでかとおぼすことなればいとゞいぶかしくてこのわたりにてさりぬべき御あそびのをりなどにきゝはべりなんやあやしき山がつなどの中にもまねぶものあまたはべるなることなればおしなべて山やすくやとこそおもひ給へつれさはすぐれたるはさまことにやはべらんとゆかしげにせちにこゝろに入ておもひ給へればさかしあづまとこそ名もたちくだりたるやうなれ云々

又（竹川）云こうばいの木のもとに梅がえをうそぶきてたちよるけはひの花よりもしるくさとうちにほへればつま戸おしあけて人々あづまをいとよくかきあはせ

古今要覽稿卷第二百二十一

●器財部　樂器一

やまとごと　日本琴

やまとごとは神代の制作にして體源抄さらに他國よりつたへしものにあらずされば日本琴ともいへり同上但しそのはじめはさだかならざるにや武内宿禰を傳授の祖といへり和琴血脈圖神代より宿禰まではいかにして傳へけるにやいまだ考へず天鈿女命の天香弓をたてならべ絃を叩きたりしに起るなど元々集いふはうけがたしいかなれば和琴を神樂に用ゆる時第一絃を黃鐘とし第三同音第三より第二絃の林鐘を生じ第二絃より第六絃の太蔟を生じ第六絃より第四絃南呂を生じ第四絃より第五絃仲呂を生じすべて六律なり樂家錄この六律箏琵琶笙笛篳篥と同音なる時はその時はその源またおなじかるべしされども和琴は京都にても四辻藪二家の外は多大和守が家に傳ふるのみにて他に傳ふることをなさゞればそのつまびらかなることをしるによしなし

古事記云於是其妻須世理毘賣者持喪具而哭來云々負其妻須世理毘賣取持其大御神之生太刀與生弓矢及其天詔琴而逃出之時其天詔琴拂樹而地動鳴云々

按に大御神といふは須佐之男命にして逃出しは大穴牟遲神なり

又云天皇仲哀座筑紫之訶志比宮將擊熊曾國之時天皇控御琴而建內宿禰大臣居於沙庭請神之命云々唯有大海謂爲詐神而押退御琴不控云々於是建內宿禰大臣白恐我天皇猶阿蘇婆勢其大御琴自阿至勢以音爾稍取依其御琴而那摩那摩邇此五字以音控座故未幾久而不聞御琴之音卽擧火見者既崩訖云々

類聚國史云仁和元年冬十月壬子朔皇帝御紫宸殿賜宴侍臣左右近衛府遞奏音樂日暮奏和琴作和歌群臣具醉極歡而罷云々

又云仁和二年冬十月二日丁未天皇御紫宸殿賜宴侍臣親王太政大臣及參議以上並侍殿座六府奏番上簿於庭左右近衛府遞奏音樂酣暢之後勅命參議右衛門督藤原朝臣諸葛彈和琴王公並作歌云々

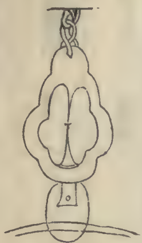
延喜雅樂寮式云和琴一面長六尺二寸料絲二兩

後藤の製する所にして盤と針口とは中堀與十郎といふものゝ製する所なり

法馬の圖



針口の圖



張介賓類經云秤有大小擬古天平法馬數則蓋天平之始尙矣天平今云針口法馬今云分銅卽權錘之本也衡之左右設盤而法馬與物相秤輕重針口平物不齟齬爲準見法馬數知幾等目

明秤を用ひざることを得ずさて明秤に時秤古秤の二種あり（大明會典）時秤はまた〳〵今の守隨が秤と違ふことなければ皇朝從來用ゆる處の秤とまた大に違ふことあるべからず古秤は時秤の六錢を以て一兩とするものなり卽是京目秤の原づく處なるべしその故は六錢を以て一兩とすれば一銖は二分五釐にあたる（甲州金十六銖その重四匁あり是また一銖は二分五釐なる證とすべし）砂金一兩もまた二十四銖にしてその重六錢あるべし六錢の砂金治て板金とする時一匁五分を吹耗し殘四匁五分あり是十八銖にあたる卽一兩の砂金より得る處なれば又一兩と交易すべし慶長の始にいたつて大判一枚を七兩二分といへるも（國家食貨志畧）また砂金板金交易の法よりいへるなりそのゆゑは板金一枚重さ四十五錢あり是六錢を一兩として七兩二分の重さなればなりよつて是を本金七兩二分ともいへるなりまた大板は十兩とゑることは砂金十兩を吹いて鑄なせし處なればなるべし

大内家壁書曰金銀兩目御定法之事こがね白がねの兩目の事は京都の大法としていづれも一兩四文半錢にて二兩九文目たる處金をば一兩五匁に賣買事その謂なし云々兩目の事は京都の法を守るべし云々文明十六年五月日

建武式目追加云商買輩以下撰錢事

一近年恣撰錢之段太不レ可レ然所詮於二日本一新撰料足者堅可レ撰之至ニ根本渡唐錢（永樂洪武宣德等）一者向後可レ被レ渡之云々

明應九十　松田丹後守長秀

又云センセンノギ京錢ウチヒラメヌノゾク其外之トタウ錢エイラクコウブセントクワレ錢（但ワレトホラザル錢）以下トリ合テ百文ニ三十二文（ケリヤウ三分一可レ有之）於向後トリワタスベキコト

永正五八七

國家食貨畧云慶長六年の後金銀改め鑄らる大判重さ四十五匁形いびつ一枚七兩二分にあつ

天平

天平は江戸に六百四十餘あり是兩替屋の法器にして私ならぬものなれば他に用ゆることをゆるさずその法は卽明の天平を（張介賓類經）用ゆる也法馬は五百匁より三百匁二百匁百匁にいたり五十匁より四十匁三十匁二十匁十匁まで五匁より四匁三匁二匁一匁まで五分より四分三分二分一分迄合せて二十一あり此法馬は

かゝれし薫集類抄にしるされし權衡大寶令延喜式の大小兩とたがふことなければ延久の度には新に法を設けられしにはあらざるか

薫集類抄云六朱を一分とす四分を一兩とす十六兩を小の一斤とす卅八兩を大の一斤とす小の三兩を大の一兩とす小の三分を大の一分とすもし少しあはせんと思はゞこれらをつもりてあはすべきなり

梅花　滋宰相滋野貞主沈八兩二分　占唐一分三朱餘　甲香三兩一分　甘松一分　白檀二分三朱　丁子二兩二分　麝香二分

已上小十五兩三朱〇按に十六兩なり十五兩三朱は誤なるべし下にみえたる梅花方この半減とみえたるがその斤兩と合せ考ふべし

沈四兩一分前の八兩二分を半にあたるなり占唐四朱餘前に一分三朱とあり九朱なりその半なれば四朱半甲香一兩二分三朱前の三兩一分を半にあたるなり甘松三朱前の一分を半にあたるなり白檀一分一朱餘前の二分三朱を半にあたるなれば一分一朱半なり丁子一兩一分前の二兩二分を半にあたるなり麝香一分前の二分を半にあたるなり薫陸三朱

已上小八兩〇此薫陸計り新加なりたゞし合せて小八兩三朱なり小八兩といふは三朱の字を落せしなるべし

沈二兩二分二朱

四兩一分を三分して一を減ぜしなれば二兩三分二朱なるべし

占唐三朱前の四銖餘を三分して一を減ずれば三朱なり甲香一兩一朱

一兩〇二朱なるべし一兩二分三朱を三分して一を減ずれば一兩〇二朱なり

甘松二朱前の三朱を三分して一を減ずれば二朱也白檀五兩前の一分一朱半を三分して一を減ずれば五朱なり丁子三分二朱前の一兩一分を三分して一を減ずれば三分二朱なり麝香四朱前の一分は六朱なり三分して一を減ずれば四朱なり薫陸二朱已上小五兩一分四朱〇合小五兩一分三朱弱なり

四條大納言　沈四兩一分　甲香一兩二分　甘松三朱　白檀一分一朱　丁子一兩一分　麝香一分　薫陸三朱

合八兩一朱〇六兩七分七朱あり四分を一兩とし六銖を一分とすれば七分は一兩三分なり七銖は一分一朱なり合せて八兩〇一朱なり

京目

金銀共に四錢五分を以て一兩とすること文明の頃京都の大法なりといへば大内家壁書京都將軍家の定なるべし且後世所謂京目なるべしその制度の起る所を考ふるに砂金と練金との交易より出たるならん當時洪武永樂の錢をむねと建武式目追加行はれつれば交易の際また

讃岐石積六千三百寸（小石七千二百寸）白土三石三斗

按に今の一石四斗三升五合五勺有奇にあたる重さ百〇貫九百二十七錢有奇にあたる

藁五十圍四尺檜皮十二圍三尺檜皮十八圍各載一兩

按に今の車の制度は方六尺三寸の升を作り是にて土破をはかり是を一坪といふ寸積二十七萬四千六百二十五寸あり方尺の土重さ十貫といふによれば大抵三千貫錢餘にあたるべし是を車に載するに四人引なれば十六兩三人引なれば二十四兩なり三千貫目を十六分すれば一兩百八十七貫五百錢にあたる

神祇式云御禊御服二具料布二段五色薄絁各六尺五色帛各六尺安藝木綿三斤凡木綿一斤庸二斤鍬四口黄蘗十枚米酒各二斗稻四束鰒堅魚各六斤腊二斤海藻六斤雜海菜六斤鹽四升瓮杯各八口匏二柄檞十把食薦四枚輿籠二脚祝料庸布二段杁二枝夫四人

按に杁は擔棒にして今の天秤棒といへるものなり夫四人とあれば是だけのものを二本の杁にてになひ行くとみゆ其重さをはかるに安藝木綿以下何斤とあるもの合せて二十五斤稻一束大十斤と壒嚢抄にみえたるによれば四十斤あり鍬一口三斤と合に見えたれば合せて四斤（今の十二斤は式の四斤なり）米二斗は今の三貫四百八十錢にあたり酒二斗は今の四貫三百五十錢にあたり布庸布併せて四段は駄荷の重に準ずるに十二斤ばかりにあたる鹽四升は今の六百五十六錢にあたる此等合せて九十五斤と九貫〇九十四錢四分許にあたる九十五斤は今の十六貫二百六十九錢許なり合せて二十五貫三百五十錢許にあたる是を二分にして十二貫六百錢許を二人にて擔ひ行くなれば大かた今驛路人足二人持十貫目と云ふに相ちかし

主水司式云凡供御氷者起㆓四月一日㆒盡㆓九月三十日㆒以㆓八顆㆒爲㆑駄準㆓一石二斗㆒〇米一石二斗の重さに準ずといふなるべし式の一石二斗は今秤二十貫八百八十錢にあたる是によれば一顆の重さ二貫七百七十八錢あるべし是また一斗五升に準ずべし

延久宣旨秤

延久に宣旨秤といふものを作られたるよし（愚管抄）いへどそれより九十年許ののち長寛の頃刑部卿範兼卿の

百寸は方五寸にしては長さ六尺四寸の木なり材率檜方一寸重さ三匁五分ありといふによれば一千六百寸にては五貫六百錢にあたり千四百寸にては四貫九百錢にあたる

雜材積三千二百寸以下二千六百寸以上

按に今試に松椴の類を考ふるに方寸重さ二匁八分あり三千二百寸にて七貫四百錢二千六百寸にて五貫七百二十錢に當る

瓪瓦十二枚

按に上の瓦作の條に以㆓垣十一斤㆒造㆓瓪瓦一枚㆒とあれどもこゝには大六十斤爲㆓一擔㆒とありて瓪瓦十二枚といへば瓪瓦一枚の重さ五斤五斤は今の八百三十五錢二分にあたる今の瓦方寸重十錢にあたる方一尺厚一寸一貫錢に及ぶべし

筒瓦十六枚鐙瓦九枚宇瓦七枚白土赤土各三斗

按に大升三斗は今の一斗三升〇五勺有奇にあたる方尺重さ十一貫目土率といふによれば此重九貫二百六十六錢有奇にあたる

沙二斗五升

按に今の一斗〇八合七勺五撮有奇にあたる沙率一升重四百八十六匁二分によれば此重五貫二百八十七錢四分五釐有奇にあたる

並爲㆓一擔㆒若應㆑准積者大六十斤爲㆓一擔㆒

按に大六十斤は今秤十貫〇〇二十二錢四分有奇也

車載舊材積三萬寸（除影穿積）雜材積二萬七千寸

但飛擔簀子等類並准㆓舊材㆒〇人擔の條に三千二百寸以下二千六百寸以上とありて六十斤までの積り也然るに茲に三萬寸二萬七千寸とあるをみれば車載は人擔の凡十倍と見ゆ然らば六百斤を載るなるべし雜材率方寸二錢二分あるによれば二萬七千寸は五十九貫四百錢有奇にあたり舊材是に准ずべし

榻槫十六材瓪瓦一百二十枚筒瓦一百四十枚鐙瓦八十枚宇瓦六十枚大坂石積七千九百二十寸

按に石積七千九百二十寸方尺角長七尺九寸二分の石なり石率方寸重さ四十錢ありといふによれば七千九百二十寸にては三百十六貫八百錢にあたる前に車一兩は大抵六百斤の定と見ゆるにこの石の斤量は千八百九十六斤有奇あり今の大八車一兩は四人引にて二百貫錢許をつむべししかる時はこの石の積相違あるべきなり

靈異記云非理奪他物惡報緣卅或貸八兩綿強倍十兩而責取或貸小斤稻而強大斤取

按に大斤小斤の名目はじめて是にいでたり

延喜式權衡

延喜雜式に度量權衡官私悉用レ大とあるは令に度地量銀銅穀者皆用レ大此外官私悉用レ小とあるに對して銀銅穀の外もみな大兩をもちゆることをゑるされし也然して外に權衡度量の制度を記されざれば所謂大兩といふもの令の大兩なることうたがひなしたゞし官私悉用レ大とあれども權衡と量とにいたつては或は小兩或は小量互に通じもちひられしとみゆ猶主稅式一駄荷の重を記せし條に絲三百絢といへるがごとし令の定め絲一絢は十六兩にして小兩なり三百絢は卽大百斤なりたゞに百斤とゑるさるべきを三百絢とゑるせしは是絲に小十六兩を一絢といふこと式の比まで存せしなるべし

雜式云凡度量權衡者官私悉用レ大但測二晷景一合二湯藥一則用レ小者

又云凡公私運米五斗爲レ俵仍用二三俵一爲レ駄自餘雜物亦准レ此其遠路國者斟量減レ之

按に大升の五斗は今の二斗一升七合五勺有奇にあたる一石五斗は今の六斗五升二合五勺有奇にして重さ今秤二十六貫百錢有奇あるべし天平改制の大百五十斤今秤の二十五貫六百八十錢とわづかに四百二十錢有奇輕し

主稅式云凡一駄荷率絹七十疋絁五十疋絲三百絢綿三百屯調布卅端庸布卅段商布五十段銅一百斤鐵卅廷鍬七十口

按に絲十六兩を一絢とすと令にあり三百絢は小三百斤にして卽大百斤なり主計式に綿四兩爲レ屯とあり三百屯は千二百兩にして七十五斤にあたる蓋綿は輕くてもかさのあるものゆゑに一駄とせしにやまた主計式に鐵三斤五兩爲レ廷とあれば三十廷にては千五百九十兩なり卽九十九斤六兩なりこれみな百斤を以て一駄とせしなり蓋遠路の定なるべり

木工式云人擔巨材積一千四百寸以上一千六百寸以下應二二人以上共擔一者准レ此爲レ率按に式の常用尺は卽今の曲尺なれば今假に其材の形を設くるに千四百寸は方四寸にしては長八尺七寸五分の木也千六

釐有奇なり是を十銖として一銖をもとむるに今の四分四釐六毫有奇にあたる二十四を乗じて十錢〇七分〇四毫有奇をうる是黍にもとめたる十錢〇四分四釐有奇と僅に二分六釐を差ふ是共に唐秤を求むる法にして六典及び皇朝雜令と相同じ

法隆寺に現存せる銅升に大二十六斤の銘あり今秤に校するに三貫三百目あり二十六歸して一斤をもとむるに今秤の百二十六兩九分二釐三毫有奇にあたり大一兩七錢九分三釐二毫有奇にあたるけだし鐶落底破れたればこの斤兩銖とするにたらず

大寶雜令云　權衡二十四銖爲レ一兩（謂以ニ秬黍中者百黍重ニ爲レ銖二十四銖爲レ兩）三兩爲ニ大兩一兩一十六兩爲レ斤

又云凡度地量銀銅穀者皆用レ大此外官私悉用レ小者

賦役令義解云絲十六兩曰レ絇也綿二斤曰レ屯也

按に銀銅穀の外なれば小十六兩なるべし小十六兩は今の五十六錢九分九釐許にあたる

續日本紀云　制和銅七年　諸國庸綿丁五兩但安藝國絲丁二兩遠江國絲三兩並以ニ二丁一成ニ屯絇一也

按に是權衡の區別あるはじめ也是まで諸國絇といふは小十六兩屯といふは小二斤のことなりしを是年にいたりてはじめて綿は十兩を一屯とすることになりたりたゞし小十兩なれば大三兩三銖にあたる是けだし延喜の時四兩（大也）を屯とする兆なり　安藝の絲は四兩を一絇とする事となれり

又云天平十一年令天下諸國改ニ駄馬疋所レ負之重大二百斤一以ニ百五十斤一爲レ限

按に大二百斤は今秤三十四貫二百四十錢大百五十斤は二十五貫六百八十錢なり

類聚三代格云　弘仁十三年近江國穀一十一萬五千斛應ニ運進一　一十萬斛駄賃料一萬五千斛

駄五馬匹匹別三斗〇按に十一萬五千斛の穀十萬斛を運進し殘一萬五千斛を駄賃料とする時は馬一疋に負はしむる所穀二斛づゝなり穀二斛は米二斛の誤なるべし弘仁の時は令の大升を用ひられたれば二斛はその八斗七升有奇にあたる米率一斗を四貫目と云ふによれば三十七貫〇四十錢あるべし天平以前二百斤を一駄とせしときの重と相ちかしけだし弘仁の時は天平改制の後にして百五十斤を以て一駄とせし時なるにこゝに二百斤を一駄とせしを以て殊に格に違るされしなるべし

古今要覽稿卷第二百二十

●器財部

權衡目錄

大寶令前權衡	未詳
大寶令大一兩	今秤　十錢〇四分〇四釐
同　大一斤	今秤　百六十七錢〇四釐
同　小一兩	今秤　三錢四分八釐
同　小一斤	今秤　五十五錢六分八釐
延喜式大小權衡	同大寶令
延久宣旨秤	同延喜式
文明京目一兩	今秤　四錢五分
同　一斤	今秤　七十二錢
同田舍目一兩	今秤　五錢
同　一斤	今秤　八十錢
甲州金　一兩	今秤　四錢
同　一斤	今秤　六十四錢
天　平	今秤

令大兩　小兩

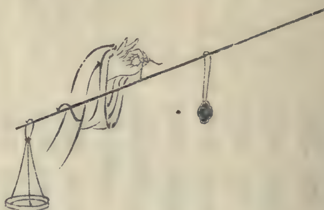
大寶令の權衡は黍二千四百粒の重さを一兩とし十六兩を一斤とし四十八兩を大一斤とすること唐の權衡とおなじ是を量に比するに一合の黍は十籥一萬二千粒にして小五兩の重さなり（令雜）是を今黍に考ふるに大寶小一合今の一勺四撮五有奇にあたる一勺四撮五有奇の黍の重さ今秤五錢八分有奇にあたり五錢八分有奇に之を乘じて十七錢四分有奇にあたる是大一合の重さなり此を五分して小一兩をもとむれば今の三錢四分八釐有奇にあたる此黍二千四百粒の重さなり

黍の大さ百粒にして橫黍尺一尺にあたるものをとる普通の黍は百粒曲尺の七寸二三分に過ぎず用ゆるにたへず

是を小一兩として三を乘じ大一兩をもとむるに十錢〇四分四釐有奇にあたるまた是を度にもとむるに方一寸に分積一千あり卽黍千粒に比すべし千粒は十銖なりよつて橫黍百粒尺（卽令小尺今の曲尺の八寸三分三釐有奇）の方寸を大尺（卽今曲尺）にもとむれば方八分三釐有奇にして分積五百七十八分〇〇有奇にあたる卽小尺の千分なり水を以て準とし此の方寸の重さをこゝろみるに四錢四分六

明人無名氏二十八宿眞影圖

互星所執



令にみゆ○大小ともに十六両の重さをいふ

一絇

令によるに絲十六両の重さをいふ

一屯

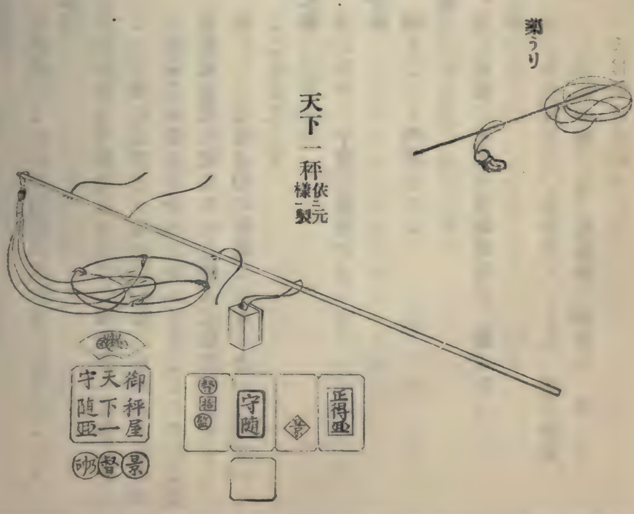
令によるに綿二斤の重さなり

一延

式によるに三斤五両を一延といふ

七十一番職人盡





天下一秤依元様製

としある御代をかけて云るらし
前左京大夫
あし引の山にかけたる水ばかり
かたさがりにもおつるたきかな
入道左大辨
めにみえぬ心のとがのおもばかり
か丶らんのちの世をなげくかな
源順集
應和二年十一月前朱雀院のわかみやの御もぎの日のれうに御屛風つかうまつるに人おほせてたてまつらせたまふ歌春柳
露をおもみたえぬばかりの青柳は
いくめかけたるこがねなるらん
藻鹽草卷第十七調度部
秤
かけ稲のはかりの石のおもくとも
ことしはたみのうれへあらじな
めにみえぬ心のとがのおもばかり
かくらんのちの世をなげくかな
○釋名

波賀理
姓氏錄によれば波賀理は呉の方言にやあるべき
京目
天正の比より所見ありけだし織田殿の法令にやあるべき錢に京錢あり地をはかるに京間ありその錢の京錢は永錢にむかへていふことなるべければ皇朝從來通用の錢なるべし然らば京間京目もまた一例にして元來通用の銖兩にあるべきかその詳かなることは云らず
大兩
令にみゆ○小兩三倍をいふ
小兩
同上○二十四銖をいふ
銖
令○百黍の重なり廿四銖を小一兩といふ
一分
續日本紀延喜式○兵庫式によるに一兩の四分一にして六銖の重さなり壒嚢抄に四銖を一分とすといへるは何によれるにや
一斤

二貫秤
元目五百目上目十匁
一貫六百目秤
元目五百目上目十匁
一貫秤
元目二百目上目二匁
中直秤
二重秤
入子秤

〇和歌

古今和歌六帖第五
はかり
かけざればちゝのこがねも數志らぬ　なぞわがこひのあふばかりなき
今こんといひしばかりにかけられて　人のつらさのかずは志りにき
（呉・橘・りィ）くればかくわれをなのめにたのめつゝ（われをィ）　さよちかきみがかけてはかるか（やにやィ）（やかにきみはィ）
わがつめるいたづらいねのかずならば　あふばかりなしなにゝかけまし

後撰和歌集巻第十四戀六
こゝろざしをばあはれとおもへど人めになんつゝむといひて侍りければ
よみびと志らず
あふばかりなくてのみふるわがたびを　人めにかくることのわびしき

後拾遺和歌集巻第十八雜四
紀時文
いにしへのちゝのこがねはかぎりあるを　あふばかりなき君がたまづさ

新撰六帖第五帖
はかり
前内大臣
たれもみな心にかけておもへかし　業のはかりのおもさかろさを
前大納言
世に志らぬわがみのうさのかず〳〵は　なにのはかりにかけあはすべき
入道三位
たみのとに秋をさめするいなばかり

傳はりたるなり甲陽屋形年譜に元龜四年七月廿九日條々の中天下一號取レ之者何の邊も大切の事なり但京中諸名人寄合内評議仕相定可レ言上レ事とみえたり左からば天下一の秤も甲州にありし比より制せしにや

今所用秤

黑銀秤　角銀秤　纏銀秤

元目積出し五十目より中緒十匁より上目一分より

大直小秤

元目四匁より上目一分より

長釐直秤（ナガリンタメ）

元目一匁より上目一厘より

小釐直秤

元目五分より上目一分より

十匁掛秤

引通し緒元目一分より上目一兩より

小直秤

一分より四匁より

小直目無秤

一分より一兩まで

二分掛秤

二分銀二兩二分まで

大皿秤

元目五百目中緒百目上目一匁

中皿秤

元目百目中緒五十匁上目一匁

小皿秤

元目百目中緒十匁上目一匁

綿秤　大引通秤　小引通秤

元目五百目中緒百目上目一匁

三十二貫秤

元目十貫目上目百匁

二十六貫秤　十六貫秤

元目五貫目上目百目

十貫秤

元目二貫目上目五十匁

六貫秤

元目一貫目上目二十匁

三貫五百目秤

元目一貫目上目十匁

湯河氏文書天正廿年三月からへ御陣有とき一兩銀子の方へ
一枚ふん
又云金がねにゑろがねは四百二十目仕候半の金一枚
ゑろがね四百二十文にてかはり
水戸藥王院文書云僧正口宣之爲御禮　禁裡樣へ黄金三兩
田舍目云々
又云金一枚京目禁裏樣同五兩京目親王樣同三兩此内二兩京目云々
右の外三兩一分一朱信長へ兩度御音信
昆陽漫錄云天正六年戊寅三月十七日北條陸奥守平氏照
内由木左衞門尉景盛拜遣高野山龍光院内宗忍房二親爲成佛
高野山月牌奉納之但黄金二兩京目
守隨家文書云甲州金秤子之事如前々不可有相違者也
仍如件天正十年十一月廿六日榊原小兵衞神谷彌五助
奉之守隨彦太郎殿
又云分國中以守隨秤黄金可令商賣若或用私之秤子或
於拵直輩者可被處罪科者也仍如件天正十一年十月五
日榊原小兵衞尉奉之守隨彦太郎殿
又云關東中秤目事任天正十一癸未年十月五日先御判旨
如年來彌全可令沙汰之趣所被仰下也執達如件慶長十
九年對馬守大炊助守隨兵三郎殿

又云承應二年御國分所謂三十三國者東海道十五國東山道八箇國北陸道七箇國山陰道之内丹波丹後但馬

權の形

今に載する權の形定かに傳へたるものなし職人畫歌合にみえたるものは全く今の秤とおなじ守隨彦太郎云慶長の比は未だ極印を用ひず其のち代々實名の極印を打たりしゆゑに先代の錘をあらたむる時は實名の一字或は歸納の字を以て小圓印として打添ふる事になりたり四代目の彦太郎正得以來實名の極印をあらたむる事なし谷文晁家藏慶長九年の月日を記せし錘あり二代目彦太郎の錘なるよしいへる又秤に天下一と銘せし秤ありその極印正得の字ありこれを守隨に質すに四代目彦太郎正得が時元祿のはじめ私に天下一の號はけやけきことなるとて改めたりといへり然れ共公より停められたるにあらざれば今もたびたび天下一の秤をもちきたる事あれども直しつかはすといへり

橘窓自語に昔は諸職人天下一の名ありしを天和元年七月諸職人天下一號可レ致二停止一被二仰出一やみたりし鏡には其比天下一の字を削り殘せしが稀に

長姓ニ也日本紀漏ニ
續日本紀云文武天皇大寶二年四月戊申頒ニ下新格幷權衡度量ヲ於天下諸國ニ
雜令云權衡二十四銖ヲ爲レ兩 義解云謂以ニ秬黍中者百黍重一爲レ銖 三兩爲ニ大兩一兩ニ十六兩爲レ斤凡度レ地量ニ銀穀ニ者皆用レ大此外官私悉用ニ小者ニ
續日本紀云聖武皇帝天平十一年四月乙亥令ニ天下諸國ニ改ニ馱馬一匹所レ負之重大二百斤ニ以ニ百五十斤ニ爲レ限

法隆寺銅升の銘によれば大二百斤は今廿五貫三百八十四錢二分百五十斤は今十九貫卅八錢一分五厘
又云天平勝寶二年三月戊戌駿河國守從五位下楢原造東人等於ニ部內廬原郡多胡浦濱ニ獲ニ黃金ニ獻之 鍊金一分沙金一分 於レ是東人等賜ニ勤臣ノ姓ニ云々
法隆寺銅升銘云重大廿六斤 今の秤にて三貫三百目
延喜主税式云一馱荷率ネ絹七十匹絁五十疋絲三百絇綿三百屯調布三十端庸布卅段商布五十段銅一百斤鐵卅廷鍬七十口

雜式によれば公私用大の制なれば絲一絇に一斤三百絇大百斤なり卽銅の一百斤と同じ天平十一年の制より五十斤を減ぜられしなり
小右記云長元二年九月前陸奥守孝義志ニ砂金十兩ヲ金粧太大不レ似ニ例金ニ云々 元守の字なし前文に據て補へり
續古事談云延久善政ニハ先ヅ器物ヲ作ラレケリ資仲卿奉行シテ升ヲ召寄セテ取廻シ云々御覽ジテ簾ヲ折テ寸法ナドサヽセ給ヒケリ米ヲバ穀倉院ヨリ召寄テ殿上ノ小庭ニ於テ貫首以下藏人出納ナド見沙汰シテ小舍人タマダスキシテハカリケリ本米ヲバ加美屋紙ニ包ミテモテマキリタリケレバ叡覽アリテ勅封ヲ加ヘラレテゾ御持僧ノ許ヘ遣ハサレタリケル斛器ハ方櫃ヲ差テ石ヲ括テサゲテオモシニシテ跨ノ木ニ懸テ穀倉院ニシテ國々ノ米ヲバ納メラレケリ仍何石トハ用ニ石字ニ也件器石等今ニ穀倉院ニアリト云へリ
愚管抄云この御世にせんじばかりといふものを作られ云々
大內壁書云金銀兩目御定法之事
こがねしろがねの兩目の事は京都の大法として何れも一兩四文半錢にて二兩九文目たる所こがねをば一兩五匁にうりかふ事そのいはれなし殊に御分國中如レ此云々文明十六年五月日

古今要覽稿卷第二百十九

●器財部

權　波賀理

權のはじめさだかならず崇峻天皇の朝に上毛野久比が呉國より將來せし呉權を天皇しろしめさずしてたづねとはせ給ひしを以て考ふれば當時本朝に權と云ふものはなかりしにや(姓氏錄)其のち文武天皇の大寶二年令をえらばれてよりはじめて權を設けられし也その時は大小の權を立られし事度量のふたつとおなじそののち和銅六年四月よりまた量度とおなじく大兩を以て常用とはせられしなりしかしてのち延喜の式にもあらためらるゝことはなかりしなりさて後三條院の延久年中にあらためたゞされ(續古事談愚管抄等にみゆ)たるよしいへどその世のものは考ふるによしなし元龜天正の比に至りては京目田舍目といふ事みゆその京目といふは黃金一兩四文半錢銀一兩も四文半錢と賣買ふ事なり(大内家壁書)しかるに田舍目といふは金一兩五匁にうりかふ事とおもはる(同上)銀には時々の相場ありしとみえたればさだかならねども大かた銀四十三文を一枚とし之を金一兩に交易せし(後藤家說)事は織田右府のころよりといへり抑京都將軍家の比は秤座といふものは立られざりしが天正の比甲斐國の武田家出陣の用途を賦すことはげしかりければ吉川守隨といふものはじめて國中黃金掛引の秤を制せしかばこれによりて國役をゆるされ秤座となりたりさてその守隨が子彥太郎天正十年十一月廿六日甲州金秤子の事相違あるべからざるのよし仰をうけたまはりけるがその翌年十月五日御分國中秤の事を司どるべきよし仰をかうぶりたり(守隨家藏古文書)しかるに御一統となりしころ西國の秤をば神善四郎に仰付られたりしかるに承應二年にいたりて初めて御國分の御奉書を守隨と神とにたまはりたり

姓氏錄云商長首上毛野同氏多奇波世ノ君之後也三世ノ孫久比伯瀨部ノ天皇(諡崇峻)御世被レ遣二呉國一雜寶物獻二於天皇一其中有二呉權一天皇勅二此物一也久比奏曰呉國以懸二定萬物一令レ爲二交易一其名云二波賀理一天皇勅レ之勿レ令二他人同一久比ノ男宗麿舒明天皇ノ御代負二商

寺寶輪院殿江永代寄進申所實正明白也於年貢米者以十合升貳石四斗每年可有御寺納但爲本所分淸淨庵江五斗納之爲名主分玉藏分江三斗五升納之此外諸公事物一切無之若於此下地違亂煩在之者罷出可致其明者也仍永代寄進狀如件

天正九辛巳年十二月廿八日

堤三介

久　次判

三　十　郎判

永仁元年十二月日

十三合升

延德四年の請文に一段の年貢十三合升にて九斗とみえたり試に長保官升の十合を以てはかるにその十三合は今の壹升二合四勺八撮有奇にあたるすなはち九斗は今の一石一斗二升三合二勺餘にあたる

その比の壹段は今の三百六十歩なれば是を今の收納の法に比するに上田三百六十歩にては大抵一石八斗中田は壹石一二斗下田は八九斗なるべしされば延德の壹石一斗は今の中田と相當せりしかればこの十三合升は長保官升の十三合升なるべし

請申　御下地下作職事

合壹段者　御本所眞光院殿

右件御下地者望申に付候てあづけ被下處也仍御本所之御年貢幷御公事物已下類地之ごとくたるべく候名主作職之御年貢者勘衞郷方の十三合の升にて九斗名主分六斗作分三斗宛無干水損可納候いづれも若無沙汰仕候はゞ相當分何の下地にても候へ可被押取候就中下作事不得御意を別人に契約仕事候はゞ堅く御ざいくわにあづかり可申候又何時にても候へ御下地を被召上候はば他人に被仰付候とも是非一言に及べからず候仍後日請文狀如件

延德四年四月二日　彌三郎判

名主作職方御年貢納御升追而久我升に延而御治定あるべき由心得申候　彌三郎判

久我升

上に載る延德四年百姓彌三郎が下地請文にみゆ山城國の久我をさすにやされどもその大さしるべからず

天正十合升

東寺文書に天正九年の十合升といふものみゆこれ多門院記に所謂十合とおなじかるべし

たゞし一段の地にて此升二石四斗をうるといふによれば一歩の地にて六合六勺六撮有奇をうべしこれ卽今京升の五合五勺二撮有奇にあたる卽これをその田賦の制に比するに一段一石六斗二升にあたれば所謂十六二分之盛にして上上田の年貢なり

永代寄進申田地之事

合一段者字號錮作在所東者限朱雀通西者限坊城通北者八條之通路ヨリ南四段目田也

右件田地者私領相傳無相違下地也雖然依有志子細東

二千分あり今京升の四合九勺五撮有奇にあたる伊勢安東郡の八合升といふものと甚だちかし

正傳寺衆僧等謹言上

右子細者雲門菴領就蕨崗年貢升之不審先度證文出帶之間令披見之處升之寸分明鏡也仍不及異儀落居畢然間彼升有出來者年貢可渡進之由領掌之處于今不渡賜而結句年貢難澁云々言語道斷之次第也所詮任證文之旨竪二寸横四寸之升有出來者無相違年貢可渡進者也仍粗謹言上如件

文明十三年三月　日

一長講斗

長講斗といへるものは新藥師寺康永年の升の銘に中院講方とある類にして長講の供米をはかる料の升をいふなるべしされはその寺社によりて相違あるべし（寸法を記さゞればはかるによしなし）

進上

能米二十石者（長講斗定）

右件米者事成熟之後不日可令進上之狀如件

建久捌年四月三日神宮預祐（コノ下一字蟲損）

一銅升

永仁年中大山庄地頭年貢注進の內に銅升の定といふ事見えたりこの銅升かの法隆寺に傳はる銅升の類の物にやたゞしは趙宋の銅升にや（寸法を記さゞればはかるによしなし）

大山庄地頭請所御年貢支配事

合二佰斛（內銅升定）

漆石二斗　灌頂院西院御佛供

四斗五升　西院長日供養法御佛供

四石八斗　金堂常燈料油米（安井僧正御房寺務之時被宛）

三石六斗　灌頂院常燈料油米（同御時被宛行）

六石　講堂修正饗料（但廿四石內三石樂人酒肴處追可加被下云々）

十石　安旨修饗料

捌拾貳石斗四升八合　貫方御分（但半分者現米半分は以色代可辨進之）

貳拾石　執行分

拾石　小行事給物

三石五斗五升一合　灌頂院預食（上乘院前大僧正御房御時被宛行之）

拾壹石貳斗四升　職掌等給物眞乘院時（正嘉年中被宛行之）

拾貳石　綱掌等裝束料新熊野僧正御房御時被宛行之

貳拾八石二斗一升一合　恒例庄在用

已上貳佰石

右注進如レ件

御糈納之升ニ一斗一升七合ヲ以テ宮中斗ニ量合之譬ヘバ在郡之納升一石一斗七升ヲ以テ宮中ノ斗一石ニ量合之更無ニ相違ニ○此説によれば在地御倉付升の一石一斗七升を一石とするなり御倉付升の一石一斗七升は今の京升の一石六斗三升○九勺八撮有奇にあたる

家用升

安東郡專當沙汰文元徳二年云一宮中御倉納御糈俵ハ五斗俵也斗量定以ニ彼一俵ニ者八合升定米四斗三升摺出之云云但有ニ未進ニ之時以ニ代錢ニ沙汰之時以ニ彼勘定ニ可レ致ニ其沙汰ニ也○按に五斗は三斗の誤なるべし此前文に廿二俵にて正供用米五斛五斗并口糈一石一斗量之とあり正供用の五石五斗へ口糈の一石一斗を加ふれば六石六斗也六石六斗を廿二分すれば三斗づゝになる也又其下に在地納俵一俵宮中斗三斗に合量合也在地糈俵者一俵別三斗五升宛入也以ニ彼俵ニ加ニ宮中穀糈ニ之定三斗に量合也とあるをみれば彌明か也

一長御館納糈量之次第但御館納糈以ニ御寄御田之糈ニ可ニ量進ニ之先例也

正納糈九斗

宮中斗定也○按に宮中斗の九斗は今京升の一石四斗六升七合八勺八撮有奇にあたる

口糈一斗八升彼是一斛八升量之但御糈俵四俵之內是ヲ家用升八合ニ升也ニ一斗殘レ之殘三俵餘ニテ正納糈口糈皆量滿之年々此分無ニ相違ニ

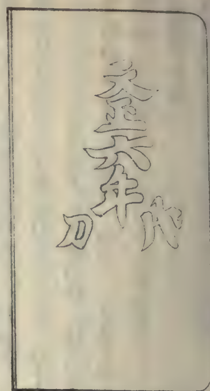
按に四俵は穀一石二斗なり其内より一石八升引は殘一斗二升ありこの一斗二升を二斗として家用升を求むれば宮中升の六升にあたる宮中升の六升は今升の九合七勺八撮有奇にしてかの大安寺升及び長保宮升と符合す

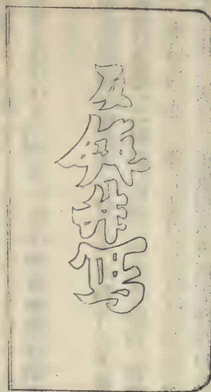
八合升

安東郡專當沙汰文云是家用升八合二升也○按に家用升は今京升の九合七勺八撮有奇にあたる是を二分にして一升を八合升とす卽今京升の四合八勺九撮有奇に當る是を八合升としてこの十合を求むれば六合一勺一撮有奇にあたる

正傳寺升

正傳寺は何の國といふ事をしらずその寺の寺料の文書に升の寸方をのせたり卽方四寸深さ二寸分積三萬





伊勢神領升

元徳の頃伊勢安東郡にて用ひたる升は宮中御粇納升在地御倉付升家用升八合升等なり但し在地御倉付升は所謂粟斛にして摺て半となし常用の升にあふごとく制せしものなり宮中供用の御粇量升は在地御倉付升より大なるものなり是も粟斛なりまた家用升八合升といふものは米量とみえたりさて十合といふものはなけれども此八合といふものによりて求むればおのづから考らるゝなり（専当沙汰文）さて此升のいりめによりて考ふるに御倉付の升は長保官升の粇升の小なるものにやあらむ或は令の小升の入目に僅一勺ばかりの違なれば其一斗升にや猶考ふべし宮中御粇納の升は長保官升の穀升に違ひあるまじ其故は宮中御納升の容るゝ所今京升の一升六合三勺一撮有奇なり是を粟法によつて求むればこの米九合七勺八撮有奇あるべしすなはち貞元の大安寺升及び長保官升の容る所僅に一勺たがへるのみ然して此二つの升は今に現存するものをみたり宮中升の方は長和の銘ある者あり

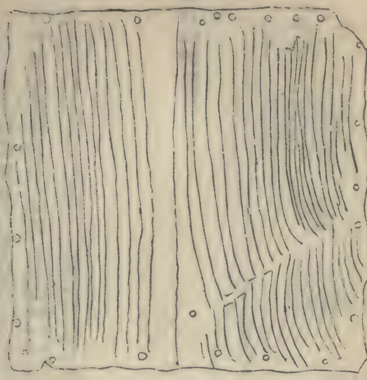
安東郡専当沙汰文（元徳二年）云在地御倉付之時御粇之納升ノ勢寸法事

弘六寸深二寸五歩也鐵尺定（中ノ寸法也）高 納在升之上居程（ニオクラ）爲レ限

按に此分積九萬分あり今の京升にて一升三合九勺四撮有奇にあたる

宮中御粇納升

安東郡専当沙汰文（元徳二年）云宮中御粇納之斗（ニハ）在郡御倉付ノ



薬師寺段錢升

南都薬師寺に天正六年の銘ある段錢升といふものあり方四寸六分強深二寸五分強あり分積五萬二千九百分有奇あり今の京升八合一勺九撮有奇にあたる

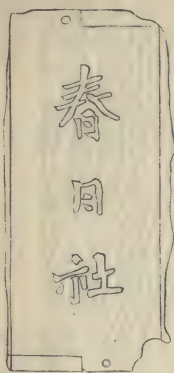
薬師寺段錢升

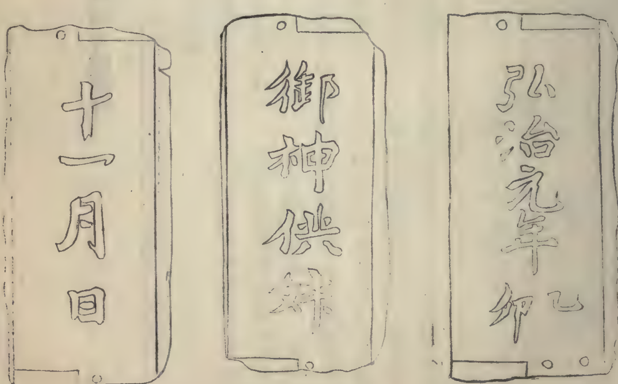


春日社神供升

春日社神供升あり銘によれば弘治年のものなりその摺本に付て考ふるに方四寸五分五厘深二寸一分積四萬三千四百七十五分有奇あり今の京升六合七勺三撮有奇にあたる此社の日代米納の一斗升と三勺一撮小さく玉水の驛岩崎氏所藏の長合升より二勺有奇强是等みな伊勢安東郡の十合升と（京升の六合一勺一撮有奇のものなり）いさゝかの違ひあれどもその原づく處はおなじかるべきにや

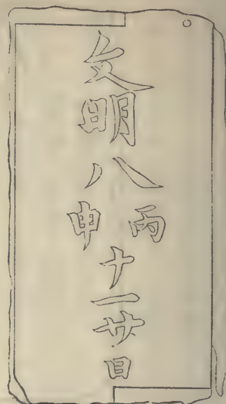
春日社神供升






南氏
又五郎


辛亥
五月
日
天文二十年



南氏升

南氏升は何國にて用ひし古升といふことをしらずその摺本に付て考ふるに方四寸七分許深二寸二分許あり分積四萬八千五百九十八分あり今の京升七合五勺二撮有奇にあたる卽甲斐國に用ふる所の宣旨升と比すれば二撮有奇强し

南氏升

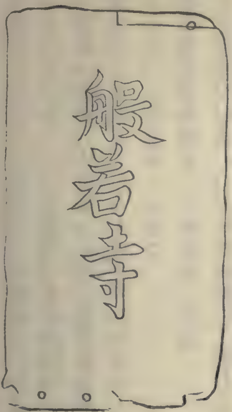


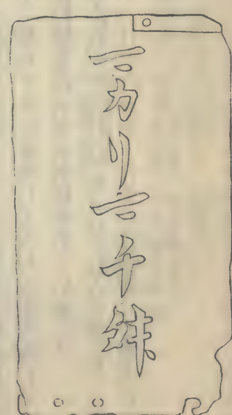
の京升八合三勺八撮有奇にあたる是すなはち天正十四年十月京番にあらためらるゝまで行はれし十合なり山門三井寺領なるゆゑにもとのごとく用ひきたりて今にいたれるなるべし

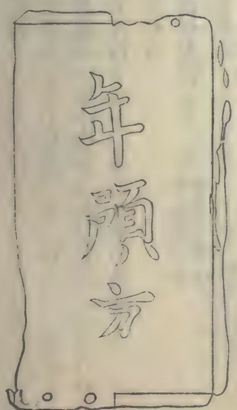
般若寺マカリマチ升

般若寺マカリマチ升は方四寸八分深二寸七分分積六萬二千二百〇七分ありその銘によれば文明八年のものなり今の京升九合六勺三撮有奇にあたる長保官升の制と全くおなじ

般若寺マカリマチ升







伊勢太神宮大升

伊勢子良館にて用ゆる大升あり御饌米をはかる料の升なりその大さ長一尺三分廣八寸九分深四寸九分分積四十四萬九千百八十三分あり今の京升大升九合五勺八撮有奇にあたるこれを十升とすればその一升は今の六合九勺八撮有奇にあたる

子良館祭奠式云御饌米一日米大升二升宛以二當館大升一量也一月分十升也於二小盡月一者減一日二升下旬者十八升取之

伊勢太神宮供用升 幷小升

子良館の供用升方四寸八分深さ二寸三分分積五萬二千九百九十二分あり今の京升八合二勺〇有奇にあたる又供用升の小升といふものあり方二寸四分深さ一寸四分分積八千〇六十四分あり今の京升一合二勺四撮有奇に當る

子良館祭奠式云六月十一日粢米四斗 以二禰宜家之供用升一量レ之
酒米三斗二升 同升上
九月朔日糯米四斗八升 以二禰宜家供用升一量レ之
酒米三斗六升 同升上

伊勢太神宮黒升 幷小升

子良館に黒升といふもの二あり一はその大さ長五寸二分半廣さもおなじ深さ三寸分積八萬二千六百八十七分有奇あり今の京升一升二合八勺〇有奇にあたる一は長五寸一分半廣さもおなじ深さ二寸六分分積六萬七千九百十八分有奇あり今の京升一升〇五勺二撮有奇をいる

子良館祭奠式云米三升 號二鹽米一以二當館黒升一量レ之
又云散供米一旬分黒升一升宛 以二當館黒升一量レ之一月分三升取レ之

伊勢太神宮於麻加利升 幷小升

子良館の於麻加利升方四寸四分深さ二寸あり分積三萬八千七百二十分あり今の京升五合九勺九撮有奇にあたる此升の小升方二寸二分深さ八分分積三千八百七十二分あり今の京升にて五勺九撮有奇にあたる

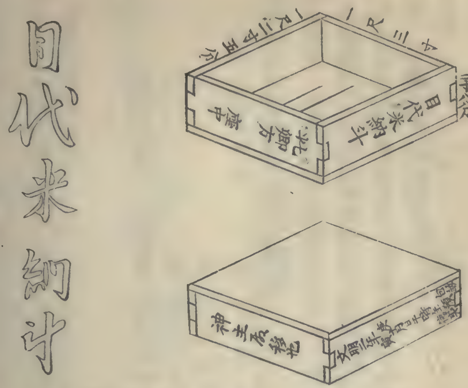
子良館祭奠式云毎日於麻加利下行如レ左
四升六合宛 於二當館一於麻加利升量レ之 毎日投二役人當番一初日朔日六日十一日十六日廿一日廿六日者增二升而六升六合下行案内朱一合宛 以二當館一合升一量レ之計二升事之案内一隨二其數一取レ之

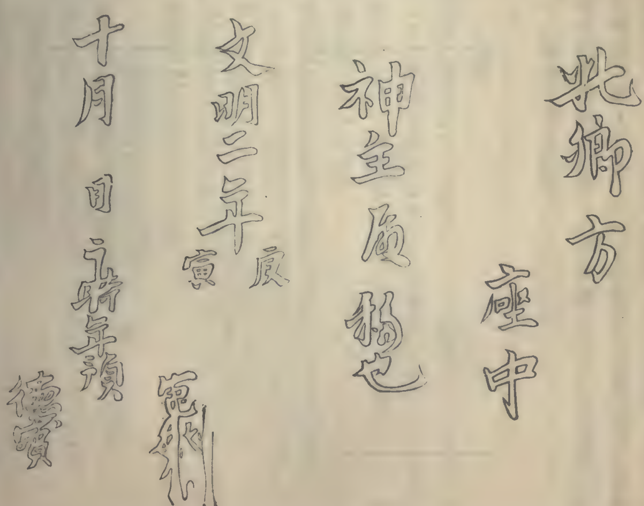
山門升 三井寺升 大澤升

山門三井寺領にて年貢を納むるに用ふる升は方四寸八分五釐深二寸三分强分積五萬四千百〇一分有奇今

しかれば一升は京升の七合〇四撮有奇にあたる

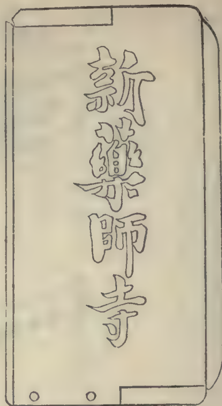
春日目代米納升

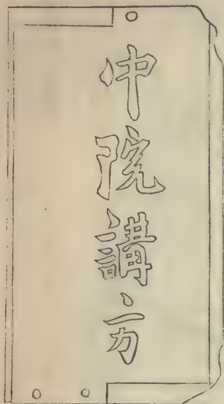


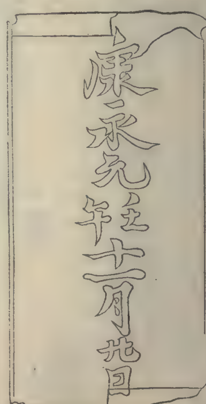


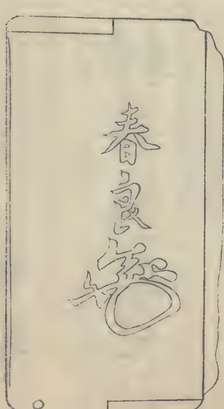
れば二勺一撮つよく伊勢國安東郡在地家用升に比すれば三撮つよし

升









春日目代米納升

春日目代米納斗は長一尺三寸横一尺六寸五分深二寸八分分積四十五萬五千あり今京升の七升〇四勺八撮有奇にあたるその銘に米納斗とあれば斗升なるべし

東御下向也云々午尅着ニ御于野路驛ニ御雜事米卅石白米二石宣旨斗定大豆三石同斗贄殿入物上白三斗宣旨斗入夜着ニ御于鏡宿ニ佐々木壹岐前司泰綱儲ニ雜事ニ云々御雜事能米卅石白米二石宣旨斗定大豆三石同斗

或家藏文書

行造　伊勢豐受太神宮事所

可早令進濟工役夫作料米事攝津國賀島庄二百二十七町　分米三十捌石伍斗玖升段別一升七合宣旨

右件米者　朝家無雙之重事庄々平均之課役也早令進濟可取進造宮所返抄之狀如件

元亨二年八月日　右官掌記在判

左大生中原在判

右大史安倍

厨事類記云朝餉御菜二ヶ度日別一斗七升宣旨升居供御御菜同

天正十四年前升

天正十四年十月京番を制せらるゝ前の升は京升の八合三勺をいるゝなり多門院日記その十四年にあらためられし京番といふものは播州芥田所納天正十八年の裏書あるものなるべしその升今京升の九合九勺六撮有奇をいるゝなりしかるにその升はそれより前の升に二合加へたるものと多門院日記いへば今の京升の九合九勺六撮有奇を十二合として十合をもとむれば八合三勺〇有奇となる卽十四年改正以前の升としらるゝなり

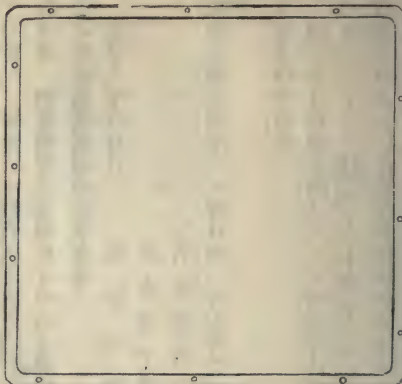
京番

天正に升をあらためられしは十四年十月の事なるべしさて此天正改正よりして京番といふことははじまれるなるべし多門院日記その大は十四年前の升の十二合入なるよしいへり

多門院日記云天正十四年十月九日奈良中賣買升中坊より京番とて悉鄕內へ被ㇾ出家每に升如ㇾ此用意して判を可取代二斗づゝと云々今迄之十合の二合入也と今出たるに一石申前の十合には本ノマヽ一石二斗在ㇾ之云々珍敷難儀計被ニ申付ニ處也

新藥師寺升

康永元年の銘ある新藥師寺の升ありその摺本に就て是をはかるに竪四寸八分九釐許橫四寸八分許深さ二寸七分弱分積六萬三千三百七十四分有奇あり今京升の九合八勺一撮有奇にあたる長保官升に比す



延久新製

延久に升をためされしは四年九月廿九日の事にして（扶桑略記）長保の例を用ゆべきよしなりその長保官升といふものは今の京升の九合六勺〇有奇にあたるものなれば曲尺の六十二寸五分を用ふべしまたこの御世に宣旨ばかりといふものを作られたれば（愚管抄）のちゝの書にみえたる宣旨升といふものはこの延久の時にさだめられし升なるべししかるに今も甲斐國にはせんじといふ升三種ありまづ小半宣旨といふは今の京升三升を十六分の一にして一合八勺七撮五抄にあたりそれを倍して三合七勺五撮を半宣旨といふそれを倍して七合五勺を宣旨といひまた一はいはたごといふたゞし此宣旨升といふものは供御よりして以下朝夕の食料をはかる升なれば（東鑑厨事類記）一はいはたごといふ名も出來しにやあらんさて今升七合五勺を延久の升なりといはゞ長保の升によるものといへるにあはず（長保升は今升の九合六勺〇有奇にあたる）たゞし延喜式に所司朝夕給㆓百度食㆒（圖書寮式）出㆓納官物㆒諸司百度料（五位已下六合史生四合）とありて輕きものゝ食料は朝夕にて八合を用ひしとみゆ是八合升といふものゝ起る處なるべしさて延久の時にいたり長保の例に從ひて升をあらためられし時また此升の八合入をもつて宣旨升となされしにやあらん

古事談云延久善政ニハ先ヅ器物ヲ作ラレケリ資仲卿奉行シテ升ヲ召寄セテ取廻シ々々御覧ジテ簾ヲ折テ寸法ナドサヽセ給ヒケリ云々

東鑑云建長四年三月十九日癸卯天晴今曉三品親王關

八合七勺を用ゆとみゆ今は上塗方六尺に白土二斗三升あるひは二斗七升を用ゆれば是方尺には平均六合九勺四撮有奇を用ゆるなり卽方丈には六斗九升四合餘を用ゆべし

長保新製

長保年中にあらためられし量は今の曲尺にて六十二寸を用ひらる（難波家藏古升裏書扶桑畧記）卽今升の九合六勺〇有奇にあたる又大安寺の升とて貞元二年の刻銘識ある升ありその容る丶處によりて考ふればこの長保新制の升と全くおなじ

扶桑畧記云延久四年九月二十九日斗升法可レ據ニ用長保例ニ之由下知

難波家藏古升裏書云方面五寸竪深二寸五分立積六寸二分半以ニ養老大尺ー量長保新製官升寸法立積全同ニ此升ハ慶長新製之京升以前天下諸國通用

大安寺升銘云貞元二年大安寺

按に此升方四寸九分八釐許深二寸五分寸積六二〇〇長保よりは二十餘年の前なり今の京升の九合六勺〇有奇にあたる



大安寺古升

營蔓菁一段種子八合
按に八合は今の三合四勺八撮有奇にあたる今東國にて一段に四合を用ゆといふ
主水司式云凡運二氷駄一者以二徭丁一充レ之牽レ駄丁給レ食一人日米四合鹽五撮
按に四合は今の一合七勺四撮有奇にあたる一人の食とすべからず疑らくは食の上間の字を脱せるならん
其收レ氷夫室別一百二十人給二間食一人別日米一升四合
飯料四合糟料一升○按飯料四合とあるは間食の事なるべし間食はケンスイとよみてその小晝飯のことなり然らば前の牽駄丁の食料四合も間食なるべきなり
大炊式云內豎二百人月料人別日米六合出納官物諸司百度料一月所レ受米六斛
五位已下六合史生四合○按に六合は今の二合六勺一撮有奇四合は今の一合七勺四撮有奇にあたる但是は一度の食料也
主殿寮式云靈巖寺燈油料月別三升小月減一合神護寺燈料月料三升小月減一合供奉年料燈盞二十口燈炷調布十二端三尺六寸長夜一尺六寸短夜減三寸燈油隨二夜長短一從二二月一至二七月一夜別三升三合從二八月一至二正月一夜別三升八合
十二月晦日夜供奉內裏并大極殿豐樂殿武德殿儺料等雜物槾椒油七斗六升六合胡麻油四斗油瓶二十六口燈盞一千百六十六口二百五十三口加盤燈炷調布一丈九尺三寸燈臺八十臺
按に靈巖寺神護寺等の燈油は夜別一合とみゆ一合は今の四勺三撮有奇にあたる供奉年料は長短夜平均一合七勺七撮有奇なれば今の九勺七撮有奇にあたる晦日夜の燈油も合せて一石一斗六升六合なれば燈盞一千百六十六口に分てば一口に一合づゝにあたる主計式によるに燈盞各五十口各受二合以上とあり
木工式云木工方丈壁一間一重棧料楉三擔藁三圍繩七十五丈編棧夫一人塗工一人夫二人二重棧料木四擔藁四圍半麁塗一圍半中塗三圍繩一百丈編棧夫一人麁塗夫一人半中塗工大半夫一人小半間度工一人穿著二十枚表塗料白土二石洗馬矢一石粥汁料白米二升塗工大半夫二人
按に白土二石は今の八斗七升餘にあたる是方尺に

有奇あるべし舂て白米として五升を得るなれば今の內三割七分五釐引と同じ精鑿なること玄るべし

陰陽寮式云凡漏刻燈油隨ニ月大小一請ニ受所司一從ニ三月一至ニ八月一夜別四合從ニ九月一至ニ二月一夜別五合○按に四合は今の一合七勺四撮有奇五合は二合一勺七撮有奇にあたる

調布三丈六尺

燈心料月別三尺○按に三尺を三十分すれば一日一寸づゝにあたる

玄蕃寮式云凡諸寺燈油長夜二合短夜一合五勺

八月九月十月十一月十二月正月爲ニ長夜一二月三月四月五月六月七月爲ニ短夜一○按に二合は今の八勺七撮有奇一合五勺は六勺五撮有奇にあたる

左馬寮式云凡細馬冬日米三升大豆二升中馬下馬各米一升大豆一升牛米八合夏細馬日米二升中馬一升下馬及牛不レ須

按に厩牧令に日給細馬粟一升稻三束とあり飼料同じからず三升は今の一升三合〇五撮有奇二升は八合七勺餘一升は今の四合三勺五撮有奇八合は今の三合四勺八撮有奇

內膳式云耕種園圃營ニ大麥一一段種子一斗五升

按に一斗五升は今の六升五合二勺五撮にあたる今東國にては一段に八升を用ゆと云ふ式の一段は三百六十歩今の一段は三百歩なり三百歩にて八升を用ゆれば一歩にて二勺六撮有奇にあたる三百六十歩にては九升三合六勺餘を用ゆべきなり但伊勢國にては一段二升五合を用ひ肥後國にては一斗を用ゆといへば地によりて營種の多少あるべければ一概に論じがたし

營大豆一段種子八升

按に八升は今の三升四合八勺餘にあたる今東國にては一段に四升を用ゆといふ但伊勢國にては三升五合を用ひ肥後國にては六升を用ゆといへり

營小豆一段種子五升五合

按に五升五合は今の二升三合九勺二撮有奇にあたる今東國にては一段に二升五合を用ゆといふ但伊勢國にては二升五合を用ひ肥後國にては四升を用ゆといへり

營大角豆一段種子八升

按に前に云ふ大豆と同じ

は大尺六尺を一歩として三百六十歩なれば令の一段は式の二百五十歩にあたるさて一斗一升を二百五十分して一歩の租米を求むるに四合四勺にあたる是に式の一段三百六十歩を乗じて一斗五升八合四勺をうる然るをこゝに一斗五升といふものは八合四勺を免されしか但は小數なれば省略せしにや

凡畿內校班田使食法長官日稻七束三把次官五束判官三束主典算史各二束史生一束五把傔仗一束

按に前に准ずれば七束三把よりは四斗八升六合六勺一撮有奇五束よりは三斗三升三合三勺餘三束よりは二斗二束よりは一斗三升三合三勺二撮有奇一束五把よりは一斗一束よりは六升六合六勺六撮有奇を得べし但四斗八升六合七勺三撮有奇は今の京升二斗一升一合六勺七撮有奇三斗三升三合三勺餘は今の一斗四升四合九勺八撮有奇二斗は今の八升七合餘一斗は今の四升三合五勺有奇六升六合は今の二升八合七勺一撮有奇にあたる

凡諸使食法官人日米二升鹽二勺酒一升番上日米二升鹽二勺酒八合傔仗日米一升五合鹽一勺五撮國司巡行食料准レ此

按に二升は今の八合七勺餘一升は今の四合三勺五撮有奇一升五合は今の六合五勺二撮有奇にあたる

凡陸奧國兵士間食料米二千八百八十斛（人別日八合）割二年中所レ輸租穀內一每年充レ之

按に八合は今の三合四勺八撮有奇にあたる但兵士粮料は此外に充てらるゝなるべし

凡諸國流人不レ論二良賤男女大小一給レ粮人日米一升鹽一勺至二來年春一量給二種子一一秋之後粮種共停

按に一升は今の京升四合三勺五撮有奇にあたる

凡國飼馬秣米者畿內外國共起二十月一迄二三月一疋別日四升起二四月一迄二九月一二升

按に四升は今の京升一升七合四勺餘にあたる二升は今の八合七勺餘にあたる

凡諸國牧馬路次飼秣者甲斐武藏等國疋別日四把

按に四把粟二升六合六勺六撮有奇あるべし今の京升(以下是におなじ)一升一合五勺九撮有奇にあたる上の秣米と大抵相准ずべし

大炊式云凡供御料稻粟並用二官田一其舂得米一束二把五升糯米亦同

一人日舂三束○按に一束二把粟七升九合九勺九撮

按に小升大升の字こゝにはじめてみゆ

延喜式大升

延喜式の量は大寶頒令に從はれたり但田歩のみ和銅の制令のごとく大尺六尺を以て一歩とせらるその餘は令と違ふことなし雜式

雜式云凡度量權衡者官私悉用レ大但測ニ晷景ニ合ニ湯藥ニ則用ニ小者ニ其度以ニ六尺ニ爲レ歩以外如レ令

主計式云凡諸國輸調云々鹽三斗

賦役令云鹽三斗○按に三斗の數は令と同じく升は大を用ゆれば今の一斗三升○五勺餘なり

棘甲蠃甲蠃各六斗

賦役令云棘甲蠃六斗甲蠃六斗○按に今の二斗六升一合餘なり

主稅式云凡雜穀相傳粟小豆各二斗當ニ稻三束ニ

賦役令小豆當ニ粟一斗ニ○按に令の制粟と小豆は相當おなじされば粟二斗も小豆二斗もまた互に輕重なしと見ゆ

大豆一斗當ニ稻一束ニ自餘如レ令

又云凡公田獲稻上田町五百町五百束中田四百束下田三百束下下田一百五十束地子各依ニ田品ニ令レ輸ニ五分之一ニ

按に上田一町獲稻五百束の粟雜の粟二斗稻三束にあたるといふに准ずれば三十三石三斗三升三合三勺三撮有奇にあたる今の京升十四石四斗九升九合九勺九撮有奇あり是を三千六百分すれば一歩の獲粟四合○二撮有奇にあたる今の一町は三千歩なればこの四合○二撮有奇に三千を乘じして十二石○六升餘をうる今の田租法に一町十五石をうるを十五の盛といひ上田とし十二石をうるを十二の盛といひ中田とすこの獲粟即十二の盛といふものと相准ずされば式の上田その中田と比すべしたゞしこの五分一を奉るものは公田を助耕してその收粟を輸すなれば田租といふものとは異れり

若總ニ計國内ニ所レ輸不レ滿ニ十分之九ニ者勘出令塡但不堪佃田聽レ除ニ十分之二ニ其租一段穀一斗五升町別一石五斗皆令ニ營人輸レ之

田令云段租稻二束二把町租稻二十二束○按に田令に一束稻舂得ニ米五升ニといへば二束二把にては一斗一升を得べし二十二束にては一石一斗なり令の一段は大尺五尺を一歩として三百六十歩式の一段

餘を得べし但粟一石六斗は令の百十五歩二分の地より求むべし

上下戸一石二斗

今の五斗二升二合餘にあたる米二斗六升一合餘を得べし但粟一石二斗は令の八十六歩四分の地より求むべし

中上戸一石

按に今の四斗三升五合餘にあたる米二斗一升七合五勺餘を得べし但粟一斛は令の七十二歩の地より求むべし

中中戸八斗

按に今の三斗四升八合餘にあたる米一斗七升四合餘を得べし但粟八斗は令の五十七歩六分の地より求むべし

中下戸六斗

按に今の二斗六升一合餘にあたる米一斗三升〇五勺を得べし但粟六斗は令の四十三歩六分の地より求むべし

下上戸四斗

按に今の一斗七升四合餘にあたる米八升七合餘を得べし但粟四斗は令の二十八歩八分の地より求むべし

下中戸二斗

按に今の八升七合餘に當る米四升三合五勺餘を得べし但粟二斗は令の十四歩四分の地より求むべし

下下戸一斗

按に今の四升三合五勺餘にあたる米二升一合七勺五撮有奇を得べし但粟一斗は令の七歩二分の地より求むべし正丁一人口分田二段のうちより七歩二分をのぞき義倉の儲とすまた二段の穀十石あるべし一斗をのぞき九石九斗あり九石九斗の穀は今の四石三斗〇六合五勺餘にあたる今の米二石一斗五升三合二勺五撮有奇あるべし三百六十分して一日の食今の五合九勺八撮有奇にあたる是一正丁一日に六撮有奇を餘して一年一斗の粟を收むることを得る是によりて推せば所謂上々戸は口分田四町をうくるなるべし

靈異記卷三云強非理以徵ㇾ債取ニ多倍ニ而現得ニ惡死報ニ緣第二十六　田中眞人廣忠女貸日與ニ小升ニ償日受ニ大升ニ出擧時用ニ小斤ニ償收ニ大斤ニ

正四位廿四町
按に獲米六百石あるべし今の現米二百六十一石餘にあたる
從四位廿町
按に獲米五百石あるべし今の現米二百十七石五斗餘にあたる
正五位十二町
按に獲米三百石あるべし今の現米百三十石〇五升餘にあたる
從五位八町
按に獲米二百石あるべし今の現米八十七石餘にあたる
女減㆓三分之一㆒
賦役令云若輸㆓雜物㆒者鹽三斗
按に小三斗なるべし今の四升三合五勺四撮有奇にあたる
海藻根八斗
按に延喜內膳式に一把一升に准ずるよしみえたれば八斗は八千把なるべし
末滑海藻一石
按に百把なるべし
澤蒜一石二斗
按に百二十把なるべし
鰒鮓二斗
按に今の二升九合〇三撮有奇にあたる
貽貝鮓三斗白貝葅三斗
按に上にみゆ
辛螺頭打六斗
按に今の八升七合〇九撮有奇にあたる
貽貝後折六斗海細螺一石
按に今の一斗四升五合一勺有奇にあたる
棘甲贏六斗甲贏六斗雜鮨五斗
按に今の七升二合五勺七撮有奇にあたる
凡一位已下及百姓人等皆取㆓戶粟㆒以爲㆓義倉㆒上々戶二石
按に粟二斛は今の八斗七升餘にあたる米四斗三升五合餘を得べし但粟二斛は令の百四十四步の地より求むべし
上中戶一石六斗
按に今の六斗九升六合餘にあたる米三斗四升八合

し勅ありしかるに天長十年義解を作るときすでに平校の式定かならざるに似たり

又云凡用レ斛者皆以レ概（謂概者量所ニ以平ニ斗斛一也）

又田令云凡田長卅歩廣十二歩爲レ段十段爲レ町

謂段地獲ニ稻五十束一束稻舂得ニ米五升一也卽於レ町者須レ得ニ五百束一也○按に五升の米は一斗の穀より得べし一斗の穀は一束よりとれば五十束にては五石あるべし米として二石五斗なり此時の二石五斗は京升壹石○八升七合五勺餘にあたる但令の一段は今の二百五十歩にあたる卽今の壹段壹石三斗餘の石盛と同じ

凡給ニ口分田一者男二段女減ニ三分之一一

按に一段の獲米二石五斗二段にて五石にあたる令の五石は今の現米二石一斗七升五合餘にあたる是を一年三百六十日にわかてば一日の食京升の六合○四撮有奇にあたる三分の一を減ずれば京升の四合○二撮有奇にあたる

凡位田一品八十町

按に獲米二千石あるべし今の現米八百七十石餘にあたる

二品六十町

按に獲米千五百石あるべし今の現米六百五十二石五斗餘にあたる

三品五十町

按に獲米千二百五十石あるべし今の現米五百四十三石七斗五升餘にあたる

四品四十町

按に獲米千石あるべし今の現米四百三十五石餘にあたる

正一位八十町

按に前にみゆ下また是にならへ

從一位七十四町

按に獲米千八百五十石あるべし今の現米八百○四石七斗五升餘にあたる

正二位六十町從二位五十四町

按に獲米千三百五十石あるべし今の現米五百八十七石二斗五升餘にあたる

正三位卅町從三位卅四町

按に獲米八百五十石あるべし今の現米三百六十九石七斗五升餘にあたる

古今要覽稿卷第二百十八

●器財部

令大升 小升

大寶の時設けられし大小升は唐令と同じかるべしよつて是を唐律六典通典等に通考するに小尺の千六百二十寸を以て小壹石の積とし三倍して大壹石とするなれば大壹石の積小尺の四千八百六十寸にあたる小尺千六百二十寸を以て小壹石の積とするは漢書の嘉量にもとづきしゆゑ也是を三倍して唐の常用大升にあたるといふものは通典に張文收嘉量常用量の三の一にあたるといへばなり張文收嘉量に小尺を用ひしこともまた通典にみゆ

所謂小尺は卽今の曲尺の八寸三分三釐不盡にあたる此尺の一千六百二十寸は曲尺の九百三十七寸有奇にあたる九百三十七寸を今京升の六十四寸五分五釐を以て歸すれば今升の壹斗四升五合壹勺六撮にあたる是卽唐の常用量三分一に當るものにして大寶雜令に取て以て小升とせられしもの也伊勢國安東郡專當沙汰文にのする在地御倉付の升といふもの曲尺方六寸深さ二寸五分にして其容る丶處今京升の壹升三合九勺四撮に當る小升の壹斗(今京升の壹升四合五勺にあたる)に比すれば僅に五勺差へり疑らくば是小升の遺制にぞあるべき

大寶雜令曰量十合爲レ升(謂以二秬黍中者一容二一千二百一爲レ龠十龠爲レ合)三升爲二大升一升二十升爲レ斗十斗爲レ斛

又曰凡度レ地量二銀銅穀一者(謂量者權衡升斗相兼之稱也云々)皆用レ大此外官私悉用二小者一

按に穀のみにあらず米も大升を用ひられたり

又曰凡用二度量權衡一官司(謂二大藏省及諸國司之類一)皆給レ樣其樣皆銅爲レ之

關市令云凡官私權衡度量每年二月詣二大藏省一平校

謂凡諸司及庶人用二權衡度量一者皆詣二大藏省一平校然後用レ之其諸國並要用官者司別給レ樣也依レ律雖レ平而不レ經二官司印一者笞卌卽知平校日官司題印但唐令云並印署然後聽レ用此令除二印署文一故不レ可レ署唯依レ律可レ印卽與二量函一不レ同

不レ在レ京者詣二所在國司一平校然後聽レ用

按に延暦にまた度量權衡大藏省の平校を經べきよ

ます
和訓栞云量をますといふは數量は多少を知るの器次第に加倍するものなれば增と同義なるべし斗升を訓ずるも同じ合を一合ますといひ斗を斗量といふまた半石をはかる器を亟といふ石は十斗なり

龠
令○黃鐘の管にもとづき黍一千二百粒をいるといふ

合
○義解に十龠を合とすとみゆたゞし漢志によれば二龠を合とす唐六典是におなじ

升
令○十合を升といふ是小升なり

大升
令○三升を大升といふ

○正誤

民部省厨升　宣字升
藤貞幹が好古小錄に民部省厨といふ烙印に拾合といふ烙印を押したる升あり民部省厨とあるをもて令の小升とし此升三升を大升とし大升を半分にして減大升とすといへり
按に令の小升は唐の小升とおなじくその大升は法隆寺銅升の量と相近し減大升はもと田歩の算法にしてこの升あるにあらざる事前に論ずるがごとしこの厨升出所未ㇾ考疑ふべし
また宣字升といふあり厨事類記にいふ宣旨升ならんとあり
按に宣旨の烙印のみにしては宣旨升とはさだめがたし

人なし我梅津に社家の鼠喰升といふこと古文書にみえたる稲荷升松尾升はあれども鼠喰升は古文書に見えたるばかりにてその寸法しれず

東寺升

東寺に下行升下行斗ノ子坊用升坊用斗ノ子總坊用升總坊用斗ノ子などの名目あり長祿三年東寺御領庄園斗升增減之事といふ文書にみえたり

私斗升增減事

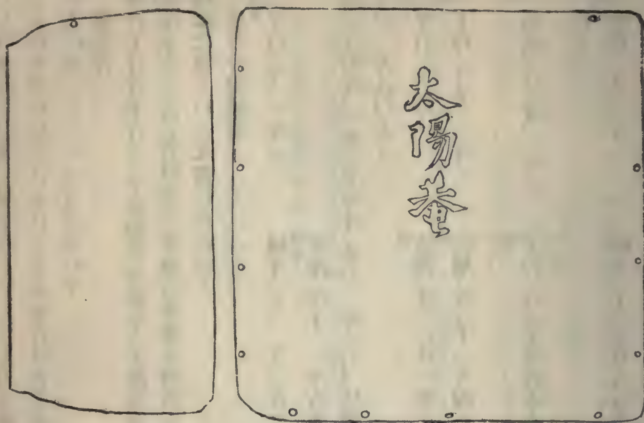
一總寺下行ノ斗ノ一斗ハ　同斗ノ子ニ一斗三合二勺退
　總寺坊用ノ斗子ハ一斗八合アリ

按に下行斗ノ一升ハ下行斗ノ子の一升三勺ニ坊用ノ斗ノ子の一升八勺あり

一同下行ノ斗ノ斗ハ　同坊用ノ斗ニ一斗一升アリ
一同下行ノ斗子ノ一斗ハ　同坊用ノ斗ノ子一斗四合八勺アリ
一同坊用ノ斗ノ子ノ一斗ハ　同下行ノ斗ノ子九升五合五勺アリ
　已上
一同坊用ノ斗ノ一斗ハ　同斗ノ子ノ九升八合五勺アリ
一同坊用斗ノ子一斗ハ　同斗ニ一斗一合五勺アリ
一同下行斗ノ一斗ハ　私坊用ニ一斗一升三合四勺アリ
一私坊用ノ一斗二合ハ　惣坊用ノ斗ニ一斗アリ
一惣坊用ノ斗ノ一斗ハ　私坊用ニ一斗三合四勺アリ
一惣下行ノ斗ノ子一斗ハ　私坊用ニ一斗一升アリ
一惣坊用ノ斗ノ子一斗ハ　私坊用ニ一斗五合アリ
　長祿三年己卯十一月二十八日　門指次五郎四郎是ヲタメ

坊用同小升トノタメ十二月十九日
坊用五升ハ小升一斗五升三合三勺アリ
　三合三勺ノ餘分也本法ナラバ一斗五升アルベシ
小升二斗ハ坊用ニ六升三合三勺アリ
　四合三勺不足也本法ナラバ六升七合アルベシ
　所詮小升チイサキアリ
正覺院石原十合一斗ハ下行一斗九升五合

○釋名



榛原升

伊豆國田方郡願成就寺に北條家の勸化免狀ありその文に云

爲大御堂上葺之豆州中家一間以榛原升米一升宛遣之候從諸百姓前可請取之聊此外之儀申懸由至于御耳入者可被處重科候但家數八千九百五十五間半本棟別之高辻也然間鄉々ヱ以配符被仰出狀如件

永祿二年十一月十三日　狩野彌太郎奉

豆州大御堂　本願十穀

榛原いづれの地をさすにや

日野升

江州日野にて用ふる私升（橘窓自語）

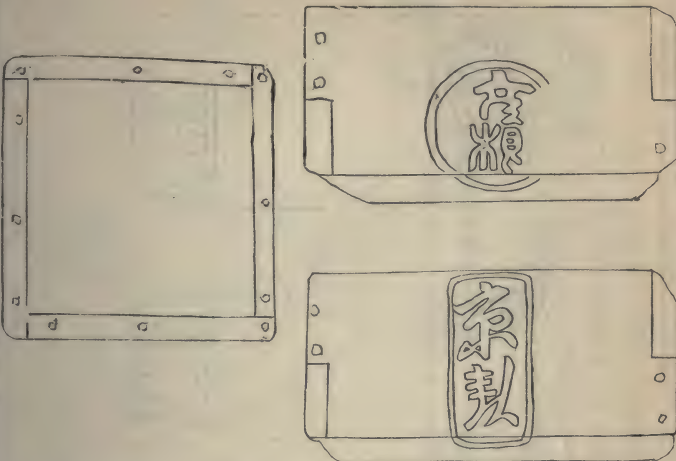
稻荷升

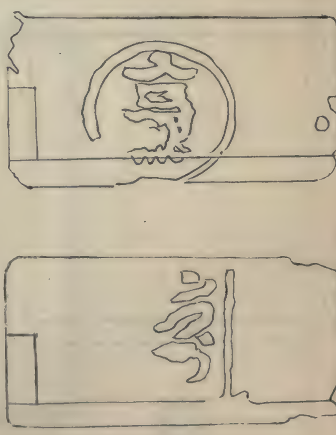
京都藤森稻荷社用之升をいふ（同上）

松尾升

鼠喰升

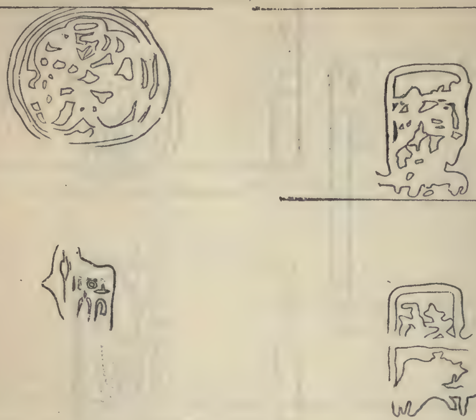
橘窓自語云江州に武佐升のあることは人しれどもその外日野升みやこにて稻荷升松尾升などのことといふ





太陽菴升

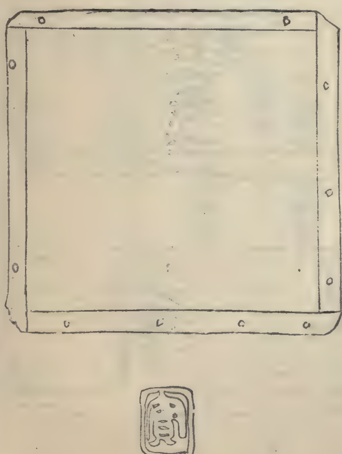
尾張國杉田村妙光寺に古升あり大さ方五寸八分深さ三寸口ひろく底すぼまりたる升なり裏に太陽菴の三字あり相傳ふ昔宋朝より僧徒多くきたり住せしかばそれが持來せしうつはにやあらむ今その略圖に就てはかるに分積十萬九百二十坪ほど大抵今の京升一升五合七勺三撮五ほどを入るゝなり或云宋の量によつて考ふればその一升今の三合一勺弱恐くはこの升は宋の五升量にてもあるべきか又は例の私升にや



彦根升

彦根升は京升によりて斟酌せしものなるべし小なるものは方二寸三分深一寸二分一分積六千三百四十八坪今京升の一合入よりすこし小さく大なるものは方三寸二分深一寸六分一分積一萬六千三百八十四坪二合入とも三合入ともさだめがたしこれらかの寛文九年にあらためられしときに不同ありとのせられしものなるべし

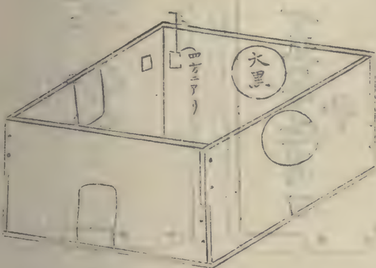
彦根升



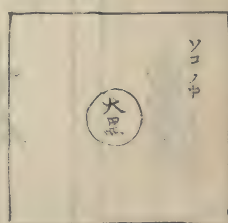
武佐升

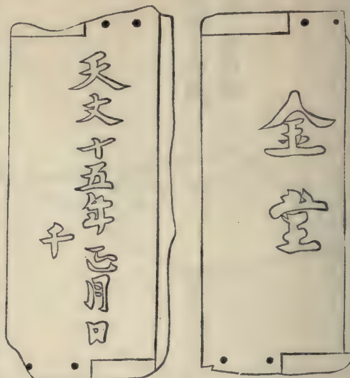
武佐升は京升の八合を入る元德の沙汰文に八合升といふものありその大さ今の京升の八合をうくるものと見ゆれば武佐升もこの類といへども其起る所を詳にせず或ひは云ふ佐々木家の私制にして近江國八十萬石を百萬石にせんためなりといまだそのよる所をしらず今現存する武佐升方四寸八分深さ二寸三分分積五萬二千九百九十二坪ありこの升實は今の八合一勺餘にあたる

美濃國不破郡
今驛三輪氏藏



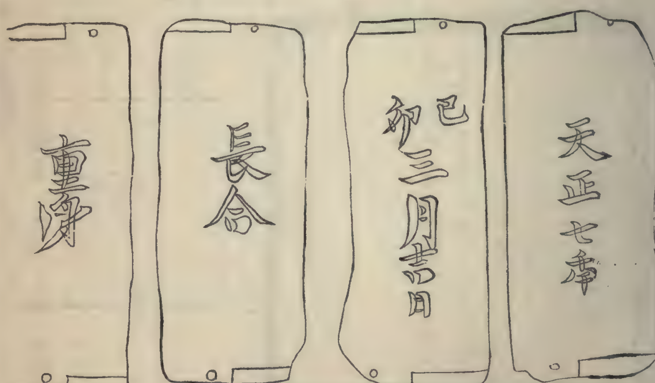


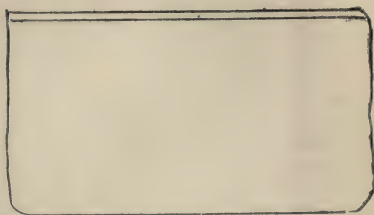




長合升

大和國玉水驛南平尾村岩崎平兵衛所持の古升方四寸六分五厘深さ一寸八分今の升にて六合餘を入るゝただし此升ふちにうちたる竹うせて鉄のみのこりてみゆそのたけのあつさ一分ばかりもあるべし然れば一寸九分の深さにて六合五勺微強入るゝなり



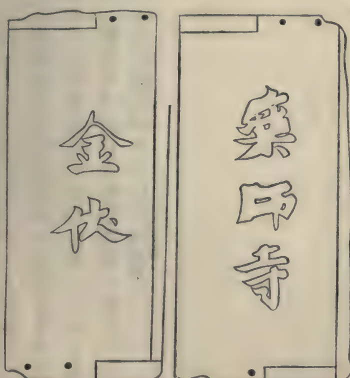


同寺東金堂升

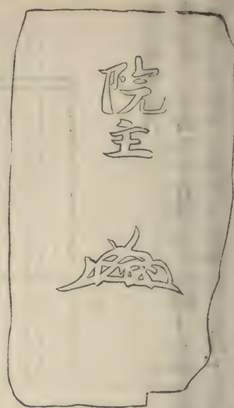
同寺東金堂の裏書ある古升あり弘四寸七分五厘横四寸六分深二寸五分五厘分積五萬五千七百十七坪五合今の京升に少き事四千坪餘なりこれまた坊用の私升なるべし

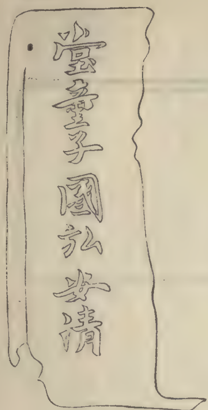
藥師寺金伏升

藥師寺法用供米出納今にこの升を用ふ方四寸四分深さ二寸五厘今の升にて六合一勺二撮二抄を入るゝこれもまた坊用升なり



藥師寺金伏升



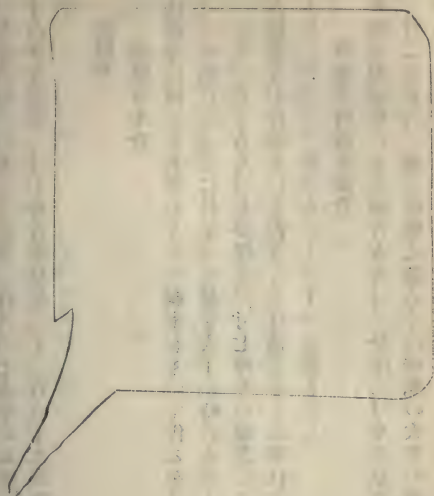


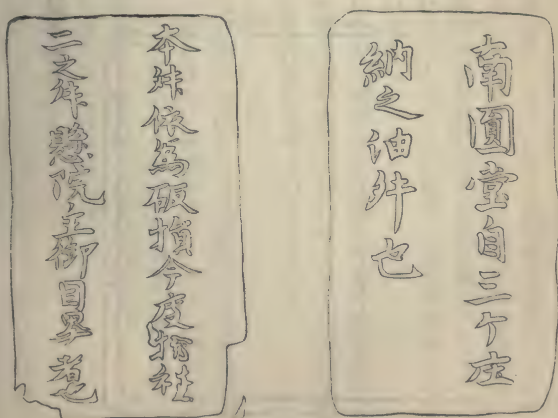
同寺布施升

同寺に社僧春日參籠の時布施米をはかるに用ふるとて今も用ふとなりその大方四寸八分餘深一寸五分餘分積三萬四千五百六十坪今の京升より少きこと三萬二百六十七坪大抵今の五合少差にあたる或ひは云ふ南都一乘院門主坊官二條法印家に此升十倍の丸升ありしが今は燒失せしとなり大阪間氏說



同前底





一升八分一の升なり京升三合七勺五撮をいる徑三寸六分深一寸九分分積二萬四千六百二十四坪

小なからせんじ

一升十六分一の升なり京升一合八勺七五をいる徑二寸六分五厘深一寸七分五厘分積二千二百八十九坪四合

家用升

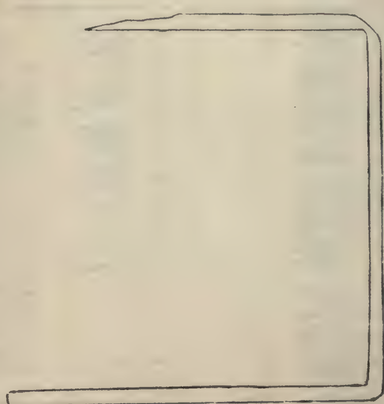
法隆寺木升

法隆寺に傳ふる大升ありその制木をもつて作るをひさしの箱にてふちに竹をうつ是を太子の時のものといふその大さ方九寸七分深さ三寸七分今の京升にて大抵五升七合餘をいる古きことは最ふるくみゆれどもたしかにその世のものとさすべき證もなし

興福寺南圓堂油升

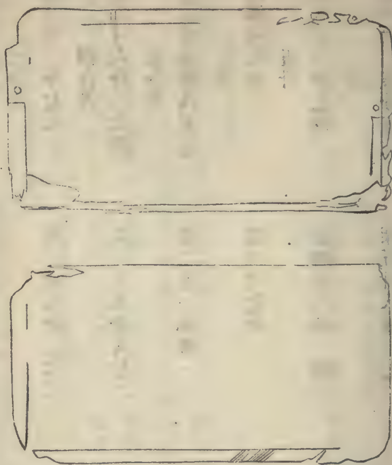
興福寺南圓堂にある油升方五寸二分深三寸今の京升一升二合五勺一撮三抄強入恐らくは和銅の大升の遺制にやあらん

南圓堂油升



徑二寸二分七三六　深一寸二分五二八
二合升
徑二寸八分六一六　深一寸五分七六八
二合五勺升
徑三寸〇八二一　深一寸六分九八三
三合升
徑三寸二分七八一　深一寸八分〇六三
四合升
徑三寸六分〇六四　深一寸九分八七二
五合升
徑三寸八分八五七　深二寸一分四一一
一升
徑四寸九分　深二寸七分
五升
徑八寸三分七四一　深四寸六分一四三
一斗
徑一尺〇五分五七　深五寸八分一七
甲州升
甲州升は京升の量によりて制する所なりその大さ京升三升を以て一升とすその故は武田家の國制をたつる事は他國の人に聞えてもはかりしりがたきやうにせしなりかつ年貢の勘算に便利なりとぞ天正十八年江戸御分國となりし時も諸事信玄家法にまかせらるべきのむねをゆるさせ玉ひしにより淺野家および大納言家駿府中納言家甲府松平甲斐守等にいたるまでこれを改むることなく今の官吏の貢税を收納するもまた故事のごとくして改めずといへり
升に帝字の焼印をおす是れ甲府中納言家の御とき奉行渡邊彌兵衞竹川監物命を奉り桝屋鐵具屋兩人をして印を打たせられしよし云々
一升
京升三升をいる徑方七寸五分深三寸五分緣外四邊に鐵筋を施し眞中に鐵柱を立てその上に鐵のつるを眞直にわたす分積十九萬六千八百七十五坪鐵柱の長三寸五分圓徑一分五厘この分積八十三坪をのぞきすべて十九萬六千七百九十二坪なり
一はい入はたご
一升四分一の升なり京升七合五勺をいる徑四寸四分八厘深二寸四分五厘分積四萬九千百七十二坪五合
なからせんじ

同前



寛文新製

寛文九年の令條に江戸升不同あるによつて京升分量に改めらるゝのよしをのせられたれば此時の新升は京升と相違なきことしるべし所謂京升も各國にて制せしにや京卦と彦根といふ二印を押したる古升あるをみてしるべし江戸升といふもまた別に式を立てれしにはあらで京升の式によつて制せられしものなるべけれども家々にて作る時はたがひあるによつて樽屋が家にて主事すべきよしを命ぜられしならん

樽屋に升のことを命ぜられし年記藤左衞門が家にても定かにしらず相傳へていふ參州に任せし頃は御城御作事方より本を御わたし被レ成てそれにならひ制し御分國中へ分ちしが御入國のときにいたり御城内にて升のことをも仰付られしよしいへり

或云此御改正の時新に樽屋に命ぜられしにはあらで元よりつかさどりきたるものとその制を改められしのみなりとぞ樽屋家傳

令條　寛文九年

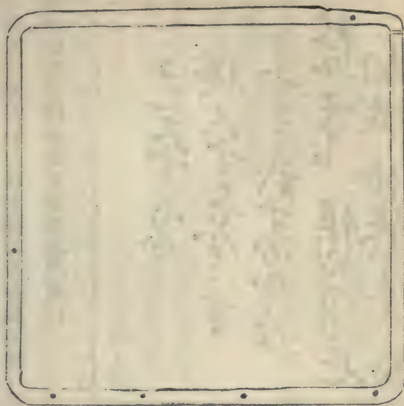
覺

江戸升不同有之付而京升分量に今度改之樽屋藤左衞門所に新升有之候相求向後可被用之候以上

酉十一月廿九日

一合升

伏見升



戸升といふものありしならんその量は三河以來用ひきたられし古量なるべくして所謂酒井家藏の量のごとくありしならん

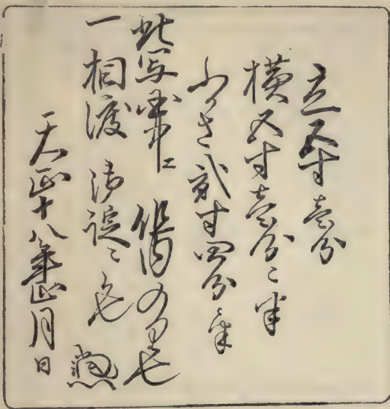
酒井家藏古升傳曰參列以來節分所用といへり竪五寸横四寸九分深二寸六分按に是伏見升と寸法やゝ同じといへども樽屋家傳のごとく參河御分國の頃御城御作事方より出されし本といへるものと同じくして伏見升とは各別なるべし

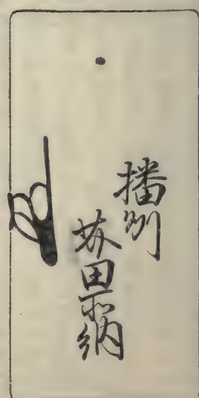
酒井家藏古升



盛が奉る所とみゆその大さ竪五寸一分横五寸一分五厘深さ二寸四分五厘なり分積六萬四千三百四十九坪二合五勺今の升より四百七十七坪七合五勺少きなり難波家古升之裏書に慶長新製とあるものはこの升の事を誤れるに似たり或ひは云ふ下にみえたる伏見升のことなりと未だいづれか是なるを知らず

播州姫路野里村芥田五郎右衛門所持





慶長新製

伏見升といふものは慶長新製のものにしてけだし神君伏見御在城のはじめ天正新製を改められしものなるべしその升の大さ方五寸強深さ二寸七分弱分積六萬七千五百坪今の京升より大きなる事二千六百七十三坪天正升より大きなる事三千百五十坪零七合五勺なり

江戸升

寛文九年令條に江戸升不同有之とあれば是より前江

勢寸法事弘六寸深二寸五分也鐵尺定中の寸法也鐵尺かねざしとよむべし令の大尺にして今の曲尺なり此分積九萬坪あり今の升にてはかれば一升三合七勺一三九是を銅升三升の積りにすれば一升三合七勺一四二この大升と僅に三絲許の違のみ

又云宮中御倉納御籾俵五斗俵也斗量定以彼一俵者八合升定米四斗三升摺出之

延喜大升

延喜式に五斗爲レ俵よしいへり和銅の量によりてはかれば馬一疋の負ふ所にあらず安東郡沙汰文に五斗を俵とするは籾のよしいへば式の五斗俵も穀なるべし和銅の量の穀五斗を今の京升にしてはかれば六斗八升五合六勺九五ありこれをすりて半となせば三斗四升二合八勺四七五となる今の三斗五升を一俵とするはこの制度にかなへり

延喜雜式云凡度量權衡者官私悉用レ大但測ニ晷景一合ニ湯藥一則用ニ小者一其度以ニ六尺一爲レ歩以外如レ令

又云公私運米五斗爲レ俵仍用ニ三俵一爲レ馱自餘雜物亦准レ此其遠路國者斟量減之

長保新製

難波家藏古升（つるかけ升なり）裏書に方面五寸竪深六寸五分立積六十二分半以養老大尺量長保新製官升寸法立積全同此升慶長新製之京升以前天下諸國通用とあれ共長保新製の事徵する所をしらずたゞし養老大尺とあるは卽今の曲尺にして升の寸法令の定めにては小を用ふべきことなるに養老よりはことごとく大を用ひられたれば養老大尺といへるならん

延久新製

古事談愚管抄東齋隨筆等によれば延久年中に升を改め矯めされしよしみゆ（愚管抄にはせんじ枡といふものを作られしよしいへり）

厨事類記云朝餉御菜二ケ度日別一斗七升（宣旨升）居供御御菜（同）とあれば宣旨升といふものをこの時にはかりと共に作られしにやあらん

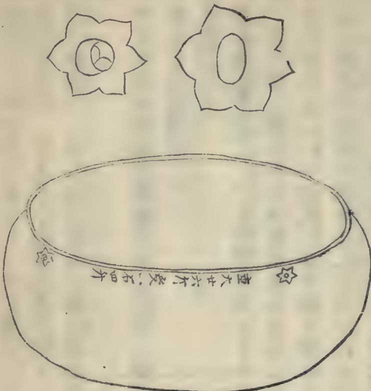
古事談云延久善政ニハ先ヅ器物ヲ作ラレケリ資仲卿奉行シテ升ヲ召寄テ取廻シ〳〵御覽ジテ簾ヲ折テ寸法ナドサヽセ給ヒケリ云々

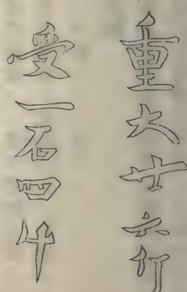
天正新制

天正十八年正月豐臣太閤升を改正せられしより所見なしといへども古升の裏書によれば增田右衞門尉長

法隆寺銅升銘云重大二十六斤受一石四斗
今京升をもつてためすに六斗四升をうく是を一石四升にわればその一升は今の四合五勺七一四となるこれ唐量の四合一勺八四四四といふと甚だ近し

銅升口徑二尺二寸五分　腰圍七尺八寸三分
深一尺四分　重三貫三百目





和銅大升　延喜式大升

和銅六年三月また度量の事を制せられし事續紀にみゆ田歩の制も此時より六尺となりしよしいへば量の制もまたあらためられしならん其證は養老三年一段の地の地子と令の一段の地租とを以て考ふべき也
續日本紀云和銅六年二月壬子始制度量調庸義倉等類五條事語具別格
又云養老三年九月丁丑詔給天下民戸陸田一町以上二十町以下輸地子段粟三升也
令にては一斗一升をとるべき定めなり一斗一升は今の五升零二勺八撮五八有奇なり五升零二勺八五八有奇を安東郡沙汰文の量にてはかれば三升八合一四四一となる大きに近しといふべし
安東郡專當沙汰文云元德二年在地御倉付之時御粈納之升

條院の長保年中に方五寸深二寸五分の升を製せられし由（難波家古升裏書）いへど徵すべきものなし其後後三條院の延久年中にあらためたゞされし升を宣旨升といふ（厨事類記に宣旨升といふ字みゆ愚管抄にもますをたゞされしよしいへり）然して元德の沙汰文に八合升といふものみえ康正の寄進狀に十合升の字出たれども其十合といふものは今の京升とやゝ近きものゝ由なれどもためすによしなし八合升といふものはたしかに今の京升の八合入とみえたりこれ後世武佐升の依て出る所なるべし此他伊豆の榛原升甲州の國升伊勢神領升大津升大坂升高槻などの類皆上古家用坊用の私升より出で公用の升にはあらざりしなり

令以前量

顯宗紀に斛銀錢一文といふは上古の事にしてはかるによしなし大化二年仕丁の粮をはかるに一戸五斗（五十戸にしては二十五石なり是を一年にわかつに一月二石八升三合餘一日六升九合四勺四四三四六二）是を令に按するに仕丁者五十戸に二人その正丁に六斗次丁に三斗中男に一斗五升を賜ふよしみゆ令の六斗（銅升の量）は京升の二斗七升四合二八四となる然らば紀の五斗も二斗二升八合五勺七ほどにてもあるべきなり政事要略にのする額田國造今是がいはゆる令前租法を考ふれば今是がとき六尺一歩の地にして一升をうべきもの五尺一歩にしては六合四勺餘をうる是を減大升とすといへば今是が時の一升に三合六勺を減ずれば五尺一歩の時の一升となるといふことなりもと田租の算汰にいへることにて令前の量は今是が時の六合四勺にあたるといふにはあらず

日本書紀云顯宗天皇二年是時天下安平民無㆓徭役㆒歲比登百姓殷富稻斛銀錢一文

又云大化二年凡仕丁者每五十戶一人以充㆓諸司㆒以㆓五十戶㆒充㆓仕丁一人之粮㆒一戸庸米五斗

政事要略云令前租法熟田五十代租稻一束五把以㆓大方六尺㆒爲㆑步步內得㆓米一升㆒（此大升也）二百五十步爲㆓五十代㆒

慶雲三年格云准㆑令以㆓大方五尺㆒爲㆑步步內得㆓米一升㆒（此升稱㆓減大升㆒）

令大升　小升

大寶の時設けられし大升は唐令とおなじくその小升は大升三の一にあたるべきなり

大寶雜令云量十合爲㆑升（謂以秬黍中者容一千二百爲㆑龠十龠爲㆑合）升爲㆓大升一升㆒十升爲㆑斗十斗爲㆑斛

られしこと令にみえたるがごとし

法隆寺に現存せる所の銅升銘に一石四斗を受くるとあり今是を試むるに四合五勺七撮一抄四一強にあたる荻生茂卿度量考によれば唐の大升は今の四合一勺八抄四四にあたるといへり又漢書律志に銖兩斤鈞石を五權とし其石といふは米一石の量なりといふによりて開元通寶十錢の重さ八錢五分を唐の一兩として其一石をはかれば十六貫三百十八錢六分五五六をうる是を一石としてその米の重さを以て考ふれば唐の一石今の四斗〇七合九勺六二四ほどにあたれりこれ度量考にいふ四合一勺といふものと此銅升と甚だ相ちかし或云銅升は西土のものにやともし西土のものならば唐のものなるべし

和銅六年三月また度量の事を制せられしこと（續日本紀）あれどもいづれの制度によられしやしるべからずたゞし和銅六年田歩を改められて六尺一歩とせられたれば此時より今のごとき大量をば制せられしにやあらんその故は養老三年九月地子粟を定められし時に一段の地より粟三升を出さしめたり令によれば一段の地より米一斗一升をとる定め也一斗一升を銅升の量にて校れば今の京升五升零二勺八撮五八有奇となる（開元錢によつて求むれば今の四升四合八勺七撮五六となる度量考によれば四升六合零二八四）試に安東郡沙汰文の升によりて五升零二勺八撮五八をのぞけば三升八合一四四一となる是によつて考ふれば令の大升は唐と同じく和銅の升は大升を三倍せられしものとみえたり（四合五勺七一四へ三を乗ずれば一升三合七勺一四二を得る安東郡の升と相近し）されば令の升にて一斗一升とるべき地にて和銅のときは三升をとりしなりそののちあらためられし事はさだかならねども桓武天皇延暦十七年に度量大藏省に就て平校すべきよしを勅せられたれば當時度量の制度みだりになりしをとゞめられんためなるべしさて延喜式の駄馬の量を考ふれば

五斗俵三俵を一駄とするよし雜式にみゆ和銅の大升五斗は今の六斗九升七合五勺ほどにあたればその三俵は二石九升餘におよぶ本馬一疋の負ふ所にあらず安東郡專當沙汰文によれば五斗を一俵とするものは穀にして米にはあらざるなりしかれば式の五斗も穀成るべしそれを沙汰文にいふがごとく五斗を四斗三升にすりいだすなるべし

和銅大升を以て式の大升とせられしとみゆその後一

大和國法隆寺銅升 一升 京升四合五勺七撮有奇
同 木升 一升 京升五合三勺五撮有奇
同 興福寺布施升 一升 京升五合三勺五撮有奇
同 南圓堂油升 一升 京升一升二合五勺勺撮
有奇
同 大安寺升 一升 京升九合六勺〇有奇
同 東金堂升 一升 京升八合五勺九撮有奇
同 新藥師寺升 一升 京升九合八勺一撮有奇
同 春日目代米納升 一升 京升七合〇四撮有奇
同 般若寺升 一升 京升九合七勺三撮有奇
同 藥師寺反錢升 一升 京升八合一勺九撮有奇
國未詳南氏升 一升 京升七合五勺二撮有奇
大和國春日社神供升 一升 京升六合七勺三撮有奇
同 岩崎氏升長合升 一升 京升六合三勺六撮有奇

寸法あつて物なき古升

伊勢國安東郡在地粈升 一升 京升一升三合九勺四撮
有奇
同 宮中粈升 一升 京升一升六合三勺一撮
有奇

同 家用升 一升 京升九合七勺八撮有奇
同 八合升 一升 京升四合八勺九撮有奇
同 十合升 一升 京升六合一勺一撮有奇
國未詳正傳寺升 一升 京升四合九勺五撮有奇
尾州知多郡野間大坊升今モ現ニ用ユル由寺名不レ知頼朝朱印三百石アリト青木可笑物語アリ

凡今の京升方四寸九分深二寸七分分積六萬四千八百二十七分のうち斜徑釣鐵長六寸九分二厘九毫方二分此分積二百七十七分を除き殘六萬四千五百五十分則ち一升の正積にしてこゝにあぐる所の古升と比檢するみな此法によれり

量

量のはじめ詳ならず令より以前に用ひられし量の制度も定かならず

舊事紀に手置帆負彦狭知二神天御量を作られしとみえて謂大小量雜器類と注されたれど古事記には手置帆負彦狭知の名だにみえず且大小量の制は大寶令に初めてみえたり然れば此説うけがたきにや顯宗紀に斛銀錢一文と見えたれば當時斛斗の量を用ひられしに似たりその後大寶二年三月度量を頒たれしときは唐令によられたれば大升小升の二つを設け

古今要覽稿卷第二百十七

●器財部

量目錄

官升

大寶令前升	一升	京升四合三勺五撮有奇
大寶令大升	一升	京升四合三勺五撮有奇
同　小升	一升	京升一合四勺五撮有奇
延喜式大升	一升	京升四合三勺五撮有奇
同　小升	一升	京升一合四勺五撮有奇
長保官升	一升	京升九合六勺〇有奇
延久新升	一升	京升九合六勺〇有奇
延久宣旨升	一升	京升七合五勺
天正十四年前十合升	一升	京升八合三勺〇有奇
天正十四年新升	一升	京升九合九勺六撮有奇
慶長新升	一升	京升一升〇四勺五撮有奇
寛文新升	一升	今京升

官升之外當時通用の升

伊勢太神宮大升	一升	京升六升九合五升八撮有奇
同　供用升	一升	京升六合二勺〇有奇
同　黑升大（同小升京一合二勺四撮有奇）	一升	京升一升二合八勺〇有奇
同　黑升小	一升	京升一升〇五勺二撮有奇
同　於麻加利升（同小升京升五勺九撮有奇）	一升	京升五合九勺九撮有奇
甲斐國大升	一升	京升三升
同　宣旨升	一升	京升七合五勺
同　半宣旨升	一升	京升三合七勺五撮
同　小半宣旨升	一升	京升一合八勺七撮有奇
近江國武佐升	一升	京升八合二勺有奇
同　大津升	一升	京升八合三勺八撮有奇
同　山門升	一升	京升同
同　三井寺升	一升	京升同
同　彥根升	一升	京升二合五勺三撮有奇
同　小升	一升	京升九勺八撮有奇

今時現存古升

高野山尺

此尺長曲尺七寸九分三釐一毫五五寸分なし是もまた肘尺にしてその人の手指の小なりしなるべし又按ずるにこの尺の記に寶永九年の字あるによればこの尺さしてふるきものにはあらざるべし律尺考驗にのする御府周尺といふものをうつせしにはあらざるか御府周尺は寛文前より世にあらはれたればなり

記云寶永九年於二高野山酬恩庵一僧久竺寫

叡山尺

この尺長さ曲尺七寸六分弱傳へて南山法尺といふ南山は釋道宣をいふ分寸を刻せざるをみればこれもまた肘尺の短きものなるべし

記云天台比丘靈以二此尺一爲二周尺一山門惠定於二寶乘院一寫

いふはゑかるべしたゞし淮尺は曲尺の八寸にあたるものなり此尺一釐〇五短し然るに此尺を梁表尺なりとし以て十五等尺をもとむるはあやまりなり

律尺考驗云御府竹周尺此尺卽梁ノ表尺ナリ此尺ヲ一尺二分一四餘ニワリテ其一尺ヲ以テ古周尺ト定ム（晋前尺とするなり）後周鐵尺比ニ晋前尺一尺六分四釐一トアリ唐小尺卽此尺ト同ジキ故ニ考定ノ周尺ノ一尺六分四釐ヲ以テ唐ノ小尺トシ小尺ノ一尺二寸ヲ以テ唐ノ大尺ヲ定ム

古周尺といふもの七寸八分二釐四毫五絲有奇のものなり一尺六分四釐は八寸三分二釐有奇にあたる以て大尺を求むれば九寸九分九釐有奇にあたる

槇尾尺

この尺長曲尺八寸一分四釐四毫七にして寸分なしその底記によれば所謂肘尺にして梵尺なるべし肘尺は倶舍論に詳なり然してこの尺もと唐家の尺度より求めしにはあらず二十四指を横に布を一肘といふによれるなるべし然らばその人々の手指の大小によりて同じからざる也高野山叡山等に傳はれる肘尺みな異なるにてゑるべし

槇尾尺底記云長四肘廣二肘（七尺二寸三尺六木津 七尺二寸四尺五多論極に）（本ノマヽ）長五肘廣三肘（五尺四寸長九尺 東寺尺一體）

槇尾

この長四肘廣二肘といふものは比丘十八物圖に所謂厥修羅竪二肘廣四肘とあればこの尺底に記せしは厥修羅の寸分なり

〇倶舍論頌曰蟣虱麥指節後々增七陪二十四指肘四肘爲弓量五百但盧舍此八由繕那頌疏云積七蟣爲一虱積七虱爲一積麥積七穬麥爲一指節三節爲一指二十四指横布爲一肘竪積四肘爲一弓

生駒寺律衣尺

此尺長曲尺八寸五分一釐有奇にあたる是も肘尺なれどもその度は唐の小尺を用ひしものゝ訛長せしなるべし

律尺考驗云和州生駒ノ金龍山長福寺ニ裁衣ノ古尺アリ余密律二家ノ衣尺ヲカレコレ取リ輯メテ參檢シタリツルニ只生駒ノ尺正度ヲ得タリ是モ弘法大師唐僧ノ衣尺ヲウケツタヘタリト云ヒ或ハ南都西大寺ノ叡尊ガ造リタリトイヘドモ必ズ是レ唐ノ小尺ヲ寫シタルトミエタリ

御分國中所納年貢之麻布寸尺之事古式に任せよろしく二丈八尺を以て一端とす鷹計を用ゆ也亦より布之事は二丈五尺或は二丈六尺各鷹計卽和銅七年符也一端なるべし者早右之定法之旨を守り豐前國中之甲乙人等にふれしむべきよし所レ被ニ仰出一也仍執達如レ件

石見守貞俊判

寛正三年十月廿五日

沙彌昌秀判

杉伯耆守殿

拾芥抄和銅七年ノ符絹絁六丈爲レ定調布四丈二尺爲レ端庸布二丈八尺爲レ端商布二丈五尺爲レ端或二丈六尺

長尺

長門院日記に長尺といふものあり按ずるに曲尺の一尺一寸五分にあたるものにして卽今南都にてひさぐ甲冑用鷹尺といふものゝ類にやあらん

多門院日記に天文十二年四月廿九日ヘンサン長尺に五丈ヲ三百七十五文に買テハリドノヘ遣し絹尺に五丈七尺五寸ありしが一尺六寸ナラデハ不レ餘按に絹尺は今大尺なるべし大尺の五丈七尺五寸を五丈にわればー尺は一尺一寸五分にあたるなり

大安寺周尺

大安寺に傳來せし周尺とてうつし傳へたるありその長曲尺八寸二分五釐その底記によるに高野大師持來のものなりと云ふ是もまたその寸分によりて考ふれば今の小尺の微シ短くなりしなるべし今の小尺は唐朝にても周尺と稱せしなればそのまゝに傳へしならん

底記云康永二年九月十四日以ニ大安寺寶藏本一寫レ之西大寺於ニ二聖院一尊照法師寫レ之大師持來御什物之内也本花木也

法壽庵周尺

南都瓦釜町法壽庵に周尺とて傳はれるありその長曲尺八寸二分六釐五毫ありけだし今小尺の漸く短くなれるものなるべし

御府周尺

御府竹周尺は高野大師の持來と云ひ傳へたり御府に傳はりしを小倉大納言實起卿のうつされし物とて世にも傳はり律尺考驗にもしるせり扨その眞の尺は寛文元年に燒失せしよしいへりこの實起卿のちに罪ありて佐渡へ流されし也その寸分を校するに曲尺にて七寸九分八釐九毫五絲許にあたる周尺といふは信ずるに足らず唐の淮尺なりと

古今要覧稿巻第二百十六

器財部

法隆寺象牙尺

類聚雜要抄載る所の重硯箱に入れたる尺あり此象牙尺の類なり長一尺弘九分半厚二分牙又紫檀用レ之五寸に切目を打ち五寸に繪計書などみえたりもと是二階棚に置くべき調度なれば美観をとせしなるべし

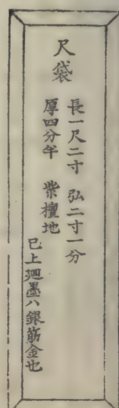
類聚雜要抄云關白相府仰公頼通二階近代以二硯箱一置二二階下板敷一云々重硯箱下硯傍立臺有下置二手本二一卷一之説上云々又説有二淺硯筥一雙一一合納二筆臺筆二管小刀一柄續紙墨一挺瓶一口尺一口一一合納二續色紙等一（謂二續紙筥一是歟）

尺袋口形



中ヲツガヒニシテ筥ニ固ク付テ左右ヲ開ク也

又尺筥ト云フ



長一尺　弘九分半　厚二分　牙又紫檀用レ之



五寸ニ如レ此切目

按に此切目の正しからざるは傳寫のあやまりなるべし

五寸ニ牙ニハ繪計ニ書ク紫檀ニハ繪ヲ摺螺鈿

鯨尺

和名鈔裁縫具に載せたるたかばかりは布帛尺なるべきにや大内家壁書によれば麻布の寸法鷹計を用ゆといひその布の長二丈六尺とあり是今世と同じ之からばこの鷹計といふものは今云くぢら尺の事にして和名鈔に載せたるたかばかりと同じきものなるにや

大内家壁書

麻布寸尺之事

レ謂大寶二年三月乙亥始頒三度量于二天下諸國一者亦此尺而元年六月遣二使七道一頒二付新印樣一者用二此尺一也養老中至二新令制一始用二唐大小尺一而如二諸印一亦改鑄以從二新令一也

弘賢曰貞幹が徵する所の大寶の勅書は殘缺にて年月に御璽あるところのみ存せり紙續たる背に大學寮の印あり其所在を問ひければ幕本にて傳來しつれば出所さだかならずと答へき按に大寶令の大尺は卽今の曲尺にして李唐の大尺とおなじくその小尺は曲尺の八寸三分三釐三毛三不盡にあたれり何ぞ晋前尺を用ひられんや且晋前尺を曲尺の七寸六分にあたるといふはもと趙宋の高若訥が漢錢尺よりいでゝ眞の漢尺とはさだめがたしまた大寶令を養老令といふもあやまれり公武令所レ謂內印及び外印今の曲尺を以てはかるに二寸九分にして三寸のものなしゑかれども和銅改制ののちの內印外印なれば眞物は三寸ありしなるべし

裏尺といふは曲尺の裏にあり律原發揮云曲尺有下稱二裏尺一者上即以二方一尺斜絃一强爲二一尺一當表尺一尺四寸一分四釐二毫有奇

たかばかり

和名類聚鈔裁縫具に辨色立成云尺竹量也太加波可利とみえたるによれりしかれば竹を用ゆるは古制なり

くぢらざし

この尺鯨鯢の鬣を以て造るがゆゑなりしかれども今は竹木を以てつくるもの多くなれり

東雅云上古の時は凡物の長短をはかるには咫といひ握といひ尋といふ八咫鏡十握劒八尋殿といひし類即是なりされど八寸を咫とし八尺を尋とする如きをいひしともみえず咫讀でタといひしは手なり手をもてはかるなり握讀でツカといひしは束なり指掌を合せて量りし也握又拳ともしるす其義は相おなじ尋讀でヒロといひしは廣なり兩手を伸て量をいひしなり古事記には八尺の字讀でヤサカといひしがごとき上世にいひつぎし所此義ありしにや又尺の字を借用ひて其音を轉じてサカと讀みしにやしるべからず古語にサカといひしはものの積數をいひしとみえけり寸讀でキといひ分讀でキダといふがごときも義未レ詳

古語にキといひしは凡事の限りをいふなり限の字キザともよみキハともキリともいふに相通じて用ひぬるごとき是なりさらばキといふもキダといふも並にそのかぎりをいふなり刻讀でキザムといふもその義にてあるなり

○正誤

大寶令晉前尺

藤貞幹が金石遺文曰公式令曰内印三寸諸司印二寸二分此以二雜令所レ謂小尺者一言レ之也今以二曲尺一度二古印一則皆合矣然則小尺者今之曲尺無レ疑矣而大寶三年七月廿日勅書所レ用印以二今曲尺一度則御璽方二寸三分弱大學寮印方一寸六分不下與二公式令一合上也幹嘗以二元狩五銖五行大布大貨六銖大和五銖布泉白錢五銖一傎泉錢貨布等一各據二泉志所一レ言別起レ度造レ尺當二今曲尺七寸六分一凡泉志所レ言尺有レ三焉其引二舊譜一度二古錢一者蓋皆晉前尺矣今以レ此度二大寶三年敕書所レ用印一則御璽方二寸二分正與レ令合矣乃知大寶制令之日蓋用二晉前尺一矣又續日本紀所

て造り其面に花鳥側面に香草を畫きし樣など大概おなじ但多く藍色を施せしゆゑに土俗これを瑠璃尺といふ瑠璃もて作りしにはあらずこれもまた唐の鏤牙尺なるべし背に十二支を畫けり寅に始り丑に終る

○釋名

八咫

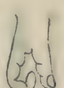
日本紀○古事記八尺に作り訓二八尺一云三八阿多一○弘賢四尺字をアタと訓は咫字を省けるなりアタは平田篤胤が古史傳にアヒタといふ言と同義にて手を開きたるまゝにて人指と中指とをのべてその開きたる間もて物のたけをはかれる古の名なるべしといへり弘賢又按に神代に手を以て物をはかりしは周の制に合へり說文云尺十寸也人手卻十分動脈爲二寸口一十寸爲レ尺周制寸尺咫尋常仭諸度量皆以二人之體一爲レ法中略咫中婦人手長八寸謂二之咫周尺一也家語云布レ指知レ寸布レ手知レ尺投壺記云籌室中五扶堂上七扶公羊傳云膚寸而合鄭氏曰鋪二四指一曰レ扶一指按レ寸何休云側レ手爲レ膚などみえて周の代にては人の身體に本づきて尺寸を制せしものなり

おのがたかばかり

春草云おのがたかばかりとはわが手の寸にて物の長短をはかることなりおのとは己なりたかばかりは和名鈔に尺の字を太加波可利と訓を付たり太加はタケ也カとケは通音はかりは寸尺をとるなり物さしの事也おのがたかばかりといへばおのれが身のものさしも大事にて寸尺を定むるなり手にて寸の取樣あり



大指人さし指をつよくひらかずおのづからひらくほどにゆるやかにひらくなりこの中指をかくのごとくものにおしあつるなりかくのごとく大ゆびと人さしをひらきて是を五寸とさだむるなり



此人さしの折目の眞中を一寸と定めその半分を五分とするなり

人々の手の大小によりて長短同じからずその人の身の大小相應の寸尺になるなり

曲尺

和名鈔

かねざし

和名類聚鈔木工具に辨色立成云曲尺麻加利和禰とみえて今も鐵もて作れるがゆゑなり

裏尺

法隆寺象牙尺



側

故ニ商尺ハ十二寸半周尺ハ八寸也ト是傳會ノ說ニ似タリサレドモ上宮ノ時スデニ此尺アレバ是必ズ隋ヨリ以前ノ物ナリ彼方長尺古ノ十二寸ニアマリタルハ元魏ノ時ニハジマリテ後周ニツタハレリ然レドモ北朝ノ風俗ナレバイマダ此方ニ通ズベカラズ其外ニ是ニ近キ尺ナシ然レバ隋ヨリ前ニ外紀ノ古傳律呂精義ノ如キ說アリシヲ上官コレニヨリテ商湯ノ尺ヲ制セラレタルカとみえたれど是もその美圖を得ながら考索を失せるなり側面の四點を證せんよりは正面の寸を以て論ずべきものなり側面の四點は其間廣狹不同にて法とするに足らず元來不足の材なりし故六寸以上は畫かざりしも知るべからず是皆眞の尺にあらずといふことに心付かずして漫に辨を費せし物なり

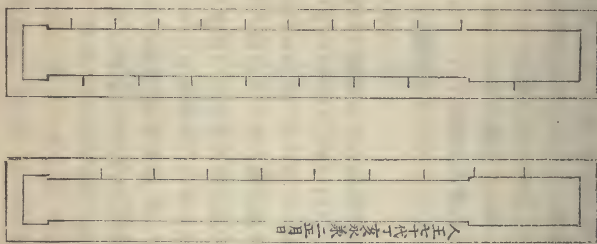
惠日大寺瑠璃尺

惠日大寺は陸奥國耶麻郡にあり此尺相傳へて相馬將門が第一女如藏尼が遺物也といふ其形は大かた法隆寺の牙尺にたがふことなしすなはち一寸より五寸に至るまでは全く今の曲尺にて其末は寸を畫せず法隆寺の尺に比すれば一分五厘長き也曲尺にて二分不足角を用ひ

六典中尙署令毎年二月二日進二鏤牙尺及木畫紫檀尺一玉海李泌傳請以二二月朔一爲二中和節一因賜二大臣戚里尺一謂二之裁度一官志中尙令歲二月獻二牙尺一貞元八年宏詞以レ此命レ題李觀裴度有レ詩白居易謝レ賜尺一表紅牙爲レ尺白銀爲レ寸美而有レ度煥以相宣咫尺之顏不レ違分寸之功未レ効呂頌謝レ賜二金鏤牙尺一といへり按に二月二日進鏤牙尺の文は李林甫が注文にして六典の本文にあらず六典は開元廿四年に上り注は廿七年に成るしかるに唐宰相年表に李泌の中書門下たりしは貞元三年六月より五年三月までの間なればこのこともこのあひだにおこりしならんに開元の頃より所見あれば李泌が請ふところといふはいかゞあらん

もし鏤牙尺ならば聖德太子のものといふは後人の誣言にして周尺なりといふは無用の辨なるべし

此尺を親しく見ざる人は曲尺の不足なるものといふ事をしらずして全體の長さを度りて或は周尺と云ひ或は我邦の舊尺なりなどいふ也律原發揮云此尺自二魯般家一傳以至二於唐一自後聖德太子傳二之本邦一今右和州法隆寺卽木匠所レ用曲尺雖レ然家々傳寫其尺長短不レ一皆失二之長大一璋昔日往二彼地一寫二此尺一故今著レ於レ茲以便二後學一以二今之曲尺一校レ之當二九寸八分弱半一注云卽一百二十七分尺之一百二十五といへるはかの傳寫のあやまりなりしたしくみしほどならば此數言を費すに及ばざるべし三器考驗云和州ノ法隆寺ハ上宮太子ノ宅斑鳩ノ宮ノ舊跡ナリ寶藏ニ太子ノ遺物多シ中ニ周尺ト云者有リ余南都ノ相知ル人ニツゲテ其尺樣ヲ委ク寫シトリテ見レバ象牙ヤウノ物ヲ赤ク染テ花文ヲエリカキ机上ノ壓尺ニ造リタル物ト見ユ其長サ御府ノ古尺ニテ一尺二寸五分ニアタリ外ニ二厘バカリツヨシ其星目ハナケレドモ兩ノソバニ四花ノ細點各々十一アリ其間ヲ五分アテニシテ首尾一尺アル物ト示シタルナラン一端ニ五段ノ寸ヲ刻ム是卽世ニ太子ガネト稱シテ大和番匠ノ用ヒ行工匠ノ曲尺ノ定本也其末ハ匠尺ノ五寸ニアラザル故ニ寸ヲキザマズ按ニ宋劉恕ガ通鑑外紀ニ古傳ヲ引テ云成湯ハ以十二寸爲尺律呂精義ソレニ依テオモヘラク黄帝ヨリ虞夏マデニツタハレル古尺ヲ成湯其四分一ヲマシテ長尺トス周武王其五分一ヲステヽ短尺トスコノ



の事にやあらん

甲冑用鷹ざし

南都に甲冑用鷹ざしといふあり御尺司林氏製する所なりその長曲尺一尺一寸五分にあたる延喜式の造位記尺に比すれば五分短しその尺に添たる說あり云鷹は勇猛の鳥にして子を生じ巣にありて子に食をあたふるに巣より一尺枝をさり子をやしなふゆゑに是を呼んで鷹度(タカバカリ)といふ武勇をいはふ吉例によりて往古より甲冑に此尺を用ふる事なりとあり

法隆寺象牙尺

大和國法隆寺所藏象牙尺先輩定めて本邦の舊尺とするもの多く眞物をみずしてその模本に就て論をなす故にあるひは上宮服御のものといひあるひは魯般の舊尺といふ寛政四年弘賢法隆寺に至て眞物を見かつ手自模寫することを得たりその材象牙にて全體を薄緋に綵色して花鳥を畫きたるものなり一寸より五寸にいたるまでは全く今の曲尺に合といへども六寸以上は寸を畫とす曲尺にてはかれば三分五釐不足なり松崎復尺準攷に六典玉海に付て此尺を唐の鏤牙尺ならんといへり

舊制に復せられたり大寶と和銅と十二三年のあひだ新帝即位ののち制度沿革かくのごとくなるゆゑに元明天皇登遐ののち元正天皇即位のはじめ又制度に沿革あらんかと民情やすかるまじきゆゑにふたゝび尺樣を頒たれしならんこれよりのち絹布の丈尺をば天平八年にあらためられたれども度はもとのごとく和銅常用尺にしてたがひなく終に延喜の式にいたりしなり令の大尺は養老の常用尺なるゆゑに養老大尺ともいひしならむ

續日本紀云養老三年五月辛亥制二諸國貢調短絹狹絁麁狹絹美濃狹絁之法一各長六丈闊一尺九寸

又云四年五月癸酉頒二尺樣於諸國一

又云天平八年五月辛卯諸國調布長二丈八尺闊一尺九寸爲レ端貢レ之

太神宮儀式延暦廿一年云物忌三人賜二絹四匹三丈一

人別一疋三丈〇一疋三丈を三つ合すれば三疋九丈あり九丈のうち三丈をのぞき殘り六丈あり是を一疋として總て四疋三丈なり

又云班幣神社廿四處料絹一疋一丈二尺社別三尺〇三尺を二十四合すれば七丈二尺なり一丈二尺なのぞき殘り六丈あり是を一疋とす

延喜主計式云凡諸國輸調云々絹絁各長六丈廣一尺九寸

長幡部絁

長六丈廣一尺九寸〇續紀儀式主計式みな長六丈廣一尺九寸といふをみれば養老の常用尺は式の大尺なることうたがひなし

延喜造位記鐵尺

延喜式に造位記鐵尺といふものあり曲尺の一尺二寸あるなり

內記式云凡造位記鐵尺一隻長一尺二寸

永承三種尺

土御門家所傳鐵もて造れる三種の尺樣あり今は近江國栗太郡木內某が藏となる大寶和銅養老のあひだの頒尺はみな銅を以てその樣を作られたりこの尺上下に鑿ありてその內法ノリの寸尺は式の大尺今の曲尺と造位記尺京都にて吳服尺と今の鯨尺との三種尺なり但鯨尺のみ五釐長きは年を歷しものゆゑ銹などせしを磨礪して訛長せしにや

鯨尺

くぢら尺のはじめ定かならず永承の鐵尺などをや始とすべき又高倉家所傳の裁縫尺もこの鐵尺とおなじ又按に和名類聚抄に竹量といふものみえたれど寸分をゑるさずその裁縫具にのせたるをみればくぢら尺

る時常用の尺全くかの唐の大尺とおなじかりし故に彼の大尺といふ字をかり用ひられしならん皇朝の令は李唐の令をうつされしかばその令條多く唐律及び六典に合るにてしるべし然れども全く李唐の制度によられしにもあらざることは五尺一歩といふを用ひられて二百四十歩を畝とすといふにはしたがはれずして舊のごとく三百六十歩を段とせられしは舊制三百六十歩の地をあらためらるゝこと便ならざりし故なるべし大化の租稻大寶の租稻と全くおなじきをみれば令前の常用尺は令の大尺なる事疑ひなしもししからずば何ぞ度地にのみ大尺を用ひられんやこれぞの度地銀銅穀の類は舊制にしたがはざれば制度のあたらしき際姦民邪曲をなし濫妨にいたるがゆゑに大尺を用ひられて舊のごとくなされしとみえたり

大寶田令云凡田長三十歩廣十二歩爲ㇾ段十段爲ㇾ町段租稻二束二把町租稻二十二束

雜令云度十分爲ㇾ寸十寸爲ㇾ尺一尺二寸爲二大尺一尺一

又云凡度地用ㇾ大度地五尺爲ㇾ歩

和銅頒尺

和銅頒尺は令の大尺を常用尺にあらためられしにて新に尺を制せられしにあらずその證は續紀に細布の闊さ二尺二寸とあり今法隆寺に現存する聖武天皇の御茵の裏の細布すなはち曲尺二尺二寸餘ありもし令のまゝ小尺を用ひられたらんには細布のはゞ曲尺の一尺八寸三分餘なるべきに曲尺の二尺二寸あるによつて小尺を止められて大尺を常用とせられし事しるべし法隆寺の細布は裁縫ののち年を經たればのびたるにもあるべし

續日本紀云和銅六年二月壬子始制二度量調庸義倉等類五條事一語具二別格一四月戊申頒二下新格及權衡度於天下諸國一

又云七年二月庚寅上總國言去ㇾ京遙遠貢調極重請代二細布一頗省二負擔一其長六丈闊二尺二寸毎丁輸二二丈一以二三人一成ㇾ端許ㇾ之令に細布なし細布の制をさだめられしは和銅を始とすべし

養老頒尺

養老頒尺は和銅尺とおなじく令の大尺にして今の曲尺ただ常用尺とすべきよしを頒たれしならん和銅と養老としきりに度量を改制せらるゝ事は孝德天皇の後久しく用ひきたりし常用尺を廢して田穀にのみ用ひらるゝ事便ならざりし故に元明天皇の和銅六年に至て

さて延喜式の常用尺は今の曲尺とたがひなきことは法隆寺に現存する細布の闊にて志るべし（下にいへり）然る時は三時の尺ひとしく曲尺にたがふことなきとみえたり又絹布の大尺孝德紀にいふところは四丈（曲尺四丈なる）べし令にいふところは五丈一尺（小尺なり）小尺の五丈一尺は大尺の四丈二尺三寸三分なり舊に比すれば二尺三寸三分をまされしごとく聞ゆれども孝德天皇の御時は廣二尺五寸（大尺なり）令には廣二尺二寸（小尺なり）なるが故に闊さを減ずる事六寸六分七厘四毫のもの四丈あり是を幅二尺五寸とすれば猶孝德天皇の御時よりは一丈六寸七分八釐一毫短くなりたれどもその御時は田一町の地より絹一丈を納め令のさだめは田にかゝはらず正丁一人の身より納めたれば是ほどのたがひはあるべき事なり

孝德紀云大化二年春正月甲子朔宣㆓改新之詔㆒其三曰凡田三十歩廣十二歩爲㆑段十段爲㆑町段租稻二束二把町租稻二十二束其四曰罷㆓舊賦役㆒而行㆓田之調㆒凡絹絁絲綿並隨㆓郷土所㆑出田一町絹一丈四町成㆑疋長四丈廣二尺半絁二丈二町成㆑疋長廣同㆑絹布四丈長同㆓絹絁㆒一町成㆑端別收㆓戸別之調㆒一戸皆布一丈二尺

令常用尺　小尺

大寶令の制は小尺を以て常用尺とせられたり絹絁布等より器物にいたるまで官私こと〳〵く小を用ひられしなり（雜令）その小尺は大尺の十二分の十にして（雜令）曲尺の八寸三分三釐三毫三絲不盡なるべけれども舊物の今に存するなければ徵するに據なし内外印の寸法は小尺を用ひられしなれども今現存する古文書にあるものは養老改制の後のものゝみなれば是またこの小尺の證にはなしがたし

藤貞幹晉前尺を用ひられしなりといひて大寶勅書を證に引きたれども晉前尺といふものは大尺の十二分の十にあたらざるうへその勅書疑ひなきにもあらねばうけがたし

大寶雜令云度十分爲㆑寸十寸爲㆑尺一尺二寸爲㆓大尺一尺㆒

令大尺　度地尺

大寶令の大尺は令前常用にして卽今の曲尺なり（その證はのちにいふべし）その大尺といふ稱を設けられて度地銀銅穀にのみ用ひられしは文武天皇卽位のはじめ壬申擾亂ののちの弊風をあらためられんが爲に律令を制せらる

けてはかられしはじめは應神天皇の末年吳織穴織など來るころにや雄畧天皇十四年漢吳二工の來りしよりにやいづれ工女きたらば尺は齎しきたるべし應神の御世なれば彼世杜夔尺にて周に長き四分七釐のものなり雄畧なれば宋氏尺なるべし

孝德天皇の御時にいたりて初て今の曲尺とおなじき尺をば設けられたり（日本書紀續日本紀延喜式）然るに文武天皇の御時に律令をさだめられけるとき大尺小尺のふたつを設けられて孝德天皇の御時の尺をば大尺として田穀銀銅等にのみ用ひられてその他常用尺とするものは小尺を用ひられたり（大寶雜令）その丶ち元明天皇の和銅六年にいたりまた舊のごとく大尺を常用とせられたりそれよりのち延喜の式にもあらためらる丶ことなく終に今にいたれり

古事記上云於ニ其島一（おのころ島なり）天降生而（二神なり）見ニ立天之御柱一見ニ立八尋（ヤヒロ）殿一

又云伊邪那岐命拔ニ所レ御佩一之十拳（トツカ）劍（日本紀作ニ十握一）

又云中枝（眞賢木の枝也）取ニ繫八尺（ヤアタ）鏡一（訓ニ八尺一云ニ八阿多一○日本紀作ニ八咫一○弘賢云これみな神代の事なり尺は咫の省字なり）

古事記中云大帶日子淤斯呂和氣命者治ニ天下一也御身長一丈二寸御脛長四尺一寸也（度量考の杜夔尺にては七尺六寸餘松崎復が所謂杜夔尺にては八尺一寸一分餘にあたれり）

景行紀云日本武尊幼有ニ雄畧之氣一及レ壯容貌魁偉身長一丈

又云天皇初將レ討レ賊次ニ于柏峽大野一其野有レ石長六尺廣三尺厚一尺五寸

大寶雜令云凡度十分爲レ寸十寸爲レ尺

謂度者分寸尺丈計也所ニ以度ニ長短一也分者以ニ北方秬黍中者一一之廣爲レ分秬者黑黍也○弘賢曰漢書を按ずるに許は引の誤なり十丈を引とすとあり

令前常用尺

大寶令より前の尺は今の曲尺なり此尺西土にても唐より以前にあることなし本邦に用ひられし初は詳かならねども孝德天皇の御時にさだめられし絹布の長さ闊さ（日本書紀）と田租の法（日本書紀大寶田令）とを通考すればこの御時よりは曲尺を用ひられしとみえたりそのゆゑは令前三百六十歩の租稻令の三百六十歩の租稻とおなじきをみれば令より前も令のさだめもおなじきことゝゑるべし令には大尺（今の曲尺）五尺を一歩とすとあれば孝德天皇の御時も大尺五尺を一歩とせられしなるべし

古今要覽稿卷第二百十五

●器財部

度目錄

度　ものさし

神代には手を以て物の長短をはかりたれば咫握尋等の名あり

八咫鏡(ヤタノカヾミ)十握劒(トツカノツルギ)八尋殿(ヤヒロドノ)などいひしたぐひなり

人皇の世に至りても初のほどはそれを用ひられたり

越後國七束脛(ナヽツカハギ)などのたぐひなり

景行天皇の御身の長小碓尊の身の長及び石の長さ廣さをはかりしはみな丈尺寸を以て玄るされたればこの御代の頃より器を設けてはかられしにやあらん

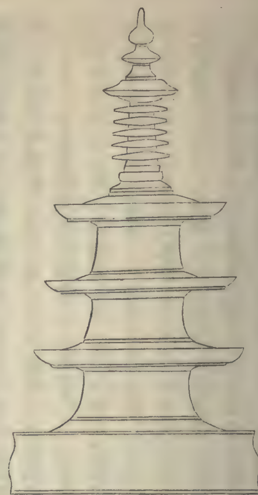
神代卷に猿田彥大神云々脊ノ長サ七尺餘とみえたれど是は追記せさせ給ひしにて古事記にみえざれば神代に尺ありし證には引がたし松崎復云器を設

叶はず道饗祭にまつる神は三神あり八衢に在りて鬼魅をさへ遏むる神等なる故に四隅道上にてこの三神を饗し祭る事にこそあれ鬼魅をこゝに迎へ饗して京師に入らしめじとする祭にはあらず祝詞式に出たる道饗祭詞をみていと著きことなるを義解の文者たち皇朝の古にうとかりし故に誤れるなり然るに後學ひたふるに義解の文によりて皇朝の尺をあるは漢尺といひ或は唐尺といふなど皆彼をも知らず此をもえらぬ僻說どもなりそれはかの國の三代尺及び漢尺以下唐尺までをつぶさに糺し明らむるがごとし

るは右の文後人の攙入なること論なし延暦の内宮儀式帳に大御神の御樋代の度を深サ一尺四寸徑二尺内一尺六寸三分とあるを延喜の大神宮式にも樋代一具正宮料深一尺四寸内徑リ一尺六寸三分外徑リ二尺とあり是に准らへて餘の諸物の度量稱共にいにしへに違はざる事をわきまへ右の攙文を掃ひ除けばすなはち天御量の大小量大寶令に謂ゆる大小尺の神世よりして今日に至るまでかつて改變あることなく用ひ來れる事いと明かなり然るに本朝度攷に右雜令の文をとり和銅六年二月始ニ制度量一四月頒ニ下新格及度量權衡於天下諸國一とある以來は唐の大尺を常用にせられたりとて右雜式の文を證とせるは甚しき謬りなりさて和名鈔木工具に辨色立成ニ云曲尺麻可利加禰とあるは小尺をいひ裁縫具に辨色立成ニ云尺竹量也太加波可利とあるは大尺をいひしなり小尺は鐵を勾げて作れるを以て用にあたり大尺は裁縫と度地とに用ふれば直ならでは用にあたらず是をもてかく名付しものなり但し竹量といふは竹にて作れる故名なれば大尺に限らず小尺にても竹にて作れるは竹量といふべけれど和名鈔に木工具に曲尺を出しそれに相對して裁縫具に竹量を出せるが大尺を度地のみならず裁縫に用ひたる故實にかなへるなりさてかく皇國固有の尺度に大小あるが西土唐代の度に大小ありしに相似たれば大寶令を撰ばせ給ふ時に文人たち唐令をとりて文章を成たる故に文面にては自づから彼土の制を襲へるごとくみゆるにまして天長の時の義解に分ハ者以ニ北方秬黍中者一之廣一爲レ分秬者黑黍也と云はれたるまさに唐の雜令に度以ニ秬黍中者一黍之廣一爲レ分云々とあるを取りて書きし文なれば純古學ならぬ輩は此義解に惑ひて頑に唐の制を模せりとみなしつゝその方にのみ說僻むれど皇朝の小尺すなはち今の曲尺なり豈に秬黍百粒をつみて起し得べき物ならむや義解の文者たち既に故實を忘られし故にかゝるひが說をなん載せられけるそれは此一事のみに非ず餘事にも往々さる古義を誤れる說どもありそのいと近き例を一つ云はむに神祇令のはじめ道饗祭とある所の義解に於ニ京城四隅道上一而祭レ之言欲レ令下鬼魅自レ外來ル者不上敢入ニ京師一故ニ預メ迎ニ於道一而饗遏也とあるは故實に

如く國郡年月姓名をしるして官に納めし正調なればなり凡て絹布の類かく正調の品ならむにこそ其世の尺度の證とはなれたとへ其世の品なりとも推なべては證にとりがたき謂ありたとへば同じ太さの經緯をもて織たらむも織人の手くせによりまた絲の糊加減によりても廣狭を生じて一様に織得むことかたきわざなれば官に納むる絹布をこそ努めてその制度の分寸に合すめれその他かぎりなく織出る絹布はこと〴〵く制度のごとくはとゝのへ得べくもあらずそれは今世の絹布の幅を曲尺にて一尺三寸と定め置給へれど世にひさぐ絹布のはゞの一様ならず廣狭あるに准へて知らるゝなりさて文武天皇の大寶元年に令の御撰終りて二年に始て天下にその度制を頒ち給ひしより百三年のち桓武天皇の延暦二十三年八月に伊勢兩宮の儀式帳を注進せしめ給へり然るにその儀式帳の度制を檢するに大寶令の制度にたがはず是を以て令前はさらなり令後にも度量の變改なかりしこそ知らるさて其延暦二十三年より三年のち平城天皇の大同二年に造式の事をおほし立せ給ひて齋部の家に傳はる故實を召されし故に廣成宿禰其氏上たれば求訪の忝きをよろこびて古語拾遺を奏上し且舊來の欝愁をも述べたり（これらの事は平田篤胤が史徵の開題記に說きたるが如し）その中にも大殿造りの事はその家の專とある職掌なる故に其故實をばことに力を入れて書あらはし宮殿をつくる制はもはら天御量に本づく事なる故にその御量に大小ある事にも及びしなり然れば令の大小尺ともに天御量の度に因循し給へること更に疑論に及ぶまじきなりかくて此大同二年より二十七年のち淳和天皇の天長十年十二月に令義解の奏上ありしかど大寶より以來こゝに至るまで度制の改革ありし事をいはず是よりのちに弘仁貞觀の式格あれど沿革なかりし然るに延喜の雜式に凡度量權衡者官私悉用㆑大但測晷景合藥則用㆓小者㆒とあるは後のいかなる痴人か唐の六典に凡積㆓秬黍㆒爲㆓度量權衡㆒者（小度小量小稱をいふ）諸鐘律測晷景合湯藥及冠冕之制則用㆑之內外官司悉用㆓大者㆒とあるによりて何のわきまへも無く漫りに書加へし文なり然るは若し雜令の文のごとくば式の全書中なる諸物の度量稱を用ふる文どもみな改めずば有まじき事なるに皆舊のごとくな

に引たる古記に令前に高麗尺にて地を度れる事を載せたるを集解の作者あやまりて令の時の事として令の大尺を其尺なりとせしを在滿はそれに惑はされし也また貞幹が說に令の大尺は唐の大尺と云へるも非なるよしは下に具にいへり然るはまづ令の大尺も令の御撰なかりし以前より有りし尺なりその證は孝德天皇紀に大化二年正月甲子朔宣ニ改新之詔一其三曰凡田三十歩廣十二歩爲ㇾ段十段爲ㇾ町段租稻二束二把町租稻二十二束とあるは大寶令の御撰より五十六年前なるが大寶雜令に度ㇾ地ニハ用ㇾ大度地ハ五尺爲ㇾ歩とありて田令に凡田長三十歩廣十二歩爲ㇾ段十段爲ㇾ町とみえその本注に段租稻二束二把町租稻二十二束とあるに同じきを以て志らるさるは孝德天皇の御世に一歩といひしも大尺の五尺なりし故に令の文とかく符合せるなり然れば其大尺といへる名こそ唐令の名に類したれこれも彼にならはずして上古より固有せる尺なること勿論なりすべて皇朝の令は李唐の令を模されしこと其令條のおほく唐律及六典に引たる文に合へども全く彼を用ひられたるに非ざることは五尺一歩といふ語は唐に同じけれど二百四十歩を畝と爲すといふをば用ひられず舊のごとく三百六十歩を段とせられしを以ても志らるまた此大尺を度地のみならず絹布の類にも用ひしことはまづ元正天皇紀に養老三年五月辛亥制ニ諸國貢調ノ短絹狹絁狹絹美濃狹絁之法一各長六丈濶一尺九寸とみえ聖武天皇紀に天平八年五月辛卯諸國調布長二丈八尺闊一尺九寸爲ㇾ端貢ㇾ之とありまた延喜の主計式に諸國輸調絹絁各長六丈廣一尺九寸長幡部絁長六丈廣一尺九寸とあり然れば此頃も絹絁の度の同じかりしこと知らる然るに法隆寺に藏する古調布あり其端に常陸國信太ノ郡中家戸主大伴部羊調布進ニ納天平勝寶八年七月といへる二十七字あり此布のはしに書きたる文は賦役令に凡調絹絁布兩頭及絲綿囊具註ニ國郡里戸主姓名年月日一とある制によれるなり勝寶を寶勝とかきたるは誤りなり藤貞幹が好古小錄に右天平八年の紀を引きこの調布の事を志るして其闕さ令の大尺一尺九寸あり布帛に大尺を用ふる明證とすべし大尺に吳服尺の名あるもふるき事とみゆと云へりこの說まことに然ることなり右の



そも〳〵寶龜元年はかの和銅六年二月始制ニ度量調庸義倉等類五條事ニ云々とある年よりわづか五十七年後にして令條さかりに行はれし時なるをその時に造らせ給へるこの百萬塔の寸分今の曲尺に符合せるうへは雜令に官私悉用ニ小者ニとある小尺卽いまの曲尺なること明らかなりされどなほ傍證をいはむに是より三十五年のち桓武天皇の延曆二十三年に上奏なりし伊勢兩宮の儀式帳に宮殿および御裝束の度を載せたるは上古の制をあやまたず記せるものなるに其度今に相續して曲尺なり令制のときもし伊勢の神宮のみ之を用ひ朝廷及び他には其度異なる度を用ひられむには當時の典籍にかならずその由を謂はずば有まじくかつ令の本文に官私悉用ニ小者ニとはしるし給ふまじき物をやまた是によりて思へば荷田在滿が度制畧考に本朝令の小尺は今の曲尺なりと云へるはよくも云へる言也然れどこれを唐の大尺を傳へし物と思へるは義解の文に欺かれしなりその由は下に論ずさて令の小尺は廣成宿禰のいはゆる小量にて今の曲尺なる事をしりすでにその本度をしる時は今の謂ゆる大尺はその小尺に二寸を增したるなれば其度はすなはち小尺の百二十分を百分に刻める尺也と云ふ事も徵せらるかくて令ノ文に度地ニハ用レ大とあれど地をはかるにのみ用ひしにはあらず絹布のたぐひもまた大尺を用ひたり是をもて今も曲尺の一尺二寸なる尺を吳服尺といひまた量地尺ともいひ傳へたりこれも早く在滿が度制略考に本朝令の大尺は今の吳服尺也といひ貞幹が好古小錄にも令の大尺は今の吳服尺なりと云へりこれはともに動くまじき說なるが在滿はこれを高麗より傳へし尺といひ貞幹は唐の大尺を傳へし尺といへり在滿が說は令集解

唐の小尺を常用とし給へるが是時はじめて唐制に傚ひて大尺を常用とせられたり
これも誣たる説なり始制度量の四字の下に調庸義倉等類五條ノ事語ハ具ニ別格一といふ十三字ありて始制字は凡て五條事に係りてその五條の格文を始めて制し給へる義なる故に語ハ具ニ別格一と記されたるにて度量は更なり調庸義倉のことも大寶令にすでに載させ給へる事なれども其制ありて後始て其事等の格文を制せられし故に始制の字を下されしなり然るにその十三字を省きてたゞ始制度量の四字を切出して是時度制を改められし事としたるは正しからずこれ職として皇朝の度制はすべて李唐の尺度をそのまゝに用ひ給ひし事とのみ思ひ込たるより本朝固より尺度の有りし故實を考へずはた其尺の都て西土になき尺なることまた唐代の尺の本度由來をも研究すること淺かりし故にかくしひたるなり（唐代尺の由來は次條にくはしく云へるが如し）さて令の小尺の本度をしるときは大尺これにしたがひて定まる事なればその小尺の眞度を求むるに公式令に天子神璽内印方三寸外印方二寸半諸司印方二寸二分諸國印方二寸と有に依りて今世に遺れる古の勅符牒劵等に捺したる璽印を度り試むるに大よそ今の曲尺の度に合へども皆少しづゝの異あれば璽印によりては定め難し原注云それは遠江國相良の平田寺に藏する天平感寶元年の勅書に捺したる内印は今尺にて二寸九分あり集古十種に載られし延長保延の御璽は方二寸九分三釐許りあり其他の古牒印皆令制の方寸に符合せざる中に御璽につきて云はゞ令に方三寸とある寸の今の曲尺三寸に合すとも互に出入なく同寸分ならでは叶はぬ事なるは既に天平感應の御璽と延長保延の御璽と同寸分ならざる上は其他の諸印の合せる事も之に准へて知るべし按に暑寒晴雨などによりて其紙の縮長ある故とみえたり今既に同じ金石の印をもて捺したるも其紙により又晴雨によりても縮長あるにて知らるゝ也○弘賢曰稱德天皇紀に寶龜元年四月令レ造ニ三重小塔一百萬基一高各四寸五分基經三寸五分とある小塔いまに法隆寺にいと多く存せるが世に散傳せるも餘多有りて己も一基得たるを今の曲尺にてさし檢るに御紀に記されたると分釐も違はず其圖左の如し

按に皇國に固有せる古尺のことを知らざる故に西土にならひて始めて尺度を之れりと思へる也神代より應神雄略の御世に至るまで數千歳の宮造り家作りその外萬づの調度につかあたひろのみを用ひ衣ぬひにも尺度なく握みざしにてすみけると思へるは如何凡尺度の事典籍に之るす事は無りしかど天下あまねく自然のごとく用ひ來りしを大寶令御撰のときにぞ始めて令條にその度制をも載させ給ひける先文武天皇紀に大寶元年八月癸卯遣三某々等撰二定律令一於レ是ニ始テ成ル二年三月乙亥始テ頒二度量於天下一ニとありてその大寶の雜令に凡ッ度十分爲レ寸十寸爲レ尺十尺爲レ丈とみえ其本注に一尺二寸爲二大尺一尺一とある是也その義解に分者以二北方秬黍中者一之廣一爲レ分秬者黑黍也とあり然るに此本文本注義解ともに下に引て唐令の文を其まゝに襲はれたれども其實は唐尺を用ひ給へるに非ず皇國固有の曲尺にて其大尺は卽ち曲尺の一尺二寸を一尺にわりて作れるにて後に謂ゆる呉服尺也此を大尺といふにつきて後には本の曲尺を小尺といふことになりぬ荷田在滿が度制異考に本朝令の小尺は唐の大尺にして今の曲尺なり本朝令の大尺は高麗の度地尺にて今の呉服尺なりと云へり令の小尺を唐の大尺といひ令の大尺を高麗尺なりと云へるは誤りなれど令の小尺は今の曲尺令の大尺は今の呉服尺と云へるはよき說なり右大寶元年に令の御撰ありしより十二年後れて元明天皇紀和銅六年の文に二月始テ制二度量調庸義倉等ノ類五條事一語具ニ別格一四月戊申頒二下新格及權衡度量於天下諸國一とあるはこの年二月に大寶令に載させ給へる度量調庸義倉などの類五條の事の格文を制し給ひ四月になりてその新格とともに令なる權衡度量の本樣を天下の諸國に頒下し給へるよし也然るは大寶二年の紀に既に天下に頒ち給へる由はみえたれども諸國にはいまだ行通らざりし故と聞えたりさて又是より八年のち元正天皇養老四年の紀に五月癸酉頒二尺樣於諸國一とあるは前には權衡度量の本樣を頒ち給へれど是時は尺樣のみをさきに漏れたる諸國に頒ち給へるにて尺を改め給へるには非ず

和銅六年二月始制二度量一四月頒二下新格及度量權衡於天下諸國一と引きて大寶令御撰の時より是年まで

其長サ法隆寺ノ尺ニ比ブレバ四釐許長シ是モ唐ノ鏤牙ナルベシ

卽唐ノ大尺ナルベケレドモ儀物ニシテ用尺ニアラザレバ據トナシ難シ

原注云今俗ノ破魔弓又婚儀ニ用フル描金ノ砧絹張ナドノ類ニテ用ニ充ン料ニ造リタル物ニアラザレバ尺ノ長サ證トスベカラズ法隆寺ノ尺モ慧日寺ノ尺モ共ニ鏤牙尺ナルニ四釐許ノ異アルニテモ據リ難キヲ知ルベシ○弘賢按ずるに此はいさゝかにても西土に相似たる事あれば强て彼に合せむとする近世の漢學者の常なりそも聖德太子は隋ノ世にあたり謂ゆる鏤牙尺は唐代に始まると聞ゆれば時代あはず但しかく云はゞ太子より後に唐代のものを納めて太子に託せるならんとも云ふべけれど其刻める五寸唐代の寸にあらず皇國の曲尺にに密合せるはいかに又かく云はゞ其は儀物なる故に正寸ならず假に刻めるが曲尺に偶合せるなりと云はんかさもあらばかの瑠璃尺の寸も符合せるはいかに此はかの象牙尺と同一時の制作なればこそ符合もすめれ或人の說のごとくば彼此異時の作にてその將來も異時なるべくまたかも儀物にきざめる寸の彼此ともにわが曲尺に符合すべき謂あらんや或人又曰此二ッの尺同一時の制作ならぬことは材異に綵色文樣ともにかはり長さも一樣ならぬにて明なり殊に象牙尺と瑠璃尺と四釐ばかりの異あるにても據がたきを知るべしと云へれど兩尺ともにその刻める五寸をこそ用ふれその以下の刻なき所は餘材を存せる耳なるをその餘材までを度りて長短を論ずるはくはしからず本文に論ずるごとく上代よりして謂ゆる天御量の大小量の小量すなはち今のかねざしにて有しかば第一條に擧たる古事記日本紀また出雲風土記等の丈尺寸分みな右の度にてその以來とても大寶令の御制これなき以前に有ゆる紀事の尺度をまゐらせる事どもは此尺なること勿論也望之說に尺度の器を設けて計られし始めは應神天皇の末年に吳織穴織など來れる頃かあるは雄畧天皇十四年に漢吳二工の來りしよりにや何れ工女きたらば尺は齎らし來るべし應神の御世なれば彼世杜夔尺にて周に長きこと四分七釐のものなり雄略なれば宋氏尺なるべしといへり

類聚雜要抄載る所の重硯筥に納めたる尺は長さ一尺なるに五寸のみ目を切たるもこれらの尺樣をうつせし故なるべし

但しこれ蝌目の側面の所くり込てある故に側面の寸にては一分長し然れども正面はまさに一尺なり

凝然は四條院の仁治元年に生れ後醍醐天皇の元亨元年に滅す後宇多天皇の戒師たり東大寺に住せしは中年の事なるべし

さて右の所々に傳はる尺の期せずして今の鐵尺に符合するを以てその度に轉訛なくかの象牙尺瑠璃尺の二つともに皇國固有の古尺の本樣なることゝしられたりその後續紀に養老四年五月頒ニ尺樣於諸國一とみえ雜令に其樣皆以レ銅爲レ之とみえたるは聖德太子よりは後の事にて李唐の制をうつさせ給ひし以後の御定なればこの二つの尺樣銅ならずとて疑ふべきにあらず

○正誤

津輕屋望之本朝度攷云古尺ノ今世ニ殘リ傳ハル者ヲ求ムルニ大和國法隆寺ニ象牙尺アリ聖德太子ノ遺物ナリト云ヒ傳フ吾友松崎慊堂復コレヲ唐ノ鏤牙尺ナラント云ヘリ

原注云鏤牙尺ハ六典ノ中尙令ノ注ニ每年二月二日進ニ鏤牙尺及木畫紫檀尺一新唐書百官志ニ中尙令歲二月獻ニ牙尺一李泌傳ニ泌請廢ニ正月晦一以ニ二月朔一爲ニ中和節一因賜ニ大臣戚里尺一謂ニ之裁度一（是ニヨレバ六典ニ二日トアルハ誤ナリ德宗ノ貞元五年ノ紀ニモ二月一日トアリ）宋ノ玉應麟ガ玉海ニ貞元八年ノ宏詞以レ此命レ題李觀裴度有レ詩白居易謝レ賜レ尺表紅牙爲レ尺白銀爲レ寸美而有レ度煥以相宣迥尺之顏不レ違分寸之功未レ効呂領謝ニ金鏤牙尺一ナドイヒシモノナリ先輩コノ尺ヲ壓尺ナラント云ヒシハ鏤牙尺ナルコトヲ知ラザリシナリ

コノ說據リ信ズベシ然ラバ聖德太子ノ遺物ニハアラズ遣唐使歸化人ナドノ將來セシモノ、寺家ニ入リシガ傳ハレルナラン

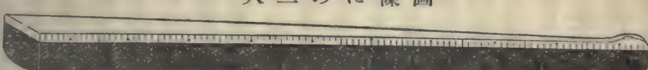
原注云長サ今ノ曲尺ノ九寸八分弱ナリ又陸奧國耶麻郡大寺村ノ慧日寺ニ瑠璃尺ト云フ尺ヲ藏ス平將門ガ女如藏尼ノ遺物ナリト云ヘリ其摹造シタルヲ見シニ大體法隆寺ノ尺ト同ジタヾ法隆寺ノ尺ハ紅ニ綵リタルヲ是ハ靑ク綵リタルガ異ナルノミ其質ハ牙尺ナレドモ靑キニヨリテ瑠璃尺トハ云フナリ

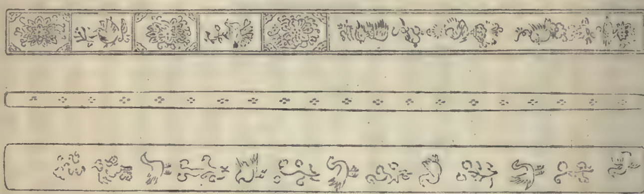
一尺二寸五分にあたり外に二厘ばかり强しその星目は無れども兩の側に四花の細點各二十一あり其間を五分當にして首尺一尺ある物と示したる物ならん一端に五段の寸を刻むこれ卽世に太子ガネと稱して大和番匠の用ふる曲尺の定本なり其末は匠尺の五寸に非ざる故に寸を刻まずといへり弘賢按ずるに此はその圖をば得れども考索を失はざるなり側面の四點を證ざんよりは正面の寸を以て論ずべきなり側面の四點はその間廣狹不同にて法とするに足らず元より不足の材なりし故に六寸以下は畫かざりし物なるをや

なほ此尺と合せ攷ふべきは陸奥國耶麻郡大寺村の惠日寺に平將門の女如藏尼の遺物なりと云ふ瑠璃尺といふ物ありこの尺をも模し傳へたるか是も一寸より五寸まで刻めるがまさに今の鐵尺におなじく六寸以下は刻なし鐵尺にて二分たちず是も材の限りと思はる角をもて造り面に花鳥を畫き側面に香草をゑがける樣など全くかの象牙尺に同じ但し背に十二支を畫きて藍をもて綵色せる故に瑠璃尺といひ傳へたり其圖左のごとし

凝然國師小硯匣尺圖

凝然國師は四條院の仁治元年に生れ後醍醐院の元亨元年八十二歲にて遷化の人なり





刻なく曲尺の五寸に三分足らず上の五寸と合せて九寸七分あり其圖上のごとし

これを或は周尺なりと云ひ或は西土ものゝ如くいへる人の多きは凡て皇國の故實にうとくかつ彼國の尺度の由來にも闇き故なり西土の尺の由來以下に附錄す其故はこれ全尺にあらず古尺の本樣を殘せる物にてその面に五寸のみ刻みて以下を略せるは五寸を倍して尺を定るに足り寸度だに得れば分またおのづから定らるゝ故なり然ればその餘りの材は用なけれど有るにまかせて其足り足らぬに拘はること無く共に花鳥を畫きて美觀にそなへ後來の龜鑑に納め置き給へる物と見えたり然るに法隆寺古今目錄抄に此尺者比二番匠等鈎金一短キコト二分とあり二分はきはめて三分の誤字なりさて此抄にかく云へるは此尺たゞ上の五寸のみ正寸にて其以下は餘材を存せる物なるに心づかず一尺の全形とおもひ誤りてかくいへるなり

中根元珪が律元發揮に此尺自二魯般家一傳以至二於唐一自後聖德太子傳二之本邦一といひ中村匠が三器考驗にこれを世に周尺と稱する由をいひて此は机上の壓尺に造れる物と見ゆ其長さ御府の古尺にて

つて御裝束を差たりと有にて志らるけだし是は垂仁天皇の御世にはじめて伊勢の神宮を造られし時よりの御制を易給はざる式なること大同本記にその時の御杖代たりし倭姫命の左リハ左右ハ右違事奈久奉仕と宣へる御語にて知られたり

古語拾遺云神武天皇建ニ都橿原一經ニ營帝宅一仍令下天富命（太玉命之孫）率ニ手置帆負彥狹知二神之孫一以ニ齋斧齋鉏一始採ニ山材一構中立正殿上（所レ謂底都磐根宮柱布都之利立高天之原爾搏風高之利御戸排豆皇孫之命乃美豆乃御殿乎造奉仕也）故其裔今在ニ紀伊國名草郡御木麁香二鄕一（古語正殿謂ニ之麁香一）採レ材齋部所レ居謂ニ之御木一造レ殿齋部所レ居謂ニ之麁香一是其證也

又云天富命率ニ諸齋部一捧ニ持天璽之鏡劒一奉レ安ニ正殿一並懸ニ瓊玉一陳ニ其幣物一殿祭祝詞（其祝詞文在ニ別卷一）次祭ニ宮門一（其祝詞亦在ニ別卷一）云々殿祭門祭者元太玉命供奉之儀齋部氏之所レ職也

延喜神祇式云凡祭祀祝詞者御殿御門等祭齋部氏祝詞以外諸祭中臣氏祝詞

古語拾遺云凡奉レ造ニ神殿一者皆須レ依ニ神代之職一齋部官率ニ御木麁香二鄕齋部一伐以ニ齋斧一堀以ニ齋鉏一然後工夫下レ手造畢之後齋部殿祭及門祭訖乃可ニ御坐一而造ニ伊勢宮及大嘗由基主基宮一皆不レ預ニ齋部一所レ遺四也

心御柱記云忌部一人頭工一人採ニ料木一本末奉レ祭ニ山祇一也忌部奉ニ持荷一也云々新伎御柱乎本乃御柱乃高仁水量仁任天立奉天云々

大殿祭詞云天津御量以弖云々皇御孫之命乃御殿乎今奧山乃大峽小峽爾立留木乎齋部能齋斧乎以伐採弖本末乎波山神爾祭弖中間乎採出來弖齋鉏乎以齋柱乎立弖云々

常用の鐵尺古昔の度に差はざる事

或人また問ふ今の世に用ふる鐵尺すなはち皇國固有の度にて齋部氏より世に傳はると云ふこと然もあるべし然れどもその度いにしへを差へず傳はれりと云ふこと何を據として知れる事ぞ答ふ大和國法隆寺に聖德太子の納め置給ひしと云ひ傳ふる象牙尺ありこの尺のこと先輩も何くれと云ひ置たれども大かたは眞物を見ずして云へる說どもなれば誤り多きを己いにし寛政四年にかしこに至りて親しく其眞物をみて手づから模寫し來れるが全體は象牙にてつくれる尺にてすべてを薄緋に綵色して花鳥を書き一寸より五寸まで刻めるが全く今の鐵尺に合へどもその以下は

崇重一也

神祇本源云神記曰泊瀨朝倉宮御宇天皇二十一年云々明年秋七月七日以二大佐々命一從二丹波國余佐郡魚井原一之弖奉レ迎二止由氣大神一度遇之山田原乃下都磐根大宮柱號二忌柱一亦名二御量柱一亦曰二心御柱一廣敷立天高天原爾千木高知弖鎭理定理座止稱辭竟奉支

麗氣記云大泊瀨幼武天皇二十一年十月云々明年九月十七日豐受大神遷二幸山田原之新殿一奉二鎭坐一奉二祭始一如レ上大泊瀨朝倉宮取二長以上一造レ之玉殿床下輿レ之爲二心柱一奉レ採二心御柱一儀式如レ前是造宮事始也

山崎垂加玉籤集心御柱之傳といふ所に口傳云上古ハ心ノ柱ニナル材ヲ取テ大宮司ト長官トシテ大概ニ木ヲ宮ニ納メ都ニ上ル天子執柄御神事マシ〳〵テ件ノ木ヲ取リ出シ當今ノ御長ケニクラベテシルシヲ付テ伊勢ヘ歸サルマタ大宮司長官請取奉リ其シルシヨリ自ラ切テ心御柱トスル也兩宮御神體ノ眞下ニ立ルハ御神體ヲ戴キ奉リ給フ表示也是極秘也今ハ此事絕エタリトゾ

古尺大小量

或人問うて云はく古語拾遺の本文に天御量とあるところの本註に大小量とあるを大小の度なりといへるは實にさも有べく聞ゆれどさらばその大量小量といふは何なる度ぞ大量は今の大尺小量は今の小尺なるか今世に傳はる尺度のしな〴〵あるが中にいづれか皇國の眞度なるくはしく其說をきかむ答ふ廣成宿禰の謂ゆる大小量はすなはち今の大尺小尺にて宮殿造營の度なれば大量とは大尺をいひて度地にもちひ小量とは小尺をいひて造營にもちふ其尺度は今の世まで番匠の用ふる鐵尺とも曲尺ともいふすなはち其度なり抑この大小量は天つ神世に天太玉命かの大御神の新宮を造らせ給ひし以來その子孫たる齋部首の家に傳はり人世となりて神武天皇の御世に御殿をつくり給ふに太玉命の孫天富命これを掌りその後つひに此家の職掌となり神宮皇宮ともにつくり奉れるが移りて木工長に傳はり木工長上を後には頭工とはいへりひろく番匠に傳はれること古語拾遺延喜の神祇式大殿祭詞延暦の儀式帳心御柱記などを照し見て知らるまた此尺を用ふることたゞ造營のみにあらず伊勢神宮に奉る御裝束また御調度等も此尺を用ひしこと寛正四年に荒木田氏經のしるせる日次記に以往より定まれる鐵尺をも

みを助くればなり杖足らずといへる意は長路をふるほどにつきへらし足らざる義也かの伊邪那岐大神の御杖をつき立たまひしは豫母都平坂を上りをへ給へる時なりまた倭建男命のいたく御つかれまして御杖をつきてやゝ歩み給へる地を杖衝坂といふと有るをも思ひ合するに坂路一(ト)つ上る程を一杖のいさをとしてやがて坂路またその段々にかたどりて其名をもちひ一丈を十に別ちて一尺と定め一尺を十に刻みて一寸とさだめ一寸を十に分(キダ)して一分とさだめその級級をもて名とせし者とこそおぼゆれ尺をサカと訓ずるを字音なりと思ふは未しき事なり

西土(モロコシ)の字音とこなたの古言とおのづからに同じきも多かることけと氣屋と耶うまと馬ゑにと死はくと剝すと洲などの類なほありと本居宣長いひおけり

寸をキといふは刻の意なり萬葉一卷にたまきはるを玉刻春とかき十三卷に纏持たるを眞刻持とあるもこの意にて伎(キ)といふは伎陀(キダ)伎邪牟(キザム)などの本語なり分をキタといふは和名鈔に筑前國の鞍手郡に新分を爾比(ニヒ)伎多(キタ)とある伎多是なりかくて寸分(キタ)ともに段(キダ)より出たり神代紀また古事記に迦具土神のことを斬テ爲二三段一とみえまた彼御誓ひの條に十拳劒打二折三段一などある段字のよみにて知られたり

古事記上云於レ是天神諸命以詔二伊邪那岐命伊邪那美命二柱神一修二理固三成是多陀用幣流之國一賜二天沼矛一而言依賜也故二柱神云々於二其嶋一天降坐而見二立天之御柱一見二立八尋殿一云々

倭姫命世記云活目入彥五十狹茅天皇廿六歲十月甲子日奉レ遷二于天照大御神度遇五十鈴河上一今歲倭姫命詔二大幡主命物部八十友諸人等一五十鈴原乃荒草木根苅掃比大石小石造平氐遠山近山乃大峽小峽爾立並木乎齋部之齋斧乎以天伐採天本末乎波山祇爾奉祭氐中間乎持出來氐齋鉏乎以天齋柱立(一名天御柱一名心御柱)高天原仁千木高知利下都磐根仁大宮柱廣敷立天天照大神並荒魂宮和魂宮止奉二鎭座一云々

神代本源云深釋曰心御柱者天瓊戈表物也寶山記曰天瓊戈謂二之天御量柱國御量柱一因與二于大日本洲中央一故名二心柱一亦名二忌柱一也

天地麗氣記云內宮柱者以二垂仁天皇長一橫二八尺一正殿大床下興レ之當朝主與二古先王一靈形爲二心柱一所レ奉二

出雲風土記云八尋矛長依比古命云々

古事記中云爾天皇亦頻詔三倭建命言二向和東方十二道之荒夫琉神及摩都樓波奴人等一而云々給二比々羅木之八尋矛一云々

弘賢按ずるに上件ツカアタヒロの三は上代の略度にて西土にもかくの如き略度あり

丈尺分寸等の名義

皇國の古言に丈をツヱとよみしはいにしへ矛を杖ともいひてその長け今の一丈をつねの定めとせしより起れりまづ古事記また神代紀に天津神たちの伊邪那岐伊邪那美二柱神にたまひし天瓊矛といひしが其長なりき二柱神この御矛を淤能碁呂島につき立て國中の天御柱と見立て八尋殿をつくり給ひしと有る八尋の尋は上に云ふ如く兩手をひろげたる長にて人々ためしみるにその一尋は必其身のたけある物なりかくて後に神宮また皇宮をつくる制はこの八尋殿に象どりて中央に心ノ御柱を（又齋柱とも天御柱とも天御量柱とも稱せり）立ること神代よりの古例にてその御柱のたけは掛まくも畏けれど其時の天皇の大御丈をうつし造る故實なりとぞ然れば此故實の本たる二柱ノ神の八尋殿の眞中に天御柱と立たまひしかの御矛は天津神の大御手の一尋なる御矛なりし故に二はしらの神それに法とりて八尋殿をつくり給へること著明なりまたこの由緒によりて神代に神のつき給ひし矛を尋矛といひて其長を一丈とは定めしと聞えたりまた其尋矛を御杖につき給ひし故にやがて杖ともいひしこと神代紀に大己貴神の廣矛を杖につき給ひしとありまた古事記に神功皇后の新羅國をうち給ひをへて後にその御杖を新羅王の門につき立給ひしとある同じ事を日本紀には杖たまへる矛を樹て給ふとあり然れば一丈にあまりて彌長き矛をば八尋矛と云ひたゞに尋矛といへば一丈の定めなる故にその矛の長なる物を一つゑといひのちに西土の丈ノ字をあてゝ即チこれを都惠とよみしなり是をもて萬葉に杖不足八尺の嘆きとよめる歌もありかくて此歌詞は八さかと云ふにつきて丈足らずと尺度のことに云ひかなへしは然るものにて八尺の嘆きとは同じ卷に吾が嘆く八尺の嘆とも詠みて正字にかけば彌盛の長息と云ふ語なるをまた彌坂のさかしき路に杖たらずして嘆きするよしに云ひかけし也さるは杖は道の長手をたすくる物なるが別けて坂路の歩

八咫とは八寸計りの事なる故に大烏といふに足らざれば頭の八咫ばかりなる大烏なりしと云ふことを知らしめんための文なり

釋日本紀云延喜公望私記云戸部藤卿進曰嘗聞或説凡讀ㇾ咫爲二阿多一者手之義也一手之廣四寸兩手相加ヘテ正是八寸也云々

平田篤胤が記に咫ノ字說文にては中人の手ノ長の八寸許なるを云ふ語なれば片手の横形を阿多と云へる古語には當らぬ字なれど舊く此字を用ひ來りしは四寸ヲ謂ㇾ某といへる漢字なき故に充ひて當てたるものなり然はあれどかく舊く用ひ來ては漢字の本義はいかにも有れ皇國にては阿多横形四寸の字と定めたれば其意に用ひむに難なくこそさて神代卷に猿田彥大神のことを其鼻長七咫とあるは此文古事記になくかつ咫を四寸の名とするときは七咫は二尺八寸にあたりて八咫と云ふよりは却ていたく大なり然れば神代紀の七咫は後の誤なりと委く辨じたるが是なり八咫とは彌咫の義にて一倍をいふかならずしも八の數にはあらざるなり

比呂

古書ともに八尋殿八尋鰐一尋鰐千尋繩八尋矛八尋屋などあるヒロ是なり八は必しも七八と數ふる八には非ず彌の約りたる言なりすべて八重八雲又八十八百八千其外八某といふ事古の常なり皆同じ事にてたゞ重なり多きを云へり尋は兩手を伸一尋と定むるなりそれは手を廣げて度る故に一廣げ二廣げの意なるべしと宣長が云へるによれり

古事記云於ㇾ是天神諸命以詔二伊邪那岐命伊邪那美命二柱神一修二理固二成是多陀用幣流之國一賜二天沼矛一而言依賜也故二柱神云々於二其島一天降坐而見二立天之御柱一見二立八尋殿一云々

又云其綿津見大神即悉召二集和邇魚一問曰云々故各々隨二己身之尋長一限ㇾ日而白之中一尋和邇白二僕者一日送即還來一云々

神代紀云豐玉姬謂二天孫一曰妾方產請勿ㇾ臨ㇾ之天孫怪二其言一竊覘ㇾ之則化爲二八尋鰐一而云々（此たぐひ猶多くあり）

又云天日隅宮者今當二供造一即以二千尋栲繩一結爲二百八十紐一云々

釋日本紀引二山城風土記一云建角身命造二八尋屋一堅二八戶扉一云々

迦具土神之頸ニ云々日本紀には十握とかけり
又云速須佐之男命八拳鬚至ニ于心前ニ啼伊佐知伎也云
云
釋日本紀引ニ越後風土記ニ云美麻紀天皇御世越國有
レ人名ニ八掬脛ニ其脛長八掬多力大强云々

阿多

古書ともに八咫鏡八咫瓊八咫烏などある咫字をタと
よめる本語はアタなり

八咫鏡を八尺鏡とあるは誤りなること古事記にく
はしく辨へたるが如し

さてアタといふは手の古言なること釋日本紀に引た
る公望私記の說にて明なれば殊に辨を費すべきに非
ずと平田篤胤はやく云へり

本居宣長說に外宮の書等に八咫者八頭八華崎也と
あるを引て八咫は八頭の義なりと說き其後の徒の
說に或はアヒタの略語と云ひ或は中指と大指とを
開きたるほどにてアタはアキテの略なりといへる
など今みな取らず

さて咫字は說文解字に中婦人ノ手ノ長八寸謂ニ之咫ニ周
尺也とありて手腕のさかひなる横文より中指の末ま
でを度れるほどを云ふ字なり然るに中婦人とある婦
字諸本みなあれど之はふるき衍字なるべし婦人の手
をもて度法を立ること他書にかつて例なき事なりた
とへば大婦人たりとも長さ八寸といふ手は有まじき
なり然れば大戴禮の補注に引たる文に中人ノ手ノ長八
寸とあるに從ひて婦字は削りて然るべきなりさて手
をアタといひしことは與ふ能はず當りのアタなどみ
な手をアタと云ひしより出でたる言なりと篤胤が云
へるによれり

日本紀神代卷云堀ニ天香山之五百箇眞坂樹ニ而上枝
懸ニ八坂瓊之五百箇ノ御統ニ中枝懸ニ八咫鏡ニ下枝懸ニ
青和幣白和幣ニ云々

延暦儀式帳云上枝懸ニ八咫鏡ニ中枝懸ニ八咫瓊乃曲玉ニ
下枝懸ニ天眞麻木綿ニ云々

古事記中神武天皇段云高木大神之命以覺白之(サトシ申玉ハク)今自
レ天遣ニ八咫烏ニ故其八咫烏引道從ニ其後ニ應ニ幸行ニ云
云

弘賢按ずるに此八咫烏を古事記及び姓氏錄には大
烏とあり神武天皇紀には頭八咫烏とかきてヤタガ
ラスと訓たりこれはたゞに八咫烏とのみ云ひては

たる事どもはみな西土ふみのいまだ渡り來らざる以前の傳說なるに尺度の制の本より無からんには長き世にしか詳に傳はり來まじき事なればなり

たゞし右の中に反正天皇の御事のみはもろこし書のわたり來れる後の事なりされどその度は元より傳はれること勿論なり猶是より後の事をしるし出さんには事しげきが故に省けるなり

然らば古書に尺度の古名のみえたる事ありやと云はんに古語拾遺に天照大御神の新宮つくり奉る條また出雲風土記楯縫郡楯縫鄕大國主神の宮造りのことをしるせるところなどにみえたる天ッ御量と申せるすなはち是なり然るに皇國の尺度のことを考ふる徒みな西土の制をうけてはじめて尺度を用ひしごとく論せるは弘賢もとより荷擔せざる所なり

古語拾遺云于ㇾ時天照大神赫怒入二于天石窟一閉二磐戶一而幽居焉云々令三手置帆負彥狹知二神一以二天ノ御量一

大小量雜器等之名也○弘賢按ずるに普通の本に大小斤と有るは誤寫なり今は舊事記に引たる文によれりさて大小量とは今に謂ゆる大小尺なり其よしは下にいふが如し

伐二大峽小峽之材一而造二瑞殿一兼作中御笠及矛楯上云々

出雲風土記云天日栖宮之縱橫御量千尋栲繩持而百結結八十結々下而此天御量持而所レ造天下一大神之宮造奉云々

大寶雜令云凡度十分ヲ爲レ寸十寸爲レ尺

謂度者分寸尺丈計也所三以度二長短一也分者以二北方秬黍中者一之廣一爲レ分秬者黑黍也○弘賢曰漢書を按ずるに計は引の誤なり十丈を引とすとあり

都加

古書どもに十握劒八拳鬚八掬脛などみえたるつかなり拳とはつかむ義にて四指をならべたる長さをいふ上代に手にて摶みて幾つかみと物の長さを量れるなりしかすること今も遺れり束ぬるも手にて物を摶みあつむるより出たりと本居宣長のいへるが如し後世に矢の長をはかるは手にてつかみて何束といふこれをも古は何つかとぞ云ひたりけむ然るに束字をつかぬと訓によりこの字を借りて何束とかきしが遂には字音にのみ呼びならはせしものなり

古事記上云伊邪那岐命拔下所二御佩一之十拳劒上斬二其子

古今要覧稿巻第二百十四

●器財部

度(ものさし)

皇國の上古に物の長短をはかるに畧度あり精度あり畧度とは手を以てはかるをいふ古事記日本紀古語拾遺等の古書に八握劔九握劔十拳劔八拳鬚七拳脛八掬脛などあるツカ八咫鏡八咫烏などあるアタ一尋鰐八尋殿八尋屋千尋繩などあるヒロ是なり精度とは尺にてさすをいふ

古事記に八尺勾璁

本居宣長はこの八尺の義をときて彌眞明(イヤサアカ)の義となし八尺を借字としてその證に日本紀垂仁天皇八十七年の紀に牟士那の腹より八尺瓊の曲玉の出たりとあるを引て八尺に統たる玉の狢腹より出づべきに非ざれば彌眞明のこゝろなりといへれど其說は取らずそれは八俣ノ大蛇の尾より太刀の出たるためしもあれば狢の腹より八尺にすべし玉の出でけむも何ぞ疑はんさて日本紀には八尺を八坂とかゝれたる所もあるは借字也

同書垂仁天皇の段に景行天皇の御事を大帶日子淤斯呂和氣命御身ノ長一丈二寸御脛ノ長四尺一寸なりまた反正天皇の段に此天皇御身ノ長九尺二寸半御齒ノ長一寸廣二分日本紀神代巻に猿田彦大神背長七尺景行天皇の紀に日本武尊身長一丈また天皇の筑紫に行幸したまへる條に柏峡大野の石を長六尺度三尺厚さ一尺五寸御木(ミケ)のさをはしときこえし僵樹を長さ九百七十丈

この大木のこと筑後國の風土記にしるすところもこれにおなじ

仲哀天皇の紀に天皇の御身の長を十尺とみえ出雲風土記飯石郡來島郷琴引山の條に古老傳云此山ノ峯ノ有ㇾ窟裡所ニ造天下ニ大神之御琴長七尺廣三寸厚一尺五寸(いはゆる大神とは大國主神を申せしなり)亦有ニ石神ー高二丈周四丈故云ニ琴引山ー とあるなど分をキタ寸をキ尺をサカ丈をツヱとよみ來れるこれなり右精略の度はともに皇國に固有せる度法なるをその故事どもを書にしるす時に漢字をあてたるにぞ有りけるその故は右本文にひき出

り是をもアヲタとはいへるなるべけれども四郎入道をのせしとは同名二種なるべし今も猶モッコと云ふものに二種あるがごとし

遊行上人緣起所載あみいた



○釋名

簣輿（アミイタ）

倭名類聚鈔○按に竹木をあみて物を載する具と爲すが故に名付る也

搋（アヲタ）

太平記○按にあみいたの轉音なるべし

○正誤

秋草云倭名鈔にあみいたを刑罰の道具の中に列ねし事は古代彈正臺にて犯人を糺彈するに囚獄司の官人犯人を彈正臺へつれてゆく時にその犯人をあをたにのせて行きしなるべし今世犯人を牢屋より町奉行所へ引出すにその犯人をもつこといふ物にのせて行くと同樣なる事にや

按にあみいた必刑具とも言ひがたし病者をものせまた飯櫃をはこぶにも用ひまた手負をものせたることありもつこは犯人をのせて步行すれ共もとその爲に作れるにはあらざるなりあみいたもまた𛁈かるべし

又云あをたは本は土石などをのせてはこび或は犯人手負人などをのせし物なるを後にやねを作りそへて旅人などをのするものにせしが今の四手駕籠といふものなるべし

按に四手駕籠と云ものは愛宕の皿駕籠といふものに近し且四手といふものは江戸にて作り出しものなればあをたの轉せしものといふはいかゞあらん

あみいた　あんだ　あなた

あみいたは竹木を編みて輿となせしもの也（和名類聚鈔）遊行上人縁起に土砂をはこぶ器に竹を編みて二人して荷ひ行ものありけだしあみいたなるべし又同じ縁起に病者をのせてかき行ものありこれけだし北條四郎左近太夫入道を伊達南部二人して荷ひ出せし箯（アナタ）なるべし（太平記）あみ板は肩にかつぎ箯は腰に荷へども共に同じ名を用ひしは今も土を運ぶ具に縄をあみて肩にかつぐをも木二本へ縄をあみ付て腰に荷ふをも共にモッコといふとおなじかるべし

倭名類聚鈔（刑罰具）云箯輿漢書注云箯輿（上音鞭和名阿美以多）編レ竹木一爲レ輿也

太平記（亀壽殿信濃落條）云四郎左近大夫入道ハ二心ナキ侍共ヲ呼寄セテ我ハ思フヤウアリテ奥州ノ方へ落テ二度天下ヲ覆ヘス謀ヲ回ラスベシ云々伊達南部二人ハ形ヲヤツシ夫ニナリ中間二人ニ物具キセテ馬ニノセ中黒ノ笠驗ヲ付サセ四郎入道ヲ箯（アナタ）ニノセテ血ノ付タル帷子ヲ上ニ引オホヒ源氏ノ兵ノ手ヲヒテ本國へ歸ルマチシテ武藏マデゾ落タリケル

按に遊行上人縁起に病人を僧二人して荷ひ行く處をかけるありその載せたるものを見るに板に轅の如きものをつけたり即太平記に云ふ處とよくあへり是けだし箯なるべしまた同縁起に飯をのせて荷ひ行く所も見ゆしかれば病人のみをのせるにもかぎらざるならん

又（執事兄弟奢修之事條）云四條大納言隆資卿ノ靑侍大藏少輔繁藤小見源左衞門ニ云々夫ノ著タルツヾリヲキセ立烏帽子ヲ引コマセテサシモアツキ夏ノ日ニ鋤ヲ取テハ土ヲカキヨセサセ石ヲ掘テハアヲタニテ運バセ云々

按にアヲタにて土石をはこぶと云ふにより今の世の釣臺のごときものなるべしと伊勢貞丈秋草にいへり遊行上人縁起を見るに竹を編みたるものに縄を二處付て二人にて土砂を荷ひ行く處をかけるあ

倭漢三才圖會所載あみいた



古今要覽稿卷第二百十三

●器財部

籠輿 かご

籠輿は傳馬とならべ稱する（太平記）ものなれば今の宿駕籠のごときものならんと（稲山行敎説）いふ説ありげにも愛宕山の皿駕籠といふものすべて諸國にいはゆる駕籠の元祖なりとかの地のものいひ傳へたればさもあらんか今も籠といへばかならず竹籠を少しにてもつくるにていよ／＼あきらかなり

太平記（笠置沒落條）云都合六十一人云々籠輿ニメサレ或ハ傳馬ニ乘ラレテ云々

又云月卿雲客ハアヤシゲナル籠輿傳馬ニタスケノセ云々

按に二條共に傳馬と並べ稱しつれば稲山行敎の説の如く宿駕籠の如き物なるべし或は牢輿の音通ならんといふ説あれ共笠置より京へ入奉る事倉卒の際なれば牢輿を設けらるゝ暇あるべし共留はれず

秋草云駕籠といふものゝはじまりつまびらかならずといへども太平記に出たるや書にあらはれし始なりけん（按に籠輿とありて駕籠とはなしされば太平記に出たるとはいはれまじくや）

稲山行敎曰太平記に傳馬と籠輿と並べ稱せしをおもへば驛每に多く用意せし物にて今の宿駕籠の類なるべし是は旅人又は病者または死せし人など送るべき料の物なりむかしは旅人にても輿にのるべきほどの人はもとより輿にて旅行するなれば從者などの爲にまうけたるものゆゑ決してあげ輿にてはあるまじく下げ荷ひたる輿なるべし

按に宿駕籠のごときものならんといふはうべなりあげ輿さげ輿の論はいまだしきなりその故は鳳輦あるひは神輿などの外常人の乘用ゆるものにあげごしといふものむかしあることなければなり

山城國愛宕山皿駕籠



のなることまたうたがひなしさらば玄惠法印の乘物
と庭訓往來かけるも象を普賢菩薩ののりものといひしと
は源氏物語おなじからず二水記に各直垂乘物とありて注に
廣姉等輿少納言馬とあるもたゞ乘物とのみいへば駕
の事と聞ゆるを以て別に注を下せしなるべし今の世
には打揚腰網代　打揚　腰網代引戸　腰黑板打揚
腰二重黑板引戸　腰板引戸の差別あり
字鏡集云駕ノリモノ
伊呂波字類抄云ノリモノ俗用二乘物一
庭訓往來云遠所之花者乘物僮僕難二合期一
烏丸大納言光廣卿東の道記云元和四年六月廿五日そ
れよりてこのよび坂あり
くたびれてやすむ旅にぞ杖にする
のりものかきのてこのよび坂
按にのりものかきの杖をすることをよまれたれば
此にのりものといふはかたげゆくものなることゝ
しられたり腰にかくものならんには杖は用ゆるに
及ばず
○正誤
秋草云今世の乘物は古のあんだにやねを作りそへて
その上に古の乘車の製を少し交せて潤飾したるもの
なり
栗原信充曰駕柄輿といふもの既に惠命院僧正宣守
のかゝれし海人藻芥に板輿ならんといはれ字鏡集
に駕をノリモノとよめるなどを以て考ふれば乘物
といふもの古くよりありしことは明らかなりあん
だと云ふものも倭名鈔に見えたれば古きものなれ
ども惠命院僧正の比などあんだはあをたにて世に
用ひしこと太平記遊行縁起にてしられたりさるを
あんだにやねを作りそへたるといへるは誠に無稽
の言なり
又云後代乘物を白木作りにして長柄切と名付るもの
あり古聞えぬものなり
信充按に白木作りの長柄切といふものは稲山行敎
のいはゆる攝關の用ひ給ふ板輿なるべし板輿卽古
の駕柄輿なることは前にいへるがごとしされば白
木作りのものも後代のものとはいひがたかるべし

れ候また人の分際によりめしつれ候者數さだまるよし申候

又云引馬の事三職御相伴衆吉良殿石橋殿土岐殿六角殿何もこしの先へひかれ候その外の衆はこしの跡にひかれ候

又云公方樣御輿の時は御劔御輿に入候また大名衆も輿の時は太刀をこしに入られ候

又云雨ふり候時御こしにゆたんかけられ候事は公方樣御輿には見及不レ申候御旅にて一段雨ふり風吹候へばかけられ候由に候さ候へば御供衆もみのをめし候御こしにゆたんかけられ候はねば御供衆もかさを御さし候はず御臺樣の御こしにはいつにてもゆたんかゝり候

駕柄輿（ノリモノエノコシ）　轅切（ナガエキリ）　板輿（イタゴシ）

駕柄輿は田舍などへ行く時に用ゆるものにして板輿といふものならんと海人藻芥いへり其名によりておもふに駕は字鏡集にノリモノまたカクとよめりされはその駕の柄を用ひて輿のごとく作れるものならんまた板輿とて今も京都にて用ひらるゝものは江戸にてのりものといへるものなり稻山行敎說といふを以て考ふればすなはち轅切といふものを駕柄輿といふべきなり輿の轅をきりて駕柄を用ひしなれば駕柄の轅切輿といはゞ明らかなるべし

海人藻芥云輿之事駕柄輿是者田舍等用之當時板輿ト云フ物ナルベシ

稻山行敎云公家衆は今の乘物を板輿と稱せらる攝關親王大臣の乘用は白木の板にてはり次はあじろ包次は莚包等なり

光源院殿御元服記云天文十五年十二月十八日辛丑公方家幷若君從二東山慈照寺一到二坂本一御成于レ時巳刻也爲二御迎一佐々木刑部大輔同四郎兵衛尉同日未明到二于東山一參向云々若君被レ召二板輿一被レ卷二揚御簾一事御見物同前也

駕（ノリモノ）

駕は字鏡集に見えたり字鏡集何人の撰といふことを志らずといへ共乾元の奧書あればのりものといふものもふるくありしことゝ見えたり伊呂波字類抄に俗用二乘物一とあれば却て乘物とかけるは俗間通用の文字なるごとく志られたり駕柄輿といふものを以て合せ考ふれば駕（ノリモノ）の柄は今世にいふ乘物の柄と同じきも

きて妻戸を押ひらきてさて御輿の中へ目を見入ずして長柄をとりてその時力者綱をはづしてまゐる也また長柄にとり付とき力者さしよるなりさて兩方のとびらを押よせてしさりてかしこまるなりのり給ひて後うしろの妻戸をほと〳〵とたゝき給ふ時則左右の役人妻戸を開きて長柄をとり然して力者心得て御こしを引出すなり

按に此頃四方輿板輿の別あれ共さして輕重の定めなかりしにや了俊その品あることをいはれずさて長柄とかけるは轅の事にして輿を云ふにあらざることは此文にてしられたり

花營三代記云 應永卄八年三月十六日御臺樣熊野有ニ御參詣一云々卄一日此御所より御網代輿也

按に康富記に畠山左衞門入道網代輿にのりしこと見えたり親長記に細川宗明同じく用ひしこと見ゆ是また網代輿に男女貴賤の別なく乘るほどの人にては別儀なきことゝ見えたり

又云應永卄九年七月十三日御方御所樣嵯峨御出アリ大木庵へ御入御點心アリ云々御歸御輿也御供十騎畠山中務少輔持清畠山右馬頭次郎持純畠山伊與九郎持安云々十二月卄一日爲ニ大御所樣御代官一御方御所樣八幡宮御參籠云々御輿ハリゴシ御力者十二人靑法師○按に御方御所樣と云ふは長得院將軍義量大御所樣と云ふは勝定院將軍義持公なりハリゴシ海人藻芥に張輿僧俗一向內々時用之と云ふは公家にての事なるべし大御所の御代官としては八幡の御社參內々といふべからずたゞ十二月故寒氣をふせぐの爲に張輿を用ひられしにやあらん

又云應永卅年正月十一日御評定有ニ管領出仕一也衣袴廿五番攝津左馬助滿親波多野因幡入道元昌太田問注所刑部少輔康雄以上三人評定衆也

ハリゴシ○管領の輿にのることは延文三年より所見あり評定衆はこゝにいたりてはじめてゆるされしが評定衆ゆるされたらんには御相伴衆はかならずゆるさるべきなり

伊勢宗五大册子云人によりてこし御免候三職その外御相伴衆吉良殿石橋殿など同前御免のさたなくめし候御相伴衆の內にも赤松殿京極殿大內殿御免候てのられ候土岐殿六角殿同前また細川右馬頭殿勢州代々御免候評定衆同前奉行も式正の出仕の時こしにのら

常秀三浦平六義村梶原三郎景茂同兵衞尉景定等供奉還御於二馬場本假屋一大庭平太景義獻レ餉云々

源平盛衰記衣笠合戰條云サテモ大介ハステヨ〳〵ト云ヒケレドモ子孫ナゴリヲヲシミツヽ輿ヲヨセテグシ申サント云々

又云北條ハ六代殿ヲ具シテ鎌倉へ下ル齋藤五齋藤六血ノ涙ヲナガシ輿ノ左右ニツキテ下リケル云々

寶篋院殿將軍宣下記云延文三年十二月十八日之午刻爲二勅使一以二日野時光一征夷大將軍宣旨也有二御頂戴一

同廿二日御參內之品々卯刻御車云々其次輿將軍御連枝鎌倉殿也參議従三位兼左馬頭源基氏其次輿武衞也斯波中務大輔左兵衞督兼武藏守源義縄又足利トモ名乘也其次細川兵部大輔時氏畠山民部大輔義就吉良治部大輔貞義今川刑部上野介賴貞一色宮內大輔直氏山名民部少輔氏淸石塔刑部少輔右馬頭賴房石橋大藏少輔忠友赤松式部丞信濃守詮範荒川新藏人政弼大内修理大夫直光畠山式部少輔基家細川左近將監家氏一色修理大夫範光鳥山大炊助忠明里見掃部頭爲利仁木彈正少弼賴勝宇都宮大膳亮景與土岐中務丞賴夏二階堂木工頭範淸以上二十騎

按に將軍は車基氏卿及び管領は輿その外細川畠山吉良石橋赤松大内今川等の如き大名みな騎馬なれば當時未だ管領の外は乘用る事なかりしにや

鹿苑院殿御元服記云永和元年三月二十七日石淸水八幡宮御社參當御代始御裝束如レ例御浄衣御出御車新造

自二東寺一御輿

四方○按に文治二年鶴岡社參に賴家卿五歲にて輿に乘られたるを社參に輿を用ゆるの初として此時もまた用ひられしか

今川了俊大册子云輿の御伴の次第一番に引馬二番に弓とり三番に太刀はき四番に坊五番に小者也惣じて輿にてもたゞにても主人の身ぢかきは賞翫と云々

按に御伴の次第と了俊のかゝれたるは將軍家の御伴の時の事をいへるならん了俊應永廿七年八月廿一日九十六歲にて卒せし由その家系に見ゆされば當時いまだ今川の家などにては乘用ひざりしにや

又云御輿よする事妻戸の左を賞翫するは常の義なりさてよめとりの御こしはのりたる人の右を賞翫するなり右といふはのりてのためには左なり然るに大方輿をよするには役人殿原兩方にねりよりて左右に跪

古今要覽稿卷第二百十二

●器財部　輿車武家所用

輿　四方輿　長柄

輿を武家にて用ひしは文治二年十一月十二日鎌倉右幕下の若君（頼家時に五歳なり）鶴岡八幡宮へ參られし時乘られしをはじめといふべし（東鑑）たゞしそのころいまだ輿に付てのさだめなかりしにや三浦大介義明衣笠の戰やぶれて落行く時輿にのり（源平盛衰記）北條時政の六代御前を捕へて關東へ下る時も輿にのせたると伊豫守義經の車に乘たるを右幕下の華飾なりといかられしを（同上）合せ考ふるに武士の車にのることはならざりしと聞ゆれども輿はさもなかりしなるべし其のち延文三年十二月廿二日足利宰相中將義詮卿征夷大將軍に任せられて參內ありし時義詮卿は車を用ひられ舍弟の左馬頭基氏及び管領左兵衞督義繩は輿にのれり其他はことごとく騎馬也（寶篋院殿將軍宣下記）永和元年三月廿七日鹿苑院將軍石淸水社參の時御所より東寺まで車東寺より四方輿を用ひられし（鹿苑院殿御元服記）を以て考ふれば車と輿との輕重またしられたり今川貞世は等持院將軍より寶篋院鹿苑院の兩代まで現存せし人なりその書おける書に輿に付ての禮式くはしくしるしたれども乘人のさだめは見えずたゞし今川は足利家の一族にて重き人なれば末々の人の上には及ばざりしにやその後三職及び御相伴衆吉良石橋土岐六角細川右馬頭伊勢守評定衆奉行は輿にのることをゆるさる（宗五大册子）いつの時よりといふことさだかならずといへども應永三十年正月十一日評定始の時評定衆張輿を用ひたれば（花營三代記）その頃にゆるされしにや天文十五年十二月十八日光源院將軍坂本へ赴かせ給ふ時は板輿を用ひ給ふ（光源院殿御元服記）といへば四方輿も板輿もさして差別はなかりしなるべし但輿を長柄とのみ稱することは京都將軍家の御時は所見なきにやその長柄といふは轅のことなるを駕柄輿（海人藻芥）といふものに對して轅輿といひたりしが遂に長柄とのみいふことゝなりしなるべし

東鑑云文治二年十一月十二日乙卯若君御二參鶴岡八幡宮一被レ用二御輿一小山五郎宗政同七郎朝光千葉平次

閣の辭に信長公よりからかさを許されて播州に發向せしとあればこれより先すでに有しなり

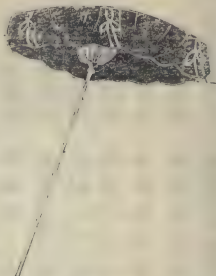
按に此說ともに非なりからかさは上にあげたるごとく職員令延喜式等に見えて古くあるものなり今の製のごとき傘も春日驗記の絹宗五大草紙等に見えたるなどおもへばふるくより今の如き傘も有しなりしかるを天正の頃信長公よりなどいへるは無藝の事なり

編修兼校正　日吉偉三郎源德夫
　　　　　　中山新吾平秀元
校正兼圖畫　谷城季三太藤原清光
編修兼校正　若菜三男三郎藤原信孝
校正兼鈔錄　松村平兵衛藤原直好
編修兼校正　梅田小太郎源義禮
校正兼淨寫　山路岩次郎源賢高
校正兼鈔錄　南條正之助藤原近行
校正兼淨寫　栗山兵左衛門藤原定興
　　　　　　林源三郎源高典
　　　　　　山下官左衛門源正房
校正兼鈔錄　橋本太刀允藤原好春

編修兼圖畫　志村愛助平知孝
編修兼校正　大河戸晉平藤原儀成
　　　　　　屋代次郎源通賢
總　　　判　屋代太郎源詮丈

チテ馬ニ乘ル時ハ弓ノ潤レヌ勢ニスルユヱ如レ此諸人如ニ存知ニ弓ハ七尺五寸ガ本ナルユヱ也

八幡太郎繪詞所載繖



弘法大師行狀繪所載繖



○和歌

萬葉集卷第三　　石上乙麿朝臣

雨零者將蓋跡念有笠乃山人爾莫令蓋霑者漬跡裳

古今六帖

かさ

久方のあめにはぬれずふるがごと
落る涙はさすかさぞなき

新撰六帖

かさ　　信實朝臣

さりとてはさせることなき破れ笠
ほねを折てぞ君につかへし

散木和歌集雜部

雨のふりければ笠さゝんとしけるに馬のおどろきければ

ふしかはす身をから笠のあやしさに
我駒にさへ驚かれぬる

○正誤

和漢三才圖會云堺納屋助左衞門文祿三年自ニ呂宋ニ還來獻ニ土產傘蠟燭ニ各千挺今傘製乃是也攝州大坂堺多作レ之

和訓栞云から笠傘をよめり韓笠の義なるべし手笠ともいへり天正の頃堺の商人呂宋に渡り文祿三年にかへりし時太閤に獻せし是始なりといへりされど豐太

上にて夏などさゝする時は小者などさし掛るなり

雨傘

雨傘は宗五大草紙に雨がさは云々と見えたるより外はふるく雨がさといへる事聞えずしかれども雨零者(アメフレバ)將蓋跡念有笠乃山(キシトオモヘルカサノヤマ)云々萬葉集と見えたるなどみな雨がさなればふるくより今の製の如き畫も有しものならんとは上に載たる延喜式をはじめ諸書にみえたるにてもおしはからるれども雨がさといひたる事のふるくみえぬなりまた春日驗記延慶二年高階隆兼畫第五後成卿春日社參の段にある夜社壇にまうで侍りけるに夜雨蕭々として社壇寂々たりければといふ詞有て圖有それにて雨がさの製作よくしられたり今の製とかはりたる所もみえずたゞ骨にかゝりなくはじきがねをさしとほして有按に今も此製のかさ有とぞ柄も殊の外ながくみえたり

高忠聞書云雨降の時弓持事雨笠より外にはもたざるなり笠の柄より内に弓を持つなり此時は弦を笠の柄にとりそへて持つなり[illegible]

又云夜に入て矢をさしはぐるに弓より外へ矢をなしてさしはれて笠をさすなり内にさせば馬のかたにあたりてきるゝなり

家中竹馬記云馬上にてかさをさすには先列の笠をささせて乘て馬をしづめさて片手綱に取て馬上にさすべき笠を弓手のかたより寄させて取て柄立に立べし笠の柄は弓より外に立て弦を取そへ持て左の脇に弦をかいはさむなり本末の程よの常持ほどらひに見えてよき程に持つべし馬のけし飛ぶ時は笠の事はいふに及ばず弓をすてゝも苦しからずあやまちなからんやうに馬をもあつかひたらんがよく乘たるにて可レ有柄立をば牛の角にてするがもと也笠の柄の出入ゆる〳〵とある程にすべし少しも滯らば自然笠を捨る時以ての外あしき也柄立は左のしほでに付る也

三儀一統大艸紙云からかささして弓持つには柄立の中へよくさすべし

宗五大草紙云雨笠は公方樣御參内八幡御社參以下きとしたる時は布衣の役人さし被レ申候私にては中間さし候又笠をあつかひ候事は中間の役にて候人にかすも餘所より借るも中間取次候べしまたからかさのほねをぬりたるは人の內衆はさすべからず小者などは不レ苦云々

鎌倉年中行事云裝束之傘ト云フハ八尺ヲ本トス弓持

人紫繖三人菅蓋二人菅繖三人菅盖云々
按に菅繖は太神宮御神寶に見えたる菅大笠なるべし繖は簦のかり字にてもあるべきなり
長曆二年內宮送官府云菅大笠二枚柄長各八尺五寸經一寸二分黑漆平文金銅桶尻長一寸六分耳金二隻副二緋綱四條一長各二丈骨二十枚漆塗骨末押二金薄一其體如ㇾ蕨形廻曲各伍枚竹削漆塗頂覆金銅盤形金一枚經七寸笠口經肆尺陸寸貳分已上納二緋袋壹口一裏生絁肆幅

朱柄笠

朱柄笠はいつの頃より始りしにや未ㇾ詳弘法大師行狀繪に白河上皇高野御幸に腰輿にめされしその上にさし掛たる笠の圖はまたく朱柄笠とみえたりこれやものに見えし始なるべきか此外には宗五大草紙老人雜話等にみえしのみなり[illegible]
宗五大草紙云朱柄笠は公家門跡其外出家はさゝれ候武家には大名其外隨分の衆ならではさゝれ候はず候大方の俗人はさゝるまじく候
老人雜話云老人幼なかりし時延壽院玄策は既に壯年にて世嗣とて洛中醫師の上手なり人々敬恭す道三は其頃はや耳遠く療治も絕々にて隱居せるなり玄策さかんに療治はやり方々へ招待すその頃は乘物といふものはなくて大なる朱傘を指かけさせ高木履にて杖をつき何方へも步行せり人々うらやむことに有しとぞ

墨傘

墨傘の名は下學集にみえたるより古くは未だ見あたらず圓光大師行狀繪に大宮內府實宗公の亭へ行かれし時對面のあひだ門外の屛に墨傘を立かけたる圖見えたりさて墨傘は雨傘にのみ有ものとおもへりしに弘法大師行狀繪に日傘に墨傘を畫けりこれは印本故墨かすれて見ゆれど正しくすみ傘とみゆれば下に圖を載す猶原本につきて糺すべき事なり
下學集云傘持ㇾ手謂二之傘一也墨傘唐傘是也以二字形一可ㇾ知之云々
宗五大草紙云からかさの事かさの役人墨がさは小者の役なり公方樣其外公家門跡禪家武家同前
又拔書云からかさのほねを赤うるし紙にはすみをさし候事人の內衆たるものは不ㇾ可ㇾ用之候小者中間之事は無二是非一候これも式正の時はかはるべく候其時はすみ笠はさすまじく候
家中竹馬記云墨傘を馬上にさす事不ㇾ可ㇾ有但貴人馬

素ニ釣ニ魚ヲ於池ニ坐ニス緒傘ニとみえ韓退之遊ニ青龍寺ニ詩に柿の紅葉せしをたとへて赫々炎官張ニ火傘ーなどもいへれば緋傘常用の物と見えたり又按に山城國南禪寺に龜山院の御腰輿御屏繖ありて拜見せしがいかにも美麗なるものなり寺僧は屏繖なる事はしらずして唯是も御腰輿に添たるものなりとて見せたれど腰輿に添ひたる上は屏繖にて有べきなり

延喜式大舍人寮云凡元正者六位以下四人史生二人將ニ舍人一百三十六人ニ左右分頭各執ニ威儀物ニ入レ自ニ東西鄕門ニ陳ニ列大極殿前庭近衞陣以北ニ左ノ陣所執ニ屏繖一具ニ

和名鈔服玩具云屏繖唐令云腰輿一次大繖四繖音散本朝式云屏繖

朱雀院塗籠御本伊勢物語云この山うへはせばくしもはひろくて大がさのやうになむありける

落窪物語云をとこ君われはたゞしろき御ぞひとかさねをき給ひていとかてうげに引つれてたちはきとただふたり出給ひておほがさをふたりさして門をみそかにあけさせ給ひていと忍びて出給ひぬ

清少納言枕草紙云うへより御ふみもて來て返事たゞいまと仰られたり何ごとにかとおもひて見れば大かさのかたを書て人はみえずたゞ手のかぎりかさをとらへさせて云々

按にかくのごとく見えたるおほがさは今のからかさのやうにおもはる傘或は大笠といひけむも知るべからず

菅蓋　菅大笠

菅蓋の形狀いまだ詳ならず但大嘗會畫圖に供御の料に菅蓋といひ傳へたる圖有延喜式に見えし菅蓋同物にや蓋とのみいふは四角なるものなり儀制令に頂及四角覆レ錦垂レ總とみえ内宮送官符にも方五尺七寸頂并肆角上覆錦などみえたれば正しく佛家の天蓋に似たるものなり大笠は傘の如く内に柄あるものならんとおもはるれば是は外より柄を付たるぞ違目なるべき送官符に蓋をば二具と書刺羽をば二柄と書大笠をば二枚とも一柄とも書たるにても思ひやられたり

令儀制云頂及四角覆レ錦垂レ總云々

延喜式内匠云御輿中子菅蓋一具菅幷骨料材從攝津國等縫氏參來作料生絲六兩苧小十兩已上二種骨結料

又主殿云正月元日云々殿部左方十一人一人執ニ梅杖ニ二

されば物語などにからかさといはずともかさとのみいひてもさすなど有はみな傘の事なり
令職員云主殿寮頭一人掌二供御輿輦蓋笠繖扇一云々
又集解云主殿寮頭一人掌二供御輿輦蓋笠繖一謂繖ハ繖蓋ナリ問繖ハ繖蓋トハ其意何若如レ繖之蓋歟扇ハ團扇也釋云上思爛反野王案繖則蓋也見二唐衣服令一或云繖似レ扇而大者非也音蘇旦反扇團扇也云々元云繖謂平繖々蓋也唐儀制令云皇太子繖者是ナリ跡云繖者蓋言平敎之蓋耳云々古記云陸詞曰繖者蓋也音蘇旦反云々伴云家語孔子將レ雨无レ蓋是也今時繖也
延喜式主殿云正月元日云々殿部左方十一人一人執二梅杖一二人紫繖三人紫蓋二人菅繖三人菅蓋右准レ之其裝束各黃帛袷袍一領
新撰字鏡人部云傘繖𠆳𠈑傘傘六形同先岸桑爛二反蓋支奴加佐
宇都穗物語樓の上云山のたかきより落る瀧のからかさの柄さしたるやうにて
更科日記云あしがらやまのふもとにやどりたるに月もなくくらき夜のやみにまどふやうなるにあそび三人いづくよりともなくいで來り五十ばかりなるひとり二十ばかりなる十四五なるとあり庵の前にからかさをさゝせてすしたり云々
權記云長保二年十一月三日藤原賴明來二宿所一申云小一條蟲食罷出之間依二雨降一指レ笠也時忽有二下人一橫二奪賴明所持笠一

おほがさ　大繖　屛繖

おほがさは今の世の日傘なるべくおもはるその形狀はしたしく見る者ならねば委しくは辨じがたしされども大方はかの伊勢物語に富士の山をなりはしほじりのやうになんありけるとあるを朱雀院の塗籠御本には此山うへはせばくしもは廣くて大笠のやうになん有けると有にて凡は其さましられたり但日傘といへる名は宗五大艸紙にみえたる外に古くはいまだみあたらずされども延喜式内匠野宮裝束に腰輿一具屛繖二枚と見え和名鈔服玩具に唐令云腰輿一次大繖四本朝式按に延喜式なるべし云屛繖と記されまた唐書儀衞志云天子出大繖二執者騎橫行居二衞門後一と見えたるなど皆日傘なるべくおもはる雨天の料にくらぶれば殊の外華麗なるものなり多く絹にて張たる歟色目に制度ある事は聞えざれども大方緋をもちふるにや西土にては色の制度あるよし世々の國史に見えたり海山記に帝輿二楊

古今要覽稿卷第二百十一

●器財部

からかさ 傘

からかさはいつの頃より始りしといふ事いまだ詳なるずおもふにもと皇國に始まりし物にあらずして外國より渡り來りしものと思はる其故は欽明天皇十三年冬十月百濟聖明王云々獻二釋迦佛金銅像一軀幡蓋若干一(日本書紀)とみえたるこれより古く蓋の類の名の出たる事なければ左かおもはるゝなり然ればこの時はじめて皇國へは渡りしものと見えたり其後大寶養老の頃と成ては專らもちひられたるものと見えて主殿寮頭掌二供御輿輦蓋笠繖扇一云々(職員令)と有蓋は佛家の天蓋の如きもの笠は竹笠菅笠などの類繖は則今の傘なりまたおもふに皇國にふるく見えたる所の繖はみな日傘なるべし雨のふる時はかならず笠を用ひしものならんか其故は笠は竹又は菅にて造れるものなればなり繖は絹又紙にてはりしものゝよし古く見えたり

さて又いま普通にもちふるところの傘の字は說文等にみえずして玉篇より音散蓋也と見えたり思ふに今の製はじまりてより象形に依て造りし字なるべし然れども西土隋唐にては多く此字をもちひたるによりて皇國の日用とは成しものなり今延喜式和名鈔等には傘の字を用ひしなりされども和名鈔より前なる新撰字鏡には傘繖凾傘奚傘この六字を載てみな支奴加佐とよみたり和名鈔には支奴加左といふ和名をば載せざりしなり字鏡に支奴加佐と訓たるは帛をもてはりたればなり左かるを今は又蓋と名を混じて紛らはしきゆゑからかさと呼ぶ也からかさといふ名は宇都穗物語伊勢物語塗籠本等にみえたれば其前より有たる名にやとおもはるゝを和名鈔にこの名をあげられざるは疑はし猶おもふに傘と笠とは通はして書けるものと思はる其故は雨そゝぎも猶秋のむら雨めきて打そゝげば御かささぶらふ木の左た露は云々(源氏物語)とみえ又一條殿より笠もて來たるをさゝせて云々(枕草紙)と見えたるなどみな傘の事なるべしはるかに後のものながら東鑑に笠役といふ名目みえ高忠聞書に笠役の式を載せたるなど考へあはすれば傘なる事疑なし

にいはゆる翳の畧なりといへるこそおだやかには聞ゆれいかにしてか加志良の三言を加の一言に畧す例やは有べきまた曾波の約左なればとて頭添といふことはあるべくもおもはれず

の記にもこの物をかぶりし事分明なり去ぬる神事に用ひさせ給ひし笠の製は後三年軍記にみえし所の形のもの南都正倉院とやらんの寶物なりまた太平記の田樂法師の笠の事は職人鑑といふ昔の土佐守が畫きし物に田樂法師あやゐ笠をかぶりし體あれども笠の樣子は異なる樣に見えたりしなり明阿彌曰享保の流鏑馬に用ひられしあやゐ笠は則この近藤壽俊が直の物語に聞きしは南都のものをうつさしめ給ひし由にて下を藺にてくみ上をば麥のわらにて組みたるもの也見し所は藺は見えず風袋の色皮に紋形有もの有きおもふに是は南都にて田樂法師のかぶりし物なるべしそれはをどり狂ふ者なる故に風袋を付しものを武士の着るにはいかゞあらん後三年の繪にも風袋は見えず又文安年中の御卽位の畫卷物の末に綾藺笠の圖を出せりそれは形も今の物とは異にして俗にいふ唐人笠の如くにて藺にてくみ上をば檳榔にてするよしみえたり是いにしへの物なるべし又按に文明十六年に小笠原兵部少輔元長の書る笠懸聞書といふ書にあやゐ笠は檜木の薄皮にて組みたる物なりと見ゆ云々延喜式等には綾藺笠とて藺にて編みたるを後世その形は同じくて檜木にて網代のやうにくみし物ならん是を綾藺笠といへるは誤にて後世に憶度の說なり詮丈按に綾藺笠の形狀大かたは忘られたり但し藺笠に綾字をかうむらするは上にも云ふ如く唐玉などいふとおなじくほめていふなるべくおもはる

○正誤

秋齋閑語云今の世あみ笠と申物諸人通用して用ひ中川流の古實方にあみ笠は北條氏政のたくみ出せしといふ此說信じがたし太平記に既にあみ笠の名あり新規の物ともいひがたし

按にあみ笠はすでに盛衰記佐々木の馬取下向の條に腰巾アミ笠ヲ着云々と見えたり然るを太平記にあみ笠見えたりとて盛衰記をひかざるは遺恨なり且延喜式にいはゆる帖笠もおなじ樣の物ならんにはあみ笠はいとも古き物なるをや

荒良言狛諸成作云加左笠也蓋也去聲加は加志良の三言の約左は曾波の約にて頭に添てふ言なり人におほはせるも自らかぶるも皆頭に添ふよりの名なり

按にこの說いかゞなり釋名にいへるごとく和訓栞

蓮葉笠

太平記

つぼみ笠

盛衰記○按にこれらはみな其形よりして名付しものなりたゞしつぼ笠は女の所用にして文字には壺笠と書くにや新撰六帖の衣笠内大臣のうたにふりやまぬ雪間の梅のつぼみ笠とよまれたるにても其形大かたはしられたり何れにも其笠のつぼやかなるよりしか名付し成べし

つぼね笠

藻鹽草○按に名義上に同じ

市女笠

平家物語○按に藻鹽草に云つぼさうぞくの笠なりくぼ笠ともいふ同物なりとあればまたつぼ笠つぼみ笠などみな同じ製のものなるべし安齋隨筆に今も大和の國芳野にありて八幡の安居堂の祭極月十三日なるがこの時はもちふるよし見えたり

編笠

盛衰記判官物語○これはたゞ菅或は藺などをもてあみたるをいふのみ但延喜式にいはゆる帖笠も同じ物ならんか

藺笠

令義解延喜式

綾藺笠

今昔物語○按に類聚名物考に安多武久路を引て云或人曰綾藺笠といふ物去ぬるやぶさめの時見し所なりこの物は神事に用ひしものならん今昔物語著聞集等には常にもかぶりてきし樣に見え太平記などには田樂法師あやゐ笠をきてとあるをおもへば武士のみかぶる者とも見えず分明の義を聞かんと問ふ壽俊答曰綾藺笠の事は昔は武士常にも軍する時にもかぶりし事は今昔物語に藤原諸任と平維茂と軍せし所に余吾が出立の所に紺の襖に山吹色の衣を著夏毛の行縢をはき綾藺笠を着と有は武士の軍器にも用ひしなり又後三年繪卷物にも軍士帽子或は冑の上にもかぶりし體また鎧の高紐につきたる所の體も見えたり是を以て軍器に用ひしを知るべし尤神事にも限らず常にもかぶりし事は今昔又は著聞にみえし等なり去ぬる流鏑馬に用ひ給ひし事は鎌倉殿御代やぶさめの日記其外南都の流鏑馬

打きてのみや戀渡るべき

新撰六帖

かさ　衣笠內大臣

ふりやまぬ雪間の梅のつぼみ笠

おもふ心のいつかひらけん　民部卿爲家卿

雨すぐる外山の道のこがくれに

しがらき笠ぞみえがくれする　正三位知家卿

おほ君のみかさのかげの廣ければ

天の下には誰かたのまぬ　信實朝臣

さりとてもさせることなき破れ笠

ほねを折てぞ君につかへし　光俊朝臣

何せんにわれかざすらし袖笠の

下にぞ涙雨とふりける

夫木和歌集雜部

かさ　よみ人しらず

延喜廿一年京極御息所歌合

駒なべて君が見にくる春日野は

松笠しげし雨にぬらすな

同

同上

ぬれつゝも雨には行かん松笠は

千歲の春をちらさざらなん

○釋名

笠

古事記日本書紀續日本紀日本後紀續日本後紀文德實錄三代實錄○按に名義未ㇾ詳谷川士淸が和訓栞に笠は翳（カサシ）の訓と同意なるよしいへり實にさもあるべきにや狛諸成が荒良言に頭に添てふことの畧なりといへるはかなはず委しくは正誤にしるす

竹笠

令義解延喜式

檜笠

盛衰記沙石集

杉笠

續世繼○按にこれらはたゞ其物もて作りしよりいふ名にて製の替りたるにはあらず

平笠

明月記

蓮葉笠

蓮葉笠は太平記に見えたる外かつて所見なければいかなるものとも其形狀はさだかにしられねどおもふに北條五代記に所謂桔梗笠の類にて蓮葉のさまに製したるよりいふ名なるべくおもはるゝなり

太平記[師直以下被誅事]云執事兄弟武庫川ヲ渡テ小堤ノ上ヲ過ケル時三浦八郎左衞門ガ中間二人走寄テ此ナル遁世者ノ顏ヲ藏スハ何者ゾ其笠ヌゲトテ執事ノ著ラレタル蓮葉笠ヲ引切テ捨ルニホウカムリハヅレテ片顏ノ少シ見エタルヲ云々

〇和歌

萬葉集卷第十一

寄物陳思歌　三百二首之內

君之服三笠之山爾居雲乃立者繼流戀爲鴨

吾背子之使乎待跡笠毛不著出乍其見之雨落久爾

笠無登人爾者言手雨乍見留之君我容儀志所念

寄草喩思　四首之內

三島菅未苗在時待者不著也將成三島菅笠

又卷第十二

寄物陳思歌　百五十首之內

皆人之笠爾縫云有間菅在而後爾毛相等曾念

問答歌　三十六首之內

久堅乃雨零日乎我門爾蓑笠不蒙而來有人哉誰

悲別歌

草陰之荒藺之崎乃笠島乎見乍可君之山道超良無

古今六帖

かさ

かきつばたさらぬの菅を笠に縫ひ　きん日を待と年ぞへにける

おしてるやなには菅笠おきふしに　後は誰きん笠ならなくに

我せ子が袖をたのみてまのの浦の　小菅の笠をきずてきにけり

元久元年十月內大臣家歌合

五番　左　上總公

しぐるれば菅の小笠も水もれて　遠の旅人ぬれやしぬらん

堀川院御時百首　權大納言公實

ますげなき笠のかりてのわざみのを

路東ニ見物良久而前陳來無ニ他 供奉ニ只駈僧也 平笠織生指貫云々

古今著聞集（蹴鞠部）云法師はまた平笠をきたる程のこゝろにて候ひつるぞと申ける

竹笠

笠てふ物品々有りなかにいと古きは竹笠なるべしすなはち今に有所のものにして古くも替りたる事有るべからず只竹をもて製したる笠なりこれ笠てふもののはじめにして令義解延喜式にもその名見えたり神代紀に所謂青草を結束て蓑笠とすと有れどこれは其時にはかの事なれば有あふ青草をかりつかねてみの笠の替りに杰たるのみにて常に用ふる爲に製したるにはあらざるなり其外諸書に笠とのみ見えたるはかならず竹笠なるべくおもはる

古今著聞集（博奕部）云 後鳥羽院の 御時伊豫の國大寺の島といふところに天竺の冠者といふもの有けり云々かの冠者あかとり染の水干に夏毛のむかばきをはきて重籐の弓にのやおひて竹笠をきたりけり

曾我物語（おくのいかりの條）云伊藤が嫡子河津三郎ぞ來たりけるおもしろくぞ出立たる秋の野すり出したるあひ／＼に曳柿したる直垂にまだらのむかばきすそたかやかにはきなしつるのもと白にてはいたる杰らごしらへの杰らやはず高におひなしせんだむとうの弓のまんなかとり萠黄うら打たる竹笠木がらしに吹そらせさびつき毛の五寸ばかりなるが尾髮あくまでちゞみたるになし地にまきたる白ふくりんの鞍にれんじやく杰りがいの山吹色なるをかけふくみくつわに紺の手綱入れてぞ乘たりける

又（祐經を討んとせし條）云十郎がその日の出立にはもえぎ匂ひのうら打たる竹笠むら千鳥の直垂に夏毛の行縢はき深くひつこうで云々五郎がその日の裝束には薄紅にて裏打たるひやうもんの竹笠まぶかにきてからさいみに蝶を三ッ四ッ所々につけたるひたゝれに云々杰ゝこそ三かしら出來たりけれこれはいかにと見る所に祐經こそおつすがひておとしけれその日の裝束花やかなりふせんりやうの直垂に大まだらのむかばきにきりうの矢おひふきよせどうの弓のまんなかとり金砂にて裏うちたるうきもんの竹笠あらしに吹なびかせ黑き馬のふとくたくましきに白ふくりんの鞍おきてぞのつたりける

名にて外に變りたるものにあらず但沙石集に高野檜笠といふ名の見えたるはかの詞に高野の明遍僧都云云と有にて紀の國高野の檜木もて製したるより云かよびたるのみ別に製の變れるにはあるべからず

盛衰記(堂上衆軍條)云淨阿彌泣々頸ヲ搔落シ童ガ直垂ニ裹マセテ檜笠ニ引隱シ童相具シ大谷ノ菴室ニ來レリ

沙石集云三井寺の長吏公顯僧正と申せしは顯密の明匠にて道心有る人ときこえければ高野の明遍僧都かの行業おぼつかなくおもはれければ善阿彌陀佛といふ遁世ひじりをかたらひてかの人の行儀を見せらる善阿僧正の坊へ參ず高野檜笠に脛高なる忍衣きて異樣なりけれども云か〴〵と申入たりければ云々

つぼみ笠

つぼみ笠はつぼ笠と同じく女の所用にして文字には壺笠と書くにや新撰六帖の衣笠内府の歌にふりやまぬ雪間の梅のつぼみ笠とよまれたるにても其形大方は云られたり何れにも其笠のつぼやかなるより云か名付しもの成べしまた藻鹽草につぼね笠と有もおなじものなるべし

盛衰記(明雲八條宮人ニ被討條)云越前守信行朝臣近江前司爲清主水正近業ナドノ頸モ此中ニアリ寺ノ長吏八條宮ノ三綱ニ大進法橋行清ト云フ者宮モ討レサセ給ヒヌト聞テ濃墨染ノ衣ニツボミ笠キテ六條河原ニ行テ頸共見巡リケルニ天台座主明雲僧正ノ御首八條宮ノ御頸一所ニゾ懸タリケル

藻鹽草云つぼね笠(つぼね笠きたる女房馬にのり口をひかして西へこそゆけ)

市女笠(つぼさうぞくの笠なりくぼがさともいふ同物也)

市女笠

市女笠は藻鹽草云つぼさうぞくの笠なりくぼ笠ともいふ同物なりとあれば又つぼ笠つぼみ笠などみなおなじ製のものなるべし安齋隨筆に今も大和國芳野に有て安居堂の祭極月十三日なるがこの時はもちふるよしみえたり

平家物語(信連合戰條)云女房の裝束に出立せ給ひて落給ふべうもや候らんと申ければこの儀尤然るべしとて御くじをみたり重ねたる御衣に市女笠をぞ召されける

平笠

平笠も其形狀よりしてかくはとなへしものと見えたり

明月記(寛喜二年條)云八月二十一日午時許出ニ中御門西富小

たゞしく雨かきくれてふりければ鎌倉殿をはじめとして皆々けうを失ひ花やかなりしすがたどもおもひの外にひきかへて千艸のみのすげのを笠かはりはてたるむら雨に袂はしをれすそはぬれ云々

編笠

あみ笠は菅或は藺などをもてあみたるをいふのみ但延喜式にいはゆる帖笠(タヽミ)も編笠もおなじものならんとおもはる然れば編笠はいと古き物なり

延喜式(神祇三年一請二雜物一)云大笠二蓋楊筥六合簀四十枚蓑百十四領帖笠(タヽミ)九十八枚馬蓑十六領駕女料蠛蓑九十八枚輿長已下料請二內藏寮一

盛衰記(佐々木馬取下向條)云脛巾アミ笠ヲ着腰ノ刀ニ太刀カツギテ云々

判官物語(關東より勸修坊をめさるゝ條)云去年十二月二十四日の夜うち更て日頃は千騎萬騎を引具してこそおはしまし候に侍一人をだにもぐせず腹巻ばかりは太刀はきて編笠といふものうちきて萬事を頼むとておはしたらばいにしへ見ずしらぬ人なりとていかでか一度の慈悲をたれざらむ云々

太平記(相模太郎落行事)云怪シゲナル中間一人ニ太刀持タセテ傳馬ニダニモノラデ破タル草鞋ニ編笠著テソコ共不レ知泣々伊豆ノ御山ヲ尋ネテ足ニ任セテ行タマヒケル云々

北條五代記云宗繁思ふやう果報盡たる人を隱し置て我命をうしなはんよりはとて邦時に討手のむかふよしを語り伊豆の御山の方へ落給へとて五月二十七日の夜半ばかりに鎌倉を忍び出し中間一人に太刀もたせ編笠草鞋にて足にまかせてゆき給ふ

杉笠

杉笠はたゞ杉板もて製したるよりしかいふにて其製に變あるにあらず

續世繼(宇治川瀬の條)云きさきのみやのはじめつかたも宇治の御幸あり天皇后宮ひきつゞきていらせ給ひしうるはしき行啓のやうにはあらでかりぎぬにふりう(風流)なして女房の車色々に紅葉のにほひ出して雜士などもみなくるまにのりてなん侍りし先々白河院の御時はざうしはみな馬に乘てすぎ笠たゞの笠などきていくらともなくこそつゞきて侍りしか云々

檜笠

檜笠も杉笠とおなじく檜木もて製せしよりしていふ

令義解軍防云蘭帽一枚云々
延喜式監物云年領所請馬蓑十領蘭笠十枚並官人料登美蓑八領云々
今昔物語東國人過花山院御門無禮語云年三十バカリノ男ノ鬚黒ク鬢ツキヨキ顔少面長ニ色白ク形ツキヅキシ綾藺笠ノ下ヨリ見ユル顔ゲニヨキモノト見エテ魂有ゲニ覺ユ云云
又平維茂討藤原諸任語云余五ガ其日ノ出立ニハ襖ニヤマブキ色ノ衣ヲ着夏毛ノムカバキヲフミ綾藺笠ヲ着征矢三十筋ニ雁俣二ツ並タル胡簶ヲ負テ云々
宇治拾遺物語信濃國つくまの湯觀音沐浴條云とし三十ばかりのをとこのひげくろきがあや藺笠きてふしぐろなるやなぐひ革ふきたる弓もちて云々
西行談抄云上の句平懐なれどもかやうによきうたも有但うたによるべし大かたは上下の句首尾相かなひて候其風體一體なるべき上下不相叶はたとへば鷹狩の野にて肴をたかつきにゑたるやうなる事なり所にゑたがへばあやゐ笠のはにかい置てうりなすびをさかなにするなり
梅松論云少貳頼尙は旗の横紙にあやゐ笠を付たりこれは御眷屬御靈影向ありて蟬口に御座の故に昔より當家の庭訓なり
太平記田樂事云法師八人薄化粧ノ金黒ニテ色々ノ花鳥ヲ織盡シタル水干ニ銀ノ亂紋打タル下濃ノ袴ニ下結シテ拍子ヲ打アヤヰ笠ヲ傾ケ西ノ樂屋ヨリキラメキ渡テ出タル云々

菅笠

菅笠は菅もて編みたる笠をいふなり延喜式の太神宮裝束に菅笠二枚と有これものにみえたるはじめなり但こゝにいふ菅笠はいかなる製にかいまだ詳ならず長曆二年内官送官府に菅大笠二枚と有は傘なるを猶こゝにも二枚とあれば延喜式に見ゆるも傘にやとおもはるれどもこれはまたくたゞの笠なるべし太平記曾我物語等にみえたる菅笠は今の世に用ふる菅の編笠なる事はその文義にても知られたり
延喜式神祇太神宮裝束云紫扇二枚菅笠二枚云々
太平記阿新殿事云遙々ト佐渡國ヘゾ下リケル路遠ケレドモ乘ルベキ馬モナケレバハキモナラハヌ草鞋ニ菅ノ小笠ヲ傾ケテ露ワクル越路ノ旅云々
曾我物語淺間御狩條云にはかにかきくもりなるかみおび

彦命之後也

文德實錄云齊衡二年八月宇自可臣武雄改ニ姓笠朝臣一

三代實錄清和天皇貞觀六年八月右京人宇自可臣吉人賜ニ姓笠朝臣一彦狹島命之後也

又陽成天皇云元慶元年十二月右京人宇自可臣秋田等男女十四人賜ニ姓笠朝臣一彦狹島命之後也

又同上云元慶三年十月左京人印南野臣宗雄男三人女一人妹一人賜ニ笠朝臣一其先出レ自ニ吉備武彦命一也宗雄自言吉備武彦命第二男御友別命十一世孫人上天平神護元年取ニ居地之名一賜ニ印南野臣姓一第三男鴨別神是笠朝臣之祖也

姓氏錄云右京皇別笠朝臣孝靈天皇皇子稚武彦命後也應神天皇巡ニ幸吉備國一登ニ加佐米山一之時飄風吹ニ放御笠一天皇怪之鴨別命言神祇欲レ奉ニ天皇一故其狀爾天皇欲レ知ニ其眞僞一令レ獵ニ其山一所レ得甚多天皇大悦賜ニ名賀佐一

又云笠臣笠朝臣同祖稚武彦命孫鴨別命之後也

和名鈔行旅具云笠毛詩注云笠力執反和名加佐所ニ以禦一レ雨也

大鏡云冷泉院の南院におはしましゝ時燒亡ありし夜御とぶらひにまゐり給へりし有樣こそふしぎにさぶらひしか御親の院は御車にて二條町尻の辻に立せ給へりこの院は花山院御馬にていたゞきにかゞみ入たる笠顯光になりていづこにおはします〳〵と御身づからことに尋ね申させ給へり

長秋記云元永二年九月四日卯時趣ニ神崎一云々午後風雨相交如レ忘ニ東西一人々皆濕ニ衣裳一下官着ニ用蓑笠一酉時着ニ樣田社一先奉幣以供養

盛衰記巴關東下向條云何トカ思ヒケン甲ヲ脱ギ長ニ餘ル黑髮ヲ後ヘサット打越テ額ニ天冠ヲ當テ白打出ノ笠ヲ着テ眉目モ形モ優ナリケリ

判官物語判官北國落の條云白き大口けんもんしやのひたゝれをきせ奉りあやのはゞきにわらんづはかせ奉る袴のくゝりたかくゆひしらうちでのかさをきせたてまつる云々

藺笠　綾藺笠

藺笠は藺にて編みたる笠をいふなり綾藺笠といふは或は唐の字或は玉の字をかうむらするなどおなじことにてほめていふものなるべくおもはる但形狀は山岡妙阿彌が類聚名物考に安多武久路を引てくはしくいひたるにて大かたはしられたり

まりしよし（古今原始）みえたれども家書に笠字有からは漢に濫觴せんことは疑はしき事なりさて今は大かたいやしきものゝみかむりて堂上公卿の人々は笠をもちひらるゝ事のなきは口をしきことなりすでに天長十年九月天皇幸栗栖野遊獵右大臣清原眞人夏野在御輿前勅令着笠（續日本紀）とみえまた建仁元年熊野御幸記に風雨之間路窄不及取笠着蓑と定家卿も記されたるをあはせ考ふれば今の世のごとく賤者のみもちふるものにはあらで堂上の衆も野遊旅行などには所用ありしものとみえたり

古事記（皇孫天降段）云於是詔之此地者向韓國眞來通笠沙御崎而朝日之直刺國夕日之日照國也

又（孝靈天皇段）云故此大吉備津日子命者（吉備上道臣之祖也）次若日子建吉備津日子命者（吉備下道臣笠臣祖也）

日本書紀（神代一書）云宜急適於底根之國乃共逐降去于時霖也素戔嗚尊結束青草以爲笠蓑而乞宿於衆神曰汝是躬行濁惡而見逐謫者

又（同上）云既而皇孫遊行之狀也者則自槵日二上天浮橋立於浮渚在平處而膂宍之空國自頓丘覓國行去到於吾長屋笠狹之碕

又（同上）云宜領八十萬神永爲皇孫奉護乃使還降之卽以紀伊國忌部遠祖手置帆負神定爲作笠者云々

又（應神天皇紀）云以波區藝縣封御友別弟鴨別是笠臣之始祖也

又（仁德天皇紀）云於是笠臣祖縣守爲人勇捍强力云々

又（孝德天皇紀）云吉備笠臣垂云々

又（齊明天皇紀）云元年夏五月庚午朔空中有乘龍者貌似唐人著青油笠而自葛城嶺馳隱膽駒山云々

又（天智天皇紀）云笠臣諸石云々

又（天武天皇紀）云十三年十一月戊申朔笠臣賜姓曰朝臣云々

續日本紀（稱德天皇紀）云天平神護元年六月笠臣氣多麻呂賜姓朝臣

又（同上）云天平神護二年十月備前國人三財部毘登方麻呂等九烟賜姓笠臣

日本後紀（淳和天皇紀）云天長十年九月天皇幸栗栖野遊獵右大臣清原眞人夏野在御輿前勅令着笠云々

續日本後紀（仁明天皇紀）云承和三年三月飛驒國人三尾臣永主同姓息長等賜姓笠朝臣貫附右京五條永主稚武

古今要覽稿卷第二百十

●器財部

かさ　笠

かさは今も尋常に有る所の竹或は草などにてあみたるものにしてふるくも替りたることなし始めてものにみえたるは素盞嗚尊結ニ束青草一以爲ニ笠蓑一（神代卷）とみえしこれすなはち笠てふものゝはじめにしていともふるきもの也かつ雨雪をしのがんにはかならずなくてならぬものなればこそ大物主神の出雲國にいははれ給ふ時に以ニ紀伊國忌部遠祖手置帆負神一定爲ニ作レ笠者一（同上）とみえしかかくて今にたゆることなく貴賤時にあたつて用をなさしむるものなればその世々につけ人々のこゝろ〳〵にまかせて或は松笠竹笠檜笠桔梗笠つぼ笠平笠菅笠など製し出す事とさへなりぬまた鎌倉の頃となりては犬追物笠懸流鏑馬などいふ事專ら行はれて人々裝束出立に心をこめておもひおもひにさうぞきて出る事なればはて〳〵は裏打たる笠などさへ出來てこがね或は白銀またはしら打出など花やきたるものも種々いできにけりしかのみならず綾藺笠は軍陣にさへ用ふるものにて其製によりては雨雪をしのぐ料のみにもあらずかへつて傘よりも其用をなすことはまさるべきものなるをや傘はもと皇國に出來はじめたるものにもあらずしてあだし國よりもて渡りこしものゝいつとなく皇國にひろごりて後には尊卑のけぢめもなく用ふるものとはなりたるなりおもふに傘の皇國に渡りしは欽明天皇十三年冬十月百濟王云々幡蓋若干卷（日本書紀）とみえたるこのごろ渡りはじめしものならむされぱいにしへは蓋繖の外は今普通に有る所の如きものはあらずしてまたく雨雪をしのぐべき料にはならぬものなるべし其故はみなきぬをもてはりたれば今のごとく紙をもてはることはなかりしなりたま〳〵は菅にて製せし事も有とみえたれどそれもまた延喜式にいはゆる菅繖にしてさらに尋常に用ふべきものにもあらず笠はもとより雨雪を凌ぐ料につくりしものにして殊に皇國におこりて今の世にも普くもてはやすものなればいともめでたきものならずや西土にても漢の高祖にはじ

編修兼校正　岡村尙謙平遜
校正兼圖畫　葦名隆吉平盛榮
校正兼淨寫　兒山諦之助平紀言
　　　　　　伊庭熊作源秀正
校正兼鈔錄　橋本太刀允藤原好春
校正兼淨寫　小林好太郎源直溫
校正兼圖畫　屋代次郎源通賢
編修兼校正　池野貞一郎源好謙
編修兼圖畫　志村愛助平知孝
編修兼淨寫　大河戸晋平藤原儀成
編修兼圖畫　岩崎源三源常正
總　　判　屋代太郞源弘賢

夏かあらぬか庭のまつかせ

壬生集

打はらふ扇の風のほどなきに
思ひこめたる萩の音哉

山家集

心ざす事有て扇を佛にまゐらせけるに新院より給はりけるに女房承りてつゝみ紙にかき付られける

ありがたみ法にあふぎの風なれや
心のちりを拂ふとぞ思ふ

夫木和歌集卷第九夏部三

扇　隆信朝臣

六百番歌合扇

うたゝねに扇をならすとこの上の
月と風とは秋のものかは　寂蓮法師

同

うらみても散にし花を尋ねばや
扇ぞ風のやどり成ける　大藏卿有家卿

同

雪の色の夏も消えせぬかひやこれ
扇の風の秋よりもげに　正三位季經卿

同

袖のうちになかばかくるゝ扇こそ
まだ出やらぬ月とみえけれ　惠慶法師

家集夏歌

あかねさすあをみなづきの日をいたみ
扇の手風ぬるくもある哉　和泉式部

家集

白露とおきまどはせる秋くとも
のりに扇の風はこと也

この歌みな月の晦日がたに六波羅の說經聞にまかる人の扇を取かへてやるとてと云々

四季百首夏歌　民部卿爲家卿

たびまくら白ろき扇の月影も
なれてくやしき形み成けり　同

建久元年百首歌

うつり香の身に白むばかりちぎるとて
扇の風の行へ尋ねて　權僧正公朝

六帖題扇

おほあふぎさしかくしてぞおこなひの
ふるきことをば習ひつたへし

龜山殿七百首夏百首

納涼風

扇をもわするばかりに吹風を
秋やゆふべとおもひける哉
吉田前中納言

古今六帖

あふぎ

船出する君にたむくと吹風は
なれて年へし扇なりけり

今はとてこぎつる船のさはりなみ
扇の風はへにもかけなん

かはほりにわがはりこむる涼しさを
思ふがかたの風といとふな

新撰六帖

あふぎ　衣笠内大臣

ひくるれば軒にとびかふかはほりの
扇の風も涼しかりけり
大納言為家

かくれける月にたとへし扇こそ
ふかぬ風をも又をしへけれ
九條三位入道知家

てにならす扇の風はかよへども
草もゆるがずてる日影哉
左京大夫行家

面影を半かくせるさし扇
さても光ぞそふ心ちする
右大辨入道光俊

ひのおものまがりをつけしたをやめの
扇のおともえやは忘るゝ

頼政集

ある女のもとへ山端に月いらんとするほどかき
たる扇をつかはすとて

山のはに入なむとする月影を
我によそへて哀ともみよ

月清集

手にならす夏の扇と思へども
たゞ秋風のすみかなりけり

拾玉集

夕まぐれならす扇の風にこそ
かつ〳〵秋は立はじめけれ

宿涼し扇は秋の夕まぐれ

をしむと聲は立てぬ成るべし

大和物語

よの人のいみける物を我爲に
なしといはぬは誰かうきなり　三條右大臣

圓融院扇合

何なれや扇の風もわぎも子が
衣の袖に秋しきぬれば　右大將大入道殿

天つかぜあふぐともゆめ霧たつな
こはたなばたのおれる錦ぞ　藤原中納言爲光

能宣

草も木も思ふことあらじ萬代は
君が扇の風になびきて

永久四年百首號次郎百首

扇　源朝臣顯仲

常よりも身にも志むかな夕立の
君にあふぎの風のけしきは　藤原朝臣仲實

ふりつみし雪に心のかよへばや
扇の風の涼しかるらん　源朝臣俊頼

神々に心ながさをちかふとも
きゝひらきてぞあふぎ成べき　源朝臣忠房

末ひろく七つほねにてはる扇
やつれにけりなもとの姿に　源朝臣兼昌

手なるれど扇ぞつらきわがせ子が
ますみの色をかくすと思へば　常陸皇后宮女房

とにかくに袂すゞしく成行くは
扇の風に秋やたつらむ　大進六條院女房

てなれける主は志らねど紫の
あふぎの風のなつかしきかな

殘暑　同

白露とあらそひながらけふも又（猶）
扇はえこそおかれざりけれ

藤原資隆朝臣しほゆあみに淡路の方へまかりけるに扇つかはしける中に繪もかゝぬ扇のかたづまにかき付侍りける

前左兵衛督惟方

かへりきてとふ人あらばみす計
ゑじまを是にうつせとぞ思ふ

又卷第十二戀歌

八月ばかりにまうできたりける歌人の竹の葉に露置たるかたかいたる扇をおとして侍りけるをほどへてかへしつかはすとて

和泉式部

しのゝめにおきてわかれし人よりも
久しくとまる竹のはの露

新千載和歌集卷第二春歌下

硯のふたに散たる花を入れてさくらの扇にかきて瑒子内親王につかはしける

瓊子内親王

ひとりのみながむる宿にちる花を
扇の風のつてにだにみよ

返し山ぶきの扇にかきて

瑒子内親王

吹まよふ扇の風のつてにこそ
いはでかひある色もみえけれ

又卷第七離別歌

上野に式部が下るに宮より扇給はせける中にかりやに旅ゐのかたあるところにかきつけ侍ける

法性寺入道前太政大臣

草まくら旅のやどりの露けくば
拂ふばかりの風もふかなん

宗于集

そへてやる扇の風も心あらば
思はん人の手をなはなれそ

貫之集

あふげどもつきせぬ風は君が爲
我心ざすあふぎなりけり

小大君集

扇のぬひものしたるをもたせ給てこれみよとおほせられて給はせたるに郭公の卯の花くひて行かたありたゝにやはとて

かきねいづるたよりにくへるうの花を

天祿四年五月二十一日圓融院のみかど一品宮にわたらせ給てらんごとらせ給ひけるにまけわざを七月七日にかの宮より內の大ばん所に奉られける扇にはられて侍りけるうすものにをりつけて侍りける

中　務

天の河かはせ凉しき七夕に
扇の風を猶やかさまし

元　輔

天の河扇の風に霧はれて
空すみわたるかさゝぎのはし

又卷第十八同賀

題しらず　よみ人しらず

夏は扇冬は火桶に身をなして
つれなき人に寄もつかばや

後拾遺和歌集卷第八離別

三月ばかりにちくごの守藤原爲正國に下り侍りけるにあふぎ給はすとてふぢの枝つくりたるにむすび付て侍りける

選子內親王

行春に共に立ぬる舟道を
いのりかけたる藤なみの花

又卷第二十釋教

太皇太后宮東三條に渡り給ひたりける頃その御臺に宇治の前太政大臣の扇の侍けるにかき付侍ける

伊勢大輔

つもるらんちりをもいかで拂はまし
法に扇の風のうれしさ

新古今和歌集卷三夏歌

延喜御時月次の屏風に

壬生忠岑

夏はつる扇と秋の白露と
いづれか先に置んとすらん

又卷第九離別歌

つくしへまかりける女に月いだしたるあふぎをつかはすとて

讀人しらず

都をば心の空に出ぬとも
月見んたびにおもひおこせよ

玉葉和歌集卷第八旅歌

軒一而結睇覺二浮氛之盡捲一方二是炎威一促息喝心糾纏鬱二暑風之清佳一謝二水汗之如レ濺冰盤入レ谷ニ醴井出レ欣欣二坐甑之可レ逃揆二陰山之不レ遠禁二束帶之狂叫一眷二禮文之游衍一來二故人一而容與何酷史之不レ翦若乃金德吹噓桐井葉戰動二明河之涼思一括二霜砧之夕薦一當二是時一ニ也班女攬二棄捐之悲一桓公興二搖落之感一因二歲序之異スルニレ宜ヲ致二懷袖之聚散一ヲ顧二斯扇之內美一ヲ曾操舍レ之不レ變嗚呼噫嚱有三恒懷二於魯叟一達節守二於曹臧一諒二蹇心之耻眩一察二貞士之幽芳一隨二卷舒一而操レ素賤二浮情之易レ涼懷二斯人一而不レ寐思二此迹一以徜徉韜二清風於篋笥一曰舍レ之而則藏

摺扇賦　明楊　循　吉

當二溽暑之蒸鬱一咸浹レ背而汗流雖二四海之遍爾一在二江南一而爲レ尤況城郭之逼側復塵土之飛浮思二清風一以如レ渴畏二重絺一ヲ而若レ仇於二斯時一ニ也吾無二廣堂大廈高亭曲榭一披レ襟尙阻散髮未レ暇與維二水鏡之懸一心繫二冰壺之桂一荷陰點々而遙隔二重湖一竹影蕭々而遠違二僧舍一使三吾局二束乎放逸之懷一偃二蹇乎坌濁之狀一恨二八溟而猶隘一嗟二六合其非一ヲ曠於レ時ニ則有二祛レ炎雅製却レ暑芳姿一昔日之班姬所レ詠往年之逸少曾持斂レ之不レ盈二於把一圓也有レ中二乎規一出レ袂而輕飈自動拂レ膺而涼飀允宜レ觀其皓繭裁レ容素藤張レ面灑二金星一以作レ飾削二牙釘一而爲レ鍵紫檀櫼々而板胳無レ痕玄珠團々而蔕垂如レ旋爾乃寒颸來歡熾威亡レ酷偏宜二掌握之擕一豈用二僮奴之撲一兼二鄰座一而颼々及二旁賓一而簌々快哉何爽甚矣其樂然而先生方且撫レ髀三歎仰レ屋長吁吾適二於此一有二熱者一乎蓋三邊多二重鎧之甲士一而四野足二赤背之農夫一也

萬葉集卷第九 雜歌

獻二忍壁皇子一歌一首 詠二仙人形一

常之陪爾夏冬往哉裘扇不放山住人（トコシヘニナツフユユクヤカハゴロモアフギハナタズヤマニスムヒト）

後撰和歌集卷第十四 戀歌六

人をいひわづらひてこと人にあひ侍てのちいかがありけんはじめの人に思ひかへりてほどへてければふみはやらずしてあふぎに高砂のかたかきたるにつけてつかはしける　源　庶　明　朝　臣

さをじかの妻なき戀をたかさごの
尾上の小松聞もいれなん

拾遺和歌集卷第十七 雜秋

情且蔚其文寧以自耀布其彩非其競照象舞羽於舜階異總于於周廟輝映皇居間列綺疏來若鱗萃去如翼舒指北辰之期可久待南面不替其初故先君而出待朝而畢合儀不爽其疾徐舒布亦獲其疎密前拂瑞氣傍臨旭日永效用於君前願竭盡其微質矣

紈扇賦　元　趙　孟　頫

炎暑時至陽烏怒飛金石爲流白汗沾衣候吹纖條延爽南扉玉枕徒設桃笙安施旁皇躑躅不知所爲於是裂輕紈兮似雪製圓扇兮如月光搖懷袖涼生毛髮起遐想於青蘋引淸飈於天末蕭然襟帶淒其絺葛醒人肌骨炎歊如脫須臾或離中腸爲熱殆造物者欲解民之慍假人力以爲之不然豈天時之可奪也復有題詩欣賞因書奇絕障輕塵以寄恨揚仁風而言別或畫乘鸞之女或誤成蠅之筆白羽襳縰而自媿蒲葵比方而知劣及乎南氣應厥民夷玉露降兮百草金風生兮桂枝羅衣重拂秋蘭復菲孤螢冷照寒蛩暗啼棄捐篋笥綢繆網絲班姬形中道之怨江淹賦零落之詩嗟夫用舍有時出處有宜惟人亦爾於物奚疑彼狐貉之御冬豈當暑而亦悲荷行藏之任道願竢時乎安之伊聖賢其不可見兮之二人又何知

彩扇賦有序　明　楊　愼

江文通有彩扇賦首尾衡決訛升復多夏日枕痾稍爲補正

青陽謝兮朱明臨度槐景兮際梅霖日車亭午風柯不吟纖綺在御輕羽重尋或蒲葵兮紈素又紫紺兮綠沉空青生峨嵋之陽雌黃出嶓冢之陰金膏詒河伯之渚碧髓挺青蛉之岑竹染湘妃之淚紙擣蔡倫之砧合爲綵扇翳君瑤琴瑤琴兮青琴知音兮賞音解明星兮蕊珮銜半月兮蘭襟墮馬龍梁家之髻含曠捧西子之心銷獨愁兮片玉恡一笑兮千金怨蘊隆之赫々忘逝景之駸々願鼓幽蘭兮白雪情寄山高兮山深

白扇賦有序　明　徐　獻　忠

客有遺予白團扇者曰願乞一言終身誦之因授語於侍史綴爲小賦

伊春蠶之繭絲蒙湘山之竹箭集工巧之末技裁合歡之團扇絢光采之陸離奪玉人之雙瞼渺胎仙之沖漢修羽翮之迴轉皎桂月之夜流藹蘭堂之秋面竚風

女兮錦衣促織兮始鳴秋蛾兮載飛識桂葉之就罷知蘭葉之行衰願解佩而捐玦指黃墟而先歸重曰碧臺寂兮無人蔓丹草與朱塵度俄然如一代經半景若九春命幸得爲綵扇兮出入玉帶與綺紳

畫桐華鳳扇賦有序　唐李德裕

成都夾岷江磯岸多植紫桐每至春暮有靈禽五色小於玄鳥來集桐華以飮朝露及華落則煙飛雨散不知其所往有名工繢於素扇以賚稚子余因作小賦書於扇上

桐始華兮緣江曙粲鮮葩兮浥淸露樹曄々兮霞舒鳥爛々兮星布彼嘉桐兮貞且猗當春暮兮英葳蕤豈鵷雛兮珍族久棲託乎瓊枝彼零露兮甘且白涵曉月兮灑鮮澤豈靑鳥之靈儔常飮吮兮玉液有嘉穀而不啄有喬松而不適獨美露而愛桐非人間之羽翮逮華落而春歸忽雨散而川寂悵丹穴之何遠相瑤池而已隔爰有妙工圖其麗容宛々兮若餐珠於芳蕊飄々兮疑振翠於光風感班姬之素扇空皎潔兮如霜亦有美人增華黠絢雀伺蟬而輕鶩女乘鸞而微盼末若繢玆鳥於珍箑動涼風於羅薦非欲發長袂之淸香掩短歌之孤嚬庶玉女之提携列崑墟之玄讌乃爲歌曰東風晚兮芳節闌敷紫華兮蔭碧湍美斯鳥乎類鵷鸞具體微兮容色丹彼飛翔於霄漢此藻繪於冰紈雖淸秋之已至常愛玩而忘餐

翟扇賦以輝列崇殿明照初日爲韻　唐郭遵

前王之立制也取象於明翬森然如六翮之布煥乎分五彩之輝其位也夾輔於皇極其用也咫尺於天威故歷代奉之而不替我后行之而不違若夫朝彥晨趨天仗宿設分鴛鷺而式斜儼貔貅而成列視容具瞻誠意咸竭司儀克仰之以取則對敭必候之以爲節禮斯恭敬斯崇倏傳詔而初合知大君之居中俄承命而復啓見天顏之在空謂儀鳳於煙閣若飛龍於霞宮列丹楹之左右分玉扆於西東爛兮方照其朝景颯然如度其薰風光彩絢練羽儀廣殿接鈞天以成形洎億兆而咸見高其中也如捧聖日於雲霄散而行也似扇皇風於寓縣當合朝之滿盈闢凝旒於穆淸無謂其求進也所以應時而至待命而行無謂其速退也示不敢蔽人之望掩君之明既進退而有則在行止而何

有他技一主於淸不以時改不以人更故其閱寵辱傲升黜玩世不矜也久矣且夫涼風八月庭樹始衰風慘肅而中人霜凄厲而侵帷雁橫空而唳怨蛩入戶而吟悲斯固見疏而遺棄矣而又閉塞成冬天地寥閴林狂號於枯梢野凄絕於行跡層冰峨而截肪崇雪縞以薦璧累裀複席叢燠疊密庭熾鱗履褥翠舄擁腋白之萬金宴驃黃之千石燕姬溫座而吹笙趙女緩歌而鼓瑟於斯時也敗鸞塵掩斷篋網積過目起憎推去如隙而彼亦不自以爲戚及夫蕤賓屈節暄老炎繼山蒸火雲空走赤帝熾六合之熇々焦萬狀之靡々鱗投淵而煩呀鳥棲谷而喝死肅涼臺之弘敞汗流喘以竟趾恨蓬萊之難濟疑洞庭之猶沸桃笙無功蕉簟失味冰壺不足以溉吻雪貌不得以近體於斯時也提攜左右昕夕臥起轉輕飈於懷袖捍百毒於蠢蚋手暫停而若失夢已熟而未委愛逾聲色親過父子等飲食以尤切齊璧珠以加美而彼亦不自以爲喜此其爲德豈不近於用之則行舍之則藏不見幾徵於三仕三已者邪嗟夫此世之人進退睢々常非時而攻鑽援秋宇之蟬飛朝乘勢而炙手集權門之輕肥暮失勢而熱中抱戚々而尤悲曾不悟於時命徒窮寐而神疲故夫天地之間有大寒暑般才零落於麥墟周士廢居於瓜土利有得喪之異趣功有成敗之殊塗耕有豐儉藝有棄取李廣數奇於侯封顏駟不遭於好武邵平晩託於青門翁子早歌於樵路慨大化之不齊難強邀而逆拒雖悠々之奚心亦戲覩於所處苟吾初之不變固可俟於千古奈何隕獲匆持顚沛失據彼小人兮何足責顧君子之是懼豈惟物之最靈曾無情之爲愈言未既長飈振空朗日在樹於是劉子一笑而起曰偉哉客之言也書以爲賦

扇上綵畫賦　　梁江淹

臨淄之雅女宋鄭之妙工織素麗於日月傳畫明之綵虹洛陽之伎極江南之巧窮故飾以赤野之玉文以紫山之金空青生峨嵋之陽雌黃出嶓冢之陰丹石發王屋之岫碧髓挺靑蛉之岑粉則南陽鉛澤墨則上黨松心山乃嶄巖鬱嵂路必巘嶮崎嶔馭龍所不遠至賀鳳未之前詩乃雜族以爲此扇爲君翳素女與玉琴玉琴兮散聲素女兮弄情旻天兮舒標暮雲兮含績聰中暖兮露始滴地上凝兮月又明玉琴兮珠徽素

矩制度由於繩墨始顯用於荒蠻終表奇於上國

扇賦　晉傅咸

天道行而不息四節代以相尋背青春之令月踐朱夏於斯今熱融々以太甚孰赫々之可任汗珠隕以外流氣鬱結而內沈庶凱風之自南競淸嘯而啓襟怨微飈之不興恨喬木之無陰搖輕扇之蒻弱手纔動而儘心々取儘於卷握倘何希乎北林下濟億兆上寧侯王是曰安衆淸暑作涼蒙貴幸於斯時無日夜而有忘謂洪恩之可固終靡徹於君旁火星忽以西流悲風起乎金商秋日淒々白露爲霜體歛然以思暖御輕裘於溫房猥棄我其若遺去玉手而潛藏君背故而向新非餘身之無良哀徒勞而靡報獨懷怨於一方

扇賦　晉江逌

惟羽類之攸出生東南之遐嵎育庶族於雲夢散宗儔於具區色非一彩或素或玄肌平理暢瓊澤冰鮮哉之則藏奮之則舉舍之以寒用之以暑制舒疾於一掌引長風乎胸襟蕩煩垢於體外流妙氣於中心

扇賦　唐田鶴

若夫暑氣繇々炎光赫然毒銜心而氣盡汗匯背而珠漣是日何貴茲扇爲先匠者呈巧所重惟素織飛禽而寫妙規曉月以成圓葉隨意出花逐情奸飾金翠而作彩緻膠漆以期堅爾乃題竹流譽贈葵稱美雖見重於人臣未承恩於天子曷若充歲貢隨篋篚比德進賢齊芳獻雉徒倚君側徘徊宮裏揮拂涼來動搖風起逢陽氣而不息遇重陰而暫止心素何所欲常愁歲月馳珠簾秋氣滿羅幌曉風吹中道恩既歇棄捐誰見知

扇賦　元劉詵

劉子坐於山齋於時四月近晦驟暑而雨陰雲伏興風氣襲宇牆穨壁潰浪々徹曙下重箔而猶淸進裌衣而復御顧視前日之扇投委四壁黯然無色若敗軍之士卷甲而狼藉也若已放之女掩袖而不飾也若搖落之木經嚴霜而於邑也於是喟然而顧客曰是何暄涼之速而疎戚之驟寵賤之殊而妍醜之異豈非其無自拔之標而軒輊俯仰皆爲夫人之是制此班姬有感於絕恩而東陽長歌於憔悴也客曰夫理有乘除時有興替睠是物之無情果何識於斯世誠於彼以未變直吾心之異視盍其爲物也非

輕紈留得瘦金書

題扇面　元陳旅

娟々翠袖倚ニ清空ニ一鮮把并刀剪レ雪ヲ風一段寒香吹不レ盡西泠殘月角聲中

倭扇　元貢性之

外蕃巧藝奪ニ天工ヲ一筆底丹靑智莫レ窮好似ニ越裳供ニ翡翠ヲ一也從ニ中國一被ニ仁風ヲ一

題レ扇贈ニ首坐一　明吳會

提來電掣風千里放下雲沈月五更擧似ニ座中三百衆ニ定從ニ何處一有ニ風ノ生ズル一

歷代賦彙卷第八十七

竹扇賦　漢班固

靑々之竹形兆直妙華長竿紛實トシテ翼杳タリ篠叢ニ生於水澤ニ一疾風時々紛蕭颯トシテ削爲ニ扇翣ト一成器良託御ニ於君王ニ一供レ時ニ有ニ度量一異レ好ヲ有ニ圓方一來レ風ヲ堪レ避レ暑ヲ靜夜致ニ清涼ヲ一安レ體ヲ定ムレ神ヲ達ニ消息一百王傳レ之賴ニ功力一壽考康寧累ニ萬億ヲ一

九華扇賦有序　魏曹植

昔我先君常侍得レ幸スルヲ漢ノ桓帝ニ一帝賜ニ尙方扇ヲ一不レ方不レ圓其中結成レ文ヲ名曰ニ九華ト一其辭ニ曰

有ニ神區之名竹一生ニ不周之高岑ニ一對ニ綠水之素波一背ニ玄澗之重深ニ一體虛暢以立レ幹播ニ翠葉ヲ一以成レ林ヲ形五離シ而九折蔑蘉解而縷分ス效ニ虯龍之蜿蜒ニ一法ルニ虹霓之氤氳ニ因レ形ニ致レ好ヲ不レ常ニ厥儀ヲ一方不レ應レ矩圓不レ中レ規ニ隨ニ皓腕ニ一以徐轉發ニ惠風之微寒一時ニ氣淸以方ニ厲トメ紛飄トシテ動兮綺紈一

扇賦　晉張載

有ニ翔レ雲ニ之素鳥一體ニ自然之至潔ヲ一飄ニ縞羽於淸霄ニ一凝ニ妙姿ヲ於白雲ニ一俯濯ニ素於河漢ニ一仰晞ニ光於日月ニ一雙趾蹶而騰虛六翮揮而風厲於レ是ニ傲世公子俶儻踔躒遺レ物ヲ獨出ス樂ニ此天爵ヲ一飛ニ蒲氏之修蟠ニ一縈ニ子余之纖繳一弋ニ翔冥之鶤鷄ヲ一連ニ王子之白鶴ヲ一裁ニ輕翼ヲ一以爲レ扇登ニ淸風ヲ於勁翮ニ一若乃搜レ奇選妙絕色寡ニ雙鵠一質皦鮮玄的ニ點絳一修短雖レ異而光彩齊同故易ニ稱ス可ニ以爲レ儀ト詩ニ美ニ肅々之容ヲ一是ヲ以停レ之如ニ棲鵠一揮レ之如ニ驚鴻一飄纓蕤ニ於軒幌一發レ暉曜ニ於群龍一夫裂素製レ圓剖竹爲レ方五明起ニ於名都ニ一九華興ニ於上京ニ一

扇賦　晉潘尼

夫器有ニ精粗一用有ニ疎密一安衆以レ方爲レ體五明以レ圓爲レ質或託ニ形ヲ於竹素ニ一或取ニ固ヲ於膠漆ニ一方圓應ニ於規

其二

野老詩山剪白雲欲將清吹助南薰不堪便面張京兆却稱能書王右軍

其三

徑尺規圓比雪霜昔人何事恨秋涼珍藏篋笥未爲失更有明年夏日長

其四

武侯白羽揮三軍帳前甲馬生風雲憐君才地亦疎薄幾品書林至夜分

其五

薄似蒲葵質更圓忽疑明月落樽前南堂暑氣生煩濁一座清涼直幾錢

其六

晃白新牋卷線稜刮青織竹纏紅藤可憐子夜書帷下一片圓光得未曾

其七

堂陰壁罅蚊蚊都指揮四面先驅除山翁一夜穩眠睡若或論功誰勝渠

其八

老去將攜只要輕況臨炎暑遠風清兒童愛畫青鸞樣未識山翁質素情

謝鄭閎中惠高麗畫扇　宋黃庭堅

會稽內史三韓扇分送黃門畫省中海外人煙來眼界全勝博物注魚蟲

太白扇頭　金李端甫

巖氷瀾雪謫仙才碧海騎鯨望不回今日霜紈見遺像飄然疑是月中來

題劉才卿湖石扇頭　金元好問

幽澗雲凝雨未乾曲池疎竹共荒寒扇頭喚起西園夢好似熙春閣下看

題陳此山扇　元貫雲石

翠幕低垂護午陰碧綃裏面水痕深東風截斷人間熱勾引清涼養道心

以瓊扇一握奉致黃明府　元范梈

拾得炎州月一團殷勤持贈比琅玕情知已是秋風後留作明年九夏寒

題宋徽宗扇面　元柳貫

瑤池池上萬芙渠孔雀聽經水殿虛扇影已隨鸞影去

崔駙馬宅詠二畫山水扇一　唐梁　鍠

畫扇出二秦樓一誰家贈二列侯一小含吳剡縣輕帶楚楊州揜作山雲ノ暮搖成隴樹ノ秋坐來傳與レ客漢水又迴流

題二竹扇一贈レ別　唐皇甫　冉

湘竹殊ニ堪レ製齊紈且未レ工幸ニ親芳袖ノ日猶帶舊林ノ風掩レ笑歌二筵裏一傳レ書臥二閣中一竟ニ將レ爲二別贈一寧與二合歡一同

扇　明高　啓

皎々復團々何人剪二素紈一驅レ螢ヲ臨二几席一撲レ蝶ヲ近二闌干一似レ月驚二朝見一生レ風變二夏寒一時移當日棄莫レ怨網乘レ鸞

賜扇　明張　位

冠劔聯二鵷鷺一天風滿二建章一寵光臨二白羽一節序屆二朱陽一捧給羅中ノ使新裁總上方傳宣天語近披拂舜薰長不レ向二三秋至一終會什襲藏願言清惠浦盡使二熱中涼一

就二陳常侍一乞二白篁扇一　唐徐　夤

難レ求珍簟過二炎天一遠就金貂乞二月圓一直在二引風一歆二角枕一ヲ且圖二遮日一ヲ上二漁船一但令三織取無二花簟一不レ用挑爲二飲レ露蟬一莫レ道如今時較晚也應ニ留得到二明年一ニ

題二扇頭一　金王　利　賓

輕紗畫二竹雀一ヲ柄短不レ盈レ握著氣正憑陵清風一ニ何邈

德和墨竹扇頭　金元　好　問

靜裏離々新粉動時細々清香明月清風自在紅塵白日何妨

曹得一扇頭

機中秦女仙去月底ノ梅花晚開只見一枝ノ疎影不レ知何處カ香來ル

詠二撤扇一　明宣　宗

湘浦煙霞交レ翠剡谿花雨生レ香掃却ス人間ノ炎暑招回天上ノ清涼

代二董秀才一却レ扇　唐李　商　隱

莫下將二畫扇一出レ帷來上遮掩春山滯二上方一若道團圖是明月此中須下放二桂花一開上

扇　唐司　空　圖

珍重逢レ秋ニ莫二棄捐一依々只仰故人憐有レ時池上遮二殘日一承得霜林幾箇ノ蟬

漳州僧宗要見レ遺二紙扇一每レ扇各書二一詩一ヲ　宋蔡　襄

山僧遺二我ニ白紙扇一ヲ入レ手輕快清風多物無二大小一貴二適用一ヲ何必吳綾與二蜀羅一

古今要覽稿卷第二百九

●器財部 扇

○詩賦并和歌

佩文齋詠物詩選

扇銘 漢傅毅

翩々素圓清風載揚君子ノ玉體賴リ以寧康冬則龍潛夏則鳳舉知レ進ヲ知レ退ヲ隨レ時ニ出處ス

竹扇銘 晉郭清

器由ニ造制一ニ用必以宜摺ニ秀翠林一ニ擬ニ象靈義一清飄來集炎景回施動靜非レ我ニ與レ時推移

竹扇詩 漢班固

供時有ニ度量一異好有ニ團方一來レ風堪レ避レ暑靜夜致ニ清涼一ヲ

與ニ虞記室諸人一詠レ扇 梁何遜

如レ珪信ニ非レ玷學レ月但爲レ輪ヲ機杼蘼蕪ノ妾裁縫篋笥ノ人搖レ風ヲ入ニ素手一占レ曲ヲ掩ニ朱唇一羅袖幸ニ拂拭微芳聊可レ因

破扇 陳許倪

蔽レ日無ニ全影一搖レ風有ニ半涼一不レ堪レ郭ニ巧笑一猶足レ動ニ衣香一ヲ

徐叔度遺ニ紈扇一 元戴良

團々七華ノ扇名在レ制ニ久缺一感君裂ニ紈素一與蒙却煩レ暍入レ手訝レ如レ珪映容疑レ學レ月翫レ之炎氣消シ搖レ之微風發ス却願暑長在無レ使ニ情暫歇一

戲和ニ文潛謝穆父松扇一 宋黃庭堅

猩毛束筆魚網紙松柎織扇清相似動ニ搖懷袖一風雨來想見僧前落ニ松子一張侯哦詩松韻寒六月火雲蒸レ肉山持贈ニ閨人一ニ聊一笑ス不レ須射ニ雉ヲ彀黃ノ間一ニ

題扇 元貢性之

鮫人夜織綃滿機幷刀剪碎光陸離歸來斫斷珊瑚枝製就明月初圓時南州溽暑醉如レ酒朝攜暮攜常ニ在レ手ニ從レ此相親成ニ好友一縱使分違應レ不レ久視融峯頭重回スレ首ヲ

扇 唐李嶠

翟羽舊傳レ名ヲ蒲葵價不レ輕花芳不レ滿レ面羅薄詎障レ聲御レ熱含ニ風細一臨レ秋帶ニ月明一同心如可レ贈持表合歡ノ情

葉の檜を用ひずして杉を用ひたる也

冬扇

餝抄長秋記山槐記康富記桃華蘂葉○檜扇は風を生ずるものにあらざれば冬これを持つことにて蝙蝠扇を夏扇といふに對せる語なり

○正誤

和訓栞云倭扇は檜扇初めなるべし日を仰ぐの訓意に取るなるべし

檜扇は檜の木をもつて作ればなりしかるを日を仰ぐといへるはいかゞ

胡曹抄云親王云々黒半臂打下重浮文表袴有文玉帶自餘同上

平信明曰上の東宮裝束の條に扇赤色泥繪以二濃紫絲一貫レ之とみえたりこゝに扇をのせ給はずして自餘同上とあれば親王朝服の扇も太子と同じ事との給へるなるべし親王の赤き檜扇持給へる事はいにしへにも今にも無き事也皇太子のさへよの抄には見え侍らねど理りに於てさもあるべしと覺ゆるにまして親王の持給へる事ゆめ〳〵あるべからず永慶卿裝束抄に黃櫨染御袍云々御檜扇也以レ紅塗右之分は四方拜小朝拜節會行幸内侍所御神樂等出御の時著御又物具裝束抄花山院右大臣之記也御禮服の條に玉冠大袖小袖云々扇赤色又寬文裝束記に主上御裝束之具とある條下御檜扇色蘇芳と見えたり是みな主上用ひさせ給ふ例なり此外の抄にもまた赤き檜扇の事みえたれどみな御料のにてぞ侍る但次將裝束抄定家卿記賀茂祭の使の條に赤色持てふこと見えたれど是は檜扇の事にはあるべからず常の蝙蝠の事なるべしかはほりには赤きを持つ事臣下にも猶例あるなり清少納言枕草子六月十日にしらら川といふ處にて上達部結緣八講するに上達部殿上人など多く居なみて講を聞給ふ事書きたる所にほそぬりほねなどほねはかはれど唯赤き紙を同じなみに打つかひ持給へるはなでしこのいみじう咲たるにぞよく似たるなどみえたりこゝに親王の持給へる由しるされたるは次將裝束抄などにあるを檜扇の事と覺しめしてのたまへるなるべし

又直衣條云檜扇　杉橫目

平信明曰直衣の時のみならず束帶衣冠などにもみな杉橫目を用ひさせたまふなり

安齋隨筆云横目扇檜扇などの板の木を横板につかひたる事にはあらず橘嘉樹云横目と云ふは正目に對して云ふ也正目は木理眞直に通りたるを云ふ横目と云ふは木理の眞直ならぬ斜なるを云ふなり

名目鈔抄云檜扇衣冠ノ時持レ之禁裏ニテハ女房モ持レ之是ハ顔ヲ掩ハンタメト云ヘリ

和訓栞云宗鄧椿が畫繼に倭扇以ニ松板兩指許ー砌疊亦如ニ摺疊扇ー者其柄以レ銅黶ニ錢環子ー黄絲縧甚精微板上罨ニ畫山川人物松竹花艸ー亦可レ喜とみえたり

大嘗會調度圖所載神御扇



○和歌

續古今和歌集卷第八釋教歌

僧正信憲山階寺別當に成て初めて三十講おこなひ侍りける聽聞に雪のふりけるにまかりて侍りけるに難儀のいできたりけるを增辨法師みすのうちへ是はいかにと尋ねたりければひあふぎのはしにかきて出し侍りける

貞慶法師

古はふみみしかども白雪の
　ふかき道こそあとも覺えね

○釋名

檜扇

源氏物語枕草紙増鏡明月記妙槐記二水記宣胤卿記○あふぎは用ゆるすがたをすぐに名づくるなりこれを作るに檜の木を以てする故に檜扇といふ

檜横目扇

妙槐記山槐記○正目を用ひずして木理の板目を用ひて作る故にいふ

杉横目扇

妙槐記淺深秘抄管見記高倉家記裝束拾要抄桃華蘂

又云色々絲ニテニナ結シテ繪モカヽズ花モ付ケズ可レ然若人若ハ藏人等モ用レ之其後者普通檜扇也若時ハ置物ヲ長ス自ニ中年ニ者一文或可レ依ニ官位ニ或置物ヲセズ白絲ニテニナヲ結垂云々

又云主上春宮常如レ此宿老人ハ無ニ置物ニ閉絲ヲ三四寸許ニ筋引垂宿老人ハ用ニ香檜扇ニ事一説歟

又云束帶之時ハ公卿上官儀式官等ハ用ニ檜扇ニ如レ冬其外者用ニ夏扇ニ歟

雜事抄云御束帶之時は夏冬共に御檜扇板數廿五枚つねの白なり置物の長短は御年齢によるべし又内の御方のごとく蘇芳をも御用なりと云々御直衣（御冠御烏帽子）又御狩衣御小直衣等のとき冬は御檜扇白置物さきのごとし

又云白檜扇板數廿五置物云々御束帶には夏も此檜扇也御直衣以下には夏かうもり扇なり又十五までは杉目の扇を冬も持ち給ふなり

又云横目扇板數廿三枚繪をかくうら蝶小鳥云々色色絲のになを結びて付なり

又云杉を横目にして數廿三枚金物蝶小鳥面には繪をかく裏はだみて蝶鳥をかく色々絲にてになをむすびてさげ又花をむすびてになに付し繪も花も時にしたがふべし是は十五迄に束帶以下に冬用之公卿は年少なり共用ひず常の白檜扇なり親王は十五まで此横目御用有鞠あし馬乘は冬も夏の扇を持つと云々

又云公卿辨少納言以下上官は束帶の時夏も檜扇を用ゆ例也宿老公卿は直衣衣冠にも猶檜扇を夏も持之

内外三時抄云鞠にはいつも夏扇を持つ也云々此道の長老ことに年闌ては檜扇に檀紙を張て指也有レ例かかる振舞はいか樣にも五旬以後の事也仍荒凉に不レ可レ持也

法體裝束抄云檜扇（置物なし絲を垂也又若法師は有ニ置物ニ也夏も晴之時猶ひあふぎなり）

又云裘袋室町殿裝束之内云々御檜あふぎ垂レ絲裝束抄云接家用來ハ盛年ノ時兩方ノ面ニ藤ノ丸ヲ絲ニテシテ押タル檜扇ヲ持ツ又十七八歳ノ比白キ絲ノ閉アマシタルヲ藤ノ房ニ結テ持チ一向十五以前ハ杉ノ横目繪ヲ書キタル蝶鳥ノ蟹目ノ扇也古ハ檜扇ニ公事次第ナド書テ持タルト見タリ

和漢三才圖會云檜扇編ニ檜片廿五枚ニ作之官家每用之如ニ弱冠ニ則以ニ白紙ニ緘之其絲餘端爲ニ藤花形ニ如ニ束帶時ニ雖ニ夏月ニ令レ持之

して置きたるは五重は同風情なり
諸問抄云檜扇事大臣於ニ員數ー常如ニ公卿ー廿五枚也但大ニ長ク候
越前守助成記云扇は檜扇なり板數十六枚付レ花さげの絲色々なり
高倉家記云すぎをよこめにして數廿三枚金物蝶小鳥面には繪をかくうらはたゝみてゝふとりをかく色色の絲にてになをむすびさし又花を結びてになに付也ゑも時にしたがふべし
宣守僧正記云袍幷狩襖時御兒モ持ニ檜扇ー六位ノ扇廿三橋也十五歲以前ノ人ハアヤ杉扇ヲ持タセ綾杉トハクロキ杉ノ木ニテ作ル也
裝束拾要抄云々扇云々冬ハ杉横目泥箔ノ散タル繪書キタルヲ持ツ也
桃華蘂葉云檜扇は廿五枚若年の時は白絲にてとぢて絲の餘りにて藤のはなを置物にしてかなめより上二三寸程持つところを殘すべし是は中納言中將十七八歲の大納言大臣などの時持つべし宿德の大臣などの時は藤の丸を絲にてはく（箔）して兩方の面に押す也束帶の時は夏も檜扇を持つなり

又云十五歲以前は杉の横目のあふぎあはびむすびにして梅の花などを結び付て扇に付也
又云十五歲以前は杉の横目の扇繪は松鶴龜など祝物をかく裏のかたは蝶小鳥を書き色々の絲にて是をとぢて絲のあまりをあはびむすびにして梅の散花などを結びつけて扇にまきて持つなりかなめは蝶鳥をかねにて打て用之十六歲の時分までもゆるし用ゆるくるしからず
又云衣冠直衣樣の時極熱にも蝙蝠の扇も子細なし老者は猶冬の扇をもつべし
眞俗雜記云賜レ扇事問何答弘長二年二月一日爲ニ尺迦堂修二月ー勤仕申ニ檜扇事御所ー以ニ良圓ー賜ニ檜扇ー仰云是僧綱扇也且不レ成ニ僧綱ー先非也
式目鈔云公卿以上扇重數廿五四位以下者廿三於ニ上官儀式官ニ者用ニ廿五重ー十五以上杉目有ニ繪金物ー色々絲ニテニナナ結垂但依レ官歟
又云主上春宮云々御檜扇有ニ金物ー御束帶之時蘇芳有ニ金物ー六位藏人ハ至ニ廿餘ー杉目ヲ可レ用也於レ重ハ貴賤不レ依ニ年齡ー可レ用ニ杉目ー也或曰檜扇ヲ云近代多用之

圖二鶴松龜一以二村濃絲之垂一々結二松枝一付之鹿ノ目蝶
小鳥以レ銀造之
山槐記云寂雲七條河原房若公裝束二重織物雁衣帖紙
薄樣扇檜扇書レ繪
又云右大辨定長宰相也始着二直衣一出仕來二予亭一着二薄色
奴袴一不レ持レ扇持二冬扇一
又云兼宗參內龜裏二山吹衣 袖薄色衣紅單半色奴 袴檜
横目扇
又云紅薄樣二一白單衣小繪横目扇
後愚昧記云直衣之時雖レ夏老者持二檜扇一事奉置本ノマヽ之樣
覺悟爲二何樣一哉云々扇事雖レ夏大老者用二檜扇一之條
先規勿論也者永仁六年七月十七日大臣以後直衣始也
句引ベキ綾指貫持二檜扇一
又云檜扇置物事ナガク可レ有レ之
又云應安七年十二月二十七日爲二御卽位一行二幸官廳一
二位中將云々裝束扇松扇有二置物一長不レ結二仁奈一置之
宣胤卿記云檜扇依二官數一事上卿三十枚殿上人二十五枚歟　同內々御一
獻之時可レ持候歟否事夏冬共用二蝙蝠扇一候無二子細一
候賢問內々儀用二檜扇一候束帶之時夏冬用二檜扇一候衣
時冠用二檜扇一候事又勿論

康富記云中務少輔有レ催之間持レ扇之可レ持二冬扇一之
由雖レ存之當時依レ不二所持一歟扇者一向略云々
管見記云嘉吉三年十二月今日愚息侍從定遠九歲令レ加二首服一杉横目扇骨
數廿三
河海抄云檜扇の兩方のうへ三まいづゝ櫻うすやうに
てつゝみて色々の絲にてとぢてするゑをあはびむすび
にむすびてたれたるなり
仙源抄云みへがさねの扇淸少納言枕草紙になまめか
しき物三重ガサネノ扇五重に成ぬれば餘りアツクテ
ト云々檜扇ノ兩方上三枚ヅヽ、ヲウスヤウニテ包ミ色
色ノ絲ニテトヂテ末ヲアハビ結ニシタル也五ヘモ同
ジ風情也花宴ニ源朧月夜ニ取カヘ給フ扇ハ櫻ノ三重
ガサネ也コキ方ニカスメル月ヲ出シテト有
細流云髮のそがれてすそのひろごりたるをいふ也
孟津抄云髮のすそのてい也みじかき髮に似せたり冬
扇に有二三重五重一
啄花抄云檜扇をうすやうにてつゝむをめりの五重あ
る也
明星抄云檜扇の兩方うへ三重づゝうすやうにてつゝ
みていろ／＼の絲にてとぢてするゑをあはびむすびに

闇ノ仰也

又云公卿宿老之人束帶之時不論夏冬持檜扇直衣之時猶持之

又云保延四二四春日祭宇治丞相上卿束帶香染冬扇

明月記云扇近代檜扇（細面ト云）塗雲母（下塗ニ蠣空）書繪（遠山野之體野筋等五六分許人形）金銅蚊目以村濃（若青白）絲貫之絲末結垂物也

長秋記云齋院幷女房御禊冬扇內殿上人調進祭日藏人所白鎬水扇歸日院殿上人調備扇御禊祭御料御服所調備

又云送舞姫裝束打袖（本ノマヽ）一重合袴一腰桐竹泥繪扇一枚云々

又云保延元年四月十八日賀茂祭云々笏火扇餝劔

蠻藻屑云檜扇僧綱公卿二十五橋殿上人二十三橋

妙槐記云香染扇事故花山院右大臣（先公也）三位中將之時被參院之日被用也件香檜扇檜横目ヲ薫テ被用也若壯年ノ人栢横目ヲバ不持シテ檜横目ヲ欲持之中間可持件香扇歟

二水記云萬利黃門同着座參進之時持檜扇

又云從今日三箇日被行御懺法巳刻着衣冠（指貫上結檜扇無沙汰）

公親卿記云正嘉元年十月十三日親王御出家臨幸北院（親王卿同車）上皇御裝束云々御指貫御扇（蘇芳泥繪）

吉部秘訓抄云直衣之時夏持檜扇定事也

花內記云接政時扇香扇件扇檜木ヲ香ニ染以白絲閉之被談云香扇者老者所持也

保安四朝記云殿下（忠通）御參香御檜扇

吉記云刑部卿（賴輔布衣持檜扇宿老如此也）

峯記云承久二年十二月五日春宮御袴着（三才）云々自內裏被獻御裝束御直衣御扇檜白泥繪以紺青綠青畫松鶴以濃絲貫之以絲結小松枝付之銀蟹目蝶小鳥寸法頗小云々御扇以檀紙二枚裏之

又云可被具御裝束御扇檜歟紫歟申云代例不慥所見但當例紫畫泥繪歟則自院御方同被獻御裝束（御服所調進之）云々御扇（紫泥繪畫松鶴）

衣笠內府淺深秘抄云宿老人能々我ハト思時杉横目扇持之故實也近代郎八條大相國實行公參公家最勝講時着瑠璃色下襲持此扇其外例多歟雖參議納言我ハト思人不可有其難然者先例多不依官淺深持之歟

又云東宮扇地ハ檜也以白泥是ヲダム以金青綠青

古今要覽稿卷第二百八

●器財部

檜扇　杉横目扇　冬扇

檜扇は檜の木をもつて作りたるなり横目をもつて作るを檜横目扇と(妙槐記 山槐記)いひ杉のよこめにて作るを杉横目扇と(淺深秘抄 管見記)いふこれ私のためにもつにあらずして身を正し容を嚴にする笏にかへて用ゆるなりもと冬は檜扇夏はかはほりの差別あれども檜扇はかく威儀の具なればこの論なく束帶直衣にはかならずこれを持つことと定りなり(後愚昧記 吉部秘訓抄)かたちは檜板をかさねて表には松鶴裏は蝶小鳥の類を紺青或は緑青もてゑがく(峯記 桃華蘂葉)その板の數二十五枚(和漢三才圖會)官位によりて廿三(式目抄)或は三十枚(宣胤卿記)なるよしこれをとむるにかのめ(目眼)を以てしてのべちゞみのために上を色々の絲にてとぢそのあまりをあはびむすびにして梅花松枝の類を結びつけこれを用ゆるは君前にて物を指し人を招きなどするためなりいまは束帶直衣等にも末廣中啓の類を用ひて檜扇を用ひず扨此器のはじまりしはたしかに所見なけれども古よりありしことは疑なし續日本紀に檳榔扇などいふことみえたりこれらの形圓なれば古はみな團扇にしてそののち檜扇は初りたるか和訓栞に宋鄧椿が畫繼を引て倭扇ゑかく〳〵と檜扇のさまをのぶること見えたればこの制吾朝に初りて西土にも傳はりし事ゑられたり

源氏物語(花宴)云かのゑるしの扇はさくらのみへがさねにてこきかたにかすめる月をかきて云々

又(若菜下)云またあさすゞみの程にわたり給はんとてとくおき給ふよべのかはほりをおとしてこれは風ぬるくこそありけれとて御あふぎおき給て云々(細流ニ檜扇なるべし)

又(手習)云いまめきたるかたちのかみは五へのあふぎをひろげたるやうに云々

枕草紙云五葉の枝につけたる三重がさねのあふぎいつへはあまりあつくなりてもとなどにくげなり

增鏡云九條二位隆博檜扇の妻をゝりて云々

守覺法親王右記云冬用二檜扇一暖暑之頃用二蝙蝠一尤宜云々

餝抄云三位中將兼長用下塗二銀泥一畫レ菊之冬扇上依二禪

漢成帝詩○和訓栞云西土には夫婦の約をなすには扇をとりかふる合歡扇などもいへり

箑

和名鈔引二兼名苑一揚子方言○時珍云後人以二竹及紙一爲レ箑故字从レ竹

篓

同上○格致鏡原引二世本一云同レ箑

篇

同上引二玉篇一

摺扇

楊循吉賦五雜俎○名義字のごとし

聚頭扇

五雜俎○たゝみて頭の一そろひになるを以て故にいふ

腰扇

南齊書注云腰扇今摺疊扇也佩二於腰間一故曰二腰扇一

繖扇

劉元卿賢奕編

著聞集揚子方言事物紀原○風を生ずるをあふぐといふよりてその器をすぐにあふぎといふなるべし扇は門のとびらなりとびらのひらきたるかたち鳥の羽をひろげたるに似る故に字从戸从羽後世たゝみ扇は蝙蝠を學ぶと云もまた鳥の羽に像るなりかはほり

源氏物語

蝙蝠

河海抄守覺法親王右記○かはもりの羽にならふてつくり出せる故の名なり

末廣

故殿御記○上ひろがりたる扇をいふ

夏扇

後二條關白記錺抄明月記長秋記宇槐記河海抄二水記○風を生ずるためなれば夏これを持つ故にこの稱あり

中啓

俗稱○橘嘉樹云今の世扇を商ふ人又は沙門の族などの是を中啓と云へるは最拙き名目にて其物の名にはあらず云々其蝙蝠の形銀杏の葉の如くに作りてかざり装へて進らするの品己れ〳〵が手に把る眞實の末廣は件の末廣に比量すれば過半ひらける幅の狹きによりて夫をば中は啓くの意にて中啓と云へる也是全く俗稱なり中啓といふ名倭漢に曾てなき名なり

ぼんぼり

俗稱○同上云風披扇(ボンボリ)など書くべきにや末廣はあからさまに披きたるがぼんぼりは少し計ひらきたれば風に披きたるの意にもやあるべき燈火(ホノカ)のぼんぼり又耳目の塵埃を拂ふのぼんぼりなど各風の意也

あこめ扇

俗稱○安齋隨筆云女の袴女の扇を袙袴袙扇と云ふは袙を着る時に用ゆる故なり袙は衣のこと也

きどの扇

和訓栞云城殿にて造りたる扇なり今殿中扇といふあるもこれらよりおこりたるかまた城殿扇といふこと古にあれどもこれは檜扇の事なり

五明

崔豹古今注文正記

合歡扇

有レ例かゝる振舞はいか樣にも五旬以後の事也仍荒涼に不レ可レ持也

文正記云甲斐惣領千菊丸其齡十有二云々上帶縮草摺短ニ着下金造腰刀指ニ添五明ニ云々

和漢三才圖會云一種有ニ末廣扇一贊帛添之獻上以爲ニ嘉祝具一

安齋隨筆云扇流の繪の事京都將軍の何れの時か嵯峨天龍寺御成の時小童の持候扇子風にとられて渡月橋より嵯峨川へ流れしを面白とて供奉の人々扇を流せし也其後五山の寺々又御成の時屛風に繪かきて立し也それより御成の儀式のやうになりて御成の時には必扇流しの屛風を立てられたり古き屛風に今も扇流しあるは是也

和訓栞云倭漢ともにもとは團扇なりし今の扇子は日本より造り出せり通雅に摺扇起ニ于東裔一而盛ニ于今日一といふ是なり

又云扇に歌かく事物にみえたり骨にかゝらず人物の繪をよけて物書くべきよし信實の記に見えたり

名目抄云扇一本或ハ一柄二柄

事物紀原云崔豹古今注曰舜廣開ニ視聽一求ニ賢人一以自輔作ニ五明扇一而黃帝內傳亦五明扇之起以ニ五明一而制スル也陸機扇ノ賦ニ曰昔武王玄覽造ニ扇ヲ於前一然則今以招レ涼者周武王所レ作云故傳有ニ武王扇レ暍之事一一曰夏禹也

晉書云王羲之居ニ戢山一見下一老姥持ニ六角扇一賣上レ之ヲ羲之書ニ其扇一各爲ニ五字一姥初歎惋因謂レ姥曰但言ニ是王右軍書以求ニ百錢一姥如ニ其言一人競買レ之後姥復持レ扇來請ニ書羲之一笑而不レ答

五雜俎云元以前多用ニ團扇一絹素爲之未レ有ニ摺者一元初東南使者持ニ聚頭扇一人共ニ笑之國朝始用ニ摺扇一出ニ入懷袖一殊ニ便然漢張敞以ニ便面一拊レ馬則又似ニ今之摺扇一也

劉元卿賢奕編云摺疊扇一名撒扇蓋收レバ則摺疊用レバ則撒開或寫作レ翣ト者非レ是翣卽團扇可ニ以遮レ面故又謂ニ之便面ニ云々撒扇始ニ於永樂中一因三朝鮮國進ニ撒扇一上喜ニ其卷舒之便一命レ工ニ如レ式爲之南方女人皆用ニ團扇一惟妓女用ニ撒扇一近年良家女婦亦有下用ニ撒扇一者上

〇釋名

あふぎ　扇

續日本紀延喜式源氏物語枕草紙榮花物語大鏡古今

なし老者は猶冬の扇をもつべし近比は夏冬をいはず蝙蝠を持つ人例多からず宇治左府は夏の扇香染無薄を持給へるよし見えたり（仁平元八十長者之後春日詣時如ㇾ此）常にも是を持侍るよし日記に志るされたり又香染の扇を持給へる事もあり（保延四二四春日祭上卿時事也）

富家言談云御前ナドニテハ不ㇾ可三取二出扇一但極熱比ノ竊ニ取出テ自開仕事モアレドモ又可ㇾ納二懷中一者也

遊庭書云後宇多院香のかり衣のうへにつまぐれなゐのあふぎをはしのほね二三をりかけてうしろにひらめかして御さしありしおもしろし

眞俗雜記云問何答蓮藏院法印御房仰云扇ヲ懷中スル事可ㇾ依二所作體一若用二右手一許一時移持二左手一若用二二手一時ハ尤可二懷中一（故仁和寺定偷法印說）或人云不ㇾ論二一手兩手一隨ハンㇾ役時ニハ皆可二懷中一木幡阿闍梨云酉々樣ニハ持二花筥一時左手珠數獨鈷花筥右手持ㇾ扇ヲ散ㇾ花ヲナガラ云々仁和人ニハ扇又持二左手一以二右手一散ㇾ花法印御房仰云散ㇾ花ヲ手ツコト持ㇾ扇ヲ不ㇾ可ㇾ然歟私云酉々異二仁和一故何必同ㇾ彼矣

故殿御記云夏扇出來被ㇾ爲ㇾ見（骨十八本竹骨也紙薄樣紅染以二金白泥一繪二花鳥一裏落梅長一尺二寸許也）注進御物幷北祭使之古キ繪等ニテ准后（家熈公）御物好ニ出來也尤親骨猫間アリ又云七月十一日參二殿下一將又扇一本末廣一本給（件扇ハ直衣始之時吟味之夏扇也竹骨十八本以二蘇芳一染ㇾ骨紙白地以二金銀泥一本ノマヽ表ニ繪二蘭花一裏蝶鳥也）當時官庫ニ有之女房扇長一尺三寸かれざし表薄紅梅川雲とり裏蝶鳥雲とり蜷本ノマヽ絲（紅白紫萌黃桃白黃）作ㇾ花（松梅白紅桃色等色）要蝶鳥

式目抄云束帶之時は公卿上官儀式官等は用二檜扇一如ㇾ冬其外者用二夏扇一歟

雜事抄云御狩衣御小直衣等の時冬は御檜扇云々夏はつねのかうもり扇なり

又云御直衣以下には夏かうもり扇なり

又云狩衣淨衣の時は若殿上人夏の扇を冬も用之子細なし

又云常は直衣以下に夏はかうもり扇也又若き公卿は束帶にもかうもり扇をもつと有殿上人以下束帶衣冠等に夏のかうもり扇用之云々ほねは竹木いろ〳〵なるべし又別當廷尉佐彈正等は無文花田云々辨官も職事兼帶の時は束帶にも夏扇用之

內外三時抄云鞠にはいつも夏扇を持也當家には束帶の時も夏の扇を持也骨尤爲ㇾ宜ことに指ためよき也細骨勿論也骨多く重なりたる扇を指時まろびてわろし此道の長老殊に年闌ては檜骨に檀紙を張て指す也

云々
裝束拾要抄云近頃ハ夏冬ヲイハズ蝙蝠ヲ持ツ人アリ例トセズ年若キ公卿ハ炎天ノ頃蝙蝠云々
北山抄云四月朔日近衞兵衞四府進二御扇一
今物語云大納言なりける人内へまゐりて女房あまた物がたりしける所にやすらひければこの人のあふぎを手ごとにとりて見けるに辨のすがたしける人をかきたりける
又云後宇多院新院と申ける折にや富小路殿大柳かゝりの平小香（本ノマヽ）のひとへなるかむの御ぞに妻紅の扇云々
又云浮綾青狩衣云々文輪違中菊文（妻紅御扇）
雅繼卿記云あふぎをこしにさし候所は右にさすをばふえざしといふなり後にさすをばやなぐひざしと云ふ也かみのかたをちと右へかたぶけてさすなり又あふぎのかみのかたをたゝうがみのうへにおいてほねのかたをたゝみのしたにさしいれても置く也
難波家記云やなぐひざしといふ懸りの下によりて是も木をそばみて左に指したる扇を右にとりうつして右の脇うしろのかたへさす也かなめのかたははかまの腰にさし入るなりあふぎのさきはうしろに可レ成

口傳抄云都督（顯季卿成通卿外祖父也）説云腰にさすはせなかにおつる鞠の扇にかゝりてとまるなりされぱこしによこざまにさす也
又師説云近實はせなかになみざまにさせる成平此やうをまなべり是によりて成平のやうをつたへたまふ也
又深賴云脊夏もせなかによこざまにさしき笏のやうにひだりによこざまにさす人もあり又やなぐひのやうに右のわきにさす經基はいづれもかねて用ゆ也
宗五大雙紙云主人の御座ちかき所にて扇つかふべからず
進退記云ぬくぬかぬと云ふ事主人貴人の御前に出る時扇をさして出る事殿中にても本は御きらひはなく候更に自由緩怠の義にあらずひらきつかふことはあるまじきこと也腰にさしたるはくるしからずさりながら當世はめし出しなどには人々必ぬきて置て出る事なればぬくべし但かよひのときはぬかずともと故勢州は申されしつねにめしつかはれ候時扇に物をすゑて參らする事もあり
桃華蘂葉云衣冠直衣樣の時極熱にも蝙蝠の扇も子細

着レ沓
大府記云引出物野劔一腰云々直衣裝束一具（薄物直衣紅打合衣單衣白張袴薄色織物奴袴扇一枚畫レ鶴納二織物裹一）
師夏記云貞治三年七月六日辰刻家君着二朝衣一（花田扇女郎花扇未レ被二沙汰一出之故也）參二記錄所一
康富記云中務少輔有レ催之間持レ扇之可レ持二冬扇一之由雖レ存之當時依レ不二所持一歟扇者一向略云々
玉葉云侍從良通叙二正下一之後拜賀也酉刻着二束帶一（蒔繪劔紫緂平緒笏扇如二女房扇一幼年之所レ持也）
小右記（長和四年閏六月廿四日條）云今日大納言尊堂周忌法事於二北東地院一行之今日中納言行成持二蝙蝠扇一是專不レ可レ然事也上達部作法不レ失レ例之者也
又（治安元年八月廿一日條）云余出レ陣向レ北之間以レ扇鳴レ笏史留居云云
又（寛仁二年十月廿二日條）云左少將（顯基四位）召二上達部一作法不レ宜（取二副扇一於二弓一無二便宜一）
東鑑（承元二年條）云神宮寺藥師像開眼布施裝束念珠置レ扇
又（正元二年條）云砂金百兩（置二銀扇一）相模太郎殿南廷（置二同扇一）
又（安貞三年條）云將軍家召二出扇一令レ置二子彼人々中一給各以二目增勝負一賜レ之當座興也

五代帝王物語云正嘉元年三月二十日高野へ御幸あり云々園少將基顯扇を折て背にさしてくせ物に乘て揚くるひたりし誠の堪能とみえて面白く侍りき
十訓抄云同御さらにざくろをもられたる右の手にもちて左の手にあふぎさして雪の上にかざみながくひきちらしてはしよりおりたるともに同樣なるわらは御てうしに見き入れて扇さしてつゞきて庭の雪にならびて參て御車の前よりまゐらすれば云々
又云高陽院の御さまはあまりに男とほくて男女ならびある繪かけるあふぎをすて云々
八雲御抄云寛和二年月宴歌三首自二簾中一出二薄樣一置二扇上一（銀骨畫圖）
宇治拾遺物語云鬢はえたるをのこ六十餘計なるが云云めしいだされてことうるはしく扇を笏にとりてうづくまりゐたり
まさすけ裝束抄云あふぎはまつりの日は冬のをいだすかへさにはきぬおなじことなれどもあふぎばかりは持かへて夏のあふぎをいだす也
御陽殿上記云賀茂のもりけいばに御あふぎたぶ云々
又云けいばの御あふぎかもの森ところへいたさるゝ

中㆒取㆓出扇㆒以㆓彼目方㆒入㆓沓跡之方㆒引（廻後可㆑着樣置之）宿德人以㆓官人㆒直之又度々着陣雖㆑非㆓宿德人㆒以㆓官人㆒可㆑令㆑直之其體有㆓口傳㆒

又云永享六年十二月十五日等持寺八講第二日各着座（圓納言六三品等乍㆑持㆓扇於手㆒提㆑裾被㆓着座㆒甚見苦但近來人々皆以如㆑此如何）

妙槐記云今日相具裝束有㆓薄扇用㆑色之然而不㆑用之頗不㆑叶㆓時儀㆒事歟

倭名類聚鈔云四聲字苑云扇（式戰反和名阿布岐）風也玉篇作㆑箑（在㆓竹部㆒）兼名死云扇一名箑（音捶）字亦作㆑篓

按に和名類聚鈔校本に所洽切とありさればセフなりしかるを音捶とあるは捷の字の誤にてもあるべきにや

河海抄云蝙蝠を見て扇を作り始むるなり仍夏の扇の異名也

壒囊抄云商代ニハ雉尾扇周代ニハ鵲翅扇アル也是等皆其形ハ團扇ナル歟當時ノ扇ハ日本ニテ造リ始ル也見㆓蝙蝠羽㆒學㆑之ト云ヘリ故ニ其形蝙蝠ノ羽ニ似タル也爰ヲ以テ源氏ニハ扇ヲカハモリト云フ也其比ハオシナメテ皆角云ヒケルニヤ

下學集云扇（本朝之初無㆑扇是蝙蝠之羽學之故扇形相㆓似蝙蝠羽㆒又商代雉尾周代鵲翅扇也）

故實西譚蝙蝠扇平生用之兩金猫間骨白黑保子不㆑用之

二水記云從㆓今日㆒三箇日被㆑行㆓御懺法㆒巳刻着㆓衣冠㆒（指貫上括檜扇無㆓沙汰㆒持㆓蝙蝠扇㆒夏扇事無㆓巨難㆒自餘悉以檜扇也一身初而有㆑難歟但如何）

衣笠內府淺深秘抄云年老公卿夏裏面爾薄不㆑散紅檀紙扇持之不㆑知㆓按內㆒事也

舊記云宇治左府束帶之時片時不㆑持㆓蝙蝠扇㆒

愚昧記云皇太后行啓云々兼光持㆓御扇㆒（柳筥敷紅薄樣其上置㆓赤色御扇一枚㆒乍㆑披置之）

山槐記云此後權中納言開㆑扇云暑氣不㆑可㆑堪背㆑法可㆑用者予隨之曰申文之後何事之有哉六角宰相宰相中將申文以前用㆑扇見之有㆓傾思㆒歟

又云舞人少納言惟基（着㆓赤紙扇㆒如何見㆓大納言隆孝㆒事忽諸也）

又云太政大臣（着㆓直衣㆒延久三年土御門右大臣着㆓直衣㆒參入之例也扇骨如㆓冬扇㆒張㆓薄香紙㆒）

又云右大辨定長（宰相也）始着㆓直衣㆒出仕來㆓予亭㆒着㆓薄色奴袴㆒不㆑持㆑扇持㆓冬扇㆒

大記云扇一枚畫㆑鶴

人車記云仁平三年五月一日女房爲㆓前妣追善㆒與㆓小捧物㆒（各香紙扇三枚念珠一連置之）

道意僧正記云上童一人狩衣云々本結（紅薄樣有㆑薄）扇（ヌリボネノ皆エリ）

又云重服之人始出仕扇鈍色至子扇者夏冬改之諒闇扇事冬扇云々夏扇槿色薄香村濃或壯人散薄云々

明月記云定通卿持扇如笏持左右未見聞事也袖曳持（帶半靴）是每事也

又云資雅出仕殊叩叡慮於夏有其譽云々寅日持夏扇（赤扇）也

又云辰時參殿（九條殿女院御所）家平朝臣忠高（奉行等）等參（前駈等少々）參御前仰云供奉人猶雖遲參早欲裝束云々侍從能忠（右腋指赤扇此事稱故實先々又聞有此事）

又云三位中將定通直衣淺沓捧扇如例

又云所々有灌佛云々（此女房布施夕顏付扇最簡略之體也）

長秋記云齋院并女房扇御禊冬扇云々夏扇自院被進今年此定被催而長官有賢朝臣申云御禊祭兩日可用藏人所扇也

又云依召先日中宮御扇持參院（紫紙二枚蒔繪ノ骨銀ノ假目裏紫薄樣造銅ノ松銀ノ鶴居其上紅紙二枚黑漆滑入銀笢尻裏紅薄樣造銅ノ竹銀ノ龜伏居之四枚表裏皆施祝繪平筥蓋敷祖紙裏其上桐竹下繪）

又云皇后宮進扇一枚入內所可遣料也各三重銀堀物表骨右兵衛督許送女房扇一枚

又云織物直衣張裏織物紫指貫濃打衣出之裏濃蘇芳衣三濃單衣濃下袴等也着用了帶野劒持笏扇給件扇下官調進

宇槐記云保延二年九月二日今日鳥羽競馬也辰剋着衣冠參鳥羽北殿予裝束衣冠紅打出衣薄色織物指貫（文藤丸也）白袷生單衣白下袴帶野劒持夏扇

蟠藻屑云蝙蝠扇六橋別當大小弼廷尉持之十二橋常人持之猫間骨大臣家物也

都記云上官等追從被出西門之間外記（右）史（左）自左右前行右府於門外橋上以扇被撝上官跪稱唯更起少許北行暫留立

園太曆云德大寺內府送狀實時朝臣行幸供奉事也所存注付了又紅扇ニハ塗タル彫骨ニテ候只ノ黑骨候彫タルヲモ用ルヤラン云々

北山備忘畧記云大臣退出事外記史一人從大臣左右云々大臣至屏南第一柱之間以扇若笏指示可留之由

西宮記云外記史各一人（外記右史左）從大臣趁進且趁且向大臣比至東屏南二柱以扇若笏撝示可留由外記史共跪稱唯各退留外記立局門前

薩戒記云大將起座移着端座（揷入扇於左袖內以右手取出之）

作法故實云左陣端座納言自直之置笏於奧方自懷

內々大臣已下供奉云々內大臣於ニ路次ニ馬上被レ差ニ扇於面ニ

古事談云後三條院令レ事ニ儉約ニ之間御扇ノ骨檜ニテ藍ニ塗テ令レ持給フナリ

古今著聞集云大宮右大臣殿上人の時南殿の櫻さかりなるにうへぶし（上臥）よりいまだ裝束もあらためずして御階のもとにて獨り花をながめられけり云々高欄によりかゝりて扇を拍子に打て櫻人の曲を數反うたはれける

又云大宮右府（後家）の頭の中將にておはしけるがついがきにそひてひそかにたち聞給ひけるを能信卿見付にけり中將おどろきさわがれけるを能信卿其志を感じて扇を拍子に打て此曲を授けられにけり

又云かくする程に夜すでに明て壁のくづれより日影のさし入たる穴より犬の鼻をふきて內をかぎけるを此病者みて扇をする顏色かはり恐れおのゝきたるけしきなり

又云行成卿いまだ殿上人の比殿上にて扇合と云ふ事ありけるに人々珠玉をかざり金銀をみがきて我おとらじといとなみあへりけりかの卿はくろくぬりたるほそぼねに黃なるかみはりて樂府の要文を眞字に打ませてところ〴〵かきていだされたりける御門御覽ぜられて此扇こそいづれにもすぐれたれとて御前にとゞめられけるとかや

守覺法親王右記云冬用レ扇事寒中無レ用之上者不レ可レ帶之云々凡不レ限ニ翠黛嬰兒ニ可レ及ニ縉紳花卿ニ者歟雖レ然扇ハ是笏代也冬用之強非レ可レ惡似レ有ニ禮法ニ但冬用ニ檜扇ニ暖暑之頃用ニ蝙蝠ニ事尤宜云々拔ニ冬扇ニ而用ニ蝙蝠ニ之人可レ有之携ニ蹴鞠之藝ニ黨也

公親卿記云宮御裝束御直衣（浮織物）蘇方御衣青御單紫白文御指貫御扇（蘇方泥繪）

後三條關白記云殿下御使盛長朝臣來云々相逢御消息之旨承之處與言無レ極御使無ニ祿衣ニ仍小弓矢相ニ加夏扇ニ給レ使云々

仲資王記云建永二年四月十六日賀茂祭齋王出車扇（祭日冬歟）還立日（夏數骨赤紙異樣物歟）又被レ召ニ扇二枚ニ（冬泥繪松鶴書之也）

餝抄云公卿宿老之人束帶之時不レ論ニ夏冬ニ持ニ檜扇ニ直衣之時猶持之年少公卿或炎天持ニ蝙蝠ニ冬年少之人橫目扇（散薄畫繪）（朝長）持レ之

又云予衣冠帶ニ野劔ニ持ニ夏扇ニ依ニ大殿（忠實）ノ仰ニ也

れとの給ふにむくつけくなりぬ

又同上云さる所にはとしごろへ給しぞとの給へばいとはづかしくて〆ろき扇をまさぐりつゝそひぶしたるかたはらめいとくまなう〆ろうて云々さるはあふぎの色も心おきつべきねやのいにしへをば〆らねばひとへにめできこゆるぞおくれたるなめる

又かげろふ云きなるすゞしのひとへうすいろなるもきたる人の扇うちつかひたるなどよういあらんはやとふとみえて云々

枕草紙云扇のほねはあを色はあかきむらさきはみどり云々

又云いま内裏の東を北の陣とぞいふならの木のはるかにたかきがたてるをつねにみていくひろかあらんなどいふに權中將のもとよりうちきりて定澄僧都のえだあふぎにせばやとのたまひしを山〆な寺の別當に成てよろこび申の間近衞つかさにて此君の出たまへる高きけいしをさへはきたればゆゝしくたかし出ぬる後こそなどそのえだ扇はもたせ給はぬといへばものわすれせずとわらひ給ふ

又云七月ばかりに風のいたうふき雨などのさわがしき日大かたいとすゞしければ扇もうちわすれたるにあせのかすこしかゝへたるきぬのうすき引かつぎてひるね〆たるこそおかしけれ

又云歌の聲もいとあはれにいみじくおもしろくさむくさえ氷てうちたるきぬもいとつめたう扇もたる手のひゆるをおぼえず

紫式部日記云おまへにあふぎどもさぶらふ由中にほうらいづくり云々

大鏡云くろかい(黒柿)のほねのこゝのつなるにきなるかみはりたるあふぎをさしかくして云々

又云中將の扇に秋の野をかきて風いたうふかせたるにもとあらの小萩云々

榮花物語云御くるまの〆りに殿上人ひざまづきて色色さま〳〵にであかきあふぎをひろめかしつかひ云云

又云うすきかうなる御扇の有けるをせちにおもひてとりよせ給へればなつかしきうつり香は昔にかはらぬこゝちするに花やかなるかならぬを〆などのさまかはりたるはいとゞあはれにし云々

百錬抄云寶治二年六月二十七日大宮院院號之後初入

くまよへばいとわりなくてあふぎばかりをゑるしに
とりかへて出給ひぬ
又同上云さすがにおかしうおぼされていづれならんと
むねうちつぶれて扇をとられてからきめをみるとう
ちおほどけたるこゑにいひなし云々
又あふひ云いかでかえ給へるところぞとねたさになん
との給へばよしある扇のつまををりて
又螢云とかくひきつくろふやうにてにはかにかくけ
ちえんにひかれるにあさましくてあふぎをさしかく
したまへるかたはらめいとおかしげなり
又常夏云すき給へるはたつきもいとうつくしおかしげ
なる手つきして扇をもたまへりける云々人々も物の
うしろによりふしつゝ打やすみたればふともおどろ
い給はずあふぎをならし給へば云々
又野分云ひゐなの殿はいかゞおはすらんととひ給へば
人々わらひてあふぎのかぜだにまゐればいみじきこ
とにおぼいたるを云々
又行幸云御かた〴〵みなこゝろ〴〵に御さうぞく人々
のれうにくしあふぎまでとり〴〵にゑいで給へる云
云

又若菜下云院も時々扇うちならしてくはへ給ひ御こゑ
むかしよりもいみじくおもしろし
又夕云なに心もなうさしきたるにまばゆげにわざと
なくあふぎをさしかくし給へる手つき女こそかうは
あらまほしけれ
又橋姫云雲がくれたりつる月のにはかにいとあかくさ
し出たれば扇ならでこれしても月はまねぎつべかり
けりとて云々
又あげまき云宮はをしへ聞えつるまゝに一夜のとぐちに
よりて扇をならしたまへば云々
又寄生云いますこしつみのふかきはまさるらんなどい
ひつゝをりたまへる花をあふぎにうちおきて云々
又同上云わが身ひとつのとて涙ぐまるゝがさすがには
づかしければあふぎをまぎらはしておはする云々
又同上云まづかしらつきやうだいほそやかにあてなる
程はいとよう物思ひいでられぬべしあふぎをさとさ
しかくしたれば云々
又東屋云屏風のはざまにゐ給ひぬあやしと思ひてあふ
ぎをさしかくして見返りたるさまいとおかしあふぎ
をもたせながらとらへ給てたれぞなりこそゆかしけ

今物語遊庭書あるひは紫泥繪畫ニ松鶴一（峯記）また秋の野をかく（大鏡）などあればおほく禽鳥草花を繪きしものなりまた歌かくは骨にかゝらず人物の繪をよけて書べしと（信實記）みえ晉王羲之は老姥の持來る六角扇に五字を書すを姥なげきあへるに右軍わが書なりといはゞ百錢の價なるべしといふよりて其言にしたがへば人競ひてかひ求むるなどいふことも（晉書）ありその他扇に書畫をかくこと和漢ともに少なからずほねは竹木いろ〳〵（雜事抄）にてほねにまきゑしろがねこがねちりばめ（大鏡）あるひはぬりたる骨（古事談）黑骨（園太暦）あり骨數はすくなきものは七八本多きものは二十本餘にいたるその數さだまらずこれをもつに右にさすをふえざし後にさすをやなぐひざしといふ（雅繼卿記　口傳抄）

續日本紀（天平寶字六年八月條）云御史大夫文室眞人淨三以ㇾ年老イ力衰一ルヲ優詔特ニ聽ス二宮中持ㇾ扇ヲ策ㇾ杖ヲ

延喜式（神祇四）云太神宮裝束云々紫扇二枚菅笠二枚菅扇二枚

又（神祇五）云遷ニ野宮裝束ニ云々刺扇一枚

又（治部省）云蓬扇（樹名也其形似ㇾ蓬枝多葉少葉如ㇾ扇不ㇾ搖自動轉シ而風生ス）

雲州本延喜式考異云萐莆（原注樹ノ名也其形似ㇾ蓬ニ枝多葉少葉如ㇾ扇不ㇾ搖自動轉シ而風生ス）

按ニ宋志一名倚扇狀如ㇾ蓬大枝小根如ㇾ絲轉シ而成ㇾ風殺ㇾ蠅堯ノ時生ニ於厨一（古微書援神契注引ニ瑞應圖一云萐莆樹名也其葉大如ニ門扇一不ㇾ搖自動一名倚扇狀如ㇾ蓬多ㇾ葉少ㇾ根如ㇾ絲轉而風生ス主ニ飲食ノ清凉一驅ニ殺蟲蠅ニ堯時冬死夏生舜時生ニ于厨右階左一）帝王世紀堯時厨中生ニ肉脯一薄如ニ翣形一搖鼓スレバ則生ㇾ風ヲ使ニ食物不ㇾ臭一名倚扇白虎通王者德至ニレバ山陵一則阜出ニ箑莆一又云孝道至レバ則以ニ箑莆一樹名也其葉大ニ於門扇一ヨリ不ㇾ搖自扇ニ於飲食ヲ清凉助ニル飲食ヲ也春秋潛潭巴君臣和得道度叶ㇾ中ニ則箑脯生ズ于庖厨ニ韻會王者不ㇾ嗜ㇾ味ヲ則生ズ援神契見ニ龍下一

源氏物語（夕顔）云またうち〳〵にもわざとし給ひてこまやかにおかしきさまなるくしあふぎおほくして云々

又（若紫）云かみはあふぎをひろげたるやうにゆう〳〵としてかほはいとあかくすりなしてたてり

又（同上）云とにたてわたしたる屏風の中をすこしひきあけてあふぎをならし給へばおぼえなきこゝちすべかめれ云々

又（紅葉賀）云かはほりのえならぬゑかきたるをさしかくしていみじうはつれそゝけたりにつかはしからぬ扇のさまかなとみ給てわがも給へるにさしかへて云々

又（花宴）云うへの御つぼねにまゐりちがふ氣色どもしげ

古今要覽稿卷第二百七

●器財部　扇

あふぎ

扇はあふぎて風を生ずる器也故にあふぎといふ蓬扇といへる樹は自ら動轉して風を生じ（延喜式）また蝶の羽に白き粉あるを子細に見れば扇なりしたる白粉なり蝶これにより飛揚すもしこの粉を去れば更に飛ぶこと能はざるよしこれによりてみれば扇の風を生ずる自然のことなりされども古はみな團扇にして今用ゆる所の摺扇なしと（下學集）いふは西土のことにて皇國にてはうちはも摺扇も共に太古より有しもしるべからずそののち今用ゆる中啓ぼんぼり夏の扇はじまりたるが蝙蝠の羽にならひて作り出せる故源氏物語に扇をかはほりといへるよし（河海抄）見えたるは今の摺扇なり續日本紀に宮中持レ扇策レ杖とみえ古今著聞集に扇を拍子に打て櫻人の曲を數反歌ふとみえたるも今の扇なるべければ摺扇もいと古きものなり之はもと日を掩ひまた炎熱たへがたきに風を生ずる具なれば尊貴の前へ持出ることは憚るべきこと也されば年老たるを以て宮中に扇持つ事をゆるさるゝ事あり（續日本紀）されども扇は笏の代りにてあながち私のためのみにあらざれば冬にても持べきよし（守覺法親王右記）されども冬扇夏扇の別ありて冬は檜扇夏はかはほりを用ゆ（同上）しかるに束帶には冬夏の差別なく檜扇を用ゆ（餝抄）宇治殿は束帶の時は片時も蝙蝠扇は持たせ給はず（舊記）今も冬夏のわかちはあらねど裝束したる時は末廣とて上開きたる扇を持こと定りなりさて此扇のはじめて古書にみえたる事慥ならざれ共萬葉集卷九に扇不レ放山住人（アフギハナタズヤマニスムヒト）とよめるありこれ作者しらざる歌なれども上古のものなる事辨をまたず西土にては虞舜五明扇を作るといふこと（崔豹古今注）ありよりていま扇を五明といひて異名の如くよべり晉の陸機扇賦に武王玄覽造二扇於前一然則今以招レ涼者周武王所レ作と（事物紀原）見ゆいづれにも太古よりの器なるべけれどもみな團扇にして今用ゆる所の物にあらず摺扇は元のはじめに皇朝より傳はると（五雜俎）見えたれば皇朝より初りたること明らかなりその制地は赤色（榮花物語兵範記愚昧記）黃色（大鏡）紅色（圓太曆）また妻紅

六寸口傳アリ
又云當代扇ノ長サ一尺二寸八分廣サ一寸此時ハ緒ノ長サ六寸四分也色品上位ハ紫絲中位ハ白皮黑革下位ハ薰革等也但家ノ法ニ因ルベシ云々

編修兼校正　岡村尙謙平遜
校正兼淨寫　皃山諦之助平紀言
　　　　　　伊庭熊作源秀正
校正兼鈔錄　橋本太刀允藤原好春
校正兼淨寫　小林好太郎源直溫
校正兼鈔錄　屋代次郎源通賢
編修兼校正　池野貞一郎源好謙
編修兼圖畫　志村愛助平知孝
校正兼淨寫　大河戸晋平藤原儀成
校正兼鈔錄　榊原猪右衞門源長行
編修兼圖畫　岩崎源三源常正
總　　判　　屋代太郎源弘賢

又云扇のねこまにすかすもんの事謂(イハレ)尋申處昔より如レ此之きたる也何の謂とは無ニ存知一と被レ仰也

又云具足の上に扇さす時は相引にさすべし晝は日の方を面へなしてさす也夜は月の方を面へなしてさすなり

又云扇のつかひやうの事晝は日の方を面へ成て骨を六ひらきて六をばたゝみてつかふべし夜は月の方を面へ成て骨を六つひらきて六をばたゝみてつかふべし勝いくさして後はみなひろげてつかふべし

又云惡日に合戰する時は晝は月の方を面へ成てつかふべし夜は日の方を面へなしてつかふべし

射御拾遺抄云軍陣にて持つべき扇の事ほね十二なるべし面は地をくれなゐに日を出しうらはほしだみに月を出すべしかなめかねなるべし晝は日の方を面へ向てほね六ひろげてつかひ夜は月の方を表へなしてつかふべしほねのひろげやう同前同之やう木にこしをかくる時も如レ此つかはぬ時はあひ引にさす也これらはみな陰陽をかたどれり

扇鏡云かなめかね也サキスヘモかなめの中に穴あるべしくみを緒にしてうでに入る程にしてまむすびにして緒のふとさ長さ不レ定也

又云ほねは黒ぼね數は十二也白骨をいむ故也

又云大將に物を參らする時扇に置事要を前へ向也

又云御前にて扇つかふ事五六間開きてつかふなり

又云はたをば扇にて扱ふ也手にてはいろはぬ也

弓法私書云扇の骨十二黒く長さ一尺二寸かなめには黒皮ごめん細くながくたちて兩方より入れて之かと之めとんぼう頭に結びてとゞむべし

武用辨略云要ハ丸要中ニ腕貫通ノ穴アル也緒ノ寸ハ

上野國新田後閑家藏源義家朝臣軍扇

表雲母地薄紅
日經四寸金
裏雲母地月徑
四寸銀
骨十二本



地紙六寸三分

二寸面は地くれなゐにして日を出すべし同裏は空色にして月を出すべし星は七たるべし但十二時をかたどり星十二も出すべし但可㆑有㆓口傳㆒同かなめの事御免革黑革にてもこしらへべし同赤銅にてもすべし口傳有又扇の使ひやう條々口傳あり同扇をつかはぬ時は具足の右の手の引あはせよりさすべし猶口傳

諸書當用抄云具足着して扇つかふ事下にばかり初にも置くまじき也むな板のひき合にさすべしつかふ時半ひらくべし勝軍には皆開く也

出陣聞書云扇の事第一可㆑秘骨は十二ねこますかしもの三所にすかすべし黑ぼね長さ一尺二寸かなめの事中をごめんはし二つは黑皮にて以上三つとほして上に成る方をとんぼう結びに下になる方をとんぼう頭に結び留て可㆑置又はがねにてもぬけざるやうにすべし面を紅に日を金ぱくにていつぱいに出すべし少も日のちいさきは惡き也裏を靑して月を銀箔にていつぱいに出すべし月の方の脇に七星を出すべし扇のつかひ樣秘事あり晝は日の有方を表になしてつかふべし夜は月のある方を表になすべし骨のひろげやう六つあり多はひろげべからずつかひ樣も例式はそばざまにむかふをひらめて向へむけてつかふ也敵を多く討取又は大將など討たる時は皆ひろげつかふべし猶々も勝軍又は國をも拜領の時如㆑此つかふべし床机に腰をかくる時も如㆑此つかはぬ時は鎧の引合にさすべし

軍陣聞書云具足きて可㆑持扇の事表は地を紅に日を圓く地にはゞかる程に可㆑出日の大小不㆑定金箔也裏は地を靑く月を圓く可㆑出大小不㆑定月は白箔也地は空色也月の方の地には星を可㆑出星の數七又十二也星は白箔也星の大小不㆑定圓くちいさく月の兩方に可㆑出七つの時は扇夜つかふ時さきへ三つ身よりに四つ成やうに可㆑付又十二の時は一方に六以上十二也星の置所不㆑定見計らひて置くべし表は晝の空の體也骨は黑ぼね也數は十二ねこまさしぼねたるべし例式の扇よりは間ひろかるべし廣さ不㆑定かなめをかねにても革にてもする也いづれにても此二色の内を可㆑用但かねはよかるべしかねにてするはかたかたにかしらをゑてゑんをとほしてかた〳〵に座をまるくしてとほりたるゑんのさきを返してぬけぬやうにする也扇の長さ一尺二寸かねの定たるべし

又行綱反忠條云入道のたまひけるは云々右の手にて蒲あふぎつかはる

又本三位中將關東下向條云兵衛佐はゑぶぬりの烏帽子に白小袖にちやうけんの直垂に袴きて空いろの扇の月出したるを持て母屋の間の東のはしらのもとにさし出られたり

源平盛衰記源氏落燧城ニ條云皆紅ノ扇ニ月出シタルヲ披キツカヒテ云々

又賴朝重衡對面條云兵衛佐澁塗ノ立烏帽子ニ白直垂着シテ寢殿ニ着座空色ノ扇ツカフテ云々

又義經攝津一谷へ向條云義經皆紅ニ日出シタル扇ヲ鷲尾ニ賜テ是ニテ敵ヲマネキ高名仕レ云々

東鑑文治五年條云令レ立ニ宇都宮ニ給之處佐竹四郎自ニ常陸國ニ追參リ加ハル而佐竹所レ令レ持之旗無文ノ白旗也二品令レ咎レ之ヲ給與ニ御旗ニ不レ可レ等カル之故也仍賜ニ御扇出レ月於佐竹ニ可レ付ニ旗上ニ之由被レ仰佐竹隨ニ御旨ニ付レ之

太平記山崎攻條云尾張守は三方の敵を追まくり鬼丸に着たる血を笠符にて推拭ひ扇開き仕ふ

又山門攻條云皆紅の扇に月出たるを矢に挾んで遠的場たてにぞ立たるける

又本間孫四郎遠矢條云本間孫四郎扇を揚て澳の方を差招きて云々

又春宮還幸條云皆紅の扇を上て松浦の船に向て云々

又京軍條云大將直冬朝臣高櫓の上より遙に見給て返して御方を助けよと扇を持て二三度招かれける云々

又山名右衛門佐爲敏條云小林是を見て人馬に息をも繼せず驅て懸合せんとゑけるを山名右衛門佐扇を揚げて招止め荒手の兵千餘騎を勝て相近付く云々

又小清水合戰條云三郎左衛門義貞只一騎馳向て是を見るに三幅の小旗に赤き手を兩方に着たり扨は敵也と見課て馳せ歸りけるが徒に馬の足を疲かさじとや思ひけん扇を擧て御方の勢をさし招き云々

高館草子云てりにてつたる朝日に物のぐのかな物はをりから色やまさるらんひらいたあふぎはくれなゐにて日にむかつてたつたりける

大橋歷代記云正平十四年新田ノ一族同志ノ兵都合四百餘騎三好野ニ陣ス宗綱桃井右京亮天神ニ詣デ、禱リケルハ今度ノ戰ニ利ヲ得サセ給ト持タル赤銅ノ扇ヲ內陣ニ納ル

隨兵日記云あふぎのほねは黑ぼねたるべし長さ一尺

の前にて紅の扇つかふこと（平家物語長門本）見えその他このごろの書に數々みえたれば保元平治兵亂の前後より盛に用ひたること明らけしこれはもと塵を掩ひ熱をさます具なれば古とても用ひたるべけれども軍陣扇とて制作も定まりこれにて士卒のかけひきなどすることは後世のことにてあるべきにや古はかゝることに團扇を用ひたるものなるが摺扇便利なりとて後人專らこれを用ゆるならん扨その制骨は黑くぬりて十二本表を紅にして日を書き裏を空色にして月を畫くかなめは革或はかねを用ひ（隨兵日記出陣聞書）要際に腕貫通の穴まるくありて六寸の打緒をとほすと（武用辨略）いへり長さは一尺二寸（隨兵日記）また義家朝臣執られし所の扇は一尺一寸二分また頼朝將軍の物とて小笠原長棟その制を記して一尺八分とあるよし（本朝軍器考補正）見ゆ軍陣のことは大に避ることとありいはふことあれば家々の相傳人々の存意にてかく定めしならん

參考保元物語（主上三條殿行幸ノ條）云京本云其後馬ノ腹帶ヲシメ兜ノ緒ヲシメテ既ニ打出タルガ馬ヲ控ヘ紅ノ扇開キツカフテ云ヒケルハ義朝武勇ノ家ニ生ジテ此事ニ逢フ身ノ幸也

平家物語（那須與一條）云船ノ中ヨリ年ノ齡十八九計ナル女房ノ柳ノ五衣ニ紅ノ袴著タルガ皆紅ノ扇ノ日出シタルヲ船ノセガイニ挾立云々與一其頃ハ未ダ二十計ノ男也カチニ赤地錦ヲ以テ壬袵（オホクビハタソデ）イロヘタル直垂云々判官ノ御前ニ畏ル判官如何ニ與一アノ扇ノ眞中射テ敵ニ見物セサセヨカシ云々與一鏑ヲ取テツガヒヨツ引テヒヤウト放小兵ト云フヂヤウ十二束三フセ弓ハ强シ鏑ハ浦響ク程ニ長鳴シテアヤマタズ扇ノ要際一寸計オイテヒイフツトゾ射切タル鏑ハ海ヘ入リケレバ扇ハ空ヘゾ揚リケル春風ニ一揉二揉モマレテ海ヘサツトゾ散タリケル皆紅ノ扇ノ夕日ノカヾヤクニ白波ノ上ニ漾ヒ云々

又（弓流條）云年ノ齡五十計ナル男ノ黑革威ノ鎧著タルガ白柄ノ長刀杖ニツキ扇立タル所ニ立テ舞澄シタリ

平家物語長門本（足利又太郎渡宇治川條）云忠綱もくらん地の直垂にひおどしの鎧云々平等院の前にうち鋪てみなくれなゐの扇ひらきつかひて申しけるは云々

又（能登守所々合戰條）云兵仗具足はわざととらせぬぞよ是にて敵招きてうち物奪ひ取て高名せよ勳功は取るべしとて皆紅に月出したる扇をぞ賀古管六に給はりける

同上裏



日輪朱漆ニテ雲ヲ色ドリ繪ガク

○和歌

夫木和歌集卷第九 夏歌三

謀子内親王家歌合夏夜月

夏の夜の月みる程の涼しさは　　源頼綱朝臣
團の風にげにぞたがはぬ

○釋名

うちは　團扇

倭名類聚鈔室町殿日記弓法集和漢三才圖會五雜俎

○和訓栞云撲羽の義なり蚊蠅を撲拂ふ意唐詩にも輕羅小扇撲二流螢一と見ゆめり

軍配團扇

鎌倉志和漢三才圖會軍器要法○軍中にて士卒をさしひきするためのうちはにて尋常用ゆる所のものとはおのづから別なり

○正誤

單騎要略云團扇は涼を招き暑を避る所以の器なり和朝軍用に用ひ來れる事は源義家朝臣陸奥安倍貞任を攻められし時卒に大雨降下りて麾の萎れしかば代るに團を以て命令せしに其軍勝利有しより後代其制の式をたて軍監の要具とせり自らその理に叶ひて誠に軍謀の助けとなるものなり

按に軍陣に團を用る事義家朝臣に始りし如く記したれどもすでに聖德太子の團扇ありといふによればこゝに權輿せしにはあらずことに後三年合戰圖幷上野國新田後閑藏する所みな扇にして團を用ひたることとなししかるを團を用ひたるといへるはあやまりなり

軍陣扇

軍陣に扇を用ゆるそのはじめ古き書にみえざればさだかならず後三年合戰に義家朝臣用ひられその後義朝紅の扇ひらきつかふと参考保元物語みえまた忠綱平等院

又云有下髹二柹漆一者常用招二涼風一逐二蚊蠅一爲レ不レ易レ敗也

軍騎要略云團扇の羽とすべきもの色々あり或は鐵或は練物或は澁革或は玳瑁或は編竹を用ゆべし鐵を用ゆるには如何程も薄く能く練ひ表裏を黒漆に塗る也又皮を用ゆるには牛皮を何遍も板目至極固たるを是も漆を以てぬるべし又編竹といふは足代編の事なり是を兩面ともに紙を以て張り玄漆にて塗るべし而して旋りを金銅の屬ひにて覆輪をとり皮を以て縫合にする事好によるべし其形色々あり或は團或は方或は半圓半方豫め盡しがたし

又云腕貫緒は不レ圖所にて落すまじき爲なり打絲の時は兩端に眞絲にて同色の總あるべし

又云團の表裏畫文あり諸流一定なし或は羽を黒漆に塗て金銀を以て表裏に日月を出すあり或は又日月の中に萬字を畫するあり或は八畫或は十二支或は二十八宿或は七曜或は潮汐干滿或は六曜日取其外擧てつくし難し

軍器要法云團扇ハ風ノ宿器ナリ風ハ陽ノ動キ發シテ萬物ヲ吹靡カシメテ勢八方ニ盈ル者ナレバ則チ八風ヲ我手ニ握ノ意ニテ軍配團ヲ再拜ノ代リニ持ツコトナリ

愚得隨筆云團扇太秦廣隆寺寶物也寺僧傳云聖德太子所レ持軍配也崇峻天皇元年秋七月蘇我馬子宿禰大臣勸二諸皇子一與二羣臣一謀レ滅二物部守屋大連一率二軍旅一進二大連一此時太子以二軍配一拒レ箭也今梓板シテ箭ヨケ護リトス

五雜俎云太明以前無二摺扇一多用二團扇一

三才圖會云團扇可二以遮一レ面南方女人皆用二團扇一惟妓女用二撒扇一

城州葛野郡太秦廣隆寺所藏上宮太子團扇

革二枚ヲ以ル邊并柄ヲ挾ム所革ヲ以テ縫輪鋲朱漆ナリ
惣長二尺六分羽長九寸六分



柄長一尺一寸鐵ヲ以テ作ル廣一寸厚一分弱
新井君美云矢ニ中リテ破レシトイフ痕アルガ實ハ火ノタメニ燒カレタルト見ユ

古今要覽稿卷第二百六

●器財部

團扇　軍配團扇

團扇は塵を防ぎ風を生じかつ士卒を指揮する具なりされば軍配團扇とよべりこれ大將の用具にて士卒の持つところにあらず古上宮太子これを軍中に用ゆるよしいま廣隆寺寶藏にあり其後武田信玄長尾輝虎の切付る刀を軍配團扇にてうけ止めたると（甲陽軍鑑）いひまた北條氏綱豐臣關白などもこれを軍中に用ひらるゝよし（本朝軍器考補正）みえたりその制鐵革或は竹を以て羽とし羽の中間に勝軍木また鐵竹の類を以て取柄とし柄の端に腕貫の穴ありて打緒を通す形は橢なるも丸きもあり

倭名類聚鈔云唐令云團扇方扇（團扇宇知波）

鎌倉志云江島ノ寶物太田道灌軍配團扇一枚練物黑塗ナリ

室町殿日記云目代小濱金左衛門六具ゑめて十文字を杖につき弓手に團（ウチハ）を持て云々

弓法集云團扇軍陣にて座中の團は扇子に准ずべく馬上にてはむちに准ずべきなり

本朝軍器考云今モ世ニ軍配團扇トテ戰ニ臨テ時日ヲ占フベキ法ナド圖シタル物アリ此制何ノ代ヨリヤ起リヌラン是モ軍帥ヲ除クノ外ハ妄リニ執ル事ヲ得ズ主將賜リテ後ニ執ルベシ近キ代マデ何某ハイヅレノ國ニテ團扇許サレシナドイヒテ眉目アル事ニゾシタル此外摺扇ヲ執テ軍ニ令シタル事ナド古キ世ノ事ニ見エタレド之ヲ執ル事將帥ノミニ限ルベカラズ

和漢三才圖會云軍配團扇（方扇）大將所㆑用其德不㆑一代㆓采幣㆒教㆓士卒進退㆒代㆓干盾㆒避㆓矢石㆒略招㆑涼除㆓蚊蠅㆒也用㆓薄鐵或革㆒作㆑之黑漆透㆓明一小孔㆒以可㆑窺㆓敵陣㆒柄長一尺一寸二分有㆑紐長二尺而尙長㆓家傳異同㆒

又云團扇似㆑翳而可㆑打㆑物故稱㆓宇知波㆒蓋團扇方扇以㆑形名㆑之

又云招㆓涼風㆒團扇尋常夏月所㆑持者用㆑竹作㆑之半爲㆑柄半削㆑篾編擴爲㆑骨貼㆑紙以招㆑風追㆓蚊蠅㆒和州春日社人官隙時作㆑之甚美名㆓奈良團扇㆒

校正兼鈔錄　榊原猪右衞門源長行
編修兼圖畫　岩崎源三源常正
總　　判　屋代太郎源弘賢

や主客地をかへたる說なり
又云イヅレニモアレ後漢ノ比ニヤ出來ヌラン云々
本多忠憲云搜神記によれば新井君美の說に後漢の比にや出來ぬらんと記せるはすこしく事のそむけたる樣におぼゆ搜神記の文に太始とあるは前漢の武帝の年號なり皇朝にては崇神帝の御在位の年次にあたるべし左あれば後漢よりは少く上世より胡床は西土にても用ゆるところの器なるにや
伊勢貞丈云床几ト云フ物ハ古ノ胡床也トハ誤也床几ト胡床一物ニハ非ズ云々胡床ハ今世申樂ノ皷打ナドノ腰カクル物也其形几ニハ似ザルモノユヱ床几トハ云ハザル也胡床ト床机ト一物ニアラザルノ證內裏儀式云門部四人居ニル胡床ニ云々又云若不レ升レ殿者座ニス於幄下ニ註ニ云所司樹ニ幄ヲ於殿庭西幄下ニ安ニ床机ニ餘節准レ之云々床机ト云フ名上古ヨリアル事ヲ知ルベシ右胡床ト床几別也同書七日宴會式云若蕃客入朝云々註云其勅使蕃客ノ座有レ席ニ虎豹ノ皮ニ上施ニ床子ニ云々此床子ト云フモノ床机ト同物也
按に胡床床机の一物ならざるを論ずること處々に見えたりされども其證明白ならず內裏儀式に胡床床机の名あるを引て床机といふ名上古よりあり右床机と胡床別也といへれども兩樣の名ありとて一物ならざる證にはなしがたし且胡床は今も猿樂の皷打等が腰かける物なりといへり今猿樂の用ゆるもの古の胡床ならば天若日子のねたるとある疑はしきことなりけだし其制兩品ありて胡床床机床子等の名をかはるがはるよびしものと思はる
和漢三才圖會云將几云々大將腰掛以休息俗呼爲ニ將几ニ或用ニ牀几二字ニ不レ當ニ於理ニ云々
按に此器かならず大將の用ゆるに限りたるにあらずかつ牀は席といふ義なれば理にあたらずといへるはいかゞ

編修兼校正　岡村尚謙平遜
　　　　　　伊庭熊作源秀正
校正兼鈔錄　橋本太刀允藤原好春
校正兼淨寫　小林好太郞源直溫
校正兼圖畫　屋代次郞源通賢
編修兼校正　池野貞一郞源好謙
編修兼圖畫　志村愛助平知孝
校正兼淨寫　大河戶晋平藤原儀成

和漢三才圖會○軍陣の時大將の腰かくる具なるを以て名づく

床木

義敎公御元服記○名義字のごとし

交床

本朝軍器考引二器物叢談一○四本の足まじはりてその間をくるゝにてあかきをさするなり其足交るを以ていふならん

繩床

同上○格致鏡原引二演繁露一云唐穆宗長慶二年十二月見二群臣ヲ紫宸殿一御二大繩床一則又名二繩床一矣又引二學林一云繩牀以レ繩穿爲二坐器一卽俗謂二之交椅一也

摺疊椅（タヽミアグラ）

和漢三才圖會事物紺珠○のべたゝみ自在なるを以て名づく

小几・

和漢三才圖會○これは今猿樂の腰かくるものにてその形小なるを以て名づく

小牀

大嘗會調度圖

大牀子

同上

○正誤

本朝軍器考云風俗通ニ靈帝胡服ヲ好ミ給ヒシホドニ京ミナ胡床作レリトアレバ異朝ニハ後漢ノ末ニ出來シ物也云々イヅレニモアレ後漢ノ比ニヤ出來ヌランヲ我國ノ地神ノ代ニ此物アルベシト思ハレズサレバニヤ舊事記日本紀ニハタヾ天稚彦ノフシタリシトバカリアリテ胡床ニ寢タリシトハ見エズコレハ古事記撰バレシ時ニ此物スデニアリシカバ今見ル所ニヨリテ神代ノ事ニ此文字ヲ誤リ用ヒタル也

按に西土にて後漢の比用ひはじめしもの皇朝地神の代にあること疑はしといへるは此物西土の制を移し來れるものとおもへるによりて古事記作れる人誤り用ゆるものなどいへれども皇朝はおのづから皇朝西土はおのづから西土の制にて皇朝にてはあぐらと呼べる物の其制似たりとて胡床の字を借りしものなれば古事記の誤りには非ざるべしまた舊事記日本紀に胡床の文字なきは偶然なり且何の爲にして古事記作る人胡床の字を鑿空し入るべき

○詩歌

胡床　　虔　肩　吾

傳レ名乃外域入レ用ニ信ニ中原足欹テ形已ニ正文斜ニシテ體自平ナリ

日本書紀卷第十四

雄略天皇御製

野磨等能鳴武羅能陀該你之々符須登拖例柯擧能居登飫裒磨陛你磨嗚須

一本以ニ飫裒磨陛你磨嗚須一易ニ飫裒枳珍你麻嗚須一

飫裒枳瀰簸賦據嗚枳舸斯題拖磨々枳能阿娯羅你陀々伺

一本以ニ陀々伺一易ニ伊麻伺一

施都魔枳能阿娯羅你陀々伺斯々魔都登倭我伊麻西磨佐謂麻都登倭我陀々西磨陀倶符羅爾阿武柯枳都枳都曾能阿武嗚婀枳豆波野倶譬波賦武志謀飫裒枳瀰你磨都羅符儺我柯陀播於柯武婀岐豆斯麻野麻登

一本以ニ婆賦武志謀以下一易ニ舸矩能御等難你於婆武登蘇羅瀰豆野磨等能矩你嗚婀岐豆斯麻登以府一

○釋名

あぐら

古事記日本書紀旁訓水鏡倭名類聚鈔○古事記傳に揚座の義ならんといへりけだし座の高くあがりたるをもつてかくよべるなり今安坐するをあぐらといふ恐らくば胡床に座する時のさまなるべし

床几

出陣聞書○按に今のつくえの類なり几の形をつくりて人の坐とする故坐の几といふ意なるべし

床机

內裏儀式隨兵日記○机は几と通じ用ゆれば床几といふ同意なり

胡床

古事記日本書紀內裏儀式倭名類聚鈔引ニ風俗通一三箇重事鈔○胡は夷狄なり床は席なりこの器もと夷狄の器にならひて作れるを以て名づく

床子

內裏儀式延喜式倭名類聚鈔引ニ本朝式一東鑑○ゆかといふことなり子は助辭なり

呉床

古事記○呉も夷狄の義なり

將几

隨兵日記云床机の高さ一尺二寸上の廣さ人によるべし但黑くぬるべし

又云隨兵の時出仕申て床机をば御前の御門に向て同敷皮の白毛を前へなして打かけて座すべし

上賢抄云腰かくる床机の高さ一尺二寸かねの定にもあらずたかばかりの定にもあらずわが手の定也ひろさ八九寸計にするなり如レ此計被レ仰候也隨兵の時可レ用也

弓法私書云床机に腰を懸る事小者に床机をかヽへさせ右の方より行て腰を懸くべし小者の右の方の事也敷皮の白毛のくびすにあたる程に床机のたて樣敵の左へ見なす樣に立る也

又云床机に腰をかけ主人の御意の時寄て物申事あらば右の方によりて申すべし御向へ參りて申とも少し右の方へ參寄て可レ申也

又云出陣の時床机の高さ一尺二寸上の廣さ人の大小によるべし黑くぬるべし板にてさして西方の脇の下の方をもつかうがたにくるべし

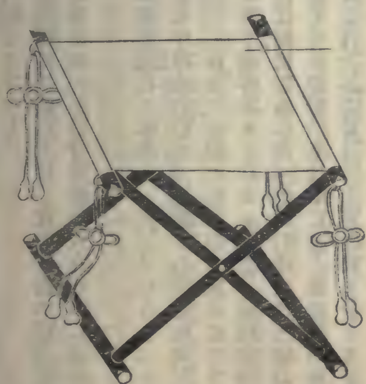
和漢三才圖會云摺疊椅(タヽミアグラ)其制似二胡床一而有レ機無用ノ時疊レ之

又云將几ハ中古之制軍中ニ所レ用ル大將腰掛テ以休息ス俗呼爲二將床一云々大抵長一尺五寸横八寸高亦一尺五寸其中間以レ釘爲レ機可レ折二疊之一臀當ル處張レ革

又云尋常凳(クラカケ)之小ナル者亦名二小几一只稱二腰掛一可矣

搜神記云胡床貊槃翟之器也羌煮貊炙翟之食也自二太始一以來中國尙レ之中貴人富室必畜二其器一吉享嘉賓皆以爲レ先戎翟侵二中國一之前兆也

外宮御神寶圖所載牀木



又石清水御幸儀云公卿着ニ同廊門ヨリ以東ノ座ニ諸衛着ニ門外ノ胡床ニ

和名類聚鈔云 風俗通曰靈帝好ニ胡服ニ京皆作ニ胡床ニ此間名ニ阿久良ニ

又云本朝式云行幸用ニ赤漆床子ニ

天龍寺供養記云此間覺觀上人對面未𨗈事已ニ近付之由風聞之間參ニ寺門ニ於ニ惣門ノ前ニ下レ車ヲ件門右西上北面列居不レ交ニ他人ニ守護武士數十人左立ニ出仕人々車ニ歩進ニ山門前ニ左壇下西上南面守護官人佐渡大夫判官秀綱敷ニ床子上敷ニ祗候至ニ彼前ニ下レ裾小揖秀綱脱ニ床子ニ揖

三箇重事抄云御卽位の日は大極殿の高御座よそひかざる左右近衛次將の胡床常のごとし寛永七年御卽位記もこれに同じ

義敎公御元服記云永享二年七月二十五日甲子申刻天晴風靜大將御拜賀供奉行列出仕人々伺候幷蹲居次第侍所帶ニ甲冑ニ于レ時赤松大夫入道性具依レ爲ニ法體ニ擬酌舍弟伊豫守義雅勤ニ其役ニ良從三十騎召ニ具之ニ義雅着ニ淺黃絲ノ鎧ニ帶ニ金刀金太刀ニ握ニ重籐ノ弓ニ負ニ大中黑ノ箭ニ甲床木等ヲバ僕持レ之

東鑑云將軍家御上洛ノ事有ニ其沙汰ニ來ル十月三日御進發必然之間路次供奉人已下ノ事被レ定レ之云々御床子御敷皮信濃次郎左衛門尉行經

古實條云床木の高さ一尺二寸なり但男の大小により一二寸延よせすべし

同異本云隨兵の時床几は一尺七寸高さひろさ九寸左右へのながさ一尺二寸五分但人のせいによるべし法寸不審猶考べし

出陣聞書云床机の事高さ一尺二寸なり金の一尺二寸にはあらず主人の(手ノすナリ)取やう也黑くして光色のなきやうにあるべしぬるでを以て釘を削り所々にさすべし此木樣ある木也勝(ニカ)軍木といふ木也可レ秘床木の立やう殿中には四足御前へ向へ立べし或は又三職以下我より賞翫すべき親類の事は申に不レ及其外の座上に床木を被レ立たらば引のけて別に我とせうぎを直し見計らひて可レ立敷皮を皆懸られたるがかけられずかくる人もありかけざる人もあらばかけべし我と取てさあらぬ樣に可レ懸白毛を前へなして毛の方を表へなして懸べし白毛をさあらぬやうに足にて敷くべし

貞丈云ヌルデノ釘ヲ打ツ事勝軍木ト云フニヨリテ祝ノ意ニテ打ナルベシ然モ無用ノ釘也打ツベカラズ此床机ハ四足アリ机ノ如シ卽床木也

又云軍陣にて床机に腰をかくる時は足を八文字にふみて南向なり

胡床ニ云々

又（踏歌節會）云內辨起レ座云々二間ヨリ斜行列ニ左近將胡床ノ（本ノマヽ）南頭ニ（南去七尺西六寸）

又（相撲召仰）云相撲召合スマヒメシアハセノ裝束云々各第三間ノ壇置ニ打橋ヲ其ノ廂各北第一ノ間ノ砌ノ上ニ置ク白木ノ床子三脚ヲ爲ニ出居ノ將佐ノ座ニ云々北第一間立ニ胡床ヲ爲ニ次將座ト

又（新嘗祭）云運ニ積祿物ヲ南儀ニハ同門ノ東西ノ掖壇上ニ立南殿ノ南庭當ニ殿東第三ノ間ニ去ルコト砌ヲ二許丈ヨリ以南ニ立ニ左近ノ次將ノ胡床ニ云々其東ニ立ニ爲官人ノ胡床ヲ

又（豐明節會）云大歌別當下殿下ニ東階ヲ到ニ承明門外ヲ着ニ左兵衞陣門東一間壇上胡床ヲ仰ニ左兵衞官人ヲ令レ召ニ歌人ヲ云々掃部寮以ニ床子ヲ列ニ立門內ニ（別當座在ニ舞臺巽ニ）別當以下就ニ件床子ニ

又（同上）云大歌ノ別當下殿（先例欲レ下間稱ニ馬鼻向ニ盃酒數行云々）下ニ東階ヲ到ニ承明門ノ外ニ着ニ胡床子ニ件ノ胡床ハ在ニ左兵衞ノ陣內門東ノ一間ノ壇上ニ仰テ左兵衞官人ニ令レ召ニ歌人ヲ云々掃部寮以ニ床子ヲ列ニ立ス門內ニ（別當座在ニ舞臺巽ニ）別當以下就ニ件ノ床子ニ大歌

又發ニ物ノ聲ヲ

又（同上）云大歌ノ別當下殿シ到ニ承明門外ニ着ニ胡床ニ仰ニ左兵衞ニ召ニ歌人ヲ大歌列立シ別當立別當引テ歌人等ヲ立ニ舞臺ノ南頭ノ外ニ發ニ物聲ヲ掃部以ニ床子ヲ列ニ立門內ニ

又（法勝寺御塔會）云公卿着ニ金堂ノ南子午廊南端座ニ左右ノ近衞陣ニ南壇ノ巽坤ニ立ニ胡床ヲ

又（御即位）云伴左佐伯右帶劍シ着ニ五位ノ禮服ヲ率ニ門部三人ヲ（不レ帶ニ弓箭ヲ）人レ自ニ兩門ヲ居ニ會昌門ノ內左右ノ廂胡床ニ

又（大嘗會）云王卿着ニ外辨ニ內侍臨レ檻ス此間將監以下外ニ胡床ニ平伎云々（按に伎は伏か）

又（東宮御元服）云一宴會以前ニ立ニ左右近（本ノマヽ）胡床ヲ事

又（臨時競馬）云少納言退レ左經ニ殿ノ後ヲ著ニ馬出ノ床子ニ即給ニ大皷鉦皷ヲ（近衞官人立レ之）大監物即着ニ標下ノ床子ニ次毛付ノ馬允持レ札立ニ埒ノ東西ニ次員差ノ府生着ニ胡床ニ（左埒西右埒東）各先貫ニ箭一筋ヲ立ニ座前ニ（按に埓は埒の誤りならん）

又云王卿着レ幄ニ云々次將傳テ召レ之（次將起ニ胡床ヲ承レ之到ニ幄下ニ告レ之寛平七年神泉右將監春仁召ニ親王大臣ニ云〇按に神泉の下苑の字を脫するか）

又云次員判出（籌ニ左右府生各一人（本ノマヽ）許陣趁ニ立埒西邊ニ隨ニ勝負ニ判ニ其籌ヲ左在ニ馳道ニ南右在ニ馳道北ニ近衞各一人執ニ胡床ニ趁而賜レ之康保二員判先出次毛奏出）

又云次各奏（將監一人取ニ射手牘ヲ走ニ立埒門南ニ奏レ之一度奏後近衞一人取ニ胡床ヲ趁而賜レ之）次第射訖次的立等退（不レ撤ニ胡床ヲ）次右近ノ的立「如レ左（將監立ニ埒門北ニ自餘如レ左）右近躬訖（的立近衞等不レ列退爲レ便立ニ帶刀的ニ也但撤ニ胡床ニ）次帶刀名奏（埒進一人執レ牘出レ自左近陣南ニ立奏立ニ左近將監立所ニ便用ニ其胡床ニ）

賀多氣爾志斯布須登多禮曾意富麻幣爾麻袁須夜須美斯志和賀游富岐美能斯志麻都登阿具良爾伊麻志云々

日本書紀繼體天皇云於ㇾ是ニ男大迹天皇晏然自若踞ニ坐ス胡床ニ齊ニ列ス陪臣ニ既ニ如ニ帝坐ニ持ㇾ節ヲ使等由ㇾ是ニ敬憚傾ㇾ心委ㇾ命ヲ冀ㇾ盡ニ忠誠ニ焉

又用明天皇云馬子ノ宿禰卽便隨ヒ去到リ於磐余ニ而切ニ諫ム之皇子乃チ從ㇾ諫ニ止ム仍テ於ニ此處ニ踞ニ坐シ胡床ニ待ニ大連ヲ

又敏達天皇云十四年二月丙戌物部ノ弓削ノ守屋ノ大連自ラ詣リ於寺ニ踞ニ坐胡床ニ斫キリニ倒シ其塔ヲ縱チ火ヲ燔ヤクㇾ之幷ニ燒ニ佛像與ニ佛殿ヲ

水鏡云つかさ／＼御迎に參りたりしにこの王おどろくく御けしきなくしてあぐらにしりをかけて御まへに候人々かしこまりうやまひ奉る事おほやけのごとくなり

太神宮儀式帳云荒祭宮神財八種云々吳床一具漆塗長二尺三す

內裏儀式云二日未ㇾ辨ㇾ色ヲ諸衞各勒シ所部ヲ立ニ大儀仗ヲ於殿庭及諸門ニ門部四人居ル胡床ニ

又云若不ㇾ升ㇾ殿ニ者座ス於幄下ニ云々注云謂フ五位已上前一日若當ㇾ朝所司樹テ幄ヲ殿庭西幄下ニ安ズ床机ニ餘節准ㇾ之

又云若蕃客入朝云々注ニ云其勅使蕃客ノ座者席ニ虎豹ノ皮ヲ上施ス床子ヲ

延喜式木工寮云大床子一脚ノ長四尺五寸廣二尺四寸高一尺三寸料切釘卅隻四隻各長サ二寸廿六隻各長サ一寸五分膠一兩長功八人中功十人短功十二人小床子一脚高一尺三寸長二尺廣一尺五寸料切釘八隻各長一寸五分膠一兩長功四人中功四人半短功五人檜床子一脚長四尺廣一尺四寸高一尺三寸料切釘廿六隻四隻長各二寸廿二隻長各一寸五分膠一兩長功三人中功三人半短功四人

又左右近衞府式云凡節會御ニ紫宸殿ニ中將已下率テ近衞等ヲ入ㇾ自ニ日華門ニ將曹一人前行右入ㇾ自ニ月華門ニ居ニ胡床ニ少將已上胡床各敷ニ虎皮ニ

又同上云凡胡床三百基ノ緒ノ料緋ノ絲基別ニ八兩塗料ノ漆基料ニ一合隨ㇾ損ニ申ㇾ官ニ請

江家次第七日節會云當ニ紫宸殿ノ東第三間ニ南ニ去コト三許丈ヨリ以南ニ立ニ左近衞ノ次將ノ胡床ヲ以ニ黃布豹文ヲ覆ㇾ之北上西面其後立ニ將監以下ノ胡床ヲ其後ニ立ニ府生ノ胡床ヲ其後ニ立ニ番長ノ胡床ヲ右亦准ㇾ此

又同上云中將執ニ紫ノ幟ヒレホコ殳ヲ少將執ㇾ緋ヲ以上東西ノ面着ニ

古今要覽稿卷第二百五

●器財部

床几　あぐら　胡床　床子

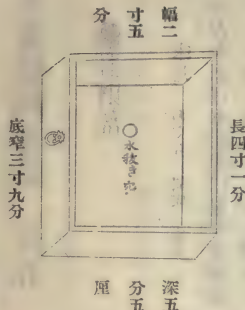
床几は古事記日本紀等に見ゆる胡床にて和訓をあぐらといへり後に西土より來る胡床といふもの皇國のあぐらにその制やゝ似たるを以て胡床の字をあつるなり西土の制をうつせるものにはあらざるべしと古事記傳にみえたり新井君美說に西土にて後漢の靈帝の時はじめて作れるもの皇朝地神の世にあるは疑はしきなど紛々の論あれども古事記傳の說を得て是等の疑釋然たり扨此器の初て見ゆるは天若日子の射たる矢を高木神つき返し給ふに胡床にいねたる天若日子にあたりて死すと（古事記）見えたるぞ初めなる西土にては胡床は戎翟の器なるが太始以來中國にても用ゆと（搜神記）いへり太始は前漢武帝の年號なればこの比より用ひはじめたるなるべし其用は禁庭にて公事を行はるゝ時官人腰をかくるともありまた戰陣の時大將胡床にゑりうちかくるともありその形狀は俗間納涼に用ゆるだいに類するもあり今猿樂鼓打の腰かくる形の物もあり天若日子あぐらにねたりとあるは大嘗會調度圖等に見ゆる床子にて隋の時に交床といひ唐の時に繩床といふ類は今猿樂の用ゆる器なるべしけだし其制二種ありて又摺疊椅といふは猿樂の用ゆる器に類して後に倚かゝる物あり後世の倚子などの狀ゑたるものにてのべたゝみ自由なる物なり床机の高さ一尺二寸上の廣さ人の大小による等のことは下文に詳なり

古事記云取其矢自其矢穴衝返下者中天若日子寢胡床之高胸坂以死

又云天皇幸行吉野宮之時吉野川之濱有童女其形姿美麗故婚是童女而還坐於宮後更亦幸行吉野之時留其童女之所遇於其處立大御呉床而坐其御呉床彈御琴令爲儛其孃子爾因其孃子之好儛作御歌其歌曰阿具良能加微能美弖母知比久許登爾麻比須流袁美那登許余爾母加母則幸阿岐豆野而御獵之時天皇坐御呉床爾蟈咋御腕卽蜻蛉來咋其蟈而飛（訓蜻蛉云阿岐豆）於是作御歌其歌曰美延斯怒能袁牟漏

月夜明りの遠目には矢種つきじと思はせたる臨事の知勇なるゆゑに調度掛など致すには箙の梅といふことを大に忌むなり文化甲子の冬予が自製せし函箙は源氏累代の遺制にして是まで諸書に見えたるもの葛箙（延喜式）　柳箙（職人盡歌合）　塗箙（今昔物語）　猪皮箙（後照念院殿裝束抄）　逆顏箙（玉海）　貞盛形箙（武用辨畧）　平胡籙の箙（太平記）　花箙　角箙　筑紫箙　短册箙（以上弓道私記）　竹箙（玉帚）此等の形とは格別也此函に付たる引出し函小硯筆紙など入るべきため也さなくば此はこ何の用にか立べき今其引出しの圖を出す考へゑるべし因に云當今の武士國家治平の化に乘じ武器を制せずして衣服を制するもの多しいかなる心ぞや太平に武をわすれざるは武士のならひなり白石は君の御在地に地震ありし時早速に掛付御窺ひ奉りし功により君より金子五十兩を賜りし時直に火威鎧をつくられしこと彼人の手記にみえたり凡武士はかくあらまほし

函箙引出



按に函箙の引出しに小硯を納めし事諸書に所見なき上に傳來明らかならざれど源氏累代の遺製といふこと信じがたし

或家藏小硯匣圖 依二元様一 內外黑漆以レ丹繪レ兎



○釋名

やたての硯

源平盛衰記太平記

やたて [illegible]

源平盛衰記○旅行に持つ具なり按に人に事をつげ自ら書記するために佩るなり箙の函は矢くばり矢ゆひの皮などいるゝ爲のはこにて筆墨を入るべき料に設けたるにはあらざるべけれど餘地あれば自ら筆墨をも入るゝことになりたるべし箙は矢をたつる器なる故に矢立の硯といひつひには畧してたゞやたてとのみもいひしなるべし

小硯ばこ

平家物語

こすゞり

保元物語○みな箙の箱にいるゝものなり箱に入れたる硯またはこなくして唯硯ばかりもいれたるものとみゆ箙の箱は外にもいるゝものあればさまたげにならざる様ちいさきすゞりまた硯ばこをいるる故ゑかいふにや [illegible]

○正誤

茅窓漫錄云無佛齋が好古小錄に小硯函のことをゑるし古本平家物語に覺明箙のほうだてより小硯ばこたたう紙とり出し木曾殿の御前にかしこまりて願書を書といへるは箪箙函にはあらじ函箙の引出し函なり此函に常は矢くばり矢ゆひの皮など入れ置れど戰場へは小硯筆紙など入るべき用意なり梅干を入るゆゑ箙の梅といふ人は故實をゑらぬ妄説なり源太が箙の梅は大勢に取まかれ矢種をつくせしゆゑ敵にあなどられんことをおそれ咲亂れたる梅花を箙にさしこみ

好古小錄云或人ノ隨筆ニ近家宿禰語テ云フイニシヘ筆簾ニ函ナシ小硯ノ函ニイレテモチシ人有シヨリ函ハイデキタリシトゾ此ハヤゴトナキ人ノ古キ記文ニミエシヲ語ラセタマフヲ傳ヘ侍ルユメ〳〵モラシタマフベカラズ云々後三年軍記ノ畫ト此隨筆トヲ以テミレバ今ノ筆簾函ノ如キコト知ルベシ云々

按に筆簾の入るべき長さにては箙のほうだてに納るべきやうなし後三年の畫に見えし所も蓋の開きたる勾配にて推考するにさのみ長きものとは思はれず長きものは自ら別なるべし○再按に長き匣ならんにはほうだてに結付などもせしものにや

愚得隨筆云近世製作ノ箙ニ引出シノ筥ヲシテ硯筆墨等ヲ入ル武田信豐傳ノ箙ニモ引出ノ筥アリ是古風ニ非ズ硯墨筆ハ小キ袋ニ入レテ緒ヲ付ケ箙ノツルニ結付テ其袋ヲ矢ノ後ロニ押シ挾ミ置ク事古風也

又云ホウ立ニ硯ヲ入レ是ヲ矢立ノ硯トイフ腰ニモサセ懷中ニモセヨ筆墨ヲ持ツヲバ矢立トイフハ此緣也

又云硯ヲ入シヲ箙トイヒ硯ノナキヲバ胡籙ト云フ也

小硯匣

平家物語に小硯ばこと見え保元物語にはたゞにすゞりとばかりも見えたり箙のほうだて（やたてといふもおなじ）より出すと（平家物語）見えたればやたてすゞりのこと疑ふべくもあらず

平家物語（木曾願書條）云願書を一筆書て參らせんと思ふはいかにとの給へば覺明此義尤然るべう候とて馬よりおりてかゝんとす云々箙のほうだてなり小すゞり箱（印本箱の字なし）たゝうがみ取出し木曾殿の御前にかしこまつて願書を書く云々

文安年中うつす所の平家物語にはえびらより小硯たゝう紙取出しとあり

保元物語云さいきやうこすゞりをとり出してほとりのまつをけづりてぞかきつけける

弘賢家藏小硯匣圖（依二元樣一黑塗內赤漆）



古今要覧稿巻第二百四

●器財部

やたての硯

やたての硯は箙の矢立に入おく硯なる故に矢立の硯
と(源平盛衰記太平記)いひしを後にはたゞ矢立とのみもいふこ
とになりたり小き硯石を入るは常のことなり又匣に
入れしも見ゆ當世用ゆる銅にて作り腰間に帶るもの
はいづれの頃よりはじまれるにやいまだ詳ならずい
づれにも近世のものなるべし軍中などは居處も定ま
らず且俄に告知らすることなどありて書札往復等の
ために筆墨のなくて叶はぬことなれば源平合戰
　按に古より兵亂なきにあらざれども保元の頃を盛
　りとす故にその前の書に所見なき歟
の頃より用ひはじめて後には事なくして他に行くに
も用ひたるものなるべし

源平盛衰記(高綱渡宇治河條)云御曹司河ノ邊チカク高矢倉ヲ
造ラセテ此上ニ登テ四方ヲ下知シ給ヒケリ矢立ノ硯
ヲ取リ寄セテ宇治川ノ先陣ト剛ノ者ドモヲ次第明々
ニ注云々

又(師高流罪條)云時忠卿ハ少シモサワギ給ハズ大講堂ノ庭
ニ進ミ出デ懐中ヨリ矢立墨筆トリ出シテ所司ヲ招キ
硯ニ水入レ疊紙ニ一筆書テゾ給ハリタリケル

又(新八幡願書條)云願書一紙社殿ニ參ラセバヤト存ズソレ相
計ラヒ玉ヘト云覺明馬ヨリ下リ木曾ガ前ニ跪テ箙ノ
中ヨリ矢立硯取出シ墨筆ニ和シテ染メタヽウ紙ヲ押
披キテ古キ物ヲ寫スガ如ク按ニモ及バズ之ヲ書ス

又(三箇馬場願書條)云覺明ハ矢タテ取出デ、旨趣ヲ顯ス其狀
云々

太平記(高氏願書を篠村八幡宮に籠らるゝ條)云一紙の願書を獻せばやと宣
ひければひきだの妙玄鎧の引合よりやたての硯を取
出して筆をひかへてこれをかく云々

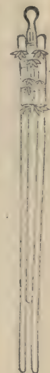
本朝軍器考補正云箙ニ矢立ノ硯ト云フコト古ニ多ク
聞エシ後三年ノ書巻物ニ見エシハ箙ノ筐ノ如キ硯
ノ筺ヲ畫ケリゲニ如レ此ナランニハ箙ニ添テ帶セン
ニ便ヨカルベキ也今ノ筺箙ノホウダテノ内ニ硯筺ヲ
作リコメタルアリ古キコトヽモ想ハレズ此比ニ造リ
出セシ事ナルベシ

モセヨ刀ニモセヨ緣頭ト梗槩トハ同ジ模樣ニ作リオク故物ノ割符ニツカハス事アリ譬ヘバ軍中和睦ノ使ヲ務メ無ニ異儀ニ證文ヨリハ腰ニ帶シタルモノヲ互ニ割符トシテ取カハス類是也坊主首髪ヘ名札付ラレヌユヱ耳ヲ通シテ名札ヲ付ルトキ梗槩ニテ穴ヲアクル全體梗槩ノサキトガラセ置ベシサテ陣屋ニテ壁ニ物ヲ掛ル時ナド梗槩ヲ打テ用ヲタス事多シ陣屋ノシマリニモ是ヲサス也右ノ分ハ梗槩ノ四用ナリ戸尻ノシマリニスルコトハ後ノ事ニテ四用ノ內ニアラズ目錄ニ五用トアルハ梗槩全體ノ用何ヨリ揃タルト云フ事並ニ梗槩ト云フ名目知モノ希也是今ノアリサマヲ論ジテ古ノアリサマヘカヽリテ考ヘザルモノナリ夫古ハ今ノ如キ蒼頭無レ之スベテ惣髪也陣中ハ髪ヲ不レ結是冑下亂髪ノモノ故也然モ陣屋ニテハグル〱マケニシテ冑ヲキル時是ヲ亂スソノマケテ居ル間梗槩ニテマケテ居ル也夫故ニカウガイト云フ名アリ云々

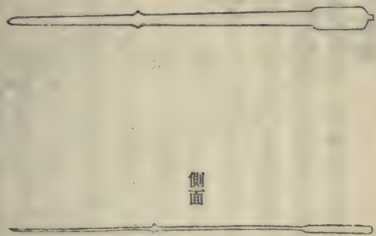
按に髪にさすはかんざしなりかうがいの本用にあらず又四用の內に壁に打物を掛るといふも無稽なり

又曰刀にさすわりかうがいの事いにしへは男の髪長く上へくヽりあげて常はかうがいにてとめたり兜など着る時は髪を亂しそのかうがいを太刀にさすやうに拵へたり故にかうがいの名殘れり其故を知らざる人かうがいの事いろ〱の說あり又先を耳かきの樣に拵たる也全く耳かきにあらず惡馬に乘る時用ゆる具なり今も京の北八瀨といふ處は皆元服せず老若ともに髪を殘し上にてたばね居るは日本の古風此一ところに殘れり今の如く元服せしは近き頃のことなり此かうがいのこと琉球人をみるべし上官の分は皆かうがいにて髪をとむるこのごときたぐひなり按にいふところみなかんざしの用なりまたわりかうがいはいと後の世のものなり

同上義政公短刀所插笄之圖



同上平松家傳來竹笄之圖



○釋名

かうがい

源氏物語明月記十訓抄寢覺記宗五記條々聞書上賢抄犬追物日記古實集○按に本名かみかき也かうがいといふは言便なりふるくより髮をなで頭の痒をかくに用ひし物なり又刀にさす事も大納言行成卿の守刀にさしたるかうがいぬきとりてびんかいつくろひてと十訓抄にみえたればいとふるき事なり常に刀にとりそへて持は事の便なるによればなり今婦人のかんざしといへるものはむかしのかうがいの事なり作る所ことなれども利用ほゞ相おなじ

搔鬢㕞

和名類聚鈔

勁㕞

今昔物語文選

笄

布衣記東山殿年中行事

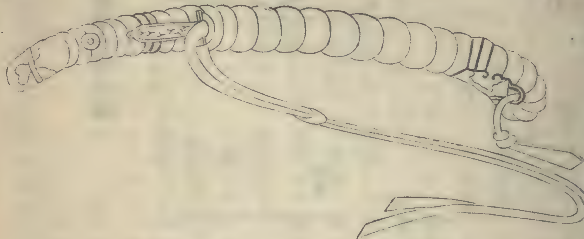
面持

笄の異名なりと故實集にみえたり

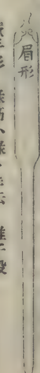
○正誤

多田秋齋曰太刀刀ニ揷添ルトコロノ梗槩ハ一ニ軍中ニテ物ヲトヅル用トナル甲冑ノ損ジナド小刀ニテ通シテハ損ズルユヱ梗槩ニテ穴ヲ明テトヅル也太刀ニ

陸奧守義家朝臣海老鞘卷短刀笄之圖



古實集所載髮搔之圖



集古十種所載足利尊氏公笄之圖 大塔宮所賜



同上楠正成短刀所插笄之圖



宗五記云腰物つかがはこしもとかね小尻柄頭のみ入つかぐちはゞきかうがいめぬき云々

條々聞書云公方様の御腰物はさやぬりおとしつかがはこしもと金云々御かうがい之やくどう

上賢抄云刀はさやまきめぬきかうがいは之やくどうさげ緒はひきめ皮也

東山殿年中行事云御劔ハ柄鞘共三尺五六寸アリ金具各赤銅鞘梨子地目貫桐ノ丸燒付笄桐也

犬追物日記云疏にかゝりたる矢の近所にかうがいを立て取除て點を渡して矢をもとのごとくに直して横點より寸を取るべし疏にかゝりたるといふとも十文字の沙汰なるべし（按にかうがいは髪をかくが本なれども時に臨てかゝる事にもかりもちゆるにや）

古實集云かうがいのことほそき方ひとのうけ取候様に渡し候（有レ圖奥に出す）犬追物撿見の時箭の印に用る秘事あり義經朝臣の笄の枕（道中にて笄を疊にさしそれに大小の下緒を通して其上に枕をするを笄の枕といふと）て大事ありなどいふ皆是枝葉の事也又或説に永祿六年の秋巣股陣取に福富平左衞門が金龍の面指をうしなひたる事あり面指は笄の異名也

伊勢貞丈曰勁敍は髪かきなり髪の中のかゆき時髪をもかき鬢のそゝけをもなでつくべき爲なり本の方に耳かきあり耳をもかくべき爲なりかうがいは鐵にて作らずいづれも赤銅にて作るなり烏帽子をかぶり冑をかぶりたる時はかうがいを押まげてかゆき所までとゞけてかくべき爲に赤銅にて作りおしまげらるゝ様に之たる物なり今の世常に烏帽子かぶる人もなければ梗槊の用ひかたを之らざる人多し秋齋の説に梗槊五用ありといへり又此外に其用品々あり或は一具ゆがけ緒を結ぶに用ゆ亦環付たるは首を取たる時其環へ緒を付て針にして首の口より切口へ緒を貫く或は義經の笄の枕とて旅店に寢る時かうがいを疊にさして大小刀の下緒を結び合せてかうがいに掛て下緒の上に枕する亦犬追物の矢沙汰の時の矢の之るしにかうがいを刺して矢を取のけて沙汰する事あり此外に何にも彼に相應のことに用ゆべきは時に臨みて人の頓智にて用ゆべし然れども皆是かうがいの本用にはあらず

古今要覧稿卷第二百三

●器財部

かうがい　搔鬢剡

かうがい本名は加美賀岐といふ和名類聚鈔しかるをかうがい源氏物語とよぶは言便なり今昔物語に鞘より勁剡を取出してとあり又これを刀に具すことむかし行成卿の守刀にかうがいをさゝれしことあれば十訓抄いとふるき事なり扱かうがいの用は髮を撫で頭の痒きを搔などするものなりされば常に身にそへて持べきゆゑに刀に具するは便利なればなり刀に具するにつきてさまぐ\の故實ありなどいへるは末のことなり

和名類聚鈔冠帽具云搔鬢剡文選云勁剡理鬢李善云通俗文所ニ以理レ鬢謂ニ之剡一也剡音雪釋名云𩮞音盜導也所三以導ニ搔鬢一搔音歷和名加美賀岐○按に髮搔俗云ニ加字加以一髮神等隨ニ音便一云ニ加字一岐與以通

源氏物語まき柱云つねによりゐ給ふひむがしおもてのはしらを人にゆづる心ちし給ふも哀にてひめ君ひはだ色のかみのかさねたゞいさゝかにかきてはしらのひわれたるはざまにかうがいのさきしておしいれ給ふ云々

今昔物語鈒剡返レ男語云今は昔右近の陣に春近といふ舍人有けり云々鞘より勁剡を取出して手の爪のうへにたてゝ井のうへにさし出し四五十度ばかりかへしけるを云々按に勁剡は刀の鞘の上にさすかうがいなり

明月記云正治二年十二月廿日若君御元服云々御髮を搔返すにはかうがいにて取分て左髮を梳て云々

按にこゝにいふ搔鬢其用はおなじけれども髮具に添るものならん刀にさすにはあらざるべし

十訓抄云大納言行成いまだ殿上人にておはせし時實方中將いかなる憤かありけん殿上人に參りあふていふこともなく行成の冠を打落して小庭になげ捨てけり行成少もさわがずしてとのもの司をめして冠とりて參れとて冠して守刀よりかうがいぬきとりてびんかいつくろひて云々

布衣記太刀ニ扇之事云太刀ハ衞府之太刀五位之時平鞘ヲ用ユ弦袋弦卷の事也ヲサス次ニ刀ハ鞘卷下緒ハ鎌倉下緒也笄同鎌倉次扇如レ常云々

寢覺記云大納言行成卿云々十訓抄に同畧レ之

河海抄云萬葉に婆利袋これは給りぬすりぶくろいまはえてしが翁さびせんとありはりは玉也すり袋はすき袋也きとり五音横通の響也按にすり袋はすり火袋のつゞめ也ひふの約めふとなる今もすり火打と俗に云へり

敦忠集

ちかもりかうものゝつかひにていくにかねのひうちほくそにちんをしてをくすりたるぬのゝ袋に（弘賢曰をくすりたるとはいかなることにやもしあをくといへるあ文字の落たるにや）

うちつけに思ひいづこや古郷の
忍草にてすれるなりけり

公忠集

ゐ中へくだる人のもとにしろきふくろをあをきものしてすりてひうちを入てやるとて

うち見てはおもひ出よと我やどの
しのぶ草してすれるなりけり

ひうちげ

ひうちげは燧筒なるべし今も越後國の農家にてホクチをいれて腰に佩る物あり木にて壺のかたちちいさくつくりて口をかたくせしものなりふか田にいりて水にひたりてもホクチのしめらぬためなりといふこれ火うち筒といふべきものなり又當國兒玉郡にてホクチをいるゝものをヒゲンといふこれは火打筒の轉せしなるべし

大和物語（僧正遍昭の事かける所に）云あやしうたふとき法師の聲にてどきやうしだらによむこのをのこまちあやしがりてつれなきやうにて人をやりてみせければみのひとつをきたるほうしのこしにひうちげなどゆひつけたるなんすみにゐたるといひけり

○釋名

燧袂

利休茶道具圖繪○袂は類篇に劔衣也とみえたりさればふくろの義なりよりてかゝり用ひたるものなるべし

うきよ袋

うきよ袋は三角に縫ひたる火打袋なり夏山雜談うきよは御清の誤にて火は物を清むるに用ゆる故神前に物を奉るには切火を打ちかくることあり其意をとりて御清袋とはいへるなり

夏山雜談云燧袋ハ三角ニヌフモノナリ云々昔ヨリ火ウチハ旅行ニハ必持チシモノナリ陽氣ヲモトムルモノナリ神事ニハ火ヲ改ムルニヨリテナクテハナラヌモノナリ穢レタル火ナリトモ燧ヲモミテ火ヲウチカケテ清淨ニスルコトモアリ陣中ナドニテハ專用ノモノナリ又昔旅立ノ人ニヒウチヲ馬ノハナムケニシタルコト古書ニミエタリ

燧帒花鶯談云昌都が話に浮世袋は御清袋なり云々

○釋名

うきよ袋

燧帒花鶯談○三角に縫しをいふこれもと火打帒にて御清(オキヨ)袋といひもしけんを後にあやまりてしかいふにや

○正誤

夏山雜談云燧帒ハ三角ニヌフモノ也三角ハ火ノカタチナリ昔ヨリ火ウチハ旅行ニハ必持チシモノナリ

燧袋花鶯談云三角は則火のかたち浮世袋はあやまりなり

按に二書所謂火のかたちと釋せるはいかゞあるべき火うちの形三角なる故に袋を三角に縫ひたるが則火の形に叶へるなり

すり袋

すり袋また火打袋なりすりは色をするといふことにてしろきふくろをあをきものしてすりてと公忠集見えまたをくすりたるぬのなど敦忠集といふこれなり本居宣長は簾袋(スリブクロ)といふ説をも引けり

○和歌

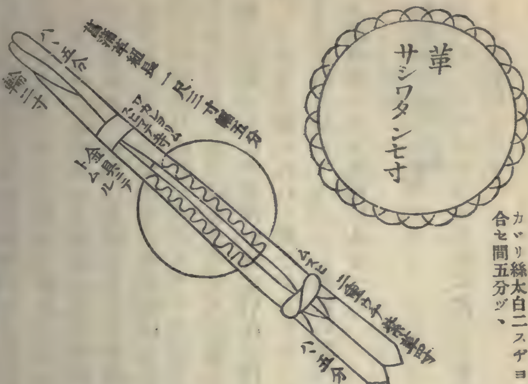
萬葉集卷第十八

波理夫久路己禮波多婆利奴須理夫久路伊麻波衣天之(ハリブクロコレハタバリヌスリブクロイマハエテシ)

可於吉奈佐備勢牟(カオキナサビセム)

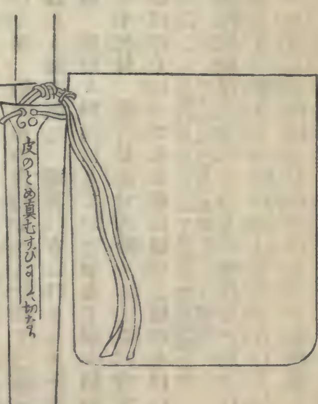
畫圖などを得つれば其形寸尺を定法とおもへるおほし云々

義家朝臣火打袋圖　エビガラヅクリノ太刀ニカケラレシトイヒ傳フ



カヾリ絲太白二スヂヨリ合セ間五分ヅヽ

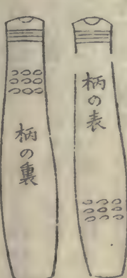
利休茶道具圖繪　燧袋井指柯圖

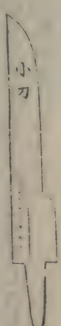


此皮眞がはにて兩ふすべ長さ一寸

竹の小口の圖







燧袋花鶯談云或說云青砥左衞門が火打袋を千宗旦が傳て宗旦が弟子山田宗遍傳來す燧袋に入るものは艾雨角に入香火打錢藥は小き印籠に入て此內に納云々言滿按宗遍傳來の燧袋に提鞘小刀あり其提鞘は宗遍が作也又曰今茶人の愛玩する所の物はきれを用ゆ土井利往曰燧袋刀に付るにはクリカタにつくるよし所見ありしからば袋の紐をクリカタに通し其餘をば鞘に卷て結置べきにや甲胄の時は引合の內に入べし太刀につけなば雨にぬれて用ひがたかるべし古製の鐙ならば脇楯の緖にてつくべし後世の製ならば藥入といふ所草摺にあり其內に入るべし

○和歌

後撰和歌集卷第十九羈旅歌

みちのくにへまかりける人に火うちをつかはすとて書付侍りける

貫之

をり／＼にうちてたく火の煙あらば
心さすがをしのべとぞ思ふ

爲家卿抄云さすがは腰刀也燧をさげたりといへり

弘賢曰この歌の詞書家集にはもろきの少將ものへゆく人にひうちのぐしてこれにたきものをくはへてやるによめるとあり

指柯燧袂の寸法

燧袂　縱五寸八分縫立なり　橫五寸四分縫立なり地をらんだもめん裏このみ次第　緖色こんびろうど四打長さ五尺二つに折り圖の如くに付る　緖通し穴口より一寸三分の所に付る　小刀長三寸五分（但圖のごとく小刀先を丸くはだ付る）　同柄長三寸八分　同はゞ七分　同厚さ四分半　木口にて五分に三分半　木口より二分置てはり金にて卷　柄の表の方頭より八分置て三筋三刀づゝ刻目あり圖の如し　同裏の方に口より八分置て刻目同所　惣形り四角にしてかどを丸く削り柄頭も同所桑の木色付　筒の長五寸八分　ふとさ二寸六分廻り節口の方に一つ入る底は節なし杉の小口にて底をふさぐなり（弘賢曰此書は元祿十四年不審庵宗編上木せる所なり卽花鶯談にみえし物なり）

悠然院殿御說云すべてのもの寸尺など定まれる事は中世よりの事なり中頃以前はもてならしきたる樣よりうるはしく仕出るをみやびとせる也此意よろづの事にわたりて古實の大意なり此こゝろなくてはまことの古實をしる事あたはず後の人等はふるき器古き

古今要覽稿卷第二百二

●器財部　火打袋下

腰刀につくる

今の世燧袋を腰刀にさげて佩ることはむかし日本武尊東夷征討の時御姨倭比賣命より天叢雲劒を贈らせ給ふその劒に錦の袋をさげたりこれ卽火打袋なりよりて後世腰刀に燧袋をつくることゝはなれり（小窓雜筆引二古事記裏書兼文案一）またさすがに巾着さげて佩るをさげざやといふこと（太平記燧袋花鶯談）見えたり

古事記云倭建命參二入伊勢一云々倭比賣命賜二草那藝劒一亦賜二御嚢一云々古裏書兼文案之今世俗號二火打嚢一付二于刀一者可レ爲二此因緣一也有レ興事也日本武尊發二向東國一之時先參二伊勢宮一之時倭姬命授二草薙劒一事雖レ見二日本紀一給レ嚢此書之外無二所見一歟有レ興有レ感可レ秘々々文永十年二月十四日註也（小窓雜筆引）

太平記（師冬自害條）云心モ發ラヌ出家シテ師直入道道常師泰入道道勝トテ裳ナシ衣ニ提鞘サゲテ降人ニ成テ出ケレバ見ル人毎ニ爪彈シヌ

貞丈云採桑老の樂に樂袋とてさげざやに付る是なり出家の指芽（サスガ）に巾着付てさすをさげざやといふ

又云腰刀ニ火打袋ツクル事ハ昔日本武尊東夷ヲ平ゲ給ヒシ始御姨倭姬命ノ天叢雲劒マキラセラレシニ其劒ニ錦ノ袋ヲゾツケラレケル尊相模國ニ至リ給フホドニ其國ノ夷等野ニ火放テ燒失マキラセント謀リシニ及デ叢雲ノ劒自ラ拔出テモエタル草ヲ薙ハラフ尊彼錦ノ袋ヲヒラキ見給フニ其中ニ燧ヲイレオカレタリケレバヤガテ石ノ稜ヲトリテ火ヲウチ出シ給ヒテコナタヨリモマタ火ヲ放チ給ヒシカバ風忽ニ起リテ猛火夷ノ方ニ吹オホヒテコト〲クニヤケホロビヌコレヨリシテ劒ヲバ草薙ノ劒ト名ヅケラレ其野ヲ燒ツヌノ野トハイヒケル

古事記ニハ燒遣（ヤイツ）ニ作リ日本書紀ニハ燒津ニツクレリ

軍器考餘云寶永五年三月八日京都ニ火災ノ變アリ他所ノ行幸ニヨリテ寶劒モ出タリシニ火打袋ト云フ物トテ赤地ノ錦ニテ調ヘタル袋ヤウノ物ヲ寶劒ノ鞘ニ結付云々

諸禮集云ヒウチブクロハ四十已後サグルタヾシソレトモハレノ時ハシンシャク有ベシコトニ大キナルハワロシ去ナガラ宿老入道ハクルシカラズ

忠集に白き袋にあをき物すりてと見えたるは絹帛の類なるべし敦忠集にはぬののふくろといへり青砥左衞門が錢いれけんは革にてもあるべきにやその形はさまざまあれども青砥左衞門佩る處のものは横に口ありて紐を以てその口をゐむるものと思はるさなくば錢のまろび出る樣あるまじ伊勢家傳來燧袋もこれに倣ひて作れるよしにて横面に口をつけたり

太平記（公家武家榮枯條）云柄鞘皆金ニテ打ク、ミタル刀ニ虎ノ皮ノ火打袋サゲ云々

土井利往曰火打袋の製或は革を用ひ或は錦を用ふさだかには所見なき事なれども軍中にも佩るものゆゑ革もて作れるかたまさるべし

作法

火打袋は若年の人持まじ四十以後さぐるそれも晴の時は持つべからず殊に大なるは持まじきよし（宗五一册 諸禮集）えたり

安土日記云信長十六七八其頃の御形儀明衣の袖をはづし半袴ひうち袋色々餘多付させられ御髮はちやせんに紅絲もえぎ絲にて卷立ゆはせられ太刀朱ざやをさゝせられ云々又曰其時（齋藤道三初て對面の時）信長の御仕立髮は茶せんにゆはせもえぎの平打にてちやせんの髮を卷立ゆかたびらの袖をはづしのし付の太刀脇指二ながら長柄にみごなはにてまかせふとき苧繩うでぬきにさせられ御腰のまはりには猿つかひのやうに燧袋へうたん七ッ八ッ付させられ虎の革豹の皮四つかはりの半袴をめし云々

弘賢曰この時は刀につけしとは見えず別に佩しさまなり其形もさぞ意好を用ひられけんとおもひやらる

宋五一册云火打帒は四十以後さぐる但それも晴の時は斟酌あるべし殊に大なるはわろしさりながら宿老入道はくるしからず候なり

蜷川新左衞門入道道標記云火打袋の事若き方は御前へ努々御さげ候間敷候四十以後御さげ候由それも自然病氣などにつきて御免ありて御さげ有べく候理運に御さげ有まじく候

萩原宗固曰病者に免許あるは藥物をいるゝ料也〇弘賢曰これら皆足利殿の御時の事也殊に大なるはわろしといふによれば大小さだまらず人々の意好によれるなるべし

有明袋
表さよみ裏紅絹七寸四方に縫て四の角を中央にて合樣にたゝみつけて三角にゑたるものなり緒一筋にて展縮自在なる樣にせしものなり按に是も又火打袋なり後世うきよ帒といふものは此形をうつせしなり有明帒といふ名は古書に見えたる事もなしふうぞう
日根野元直燧袋考○元直曰古へ燧袋の事をフウゾウといひたる由いかなる故にや未ㇾ詳古歌に「西行が石のふうぞう縫ならば砂子で絲をよりて給はれ」今も筑後の邊りにては燧帒の事をふうぞうといふとぞ或人のいふふうぞうとは風藏と書て今火のうちへ入て火氣を盛んにするものゝ事を風藏とも風王ともいふ此緣によりて燧袋の事もふうぞうといふとぞ未ㇾ詳
○正誤
南留別志云燧袋といふものは燧を帶るといふより起れる名なるべし其頃までは烟草も鳥銃もあるまじければ燧を身に離さず持べき樣なしとおもはる
萩原宗固云ふかく古を考へざるにこそ笑ふべし
清嚴茶話云無心所着の歌は一句〳〵別々の事を云ひたるなり萬葉集に
我戀は障子のひきて峰の松　火打帒にうぐひすの聲
按に此歌萬葉集になしもし異本に有しにやと思ふ疑もあれども此次にのせたる「法師らがひげのそりくひ馬つなぐいたくなひきそ僧なからかも」といふ歌も無心所着にはあらぬをおもひあやまりてゑるしたればこれになずらへて暗記のあやまりとおもはる或書には定家卿作といへり又猿樂車僧の間にも見えたり車僧は世阿彌宗全が作なりといふ世阿彌は康正元年に死したればその前より人口にありし歌なるべし
製作
倭姫命の日本武尊にさづけ給ひしものは錦の袋なるよし盛衰記にゑるせしかど古事記には嚢とのみ記されたればいかゞあるべき古畫に見えたる所は錦の類とおぼしきものあり古物の今に存したるには革もて造りしもあれば弘賢所藏人々の好みにまかすべきにや又公家方にては錦の類武家にては革を用ひけるにや公

清人燧袋



○和歌

後撰和歌集

遠き所へまかりける友だちに火打にそへて遣はしける　よみ人しらず

此たびも我をわすれぬ物ならば
打みんたびに思ひ出なん

安齋隨筆

先のとし布引拙齋が京へのぼり侍るといひければ火打袋に俳諧歌そへておくり侍りける　貞丈

さやまきに火打袋をぶらさげて
ぶらり〳〵と京へいかしめ

むかひ火を付るは火打この袋
よくくちしめて錢をおとすな

兼好法師家集

火打袋はさやまきの刀に付る物也

浄辨律師筑紫へまかり侍りしにひうちつかはすとて

打捨て別るゝ道のはるけきに（イを）
したふ思ひとたぐへてぞやる

○釈名

火打袋

日蓮大菩薩消息古鈔本太平記

火打嚢

古事記裏書兼文按

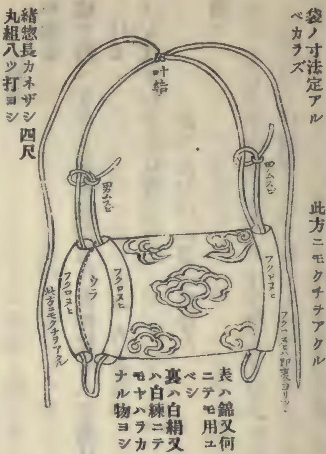
火燧袋

尺素往來

燧袋

活板太平記同音義云ヒウチブクロ○燧は火をうちいだすものをいふかねよりとるを金燧といひ木よりいだすを木燧といふその具を入る物なればひうちぶくろといふ

同上

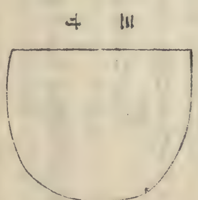


愚得随筆云右ノ圖ニ據テ新ニ火打袋ヲ縫ヒ作レリ又云太平記ニ青砥左衛門尉藤綱ガ滑川ヲ渡ルトテ火打袋ヨリ錢十文落シタリシ事見エタリ其火打袋モ右ノ圖ノ如ク横ヅラニクチヲ付タル袋ナル故紐ノシマリユルビテ錢コロビ出タルナルベシ今世上ニアル袋ノ如ク上ニクチヲ付タル袋ナラバ錢コロビ出ル事ハアルベカラズ

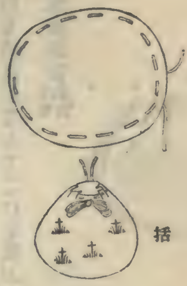
清人所用燧袋



同口開きたる圖

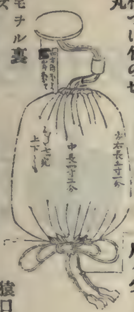


古製燧袋 津山家臣正木主馬所藏



姫路家藏燧袋 頼朝形といひ傳ふるもの是なり

上にて絲四筋となる絲色茶根つけ竹の切口節の丸



左右とも鬼こぶし片々少し長し

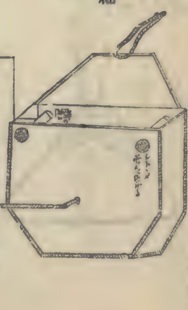
紺地のモチル裏白リンズかゝり絲たいはく絲紫

かゝり絲縫め十五なり

猿口ぶめ上下とも

松井林德所藏燧袋

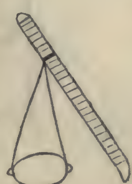
表阿蘭陀木綿
裏茶丸
絲不レ殘茶色



此管へひもを通し上にて四筋になるを一所にしてぶとゞめにてとめる

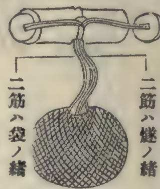
かんぜぬい

愚得隨筆所載燧袋圖



愚得隨筆云人ノ家ニ古キ火打袋也トテ持傳ヘタルモアレドモ皆此形トハ違ヒタリ此圖ノ形コソ甚ダ古キ形ナレ

越後國農家所佩燧袋圖



木綿絲を以て網を製す底は革を用ゆ色は好にまかす或は縹一段白一段或は紺白二筋を用ひ袋に燧と石とを納れ竹筒にホクチを入る中に節をこめて兩口なり蓋は木を用ひて造る大小長短好にまかせて定なし農人耕作に出る時はかならずこれを佩ぶといふ

江原親章藏燧袋以毛皮製

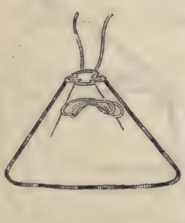


有明袋



眞野是翁所傳燧袋圖

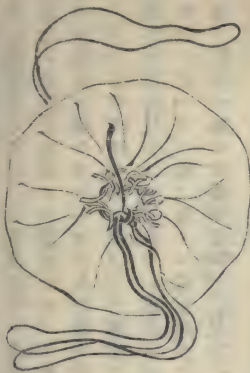
四方たちはなし左右とて此三方あはせ縫にしてそのうへへせじら絲にてふせ組なする



舞樂圖採桑老所佩燧袋圖



好古小錄所載燧袋圖



好古小錄云燧袋ヲ佩タル圖古畫ニ散見シテ其製知ルベカラズ一畫卷ニ兩面共ニ襞アルコトヲ知ルベキ圖アリ依テ試ニ一囊ヲ製シテ博古ノ訂正ヲ俟チシニ其後一故家傳フル所ノ古物ヲ得タリ余ガ所製ト附合ス

或云燧袋兩口ニシテ一口燧ヲ納レ一口發火ヲ納ルト其據ヲ知ラザレドモ理或ハ然ラン

河內國交野郡渚村鄕士某氏所傳燧袋弘賢藏



菖蒲革を以て造る同革を以て底を入れ前後縫めあり深さ四寸八分口廣さ五寸五分腹のめぐり一尺一寸底の經二寸うらは柹損じてなし縫ひたる絲わづかに殘りてみゆ

ルニ此鑰ハ寶劒ノ組ニ纒ヒコメラレシ物ト見エタリ又彼宮方ノ覽給ヒシハ正シク錦ノ袋ナルコソ疑フベクモナキ火打袋ナルベシコノ物ヒロク世ニハ傳ハラネド今ニ殘リタルゾイト目出度サテモ其袋ト云物ノ圖ヲ貫之ノ歌ニ併セ見ルニ能カナヒタル物ト云フベキモアリ又人ノ藏シモテハヤス火打袋ト云フ物ノ圖トテトリ〴〵アルヲモ集メ持タレド彼宮ノ御說ヲ口口聞所ニハ聊カ違ヒヌレバ像ヲバ書サズ又云火打袋云々其物ノ見エタル事ヲ考ルニ延喜延長ノ程迄ハ此モノ專ラ用ヒシ事ニヤ後撰集離別部ニ貫之ノ作歌アリ

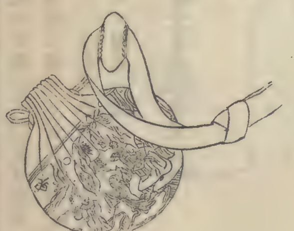
集古十種所載千葉介常胤下鞘所提燧袋圖



集古十種所載大阪商家藏鳩丸短刀所提燧袋圖



集古十種所載大阪商家藏義昭公藤丸短刀所提燧袋圖



貞丈云是ヲ以テ火打袋ヘ入ル、モノヲ知ルベシ近世火打袋ニ入ル物ノコトサマ〴〵異說アリ用ユベカラズ火打ヲ入ルユヱ火打袋ト云フナリ○又云付竹ト云フハ今世イフホクチト云フ事ナリ硫黃ハ今世云フ付木ト云フコト也ホクチニハ竹ノ子ノ自然ニ朽チタルヲムカシハ用ヒシト云フ田舍ニテハ今モ用ユル也職人盡ノ繪ニワラノミゴ等付木商フ體ヲヱ書キソノ言葉書ニユワウハ、キ〳〵トアリ古諺ニ山伏ノ腰ニ火打付竹螺貝付シト云フ

太平記北野通夜物語條云或時青砥左衛門夜ニ入テ出仕シケルニイツモ燧袋ニ入テ持タル錢ヲ十文取ハヅシ滑河ヘ落シケル

按に是等の說によれば念珠をも藥物をも錢をも入れしなり和事始云今の金著はこの遺風なるべし弘賢曰古の燧袋はその形一樣ならず後世はかたち一樣になりて名もかはりしなるべし

日蓮大菩薩消息云年來申ツル念佛ヲバ捨候トテ火打袋ヨリ念珠ヲ取出シテ捨ル者モアリ

尺素往來云蘇香圓腦麝圓麝香丸阿伽陀藥并蠟茶等者當世之人々火燧袋之底面々小藥器之中齋持之以、不レ得レ貯爲レ耻

愚得隨筆云火打袋是火打カマ火打石火口硫黃ツケ木也等ヲ入ル袋也武士ハ山野ノ旅行夜行ヲモスル故火ヲ持タズシテハ叶ハザル事ナル故火打袋ヲ刀ニ付ル也本朝軍器考云近代ニ及デ巾着ナドイフ物帶ニツクル事火打袋ノ遺レル俗シナルニヤ

和訓栞云今の巾着は此遺制なる事知るべし

古事記傳云今世に巾着と云物は火打袋の變化成べし

軍器考餘云舞樂畫圖ノ中ニ採桑老ノ出立ヲ見レバ腰ニハサスガト云ン物ノ如キニ袋ヲ結ビツケタルヲ火打俗トイフ物ノヨシ伶人ノ家ニテハ傳ヘ云フ事ニゾ有ケル按にこれによれば辻氏が家に藏せるは採桑老の具なるべし近キ世モ此物ノ絕ズシテ殘リシ事ノ知ラレタルハ寶永五年三月八日京都ニ火災ノ變アリ他所ノ行幸ニヨリテ寶劍モ出タリシニ火打袋ト云フ物トテ赤地錦ニテ調ヘタル袋ヤウノ物ヲ寶劍ノ鞘ニ結付ラレタルヲバ覽給ヒタレド騷ガシカリシカバ白地ニ見參ラセテ其袋ノ形ハ慥カニサトリ給ハザリシトアル親王家ノ小話マシ〳〵ケル由ヲ聞シ事アリサレドモ江談抄ニ見エシ寶劍ノ鞘ニ卷ツケラレシ神璽ノ御筥ノ鑰ノタグヒニモヤト猶考ヘ見

古今要覽稿卷第二百一

●器財部　火打袋上

火打袋

火打袋は火うちを入るゝ料なり古事記に日本武尊東夷を征し給ふ時倭比賣命より贈り給ひしぞはじめなる歌集に旅行する人の餞に火打袋を贈ること見えたるはこの故事によりてなりさてこれに錢を入ること太平記藥を入ることも尺素往來あり念珠を入る事も日蓮大菩薩消息見ゆ今世に用ゆる巾着は火打袋の遺制なるべきよし新井君美本居宣長谷川士清等の説あり今尾張國愛智郡日割御子神社は倭建命を祭るといふ事古事記傳に或書を引けり

古事記云解二開其姨倭比賣命之所レ給囊口一而見者火打有二其裏一於レ是先以二其御刀一苅二撥草一以二其火打一而打二出火一着二向火一而燒退還出皆切二滅其國造等一

日本書紀景行紀云是歲日本武尊初至二駿河一云々信二其言一入二野中一而覔レ獸賊有二殺レ王之情一放レ火燒二其野一王知レ被レ欺則以レ燧出レ火之向燒而得レ免

按に袋のこと記さずといへども日本武尊この役に倭比賣命より贈らるべければ古事記載する所を證せんためにひくのみ

源平盛衰記神鏡神璽都入條云劒ニ付タル錦袋ヲ披キ見ルニ燧アリ尊自ラ石ノカドヲ取テ火ヲ打出シ是ヨリ野ニ付タレバ風忽ニ起テ猛火夷賊ニ吹覆凶徒忽ニ燒亡又是ヨリ天叢雲劒ヲ草薙劒ト名付タリ彼燧ト申ハ天照太神百王ノ末ノ帝マデ我御貌ヲ見奉ラントテ自ラ御鏡ニ移サセ給ヒケルニ初ノ鑄損ノ鏡ハ紀伊國日前宮御坐第二度ノ御鏡ヲ取上ゲ御覽ジケルニ取ハヅシ打落シ三ニ破タルヲ燧ニナシ給ヘリ彼ノ燧ヲ錦ノ袋ニ入テ劒ニ付ラレタリケル也今ノ世マデモ人ノ腰刀ニ錦ノ赤皮ヲ下ゲテ火打袋ト云フハ是故也貞丈云舞樂ノ採桑老ニ藥袋トテ鞘ニ付テ下ル是ヲさげざやト云同ジキ物ナリ

或書云式なる尾張國愛知郡日割御子神社は倭建命の火打を祭ると云へりいかにあらむ

源平盛衰記圓滿院大輔登山條云圓滿院大輔燧付茸硫黃ナド用意シテ燧袋ニシツラヒ入レ形ヲ修行者法師ニ造リ成テ山門ヘコソ忍ビ登リシ

以二底重一上頭自爲二臂積一古綾囊其痕其二古綾囊裏所々墨汁點汚、非二他囊一可レ知其三

紐長、今按口底各四尺許蓋古製袍袖一尺二寸大尺四尺紐足二以懸一レ臂底爲二封結一者倣二書囊一

圖式

古今要覽稿卷第二百

●器財部

ひちぶくろ　臂袋　土囊

ひぢ袋はいにしへ進士及第の時紙筆墨を納て臂に懸し袋也（私の詩文の會等にも用ひし也）其よしは雲抄消息及び永昌記長秋記人車記古今著聞集等にみえたり（著聞集には土囊と書たり假借字なり）其製は藤貞幹が臂囊私考にくはし

雲抄消息云可參省門狀右學徒奉試（略文）袋硯用二物吉一注云袋硯者登二前省一時入二書籍一懸レ臂袋也

永昌記曰天永元年三月十九日有二省試事一相二具朝隆一向二省門一（中略）堂監召二學生一次第參入（左手持二袋硯一着レ靴）各着二長床子一（前在二硯臺一）大輔給レ題省二官傳一給學生一

長秋記曰保延元年四月十八日賀茂祭也餝馬具（中略）糀加良美尾挾注云用二青皮一縫レ之如二臂袋一

人車記曰仁平四年六月二十日貢士等登省也次貢士乘レ車隨二身臂囊一（有納言相二具淺沓一）向二朱雀門下一（中略）次試ノ衆懸二袋於左一注云長和平相公臂囊依二重代物在レ家今度用レ之納二子祿字書造紙一冊、硯筆墨各一紙屋紙三枚一或滋二紙於硯一或入二硯瓶一是爲レ書二寫題字一也而切韻押韻等入レ之今度强不レ入レ之

古今著聞集云（巻第四文學）晴後山淸といふことを以言（コレトキ）つかうまつりけるに歸レ嵩鶴舞日高見飮レ渭龍昇雲不レ殘とつくりて以言すなはち講師にてよみあげたるを爲憲朝臣其座に侍けるがきゝて土囊に頭を入て涙をながしけりみる人或は感じ或は笑ひけり彼爲憲の文場ごとに囊に抄物を入て隨身しけるを土囊とは名付たりけり（臂袋てふ事をよくもしらぬやうにかきしは上の諸書の説をば見ざりしにや）

製作

臂囊　私考云貞幹嘗於二一名刹子院一見二其所レ傳之一破綾囊一（綾色淡仕裏白絹）其製長一尺、廣八寸、口底各有二穿縚一（存者纔一二）以二青韋一貫結如二尾韜一穿縚其數、口底各十六、全體如二書囊一竊按右囊之制、書囊（今存者多矣）藥囊（或書載二其製一略）燧囊（今稀存）之類、其形雖二大小長短不一レ同而裁縫則無レ二今臂囊之製雖レ不レ可レ考而與二書囊藥囊之類一不二別製一可二推知一也今熟視二此破囊一爲二臂囊一不レ可レ疑郎其可レ徵者三、長秋記尾挾用二青皮一縫レ之如二臂袋一一佛刹所レ傳古綾囊、其體如二尾挾一（尾挾尾韜也○其一）臂囊懸臂則

弘賢曰このすき袋といふをあみ袋のことゝはゑらでもじなど用ゆるはあやまりなり

○釋名

ぬさ袋

後撰和歌集

むすび袋

拾遺和歌集○弘賢曰むすびぶくろはアミブクロなり其ゆゑは延喜式主鈴飛驛料生絲二兩二分結袋料とみえたりこれ飛驛の函をいるゝ網袋の料なり又圓融院御受戒記に鍮石水瓶一口納ニ藤村濃結袋一とみえたりこれ皆アミブクロの徵なり

すき袋

河海抄○弘賢曰すきぶくろはアミブクロの實名なりいれたるものゝすきて見ゆるをいふ透囊などいへるおなじ意なり又曰網をばすへと云新撰六帖あみ衣笠内大臣「いせじまやあまのたはれをすくあみのめならぶ人も猶ぞ戀しき」

（この一卷文學博士黑川眞賴翁の藏本を以て補ふ）

古今要覧稿巻第百九十九

●器財部

ぬさ袋　むすび袋　すき袋

ぬさ袋とは神にたむけのぬさをいるゝ袋をいふ也ぬさは色々のきぬのきれを用ひ袋は網袋を用ゆべしむすび袋ともすき袋ともいひし皆網袋のことなりそのよしは顕昭の古今和歌集注及び後撰集拾遺集源氏物語延喜式圓融院御受戒記等にみえたり頭書曰古今六帖ぬさたちぬさのわが思なば玉ぼこの道のごとに神もつてなんそめたちていのれるぬさの思ひなば手向の道の神やしるらん古今和歌集顕昭抄云ぬさとは旅行の道のほとりの神に手向るものなりみちのほとりの神を道祖神とも云さえの神ともいひ手向の神とも申色々のきぬのきれなんどをたてまつる也手向とは手にて取て神にわけたてまつる也さればやがてたむくともいふ

花鳥餘情にはぬさはいろ〳〵の紙をきりてとみえたりそのころは紙を用ひけるにや又は絹の字のかきたがへにや

後撰和歌集あひかたらひける人のあからさまにこしへまかりけるにぬさぶくろなどつかはす

拾遺和歌集云ものへまかりける人のもとにぬさをむすびぶくろに入れてつかはす

弘賢云この詞をひがよみしてぬさをむすびと一句に意得てあさのきれをほそくたちてむすびたるぬさを造りもじの袋にいれたるなどあるはあやまりなり結袋とはあみぶくろなり又すきぶくろともいふぬさの形はいろ〳〵の絹を花紅葉又は鶴などのかたにきるべし

後撰和歌集巻第十九離別

あひしりて侍りける人の東の方へまかりける

よみ人しらず

あだ人の手向にをれる櫻花
あふ坂迄もちらずもあらなん

源氏物語云れいのをさまらぬけはひどもしていろいろこぼれ出たるみすのつま〴〵すきかげなどはるのたむけのぬさ袋にやとおぼゆ河海抄云袋はすき袋なり花鳥餘情云ぬさはいろ〳〵のかみをきりてすきたる袋に入たるにや

に云いかい大竹でおぢやるあれをすつかりときりて酢筒にしたらようおぢやろ〇茶家に酢筒といへる花入あり其形上下にふしある竹のずん切なる也或云文字に吸筒とかけりスフ義なるべしと云へるは信じ難き也

吸筒

俗字なり

郫筒（ヒトウ）

さゝえの漢名なり字典に成都記を引て曰郫縣出大竹土人截爲筒盛酒謂郫筒酒杜甫詩酒憶郫筒不用酤酒顚補に風俗錄を引て曰成都府西五十里曰郫縣郫人刳竹之大者傾春釀於酒包以藕絲以蕉葉信宿馨透于林外然後斷之以獻俗號郫筒酒〔弘賢曰成都記は全くサ、エなり風俗錄は一種の製造をいへり〕

篠筒（サヽエ）

酒呑童子物語〇酒呑童子物語上巻云又篠筒と名づけ竹のよを切酒を入て笈にぞ附たりける云々毒の酒にて候なりとて内よりとり出て人々のあきたるさゝ筒に入てぞもたせける〔弘賢曰一本には二所ともに篠字を書きたり原本はいかゞあらんいづれにもあれこゝはさゝえとよむべしこの巻は惠雲院相國（近衛植家）の筆なれば此物語すなはちその比の作なるべき歟名は古法眼なりさて筆者目錄に近衛關白と書きたり關白に補せられしは大永五と天文五と兩度なりこれによりて時代をおしはかるべきにや

さゝい

陸奥國方言

（この一巻岩崎文庫藏本を以て補ふ）

古今要覽稿卷第百九十八

●器財部

さゝえ　こづゝ　つゝ　すいづゝ

さゝえ古名はコヅヽといふ判官物語又ツヽともいへり判官物語異制庭訓スイヅヽといへるはむげに近き世の俗言なるにや

判官物語義經記の異本也云くりがたうちたるこづゝにさけ入て云々つゝうちふりて申樣のみてはおほしつゝはちいさし云々

庭訓往來云破籠小竹筒弘賢曰小竹筒をサヽエとよみたれども判官物語に據てコヅヽとよむべきにや

異制庭訓往來云瓶子五百具筒三百

○釋名

こづゝ

判官物語○義經記にこづゝみとかけるは誤なり○コヅヽとは小筒の義にはあらで木筒なるべしそのゆゑは東山殿時代の物とおぼしきが或家にあり木をくりて竹筒のごとく造りて漆ぬりて青貝蒔繪したるもの也圖下に出せり庭訓往來の小竹筒の文字もコヅヽといふ名によりて假借せしなるべし小竹を義訓にサヽとよみてサヽエと訓點せしはいつにやあらん

小竹筒

庭訓往來

つゝ

判官物語○木もて造りしはコヅヽ竹もて造りしはツヽといひしにや此二物は此二物の正名なり

筒

異制庭訓往來

筒

異制庭訓

さゝえ

能狂言とふかつちりに云サヽエをもつたらようおぢやらうものを○サヽは酒の義エは家の反しにても有べきか今も京都及び諸國にてサヽエとよべり

すいづゝ

近世の俗語○スイヅヽとは酢筒といふことばの延たるにや酢筒といふ名は能狂言にありしがその詞

稜威此つは清音にて古事記また日本紀の訓注などみな清音の都の字をのみ書て濁音の假字を書ることなし然るを嚴と稜威とを混ぜられたるは誤なり云々このいつは嚴の意にて其ものを忌清めたることにていはひべといふにおなじ

○正誤

類聚名物考云忌瓮いむべ萬葉集仙覺抄云額田王下近江國作歌味酒三輪乃山青丹吉那羅山云々崇神天皇十年秋七月云々委見二日本紀第五一爰に忌瓮以和珥武鐰坂鎭座といへりこの忌瓮はあをになりされば青瓷吉那羅とはいへり

この說いたく非なりあをによしはならといふ枕ことば也あをには彌百土なり彌百土は多くの土をいふそのおほくの土をならすとかけたる冠辭にて青瓷にはあらずよしは朝もよしきの國などいふよしとおなじく助辭なり瓷は和名鈔云唐韻云瓷（疾資反俗云瓷）器之乃宇豆波毛乃瓦器也とのみえて忌瓮とはもとより別なるものなり瓷を忌也といひしは額田女王の歌に味酒三輪青丹吉那羅とつゞけたるを心得たがへたるものなり味酒三輪もとより酒の事なれば青丹は青瓷にてその味酒三輪をいるゝ器をおもひしなるべし味酒は三輪といはむ枕ことばなり

日本紀集解云凡謂二嚴瓮一者祭土器之總名也

この說非なりいづべは前にもことわりたるごとく軍の首途旅立などの時ことさらに神にいはひそなへて道路のさはりなからしめむ爲に奉る器にて常に神に奉る神酒の器ものにあらずそれはもろ〳〵ののりとにみかのへ高しりみかのはらみてならべなどいへるごとく神に奉る神酒も常にはいはひ何いづ何とやうに齋忌の字をかうむらせしもの多くはみえず神代紀にいはゆるいむはたあるひはいむ斧などはもとより玄なもことも別にて忌瓮の類にあらず

牟加比、加弊里見世受弖、伊佐美多流、多家伎軍卒等、禰疑多麻比、麻氣乃麻爾麻爾多良知禰乃、波々我目可禮弖、若草能、都麻乎母麻可受、安良多麻能、月日餘美都々、安之加知流、難波乃美津爾、大船爾、末加伊之自奴伎、安佐奈藝爾、可故等登能倍、由布思保爾、可知比伎乎里、安騰母比弖、許藝由久伎美波、奈美乃間乎、伊由伎佐具伎美、麻佐吉久母、波夜久伊多里弖、大王乃、美許等能麻末爾、麻須良男乃、許己呂乎母知弖、安里米具里、事之乎波良婆、都々麻波受、可敝里伎麻勢等、伊波比倍乎、等許倍爾須惠弖、之路多倍能、蘇田遠里加敝之、奴婆多麻乃、久路加美之伎弖、奈我伎氣遠、麻知可母戀牟、波之伎都麻良波、

反歌

麻須良男能、由伎等里於比弖、伊田弖伊氣婆、和可禮乎乎之美、奈氣伎氣牟都麻、

等里我奈久、安豆麻乎等故能、都麻和可禮、可奈之久安里家牟、等之能乎奈我美、

○釋名

いはひべ

古事記日本紀萬葉集○いはひは忌を延いふにて其もとは凶きことをいみさけてよきことを用ふるをいふされば神に供するものなるが故にいはひてふことをそへていふ也ふるくいむはたいむ斧などいふがごとしへはすべての甕の惣名なり其證は前にも載たるがごとく延喜式にいはゆる叩盆缶瓮水瓮などいへるみなおなじまた瓦器をかとのみもいへり神代紀に天のひらか祈年祭の祝詞にみかなど有みな同じ又和訓栞に甕をかめといふはもと酒をばかみかむといふよりしてその酒をいるゝ器なればやがて其酒よりうつしおふせてかめといふかかめかみかむは通言也云々といひたるはいさゝかうけられず甕は酒をのみいるゝ器にもあらず上にもいへるごとくふるく瓦器をかとのみいひたることあればかめももとかとのみいふべきを後にめてふことをそへていへるなるべし

いづべ

眞淵云いつは息出るといふより出たる言にて勢ひをいへり是によりて稜威また嚴などの字を書たり本居宣長云日本紀に嚴の字を書れたるは忌淸めたるこゝろにて古事記に伊豆と書る言とて濁音なり

邊爾齋戸乎居竹玉乎無間貫垂木綿手次可比奈爾懸而天有左佐羅能小野之七相菅手取持而久堅乃天川原爾出立而潔身而麻之乎高山乃石穗乃上爾伊坐都流香物

反歌

逆言之枉言等可聞高山之石穗乃上爾君之臥有

石上振乃山有杉村乃思過倍吉君爾有名國

天平元年己巳攝津國班田史生丈部龍麻呂自經死之時判官大伴宿禰三中作歌幷短歌

天雲之向伏國武士登所云人者皇祖神之御門爾外重爾立候内重爾仕奉玉葛彌遠長祖名文繼往物與母父爾妻爾子等爾語而立西日從帶乳根乃母命者齋忌戸乎前坐置而一手者木綿取持一手者和細布奉平間幸座與天地乃神祇乞禱何在歲月日香茵花香君之手留鳥名津而來與立居待監人者王之命恐押光難波國爾荒玉之年經左右二白栲衣不干朝夕在鶴公者何方爾念座可鬱蟬乃惜世手露霜置而往監時爾不在之天

反歌

昨日社公者在然不思爾濱松之上於雲棚引

何時然跡待牟妹爾玉梓乃事太爾不告往公鴨

又卷第十三

菅根之根毛一伏三向凝呂爾吾念有公爾縁而者言之禁毛無有乞常齋戸乎石相穿居竹玉乎無間貫垂天地之神祇乎曾吾祈甚毛爲便無見

反歌

足手根乃母爾毛不謂裹有之心者縱公之隨意

或本歌曰

大船之思憑而木始己彌遠長我念有君爾依而者言之故毛無欲得木綿手次肩荷取懸忌戸乎齋穿居玄黃之神祇二衣我祈甚毛爲便無見

又卷第十七

大伴宿禰家持以天平十八年閏七月被任越中國守即取七月赴任所於時姑大伴坂上郎女贈家持歌一首

久佐麻久良多妣由久吉美乎佐伎久安禮等伊波比倍須惠都我登許能弊爾

又卷第二十

追痛防人悲別之心作歌一首幷短歌

天皇乃等保能朝廷等之良奴日筑紫國波安多麻毛流於佐倍乃城曽等聞食四方國爾波比等佐波爾美知弖波安禮杼登利我奈久安都麻乎能故波伊田

也さて居とは地を堀て下方をやゝ埋ておくを云ふ萬葉歌に穿居とある是なり今時も土中より上代の瓮器をほり出ることをり〳〵有て見るにそこまろくてただに居うればかたぶきまろぶなり水垣宮段にも於丸邇坂居忌瓮而云々とあり書紀には其處に鎮座と有萬葉三三十七下に齋戸乎忌穿居又四十六丁十三の又五十一丁十九丁にもあり齋忌戸乎前坐置而又十七十五丁に久佐麻久良多妣由久君乎佐伎久安禮等伊波比倍須惠都我等許能弊爾廿十九丁になどよめり扨こゝにも彼水垣宮段にも軍の首途の處にこの行事のあるはすべて國言向に出立つ道口にして必爲る行事にてゆくさき平安て言向竟む事を鎮ひいのるなるべし材をきりに入らむとする時に山にまつりをするが如しさてそれをたゞ居二忌瓮一而とのみみえて神をまつるとも何ともいはざるは古神をまつりていのることを忌瓮居とぞ云けむかの萬葉十七なるうたにいはひべすゑつと云るなど明らかに玄か聞ゆ又書紀はいづこも潤色の文多かるすらかの祟神の卷にたゞ以忌瓮鎮坐於和珥坂上とのみあるをやさるは祭祀の具はしも種々有るが中にとり分てこのものを居るをしも其行事とするは上つ代の禮典にして深きことわりあることなるべし中古よりこなたかゝる儀式の弛廢たるはいとなげかはし

萬葉集略解云いはひべは酒瓮なり紀に嚴瓮忌瓮などいへるこれなり

○和歌

萬葉集卷第三

大伴坂ノ上ノ郎女祭神歌一首并短歌

久堅ノ天ノ原從、生來神之命、奥山乃賢木之枝爾、白香付、木綿取付而、齋戸乎、忌穿居、竹玉乎、繁爾貫垂、十六自物、膝折伏、手弱女之、押日取懸、如此谷裳、吾者祈奈牟、君爾不相可聞、

反歌

木綿疊、手取持而、如此谷母、吾波乞嘗、君爾不相鴨、

又卷第三

石田ノ王卒之時丹生女王作歌一首并短歌

名湯竹乃、十縁皇子、狹丹頰相、吾大王者、隱久乃、始瀨山爾、神左備爾、伊都岐坐等、玉梓乃人曾言鶴於余頭禮可吾聞都流枉言加吾聞都流母天地爾悔事乃世間乃悔言者天雲乃曾久敝能極天地乃至流左右二杖策毛不衝毛去而夕衢占問石卜以而吾屋戸爾御諸乎立而牀

是天皇甚悅乃以此埴造作八十平瓮天手抉八十枚嚴瓮而陟于丹生川上用祭天神地祇則於菟田川之朝原譬如水沫而有所咒者也天皇又因祈之曰吾今當以八十平瓮無水造飴飴成則吾心不假鋒刄之威坐平天下乃造飴飴即自成又祈之曰吾今當以嚴瓮沈于丹生之川如魚無大小悉醉而流云々

又崇神天皇紀云復遣大彥與和珥臣遠祖彥國葺向山背擊埴安彥爰以忌瓮鎭座於和珥武鐰坂則卒精兵進登那羅山而軍之時官軍屯聚而蹢跙草木因以號其山曰那羅山云云

又云時椎根津彥見而奏之天皇大喜乃抜取丹生川上之五百箇眞坂樹以祭諸神自此始有嚴瓮之置也

和名類聚鈔云　盆ホトギ唐韻云盆蒲奔反字亦作瓮辨色立成云比茛加俗云保止岐器也爾雅云盆謂之缶音不兼名苑云盆一名盂音于

延喜式卷一春日神四座祭之條云　叩盆四口盆六口云云

又同卷三　霹靂神祭之條云　盆坏各四口云々　缶瓮水戶各二口

又鎭新宮地祭之條云　缶橫瓮各五口

又障神祭之條云　水瓮四口坏八口

釈日本紀云兼方按之嚴者嚴重之義瓮者土瓶也今世神今食新嘗祭等供神物用陶器此因緣也熈近曰嚴瓮者祭具之土器也怡途與湯津音通齋戒之義也

日本書紀通證云或曰今俗稱忌瓮燒者此遺名也神武紀作嚴瓮字書瓮罌也

古事記傳云忌瓮は延佳本に伊波比倍と訓る宜し瓮は書紀仁賢紀に瓮此云倍とみえ貞觀儀式大嘗の用途に淡路國御原郡瓮十口各一斗五升受などみゆ古に用ひたる字瓮かか瓮定まらずかならずひとつなるべき形も義も似たる故に後にまがひて何れをも書るなるべし故にいま辨へ置なり瓮は烏貢反說文に罌也と云て甕と同じ事也瓮は步奔反盆と同じ和名鈔には甕字又作瓮和名毛太非盆字又瓮比良加俗にいふ保止伎と有て倍といふ名はみえず大抵瓮は大きにして服大きなる物瓮は小きものとみえたりされど漢國にてもふるく用ひたるさま二字まぎらはしくきこゆ今おもふに閒には瓮の字よりは瓮のかた今すこしよく當れれば古書に用ひたるみなこの字なるべし書紀神武の巻に嚴瓮此云怡途背と云ともみえたり堝も魚菜を煮る瓮と云ふ名也忌瓮は神祭りに用ゆる器にて齋忌てものする故の名

古今要覽稿卷第百九十七

●器財部

いはひべ　嚴瓮　齋瓮　忌瓮

いはひべ一名いつべともいふ文字は嚴瓮又忌瓮又齋瓮とも書て酒を入る甕也瓮は唐韻に蒲莽反瓦器なり和名抄とみえてかめのことなりふるくは古事記孝靈天皇の記崇神天皇の記日本書紀神武天皇の卷崇神天皇の卷等にいはひべすうと見えまた萬葉集にはいはひべをいはひほりすゑとみえたりいはひべは底まろくてたゝずゆればかたぶく故にいはひほりすゑとはいふなり軍の首途旅立などの時に神にたてまつりて道のつゝがなからむためにするわざなり常にも神を祭るには酒を奉ることあれどいはひべとはいはずみわすゑまつるなどふるくみえたりまた萬葉集卷第三長歌にいはひべをとこべにすゑてといふこと有おもふにそこまろくてすわりがたきものならんには床の上にたゞにすうるといふことはあるべくもあらずかならずいはひべをすうべき臺などのありしなるべし春日の祭に酒瓮の臺といふものみえたりこれなどやいはひべすゑし臺ならんか又延喜式卷一春日神四座祭之條に叩盆四口又同卷三霹靂神祭之條に缶盆各二口又同卷鎭新宮地祭に缶横瓮各五口又同卷障神祭に水盆四口などみえたるもみな甕の類にていはひべのへも同じくすべてへといふはかめの名なりくはしくは釋名にのす

古事記孝靈天皇の記云故大倭根子日子國久琉命者治天下也大吉備津日子命與若建吉備津日子命二柱相副而於針間氷河之前居忌瓮而針間爲道口以言向和吉備國也

又崇神天皇の記云故大毘古命更還參上請於天皇時天皇答詔之此者爲在山代國我之庶兄建波邇安王超邪心之表耳波留二字以音伯父興軍宣行即副丸邇臣之祖日子國夫玖命而遣時即於丸邇坂居忌瓮而罷往云々

日本書紀神武天皇紀云故道路絶塞無處可通天皇惡之是夜自祈而寢夢有天神訓之曰宜取天香山社中土以造天平瓮八十枚幷造嚴瓮而敬祭天神地祇亦爲嚴咒詛云々集解云原作瓮據崇神天皇紀改之下同○說文瓮罌也

又同卷下云則相與闘道使行二人得至其山取上來歸於

返し　　　俊頼朝臣

鳩のゐる杖にすがりてつきつれば

　其しるしさへたのもしき哉

年中行事歌合云

四十五番

右

つもりける君が齡のさかさまに

　年月行かむ鳩の杖也

判云右は御賀の山ばとの杖撰集の中におほくよみならはし侍る事なれば委しくしるすにおよばず

〇正誤

壒囊抄云老人ノ杖ヲ鳩ノ杖ト云フハ何ノ謂ゾ老人ノ杖ノ頭ニ鳩ノ不レ噎鳥ノ形ヲ刻ムコト有仍テ爾云也其心ハ不レ噎義ヲ取ト云々鳩ハ不レ噎鳥ナル故ナリ老人ハ必杖ヲツクベケレバ其由アルベキ歟

按に鳩は噎ばざる鳥なり老人噎ばざらん爲に鳩を飾とすといへるは後漢書の說なれどもはじめにしるすごとく周禮羅氏獻レ鳩養レ老とみえしは食料にせしなれば噎ばざる爲にはあらず風俗通に漢に羅氏のはとを獻ずることなき故鳩の杖を作りて老を

扶くといふ說正しきなり

元板博古圖所載漢鳩杖首鐓依元樣製

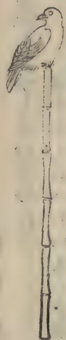


三才圖會所載



按に此圖三才圖會に載といへども何の杖といふ名を載せず
因てこの形狀を以て考ふるに鳩杖なるべし故に是に載す

和漢三才圖會所載鳩杖



○和歌

夫木和歌集卷第廿七

鳩　　衣笠内大臣

六帖題
をとこ山老のさか行人はみな
はとの杖にもかゝりぬる哉

又卷第卅二

杖　　土御門内大臣

正治二年百首
男山はとの杖にはたづさひぬ
なら坂のぼるゑるしあらせよ

昌俊

はとのゐる杖にたづさふ身を持て
越まほしきは逢坂の關

慈鎭和尚

百首歌
いかにして鳩てふ杖にかゝるまで
君につかへて此世くらさん

七日卯杖にあたりたる日わかなにそへて俊賴
のもとへつかはしける

藤原行業

おいらくのこしふたへなる身なれども
卯杖をつきて若なをぞつむ

ノ臥給ヒタル枕ノ邊ニ立給ヘリ云々、
又卷第十七山門攻條去程ニ院々ニ早鐘撞テ西坂已ニ被攻破ヌト本院ノ谷々ニ騷ギ喚ハリケレバ行歩モ叶ハヌ老僧ハ鳩ノ杖ヲ携ヘテ中堂講堂ナンドヘ參テ本尊ト共ニ燒死ナントト悲ミ云々
又卷第卅七志賀寺上人條云御息所ニ一端申テ心安ク臨終ヲモセバヤト思テ上人狐裘ニ鳩ノ杖ヲツキ泣々京極ノ御息所ノ御所ヘ參テ鞠ノツボノ懸ノ本ニ一日一夜ゾ立タリケル
下學集云鳩杖老人杖頭刻鳩形取其不噎之義也鳩不噎之鳥也
後漢書禮義志曰仲秋按戶比民年七十者授之玉杖餔之糜粥八十九十禮有加賜玉杖長尺端以鳩鳥爲飾鳩者不噎之鳥也欲老人不噎
應劭風俗通云俗說高祖與項羽戰敗於京索遁叢薄中羽追求之時鳩正鳴其上追者以鳥在無人遂得脫及即位異此鳥故作鳩杖以賜老者按少皞五鳩鳩者聚也聚民也周禮羅氏獻鳩養老漢無羅氏故作鳩杖以扶老○按ずるに周禮に羅氏の獻ぜし鳩を養老の料とせしは食用にあてしなるべし然るに噎ばざる爲と有はいかゞあるべき

元板博古圖云長七寸五分徑長一寸潤六分共重九兩無銘是杖之端獨狀鳩形蹲伏其上復回其喙以理左翼錯以金銀其管篘處又飾之以山雲鷹隼鹿兎之狀僅若毫髮宛然畫筆耳其鐓則專以銀飾花草雖精巧而韻古也この圖は下に載す
樂家錄卷第卅八

採桑老鳩杖

採桑老持鳩杖俗言鍾目杖也謂鳩杖者鍾目上居鳩形之作物長二尺六寸鍾目長六寸鍾目長三分之其二爲左居鳩其一分爲右方各徑八分許黑漆之而每端施逆輪金物又杖與鍾目之界廻金物固之而居鳩但鳩頭爲之向大比翼則少大也有彩色
玉海卷第七十四篇養老云夏官羅氏中春羅春鳥獻鳩以養國老行羽物
又同上云　元魏養老　賜鳩杖　漢鳩杖見賜物
孝文大和十六年二月賜京邑老人鳩杖舊說云鳩不噎之鳥一云取春物始化以助生氣云々二十年丙寅宴群臣及國老庶老於華林園假守令賜鳩杖衣裳
格致鏡原引鄭景壁劇談錄云余少好藏三代秦漢間遺器偶得古銅鳩杖頭色如碧玉以天台藤杖爲幹植之

古今要覽稿卷第百九十六

●器財部

はとのつゑ

鳩杖は杖の首に鳩の形を施せしもの也漢の世に八十以上の老人に賜ひし所なり後漢書我邦にては俊成卿九十賀に上皇より賜ひしことありそのはじめは周の時に羅氏獻レ鳩養レ老といふことありこれよりおこりて漢無ニ羅氏一故作ニ鳩杖一以扶レ老といふことのよし風俗通見えたり

殿記建仁三年十一月廿三日丁亥今日於ニ上皇二條御所一被レ賀ニ入道正三位釋阿九十算一中略其北置ニ鳩杖一以レ銀作レ之件杖竹形也其上居レ鳩也有ニ一枝二葉一件葉書ニ和歌一

盛衰記卷第十五高倉宮出寺條云宮ハ御馬ニメシテ既ニ寺ヲ出サセ玉ヒケリ兒共大衆行歩カナハズ老僧マデモ此裡ノ御名殘ヲ惜ミ奉リテスミゾメノ袖ヲシボリケリ中ニモ乘圓坊阿闍梨慶秀ハ七十有餘ノ老僧ナリ腰ニ重ニテ鳩杖ニカヽリ御前ニ進ミテ奏シケルハ云々

平家物語卷第四大衆揃條云三位入道ノ一類渡邊黨三井寺入大衆引具シテ其勢一千五百餘人トゾ聞エシ乘圓坊阿闍梨慶秀ハ鳩ノ杖ニスガリ宮ノ御前ニ參リ双眼ヨリ涙ヲハラ〳〵トナガイテ云々

古今著聞集卷第五云承安二年三月十五日前大宮大進清輔朝臣寶莊嚴院にて和歌の尙齒會を行ひけり中略敦賴衣冠に櫻のあつぎぬ三をいだして鳩杖をつきて久利皮の沓をはきたり

增鏡序云清涼寺にまうで常在靈鷲山などこゝろのうちにとなへて拜み奉るかたはらに八十にもやあまりぬらむと見ゆる尼ひとり鳩の杖にかゝりてまゐれりとばかり有てたけくおもひ立つれどいと腰いたくてたへがたし

雲井御法後福光園攝政良基作云かた山陰に年經たる古尼ありたま〳〵人の身をうけてつひに花の都を拜まざらむもいと心うければ鳩の杖にすがりてからくして云々

太平記卷第六民部卿三位局御夢想條云其夜ノ御夢ニ衣冠正シクシタル老翁ノ年ハ八十有餘ナルガ左ノ手ニ梅ヲ一枝持チ右ノ手ニ鳩ノ杖ヲツキ最クルシゲナル體ニテ御局

三代實錄○是また東征傳の說をうけて阿育王塔中の鐘ならんといへるなり

天の半ちやく

吉野山所藏豐臣太閤書に武ゆうたつし手柄先の若ものとはなんぢが事かいよ〳〵武かうをつくすべし當座のはうびとして天の半ちやくあたふるもの也八月日邑下判源藏旨とあり此書簡のそひたる寶鐸一口あり半ちやくとははうちやくの轉語なるべし

○正誤

鐸

按に鐸は說文に大鈴也兩司馬執レ鐸とみえたれば手に持て振鳴す器なり博古圖に周柄鳳鐸高六寸八分柄長四寸七分雷柄鐸高六寸八分柄長三寸八分などみえたり皇朝にて五尺あまりの鐘を鐸と名付られしは誤なり

白菅漁父云或云銅鐸昔古懸二大伽藍之四隅一又云二寶鐸風鐸擔鐸一一物云鈴大者也元征戰之調度后以爲二佛器一

按に風鐸は匾なるものにあらず八坂塔にかくる處の物をみるに高七寸九分鈕なくして穴あり以て舌を通し簷にかくる如くしたり絕て此匾鐘と類せず征戰の具と云も誤なり軍旅に用ゆる物は司馬の執ところにして手にて振べきほどの物なり是說阿育王塔鐸といふによりてみだりに風鐸ならんといへるなり抑阿育王塔のことは唐大和上東征傳に明州鄮縣山阿育王寺有二阿育王塔一者是佛滅度後一百年時有二鐵輪王一名曰二阿育王一役二使鬼神一建二八萬四千塔一之一也其塔非レ金非レ玉非レ石非レ土非レ銅非レ鐵紫烏色刻鏤非レ常一面薩埵王子變一面捨眼變一面出腦變一面救鴿變上無二露盤一中有二懸鐘一埋二沒地中一無二能知者一唯有二方基一高數仞草棘蒙茸罕レ有二尋窺一とみえたりこゝにいはゆる中の懸鐘ならんと弘仁貞觀の頃の人はおしはかりていへるなるべけれども方基の高數仞と云ふによれば中の懸鐘も大さ推はかるべし然るに今出す處に高五六寸のものあり是いかで數仞上の塔中にかくべきやされば中の懸鐘なりと云ふもかなはず矧や風鐸なりと云ふは古人のいはざることなるをや

一高三尺四寸於二渥美郡村松山中一獲之或云阿育王之寶鐸也

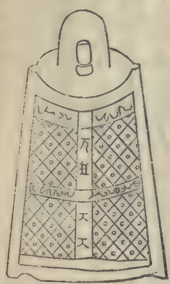
安永六年　月河内國　　郡寺臺村堀地所獲

高四尺許



上野國緑野郡落合村七輿山宗永寺境内古墳所獲

面



弘賢所藏出所未詳○鈕を斷て花瓶に造る



○釋名

奇異寶鐸

扶桑畧記○續日本紀に銅鐸と云日本後紀に阿育王塔鐸とあるを考ふればたゞ鐸といふべきを尋常のものとおなじからざるを以て奇異寶の字を加へしなるべし

銅鐸

續日本紀

阿育王塔鐸

日本後紀○東征傳によるに阿育王塔中の懸鐘を思誤りしなるべしさらば阿育王塔鐘と云ふべし

阿育王之寶鐸

古今要覽稿卷第百九十五

●器財部　樂器

寶鐸　銅鐸　阿育王塔鐸

寶鐸(扶桑畧記)また銅鐸(續日本紀)天の牟ちやく(豐臣太閤書簡)ともいふ何の器といふこと詳ならずといへども音律の器なるべし天智天皇の御時に出たるを其時すでに奇異と稱せしを初めにて元明天皇の御時大和國にて堀出せしをその質によりてたゞ銅鐸と記され弘仁十二年播磨國にて堀出せしとき人ありて阿育王塔鐸なりといひしかば(日本後紀)貞觀二年參河國渥美郡村松山中に獲たりし時も阿育王の寶鐸なり(三代實錄)といひたりけだし唐大和尚東征傳に明州の阿育王寺に阿育王塔ありその塔露盤はなくて中に懸鐘あり地中に埋沒してよく之るものなしといふことあるを以てこのもの地中より出現したれば阿育王塔の鐸なりといひたるなるべし明和九年五月遠江國佐野郡長谷村安永六年河内國口口郡寺臺村寛政四年三河國渥美郡谷の口村七年三河國額田郡洞村享和元年遠江國白須賀等にて地をほりて獲たる匾鐘すなはち扶桑畧記日本紀日本後紀三代實錄等にいはゆる寶鐸また銅鐸ともいへるものなるべし然してその匾鐘銑間又は舞上鼓鉦の邊に穴をほり或はきりかきたりこれけだし律呂をとゝのふるために銅をほりすてしものとみゆれば續日本紀に律呂にかなふといへるを合せ考ふるにこの器もと音律のためにつくれるものなるべければ阿育王塔の鐸といへるはうけがたしさるをあやまりて塔の風鐸ならんといへるは(白管漁父說)いよ〱うけがたし

扶桑畧記云天智天皇七年正月十七日於ニ近江國志賀郡ニ建ニ崇福寺ニ始令レ平レ地堀ニ出奇異寶鐸一口ニ高五尺五寸

續日本紀云元明天皇和銅六年七月丁卯大和國宇太郡波坂郷人大初位上村君東人得ニ銅鐸於長岡野地ニ而獻レ之高三尺口徑一尺其制異レ常音協ニ律呂ニ

日本後紀云嵯峨天皇弘仁十二年五月丙午播磨國有レ人堀レ地獲ニ一銅鐸ニ高三尺八寸口徑一尺二寸道人云阿育王塔鐸

三代實錄云貞觀二年八月十四日辛卯參河國獻ニ銅鐸ニ

繰返し〳〵みつこの竹の
いとめづらしと愛るもろ人

さなきだに竹のさがの尊きはおのれなど盡し云ほむるに識のみじかくまいて此竹のあめつちの中に獨りむれをのがれたへにしてかたちことに看もならはぬまことし有てほむるにひとしなの竹の翁となづけて持るぬしはさらに四方に観るものまた四方にかたりしてめでたくもてはやすをなほざりにおかむも心なしとうたよみて心計のこゝろを心してもちぬしにむくゆ

訔　翁（江戸忍岡の人）

翁てふ竹はひとよにかず〳〵の
星をかさねしためしなるらん

○釋名

方竹刀
天下一品竹翁帖○方竹の名義は詳に本條にみえたり

忠孝全備竹
同上○此名は有栖川一品親王の命じ給ひしといへり

天下一品竹
同上○此名は芝山亞相卿の命所（ズル）なりといへり

天下無双竹
同上

編修兼校正	岡村尙謙平遜
校正兼圖畫	葦名隆吉平盛榮
校正兼淨寫	皃山謙之助平紀言
	伊庭熊作源秀正
校正兼鈔錄	橋本太刀允藤原好春
校正兼淨寫	小林好太郎源直溫
校正兼圖畫	屋代次郎源通賢
編修兼校正	池野貞一郎源好謙
編修兼圖畫	志村愛助平知孝
編修兼淨寫	大河戸晋平藤原儀成
編修兼圖畫	岩崎源三源常正
總　　判	屋代太郎源弘賢

明延平鄭王國性爺成功所佩竹刀圖



耳今一視レ之愈益有レ感ニ於懐一云因題ニ斯言一贈レ之文政甲申仲夏東都蕉園主人藤彜書ニ于波津官舍一應ニ雲舟畫禪之需一

金田庄兵衞讓狀云此竹は正保年中國性爺の人我家へ持來りて讓り置しばらく逗留いたし本國へ其人歸られたり不思議の事にて此度讓りまゐらす云々寛政八辰年九月十三日云々

○和歌

天下一品竹翁帖　芝山黄門

天の下にたゞ一品の竹なれば
　翁とよぶもにくからめやは

つかふ人の珍らかなる竹なればとてみせけるに　大村上總介內室

言の葉のしげくもよゝにとりそへて
　もとの根ざしをめづるから竹

天下無双竹　天野俊良 相模國愛甲郡下荻野君所村の人

言の葉の數をもそへてから竹の
　もとの根ざしを世にあふぐらし　釿桂園斧兒 江戸芝の人

常の方竹と同じく周圍に鬚根となるべき小圓芽あまた突起して頗る星を連ねたるが如し全體にはから草の模様をちりばめ節下には横に剛則折レ邪柔則養レ性といへる八字の銘をほりたり此竹實心竹同じくそのみぞ極めて深く節の所にて周り三寸六分肉至て厚く竅至て小さしその竅内には上下共に一條の細白絲あるものは此竹の性にて實に天下の奇竹なり雲舟嘗て遊歴の時彼地に至りてはじめてこの竹刀を見て心ゑきりに愛慕し遂にをのれが帶し一刀に代て强て讓りうけしは寛政八年の事なるよしおもふに李息齋が竹譜詳錄に簕竹大如二足指一堅厚修直腹中白膜闌隔狀如二濕麪生一レ衣初生時正紫色漸々變レ紅年老則色白也といへる物蓋し此竹の類にてもあるべきにや

有栖川一品親王題書云忠孝全備竹云々この一ふしは大明國の忠臣たる鄭成功夫の讓りの品と傳へ聞ぬ諸びとも玄れるごとくに成功が父はから國のをのこ母は我日の本の肥の國にて成功を産るとや成功がさま實に明かなりければ清國康熙の王にも成功を延平郡王と封じて和をやいれにきとあれば愛たき爺にてはあらずや

天下一品竹翁帖序云雲舟以レ畫行二于世一蓋雪舟十一世流亞最長二山水人物一爲レ人滑稽雄辯頗好二譏調一常佩二方竹一以代二刀劍一請而覽レ之古色蒼然妄意不レ下二二百年一焉周圍彫レ藻藻中有二八字銘一書法正整刻亦極工夾レ節孔之二以施二紫縦一（按に二字疑らくは紫字の上に移すべし又夾字疑ふべし）方徑一寸八分强厚四分弱修尺四寸五分中當レ虛而有レ物如二長針一貫レ節而達二兩耑一節有二小星一還而羅列數二十有八上下象二之天地一針象二之太乙一星象二之二十八宿一往歲賜二　天覽一四方傳聞爭往觀焉名家歌詩之頌逐レ年成レ軸於レ是珍賞愈加名曰二天下一品竹一云昔朱明鄭成功擧二義兵一之日使三子秦爺一遁上之正保中來寓二肥之松浦一廬二其廢祀一也秦爺少有二才穎一性嗜レ學求二師於京一至二河之金田一病不レ能レ步留而主二橘行義之家一數月而愈有レ女與レ之私焉孕適大灣之信急迎二歸之一乃應レ招倉卒赴レ之以逐二興復之志一矣臨レ去衣服佩具擧以遺二其家一中有二方竹一枝小挺金二十一一竹乃成功手澤物傳至二近時一有レ故爲二雲舟家藏一夫一物之微托二之不朽一必由レ人而然余嘗欽二父子之義氣英節一又稱下其僅得二一彈丸之地一騷中擾中興學政上也意其賜二天覽一與レ得二名家歌詩之頌一蓋皆以貴二彼父子之義一

古今要覽稿卷第百九十四

●器財部

竹如意　大龍

竹如意は石川丈山が藏せし所の珍奇物六品のうちの一つにてその長さ二尺六寸九分頭太く末細しその頭屈曲して頗る象鼻の如く圍み七寸全體飛龍の趣あり故にその名をまた大龍ともいへり節極めて密にして通計二十節その頭の九節下より十二節下に至りて呿竹如意象鼻龍姿儒雅所レ執武將亦持中虛以表レ心兮何抓背爲といへる廿六字の銘を二行にちりばめたり蓋し天然のものなるべし

詩仙堂志跋云石川丈山先生三河人也嘗仕ニ　東照大神君一其佳名著ニ于世一不レ朽矣浪華之役立ニ先登功一遂隱遁云々嘗於ニ此地一卜ニ築幽栖方丈之堂一揭ニ古名詩一者三十六人像題ニ其詩于上一因號曰ニ詩仙堂一年九十歲歿ニ于此一矣爰有ニ三橋氏成烈君者一乃江府之武族而頃戍ニ二條之城一有レ暇則來尋ニ先生之遺蹤一欽ニ慕其幽居高風一與ニ一二同志一寫ニ詩仙之像洎六物名器書畫之類一悉皆圖寫無ニ遺錄一云々

詩仙堂志所載竹如意圖

長二尺六寸九分
頭圍七寸



方竹刀

方竹刀一名忠孝全備竹一名天下一品竹は畫家雲舟が藏せし所にてその實は明の鄭成功が手澤の物なりといへりこれは正保の頃その子秦爺本邦に持來り故ありて河內國金田の人金田庄兵衛といへるものゝ家に客たりし時俄に彼成功の義兵を擧るよし告來れるによりてやがてその家をたち去ぬ此竹刀はその時讓り置しものおほかるなかの一つにて其長さ一尺四寸五分切口より五寸の所に至りて一節ありその節には尋

なりよくたづぬべし

袖中抄云私云如二萬葉一者此は家持歌也非二上人之新作一歟將又上人詠二古歌一歟但萬葉本に此歌有無不レ定之故倚被レ擬二上人之詠一之條無二其謂一萬葉第廿卷和歌缺二九十餘首一は偏本也書寫之間自然不レ書終一也料簡由緒等甚深也委如二萬葉時代愚勘文一詮丈曰袖中抄に辨ずること斯の如し九十の九字は五の字の誤なるべし上文に無名抄を引たるにも五十餘首とあり八雲御抄云能因以二此歌一稱二上人之歌一僻事也俊成もいへりたゞ彼上人古歌をいへる也如二伊勢物語一如レ此事多彼上人は我をいざなへの歌歟同體なればもし思ひ渡歟詮丈曰已上古人の説のごとく玉はゝきの歌は全く上人の詠にあらず能因の説はさる作ものがたりの有をいひつたへたるなり又みやす所の御返も彼時代の歌の體にあらず後人の作れるなり此つくり事によりて萬葉の歌を心得誤るべからず

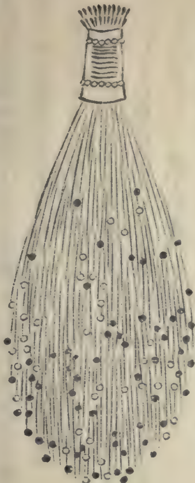
え給ひければ御車のものみをひろらかにあげて水海のかたなどみまはさせ給ひけるにいとちかく岸のうへに淺ましげなる草の庵の有けるが殊の外に老おとろへたるおい法師の白き眉のしたよりめをみあはせ給へりければいとむづかしきものにもみえぬるかなとおぼしてひきいらせ給にけりさて歸り給て又の日老法師のこしふたへにかゞまりたるが杖にすがりて參りて中門の邊りにたゝずみて昨日志賀にて見參し侍し老法師こそまゐりたれと申させ給へといひければしばし聞いるゝ人もなかりけれどひねもすにゐくらしてあまりいひければしかさる事あらんとおほせられてみなおもてのひさしの末にめしよせていかなることゝ問はせ給ひければしばしばかりためらひて志賀にこの七十年侍りてひとへに後世菩提のことをいとなみ侍りつるにはからざるほかに見參をしていかにもたのおもひなく今一たびげざんをせんの心侍りて念佛もせられず佛にも向はれざりつればとしごろのおこなひのいたづらに成なんことの悲しさにもしたすけもやせさせおはしますとて杖にすがりてなく／＼參り侍るなりと申ければいとやすき事なりとのたまひてみすをすこし卷あげてみえさせ給ひければおもてのしわかずもしらずまゆの白き雪などよりもまさりて老かはりて人とも覺えぬ誠におそろしげなるさまして守りいれてとばかり有てその御てをしばし給はらんと申ければまうすに隨ひて御てをさし出させ給ひたりければ我ひたひにあてゝよろづもおぼえずなきてかのてにとるからにといへる歌を按に初春の初子のけふのたまはゝきのうたなりよみかけ申てすこしゐのくやうにて此世にむまれさぶらひてのち九十年におよび侍りぬるに又かばかりのよろこび侍らずこのつとめをもてもし思ひのまゝに彌陀の淨土にむまれなばかならずみちびき奉らむ淨土にむまれさせ給はゞみちびき給へと申てなきければ御返「よしさらばまことの道にしるべして我をいざなへゆらぐ玉のを」とぞおほせられける之をきゝてよろこびながら歸りにけりと能因法師故師大納言に語り申けるに此歌は萬葉集第二十卷にあればことのほかのそらごとにてぞひとへにいへばことのほかのひがごとゝ思ふべきに萬葉集二十卷にある本ありなき本あり此本はこの歌のみにあらず今歌の五十餘首なければきはめておぼつかなき

初ねとてとるてふけふの玉箒
千歳をまつのてにひかれつゝ
按に此二首も上に引る堀河院百首の玉はゝきと同じく初子の祝事に造り用ひたる物をいふならん歟
○釋名
たまはゝき
萬葉集俊頼無名抄和歌童蒙抄袖中抄古來風體抄八雲御抄詞林采葉抄和訓栞○玉は諸抄にいへる如くほめたゝへたる言はゝきは掃拂ふよりいひつけたる語なり
○正誤
奥義抄云はつ春のはつねのけふの玉はゝき云々これにゐなかにこがひするものは正月はつねの日蓍といふくさをはゝきにしてこやをはくなりいはひてする事なれば是をほめてたまはゝきとはいふなり
按にほめて玉はゝきといふはさもあるべしあながちにいはひとはいひがたかるべしこは今云まじなひの類なるをや
俊頼無名抄云むろの木となつめがもとゝかきはかむためとよめるはたゞにはゝきなどをもいふにやあらむ
按にたゞにはゝきなど云々とはすぐに箒を玉箒といふにやとの意なるべしこれは玄からず此歌のたまはゝきは全くはゝき草をいふとみえたりされば此說とられず
袖中抄云ゐなかのこがひする所に玉のやうに圓なる實なりたる松をはゝきに作て正月の初子にはく也綺語抄云玉はゝきとは初子日の松をいふ云云今云さすがに松とはおぼえず蓍を松に取くはふなれば共に可レ云歟童蒙抄のまろなるみなる松なれば玉箒をいへるいかゞと聞ゆ
按に已上萬葉の注ともにみないへる所松とのみいふはたがへりもとより東大寺の古器をも見ずまたはゝき草をもてつくれることもくはしくたどらで箒の說をのみいふは古人のあやまりなり
俊頼無名抄云むかし京極のみやす所と申人は時平の大臣のむすめなり延喜帝王の女御にたてまつり給はむとせられけるに云々その御息所のむかしは三井寺のかたはらに志賀寺とてことの外に驗し給ふ所ありけるにかの寺近くなりて所のさまこのましくおぼ

六十有四蓍數窮ニ於此一且蓍所レ指非ニ極數一也
史記龜筴傳云蓍百年莖共ニ一根一所レ生之處獸無ニ虎狼一蟲無ニ毒螫一（徐廣註云劉向言蓍百年一本生ニ百莖一也）
本草綱目云地膚（釋名）落帚（郭璞）獨帚（圖經）玉箒（爾雅）王帚（郭璞）掃帚（弘景）
時珍曰子落則老莖可レ爲レ帚故有ニ帚箒諸名一弘景曰今田野間亦多皆取ニ莖苗一爲ニ掃帚一

玉箒之圖（東大寺正倉院御寶物之内）

世に高野箒といふ草の種類にて東大寺境内にも生ずる草なり其葉をこきて玉を貫きし物也



○和歌

萬葉集歌（出レ前）

堀河院御時百首

子日　仲實朝臣

玉はゝき春の初子にたをりもて
　玉のを長くさかゆべらなり

按に此歌の玉箒は上の東大寺寶物に見えたる如く初子の翫びぐさにつくりまうけたる物をいふ歟

久安六年百首

春　大納言隆季

あたらしき春のはつねに成にけり
　賤の丸屋に玉はゝきとる

正治二年百首

春　皇太后宮大夫俊成

玉はゝき初ねの松にとりそへて
　君をぞいはふ賤のこやまで

按に已上二首の玉はゝきは全く民間にもてあつかふものとみえたり

千五百番歌合

春　正三位季能

玉はゝきこれも千とせのためしとて
　初子の松に引そふる哉

夫木和歌集（春之部）

子日　民部卿爲家

たとひ萬葉集にあるにてもなきにてもいかにもむかしのうたにこそ侍るめれそれをふるき歌をも今ある事のその事にかなひたる時は詠じいへることはある事にやかの志賀のひじり今よめるならば手にとるからにとは云かありともその參りたりけん日もし春のはじめの初子日にしもあらずば玉はゝきにことによそふべしともおぼえずやあらんなか／＼さやうのひじりなどの此ふるき歌を云りて手にとるからにといはんれうに思ひ出ていひいでたらんは玉はゝきも今すこしをかしくもやあるべからん

八雲御抄云はつ春の初子の云々是によりて心得は只初春のはつねにかゝれば命ものぶるとよめる也而後賴口傳たまはゝきは不審蓍といふ木に子日松を引具てはゝきにつくりてむつきのはつねの日かひこかふやをはく也と云り又只物をほむる故にたまはゝきといへるか兩説にいへりなつめがもとをかきはかんためといへるはまことにたゞの箒ときこえたりさればたゞのはゝきをほめんとても玉はゝきといふべし又かのはゝきをもたまはゝきといふらめど此歌の心はいづれなるべしともみえたる事もなし後京極御息所の聖人が申せるはかならず只今よまずともふる歌をもや申けんなればあながち不審有べからず

詞林採葉抄云玉ハヽキカリコ鎌丸云々此歌ハ玉箒ト云フ草アリト見エタリ鎌ニテ苅ルベキ故ニ云々

按にこれ箒と鎌とは器財むろの木と棗は植物なれどもと箒は草にてつくれるなれば鎌を從者などの名のごとく呼いだして苅來(カリコ)鎌丸云々といへるが巧にて器財の箒ならざる草をいへる事論なし

和訓栞云萬葉集に春正月三日云々賜二玉箒一肆宴と書しまた玉箒かりこ鎌麻呂ともみえたれば地膚をいふなるべし本草にも玉篲玉箒の名あり（玉は王の誤本草作レ王）今いふものは菖根草の莖にてこしらへたる也又一種の草の名にもいへりこは單州漏盧也といへり云々南都東大寺正倉院に子日鋤及玉箒ありて其圖をみれば別にかはれる體なり是古へ帝王躬耕后妃親蠶の遺意なるべし萬葉集の歌に就て志賀寺の上人の事を世に傳へいふは大なる空言なるべし

博物志云以レ老（蓍歟）故知二吉凶一生二千歲三百莖一同レ本其上常有二黃雲一覆レ之

埤雅（釋草）云蓍蒿屬也以レ耆草之壽者也六十曰レ耆卦之別

るをむなのこがひするにものよきをかひめとつけてそれしてはきそめさせていはひのことばにいへる歌なりとぞいひつたへたる

按にこれは家持卿の歌を田舍人のとなふるよしなりさて箸を小松にそへて箒とせしはもとよりさるわざありしにやまた此うたによりて造意せるにやいづれにも田舍にてさるもの用ゐる事ありしを俊賴朝臣の忘たしく見聞せられしなるべければこれまた一種の玉箒なるべし散木集にいせの國に侍るころむつきのはつねの日ねいみといひて家を出で野にいきてひねもす遊びくらしてかやをかりてこがひするをりにえびらといふなるものにすなるをそのついでにことのもとなれば松をなをざりにひきてかへるとてよめると云々飼蠶につきて初子をいはふことあるゆゑよしおもひあはすべし

和歌童蒙抄云萬葉廿歌注タマハヽキトハヰナカノコガヒスルヤウ子日ノコマツニ著ヲユヒクハヘテ子午ノトシノ女ノコガヒニヨキシテハカストイヒツタヘリ

袖中抄顯昭云たまはゝきとは考萬葉第廿卷云云々私云此歌は家持也但未レ奏云々今按玉箒を給はりて作レ歌賦レ詩とは書たれど何物を玉はゝきと云とはみえず然歌の趣著歟又萬葉群物歌中に詠二玉箒鎌天木香むろのき棗一歌云々私云つねの髓腦にはその草を小松にとりくはへて正月は常の日こがひする屋をはけばほめて玉はゝきとは云なりと申たれば此萬葉集の歌も其心に叶へり禁中までもてあそびたまへるもさる事にて正月三日の宴とあれば初子日にてはありも忘けむ

古來風體抄云初春のはつねのけふの云々此歌は萬葉集にいれる本もあり又なき本も有と申也是を俊賴朝臣の口傳に申たるは玉はゝきといふは初子の日こまつを引ぐしてはゝきにつくりてゐなかの人の家にこかふ屋をねむまの年むまれたる女のこがひするに物よきかひめとつけてそれしてはきそめさせていはひの詞にいふうたなりとぞいひつたへたると申を能因法師の帥大納言經信卿にかたりけるとて申たるは此文正誤に出したる俊賴無名抄に同じければ略レ之云々此歌は萬葉集の廿の卷にあれば此物がたりことの外のそらごとなるべきを萬葉集のよき本といふは廿の卷のうたの今四五十首ばかりなき也その本には此うたみえずいかなる事にかおぼつかなしとかけり此事をおもひ賜ふはこのうたは

古今要覽稿卷第百九十三

●器財部

たまはゝき　玉箒

世にたまはゝきといへるもの三種あり一種は天平寶字二年正月三日に內裏にて侍臣に賜ひし物にて萬葉集其製は箒を造りて小き玉をあまた貫きたる風流の具なり東大寺寶物に子日鋤かつ玉箒等あり一種は民間に正月の初子日蠶飼(コガヒ)する屋をはく箒をいふそれは蓍草(メドハギ)を小松にゆひそへて箒となせるものとぞ倭頼無名抄今按に初子日飼屋を淸むる箒に蓍と松とを用ゆるはもと松も千歲の齡をたもち蓍は祥瑞の草なればなるべしさるよしは陸田が埤雅又博物志などにみえたり玉箒を侍臣等に給りかつ肆宴きこしめすは宮中にての事ながらなほ蠶飼するにことよせて初子の風流とはなし賜へるなるべしされば世々の人もこれをもてあそび歌によみふみにもつくることゝはなれりきまた一種は萬葉十六の歌によめる玉箒なり是は二句にかりこ鎌まろ云々とよみたれば全く草と聞ゆ今いふはゝき草歟そは和名鈔に地膚といへるものなりそのさまこもりかに丸く生ひ出れば玉はゝきとしもいふ歟已上三種なりよく思ひてわかつべし

萬葉集卷第二十

天平寶字二年正月三日、侍從竪子王臣等令レ侍二於內裏之東屋垣下一卽賜二玉箒一肆宴于レ時內相藤原朝臣奉勅宣諸王卿等隨レ堪任レ意作レ歌幷賦レ詩仍應二詔旨一各陳二心緒一作レ歌賦レ詩未レ得二諸人之賦詩幷作歌一也

始春乃波都禰乃家布能多麻婆波伎手爾等流可良爾由良久多麻能乎(ハツハルノハツネノケフノタマハヽキテニトルカラニユラグタマノヲ)

右一首右中大伴宿禰家持作但依二大藏政一不レ堪レ奏之也

又卷第十六

詠二玉掃鎌天木香棗一歌　長忌寸意吉麻呂歌

玉掃苅來鎌麻呂室乃樹與棗本可吉掃爲(タマハヽキカリコカマヽロムロノキトナツメガモトヽカキハカンタメ)

倭頼無名抄萬葉二十歌注云たまはゝきといへるは蓍と申す木にねの日の小まつをひき具してはゝきに作りてゐなかうどのいへにむつきのはつねの日かひこかふ屋をはこやとぞ申なるその屋をねむまのとしむまれた

要抄に九尺八寸といふとあはずまた主殿寮雜話に一丈といふともあはずまた幅一尺一寸といふもいかゞ古書には六幅または七幅といひて廣さを尺にてははからず疑らくは後人推量していへるならん

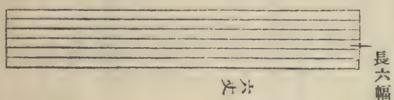
禁掖抄云御帳日の御座のごとしかべしろかけたり四のすみに灯籠あり

名目抄雑物篇云壁代

主殿寮雑話云南殿御壁代之事尋ニ遣於行事官ニ之處其返書云御壁代表裏平絹御紐紫染繪蝶鳥掛緒金銅折釘掛之長一丈餘廣七幅紐長同御壁代云々是元來可レ爲ニ寮家之調進ニ歟仍所ニ尋置ニ也

大饗雑事云壁代有綱永久三夏壁代

太神宮儀式圖
所載壁代帳



○釋名

壁代生絁御帳

太神宮儀式帳○按に壁の代に用ゆる帳なれば壁代の帳とよべるなり猶垣の代に用ゆるを垣代といひ舟の代に用ゆるを舟代といふと同じ

壁代帷

江次第

壁代

西宮記

かべしろ

源氏物語

○正誤

或説云壁代は惣體白き平絹を用ゆ但あはせ縫なりおなじく裏は紫羽二重にて縫紐は表うらともに同じ所に縫付るなり胡粉にて蝶鳥の形を畫きて綴絲は練ぬきのより絲を以てぬふ長さ七尺三寸幅一尺一寸仕立あげのつもりなり但一流の分なりおの／＼鯨尺を用ゆ

按に此説信じがたし長七尺三寸といふは鯨尺也といへば曲尺にて九尺一寸二分五厘にあたる類聚雑

建武年中行事云卯月朔日御衣がへなれば所々御裝束改む御殿御帳の帷表すゞしにごふんにてゑをかく壁代みな撤すよんのおとゞも同じ云々

類聚雜要抄云壁代十三帖許凡夏冬絹幷縫樣帳帷定紐同前也纐纈染科脫文歟高各九尺八寸弘各七幅常弘定帖別七乃兩面定十四乃料八丈絹一匹七尺二寸已上兩面定百八十二幅料八丈絹十四匹一丈三尺七寸紐幅別如幅中付レ之凡夏冬色帳帷紐定也縫樣同前也幅別十四筋內面料七筋弘三寸五分裏七筋長各九尺八寸凡雜事如帳帷也十四筋料絹六丈八尺六寸絹一乃チ二破定已上百八十二筋內面裏各九寸一筋料八丈絹十一疋一丈八尺八寸掛料耳金五十二隻幷代五疋定別十隻母屋四箇間之內四面廻天上長押下裏ニ去柱面三分許打レ之間別ニ柱中墨ニ各一隻其間三隻四角ハ去各三寸許打レ之以ニ太絲針一懸ニ壁代一壁代上事凡四方ヲ五尺屛風之上ケレ高サニ南面紐前之津者女ロヲ爲西內之高ニ鈹之爲上濃色東西同前ヲ爲北鈹事北面南定東西北面是三方立ニ廻五尺屛風一云々

雅亮裝束抄云かべしろのおもては例の几帳のやうにて裏はゑろくえうしてひもは面はすはうなからこきうちなからを合せてありうらの紐はみなゑろき也ひろさ三寸ばかりにかさねて面の紐かべしろにおなじ次にもやの御簾をかくもやは寢殿によつて四間もしは五間にてもあり七間四面の寢殿ならばもや五間にみすをかけて內に壁代を引まはすべしもやのみすをあげんことは例の几帳をもやにたてゝその手の上につゞかせてあぐることもありそれむげにさがりたらばその手の上に拳を握當てふた拳ばかりすかしてあぐべしみすの鈎のつきやうはつねの如し壁代はそのみすの高さにつけて四方をあげまはすべしかべしろの面はみすのかたにあてゝかくべし小端の板をいれて先南より一方づゝあげて四の角をばとぢ合せてみすのやうにまきあげてうちとの紐をもてあげたるゑたに一むすびしてのちとりあはせてすそより上樣に七八寸ばかりにをりかさねてその一むすびのゑたにすそをゑたうらにしてさしはさむべしひもごとにこのさだめあり

大鏡云西宮どのも十五の宮もかくれさせ給ひにしのちに故女院の后におはしましゝ折この姫君をむかへとり奉らせ給ひて東三條殿の東の對に帳をたてゝ壁代を引など御ゑつらひに聊かをとさせ給はず云々

至德記云壁代夏ハ生絹冬ハ練絹ヲ一重タテ間ゴトニカクルナリ

古今要覧稿卷第百九十二

●器財部

かべしろのちやう　かべしろ

かべしろのちやうは延暦二十一年伊勢太神宮儀式帳にみえたればそれより古くありしものなるべしけだし上古の家作は壁を用ゆる處すくなければ時にのぞみ帳をはりて座を設くるなりこの帳壁に代用ゆるが故にかべしろの帳とよびしがのちにはたゞかべしろとのみよぶことになりたりその制作は雅亮裝束抄および類聚雜要抄に見えたり

伊勢皇太神宮儀式帳云太神正殿裝束六物壁代生絁(スヾシ)御帳二條長各二丈二尺廣各六幅

延喜式太神宮云壁代絹帳三條一條長六丈廣六幅一條長九尺廣二幅一條長四丈五尺廣六幅

江家次第元日宴會云身屋九間内四面壁代帷褰レ之若天皇不ニ出御一時從ニ身屋東第四間西柱一南北行構ニ簾臺一四六間身屋南間亦懸レ之云々○按紫宸殿なり

長秋記云大治四年正月元日崇德天皇元服新中納言云攝政供ニ御杯一退下時帳臺退行右廻起レ座左肩當ニ壁代一程也按に紫宸殿の壁代帷を褰げたる高さ肩にあたるほどゝ見ゆ

源氏物語わかな上云みなみのおとゞの西のはなちいでにおましよそふ屛風かべしろよりはじめあたらしくはらひしつらはれたり

又夕霧云女とぢは草しげうすみなしたまへりしをみがきたるやうにしつらひなして御こゝろづかひなどあるべきさほうめでたうかべしろ御屛風木丁おましなどまでおぼしよりつゝやまとのかみにのたまひてかの家にぞいそぎつかふまつらせたまふ

又あげまき云ころもがへなどはかゞ〳〵しくたれかはあつからんなどおぼして御丁のかたびらかべしろなど三條のみやつくりはてゝわたり給はんこゝろまうけにしおかせたまへり

三長記云建永元年十一月十五日豐明節會召ニ修理大夫一給ニ宣命一次召レ予予立サマ二微唯一揖左廻未レ進亙母屋除ニ壁代一向レ北一揖内辨自ニ袖下一給ニ見參一

西宮記四月更衣云清涼殿壁代十二條註云十月返上

又御佛名云行事藏人催レ事云々縫殿調壁代

永昌記云長治二年正月十四日臨レ晩藏人文章生廣房奉ニ仕御裝束一依レ有ニ内論義一也其儀上ニ御殿南格子等一撤ニ日記御厨子一南壁代卷上不レ撤也

校　　正　檜山坦齋源義愼
圖　　畫　本山幾次郎橘正義
　　　　　大河戸晋平藤原儀成
　　　　　三輪善太郎三輪正賢
校正兼鈔錄　榊原猪右衛門源長行
校正兼淨寫　山本林藏源淸任
校正兼鈔錄　松井茂重郎源英信
　　　　　志村愛助平知孝
編修兼圖畫　岩崎源三源常正
編修兼淨寫　橋本藤兵衛藤原常彥
編　　修　栗原孫之丞源信充
總　　判　屋代太郎源弘賢

豹皮貫

豹皮貫は明德四年治部大輔源義重はけるよし（相國寺塔供養記）みえたりその前後に絕て物にみえざるにや

相國寺塔供養記云明德四年云々治部大輔源義重云々貫豹

牛皮貫

牛皮貫は源平盛衰記にみえたりそも〳〵貫は熊皮あるひは牛皮にて作るが本義なるべければ猶むかしよりありしものなるべし

源平盛衰記（佐々木高綱渡宇治川條）云大將軍義經ハ熊皮ノ頰貫ヲハキ自餘ハ牛ノ皮ヲハク

獺猢貫

獺猢貫はさだめて其皮にて作れるなるべしはじめて明德四年相國寺塔供養記にみえたりその前後また用ひし人有しや詳ならず

相國寺塔供養記云明德四年云々土佐守高階師英云々貫獺猢云々○按に獺猢はらつこのことにや

羚羊貫

羚羊貫はその羚にて作れるなるべし明德四年一色右馬助用ひしよし（相國寺塔供養記）みえたりその前後また用ゆる人有しや詳ならず

相國寺塔供養記云明德四年云々一色右馬助源滿範云云貫羚羊云々○按に羚羊はかもしゝ也

○釋名

つらぬき

扶桑畧記江次第○按に今攝津河內等の國々にて寒中農夫の用ゆるつらぬきと云ものをみるに皮の緣に緒を通して引くゝり踵の所にて結び用ゆるなりその製皮に緒を引つらぬきて作るを以て貫といへるなるべければむかしのものもしかありしが故にかくは名付しなるべきか然るに後世此物一變して乘沓のごとくなりしよりつらぬきの名にかなはざることゝなりしなるべし

つなぬき

諸書當用抄隨兵日記延德隨兵日記紹眞聞書弓馬三冊○按にらな同韻なるがゆゑに轉ぜしなるべし

頰貫

平家物語

連貫

太平記

虎皮貫

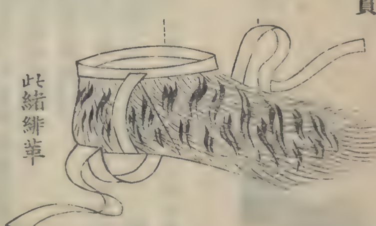
虎皮貫は貞和五年六月四條河原勸進田樂の時新座の田樂の童が裝束に用ひけるよし太平記みえたるやはじめなるべきされどもそれは必竟奢侈を極めし體をいはんためなるべきにや田樂の童必虎皮の貫を用ふるといふ定にもあらざればなり然るに明德年中相國寺供養に時の侍所にて畠山左衛門佐基國虎皮の貫はきたり相國寺供養地たゞし異本には熊皮とみえたればもし誤れるにや然るに大將は虎の皮貫をはくべしと隨兵日記いふは京都將軍家の末にいひ出せし事にや

太平記四條河原勸進田樂云貞和五年云々六月十一日云々カヽル處ニ新座ノ樂屋八九歲ノ小童ニ猿ノ面ヲキセ云々赤地金襴ノ打掛ニ虎ノ皮ノ連貫ヲフミヒラキ云々

相國寺塔供養記云明德四年云々侍所畠山左衛門佐源基國云々貫虎皮〇一本熊皮とあり

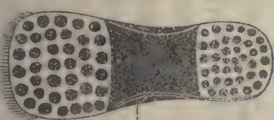
隨兵日記云大將まづよろひ直垂に我家の紋を縫物に織付着すべしたゞし四のくゝりを入るべし云々次に重籐の弓を持つべし次にとらの皮のつなぬきをはくべし

或家傳虎皮貫



大さ主の足に従ふ定法なし

同上裏



かくの如く釘を打なり

此間へ緒を通してとむるなり

蒙古合戰繪詞所載つらぬき



熊皮貫

熊皮貫は源平盛衰記義經記相國寺塔供養記隨兵日記等にみゆたゞし宇治川渡の時大將軍義經は熊皮の貫自餘は牛の皮とあれば諸書當用抄に大將軍は虎の皮と記せしも京都將軍家の比よりいへるにや

源平盛衰記（宇治川合戰）云明春今日ハ事ヲ好ミテゾ裝束シタル云々熊ノ皮ノ尻鞘ヲサス同毛色ノツラヌキヲゾハキタリケル

又（高綱渡宇治川）云大將軍義經ハ熊ノ皮ノ頰貫ヲハキ自餘ハ牛ノ皮ヲハク

義經記（義經吉野山落）云みか月の如くそりたる長刀つえにつき熊の皮のつらぬきはきてきのふ降たる雪を時の落花の如くけちらし云々

相國寺堂供養記云小笠原兵庫助長秀（貫熊皮）

又云武田五郎源滿信（貫熊皮）

又云伴次郎源長信（貫熊皮）

又云粟飯原九郎左衛門平將胤（貫熊皮）

又云佐々木備中守源滿高（貫熊皮）

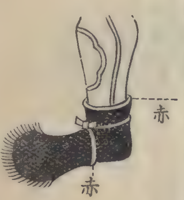
又云佐々木山内源三左衛門尉源義綱（貫熊皮）

又云赤松出羽守源義祐（貫熊皮）

又云土岐美濃守源頼益（貫熊皮）

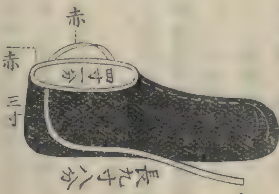
隨兵日記云騎馬の衆は三十騎も又廿騎もあるべき也次に之もよろひひたゝれを着すべし則四つのくゝりを入べし云々次に熊の皮のつなぬきを是もはくべし

後三年合戰繪詞
所載つらぬき

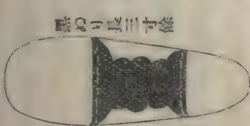


古ノ制イカニヤ有ランソ今モ世ニアル物ノ如クナリシニヤ詳ラカナラズ云々伊勢平藏貞丈曰ツラヌキト云フ事ハ此沓ノ緒ハ足ノウラヘ廻シテ足ノ甲ニテ結ブ也足ノウラニ緒ヲ通スベキ處ニ別ニ革ヲ當テ二重ニナリタル所アリ其革ト革ノ間ヘ緒ヲ兩方ヨリツラヌキ通シテ結ブユヱツラヌキノ沓ト云亦ツナヌキトモ云毛沓ノ事也常ノ毛沓ニ立擧ナキ物也タテアゲアレバ臑當ヲハクニ妨ニナル故タテアゲヲ付ザル也熊ノ毛皮ニテ作ル本也又牛馬ノ毛皮ヲモ用ユ和ラカニ皮ヲモミテ作ルユヱ近世揉單皮(モミタビ)ト云是熊ノ皮ノ頰貫ノ俗稱也足ノ甲ノ當ル所ノ裏ニ竪ニ細キ鐵ノ筋金ヲミワタシテ綴付ルナリ此金ハ表ト裏ノ間ニ入ル又不レ入モアリ或說ニ頰貫ノ毛皮ノ下ニ仁王經一部ヲ二ツニ分ケ小キ紙ニ黑クナル程書テ入ルト云ヘリ是ハ人ノ好ニヨルベシ法式ニハアラズ後三年合戰ノ畫ニ黑キ毛沓ノ緒ヲ足ノ甲ヨリ足ノウラヘ廻シテ扨足首ニテ結留タル體ニ畫ケリ是頰貫ナリ云々又云頰貫ハ熊ノ毛皮ヲ以テ其式トハナスニヤ其餘虎豹牛獺猏羚羊ノ類ハ其人ノ位階其好ミニマカセテ用ルコトハ前文ニ記セルトコロヲ以テ取捨スベキニヤ就中熊皮ノ頰貫ハ將士トモニオシナベテ用ルニ難ナキニヤ凡出陣ノ時ハ沓ヲハカズ頰貫ノ沓ヲ用ユルヲ以テ本義トハナスニヤ去ドモ急ニ臨ンデ歩立ニナリ働カンニハ此頰貫ハ不便用ナリ草鞋ヲ用ヒテ佳ナランヤ是歩立ノ時足ノ踏シメヨク働キニ理アルガユヱナリ

或家藏つらぬき



同上裏



今川大草紙云御物具をめさせ申も次第〳〵のあるなり一番なし打烏帽子云々次御征矢次御つら貫をめさするなり其後御旗を付る也

諸書當用抄云軍陣にてはく物はつなぬきと申候平人のは熊の皮大將は虎の皮にてするなりへりは白がねにてするなり

義敎公元服記云沓調度懸手蓋ツナヌキ任二先規一歟騎馬ハ常ノ籠手歟

異本隨兵日記云つなぬきの長さ一尺二寸面のひろさ四寸二分足のなりのゆびに掛緒すべし同つなぬきの皮とらの皮あざらしの皮熊の皮を可レ用こしらへやう條々は傳にあり

延德隨兵記云ツナヌキノ事水豹ニテモ熊ノ皮ニテモヘリガネヲヤリテハクベシ

紹眞聞書（武田家書）云義經牛若にて五條の橋にて辨慶とたたかひあはれ勝負つかでしばらく休まれ欄干に腰をかけられたる時牛若辨慶を一刀切り付られたり夫より辨慶牛若どのゝ御弟子（武田家の弓馬の書には手脚とあり是なるべし）に成てたか館まで伴申たり歌

つなぬきのかた〳〵の緒のぬけたるは
そらめをつかふはじめ成けり

判官殿の御歌の太刀と云て兵法のことなる秘事也

弓馬三冊（武田信豊記なり）云上代にはつなぬきといふもの足にはきたり色々物語有レ之義經五條の橋にて辨慶とたたかひ勝負つかでしばらくとやすまれらんかんに腰をかけたる時うしわか君辨慶を一刀切つけられそれより辨慶牛若の御手脚になりたか館迄御供申たり

つなぬきのかた〳〵の緒のとけたるは
そらめをつかふはじめ成けり

と申歌判官殿歌の太刀といふ兵法にことなる秘事也

本朝軍器考云木曾追討ノ時九郎義經院ノ御所ニ參ラレシニ義經ハ熊皮ノ頰貫ヲハキ自餘ハ牛ノ皮ヲハクトゾ源平盛衰記ニハシルセル但頰貫ハ卽チ履也後三年ノ繪ニ此物ヲ用ヒシモノ多ク見エ又其制半靴ノ如クニシテ譬ヘバ世ニ馬上沓ト云フ物ノ如クナルヲハキシモノコヽカシコニ見エタリ其繪ガキシ樣黃色栗色ナドノ革ノ其毯モ同ジ色革ナルニ紋アル也志貴山緣起ノ畫ニ熊ノ皮ニテ作リシガ毯ノ所ヲバ織物ヲ用ヒシ如クニ畫ガケルアリキコレハ今モ世ニアル馬上沓ノ制ニハ少シク異ナリ熊ノ皮ノモミタビト云フハ

古今要覽稿卷第百九十一

●器財部

つらぬき

つらぬきは甲冑に具したるものにして乘沓と用を同じくせりものにあらはれしは寛平四年九月對馬島にて新羅の賊を討殺し分捕せし物の中にはじめてみえたり（扶桑畧記）また帽子狩衣に具して犬飼もこれを用ふ（江次第）文字には貫（扶桑畧記江次第人車記）あるひは頬貫（平家物語）ともかけり

扶桑畧記云寛平四年九月五日對馬島司言ニ新羅賊徒船四十五艘到着之由ニ云々將軍追射賊人迷惑或ハ入ニ海中ニ或登ニ山上ニ合計射ニ殺三百二人ニ就レ中大將軍三人副將軍十一人所レ取雜物大將軍縫物甲冑貫革袴云云已上附ニス脚力ニ

江家次第（大臣大饗篇）云犬飼ノ帽子紺布狩衣緋革袴貫（ツラヌキ）左手引レ犬右手取ニ白木杖ニ

人車記云高松殿ニ武士ヲ被ニ召集ニ平清盛朝臣紺水干小袴紫革鎧云々或ハ生絹背鎧折烏帽髓當革ノ貫ヲ著僮僕負ニ胡籙ニ而持レ冑

奥州後三年記云三浦の平太郎爲次といふものあり是もきこえたる者なりつらぬきをはきながら景正が顔をふまへて矢をぬかんとす景正ふしながら刀をぬきて爲次がくさずりをとらへてあげざまにつかんとす

平家物語（宇治合戰）云頬貫ぬいて跳になり橋の行桁をさらさらと走りける

又長門本（同上）云あれはいかにとみる所にえびらをときてつらぬきぬきてこのむ長刀さやをはづして左のわきにかいこんで

又（能登守所合戰）云武藏國住人私黨に河原太郎高直同次郎盛直兄弟二人はせ來りて馬より飛下り生田森の城戸口へつらぬきぬぎて逆茂木をのりこえて城内へ入ける

古事談（勇士部）云只今御キセナガヲ被ニ取出ニテツラヌキタテマツリ御馬ニ被レ置レ鞍之間也

太平記（六波羅攻）云播磨國住人馬鹿（メガ）孫三郎長宗馬ヨリトンデオリ云々五尺三寸ノ太刀ヲ拔テ肩ニカケ貫ヌキ拋ステカツパト飛ビタリケレバ水ハ胸板ノ上ヘモアガラズ

又（京勢重南方發向）云仁木中務少輔ハ餘リニ腹ヲ立テツラヌキハキナガラ召合ノ内ヘ走入テ屛風障子ヲフミ破リ

淺沓
江家次第餝抄古事談
毛沓
明月記餝抄太平記○按にこれらはみなその製によりて名付るのみ
○正誤
東雅云履和名鈔云唐韻を引て草曰ㇾ屝麻曰ㇾ屨革曰ㇾ履並に讀でクツといふ襪シタグツ靴はケグツといふと注せりクツの義は未ㇾ詳シタといふは下なりケといふは靴の字音也
古語にクといひしは入の義なり足を納るゝの義にとれるなるべしツといふは詞助なるべし○若栞信孝曰此說非也古語入るをクとのみいひたることかつて所見なし何の書によりていへるにかいといぶかしき事なり又ツは詞助也といふもあたらず又靴(クワノ)をケグツとよみたるも信じがたし諸の裝束抄に靴沓(クツ)とのみよみたり
校正兼鈔錄　吉田吉藏源元來
編修兼校正　日吉偉三郎源德夫
校正兼圖畫　中山新吾平秀元

編修兼校正　若栞三男三郎藤原信孝
校正兼鈔錄　松村平兵衞藤原直好
編修兼校正　梅田小太郎源義禮
校正兼淨寫　能勢岩次郎源賢高
校正兼鈔錄　南條正之助藤原近行
校正兼淨寫　栗山兵左衞門藤原定興
　　　　　　林源三郎源高典
校正兼鈔錄　山下官左衞門源正房
校正兼淨寫　橋本太刀允藤原好春
編修兼圖畫　志村愛助平知孝
編修兼校正　大河戶晉平藤原儀成
　　　　　　屋代次郎源通賢
總　　　裁　屋代太郎源詮丈

波はよりても洗はざりけり

散木和歌集雑部云

ある女房の鞍馬へまゐらむとてかたへの女房にしたうづをかりければ一日うづまさに参りしにはきたりしかばみなやれにけりといふをきゝて

けふ見ればしたうづまさにやれにけり

と申たりしかどつける人もなかりしかばかの女房に替りて

くらまぎれにやいまははくべき

拾玉集雑部

加茂法樂百首

になひもつさかきのいれこ町あしだ

世を行く道の物とこそ見れ

○釋名

沓

東鑑高忠聞書○若菜信孝曰名義未ㇾ詳東雅云古語にクといひしは入の義なり足を納るゝの義にとれるなるべし云々此説非なり委しくは正誤にしるす今按に沓は足を入るゝ器なり沓字音轄にしてくつといふは訓のごとく聞ゆれどもしからずおもふにくつの訓は窟の字音よりうつれるものなるべし其故は窟は篇會に空也孔穴也など注したるをもて考ふるに沓ももと足を入るゝ具にして其形體また孔窟のごとく中うつろなればなりされば其形よりしてくつとはよびしものならむかまたしたうづなどいふうつはくつの音便なり

貫

扶桑畧記江家次第○按にくつは其體よりいひつらぬきは其用よりしていふか足をつらぬき入るゝものなればなり

つなぬき

随兵日記○按に名義同上らな横音相通なればなり

半靴

清少納言枕草紙東鑑小右記太平記○按に靴の沓を省略してもちふるに自由ならしめむ為にかくは製せしなるべししかればはうくりは半靴の音便のみにして替りたる製にあらず

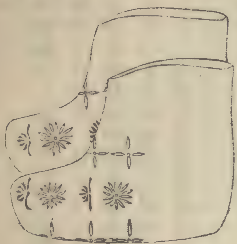
深沓

江家次第山槐記餝抄著聞集十訓抄大双紙

同上所載 名未詳



同上所載襪



○和歌

萬葉集卷第十四 東歌

常陸國相聞往來歌 十首之中

信濃道者伊麿能波里美知可里婆禰爾安思布麻之牟奈久都波氣和我世

後撰和歌集卷第十六 雜部

ある所のわらは女五節見に南殿にさぶらひて沓をうしなひてけりすけひとの朝臣藏人にてくつをかしてはべりけるをかへすとて

立さわぐ波間を分てかづきてし
　沖の藻くづをいかゞわすれん

かへし　　輔臣朝臣

かづきてし沖のもくづをわすれずば
　そこのみるめを我にからせよ

又卷第十八 同上

喪にこもりたる知たる人のつぼねならべて正月おこなひて出る曉にいときたなげなる下沓を落したりけるをとりて遣はすとて

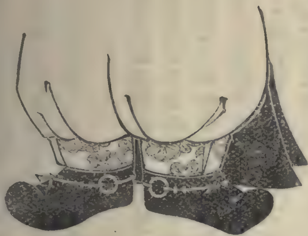
よみ人しらず

あしのうらのいときたなくもみゆる哉

ヲ參ラセ於二庭上一御沓ヲ召ル、植盛貞淸樣體ヲ被レ勤鞭ヲ指シ貞孝懷キ參ラスル也

秋齋閑語云襪の事束帶の時ははき衣冠の時ははかず是は應仁の乱の時よりの例とか今の足袋は元來襪なり今堂上に用ふる襪の製大指のわりめなし夫にては用ひ方に惡しき故武家にて大指の割目を拵へ足袋と名付今にもちゆ元は襪なりしたうづにては常の草履ははけずむかふばな緒二ッ兩方に付たる草履をはくなり足袋とは餘程製替るなり

禮服圖所載靴



禮服圖所載烏皮舃



同上所載襪



て所々の御幸にもおなじ御車にてありき雪見の御幸の日御烏帽子直垂に深沓をめし御馬にて本院の御車の先にましく〵ける世にめづらかなる事なればこそりて見奉りき

高館艸紙云龜井六郎重清はひときはすぐれて出たつたりはたに取てはからくれなゐのひつちがへひせいがうのはつたるによせかけめゆひの直垂のくゝりをゆつてしめたりけり云々びやくだんみがきのすねあてに熊の皮のもみたびしろがねにてへりがねわたしあぐち高にふんご（踏込）うたり

高忠聞書云かた沓の禮といふは田樂猿樂ふせいの者などに馬上にてあひたる時馬よりおるゝ事あらば左の沓ばかりをぬぎて禮をすることあり是をかた沓の禮といふ但これは古實なり定まれる法にはあらずおり候程ならば左右をぬぐべきなり

神の前などにて下馬をすべきに馬付すまひしまた主の供などしておるゝ事かなはずばはきたる沓を左をぬぎて禮をすべし

宗五大雙紙云あしなかには禮有まじく候しきれなどには禮候まじき也其故はしきれは沓代なり沓には禮なきものと公家衆は被レ仰候但當時は禮候べし

隨兵日記云第一大將先よろひ直垂に我家の紋を縫ものに織付着すべし但四つのくゝりを入べし次によろひを着すべし云々次に虎皮のつなぬきをはくべし云云第四騎馬の衆は三十騎も又二十騎も有べきなり次に是も鎧直垂を着次に矢負鞭をさすべし同重籐の弓を持べし次に熊の皮のつなぬきを是もはくべし

相國寺塔供養記云侍所畠山左衞門尉源基國黑絲鎧薄香直垂文鶴菱太刀鮫金赤銅柏夾引兩丸馬鹿毛貫熊皮

布衣記云御車御門に立時は中門の沓ぬぎにて沓を進む其時に雜色の方より沓を如レ斯請取如木方青侍請取其時如木三足あよみよる其時侍一足歩向目代して沓を請取沓ぬぎにて進なり

岡本記云くつの名所は尾州のきつると申所の沓也

諸書當用抄云軍陣にてはくものはつなぬきと申候平人のは熊の皮大將は虎の皮にてする也へりは白銀にてするなり

東山殿年中行事云正月二日良有ニ御休足一而渡ニ御于ニ西面松御庭（カヽリ）ニアリ御乘馬始御鞭御沓治部大輔役レ之

光源院殿御元服記云御小者千若御沓ヌギヨリ御緒太

太平記（六波羅攻條）云五尺三寸ノ太刀ヲヌキテ肩ニカケ貫脱拋ステ云々

又（關東大勢上洛條）云思ヒ々々ニ鎧タル兵十萬餘騎甲ノ星ヲ輝シ鎧ノ袖ヲ重ネテ沓ノ子ヲ打タル如クニ云々

又（摩耶合戰條）云瀨川宿ノ南北三十町ニ沓ノ子ヲ打タル樣ニヒカヘタル敵ナレバ云々

又（土岐賴遠參合御幸狼藉條）云今程洛中ニハ武士共充滿シテ時ヲ得ル者其數ヲ不レ知誰トハ不レ見太ク逞シキ馬共ニ思々ノ鞍置テ唐笠ニ毛沓ハキ色々ノ小袖ヌギサゲテ酒ヲアタヽメタキ殘リタル紅葉ノ枝手每ニ折カザシ早歌交ノ雜談シテ馬上三十騎大內野ノ芝生ノ露ケチラシアタリヲ拂ヒテ歩マセタリ

又（天龍寺供養條）云八番ニ高武藏守師直上杉彈正少弼朝貞高越後守師泰上杉伊豆守重能大高伊豫守重成上杉左馬介朝房布衣ニ下括シ半靴着テ二騎宛左右ニ打並タリ

又（田樂條）云赤地ノ金襴ノ打掛ニ虎ノ皮ノツラヌキヲフミ開キ云々

又（京勢重ヲ南方發向條）云中務少輔ハアマリニ腹ヲ立テ頰貫ハキナガラ召合ノ內ニ走入テ屛風障子ヲフミヤブリ

又（藤房遁世條）云三月十一日ハ八幡ノ行幸ニテ諸卿皆路次ノ行粧ヲ事トシタマヘリ藤房モ其時ノ大理ニテオハスル上今日ヲ限ノ供奉ト云々大理ハ卷纓ノオヒカケニ赤裏ノ表袴靴ノ沓ハイテ蒔繪ノ平鞘ノ太刀ヲ佩テアマノ面ノ羽付タル平胡籙ノ箙ヲ負ヒ云々

又（阿新殿條）云道遠ケレドモ乘ルベキ馬モナケレバハキモナラハヌ草鞋ニ管ノ小笠ヲカタブケテツユ分ワブル越路ノ旅思ヒヤルコソ遙ナレ

又（大塔宮熊野落條）云案ニ相違シテイツナラハセタマヒタル御事ナラネドモアヤシゲナルタビハヾキ藁沓ヲメシテ少シモ草臥タル御氣色モナク

庭訓往來（卯月條）云上總鞦武藏鐙佐渡沓伊勢切付

十訓抄（可レ施二人惠一事）云かゝる事承はらじとて御差貫のそばをとりて沓をもはき給はでおりて人の門の唐井敷に居たゝせたまひたり

扶桑略記（宇多天皇寬平六年九月條）云將軍追ヒ射ル賊人迷惑シテ或入二海中一或登二山上一合計射二殺三百二人一就レ中大將軍三人副將軍十一人所レ取雜物大將軍縫物甲冑貫革ノ袴銀作ノ太刀云々

神皇正統記云鳥羽院天下を治め給ふ事十六年太子に讓りて尊號あり白河の世を𛂦らせ給ひしかば新院と

タルシカマノ褐ノ冑直垂ニ紺ノ頭巾ニ黒絲威ノ大荒目冑ノ一枚マゼナルヲ草摺長ニユリ下シ三枚甲ノ緒強クシメテ黒漆ノ太刀ノ三尺五寸アルニ練貫鐔入テ熊皮ノ尻鞘ヲサス同毛色ノツラヌキヲゾハキタリケル

平家物語橋合戰條云つらぬきぬいで跣に成り橋の行桁をさらさらと走りける

明月記云文暦二年二月九日辨少將自ニ內府亭一出立下向見物成レ群ヲ云々未ノ時許金吾來ル辨少將十六日禁色ノ宣旨家宗卿下巳ノ時許出レ門前駈笠持次ニ移馬舍人二人次ニ辨直衣紫ノ浮紋ノ指貫蒴木ノ衣紅單半靴野劔鹿皮細尻鞘侍十人次ニ隨身二人蒴木ノ上下茜白衣狩胡籙毛沓次ニ前駈六人

又云文暦二年十月十五日云々次老者頻爲ニ御禊一行幸本隨身童末レ付レ花事有下不レ可レ然之説上先々如レ何又供奉ノ諸司不レ具セニ雜卿一歟隨身市老本ノマヽ下着レ沓歟將藁沓歟云々宇治左府御記藁沓之由被レ載

餝抄云半靴直衣冠布衣騎馬之時用レ之華氈錦計如ニ靴沓一

又云淺沓禁色之人沓鋪用ニ織物一云々不レ然人ハ用ニ平絹一皆押文爲レ不ニ混亂一也

又云深沓深雪深雨之時用レ之無ニ華旋一有レ緣無レ文紫皮旋當レ作レ氈

又云毛沓或古老抄云布衣騎馬殊刷時毛沓有レ帶如ニ靴帶一云々公卿勅使始終扈從之人可レ用也

次將裝束抄毛云路頭冠若直衣刷之時出衣藁深沓或半靴柏夾蒔繪野劔虎皮弘尻鞘

東鑑寬元二年四月廿一日條云今日將軍家若君六歳御名字賴嗣御母中納言親能卿娘大宮局御元服也云々御馬置鞍備前守時長半靴前壹岐守泰綱野劔毛沓

又建長四年四月十四日條云將軍家始テ御ニ參鶴岡之八幡一云々次御野矢陸奧二左近大夫將監長時次ニ御行騰沓掃部助實時

明衡往來十一月條云一日供ニ奉行幸一之間忽依レ無レ靴令レ申ニ案內一也

判官物語義經吉野山を落給ふ條云かちんの直垂に黒絲おどしの鎧きて法師なれども常にかしらをそらざりければ三寸ばかり生ひたるかしらに揉烏帽子にゆひがしらゑて四尺二寸有ける黒漆の太刀かもめじりにはきなしたり三日月の如くそりたる長刀杖につき熊皮のつらぬきはきて昨日降たる雪を落花のごとくけちらし山下をさして下りける

東舉之由ヲ云々上卿以下一々揖シテ出ツ納言以下歩ニ倚南間ニ揖右廻出参議於ニ脱レ沓下ニ使レ揖云々到テ造リ曹司ニ着レ靴

又三月御燈云後三條院毎レ出ニ廣庇ニ必召ニ御挿鞋ヲ而故源右府被レ申云可レ着ニ御倚子ニ之日ハ召ニ御挿鞋ニ自餘不レ可レ然又作レ着ニ御挿鞋ヲ入御

又石清水臨時祭試樂云若后宮内親王參上給時ハ押ニス昆明池ノ障子ヲ以ニ御挿鞋ヲ置ニ御膳ノ棚ニ云々主上召レ人ヲ藏人頭微音ニ稱唯メ昇候ス依ツテニ御氣色ニ又微音唯稱メ退キ下着ニ淺沓ニ經ニ侍臣座ノ後並長橋末ヲ云々

又四月二孟旬儀云今日王卿出居並侍從等皆着レ靴頭藏人注ニシ出ツ殿上ノ侍從ノ見參ヲ於ニ階下ニ給ニ外記ニ云々内侍出ツ出居ノ將進ム大臣宣有レ奏次將歸ル大臣兼ニ大將ニ無ニ此儀ニ大臣着レ靴經テ宜陽ノ壇上ヲ進立ニ軒廊ノ西ノ一ノ間ニ云々史來テ給レ奏挿サシテニ文杖ニ立ニ小庭ノ東邊ニ大臣度ニ小庭ニ作レ着レ靴踞ニ陳ノ座ニ

又御禊日云雜色所衆等白重巡方帶濃裝束淺沓也

又祭日云覽ズルニ前駈ヲ同ニ禊ノ日ニ若青色不ルレ具之前駈ハ者先ツ參入ソ付ニ藏人ニ奏ニ此由ヲ有レ仰召ツテニ藏人ニ青色給レ之今日ニ藍ノ上重丸鞆ノ帶鼻切ノ履又給ニ青色紙帖ニ

大鏡太政大臣兼家公條云帥宮一條院の御時の御作文に參らせ給ひしなかには御前などさるべき人多くていとこそめでたうて參らせ給ふめりしか御前にて御襪のいとうせめさせたまひけるに御心ちもたがひていとたへがたうおはしましければこの入道殿にかくと聞え申させ給ひて鬼間におはしましければ御襪を引ぬき奉らせ給へりければこそ御心ちも直らせ給へりけれ

人車記高松殿ニ武士ナ被ニ召集ニ條云平清盛朝臣紺水干小袴紫革鐙賴盛敎盛重盛同武裝而相從源義朝赤地錦水干小袴賴政以下思々多者紺水干小袴或生絹皆鐙ニ折烏帽子髓當革貫ヲ僮僕負ニ胡籙ニ而持レ冑

山槐記治承三年三月三日條云右衛門權佐光長茶染一斤染立烏帽子蒔繪野劔尻鞘鼠尾矢形毛沓

又同年同月十五日平野行幸條云取物舍人四人裝束同上右一兩衣第二行騰第三深沓刀有ニ金銅伏輪ニ第四菅笠帽額赤地錦有總

鹿苑院殿御元服記永和元年三月廿七日石清水八幡宮御社參條云御調度佐々木青地六郎左衛門尉　御沓　千秋左近將監

古事談神社佛寺部云放生會被レ准ニ行幸之儀式ニ事ハ延久二年始也上卿大納言隆國云々初年許ハ壺胡籙淺沓也自ニ第二年ニ被レ改ニ平胡籙靴沓ニ

盛衰記卷十五宇治合戰條云明春今日ハ事ヲ好テゾ裝束シ

也
屩ワラグツ 史記注ニ云屩ハ居灼反與レ脚同字亦作レ蹻和名和良久豆草屝也
草履 揚氏ガ漢語抄ニ云草履和名與レ屩同俗云佐字利
履楦クツカタ 唐韻ニ云楥ハ虛願反一音蓮字亦作レ楦今按此間云久都加太也 靴履ハ楦又法也
履䋿クツワラ 野王曰䋿ハ思揚反和名久都和良一云久都乃之岐 履中ノ薦也揚氏漢語
抄ニ云履䋿ハ一名履苴クツノシキ七餘又苞苴之苴見ニ厨膳具一
靴氈 唐令ニ云諸給ニ時服春秋各給靴一兩幷ニ氈一 諸延反揚氏漢語抄云靴氈靴裏氈也
靴帶 揚氏漢語抄ニ云靴絛吐刀反與レ韜同 所ニ以繫クルニ靴ノ跟ニ一也
或ハ以レ革ヲ爲レ之ヲ喚テ云ニ靴帶一
屐系アシダヲ附鼻繩 風俗通ニ云延喜年中ニ京師ノ長者皆著レク屐ヲ婦
人始嫁シテ至漆畫ノ五綵ヲ爲レ系ト今按唐韻胡計反緖也然則屐系和名阿之太乎 本草ニ
云屐鼻繩
屩耳 唐令ニ云靑耳屩今按屩耳者俗人云屩之乳乎
屩靪タチハメ 唐韻云靪音丁今按下賤人以ニ牛皮一補ニ著革屩下一云ニ太知波女一宜レ用ニ此字一乎 補履下也
按に今の雪踏はこれに習しなるべし
清少納言枕草紙めでたき物の條 云ほそやかなるわらはのか
り衣はかけやりなどして髮はうるはしきがのぼりた
ればまた紅梅のきぬ白きなどひきはへたるをのこ子
のはうくわはきたる木の本に立て云々

小右記長和四年九月十二日條云資平來云今日左相國差重信朝臣借
行騰平尻鞘半靴其體靴履脛巾經也有ニ靴牋一以無ニ靴
帶一象ニ半靴一歟
江家次第小朝拜スル云殿上王卿於ニ射場殿ノ邊一ニ著レ靴令ニ頭
藏人一奏ニ候由一
又元日宴會云藏人催ニ內侍女藏人闈司等御插鞋釵カンザシ錦鞋簁
道等階下ノ饗一
又同上云內辨於ニ左仗ノ後一著レ靴ヲ著ニ宜陽殿兀子一自ニ壇
上一南行テ著レ之
又二宮大饗云公卿以下參ニ本宮一餝劍魚袋隱文等近代著ニ樋螺鈿一令
亮啓下ス可ニ拜禮一ス由ヲ上進ニ庭中一列立ス淺沓公卿一列四五位
一列六位一列諸衞將佐ハ縫腋近代六位不レ立再拜畢退
出於ニ玄暉門ノ邊一著レ靴
又御齋會初云講讀師退如ニ進儀一所司進ニ草履一近代不レ見
又御物忌儀云王卿歷ニ階下一出ニ左近陣一著レ靴出居ノ將著靴入
レ自ニ日華門一着レ座
又同上云上卿立ニ箸匕一ヲ即秡レ之立チ出テ脫レ靴ヲ着ニ淺沓一
着レ廊ニ云々
又同上云入レ自ニ東門一着ニ東ノ廊ニ召ニ外記一シテ問ニ諸司ノ具否一
着レク靴ヲ云々一々起ツ出ニ北二戶一於ニ北壇一ニ脫レ靴着ニ東廊一史申ニス裝

刀白キ袴烏皮ノ靴(兵衛佐亦皮靴錦行縢)云々
又(朝服)云衛府ノ督佐ハ並皀ノ羅ノ頭巾位襖金銀裝腰帶云々
白襪烏皮ノ履云々其志以上並皀緌ノ頭巾云々烏裝ノ橫
刀白キ襪烏皮ノ履會集等ノ日ハ加ニ錦ノ裲襠赤キ脛巾ニ帶ニ弓
箭一以レ鞋代レ履云々並朝庭公事則服之衛士皀ノ緌ノ頭
巾桃染ノ衫白キ布帶白キ脛巾草鞋云々
大安寺資財帳云沓(佛物一足線鞋 法物一足緋)
延喜式(神祇羅城御贖)云帶八條履襪各八兩云々
又(同上度會宮裝束)云錦襪二具錦ノ沓二兩云々
又(中務省)云凡大儀日輔著ニ淺緑襖一金銀裝腰帶裝橫刀烏
皮靴策ニ著幭沓ニ云々
又(同上)云凡供奉威儀官人緌ノ腰帶布帶橫刀弓箭靴等並
私備レヨ之云々
又(同上闈司)云闈司襪ノ料東絁五疋云々
又(主殿)云正月元日燒香史生左右各二人其ノ禮服ハ者冠
袷ノ袍(表緋裏白)下襲袷衣(表緋裏白)白袴帶鼻切ノ履執ニ威儀物ニ云
云
和名鈔(履襪類)云履唐韻ニ云草ヲ曰レ屝(音翡)麻曰レ屨(音句)革ヲ
曰レ履(音李和名䩄久豆用ニ鞜字ニ音沓)黃帝臣於則造也
襪說文ニ云襪(音末字亦作レ韤和名之太久頭)足ノ衣也

靴　唐令ニ云烏皮靴赤皮靴(音戈字亦作レ鞾和名化乃久都)
深頭履　釋名云韋履深頭ヲ曰レ鞡(先立反又鞡鞋見ニ下文一今案此間云深履其頭短者謂ニ之半鞾一)言ハ其深襲覆レ足也
單皮履　唐令ニ云諸ノ舃履並ニ烏色舃ハ重皮底履單皮
底
舃音思積反字亦作レ𩋾和名與レ履同シ今案野人以ニ
鹿ノ皮一爲ニ半靴一名テ曰ニ多鼻一宜レ用ニ此ノ單皮ノ二字一
乎
鼻高履　揚氏カ漢語抄ニ云突子(突音他骨反今僧侶所レ著鼻廣履是歟)鼻高履
也
線鞋　辨色立成云線鞋(上仙戰反字亦作レ綫下戸佳反又戸皆反揚氏漢語抄云線鞋千開乃久都)絁
綫兼用テ男女通著ス
絲鞋　辨色立成云絲鞋(伊止乃久豆今按俗云之賀伊)
麻鞋　顏氏家訓ニ云麻鞋一握(麻鞋和名乎久豆辨色立成云麻鞋以レ麻爲レ之)
錦鞋　辨色立成云錦鞋ハ(此間音今開)以レ絲ヲ爲レル之ヲ形如ニ皮
履一(綵音采綾絲也)
鞡鞋　唐韻云鞡(蘇合反字亦作レ鞡鞋俗爲ニ挿字一未レ詳)小兒ノ履也
木履　續漢書云袁宏著ク木履ニ(揚氏漢語抄云木履紀具都)
屐　兼名苑云屐一名ハ足下(履音奇逆反和名阿師太)
屣屐　史記注ニ云屣(所綺反與レ徙同漢語抄云屣屐久都々計乃阿之太一云屐子)履之屬

古今要覽稿卷第百九十

●器財部

くつ 鞜

くつはいつの比より皇國にはもちひはじめけむいまだ詳ならず令に鞋或は烏皮舄又烏皮靴延喜式に履襪鼻切履等見えたりこれより以下諸書に淺沓鼻高履類貫毛沓など見えたるもみな其製に仍て名の替るのみにしてくつといふはすべて足にはくもの丶惣名なり管に笛といひ絃に琴といふが惣名なるとおなじ但軍防令に見えたるがはじめにて其以前國史にかつて所見なしおもふにそのかみは藺金剛または藁金剛の類をのみ用ひられて今見るごとき木或は革をもて作りたる履はなかりしをおひ〳〵製作くはしく成て舄或は履など種々のくつをつくり出せしものならんかそも〳〵くつに履又鞜又舄又靴又鞋などさま〴〵の字をもちふれども皇國にはあながちに替りたるけぢめはなきを唐韻に草曰レ屝麻曰レ屨革曰レ履と見え又唐令に舄重皮底履單皮底などみえたれども皇國の令には舄者高鼻履と見え又漢語抄には突子鼻高履也とみえて和漢一定玄がたしされども今はをしなべて沓の字をのみもちひらる丶事と成て其餘の舄屨などの字を用ひらる丶事なし古くもろ〳〵の字を用ひられしも多く假借にて唐韻唐令などの定めには當らざる也

軍防令云凡兵士毎レ火紺ノ布幕一口云々脛巾一具鞋一兩皆令ニ自備一云々

又皇太子禮服云禮服冠黃丹ノ衣牙ノ笏白キ袴白キ帶深紫ノ紗ノ褶錦襪烏皮舄謂烏皮者皂皮也舄者高鼻履

又朝服云一品以下五位以上ハ皂ノ羅ノ頭巾衣ノ色ハ同ニ禮服ニ云々白キ襪烏皮履六位ハ深綠ノ衣七位ハ淺綠ノ衣八位ハ深縹衣初位ハ淺縹ノ衣並皂ノ縵頭巾々白襪烏皮履袋從ニ服色ニ云々

又服制云無位ハ皆皂ノ縵ノ頭巾黃ノ袍烏油ノ腰帶白襪皮ノ履朝庭ノ公事則服レ之尋常通得レ着ニ草鞋ニ云々

又內親王禮服云四品以上毎レ品各有ニ別制ニ云々錦ノ襪綠ノ舄餝ニ以ニ金銀ニ云々

又武官禮服云衛府ノ督佐ハ兵衛佐ハ不レ在ニ此限ニ以下准レ之並皂ノ羅ノ冠皂ノ緌牙ノ笏位襖加ニ繡ノ裲襠ニ兵衛佐雲錦金銀裝ル腰帶金銀裝橫

えずこれもまたむかへはくものなればなり

〇正誤

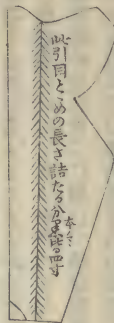
高忠聞書云行縢のわり合の事夏毛と秋二毛とわり合する時は夏毛前なり秋ふた毛は後へなるべし其いはれはむかばきのはじまり夏毛なり云々

今按にこの說非なり上にもいへるごとく何の書によりてかくは定められたるものにか先令に錦のむかばきと見え貞觀儀式には熊皮のむかばきと見えたる其外新儀式等多く熊の皮なるよし見えて鹿の皮見えず永昌記の治承四年十一月廿四日の條に右大將宗盛の裝束をいひて麴塵直衣鹿皮行縢と有これや鹿皮の行縢のものに見えたるはじめなるべき右らの諸書をあはせ考ふるにとにかくむかばきのはじめは鹿の皮にはあらざるをやたゞしかの治承四年の後は鹿の皮を專らに用ひて鎌倉將軍家京都將軍家の比に及んでは鹿の皮ならぬはなしゝかれば鎌倉將軍家より京都將軍家に及んでは鹿の皮をもてつくられしを始とするよしにてゝか書たるにかさるにてもたしかならぬ書ざまなり

校正兼鈔錄　松村平兵衞藤原直好

編修兼校正　仲田藤右衞門藤原顯忠
　　　　　　梅田小太郎源義禮
校正兼淨寫　若菜三男三郎藤原信孝
　　　　　　山路岩次郎源賢高
編修兼校正　萩野小七郎小野易
　　　　　　南條正之助藤原近行
　　　　　　栗山兵左衞門藤原定興
　　　　　　林源三郎源高典
校正兼鈔錄　山下官左衞門源正房
校正兼淨寫　兒山歸之助平紀言
校正兼鈔錄　橋本太刀允藤原好春
編修兼圖畫　志村愛助平知孝
編修兼校正　大河戶晋平藤原儀成
　　　　　　屋代次郎源通賢
總　　判　　屋代太郎源詮丈

菖蒲革本也黑革ふすべ革などをつくる事略儀なりはれの犬などには黑革ふすべ革をに付たるむかばきはく事不レ有またくつこみのをは三所に可レ付但大なるむかばきには四所に付べき也



神事行縢之事加様に可レ切例式よりみじかくつめて可レ切引目とゞめの事はたとひ引目を腰にさゝずとも可レ付はく時は左革の緒を引目とゞめへとほすべし笠掛小笠掛流鏑馬など神事にて射る時はこのむかばきのごとくすそのおりめを四寸すぢかへてきりてはくなり其外は例式なりこの行縢はく事は神事に限りたる事也神事にてなき時ははく事有べからず

○和歌

萬葉集卷第十六 雜歌

長忌寸意吉麻呂歌八首之内

詠ニ行縢蔓菁食薦屋樑ー歌

食薦敷蔓菁煮將來樑爾行縢懸而息此公（スゴモシキアヲナニモテキウツバリニムカバキカケテヤスメコノキミ）

夫木和歌集卷七 夏部

五月雨　源仲正

家集 夏野ふむせこがむかばき裾朽て

干ひまもなくさみだるゝ比

年中行事歌合

騎射　爲忠

五月雨に熊のむかばきけふぬれて

明ゆく射手や宿りなる覽

○釋名

むかばき

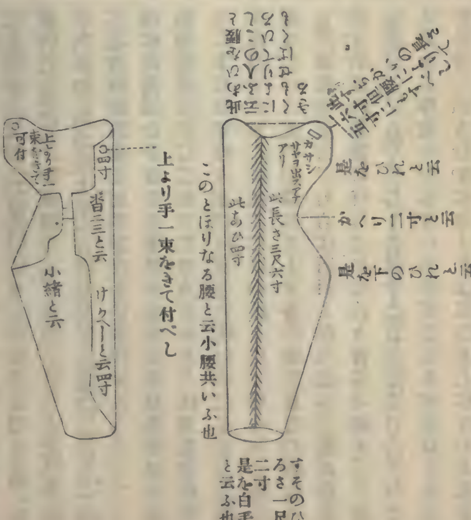
令貞觀儀式延喜式三代實錄○按に名義未詳軍器考補正に行縢をむかばきといふは向佩の略なりなどいへども日本紀に股をむかもゝとよみたればむかばきは股佩なるべし云々といへるひとわたりはきこえたるやうなれど能考るに日本紀また祈年祭祝詞などに股をむかもゝとよみたるもゝと股は相對しむかひあふもの故にむかもゝとはいふなりされば股佩とのみ書てはむかばきとよむべくもおぼえずかへつて或説にいひたる向佩の義ぞよくかなふべき行縢は股にあながちかゝはりたる名ともおぼ

くるしからず　行縢の事笠懸流鏑馬神事に射る時は若衆のことは不レ及レ申歲七十八十に成とも悉夏毛の行縢はくべし夏毛の行縢本たるによりての義なりいかにもみじかくつめてきるべし神事行縢の切やうえるしおき候なりをりめをすぢかへて切也是によりて自然汚れをも除き神慮にもあふと申來るなり　行縢の長さ三尺六寸腰のせすぢの通りより白毛までの事此三尺六寸たかばかりに不レ有かねの定にも不レ有我手の定也此三尺六寸の長さ行縢の本尺なり但三尺六寸本の尺のいはれを尋ね申處に昔より今に申傳又は注置なり謂は無二存知一由被レ仰候とや之はことなる秘事なり人不二存知一事也　御所樣の御むかばきのをは紫革爲べし御むかばきの裏をあやなどを色々に染てうたせらるゝなりまたえゆす緞子などからものにてうたせらるゝなりまた裏をうたせるをもめさるゝなり、むかばきの腰のこと一寸ちがはゞかりむかばき一寸あかばかりむかばきといへり是はうしろのちがふ程らひの事なり五分ばかりちがふたるがよきなり前は二三寸あきたるがよきなり

三光院內府記云行幸之時三公以下三十一人現任公卿

爲二騎馬一平生野遊鷹狩等各乘馬也此時着二狩衣一鷹狩ニハ指貫之上着二行縢一

高忠聞書所載行縢圖



是は常に犬笠掛などにはくむかばきなり長さは人のたけによりて見よき程に切べし引目ととめの事は引目の大小によりて前へも後へもよるべし緒の革の事

冠者あかとり染の水干に夏毛のむかばきをはきて重籐の弓にのやおひて竹笠をきたりけり

又興言利口部 云進士志定茂といふさぶらひ學生ありけりある人のもとに有馬の湯へゆくとて行騰を人にかりたりけるに一懸かしたりけるを見て二までかしたる過分なりとてかた〱をばかへしてけりその曉になりてかたがはに左右のあしを入て馬にのらんと云けるになじかはのられんあひにあひたる下人有ておしのけゝれども叶はずかく乘わづらふ程に人見あひてあれはいかにといひわらひけるをりはじめてさとりにけりをこがましさよとぞ

又同上 云馬介入道關東へ下向のときもかゝる事侍りき中大冠者といふとし比の中間をとこに行騰あまりたりけるを一かけとらせたりけるをこの足にはきて今かたがはをば我はくべきものともおもはであれは誰はき候はんぞと人にとひたりけりたゞおなじ程のくせ事なりきこのやうを馬介殿のかたるを聞てつかうまつれる

はきさして人の爲とは殘すとも
　かた行騰に誰かなるべき

庭訓往來七月五日條 云太刀長刀腰刀箙胡籙大星行騰房鞦牛胸懸等雖レ非二上品一任二注文一無二相違一之樣可レ被二申下一也

尺素往來云又於二六條河原一可レ有二御手組犬追物一候御所於二御棧舖一御見物可レ爲二最晴一候射手並檢見注文大概如レ斯行騰大星之夏毛者若々舖覺候陰星之秋二毛者拜領霜臺廷尉者熊皮尋常事候歟

高忠聞書云むかばきの事鹿の皮本也殊夏毛本なり犬追物笠懸などにはをさなき人わかき人は夏毛を用ゆべし十八九廿餘りまでは夏毛の秋かけたるを可レ用中老宿老に至ては秋ふたげの黑き皮を用ゆべし熊の皮またへう虎のかはにてとり合の時は夏毛の事は不レ及レ申鹿の皮にてあらば何事も前へ成べし鹿の皮を除て豹虎の革熊の皮などにてわり合する事太不レ可レ有候なり　秋ふたげと夏毛とかたかはづゝむかばきにきる事有べからずいろのすこしちがふはくるしからず　ぬりむかばきといふはうるしにてぬる也是又畧儀なりほしを白くのこして地をすこし黑くぬりたるを宿老などはきたるは尤一興なりはれの犬などの時ははくべからず內々の犬追物などの時ははく事

かばきすそたぶやかにはきなしつるのもとしろにてはいたるしらこしらへのしらやばずたかにおひなしせんたんとうの弓のまんなかとりもえぎうらうちつけたる竹笠こがらしに吹そらせさびつき毛の馬の五寸ばかりなるがをがみあくまでちゃみたるになしぢにまきたるしろふくりんの鞍にれんじやくしりがいの山吹いろなるをかけふくみぐつわにこんの手づないれてぞのつたりける

又（まりこ川の條）云この川の水色かはると見えて候へとて駒打いれけるがやゝ有て十郎「さみだれに淺瀬もしらぬまりこ川なみにあらそふわがなみだかな」五郎ききて歌のこゝろあしくやおもひけんむかばきつゝみうちならしてかくぞ詠じける「わたるよりふかくぞたのむまりこ川おやのかたきにおふ瀬とおもへば」

又（ふじのかりばの條）云御れうの其日の御裝束にはらきのてうゐのふしまつのかざおりしたる立えぼしにかりぎぬはやなぎ色大もんのさしぬきにくまのかはのむかばきしばうちなかにめしれんせんあしげなる馬の五尺にあまりたるに白くらおかせあつぶさのしりかひかけてぞめされける

又（祐經をうたんとせし條）云十郎がその日の出立にはもよぎ匂ひのうら打たる竹笠むら千鳥のひたゝれになつげのむかばきわきふかくひつこうてたかうすべうのしゝ矢はずだかに取てつけしげとうの弓のまん中とりあし毛なるうまにかいくらおきてぞのつたりける云々五郎が其日の裝束にはうすくれなゐにてうら打たるひやうもんの竹笠まぶかにきてからさいみに蝶を三ッ四ッところ〴〵につけたるひたゝれにこんの袴秋毛のむかばきたぶやかにはきくだしつるのもと白のそやはずだかにおひなし二ところとうの弓のまん中とりかげなる馬にまき繪のくらおきてのつたり云々しゝこそ三かしらいで來たりけれこれはいかにと見る所にかの祐經こそおつすがひておとしけれその日の裝束はなやかなりふせんりやうのひたゝれに大まだらのむかばきにきりやうの矢おひふきよせどうの弓のまんなかとりきん紗にてうら打たるうきもんのたけかさあらしに吹なびかせ黑き馬のふとくたくましきに白（イ金）ふくりんのくらおいてぞのつたりける

古今著聞集（博奕部）云後鳥羽院御時伊豫の國大寺の島といふところに天竺の冠者といふもの有けり云々かの

東鑑建久元年十一月七日條云次先陣隨兵三騎別張替持一騎冑腹卷行騰又小舍人童上レ髮負二征箭一着二行騰一各在レ前其外不レ具二郎從一

又建久二年十一月廿二日條云多好方等欲二歸洛一之間自二政所一賜二餞物一行政仲業家光等奉二行之一其上別有二祿馬十二疋一云々荷鞍馬五匹　一匹アシゲ　一匹オナジ　一匹クリゲ　一匹カゲ　一匹カゲ　ムカバキ一懸クマノカハ　クツ　テブクロ云々馬三一匹ツキゲマキヱ鞍一匹クロ河原毛　一匹カゲ　ムカバキ一懸ナツケ　クツ　テブクロ云々府生　公秀馬二匹内一匹カゲクロヌリノハリカハ鞍　一匹カゲ　ムカバキ一懸ナツケクツ　テブクロ　守正馬二匹内一匹クリゲ　クロハリカハ鞍　一匹カゲ　ムカバキ一懸フユゲ　クツテブクロ　助直備中國吉備宮清日助信子馬二匹内一匹カゲ　クロハリカハ鞍　一匹カゲ　ムカバキ一懸ナツケ　テブクロ　建久二年十一月日

又建久三年六月十三日條云幕下渡二御新造御堂之地一中略爰納(イレテ)二土於夏毛行騰一有二運一之者一被レ尋二其名一之處景時申云囚(メシ)人(ウド)皆河權六太郎也

又建久四年五月十六日條云將軍家幷若公敷二御行騰於篠上一令レ座給上總介江間殿三浦介以下多以參候此中令レ獲レ鹿給之時候而在二御眼路一之輩中可レ然射手三人被二召出一之賜二矢口餅一云々次三人皆賜二鞍馬御直垂等一三人又獻二馬弓野矢行騰等於若公一次列座衆預二盃酒一悉垂醉云々

又建長四年四月十四日條云次御野矢陸奥左近大夫將監長時次御行騰沓掃部助實時

又嘉祿元年十二月廿日條云今日若君有二御移徙之儀一有二進物役人一御劔駿河守御調度御行騰沓大炊助

判官物語舍那王殿鞍馬出條云吉次いまだ夜ふかに京を出て粟田口に出來たる種々の寶を二十匹におふせて先にたて我は玄ん玄やうにぞ出立けるあひ／＼ひきかきしたるすりつくしのひたゝれに秋毛のむかばきはいて黑くり毛なる馬につのふくりんのくらおきてぞ乘たりける

又同上云兒をのせ奉らんとてつき毛なる馬にいかけぢのくらおきて大まだらのむかばきくらおほひにしてぞ出來たる

曾我物語おくのゝかりの條云伊藤がちやくしかはづの三郎ぞきたりけるおもしろくぞ出立たる秋野のすりつくしたるあひ／＼にひきかきしたるひたゝれにまだらのむ

色絹裏帽子緋細地墨繪龍魚幷鱗形衣紫色布袴(カリバカマ)脛巾

又同上云鷹鵜飼親王公卿著二腹纏行縢一同列

和名鈔行旅具云行縢音與縢同行縢和名無加波岐行縢也言褰(ハツムテ)レ脚可二以跳騰輕便一也

小右記長和四年九月十二日條云資平來云今日左相國差車信朝臣借行縢平尻鞘半靴其體靴履脛巾也有二靴牋一以無二靴帶一象半靴歟

江家次第加茂祭使篇云次餝馬以下東渡云々次取物舍人四人雨衣行縢深沓笠

今昔物語平維茂討二藤原諸任一語云余五ガ其日ノ出立ニハ襖ニ棣棠(ヤマブキ)花色ノ衣ヲ着夏毛ノ行縢ヲフミ綾藺笠ヲ着征矢卅筋ニ雁俣二ツ並タル胡籙ヲ負テ握太ナル弓ノ革所ニ二卷タルヲ持チ打出ノ太刀帯テ葦毛ノ馬七寸バカリニテ進退一物ナルニ乘タリケリ

又東國人過二花山院御門一無禮之語云年卅計ノ男ノ鬢黑ク鬚ツキヨキ顔少シ面長ニ色白ク形ツキ〳〵シ綾藺笠ノ下ヨリ見ユル顔ゲニヨキモノト見エテ魂有ゲニ覺ユ紺ノ水干ニ白帷子ヲ着夏毛ノ行縢フミテ打出ノ太刀ヲ帶キ節黑ノ胡籙ニ雁俣ノ二ツ並ニ征矢四十計リサシタルヲ負ヒ所々ニ革マキタル弓ノ握リ太ナルヲ持チ鹿毛ナル馬ノ法師髮ニテ五寸バカリ七八歳ト見ユル一物ナリ

宇治拾遺物語信濃國つくまの湯觀音沐浴の條云とし卅ばかりのをとこのひげくろきがあや藺笠きてふし黑なるやなぐひ革まきたる弓もちてこんのあをきたる夏毛のむかばきはきてあし毛の馬にのりて來べきそれを觀音と志り奉るべしといふと見て夢さめぬ

永昌記治承四年十一月條云廿四日壬申陰晴不レ定卯尅參二宇治御所一此間人々參集辰尅有二出御一無二反閇一爲二頓宮一之故也時不二仰渡一之由皇后御二同輿一供奉公卿左大將實定別當時忠帶二白羽矢一差二利雁矢一非二楚忽事一不レ書也史長一人不レ帶レ之右宰相中將實守藤宰相定能近衞左少將有房實敎負二狩胡籙一差二利雁矢一出御之後會清經胡籙同實敎公守等朝臣之外文武百僚如レ不二供奉一但曹之士如レ雲相列予候二御後一中宮權大進光綱藏人源兼時同候之右大將宗盛着二麹塵直垂一鹿皮行縢一具二數千隨兵一御後一町許爲二後陣一

山槐記治承三年三月廿四日條云取物舍人四人裝束同上右一雨衣第二行縢第三深沓云々

平家物語長門本本三位中將關東下向條云夏毛のむかばきに二毛なる馬にのせ參らせて白布をよりて鞍に引まはして外より見えぬやうに前輪に志め竹笠のいとけなきをきせたりけり

古今要覧稿巻第百八十九

●器財部

むかばき 行縢

むかばきは股脛をおほひ衣をして飛揚せざらしむるものなりと衣服令に見え又脚をつゝみ跳騰輕便ならしむるものゝよし和名鈔に見えたりいにしへは皮の外に錦などをもてせし事も有と見ゆ軍器考に古は以ㇾ錦作ㇾ之武官禮服なりと云るせしはいかゞあながちに錦と定めたるものとも覺えず其故は和名鈔にも行旅具に載られたるのみにて何の沙汰も見えずたゞ跳騰輕便ならしめん爲にはくものなれば何と定まりたる事もあらねど大方は鹿皮を用ふるが常なりたま〳〵は熊或は虎豹の皮をもちふる事も有と見えたれども稀なりもとより禮服といふにあらざれば武官の者何の品よりこれを佩といふことも見えずたゞ衣服令に兵衛督赤皮靴錦行縢と見えたるのみにてこのほかに定めも見えずまた後のものなれども夫木集仲正が歌に夏野ゆくせこがむかばき云々など讀れたるをおもへば品格のけぢめはなきものと見えたり高忠聞書にくさ〳〵の定め有はまたく鎌倉比の好事にて笠懸流鏑馬犬追物などの折に專ら用ふる物と成てよりとやかくとさたし始て後々は製作もむつかしき樣に成行たるものならんか又同書にむかばきのはじめは夏毛なるよし云るされしは何の書によりて云か定めたるにかおぼつかなき事なり委しくは正誤に辨ず

令衣服云兵衛督赤皮靴錦行縢謂縢緘所以雲股脛令ニ衣不ニ飛揚ー者也

貞觀儀式加茂祭云騎兵左右各十人著ニ皂緌退紅染衣白布帶横刀弓箭熊皮行縢ー其間郡司八人前頭與ニ騎兵首引ー者相當並著ニ皂緌緑布衫白布帶横刀弓箭熊皮行縢從者各二人ー

三代實錄仁和二年十二月十四日云勅參議以上著ニ摺布衫行縢ー別勅ニ皇子源朝臣諱散位正五位下藤原朝臣時平二人ー令ㇾ著ニ摺布衫行縢ー焉辰一尅至ニ野口ー放ニ鷹鷂ー拂ニ擊野禽ー

延喜式左近衛府云凡五月六日騎射官人近衛摠十人六人五寸的四人六寸的並著ニ深緑布衫錦甲形白布帶横刀弓箭行縢麻鞋ー其交名當府判官立ニ殿前ー奏ㇾ之訖供ニ雜戲ー兵衛准ㇾ之

新儀式野行幸云鷹飼四人注曰用ニ蘇芳淡矢組同色結立總青鞲ー赤漆餌囊猪皮後鞘水豹（アザラシ）皮腹纏熊皮行縢紫苑褐同

同上

圖畫　志村愛助平知孝
大河戸晉平藤原儀成
鈔錄　榊原猪右衞門源長行
檜山坦齋源義愼
三輪善太郎三輪正賢
校正　松井鐵藏源英信
淨寫　山本林藏源淸任
岩崎源藏源常正
石井内藏之丞平盛時
橋本藤兵衞藤原常彥
編修兼淨寫　栗原孫之丞源信充
總判　屋代大郎源弘賢

責鷹似鳩拙抄云打抛飼裹の事苧繩をほそくして長さ七寸につゞら折にして五とほり編む也折かへしめのふさへ繩をとほしてくゝりつめてきはにてまむすびにして其繩のあまりを腰につくる也柿染にすべし

武用辨略云褄袋或助飼ニ作又劭餌共鷹歌ノ注ニ犬鳥ヲ噬ミ立レバ飯ニ米糟ヲ交テ一宛飼事也之ヲ助飼ト云フ藁ノ拔穗ヲ以テ細繩ニシ長サ二寸ニ葛籠織ニシテ五通ニ編ムベシ口傳アリ但編繩ノ餘ヲ腰付ニスル也自然布ナレバ柿ニ染ムル也或書云編ミタルヲ唯劭餌ト計リ云フベシ布ナラバ袋ト云々作意ナル歟今又呼ビテ腰袋ト云フ

○和歌

定家卿鷹三百首

ものかずをゑつるゑるしに犬やりの
うちかひ袋うちがひもなし

注云犬の鳥をかみたつれば飯にこぬかをませて一づゝ飼をうちかひといふ也そのうちかひのなくなりたるはものかずやゑつると知るとなりぬき穗を以てあみて有これを犬飼のうちかひ袋といふ也

西園寺家鷹百首

はふとりもつかれにたてる犬かひの
打かひぶくろかろくみえつゝ

注云打飼とは犬の食物なり打飼袋とはその打飼を入る袋なり

○釋名

打抛飼裹
責鷹似鳩拙抄定家卿鷹三百首西園寺家鷹百首

搏筮袋
鷹經辨疑論

搏噬苞苴
同上

うちかひ
波多野筑後守倘政鷹書

褄袋
武用辨略

助飼
同上

劭餌
同上

腰袋

緤

鷹經辨疑論屋代越中守秀政鷹書武用辨略

攣

武用辨略

木綱

同上

くびたま

犬のくびたま青あか黑三色にうちませてするなり長さ一尺二寸たるべし（屋代越中守秀政鷹書）屋代越中守秀政鷹書云くびたまをばあをくあかく黑く三色に打ませてする也をの長さ一尺二寸にする也又云いぬのくびたまをすいといふ山をともいふわきよりかけたるなはをばおもひたると云ふなり

くさり

いぬのくさりといふはくびつなの事なり犬をかけおく時用ゆとみえたり（武用辨略）武用辨略云鋂ハ和名鈔云野王按ズルニ鋂ハ音梅犬ノ鏁ト云々又犬枷ノ二字ヲ首綱ト訓ズ順云枷ノ訓師說ニハ久比都奈云々涅槃經ニ譬ヘバ犬ヲ枷シテ之ヲ杜ニ繫ギテ終日杜ヲ遠テ離ルヽコトヲ得ルコト能ハザルガ如シト云々鷹人ニハ犬ヲ掛置トイヒテ繫グトハ云ハズ口傳アリ

うちかひ袋

うちかひぶくろといふは犬の食をいるゝものなり（鷹經辨疑論武用辨略）作りやうは海邊にあるくゝといふ草を編みてつゝとなす（鷹經辨疑論）又すげをやはらかに打てみつくりにならべてながさ一尺二寸にあむ同あみふ十二ふつくるを二尺六寸あはせて五尺二寸（波多野筑後守尙政鷹書）又苧縄をほそくして長さ七寸つゝ折にして五とほり編なり折かへしめのふさへ縄をとほしてくゝりつめてきはにてまむすびにすべし布なる時は柿にそめるなり（責鷹似鳩拙抄武用辨略）又腰袋（武用辨略）といふ名もみえたり

鷹經辨疑論云ウチカヒ袋ト云フハ狩ノ犬鳥ヲ起タルトキ犬飼腰ニアルクヽト云フ草ヲ編ミ苞草ニゾ食ヲイレ持テ飼フナリ然搏筮袋トモ搏噬苞苴トモ云フナリ又餌袋ノ如クニ作リテツクルコトモアリ

波多野筑後守尙政鷹書云うちかひの事すげをやはらかに打て三つくりにならべて長さ一尺二寸にあむものなり同あみふ十二ふつくるを二尺六寸あはせて五尺二寸

手なは

攝政太政大臣家鷹三百首

さばし

さばしははなちいぬにつくるなはなり藤にてつくる長さ二ひろ又七尺五寸（屋代越中守秀政鷹書武用辨略）あるひは二尺五寸よしともみえたり（武用辨略）

屋代越中守秀政鷹書云はなしいぬにふちをつける事さばしといふなり

又云さばしの寸の事二ひろ又は七尺五寸にもする也

武用辨略云早走ハ放犬ニ藤ヲ付ル事也角鷹ノ犬ノ事トゾ荒犬ニハ用ヒヌ義アリ長サ二尋或ハ七尺五寸一本ニ藤ニテ二尺五寸好シトゾ留犬ニ差ス時ハ之ヲ數走ト云フ也短キ縄ニテ人ノ控ヌ索也口傳ニ犬ノ尾ヲ延テ較ベ切ベシトゾ

○釋名

さばし

屋代越中守秀政鷹書

早走

武用辨略

數走

同上

きづな

きづなといふは犬のあしきやうなる時ひきとゞむるため也（鷹經辨疑論）鉧に代て用ゆ木綱ともいふ山椒の木をもつて作るながさ二尺五寸（武用辨略）または八尺古犬には犬のたけ三たけといへり（鷹經辨疑論）

鷹經辨疑論云犬絏ヲツクルト云ハアシ、サスト云犬ノアシキヤウナルトキ絏ヲトリテヒキトヾムルニヨリテナリ是ハ鄙語也トイヘドモ獵師用ユル所イハレアルニヨリテ捨テザルベシ又云犬絏ノ長サ八尺根藤也古犬ニハ犬ノ長三長用ユ

屋代越中守秀政鷹書云木づなの寸の事犬のたけにきるなり

武用辨略云絏或攣ニ作ル然レドモ攣ハ足緒ノ字ニ用ユルガ故ニ絏ヲ以テス辟綜ガ曰絏ハ攣也或書ニ今世鷹人ノ木綱トスルモノアリ山椒ノ木ヲ以テ作ルヲ好シトス長サ二尺五寸太サハ見合テスベシ鉧ニ代テ之ヲ用ユト也西京ノ賦ニ韓盧ノ絏ノ末ヲ噬ト云々絏ハ係也犬ヲ牽縄少儀ニ犬ハ則絏ヲ執ル

○釋名

近衞龍山公鷹百首
もろ口のとまれる犬は鈴ばかり
　さばきなしにやつかふたか山
注云さばきとは藤をたちてつくる也もろ口とまり逸物の犬にはさばきに不ㇾ及鈴計りにてつかふ事也小鷹犬にはやり繩といふなり
たゞゑくもおぼへてみゆる鳥跡かな
　さばきたてやる犬のかみふり
注云さばきをはなちてやる事をさばきたつるといふなり

〇釋名

やりなは
齊頼十二卷書定家卿鷹三百首持明院基春卿鷹書近衞龍山公鷹百首屋代越中守秀政鷹書伊勢貞爲聞書鷹用千方

遣繩
鷹經辨疑論

遣索
武用辨畧

さばき
定家卿鷹三百首鷹經辨疑論近衞龍山公鷹百首鷹秘傳書鷹用千方

捌索
武用辨畧

繩
屋代越中守秀政鷹書

綱
武用辨畧

はしり
屋代越中守秀政鷹書

はしり繩
齊頼十二卷書

犬はしりの繩
持明院基春卿鷹書鷹秘傳書

はすは
屋代越中守秀政鷹書

走繩
武用辨畧

はり繩
持明院基春卿鷹書

まじく候又六ひろ二尺のなはゑろき犬につけからぐつわといふたかにそへたかふといふたかかひ唐よりこされ候又三ひろ一尺の縄は赤ぶちのいぬにそへからまくといふたかをこらんといふたかかひこれも唐よりすゑてこされ候其時の犬は二疋はおいぬ常には三ひろ三尺のなはを用ゆべく候

荒井豊後守鷹書云犬の引綱の長さの事馬上にて引つなは七ひろ也歩行の時は此半分なり

武用辨略云遣牽或捌索共云牽索ノ事也索或縄ニ作ル蒼鷹ノ時一丈二尺或五尺ニモ末ヲ細クスベシ藁ニ苧ヲ交ゼテ三ナヒニ拵ヘル也一傳ニ一丈三尺ニス古ハ四尋一尺本式トセリ走縄ト云フモ此事也長キハ物ニ搦ミテ悪シト也依テ三尋三尺ニモ制シタリ一本ニ我家ニテ掛置ク時ハ綱ト云フ山野ニテハ走縄ト呼トゾ

鷹秘傳書云犬のはしり縄の事一丈二尺ことりの丈は一丈三尺大鷹はぶちを用ゆあらいぬには縄を用ゆべし

又云いぬのさばきのながさ七ひろかたわき

伊勢貞爲聞書云犬のやり縄一ひろかたわき也

鷹用千方云犬やり縄の事とまらざる犬は三ひろ一尺なり又さばきといふは藤なりとまり犬は尾さきとおなじやうに切るなり鶉のいぬはとまりてもとまらぬも三ひろ一尺なり

〇和歌

攝政太政大臣家鷹三百首

かすみして山路に鳥のふすならば
　まづたかいぬの手なはゆるせよ

定家卿鷹三百首

秋の日はたゞ一よりに暮ぬべし
　いつとしもなきいぬのながやり

注云犬のながやりとはやりなはとて鶉に有事なり長やりとは聲にて知る事也秋は短日なれば縄をつめよとなり

あらいぬのたかにかゝるを打のけて
　さばきとらふるのべのかり人

注云さばきとはやり縄の事

あらたかをはやをきたつるをき縄を
　後には犬のさばきにやせん

注云をき縄は大鷹にあり小鷹には經緒となり大たかのはふとしされぱいぬのさばきにやせんとなり

注云たかには鈴をさすといふ犬にはすゞをかくる
といふなり
はしり行鳥跡をとめてかむ犬の
鈴のめさせる春のたか狩
注云かむいぬははな付て走行く事也鈴の目さすと
はつゝじの枝にても木の枝を折て鈴のめへさし入
て鈴のならぬやうにすること也春山鳴鳥につかふ
いぬなり

やりなは

犬につくるなは大たか小鷹のいぬにてかはるなり大
鷹の犬につくるをはしり縄といふ小鷹の犬につくる
ときはやりなはといふ(齊頼十二巻書)又さばきともいふ(定家卿鷹三百首)犬はしりの縄はり縄ともいへり(持明院基春卿鷹書鷹秘傳書)家にか
けおくときは綱といふ野にては走縄といふ(武用辨略)作り
やうは藤にてもなはにてもをいれてうつ(持明院基春卿鷹書)又
淺黃あるひは淺黃と白をうちまぜるなり(鷹經辨疑論)また
藁に苧をまぜて三なひに末をほそくうつたけは一丈
二尺あるひは五尺又一丈三尺古は四尋一尺なり(武用辨略)
とみえたれど猶此外にも尺の長短有て一定しがた
し

齊頼十二巻書云やりなはといふ事これは小鷹のいぬ
にかぎるべし犬につくるなはの事なりいぬの草にあ
たりてとりをうつ時は手をすつるなり
又云はしり縄といふ事これはおほたかの犬にかぎる
べし
持明院基春卿鷹書云犬はしりのなはともやりなはと
も何もくるしからず藤なりともなはにてもくるしか
らず候をゝいれてうつと被ㇾ仰本は一丈二尺吉是は
あまり長き間いぬの三たけにとりてするなり
又云犬のはり縄一尺五寸なり
鷹經辨疑論云サバキト云二尋荒犬ハ三尋ナリ又云鵠
ノハ遣縄ト云フ長サ七尺二寸淺黃ナリアサギ白ヲウ
チマゼテ用ユ又三尋片脇
屋代越中守秀政鷹書云いぬのやりなは三ひろ二尺一
丈三尺にもするなり縄ともいひはしりともいふ
又云犬のはすはの事ながさ五ひろ一尺中は四ひろ一
尺下は三ひろ一尺
又云いぬのなはの長さ九ひろ三尺此なははしゆんわ
うといふ鷹に耳のさきあかきめいぬにつけしゆんわ
うといふ鷹飼唐よりすゑてこへられ候つねにはさす

古今要覧稿巻第百八十八

●器財部　鷹犬具十

犬の鈴

いぬにすゞをさすことははなちてのゝちくさの中などへいりたらんにそのあり所をはやくしらんためにすることなりされば鈴ははなちいぬの時にかぎることにて常にはひき綱をつけてつかふなり（吉田多右衛門家元鷹書）あるひは九月九日より節分までの間つくるといふ（荒井豊後守鷹書）鈴のなりはしたをまろくうへをひらく龍頭を四方にひとつづゝつけ皮をくけ緒にひきとほすなり（屋代越中守秀政鷹書）

屋代越中守秀政鷹書云犬に鈴さす事本ははなし犬にさすなり鈴のなりはしたをまろくうへをひらく龍頭を四方にひとつ宛つけ皮をくけをにひきとほしてかけさせべし

吉田多右衛門家元鷹書云犬に鈴付様の事放犬首玉へ付申候引綱を付申候犬には鈴は付不レ申候鈴は草の中などにて犬の在所の知れ申候ためにて御座候

荒井豊後守鷹書云犬の鈴付る時の事九月九日より節分まで付るなり付ることを掛るといふ又上ることをはづすといふ口傳

武用辨略云鈴ヲ差ス事本式トゾ留犬ニ之ヲ差スベシ犬ノ鈴ハ掛脱ト云フ也（已下の文屋代越中守秀政鷹書におなじ）

○和歌

定家卿鷹三百首

さのみはとたかをき取てかり人の
　かへさ夜になるいぬの鈴音

注云たかのは鈴の子といふなり犬のはすゞおととといふなり

泊山冬の夜すがら枕より
　あとにもつなぐいぬのすゞ音

西園寺家鷹百首

鈴ならす犬のかしらにもとをれて（小鳥をなぶるイ）
　駒をならぶかのべのかり人

近衛龍山公鷹百首

たかにさしいぬにかけたる鈴の音
　ふりすてがたき鳥の落草

ふせご

ふせごといふはたかをふせておく籠なり攝政太政大臣家鷹三百首抄

これは竹にて作ると有武用辨略

攝政太政大臣家鷹三百首抄云ふせごはたかをふせかごに入る事なり云々

武用辨畧云樊籠ハ板ニテサス也今ノ臥籠モ此ニ據リヤ竹ヲ以テ之ヲ作ル云々

○和歌

攝政太政大臣家鷹三百首

うつり香や鷹のふせごにのこるらん

きみが出入る朝ゆふの庭

圖　畫　岡田嘉右衞門源忠寫

大河戸晉平藤原儀成

三輪善太郎三輪正賢

鈔　錄　榊原猪右衞門源長行

檜山坦齋源義愼

校正兼鈔錄　松井鐵藏源英信

校正兼淨寫　山本林藏源清任

岩崎源藏源常正

石井內藏之丞平盛時

橋本藤太郎藤原常彥

編修兼淨寫　栗原孫之丞源信充

總　判　屋代太郎源弘賢

絹ヲ好トス長キハ其尾ニ隨フベシ

〇和歌

定家卿鷹三百首

はし鷹に尾をつかせじと鈴付に

すゞしのふくろ縫て入つゝ

〇釋名

尾帒

定家卿鷹三百首抄

緒袋

日根野漂心鷹書

帑袋

武用辨略

尾囊

同上

からまくら

からまくらといふは遠路の旅にたかの尾を入るうつはなりといへり（攝政太政大臣家鷹三百首抄小倉問答）又今の ふせ籠の ごとくにて板をもてこしらへ雨風のときたかを入るものなりともいへり（武用辨略）もし同名異物にや

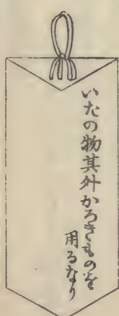
攝政太政大臣家鷹三百首抄云から枕といふ事もろこしよりわたるたかかひの枕なりともいへりまた舟のうちにてたかにかふ尾がらを枕にするともいへり云云

小倉問答云からまくらと申事如何答云もろこしより遠路の旅に尾を入るうつはもの也幾日おきてもくるしからざるものなり

按ずるに尾がらといふ事歌のうへにはみえずさればこれもたかゞをいるゝものにや

武用辨略云樊籠ハ板ニテサス也今ノ臥籠モ此ニ據リ矢竹ヲ以テ之ヲ作ル樊籠ハ雨風ノ時ニ入置ク也

日根野漂心鷹書所載尾帒圖



〇和歌

攝政太政大臣家鷹三百首

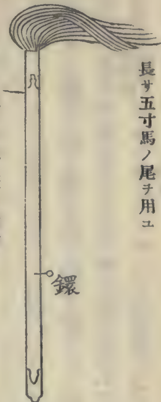
みそれせし船のそこなるから枕

たえせぬ夢にむかふはしだか

河野五郎左衞門通丸鷹書所載罪拂圖

鷹呼カヘスモノナリ
一サイハ隼トサシバマデノ事ト云說モアリ
傳ニ紙ニテ拵ルヨシトアリ

長サ五寸馬ノ尾ヲ用ユ

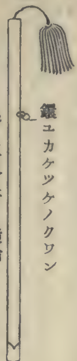


長サ三尺上下ニ逆輪

鷹道具所載左以圖

鐶ユカケツケノクワン

長サ三尺上下ニ逆輪



○釋名

才祓
鷹經辨疑論

罪拂
河野五郎左衞門通丸鷹書

業

武用辨略

旄

同上

尾袋

をぶくろは鷹の尾の損ぜぬ爲に用ゆる也（定家卿鷹三百首鷹文字武用辨略）寸法六寸五分といへどたかの尾にしたがふべし（日根野漂心鷹書武用辨略）絹はすゞしを用ゆ（定家卿鷹三百首清來流鷹言次第）隼ばかりは尾袋をさゝずそれは御狩場に出ぬゆゑなり（日根野漂心鷹書）

定家卿鷹三百首抄云すゞしの袋尾袋の事也すゞしが本なり

日根野漂心鷹書云緒袋寸法の事六寸五分と申候得どもたかの尾によるべし

又云角鷹兄鷹小鷹雀鷂尾袋をさすなり隼ばかりさゝぬなりその故は御狩場に出ぬによつてなり

清來流鷹言次第云をぶくろすゞしいづれもうすいたなり

鷹文字云尾袋は尾の損ぜざるやうに袋に尾を入るなり

武用辨略云帑袋或尾囊ニ作ル尾ノ損ゼヌ爲ニ調ルナリ色品前ニ同ジタヾ鷹ナラバ片色ニスベシ和カナル

臥衣

鷹文字武用辨畧

偃衣

武用辨畧

偃羅

同上

仆縚

同上

たかぎぬ

鷹口傳書清來流鷹言次第武用辨畧

さいはらひ

さいはらひといふは小鷹の仕入に用ゆる具なり（鷹經辨疑論、武用辨略）ながさは鞭に同じ銅を以て鐶を付るこれは鷹いまださいになれぬうちをを此鐶に引とほしてならはする爲也（鷹經辨疑論）さきを毛にてするは雨露の爲也（武用辨略）また寸法さだめがたし（無名鷹書）

鷹經辨疑論云才祓ト云ハ巣鴿ノ鳥ヲ従テ馬ニツケ上ルヤウニヲシヘ習ハスル也長サハ鞭ニ同ジ銅ヲ以テ鐶ヲスル也才イマダ熟セザル時ヘヲヲ引トホシテ擧ヘ上テ調ル

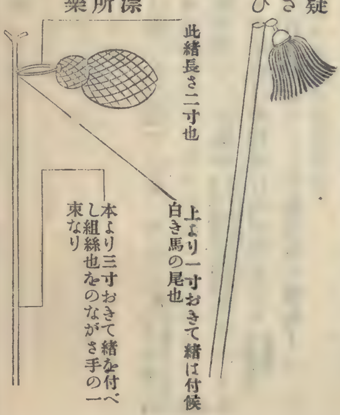
日根野漂心鷹書云小鷹鳥を付て行候を懸てとる道具なり名をさいはらひといふ

武用辨略云業或施ニ作其據ドコロハ采幣也然レドモ業ノ字ヲ用ユル事傳アリト云ヘリ箸鷹兄鷂雀鷂雀鷂皆業ヲ以テ仕入レ侍ルナリ鶻鷺ハ猶勿論ナリ施ハ本毛ニテスルナリ雨露ノ爲ニ毛ヲ好シトスル故ニ近世然ル物ヲモ用ユルナリ小鷹ノ志餌ナキ時ノ爲ニ業ヲ以テ喚付ルコトドゾ

無名鷹書云さいははやふさとさしばまでの事なりこれも寸法さだめがたし能々心得べし

鷹經辨疑論所載さいはらひ圖

日根野漂心鷹書所載催馬樂柄圖



武用辨略云僵衣或臥衣ニ作鷹衣ノ事ナリ臥鷹ノ時用ユル具也蒼鷹ニ白練紫生赤鷹ハ生絹也常ノ鷹ニハ緑ノ色ヲ用ヒ替リ物ニハ紫紅梅蒼鷹モ兄鷹モ一尺八九寸兄鷂箸鷹一尺二三寸絹ヲ用ユベシ一本ニ蒼鷹兄鷹等常ノ布ナリ直生ノ鷹ノヲ黄色カ淺黄或柿タルベシ流ニ隨フベシト云々鷹歌ノ注定家卿鷹三百首抄ニ出其ハ厚紙ニテスルトアレバ鷹衣トハ別ナルカ同物歟或云裝束スル時ニ臥テ着置也又他處ヘ遣スベキ時羽ヲサヽセマジキ爲ナドニスル也紙ニテ用ユトモ時宜ニヨルベシト也字亦偃羅或仆緇心ニ任セコレヲ用ユ

○和歌

定家卿鷹三百首

吹おろすさ山あらしのさむければ　きせてぞ出るたかのふせ衣

○釋名

ふせぎぬ

攝政太政大臣家鷹三百首抄定家卿鷹三百首鷹口傳書

伏衣

吉田多右衞門家元鷹書荒井豐後守鷹書

なりかはふせはりやくぎなり

吉田多右衞門家元鷹書云伏絹之寸法幷伏せ樣之事伏絹とて差て相極候寸法と申儀も無ニ御座一候伏せ樣之儀者自然と仕り覺申候ものに御座候大鷹は足を取下へ下げ伏せ申候隼幷小鷹は後より捕へ申候

又云後より鷹をふするはねやふせといふ也

荒井豐後守鷹書云蒼鷹ふせやうの事幷ふせぎぬの事

大鷹雄抔をば羽を一方宛つゝみ下をも卷なり別の紙にて包み其をこよりにて女むすびに結ぶべし尾羽に板をはさむ事は駮がはり計りの事なり白鷹をば紙をわちがへにして卷くべし伏衣の寸は肩の廣さとぢめ三寸とぢめより下六寸長さ二はゝにして三尺五寸雄の伏衣は肩の廣さ二寸二分本ゆひこよりとぢめより下五寸長二重にして三尺

又云鶻伏樣幷伏衣の事一方宛包み上を結ばず又押からみ別の紙にて包みそのうへをこよりにて女結に結ぶべし伏衣二重にして肩の方とぢめ二寸を本といふこより房のとぢめより下四寸長さ二尺五寸也

鷹文字云臥衣はあらたかのうちに臥鷹には用ゆ也生絹布紙にても造るなり

古今要覽稿卷第百八十七

●器財部　鷹犬具九

ふせぎぬ

たかのふせやうはふるくよりみえたれどきぬのさたなし（新修鷹經）そもそもたかにきぬをきするといふはあらしにあてじ（定家卿鷹三百首）又はしやうぞくする時またよそへ（他）やるときなどきするといふ（鷹口傳書）これをたかぎぬともいふ（鷹口傳書清來流鷹言次第武用辨略）紙にてもふするなり（定家卿鷹三百首抄吉田多右衛門家元鷹書鷹文字武用辨略）絹にてふする時はねりしろあやどんす（清來流鷹言次第）布（鷹文字）又蒼鷹に白練紫生赤鷹に生絹常の鷹に綠の色を用ひ替りものは紫紅梅又蒼鷹兄鷹常の布直生の鷹には黄色か淺黄あるひは柿流にしたがふべし（武用辨略）又皮にてふする事あり是は畧儀なり（清來流鷹言次第）

新修鷹經云凡僵レ鷹者先鎭レ鷹令三正居二臂上一（或說鷹軒者飛位之爲三鷹畏二人手擧動一）（時直以二右手一捉二幷兩脚一不三必待二正居一也）擬レ捉レ鷹人兩手隱レ袖漸擧進以二左右無名指中指一各夾二捉鷹兩膝節以上一以二母指一各厭二左右羽一卽擧著二胸上尾下一首移二鷹右一脚加二左右手一夾レ之仍以二左手一著二鷹胸一須臾之間令二鷹靜息一以二左手一捉二屈鷹右脚一次以二左手母指一攝二右重錢羽與レ脚捉（指不レ觸二翼節骨氣衝腹腰等一犯レ之有レ害也）又以二右手一捉二屈鷹左脚一次以二右手母指一攝二重錢羽與レ脚捉幷既而安坐擎二持鷹一（或着二鷹於兩股間一者爲レ劣也）若欲レ仰レ鷹者著レ胸之後右手捉二兩脚一左手攝二羽尾內首外一右廻置二兩膝間一卽以二左右母指食指一各夾二捉兩脚一又若可二更俯一者右手捉二兩脚一左手攝二尾羽一左廻著レ胸（餘法同上）

攝政太政大臣家鷹三百首抄云袖こそかしはといふ事此道のならひなればたかはかしはにえんふかきものなりもろこしより一のたかをわたし侍りけるにかしはの紋付たるきぬをふせぎぬにしたり云々

定家卿鷹三百首抄云鷹をもちにて取をおとすといふなりそのたかをあらしにあてじとてきぬをきせてかへるをいふきぬとはあつき紙となり

鷹口傳書云たかぎぬといふ事又はふせぎぬともいふこれはしやうぞくする時たかをふするにきするものなり又はよそへやるたかなどにはをそんさかさじとてきするなり

清來流鷹言次第云たかぎぬねりまたしろあやどんす

きはゞ一尺二寸
屋代越中守秀政鷹書云餌まないたの寸長さ一尺二寸ひろさ八寸つめてながさ八寸ひろさ五寸二分にもするなりなしの木をすべし
荒井豐後守鷹書云餌生板の木幷寸尺の事梨子の木榎も吉廣さ八寸長さ一尺二寸なり
武用辨略云泥板ハ俎ノ事ナリ故ニ餌作板トモ云長一尺廣八寸高四寸五分或長八寸又ハ一尺二寸廣五寸又二分ニモ見合スベシ木ハ梨又ハ桑等口傳アリ
鷹事集云餌板の寸法の事兄鷹弟鷹のは竪一尺二寸廣さ九寸なり
又云兄鷂鷲の餌板の寸法長さ九寸廣さ六寸也餌板木は大鷹小鷹ともに梨の木を用ゆべし
又云餌板をどろ板とも餌作板ともいふ大小ともに同事なり

○和歌

定家卿鷹三百首
夏飼の鳥屋に入たるどろ板の
　朝夕たかのゑをつくりつゝ

○釋名

泥板
　定家卿鷹三百首武用辨略鷹事集
餌たな
　小倉問答
とゞろき
　同上
餌生板
　同上屋代越中守秀政鷹書
餌板
　清來流鷹言次第鷹事集
餌作板
　武用辨略鷹事集

鷹楊枝

たかやうじは鷹に水をふく時用ゆる物なり（武用辨略鷹事集）
武用辨畧云鷹楊枝ハ手一束也水ヲ吹ク時用ユル也定義ナシ
鷹事集云鷹楊枝といふ事はたかに水をふく時手一束の楊枝をいかなる貴人の御前にてもよく〳〵つかひて口をすゝぎて水をたかにふくべし

揚木
河野五郎左衛門通丸鷹書
さい
無名鷹書
ふけり
屋代越中守秀政鷹書無名鷹書

餌刀

餌刀はたかの餌を作る庖丁なり大鷹小鷹にて長短あり屋代越中守秀政鷹書武用辨略

屋代越中守秀政鷹書云餌刀の長さ六寸二分又せうのは五寸はいたかは四寸二分又ゑろのゑがたなは七寸二分

武用辨畧云餌刀ハ常ノ庖丁ノ如シ蒼鷹ニ六寸二分兄鷹ニ五寸鷂四寸二分及薄ニ拵ヘタル好ト云々

餌箸

ゑばしはたかのゑを取わくる箸なり木にてもしやく銅にても作る屋代越中守秀政鷹書大鷹小鷹にて寸法長短あり武用辨略

屋代越中守秀政鷹書云ゑばしのながさ一尺二寸大鷹は又木は梅なしの木二をすべし

又云ゑばししやくどうにて八寸にまろくこれにはくさりにてもかけ緒有べし又ゑまないたうらにさやをして餌刀と一度にさすべし

武用辨畧云餌箸銅鐵ハ宜ニ應ズベシ鉡計ヲ張ルモ好トゾ鳥屋餌ノ時ハ竹木ニテ之ヲ作リ先ヲ尖ラザル樣ニ調テ用ユ蒼鷹兄鷹ニハ七寸或五分ニモ鷂ニ六寸兄鷂ニ五寸木ノ時ハ梨或梅タルベシ

泥板

どろ板はたかのゑを作り又鳥屋餌をかふにも用ゆ定家卿鷹三百首小倉問答爼の事なり武用辨略材は梨小倉問答屋代越中守秀政鷹書武用辨略鷹事集又榎をも用ゆ荒井豊後守鷹書これをゑだなゑまな板ゑいた餌作板ともいふ小倉問答清來流鷹言次第屋代越中守秀政鷹書荒井豊後守鷹書武用辨略鷹事集異名とゞろきといふ小倉問答板の寸法は不同なり

定家卿鷹三百首抄云どろ板とは鳥屋のうちにおきて餌を飼板なりひたすともいふそれは鳥屋のうちに水をながして古き餌をあらひながさんのためなり

小倉問答云どろ板と申事如何答云これは鳥屋のゑだな

又云とゞろきと申如何答云これゑまな板の異名なりなしの木にて作るなり

清來流鷹言次第云ゑ板の寸法ながさ一しやく五寸わ

鑵（鐶歟）ヲ以テ作也ワタリノ寸一尺ニウチテ四寸ナバ鍵ノ中ヘ入ヨ

又云大ホウ捻ト云



ワタリノ寸前ニ同上ノ緑ハ馬ノ尾ヲ捻合テ鵯ノ頸ノカヽルホ

ドニ用ユル中ヲウツボニクリテ中ヨリ馬ノ尾ヲ引通スナリ



又云抜出スヤウニツクル也

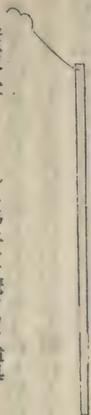


又云竹ヲ以テ左ノ如クスル也俄ニ野ナドニテコシラヘテヨシ

常ニモ用ユナリ



吉田多右衛門鷹書所載ヒネリノ圖

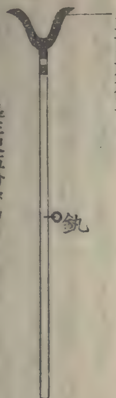


長三尺八寸

コレハ馬上ニテ鷹ツカフ道具

河野五郎左衛門通丸鷹書所載捻木圖

三寸五分金子ナリ



鈲

長三尺五分バカリ

同上揚木圖

小鷹ニハフケリヲ用ユ是ハサキヲシンバウノゴトクニシテフ

レバカギ出ル馬上ニテ用ユ揚木トモ云トリタル鳥ヘカギヲ打

カケ馬上ノコブシヘ引上ルニエカタ有ト云



長三尺餘

○釋名

ひねり

定家卿小鷹五十首慈鎮和尚鷹百首責鷹似鳩拙抄屋

代越中守秀政鷹書鷹秘傳書

捻

鷹經辨疑論

撚

武用辨畧

捻木

河野五郎左衛門通丸鷹書

ひねりざほ

鷹口傳書持明院基春卿鷹書

上木

鷹經辨疑論屋代越中守秀政鷹書無名鷹書

一ふし枝を二つ立ながら一寸にきりてよのふしをばうつくしくけづりて篦にさかさまにさし入てつぎめに釘をさすべし惣長さ六尺にきりて用ゆべしつけ心の有鷹に専用なり大概くまでのごとくなり
又云小鷹ひねりの事鐵にても銅にてもするなりこれも本あり鶉のくびを入て引あぐればたかも付てあがるものなり混本は竹にてありしなりこれも別に本ありながさ五尺七寸又大法のひねのとて銅にてする矢の篦の手かけのほそきをもつて二尺五寸にしてかねを能つめて入べし又篦のいるほどなる竹を矢の篦のごとくに先をして長さ三尺二寸にしてかねのいりたる篦を入て本をとむるやうにしてはしらかしてたかをとるやうにすべし馬にてつかふときの事なり
又云ひねりはながさ七尺五寸また五尺二寸又は六尺五寸とあり
屋代越中守秀政鷹書云ひねりのながさ七尺五寸あげきのながさ三尺五寸づゝよりひき出して七尺也
又云ふけりのさほのながさ三尺六寸也
武用辨畧云捫トテ馬上ヨリ鳥ヲ引掛テ鷹共ニ引上ル物アリ是ニ新古ノ傳アリトゾ腰ニ差テ持トナリ云々
鷹秘傳書云ひねりの事長さ六尺
無名鷹書云小鷹にはふけりといふものを用ゆ也たとへばふけりといふはさきに馬の頭の毛成とも又牛の尾なりとも付本をぢんどうなどのごとくに拵へてそれにかぎありふればかぎ出るやうにするなりおなじくこれはさいともまたあげきともいふなり鷹のとりて居たる鳥へかぎをうちかけてたかともにこぶしへ引上るによりあげきともいふ也これは馬上にてつかふときの事なり

○和歌

定家卿小鷹五十首

秋の野のうづらのかしら取まはし
　ひねりに成ぬたかやまつらん
はいたかの取て落たるむら草に
　こまうちよせてひねりぬくなり

慈鎮和尚鷹百首

ひねりさすたかの藤ぶち春くれば
　とやがまへする夏はきにけり

鷹經辨疑論所載捻圖



鷹狩の時の用具とみえたり馬上より鳥をかけとらむためなるべし

定家卿小鷹五十首抄鷹經辨疑論鷹口傳書責鷹似鳩拙抄武用辨略

製作

竹のながさ人のたけによるそのさきにかねをしはむる（定家卿小鷹五十首抄）又ながさ五尺二寸（鷹口傳書持明院基春卿鷹書）又かねにてもする篦のさきにまたのあるを用ゆまたからだけのもがりを一ふし枝をふたつ立ながら一寸にきりてふしをばうつくしくけづり篦にさかさまにし入てつぎめに釘をさす惣長六尺に切て用ゆ大概くまでのごとし又鐵にても銅にてもする混本は竹にてせしがこれは別に本ありながさ五尺七寸又大法のひねりとて銅にてする矢の篦の手かけのほそきをもつて二尺五寸にしてかねを能つめて入べしまた篦のいるほどなる竹を矢の篦のごとくにさきをして長さ三尺二寸にしてかねのいりたる篦を入て本をとむるやうにもすべし又ながさ七尺五寸又は五尺二寸六尺五寸なり（責鷹似鳩拙抄）又あげきのながさ三尺五寸つゝより引出して七尺なり（屋代越中守秀政鷹書）又六尺とも有（鷹秘傳書）又ふけりといふはさきに馬の頭の毛成とも牛の尾なりともつけ本をぢんどうのごとくに拵へてそれにかぎありふればかぎ出るやうにすべし（無名鷹書）

定家卿小鷹五十首抄云ひねりとは竹のながさは人のたけによるその竹のさきにかねをしはめて馬上よりうづらをかけて取上るなり馬上にあらぬはひねりはいらぬことかとなり

又云ひねりとはこしにさすものなり

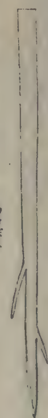
鷹經辨疑論云或問捻トハ何トコシラヘテ良ゾヤ答云捻ト云コトハ鷹經ニハミエザルナリ吾朝ニテ鶉已下ヲ馬上ニテ放トモ直ニ馬上ニ擎取ンタメニ作リ出スモノナリ尤モ便リアルコト也又上木トモ云フ也

鷹口傳書云ひねりざほといふ事五尺二寸なりこれはたかのとりをとりて草のうへに居たるときむまをかけよせてむまの上よりひねりざほにて手取がはにてもまた鳥のあしにてもかけてひねりてすへあぐる事なり小だかにかぎるべし

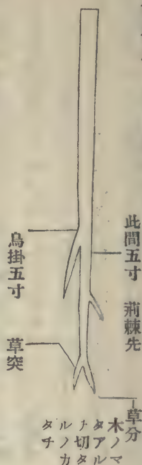
持明院基春卿鷹書云ひねりのさほ五尺二寸

責鷹似鳩拙抄云ひねりの事かねにてもする又篦のさきにまたの有を用ひてもする也又がら竹のもがりを

勢子杖　梅木長七尺五寸又其人ノ長ニモ又笠ノ縁トモ云



犬飼狩杖　梅又桑椿其人ノ膊(カタボネ)ダケ



狩杖

○釋名

定家卿鷹三百首西園寺家鷹百首養鷹秘抄鷹經辨疑論持明院基春卿鷹書責鷹似鳩拙抄齋藤淺倉兩家鷹書清來流鷹言次第禰津家鷹書屋代越中守秀政鷹書荒井豐後守鷹書武用辨畧伊勢貞爲聞書鷹秘傳書啓蒙集無名鷹書

大拂杖

武用辨畧

とり杖

慈鎭和尚鷹百首

鷹杖

鷹連歌書

犬飼杖

西園寺家鷹百首抄鷹經辨疑論責鷹似鳩拙抄齋藤淺倉兩家鷹書清來流鷹言次第伊勢貞爲聞書無名鷹書

獫飼杖

啓蒙集○按に獫說文云長喙犬爾雅釋畜長喙獫詩秦風載獫歇驕又說文一白黑犬黃頤とみえたり

拂杖

同上

せこ杖

責鷹似鳩拙抄禰津家鷹書荒井豐後守鷹書鷹秘傳書無名鷹書

列卒杖

啓蒙集

列卒竿

同上

ひねり　上木　さい　ひねりざほ　ふけり

ひねりとは馬上にてたかつかふ時用ゆる具也上木鷹經辨疑論屋代越中守秀政鷹書河野通丸鷹書ニハヒネリトアゲ木ヲ分テリ

ひねりざほ（鷹口傳書持明院基春卿鷹書）又ふけり（無名鷹書）ともいふこれ小

又云勢子衆のかり杖寸法の事木は梅の木なりながさ七尺五寸なり但口傳ありせこのは我立てたぶさのとほりほどに切べし

又云犬飼のかり杖桑木なり主の立てかたのとほりほどに切べし

○和歌

定家卿鷹三百首

はし鷹の白符にきれる狩杖の
ながさや人のたけによるらん

慈鎮和尚鷹百首

たか人はすがたに玄るし打かけに
とり杖ぼうしはゝき前かけ

西園寺家鷹百首

のがれえぬきじのかくれもあはれなり
かり杖ならす山の下玄ば
いぬがひは姿に玄るし打かけに
かり杖ぼうしはゝきまへかけ

按に此歌慈鎮和尚の歌とよく似たりたか人も犬飼も狩杖を持つなればかくよめる成べし

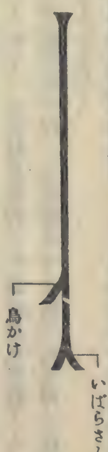
○連歌

鷹連歌之書

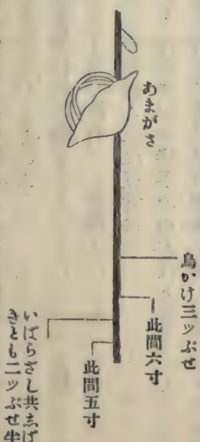
たか杖ならす山の玄た玄ば

注云鷹杖おなじ事なり但し鷹裝束の時もたせ申すなり

養鷹秘抄所載狩杖圖

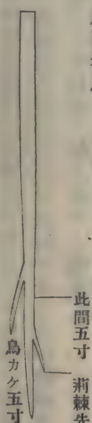


齋藤淺倉兩家鷹書所載犬飼かり杖の圖



河野五郎左衞門通丸鷹書所載圖

鷹匠狩杖　其人乳通リニキル狩杖ハミナ柱杖チ表ス



ちゆる
又云たかじやういぬ飼の杖ぬしのちどほりにきるなり
又云下かりの杖ぬしのめどほりにきるなり
根津家鷹書云鷹匠のつく杖をはかり杖といふながさ其身のちとおなじ手もとに四五寸によこ木をさしそれにたかすゑたかひぢをやどしすゆるなり
又云せこの持杖をばせこ杖といふながさぬしのかたにくらぶべし手もと一尺をきとりかけとてまたをつくるうらにはくさおしとてまたあり
又云せこ杖梅の木櫻なしの木本なりその外をもすべし
屋代越中守秀政鷹書云かり杖は梅櫻の木本なり長さは人によるべしそのゆゑはちより下にきるべしふし二つつける事もあり一はとりかけ一は草おしといふなり
荒井豊後守鷹書云せこ杖寸尺の事長五尺二寸又鷹匠の目通りにきるべし亦鷹匠の笠のはにも當がひ切なり春はきやうの木を本とす山櫻の事なり狩杖は長三尺五寸木は椿也
武用辨畧云狩杖ハ大拂杖トモイヘリ長サハ我身ノ乳通ニ切也末ニ股アリ之ヲ草押ト云フ木ハ櫻或胡頽傳ニ依ルベシ鳥掛ノ枝ト云フハ股也
伊勢貞爲聞書云かり杖の寸法犬飼は四尺五寸鷹匠は四尺なり但し人のせいによるべし鷹匠は乳通り犬飼はみゝとひとしくといふ
鷹秘傳書云狩杖の事その人のちにくらべて切べし梅ぐみの木するゑに枝有べし草押といふ也
又云せこ杖の長さ三尺五寸なり
又云かり杖のながさ持手のめどほりなり
啓蒙集云狩杖は櫻又は白膠木を本となすなり尺は我が耳長にも肩長にも又乳通りにも切てさきに枝を三も二もおくべし此枝を芝押また鳥かけ又笠懸ともいふなり狳かひの杖には笠懸はせず枝二也芝押の枝草押ともいふなり
又云列卒杖狩杖狳飼杖といふ事山鷹仕時云也鶉鷹野などにて狩杖とはいふ可らず列卒竿拂杖といふ也
無名鷹書云鷹師のかり杖ちしやの木主の立て（柱杖）乳のとほりほどに切べし凡かり杖のながさはちゆちやう表するものなり

鳥かけいばらさし草押草分草突といふはみな杖に有またの名なりとりかけのながさ四寸いばらさし二寸鳥かけいばらさしの間一束三ふせ（養鷹秘抄）又手もと一尺をきとりかけとて股をつくるうらには草押とてまた有（禰津家鷹書屋代越中守秀政鷹書）又杖のさきに枝をみつもふたつも置べし此枝を芝押又とりかけを笠かけともいふいぬかひの杖には笠かけはせず枝ふたつなり芝押草押ともいふ（啓蒙集）またいばらさしを玄ばつきともいふ（齋藤淺倉兩家鷹書）杖の一の枝を鳥かけ二の枝を荊棘先末は二またにわかれたり左のかたを草分右のかたを草突といふなり（河野五郎左衛門通丸鷹書）

西園寺家鷹百首抄云かりの杖なり鷹生は笠のはのとほりにくらべて切るなり犬飼はめのとほりにきるなり

養鷹秘抄云かり杖の寸尺の事四尺六寸内とりかけ四寸いばらざし二寸鳥かけといばらざしのあい一束三ふせのものなり

鷹經辨疑論云或問鷹飼ノ杖如何ホドナルゾヤ答云鷹經ニハ長短出デズ神家ノ說云長サ三尺五寸又云乳ノ通リニクラベヨ杭指ノ下六寸杭指ノ長サ一束ナリ又カリ杖トモ云フベキナリ又云犬飼ノ杖ハ七尺五寸或六七寸又笠ノ端ニナゾラヘテ切ルベキ也杭指ノ下六寸杭ザシノ長サ一寸或手一束ナリ木ハ梅ナルベシ

持明院基春卿鷹書云かりづえは梅の木の末にまたをおきその人のめのとほりに尺を切り梅の木は皮をむかざるなり

責鷹似鳩拙抄云かり杖の事主のみゝのひくにあてがふなりむめの木本なり犬飼のかり杖は主のめどほりなりせこはわがたけなり

又云かり杖と申事はきりの木なり

又云かり杖はぬしのたけにくらぶべしいぬ飼はわがめのとほりにあてがひてきるべしたか生はわがかたとおなじくきるべし

又云かり杖の事主のみゝのひくにあてがふなり大たかはみじかしはいたかは三尺一寸あるひは三尺二寸大たかは二尺五寸又は二尺八寸

齋藤淺倉兩家鷹書云犬飼のかりづえはぬしの目のとほりにきる四季にかはるべし鷹匠せこにかはるなり

清來流鷹言次第云かり杖によきものは梅の木ぐみの木さか木ちしやの木つば木ゆの木もつぱらこれをも

古今要覽稿卷第百八十六

●器財部　鷹犬具八

狩杖　鷹飼杖　犬飼杖　勢子杖

狩杖といふはたか狩の時鷹飼犬飼勢子に至るまでおしなべて用ゆる也大拂杖ともいふ(武用辨略)又せこ杖犬かひ杖といふは山にて鷹つかふ時の事なり野などにてはかり杖とはいはず勢子竿拂杖といふ(啓蒙集)杖のながさの事定家卿鷹三百首に狩杖のながさや人のたけによるらんとみえたりさも有べきにやされど家々にて長短あり鷹生のは笠のはにくらべて切る(西園寺家鷹百首荒井豐後守鷹書)又その人のめどほり(持明院基春卿鷹書)またみゝのひくにあてがへ又我かたとおなじく(責鷹似鳩拙抄)又乳のとほりにくらべよ

鷹經辨疑論清來流鷹言次第禰津家鷹書屋代越中守秀政鷹書武用辨略伊勢貞爲聞書鷹秘傳書啓蒙集無名鷹書

犬飼の杖はめのとほりに切る(西園寺家鷹百首責鷹似鳩拙抄齋藤淺倉兩家鷹書)七尺五寸或六七寸又笠のはになぞらへて切る(鷹經辨疑論)又ぬしのちどほり(清來流鷹言次第)又みゝとひとしく(伊勢貞爲聞書)又かたのとほり(無名鷹書)せこの杖はわがたけなり(責鷹似鳩拙抄禰津家鷹書)又長五尺二寸(荒井豐後守鷹書)又三尺五寸(鷹秘傳書)又七尺五寸(無名鷹書)などみえたれば長短一定しがたし

材

杖の材は梅

鷹經辨疑論持明院基春卿鷹書清來流鷹言次第禰津家鷹書屋代越中守秀政鷹書

又桐の木(責鷹似鳩拙抄)またぐみの木さか木ちしやの木

按にちしやの木は諸國の山に多く江戸にてはしこの木といふ西土にて齊墩果と名く葉も枝もしの木に似て細し春白く少き花を開き秋に至て實を結ぶ形椎の實に似たり此材輕くして色白くねばき木なれば杖に用ひてしかるべし

椿ゆの木(清來流鷹言次第)櫻なし(禰津家鷹書屋代越中守秀政鷹書)又春はきやうの木(山櫻の事なり)を本とす(荒井豐後守鷹書)又桑木(無名鷹書)などを用ゆるなり

鳥かけ　笠かけ　いばらさし　芝突

草押　芝押　草分　草突

三毛裝束　三宅裝束

武用辨畧云三毛裝束

握拳云三宅裝束

藍革裝束

武用辨畧云裝束云々鵮は一寸六分藍革ヲ以テス

紫御免革裝束

武用辨畧云紫御免革裝束ハ中頃三管領七大名ノ裝束ナリ今ハ家ニヨリテ異儀アリ云々

砥革裝束

握拳云砥革裝束

鳫取裝束

握拳云鳫取裝束

武用辨畧云綴裝束云々〔提拳同〕

はしつの裝束

屋代越中守秀政鷹書云ゑほ赤鷹はしつの裝束をもするなり

ひやうもんの裝束〔くゝし裝束〕

屋代越中守秀政鷹書云ひやうもんの裝束はらん取の鷹にすべしなべてすべからず鷹らんどりせば次日はひやうもんの裝束に仕替べし又云ひやうもんの裝束はくゝし裝束にすべし

赤革裝束

屋代越中守秀政鷹書云赤がは裝束をばはり皮にてすべからず云々

武用辨畧云兄鷹は一寸八分赤革ヲ以テス

白革裝束

吉田多右衞門家元鷹書云蒼鷹の裝束はいづれも白革なり〔啓蒙集同文〕

武用辨畧云凡蒼鷹ニハ二寸三分或二寸一分白革ヲ以テス

紫革裝束

吉田多右衞門家元鷹書云替物の裝束は紫革たるべし〔武用辨略同文〕

啓蒙集云替鷹は紫革云々又云常鷹裝束は黒革にむかしは定置しといへども當世は紫革にて押なべするなり云々

黒革裝束

吉田多右衞門家元鷹書云只生の裝束は黒革也

啓蒙集云常鷹裝束は黒革にむかしは定おきしといへども當世は紫革にておしなべするなり云々

金襴裝束

武用辨畧云金襴裝束云々

綿裝束

武用辨畧云綿裝束云々

緋裝束

武用辨畧云緋裝束

緺（クヽリ）裝束

武用辨畧云緺裝束〔提拳同〕

帛子裝束

武用辨畧云帛子裝束〔提拳同〕

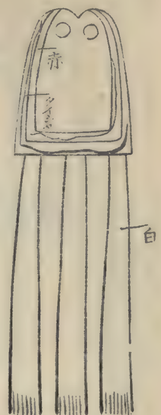
打掛裝束

武用辨畧云打掛裝束〔提拳同〕

絲にてもすべし云々

鷹裝束書所載裝毛裝束圖

隼にすべし



小鳥裝束

武用辨略云小鳥裝束ト云ハ月卿雲客ノ小鷹ナドニ金ラン錦綾ナドヲ以テ小鳥ノ毛ヲカサネ鈴持ヲセラレシ也云々

はり皮裝束

屋代越中守秀政鷹書云はり皮裝束は鳥屋鷹の裝束なり云々

くさり裝束

屋代越中守秀政鷹書云くさり裝束といふもあり

みどり裝束

屋代越中守秀政鷹書云大鷹みどり裝束

すい鳥裝束

屋代越中守秀政鷹書云すいてうのときすいてう裝束飾のかう云々

えぼしふさ裝束

屋代越中守秀政鷹書云大鷹えぼしふさ裝束云々

うちつの裝束

屋代越中守秀政鷹書云大鷹うちつの裝束雉子の首毛白鳥の首尾庭鳥の首毛

山鳥裝束

屋代越中守秀政鷹書云大鷹山鳥裝束御免革云々

ゑつけ鷹書

屋代越中守秀政鷹書云大鷹ゑつけ裝束云々

女皮裝束

屋代越中守秀政鷹書云兄鷹女皮裝束きじのめがは

くだかけ裝束

屋代越中守秀政鷹書云兄鷹くだかけ裝束云々

かしら裝束

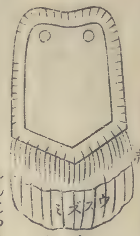
屋代越中守秀政鷹書云兄鷹かしら裝束云々

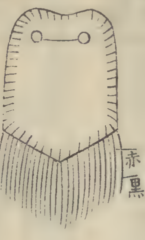
つゞら裝束　イ綴裝束

屋代越中守秀政鷹書云ゑほあか鷹つゞら裝束白錦ゑらあや云々

禰津神平鷹繪圖所載鵃装束圖

此様に二色をとりて上に金襴下にえぼしの血をするなり

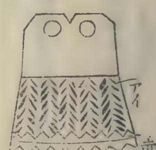




庭鳥のあかとりのみの毛をとりてかやうにするなり是も地えぼしにて有べし

鷹装束書所載かし鳥装束圖

鵃　見鵃にすべし



○和歌　かしどり装束

攝政太政大臣家鷹三百首

かし鳥の装束するは小鷹なり
唯大ものにこのまざらまし

蓑毛装束

禰津神平鷹繪圖云みの毛装束の事はやぶさ刺羽にかぎりてなり云々

屋代越中守秀政鷹書云大鷹みの毛装束さきのかしら云々

武用辨略云蓑毛装束

鷹装束書云みの毛装束鈴板の下ふすべ革中赤なめし上黒革下のかさねの間より鷺のみの毛を三すぢつゝ三所附べしねず緒は黒革にてもふすべ革にてもまた

れん雀のせにかざしとするなり
攝政太政大臣家鷹三百首注云かしどりさうぞくとてかけすの色にさうぞく革を染て大鷹にはあはず小鷹には色よくうつくしくさうぞくをするなり
鷹經辨疑論云樫鳥裝束ト云ハ樫鳥ノヒウチ羽ヲ取テ重テ鈴持ニシテ鈴着ハ色々ノ絲ヲ組テ用ユ是ハ若殿上人ノツカヘルナルベシ云々
持明院基春卿鷹書云かし鳥の火打羽をとりて重ねて鈴持にすべしすゞの緒はいろ〳〵の絲にて組てすべし長さは野小鳥裝束の分たるべし是は殿上人のつかはるべきなりとし共あまらば不レ可レ用又云かし鳥裝束と申はれん雀の尾の赤き分を出して上にかし鳥のかたさきの上毛のわきの青き小羽をかさねて又其上に金襴をかさねべきなり但し金襴のうらに此かさねものをして其餘をうら返して面へなすなりかさねに口傳ぬるでにて附る口傳なり云々又云小鷹の裝束にはかしどり裝束云々
清來流鷹言次第云かしどりしやうぞくかしどりのふをきりたる羽を十二枚鈴板に漆をもつてつけねずをゑら絲なり云々
代越中守秀政鷹書云かしどり裝束
吉田多右衛門家元鷹書云かしどり裝束はかなちのきんたんをゑれんじやくの尾のいかにもすれたるをふくりんにふせてそのかし鳥のいかにもかたちうつくしき所をぬきて附べし鈴の緒にかし鳥の絲をすべし云々
武用辨略云鵥裝束
啓蒙集云鸒裝束といふは鈴板の裏に金襴をしてかし鳥の美しき毛を表にするなり鈴麋淺黃革にてすべし同淺黃絲にて結なり脚革も大緒もあさぎ色なるべし云々
握拳云鵥裝束
鷹裝束書云かし鳥裝束なめし革をよくぬりて其上にぬるでにてれんじやくの尾をひしやくばなを並べて附てまた其上にかし鳥の毛を附るぬるでを能こしらへべし又上に鈴板を金ぱくなどにてもきんらんなどにてもすべしねず緒何にても色絲たるべしねず緒に鳥のくきをあてべし

の毛を皮ともに取て鈴板にはり裏は金襴鈴の緒は定まらず云々啓蒙集

握拳云鵃(ノコドリ)裝束同文

鷄冠裝束　ィ鳥かひ裝束

鷹經辨疑論云トサカ裝束ト云ハ雉ノ面皮ヲハギテ着ケ小キ毛ヲモハギ附ヨスヾ附ハ藍革ナルベシ

持明院基春卿鷹書云鳥かひ裝束といふはきじの鳥の首毛をはぎて附てちいさき毛どもはぎかへて是を鈴持にするなり長さは常のごとし但口傳あり鈴のをはあゐ革にてあるべし紅の絲をもするなり云々又云鳥さか裝束にはきじ鳥のやうにする也云々又云小鷹の裝束にはとさか裝束云々

吉田多右衛門家元鷹書云とさか裝束とはきじのとさかの毛ふするなり云々

武用辨略云鷄冠裝束同握拳

鷹裝束書云とさか裝束雉のさかをはぎてほして裏をうるしにて能ぬりて上なる革にぬるでにて附べし下のかさねはふすべ革を裏をぬりて附て鈴板にきるなり鼠緒は春は青の絲秋冬は朽葉のいとなどにてすべし尾に附るはつねのごとしまた鈴さす下に角などのかたきものを鈴敷とて重るもあり

鷹裝束書所載とさか裝束圖

兄鷹　角鷹



連雀裝束

鷹經辨疑論云連雀裝束ト云ハ鈴着ノ緒ハ赤革鈴持ハ連雀ノ尾ノ先ノ赤キヲ蠟ヲ以テ並テ上ニ樫鳥肩サキノ青キヲ重ル也云々

持明院基春卿鷹書云れん雀裝束といふは鈴のをは赤革長さ一寸八分鈴持はれんじやくといふ鳥のかしらの皮をむきてをし合て絲をもつて縫てする也

屋代越中守秀政鷹書云兄鷹れん雀裝束云々

かし鳥裝束

禰津神平鷹繪圖云かし鳥裝束といふは大鷹にはあらじ小鷹にかぎりての事なりかし鳥の羽臭みをとりて

有べし紫のあしをおなじ武家には用ゆべからず云々
武用辨略云錦裝束（握拳同）
○和歌竝連歌　錦裝束
定家卿鷹三百首
秋山のみどりの鷹の鈴持や
紅葉のをれる錦なるらん
鷹詞連歌
にしきをみする鷹のすゞ持
注云鈴持とて鈴の下にありいろ〳〵のにしき金襴にて造ㇾ之子細有ㇾ之
あこめ裝束
鷹經辨疑論云袙裝束ト云ハ鈴敷綾織物ヲオモテニ用ヒテウラハ柳色青地ノ錦ヲ以テスベシ鈴ツケハ紅ノ卷上也云々
持明院基春卿鷹書云あこめ裝束といふはすゞ持はあやの織物うらはやなぎうら又青地の錦を以てもすべしすゞ緒はくれなゐのまきあげ絲ながさは一のふさきめてすべし云々
屋代越中守秀政鷹書云大鷹あこめ裝束
吉田多右衛門家元鷹書云あこめ裝束とはうら柳裏にてせうぶがはごめん革をかさねて面にしきをふせ鈴のをは紅の絲長さは鷹の尾に從ふべし柳うらとは水色に染めたるあや成べし
武用辨略云袙裝束（握拳同）
野小鳥裝束
鷹經辨疑論云野小鳥裝束ト云ハ野小鳥ノ頷ノ皮ヲハギテ鈴シキニ用ヒ下ニハ角ヲ重ヌベシ鼠緒ハウス紅ノ絲ナルベシ云々
持明院基春卿鷹書云野小鳥裝束といふは野小鳥といふ鳥あり毛の色は鶯のすこし黑き樣なりうけがひの色はすこしあかし此鳥のかしらの皮をはぎて下にはつのをかさねてすべしいろは思ひ〳〵にすべし鈴持の長さは一寸五分廣さ一寸うすくれなゐの絲にてゆふなり云々又云のこどり裝束はのこどりの喉の下の赤き毛を皮ともにはぎて（本ノマヽ）えぼしの血を鈴持のやうにきりてすりてそのとに此てをするなり又云小鷹の裝束にはのこどり裝束云々
清來流鷹言次第云のこどり裝束野小鳥のうけかひのあかき所を鈴板に附てねず緒はくれなゐなり云々
吉田多右衛門家元鷹書云野小鳥裝束は野小鳥の請貝

荒井豊後守鷹書云絲裝束の事先を筆のごとくやにをもつてかためべし總て先をばうちつめにすべし若其鷹亂取をする事あらば其時ねず緒の中を結て鞭の先をそぎて其上に鼠緒の先をあて丶切て亂すべし蒼鷹にみだれ裝束は亂取の鷹ならで有べからず若人亂裝束を尋ぬることあらば鞭の先そぎ目をみせべし此故に亂裝束の鷹には鞭の先を一刀そぎてそぎ目に横ざまに刀目を一當して可レ持口傳但小鷹にはみだれ裝束何時もくるしからず云々

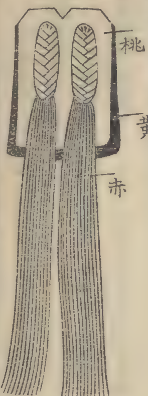
啓蒙集云亂裝束といふは紅の絲を組てするなり云々

握拳云亂裝束

鷹裝束書云亂裝束はすゞ敷は何にても鼠緒唐紅にて一むすびほど組てそれより下は絲をみだして置なり長さは尾の中ほどよりちと下にあるほどたるべし

鷹裝束書所載亂裝束圖

鵠　兒鵠にすべし



貫木裝束

吉田多右衛門家元鷹書云十三尾の裝束の名くわんのき裝束といふ多助に附るなり云々

武用辨畧云貫木裝束トテ十三尾ノ中尾ヲ跨テ制ルナリ云々

啓蒙集云十三尾の裝束屋形十三尾ならば中一本をきりて兩方の上羽に附べし增尾の十三尾ならば常のごとく裝束すべしくわんのき裝束と言葉にいふとなり云々

こがひ裝束　イ小皮裝束とも

鷹經辨疑論云子飼裝束ト云ハ鈴着ノ緒ハクスベ革或洗革鈴持ハ表錦革裏ハ五面革ミナウラハ白革ナリ

持明院基春卿鷹書云こがひ裝束といふ事すゞをはふすべ革あらひ革ともいふすゞの緒の長さは一寸八分鈴持はにしき革かさねは御免革みなうらは白革にてゆふなり云々

錦裝束　紅葉裝束

定家卿鷹三百首注云紫革にて裝束附たるを紅葉裝束錦裝束といふなり云々

鷹口傳書云錦をもつて鈴附にする事君の御鷹ばかり

リ是ハ半裝束トモ又和戒傳裝束トモ小革裝束トモ云ナリ又云鼠緒ハ鷹ハ寸（本ノマヽ）八分ナリ云々

持明院基春卿鷹書云きりがは裝束と申はうへの鈴もちばかりをこしたるを申なり鈴板のかたちあるべしすずのなりあるべきなりねず緒のなり常のごとし切て中にて引合てくけてさて鳥薹をかさねてゆひつくべし又云小鷹同ねずを長さ一寸五分又云半裝束と申は式の裝束と同體なりそれは尾の中ほど迄とゞくなり

武用辨畧云今世ハ小裝束トテ鈴板ノ上ニテ綫段ノ結ヲシテ絲ヲ殘ラズ切也綫段ノ結トハ二筋ヲ一束ニ取テ結事也雨露等ノ濡ヲ日ニ照サレテ縮ミ上ルヲ厭フ故ナリ是ヲ切裝束トモ出裝束ナド共云ヘリ今云半裝束ノ事也云々

白の裝束

責鷹似鳩拙抄云白の裝束の事鼠緒牽鞢已下鏇の裝束までも白革にてすべし云々

ふくさ裝束　小裝束

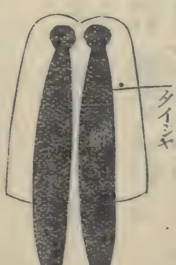
持明院基春卿鷹書云ふくさ裝束とは何にてもうつくしき物にてこしたるを申なり定まるものはなし但大鷹小鷹にする裝束もみなふくさ裝束なり云々又云小鷹の裝束にはふくさ裝束云々

鷹裝束書云小裝束ともふくさ裝束ともいふ常の何鷹にてもすべしねず緒ふすべ革黒革たるべし小鷹などには紫がはも然るべし鈴板は貝角など然るべし

握拳云小裝束

鷹裝束書所載ふくさ裝束圖　小裝束とも

大小は鷹によりてこしらへべし常のふくさ裝束は是也



亂裝束　絲裝束

清來流鷹言次第云みだれ裝束鈴板を金にしてねずをくれなゐなりうちはづしをふさにする也云々

屋代越中守秀政鷹書云みだれ裝束いろ〳〵あるべし又云兄鷹にはみだれ裝束

吉田多右衛門家元鷹書云亂裝束とは紅にてするなり角鷹に用ゆ云々

○和歌　鷹裝束

定家卿鷹三百首

終夜ねず緒鈴持つかへつゝ

　朝待出る鷹のしやうぞく

本式裝束

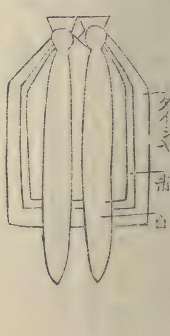
持明院基春卿鷹書云本式の裝束の事は大鷹の事なり但兄鷹には大鷹にかはる事口傳あり又しつくる樣に口傳ありしやうぶ革ごめん革をかさねてしばりざしに縫ふべし長さ鷹の尾のひしやく花にとゞく云々

武用辨略云式ノ裝束ハ兩方ニ在リ角鷹ニハ四寸八分兄鷹ニハ三寸五分鷂三寸二分云々重々口傳アルベシ先紫綾ノ織物柳裏青地ノ錦古例アリ云々

鷹裝束書云しきの裝束下はふすべ革中はくろ革上は赤なめしのかさねていと附候所はちとあけて其に鼠をに結ひくはへべし鼠尾はこん絲を四くみにして末を細めてとめ所にぬるでを附てかたむるしやうぞく絲のするにはりの如く竹結ひ付てとほして附べし

鷹裝束書所載式裝束圖

兄鷹角鷹にすべし



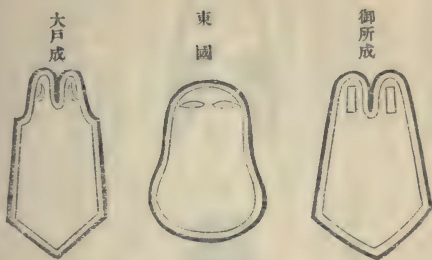
平裝束

清來流鷹言次第云ひら裝束とはすゞ板べつかうねず緒がはなり云々

切革裝束 切裝束 傳裝束 燕裝束 小革裝束 半裝束 小裝束 和戒

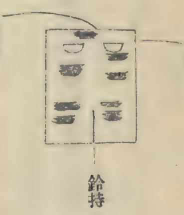
鷹經辨疑論云越前ツルガノ津ニ着ケルニ鷹兄鷹バカリ也其トキノ葉ノヤウハ尾魁ノ長サニ鈴持ヲ用ヒタリ表ハ五面革ウラハ黑革ヲ合セテ蠟以重タリ今世ノ笠袋ノミセガハノ如キ也鈴ツケ絲ハ紅ノ卷上ノ絲也九ツ組ナリ總ハ尾ノ中ノ文ト同ジカリシヲ飛ニサハリアリケレバ漢土ニテ和戒傳ト云人切約シヨリ切裝束ト云又燕ニ像シヨリ燕裝束トモ云鼠緒ノハサミテサケタルヤウニスル也長ハ二ノ斑文ニオヨボストナ

武用辨略所載鈴板圖



河野五郎左衞門通丸鷹書所載鈴板圖

鼈甲象牙鯨之類是ニ持主ノ姓名ナホリツケル





大形ト云形ハ家々ニテ替リアリ

雲形

大鷹長　一寸八分　横八分
兄鷹長　一寸二分　横六分
小鷹長　一寸　横

鷹道具書所載鈴板圖

水牛角にて作レ之



一くまさふせ　一とりふせ　一へつそくふせ　一たゝみふせ
鷹のあしなと人のあしの間一尺鷹の身とれず緒の間一分なり
やせ鷹はこゝろあり

鷹道具書所載鈴板に鼠緒附たる圖



新修鷹經所載鈴繫圖

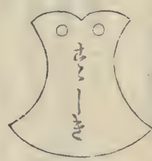
鈴繫長短貝經



波多野尙政鷹書所載鼠緒圖



爾津神平鷹繪圖所載鈴板圖





波多野尙政鷹書所載鈴板圖



荒井豐後守鷹書云鈴板さし樣幷鈴板の寸法の事上尾の鈴かくしの下に附るなり鈴板の寸法は上の廣さ七分脇の廣さ一寸二分下の廣さ一寸一分雄には一分をとりたるべし鶻は此心得にて計るべし口傳云々

鷹秘傳書云鈴板の長さ大鷹は一寸三分横八分あるひは七分上を少しせばくせうは一寸一分横七分鷂は長さ八分横二分いづれも穴の間せばく上につめてあけべし（按ずるに鷂横二分といふは六分のあやまりなるべし）

伊勢貞爲聞書云ねず緒の事六寸なるべし又云二寸三分云々

曾我流鷹文字云或曰鈴をさす革を根附緒といふ此革を鈴の目にさしてむすぶなり又云裝束とは足革さし根附緒鈴板を附たるをいふ樗（ヌルデ）の漆にてねずををを上尾に附るなり云々又云鈴板角牙魚鱗等にて作る此板に鷹主の名字官を彫附るなり云々又云鈴持すゞ板の事なるべし云々

武用辨略云鈴板或鈴札ニ作ル之ヲ鈴敷トモ云鷂ニテ鈴持ト唱口傳ト也大樣鈴板ノ形ハ圖ノ如ク之ヲ作（見圖下）木ニテモ鹿角ノ滑目ニテモスルコト也其製家ニ因テ少異也一本ニ云婦鷹ニ長サ一寸三分又ハ五分横八分ト云々或今上ヲ七分狹クスル也兄鷹ハ一寸一分横七分鷂長サ八分横六分何モ穴ノ間狹ク上ノ方ニ詰テ明ル也猶口傳アリ云々又云繫緒或根助緒ニ作一本音助緒トス又鼠緒ニ作ト云々是鈴ヲ繫緒也鈴板ノ本ニアリ鷹裝束ト云是ナリ又云總テ革ノ本末ヲ同廣サニ切テ末ヲ劍先ニ切ナリ先ハ五六分繫也本ノ絲ヲ通ス所ヲ三分許切割ルベシ云々

又云虎ノ緒平先鼠緒蚯蚓緒皆一物裝束ノ表稱トゾ鷹家ノ口說暫是ヲ略ス鈴一組ノ具ヲ粧飾ヲ都テ裝束ト稱スル也云々

日根野標心鷹書所載鷹裝束圖

鷹尾裝束結樣の事ねずの緒の寸鈴板一たけ半にこしらへて
すゞ板は一寸三分蝶を表するなり



といふ事あり人に居させてふせるを申なるか
嵯峨野物語云鷹の餌ぶくろ裝束はみな内裏よりこれを下さる云々
鷹經辨疑論云鷹裝束ト云ハ鈴トホシ許也又云鈴サシトモ鼠尾共鈴トホシトモ云也又云經ニ革ヲ裁ハ圭頭ニ入本ノ頭ヲ殺(ソゲ)ト云リ彩色革ノ柔軟ナルヲ以テスルナリマヅ右ノ革ヲ截左ニカタナヲ側テ外ノ編ヲ剪刀ヲ正クシテ内ノ編ヲキル穴ヨリ端二分鶲ハ一分トミエタリ今按ニタカニ色革ヲ用ユルハ此故也又云古人云鼠緒二寸五分鷹也又人サシ指ノ長サトモミエタリ兄鷹ハ二寸二分也經云鳥莖ヲ造ラバタカノ第二三ノ羽ヲ用ユ長サハ一寸四分鶲ハ鳴ノ第一二三ノ羽ノ根ヲ用ユ長二寸今按ニ一寸四分ハ長シツヾメテ八分バカリニ用ユ鷹ニモ鳴ノ羽ノ莖ヲ用ユ
右條々記ストイヘドモ其詮ヲトラバ切裝束ヲ用ユ寸尺ヲ定メズ鷹鶲ノ大小ニ隨テ長短ヲ以テ似合テ用ユベキ也特ニ鶲以下ニハ定レル法ナシトキニ依テ掌飼ノ心ニ任スベキ也云々又云葉ト云ハ大穪樹ノ葉ヲ煮テ陰ボシニシテ鈴持ニ作ル凡剪レ葉廣二寸鶲ハ一寸五分今按ニ穪樹ノ葉得ガタキニヨリテ吾朝用ヒズ漢土ニ是アリ方二寸ニキルト云フハ大ナリ鷹ニ似合テ少ッヽムベシ云々
持明院基春卿鷹書云鈴板すゞ持ともいふなり長さ一寸五分廣さ一寸云々又云鷹の裝束のすがたは大國にてかいてんといふむしの姿なり云々又云みゝずがはの事大鷹には二寸三分兄鷹は二寸一分はい鷹は一寸八分(責鷹似鳩拙抄同文)
又云紅の絲にてねずをさすをばまきあげのねず緒と申なり云々
清來流鷹言次第云すゞ板に能ものはべつかうあわびのから鹿のしろづの熊のみかづきぼねもつぱらこれを用る云々
屋代越中守秀政鷹書云すゞさしの長さ大鷹のをはたか〳〵ゆびにくらぶべし又小鷹のをは藥指に三分みじかくすべし組樣は七にくむなり云々又云鈴持の皮鈴のせいにしたがひ(本ノマヽ)てきるなり又云鷹の裝束はいきものゝかたちなりたうしとは我(本ノマヽ)いちんといふなり又一の樣にははさみ(鋏)のさけたるがごとしとも云鈴とほしは尾の先とおなじくふさは尾の中にくらべてきるべし云々

出尾外一以去レ針自二着鈴尾外一以レ錐本釣レ絲自二葉上一出レ之偏結二兩縷一逼二延之一釣二出一縷於尾內一左右手各振レ絲合レ手緩々牽約（若不令手牽引者絲斷成害也）乃重糺二兩縷一結二革上孔中間一又一糺約結更後偏結乘一許分截二去之一截レ革者欲二一度斷一形樣令圭頭差二斂本頭兩角一長以自二著鈴尾本一至二末第二斑文末頭一爲レ度以二彩色柔軟一爲レ之預先度二長短一截取置二之碪上一卽以二兩針一針二革本頭一又以二兩針一針着二革末頭於碪外廉一仍以二五寸刀子先一截二右革一側レ刀剪二外偏一正刀剪二內偏一（截左革亦准レ之）卽以二一縷絲一貫二其兩端一於針革本而上二分穿レ孔（鶬者分半）貫針釣二絲於革一總二括之一凡造二鳥羽根一者鷹用二第一二三羽根一根長一寸四分鶬用二鴨等第一二三羽根一長一寸置二中央已下一削二斂中央已上一縱折二內方一凡剪レ葉者方二寸（鶬者一寸五分）用二大藕樹葉一（煮而陰乾）

空穗物語云たか四すへたりゑろきくみの大緒あをきゑらつるばみのむすびたてのふさ鈴つけなどあり云云

東鑑云治承四年庚子十月十九日戊戌云々爰高橋判官盛綱爲二鷹裝束一招二請之一云々

鷹口傳書云鷹の裝束の絲左右に二すぢなり四寸八分なり正頼卿の流なり又云むらさき絲のねず緒は山場鳥屋に用ゆるなり又云すゞさし一寸七分云々又云ねず緒かはすといふこれは鷹の裝束をするときすゞをむすびとむる皮なり又鈴持ともいふなり云々又云錦をもつて鈴附にする事君の御鷹ばかりなるべし武家には用ゆべからず云々又云はい鷹すゞ持の長さ一寸七分廣さ一寸三分云々又云あら鷹をこしらへ遣ふ樣よく〳〵をき立て後裝束して鈴さしてよびつぎ〳〵置くべし云々

基房聞書鷹抄云鷹の裝束の事秘事にすべきところなり裝束にはみないきもの（鉄）丶かたちなり唐土にはわかい傳と申一やうありはさみのさけたるがごとしといふ裝束の寸法の事卷は水（本ノマヽ）丁にあるかたちをふせつきゆうその日はかんは（本ノマヽ）らまにてつえをきて太刀を右（本ノマヽ）にはきさて鷹をするてくそを一度つか（本ノマヽ）せて御きけをわきにいれてひだりのかたにつけよゑろめてその丶ちふせよ裝束をしてのちに口をばきるべく候裝束せんをりに鞴をば鷹のおもてにさしかくして居べきなりおこさんときはなをしとりてかたよりくだりさまに尾の先まで撫くだし扱其儘おこすべく候五ねやふせ

具なる間袋に納めつる云々

吉田多右衞門家元鷹書云鈴袋と申て切にて巾着のごとくして鈴をひとつ入餌合子の脇へ腰にさげ申候尤も寸法無レ之候（按ずるに是は腰に提て狩に出る料の具なり）

曾我流鷹文字云鈴を入る袋なり鈴袋といふ或云革をもつて作る云々（按ずるに是は二種の内いづれをさしていふにや詳ならず）

○和歌　すゞぶくろ

定家卿鷹三百首

鷹は鳥屋すゞを嚢に入るより

待れしものを秋に成つゝ

注云いつしか秋に成てとやを出し鈴を取出す云々

慈鎭和尚鷹百首

すの野も遣ひくらして〳〵

鳥屋數はふませたれども箸鷹の

鈴納する夏ぞ來にける

按ずるに鈴納するとは袋に納むるをよめるなり

鷹裝束　鈴板　鼠緒

鷹裝束といふはふるくは鈴とほしのみをいへり（鷹經辨疑論）さて後には鈴一具の粧ひをすべて裝束と云（武用辨略）新修鷹經に鳥の羽を附る樣とあるは其事なるべけれど正しく鷹裝束といふことはみえず治承の頃よりぞはじめて其名目はみえける（東鑑）また持明院基春卿鷹書に鷹裝束のすがたは大國にてかいてんといふ蟲の姿なりとあるは其義詳ならねども鷹經辨疑論にみえたる和戒傳裝束などいふことにや猶考べし其鈴一具といふは鈴板鼠をなり鈴板はいにしへ葉とのみいひて大藕葉を陰乾にして用ゆといふ（新修鷹經）または大藕の木の葉は得得たきにより吾朝には用ひず西土にのみあるよしいへり（鷹經辨疑論）後に鈴つけともいひ（空穗物語鷹口傳書）鈴持ともいひ（持明院基春卿鷹書）或ひは鈴札鈴敷などもいふ（武用辨略）其質は鼈甲鮑の壳鹿の角熊の骨などを專に用ゆといひ（清來流鷹言次第）又は角牙魚鱗を以ても作る（曾我流鷹文字）或ひは又鹿角の滑目にても作る（武用辨略）寸法形狀等家々流々の習ありて一定ならず鼠緒は鈴板にすゞを繋ぐ緒なりみゝず革とも（鷹口傳書）あるひは鈴さし鈴とほし虎の緒平先などもいひまた一說には是をも鈴といふ（鷹口傳書）すべて此鈴板鼠緒の類製造色目の差別によつて裝束の名目數多あり

新修鷹經云挾二葉於着鈴尾下一（着鈴尾謂尾中央二箇也）乃傳二鳥羽根一（不至𩾔二分許而傳レ之也）即以二左手一送二挾尾下一以レ錐穿二鳥羽根一離二本頭二二分處鷂苞微平則緩々轉抽之貫二針於其孔一牽二

鈴ふね

小倉問答云すゞふねと申事如何答云嶋山などへ鳥をやらじとて船にすゞを附て沖をこがすると申なり云云

○和歌　鈴ふれ

攝政太政大臣家鷹三百首

なみの上にたがはし鷹を居ぬれば

すまの浦はにかよふ鈴舟

定家卿鷹三百首

箸だかのすゞ舟よする須磨の浦に

螽のさえづる鳥の落草

黄金の鈴　眞金の鈴

こがねの鈴とは金にて作るをいふまた眞がねのすゞともいふ武用辨略

武用辨略云眞金ノ鈴黄金ノ鈴金ナリ云々

○和歌　こがねのすゞ

定家卿鷹三百首

春の野の鳥も金のすゞを差

鷹の目をはむ色はきにみゆ

忘らぬりのすゞ

白塗の鈴とは銀にて作れるをいふ武用辨略

武用辨略云白塗ノ鈴ハ銀也云々

○和歌　白ぬりのすゞ

堀河院御時百首

鷹狩　修理大夫顯季

忘ら塗の鈴もゆらゝにいはせ野に

合てぞみる眞白ふの鷹

定家卿鷹三百首

勅ありて御幸ふりぬるくだら野の

鷹の鷺毛の白塗の鈴

慈鎭和尙鷹百首

狩くらしほこゆふ鷹のあしを山に

殘れる雪も白塗のすゞ

鈴袋

すゞ袋とは夏の間鷹の鳥屋にある內鈴を納め置ふくろなり定家卿鷹三百首又一種狩に出るに鈴を入て腰に提るあり是をも鈴ぶくろといふ切にて巾着の形に作る吉田多右衛門家元鷹書又革にても作るなり曾我流鷹文字されば鈴袋といふことの名一にして二種あり

定家卿鷹三百首注云鳥屋にこもるよりすゞも入ぬ道

鈴押 すゞこ

小倉問答云鈴子差と申事如何答云しのびがりの時かはざくらにてすゞこをまきてつかふを申也云々

定家卿鷹三百首注云朝鷹にかぎれり鈴がなれば雉のしたる間雉にしらせじとての事なり樺を細にしてさすをすゞの子といふなり

西園寺家鷹百首異本注云とさり（本ノマヽ）狩すなり山野などにて草木をしきて泊るとき鳥をおどろかさじと鈴子差なり

鷹口傳書云すゞの子さす鳴鳥（ナイトリ）合せの事なり

又云すゞの子といふ事又めざしの鈴ともいふ春にかぎるべし鳥に鈴の音をきかせじとて目にさくらの皮をさすなり鷹飛て行ときぬくる樣に差也

持明院基春卿鷹書云鈴の子をさすといふ事はる鳴鳥（ナイトリ）のとき鳥にきかせじとてするやうみな人びとしれる事なり鈴附の目をさすといふもおなじことなり

清來流鷹言次第云すゞの子とはさくらのかはにてこしらへ鈴の口へ入すゞをならさず專春の氣にもちゆる云々

屋代越中守秀政鷹書云鳴鳥がりにはすゞ子をさすべし鈴子さゝねばすゞの聲をきゝて鳥聲をとむるなり鈴子はかはにてするなり緒の長さ一尺二寸也春なり云々

武用辨略云鈴子或ハ子ヲ籠ニ作ル鈴押共云トゾ山櫻ノ皮ヲ以テ制ス緒ヲ一尺八寸ニスベシ春ノ鳴鳥狩ノ時鈴音サセ間敷爲ト云々又云鈴ノ子ヲ鈴ノ目ニ差故ナレバ目差ノ鈴ナド丶云也鷹飛行ノ時己ト拔ル樣ニ差事也トゾ云々

○和歌 すゞこ

定家卿鷹三百首

鳴鳥を夜きゝふする朝鷹に
　鈴のこさして出るかり人

箸鷹のめさしの鈴を鳴さねば
　櫻がりする人やみる覧

西園寺家鷹百首異本

とまり狩すゞ子差夜のしのびねに
　音のみ高く雉鳴くなり

近衞龍山公鷹百首

すゞ子さし分上りたる山あひに
　鳴するし鳥や何地ぬす立（本ノマヽ）

文保百首うたに　　彈正尹正房朝臣
箸鷹の尾房の鈴をならしばの
なれはまさらで立きゝす哉
出觀集覺性法親王御集
鷹
あはせつゝ手なれの鷹のそれ行は
鈴の音さへ空に聞ゆれ
雨後鷹狩
晴やらぬ雨まに出る御かり野は
空のあなたに鈴ぞ聞ゆる
亞槐集巻六冬　飛鳥井雅親卿
鷹狩
はしだかの鈴の下道分過て
さ山の尾にもかゝりぬるかな
文明九十一廿二水無瀬御影前奉納和歌
狩場雪　　實興
鳴すゝの音をしるべかかきくらす
雪の空ふる眞白ふの鷹
飛鳥井宋雅千首
はし鷹の草とる鈴の音なくば
迷ふばかりにかりくらしつゝ
近衞龍山公鷹百首
鳥落る尾上の鷹の草とりに
すゝはしらせて尋ねかねけり
そことなく木隱れふかき鈴の音
しるべばかりの鷹のをき許
箸鷹の尾上を越る鈴の音に
つかれの鳥や草にふすらん
鈴をさし大緒ときつゝ箸鷹を
山にかざして鳥や狩らむ
詠歌鷹詞抄
かりくれてさし羽の鈴の音色時
とまりて鳴を聞ば明日來ん
注云鈴の音いろどきたそがれ時なり鈴をさすといふなり云々
鷹びとのあがる雪雀やあはすらん
霞の内に鈴音をぞきく
みかり野にたもろくみえてすゝしめの
鈴音も寒る神の贄鷹
注云神の贄鷹神供の鳥をとらする鷹なり

こ鈴もゆらに雪はふりぬる

新千載和歌集

文保二年八月常磐井仙洞に行幸のとき人々題を探りて歌つかふまつりけるに鷹狩を詠る　前右兵衛督教定

はし鷹の尾上に鈴の聞ゆるは
山がた附て鳥や立らむ

百首歌奉りし時おなじこゝろを　權大納言忠季

鈴の音はよそにもしるし箸鷹の
白ふに雪は降まがへども

入道前太政大臣

はし鷹の尾ぶさの鈴の音に聞
かり場のみゆき跡はふりつゝ

題しらず　藤行朝

かりくらす鈴の篠原風立てゝ
歸さ寒けく霰ふりけり

源大納言師房卿家歌合

鷹狩　左勝　辨めのと

みかりのゝ高く聞ゆる鈴の音に
しのぶる雉子を思ひこそやれ

宮内

箸鷹の飛尾の鈴の音すなり
野べのきゞすは立空もあらじ

延文御百首

爲遠

はし鷹の印の鈴の音聞て
たがへるほどを猶いそぐかな

右大臣

はし鷹の外山を通る鈴の音を
むまや傳ひの道かとぞきく

天授元年五百番歌合
二百八十六番
左　春宮大夫親統

かりくらし道こそみえねはし鷹の
手がへる鈴の音聞ゆなり

新後拾遺和歌集卷第六冬

百首歌奉りし時　按察使資康

狩人のくるれば歸る鈴の音に
合せぬ鳥や草かくるらむ

新續古今和歌集卷第六冬

とや構する人や有らん
やま鳥の尾上の松を來てみれば
鈴はへだてぬ鷹のならしば

西園寺家鷹百首
雪の降空には鈴の音のみぞ
かり場の鷹のしるべなりける
目にみねど草とる鷹の振舞は
鈴の鳴にもしられぬるかな
大緒とき鷹に鈴さし日たけぬと
駒打早め急ぐ狩人
遠はまりまた犬いれぬつかれ鷹
草とる音は鈴ぞしらする
御鷹がり鈴ふく風のみね越て
とだちに落る谷のならしば
くゝるまで片野に鈴の音するは
鷹とりかひて歸る狩人

山家集
雪中鷹狩
かきくらす雪にきゞすははえねども
羽音に鈴をたぐへてぞやる

續古今和歌集卷第六冬
百首御歌の中に　大御門院御歌
はし鷹の鈴の篠原かりくれて
入日の岡にきゞす鳴くなり

爲家卿千首冬
冬くればとがりの眞柴たえずのみ
聞ゆる野邊の鈴の音かな

丹後守爲忠朝臣家百首
曉頭鷹狩　加賀守藤原顯廣
かりくらし聲もしられずはし鷹の
打振鈴の音ばかりして
散位藤原爲盛
かり暮すましろの鷹のゆく方を
尾房の鈴の音にしるかな

夫木和歌集卷第十八
鷹
久治六年五社百首
御かりする山路に鈴の音はして　皇太后宮大夫俊成卿
白ふの鷹は雪にまがひぬ
寛喜元年女御入内御屛風　前中納言定家卿
いはせ山鳥ふみたてゝはし鷹の

尾ぶさの鈴の音ばかりして
堀河院御時百首
鷹狩　　　　肥　後
ふる雪に白ふの鷹をあはせては
鈴の音こそ知べなりけれ　　河　内
はし鷹の印の鈴の近づけば
かくれかねてやきゞす鳴らむ
攝政太政大臣家鷹三百首
ねりひばりまたたちかねてはい鷹の
草の上ゆく鈴のおとかな
もゝ敷の大宮人の冬野にも
居出したる鷹のすゞ音
藤ゑらふ鷹引居て春日野の
雪にも狩や近き鈴音
みかりせし片野の原は箸鷹の
雪になるまでたてる鈴音
定家卿鷹三百首
手ぶるひをするゑのけ立るあら鷹や
とはへぬ時も鈴鳴らすらん

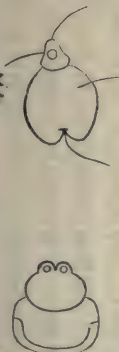
くれぬとて取かふ鷹の後より
鈴を附つゝ大緒さすなり
はし鷹に鈴をさゝするほどなれや
毛をむしらする口餌引らん
大鷹のくつをむすびて落草の
鳥にかさぬる鈴の音かな
鈴をさし口餌ひかせて荒鷹の
ゑゝはいかにと吹てこそみれ
いかにして盗みはみする山歸り
尾にさす鈴をならさゞるらん
箸鷹の鈴なら柴の雪ずりに
袖ゑみこほるかり衣かな
鈴させる鷹をみしかどきのふ今日
いく里人に尋ね行らむ
慈鎮和尚鷹百首
はし鷹の鈴ふる雪や是ならん
眞木の梢の風の音づれ
夏草のゑげみが原も過にきと
鈴さしそむる秋のはし鷹
はし鷹のもとをり山の鈴の音に

云すゞはちいさくして能く鳴をよしとす銅にてちいさきはくだけ易し鐵をよしとす鷹に附るにはすぎて高く附るは鈴すれて背中に瘡を生ずるもの也過て低く附れば飛時にさまたげあり能頃を心得て附べし云々新增鷹鶻方云鈴（足纓長六寸五分有奇）鈴要小而鳴單長塊（安鈴）務輕便懸レ之過高則鈴激脊端成レ瘡過低則飛緩鈴鐵多銅少者碎銅納ニ鈴心一外裹ニ黃泥一壯火燒赤板上轉冷則快鳴望羽塵汚者劈ニ冬瓜肉一挾レ之則潔白

波多野尚鷹書載鈴圖



河野五郎左衛門通丸鷹書所載鈴圖



鷹道具書載鈴圖



○和歌

古今六帖第二

大鷹　　　行家

鳥屋かへる數もしらふの鷹なれば
　たなれの鈴も聲ぞふり行

寬和和歌六帖

おほ鷹がり　　右兵衛督基氏

こさかゆくつかれの鷹の峰越て
　おち葉聞ゆる鈴の音かな

千載和歌集卷第六冬

堀河院御時百首歌奉りし時鷹狩をよめる

　　隆源法師

降雪に行衛もみえずはし鷹の

どけ鈴のみえぬ事云々
屋代越中守秀政鷹書云山鷹のときは鈴をさすべし玉女方へ向て鈴を三度打ふり南無山神(本ノマヽ)ゑゆくなむちしゆくなんの御鷹にも心中に祈念して鈴をさすべし又云鈴をさす事安養の淨刹にて此折ふし白鷹遠く行侍るにふせう山には鈴十萬八千餘から木の名はゑやらそうじゆの木とぞ此山に四萬五千本生たるに其枝毎に鈴を附玉ふ所に白鷹餘所より飛來り此ゑやらそう樹の枝にのぼらんとしける鈴鷹の羽にあたりてからからと鳴ければ何ものぞや鈴にあたるはと大日如來有ければもろ〳〵の菩薩立出見たまへば白鷹此木の枝にのぼり玉ひける故に鈴から〳〵と鳴故に白鷹を見附玉ふ故にさい〳〵尋ねんよりは此鈴を一から附べしとて此白鷹に附玉ふ其時よりすゞを今の世までも附侍るなり然る間鷹は是阿字なり(本ノマヽ)阿字は是鷹匠なり鷹匠は是同體分身のあひの如來のゑんとくなり然る間鷹を居てはゑゆせうにおもはん人は安養せるより紫雲棚引鷹と現じ玉ひ大日如來の我世界へたかゑやうをいんせふせん事何の疑かあらむ（按ずるに業家の秘事其事未詳といへども信じがたき臆説なり）

吉田多右衞門家之鷹書云鷹鈴附候事　大鷹雉子鶴の節　兄鷹鶴の節　鷂雲雀鶉の節　兄鷂雲雀小鳥の節　刺羽小鳥鶉の節　鈴附樣の事餌合子をかけ後より一人廻候て鈴附申候ものおどろき強き鷹は少々口餌飼候て後より鈴付申候右口餌は大鷹は羽ぶしにても嘴附させ小鷹は頭を嘴附させ申候但し鷹とり候節も右同樣に仕とり候事を鈴を揚候と申候
荒井豐後守鷹書云鷹に鈴さし樣の事同鈴あげ樣の事先鈴をば鷹にさすといひ又はづす事をば上るといふ野にて鈴をさす時は大緒をとかぬ先にさすなり上る事大緒をさして後上るなり云々（啓蒙集同文）
武用辨略云鈴口横樣ナルヲ外面ト云堅樣ニシタルヲ内向ノ鈴ナド云ヘリ云々大鷹共ニ鈴ノ差拔ト唱也又鈴納ト云ハ常ニハ云ハズ四月八日ニ鳥屋ヘ入テヨリ云事ナリ鈴揚ナド云ヒシハ拾鷹盜鷹ノ時ニ云フ辭ナリ口傳アリ云々
啓蒙集云鈴の事眞言にとつてれいなり鈴板は護摩壇を學ぶなり云々又云佛神に鷹を奉るにゑてを附る事あり云々鈴にゑてを附て鼠緒に差なり
握拳云新鷹をやしなふては先鈴をかくる事なかれ又

古今要覽稿卷第百八十五

●器財部　鷹犬具七

鈴　鈴押　すゞこ　鈴舛

鷹にすゞ附る事は酒の君にはじまる日本書紀諸鳥にあはするとき落くさをはやく尋しり又は鷹のそれたらん時の爲なり定家卿鷹三百首小倉問答西園寺家鷹百首着樣は新修鷹經にくはし鐵にて作るをよしとす銅にても作れどくだけやすし提擧其外金にて造るをまがねのすゞこがねの鈴といひ武用辨略銀にてつくるをしらぬりの鈴といふ同上其形には外面內向などあり同上目さしのすゞとて春鳴鳥狩にさくらの皮にて鈴の目をさしならさぬ樣にするなり持明院基春卿鷹書これをすゞのこさすなどいひ定家卿鷹三百首小倉問答あるひは鈴押ともいふ武用辨略また海邊にて狩する時ふねに鈴を附る事ありこれを鈴舛といふ小倉問答さて鈴に鈴板鼠緒を具してすべてこれを鷹裝束といふなり

日本書紀云仁德天皇四十三年秋九月庚子朔依網屯倉阿弭古捕二異鳥一獻二於天皇一曰臣每張レ網捕レ鳥未三曾得二是見之類一故奇而獻レ之天皇召二酒君一爾レ鳥曰是何鳥矣酒君對曰此鳥類多在二百濟一得馴而能從レ人亦捷飛之掠二諸鳥一百濟俗號二此鳥一曰二倶知一是今時鷹也乃授二酒君一令二養馴一未二幾時一而得レ馴酒君則以二韋緡一著二其足一以二小鈴一着二其尾一居レ腕上獻二于天皇一云云

新修鷹經云凡着レ鈴繫者捉レ鷹令レ俯擬二着繫一人左手執レ尾右手把レ錐披二拂尾魁一着二水於毳一修二撫之一若修撫不レ伏則刈二去之一挾二葉於着鈴尾下一着鈴謂尾中央二筒也

小倉問答云兄鷹のもとをり鷂のすゞと申事如何答云鷹に用心のふかきこゝろなりせうには鷂のすゞをさしはい鷹にはせうのもとをりをさゝんとの儀なり云云

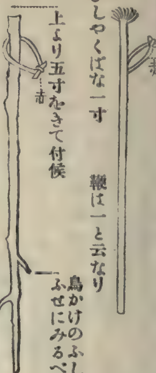
鷹經辨疑論云或問鈴着ルコトハ如何ナルゾヤ答云經ニ云タカヲ捉俯テ着ントスル人左ノ手ヲ以テ右ノ手ニ錐ヲ持テ尾魁ヲ救拂テ水ヲ毳ニ着テ撫デヨセヨ若不レ伏トキハ切去テ葉ヲ鈴繫尾ノ上ニ挾ムト云々

淸來鷹言次第云すゞに能ものはからかねくろがね南りやうなり云々又云すゞをさすとは鷹に附る事なりあくるとは鈴をとる事なりはしりたるとはねず緒ほ

神平流鷹之書圖ぶち

此緒ひしやくばなより五寸に付候

ひしやくばな一寸　鞭は一と云なり



上より五寸をきて付候

鳥かけのふし三ふせにみるべし

こふせに緒とゞめ候

（とゞのつめとも云）

いばらさし手の一そくにきり候

とりかけのふしより下一尺

鷹道具圖所載

鷹なぶり



○釋名

策

持明院家鷹十卷書近衞龍山公鷹書箸鷹和歌文字抄

禰津松鷗軒記鷹禮法鷹文字武用辨畧

鞭

鷹秘傳書荒井流鷹書鷹聞書無名鷹之書

鷹なぶり

定家卿鷹三百首箸鷹和歌文字抄鷹文字武用辨畧

なぶり鞭

武用辨畧

剃策　同上

竹捲　同上

付たるを嘴をすらせて付たるを落さしむる也專ら羽をなでまはす爲のものなる故たかなぶりといふなり鷹のむちと注せるは誤也古書に馬にむちともぶちとも云べからず鷹なぶりは藤蔓を直にほしかためて先のかたを楊枝のごとく打ひしぎたるもの也その打ひしぎたる所を菊形といふ其所にてたかの羽を撫で羽をつくらふなり

○和歌

定家卿鷹三百首

口餌ひきはしをすらする鷹なぶり
　腰にさしてはむちかとぞ見る

注云たかなぶりとは鞭よりながきもの也夜居のとき鷹をなぶりてねさせぬ道具なり當時は鞭をそのまゝ用ゆるなり

慈鎭和尙鷹百首

ひねりさす鷹の籐ぶち春くれて
　とやがまへする夏はきにけり

近衞龍山公鷹百首

はしだかのとれるうさぎのかひ所
　へにつけさじと丸にむちうち

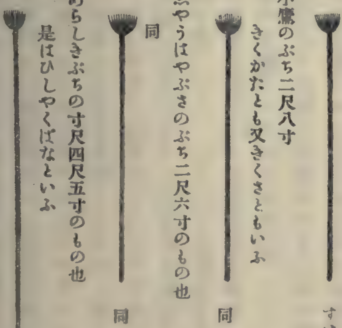
箸鷹和歌文字抄

たかの策尺にあはせてみるときは
　ひさご花まで寸に入るべし

水指を柄杓花とも書きぬべし
　文字違ひていふなたか策

わするなよ手をもてせまじたかなぶり
　露にもぬれてかはきかねるに

養鷹秘抄鷹のぶち



べし雄ならば末木に留むべし駿がはり赤鷹同事也鷹糜て鞭を置事本木の方に架なりに鞭の先を末木の方へして可レ置也鞭の寸尺は上分三尺八寸八分中分二尺八寸下分一尺八寸八分雄には一寸一分おとし也小鷹鞭は三尺五寸也

鷹鬪書云鞭ハ長サ二尺五寸大小小鷹共同ト云々但小鷹ノブチナガクスル事アリカリヅエノ代ニ用ユ子細アリ甘草ヲブチニシテサキヲヨクタヽキテ水ヲモツベキタメ也ナガサ一尺二寸計ナリ是ニテ鷹ヲナブル事ヨキナリ

無名鷹之書云鞭の寸法之事大鷹は二尺二寸三分なり乍レ去今代は小鷹に用ひきたつて定がたし大鷹は小鷹よりみじかきを用ひ來し也克々分別肝要也

又云鷂の鞭寸尺ひしやくばな大鷹の鞭寸尺同つねには二尺五寸にきるべし

武用辨畧云攤策鷹攤トモ云策ヨリハ長キ物ナリ夜居ニ鷹ヲ攤テ寢サセヌ具也竹捲トモ云長ケハ條ノ長ニ等クス云々

又云策ハ鷹鞭也俗説ニ馬ニテムチト唱フ鷹ニテハブチト云是俗ノ云習ナルベシ鷂ノ策二尺一寸或九寸二分大鷹ニハ三尺一寸或八寸二分兄鷹ハ二尺五寸二分七寸タルベシ一本ニ靑鷹ハ二尺八寸或二分タリ此內一寸瓢花ニスルナリ蒼ノ剝策トテ藤ノ皮ヲ刮兀テ用ユナリ黃鷹ニハ皮ヲ其儘ニ用ヒ晴ノ時ハ塗事アリ兄鷹ニ二尺六寸同一寸瓢花ニスルナリ鷂二尺三寸瓢花同前兄鷂ハ二尺一寸トス內五分ヲ瓢花トス雀鷂雀鳶ニハ鵙ノ鞭ヲ用ユト云々此外馬鷹策早策等アリ

鷹文字云策弘文院林春齋 此文字能と云々

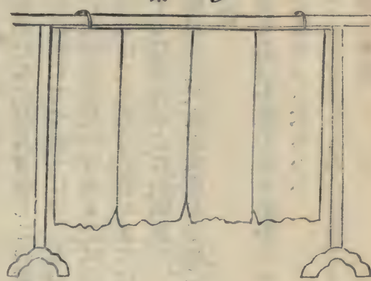
口餌ヒキ嘴ヲスラスル云々和歌ニ出

注に鷹なぶりは策よりながきものなり夜居の時たかをなぶりて眠らせぬ道具也當時は策をそのまゝ用ゆ近衞龍山公の説に他流にたかなぶりといひて策のごときのもの有とて歌にはよみおけり二條家には不レ用之鷹なぶりは策なりと或云策は藤を以て作る長短は鷹によるさきを楊枝のごとくにして水をふくませてたかに飼を策水といふ

伊勢安齋云鷹なぶり近衞龍山公鷹百首の注に鷹のむちをなぶりといふ云々定家卿の鷹三百首に口餌ひき云々むち又ぶちともいふ去ば馬を打つ物をいふ也たかをば打つ事なし羽なみを撫でなほし或は嘴に餌の

文安鷹之抄

ほこたれ
ふさは手一束
に切べし



同

又古人云鞭ノ寸ハ不定也鷹餌ノ矢策ニクラベテ切テ黑皮ヲ去ラズシテ前ヲソギテ本ヲ一文字ニ四方ヨリ切ルナリ是ヲ神平貞直秘シタリ餌シミヲ洗フニハ鳥ノ羽ヲトリアツメ篦竹ノ如クナル竹ニ入テ鳥ノ羽ノ長サ一寸バカリ出シテ柄ヲバ一尺ホドニ切テ餌袋ノ側ニ指シ入テケガレタルヲ洗フナリ又家說ニ鵅ノ鞭長二尺五寸一尺三寸三尺四五寸一尺七寸或八寸ニ用ユ又云鞭ニ緒ヲ付ルハ本六寸ヲキテ穴ヲアケテ革ヲ引トホシテ革ヲ二ツニ破リ輪ニナシテ捻ノ代ニ用ユ羅鷹又ハ心フカキ鷹ニ用ユ

禰津松鷗軒記云ぶちの寸の事二尺八寸也ひさごばなにして二尺五寸にする也ぶちの寸尺の事二尺八寸二尺六寸いづれも五分づゝにすべし先をば打ひしぐべし馬のをにて結ことは小鷹などにはする也これもこじつなるべし

又云神に鷹をおさむるにはむちをば當座になに木の枝にてもきるなり

鷹禮法云ぶちの寸法の事上中下二尺一寸一尺八寸一尺五寸何も鷹のぶちは拔入はなし但若鷹などには拔入をつめ入て腕にかけて持事も有惣じてぶちの寸法は定て不定

鷹秘傳書云鷹の鞭寸方の事藤を大事とするけをさる大鷹二尺九寸二分鞭はへいにかたどるものなれば聊爾にすべからずさきを緒にて結び一方の切口よりは中邊に刀目をみえざるやうにけづるべし

荒木家鷹書云白鷹麼べき事幷鞭置樣同寸の事白鷹麼には大緒を一筋くさりさげべし一筋をば本木に留む

なれば別に制しけるものをもまたむちといひしより鷹なぶりむち二物となりたり玄かるを鷹のむちをばぶちといふといふはいかゞあるべきその寸尺大鷹と小鷹にておなじからず（持明院家鷹十巻書）西土にては甘草を以て作る則薬となるよし又策に緒を付ることありこれは捻の代に用ゆるなり（鷹經辨疑論）

持明院家鷹十巻書云むちの長さ三尺一寸兄鷹は三尺またいづれも〳〵二尺五寸

又云はいたかのむち二尺八寸但しこの說有といへども用ひずたかは馬にてつかへばむちなるべし大鷹はみじかしはいたかは三尺一寸あるひは三尺二寸大たかは二尺五寸又は二尺八寸と云々またむちはかたがへりよりこくるなりたかこだか同前

又云小鷹大鷹何も三尺也但大鷹などは二尺二寸ばかりよしと被レ仰

清來流鷹之書次第云小鷹のぶち中小ちゃみせうのぶち中ちゃみ大鷹のぶち大ちゃみ

又云人にあたらしきぶちまゐらするやうぶちさきを四つにわりいたす也

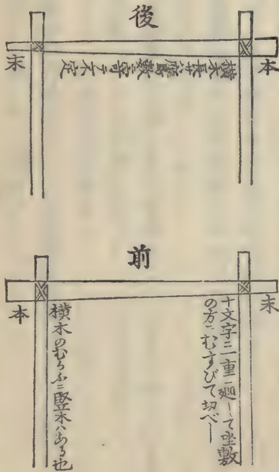
又云ぶちさきにおしつけつるをばつゆもちといふ也

鷹經辨疑論云或問鞭ノ寸尺定レルヤ答云經ニ定レル法ハ出ズ鷹ヲ擎テ鞭ヲモツコトハミエタリ今按古人云鞭ハ二尺八寸二尺五寸五分鷂ハ三尺（鷂ナドハ掌飼ノ心ニマカスベシ）本ヲ一文字ニ四方ヨリ切テ小角ヲトルベシ前ヲ控クベシ漢土ニハ甘草ヲ以テ作テ用ユ則薬トナル也又云寸ヲ秘メ本ヲ五分ソギタルモアリ私ニテ子細ハナシ鄙語也

同上

外架　かりほこともいふ

木はくぬぎ本也なき時は檜の木形を用ゆ



ほこたれはむしろ又は毛皮などにてもする也横木に打かけ穴をあけて大緒を通じつなぐなり

後京極殿鷹三百首
契てもこゝろゆるさじはし鷹の　ほこのきづなのたえんと思へば

鷹道具圖

或說架には接骨木(ニハトコ)を用ゆ鷹の藥也



臺　架
六寸許のひの木也かはをむくべからず

はなといふ出る分五寸也　柱はゑり入る

○釋名

格　帳
新修鷹經鷹經辨疑論

架垂
養鷹秘抄禰津松鷗軒記鷹秘傳書無名鷹之書

架布
定家卿鷹三百首持明院家鷹十卷書禰津松鷗軒記鷹聞書武用辨畧

架編衣
持明院家鷹十卷書武用辨畧

袈衣
持明院家鷹十卷書禰津松鷗軒記

架緖
武用辨畧

霞ノ衣
同上

霧ノ衣
同上

鷹なぶり　むち

鷹なぶりは羽なみをなほし嘴に付たる餌をおとしなどするものなり安齋隨筆また夜すへの時鷹をなぶりてねさせぬ具なり定家卿鷹三百首注當時鞭を用ひしが同上のち別に藤蔓にて作ることになりたりされどももと鞭を用ひし

鷹鶻書云ホコノ事タカサ四尺ホコヌノ長サ同ホコ布ノコハキモワロシ又ヌノハ自然ツメカヽリテ悪事アリサナカラン物可レ然也アナガチナニヲトハ不レ定也

無名鷹之書云架たれの寸法きぬの時は竪にして三はば也小鷹の時は二はゞにも吉長さ二尺五寸又三尺にもする也

又云こさの時も同前也はゞは二尺五寸又三尺にもする也長さ絹と同前也但い(藺)の竪になる様によし

又云架たれの結様鷹の下は能ゆふ也たかの左右はひつときにしてよし

又云ほこたれと架の間一寸也竹のくだをして三所五所又六所もゆふ也

武用辨畧云架布或架緍其架垂ナド、モイヘリ尺ハ竪木ノ間ニ隨テ先大様トス下ニテハ三寸二分縫明テ纐纈ヲ黒革ニテ結フナリ其結目ヲ表ノ方ニ見ベシ先ハ淺黄或ハ柿染ニシテ家紋ヲモ付ル也上一尋ヲ横布ニシテ下五尋ハ竪ニ縫並ルナリ是ハ一鷹ノ時ノ義ナリ二鷹其外色々法式有テ古今ニテ又口傳アリ總テ横布ノ乳付ニハ竹ヲ強(コハ)リニ縫入ベシ淺黄裳濃ノ物ハ子細アリ習ヲ受テ用ユベシ紋ヲ付ル時中白クシテ付タル好ナリ長三尺廣四尺又八寸柱ニヨルベシ藤原家ノ御鷹中比迄緞子繻子廣東布ナド用給事有ドモ尋常ノ例トシガタシ又編衣ト云アリ霞ノ衣霧ノ衣今世何ヲ云トモナク取失タリ編衣ハ薦也藁ニ苧ヲ交テ縄ニテ藁ノ本ヲ縄ニカケ一面ニ取テ縄ノ端ニテ編ナリアミ目五通（寸法持明院家鷹十巻抄におなじ）如レ此間ヲ置テ苧縄ヲ共ニ青ク作ナリ惣長布ニ應ズベシ小鷹ニハ少短クス是ハ常ニアル物ナガラ名目ニテ區々ノ異説アルコトナレバト云々障泥行縢等物ヲ用ヒシ義古例アリテ霞霧ナド云習秘事トス鷹人ノ口授ニ明ベシ草架東國架皆別名一品トス

霞霧何ノアヤメノ知レヌニハ
　唯草架トミヤリテゾ過グ

右此トキニハ架衣トモ架布トモ云ベカラズ架垂ト云フナリ臺架ノ架布ハ金襴緞子綾等ナリ又生絹ニテモ染色水色ニ制ス其様ハ内幕ノ如シト云々

○和歌

定家卿鷹三百首

あらたかのとはひ落つる架衣の
　はしをとりつゝをしやあげまし

き也架布のながさ三尺三寸二分上は矢の篦を縫くヽみて架に結付也紋を付て染るといふ人有實は唐物をもちゆれば紋を付る事不レ知

又云架衣といふ事これはたかをほこの上にてまはせじとてほこの下にぬのをさぐるなり

又云ほこぎぬといふほこたれとはいはず布本なり

養鷹秘抄云根津神平秘書のほこたれには布を水色に染てよし長さ三尺同水うち六寸をば白くておくもの也

又云根津神平外ほこたれの長さ二尺六寸のもの也あみふは六ふのもの也口傳有わらにてすべし

清來流鷹書次第云ほこたれにあをりをかくる事くもがたをおもてへかくる也

鷹經辨疑論云鷹ノ格帳ハ眞薦ヲ編テ用ユ三文五文ナリ格衣トモ云ナリ古主上御衣ノ袖ヲ解テ格帳ニシ給ヒシヨリ格衣ト云ベキナリ

又云居架云々架布ハ淺黄ニ犬ノ足跡ヲ白ク付ベシ神家ノ說高サ四尺八寸或ハ横布三幅或ハ廣サ三尺タテ布也又鶴ノ架云々架布四尺二寸横布ナルベシ

又云或架云々架タレニハ豹ト虎ノ皮二枚合テ兩面ニシテ唐絲ニテ五處ツルベシ綿ニテモ絹ニテモ皮ノ上ニカケテ絹ノ裾ニ銀ノ岩ヲ綱ノ岩ノ如クニシテ一方ニ十二ヅヽウラ表二十四ツケヨ絲ニテ五處ツルベシ

根津松鷗軒記云ほこ布青きにも染るよこぬのをして下のは五の也ほこぎはをはかまのくゝりのごとくにしてたけをなかごにいれてほこに付べしもんは家のもんを付べし夫はすきによるべし

又云たいぼこの事云々ほこぎぬきんらん緞子白ねりすゞしならばかちのはにおなじくぬしの家のもんをそへべし色は水色なるべし五所に金物すべしすそを五寸づゝあける事も有

又云ほこあひ六尺二分又ほこたれに野出ゑば居などにてあふりをかくる事其時はうらと〱を合て毛を外にする也白ふかばりにはとらの皮熊の皮をする也たゞ鷹にはいづれをもくるしからず

又云ほこぎぬ四尺一寸ひろさ二尺五寸色は淺黄かたにはかしはの葉なり

鷹秘傳書云野にてゑき皮をほこたれに掛る事こしの方をうら木に付べし一枚の革に付るにはくびのかたをうら木にすべし

古今要覽稿卷第百八十四

●器財部　鷹犬具

ほこたれ

格帳は鷹を後へくゝらせまじき爲にかくるものなり無名鷹書されば山野にてかりほこゆふ時はあをり敷皮などを用ひし也鷹經辨疑抄その始詳ならずといへども弘仁の時すでに所見あれば新修鷹經猶それよりふるくありしなるべし布にて作る也さだまりなし武用辨畧金襴緞子綾綸子生絹などをも用ゆ同上ふるくは藁に苧をまぜて編みたるを用ひし也主上の御衣の袖を解てかけられしより格衣といふといふは鷹經辨疑抄いかゞあらん

新修鷹經云凡養ㇾ鷹者就二陽地高燥一爲構ㇾ屋作ㇾ窓使二明暖一掛二隔子一陽時則褰陰時則垂、中置ㇾ架(ホコ)懸二格帳(ホコタレ)一架(ホコ)前置二掌飼床一

定家卿鷹三百首注云ほこぬのほこたれともいふみな布に似たり家の紋などを染付る也

持明院家鷹十卷書曰架布敷は柱の間に云たがふべし竪樣にして三尺三寸二分上は竹にぬひくゝみ布のはしをうらになすべしすそは少はづすべし縫合は合縫にして二とほりづゝぬふべしすそのかたを三寸二分縫さしてきくとぢ有くろ革にておもてのかたにむすびめ有べしぬひめより上はみじかく下長惣長さ八分上の竹のきはにとんぼうむすび有べし口は上になるべし布あさぎにそむる也むらさきは云ん酌者也もんをつけて虎豹を付べしとらは本木のかたに有べしかふきと架布の間一寸八分也

又云架のあみきぬ藁薦なり先藁に苧をませて縄にしてわらのもとを縄にかけて引おりて一に取てなはのきはにて編すべし此縄架布のたけに准ずべし仍篦をも用ゆ也編目五とほり也一は縄のきは二は上の編目より一寸二分三は二のあみめより三寸二分四は五寸六分五は六寸八分かやうに間を置苧縄を青くそめてあますべきなりすそははやすべし總のたけ布に同じ小鷹をばすこしみじかくすべし布のごとく革にて坪に付べし

又云架布淺黃又はからの紋あるもめんなどを用ゆ何の物にもあれ儀式すそをはづし菊閉を黒革にて付べ

○釋名

餌合子
　鷹犬辨鷹文字
餌五器
　同上
餌筒
　鷹犬辨
餌筒
　同上
餌俵
　同上
餌苴
　鷹道具圖

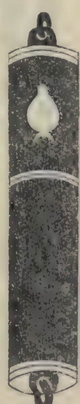
水筒

水筒水入はともに水をたくはふる器なり竹または金にて作る持明院家鷹十巻書無名鷹書定れる寸法なきにや

持明院家鷹十巻書云水筒の事ふとさ八寸節三長さ一尺四寸なり上下の節の外に五分ばかりに乳を出して穴をして首にかくる繩をとほして所持すべきなり中の水かふ口をすべし口の長さ節の間に忘たがふべし口のかたち如レ此中のふしに油筒のごとく穴をあけて水の出入をすべし口に物をさすやうにすべし竹の皮の外はみなうるしにて塗るべし私に考ふるに水筒の事諸抄に定まる法なし

鷹秘傳書曰水筒の事は八寸節三つ有べし

鷹十巻書所載水筒圖



餌布籠　同上

餌籠　同上

餌筍　同上

口餌筍　同上

おもひ妻

八代抄をきゑをさゝぬゑ袋をいふ

うつせみ

齋藤淺倉兩家鷹書

もぬけ　同上

餌合子　餌五器

餌合子鷹文字武用辨畧 餌筍餌五器武用辨畧 みなつくりたる餌をいるゝものなり餌合子は蓋ありぬりて用ゆ鷹文字 餌五器は塵取のごとくにして柄有柄に猪目ぬきあり餌は挽物また竹にても作る餌俵は藁にて作る

鷹文字云餌合子解たる餌を入る器なり形は色々蓋あり塗て用ゆるなり

武用辨略云餌合子志餌ヲスル器ナリ餌五器トモ云形塵取ノ如クナル物ナリ烏帽子形ニシタルモアリ柄ノ長サ五寸上ノ方ニ猪目アリ

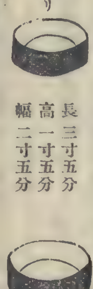
餌筍　餌筍

武用辨略云餌筒ハ挽物ニテモ竹ニテモスルナリ香盒ノ如クニスベシ或ハ之ヲ餌筍ト云禮記ノ注ニ筍ハ食ヲ盛ル器也

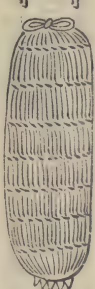
餌俵

武用辨略云藁ヲ編ミタルヲ餌俵ト云格法定ユ

鷹道具圖所載餌器

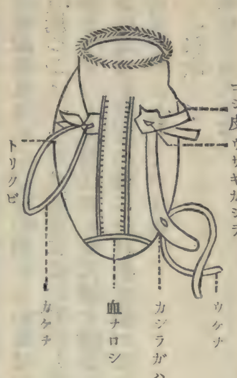


鷹道具圖所載餌苴



餌ぶくろにかれかはきたるかたをきゑ
　さして用なき身こそ捨えね
近衛龍山公鷹百首
ゑぶくろにをきゑさゝではいかならん
　むかしもたかにいむとこそきけ

鷹口傳書所載餌袋圖



鷹道具所載餌籠圖

竹籠也　ゑぶくろともいふ



餌袋　〇釋名
空穗物語吾妻鏡金葉和歌集定家卿鷹三百首慈鎮和尙鷹百首西園寺殿鷹百首近衛龍山公鷹百首持明院家鷹十卷書嵯峨野物語今川大双紙禰津松鷗軒記伊勢安齋鷹文字武用辨畧

韔
　武用辨畧

韣
　同上

餌囊
　江次第

ならしば
　禰津松鷗軒記

生袋
　武用辨畧

蹔囊
　定家卿鷹三百首武用辨略鷹文字

活袋
　鷹文字

ぶくろに鳥をさすやうおん鳥をば左の足をいだして右の足をゑぶくろの内に納るなりめん鳥は右の足をいだして左の足を餌袋のうちに納る也尾はおもてをみせべしめんどりおん鳥おなじ
啓蒙集云餌袋に鳥をさす事山緒を取て尾と足を出し雉のとうさ毛身にそへて引のこし鳥はさす也引のこし鳥とは餌袋の外に疵有鳥をいふ也疵なき鳥は山緒をとらず其儘さす也人に遣はす餌袋には丸鳥をさしつかはす事本儀也さなくば雉の羽ぶしか足ばかり入る也其日鷹つかふべきには餌袋に鳥の羽ぶし足などこぐち餌をさすべし丸鳥はさゝず又雉を餌袋に指事秋冬は雉の尾裏を鷹匠の後にむけ指也節かはりては尾の裏別足を外になしてさす也

○和歌

金葉和歌集巻第九雑部上

男心かはりてまうでこず成にける後をきたりけるゑぶくろをとりにをこせたりければかきつけてつかはしける　櫻井尼

のきばうつましろのたかの餌袋に
をきゑもさゝでかへしつるかな

定家卿鷹三百首

とりかはぬこともや有と荒たかの
をきしことをもさせるゑぶくろ

同小鷹五十首

をはきりて手がへるたかの餌袋に
入ていらぬやをきゑなるらん

かたのよりこだかとりかふ男山
いけるをはなつ生ぶくろかな

慈鎮和尚鷹百首

ゑぶくろにうさぎのかしら鳥の首
さかなにせしはむかしなりけり

はなれえぬ世はかゝりけり餌袋の
をきゑにたかの山忘れして

西園寺殿鷹百首

ゑ袋にうさぎのかしらとりのくび
さかなにせしはむかしなりけり

按に此歌慈鎮和尚の歌とおなじいづれかあやまりならん

ゑぶくろにゑとゝこあがり取入て
かへるばかりの家づとにせん

三六寸腰がはには玄ゝのあし皮ひうとらの皮うみひうのたぐひもよし又もみがはもくるしからずくちも同前ゑぶくろの名をならしばといふなり

荒井家鷹書曰餌ふごの緒を結樣の事先兎拳うさぎ耳を本とす則緒に餌袋鈴袋是等付也口傳又云鶚の餌袋に付る道具の事一番にうちかい袋二番に鈴袋三番に經緒四番に生鳥袋是也鈴袋の長さ一寸二分口一寸也

武用辨略云袋ノ高サ五寸或六寸又二寸迄モ口指渡シ六寸一尺八寸廻リ也尻ハ二寸五分一本ニ婦鷹ハ鬼拳四寸兎頭ノ耳二寸二分兄鷹ハ鬼拳四寸二分兎頭ノ耳二寸八分腰革ハ一尺ニモ二寸迄モ大小ニ隨フベシ口ヲ薫革ニテ縫包也鹿ノ足皮毛ナガラ用ユ是ヲ餌袋裝束ト云也異本ニ兎頭鳥頸何モ打緒タルベシ卷樣順逆ノ傳色々アリ上古ハ鳥ノ首ト兎ノ首ト切テ付タル義アリ中頃ヨリ其眞似ヲシテ結ビ准ト云ヘリ以テ兎頭鳥頭ト稱ス口傳アル事ナリ腰緒ト云フモ腰革也尻ヲ轆轤目トモ血溜ナドトモ云二筋アリ內短キ革ヲ受緒或待緒ナド云ナリ血走トハ身ニ添當ル革ヲ云ナリ撫鷹ヨク用ユト也緣革ハ口ヲ綴タル革ノ事ナリ凡古來鷹ノ具トスル物大方差ト云也此具ヲモ付ルトハ云ハズ差ト云事習ト云々

鳥さし樣

餌袋に鳥をいるゝをばさすといふ也定家卿鷹三百首さし樣鳥の雌雄によりておなじからず

定家卿鷹三百首抄云餌袋に付るといはぬさすといふものなりとなり

持明院家鷹十卷書云餌袋に鳥さす事山緒をとりて尾を出して木賊毛人の身にそふやうにさす也惣て人に鷹を出す時は別足にてもたゞ小鳥にても入る也

又云餌袋にをきゑをさす事大鷹には雄兄鷹には雌なり雄をさす時はとくさ毛を鷹生の身に添やうにさす也雌にはとくさ毛なし玄かれども同心たるべし

又云餌袋の兎頭の事古は鷹鳥を玄か〳〵ととらざる間祝言に結びたるよし有百首小鷹には兎不二似合一によりて叶結をすべき也と古抄にみえたり

今川大双紙云餌袋に鳥を指やう男鳥をば尾の面を前へ指事なし尾のうらを面へ指也めんどりをばうつむけて尾の面をみるやうにさす也

伊勢安齋曰鷹の餌袋に鳥さし樣鷹日傳書云大鷹の餌

周一尺八寸(禰津松鷗軒記)といひまたたかさ五寸口五寸尻二寸二分又は長さ二寸口六寸尻三寸(鷹經辨疑抄)といひ又尻二寸五分(武用辨略)ともいふ脇に付處に縫付る皮及びふくらみたる所にめぐる皮ともに腰皮といふ(鷹道具圖)ゑゝ虎豹海豹也此腰輪をば菱形に綴るなり(齋藤淺倉兩家鷹書)左に有をうけ緒といふ(無名鷹書)うけ緒のもとを帽子頭に結ぶ(鷹經辨疑抄)を鳥頭ともいふ(神平流鷹書)右にあるをかけをといふ(鷹道具圖)かけ緒のもとをば兎頭にむすぶなりあるひは右をうけをといひ左をかけをとも(鷹口傳抄)又右の二筋の一をうけを一をかけをといひ左のわなをまちをとも(神平流鷹書)いふ右の一筋の緒を左の輪に通し右の脇に付右の一筋の緒をとりてむすび付るなれば右の一筋をかけをといひ左の一筋をうけをといふ左をまち緒といふもよしなきにあらずたゞし此緒の寸法さだまりなし(持明院家養鷹秘抄)(鷹十巻書)又腰輪の下を汗走風穴(無名鷹書)の名あり底に血飜の穴ありまた血だまり露の穴等の名あり

西園寺殿鷹百首抄云ゑぶくろにうさぎのかしら鳥のくびを付事むかしは鷹に鳥をとらする故實なき故にかたをむすびてさかなにせしなり今はとりをとるによりて餌袋の裝束にするなり

持明院家鷹十巻書曰ゑぶくろのかけをこしがはの寸尺おなじ目はうだいにすべし

又云餌袋のたかさ四寸六分口おなじ

又云餌袋の裝束大鷹のは鳥頭兎頭也小鷹がゝりは非兎頭叶結なり

鷹經辨疑論云或問餌袋ノ寸尺アリャ答云經ニハ出ズトイヘドモ法度アリ長サ五寸口五寸尻二寸二分ナリ又云長サ二寸口六寸尻三寸ナリ又云餌袋ノ請緒ニ帽子頭ヲ結ブ鳥頸トモ云又云懸緒ニハ兎頭ヲ結ブ長キ後ノ緒ハ雉ノ尾羽ヲカタドル也神家ノ説ニハ鷂ノ餌袋ニハ鳥ノ頭ヲツケテ前ニハ革ヲタヽミテ著ルナリ

八代集抄(北村季吟)云ゑぶくろは兎の頭鳥の首など裝束にするもの也大鷹の餌袋は雉二つさすほどにすべしとぞ喚餌(オキヱ)を入るをさすといふ也或説に男の心のそりゆくになぞらへいふ也此男の來ばもてなさんとたかまうけして待たれどもこざりし殘念をかくよめるとぞ是より置ゑさゝぬ袋を思ひ妻といふと前信濃守神貞遍が抄物に有

禰津松鷗軒記云餌袋の高さ六寸にふんどうのふとさ

レ召ニ御前簀子一賜ニ御劍一相州傳レ之給云々
定家卿小鷹五十首抄云いけて置て晩にかはんとするに鳥あれば生袋のをばはなすものと也
西園寺殿鷹百首抄云ゑぶくろを人のかたへつかはすにもをきゑを入れざるはいまふ事なり餌袋にいるゝをさすといふ也むかし源政頼北山のほとりに女をおもひけり野へ出る時女のもとへ行とて餌袋をつかはしければ女儲をしけりある時餌袋つかはしてゆかずしてゑぶくろばかりとりにつかはしければ女いかゞおもひけん「軒ばうつましろのたかのゑぶくろにをきゑもさゝでかへしつるかな」と詠てかへしければそのたかやがて死しけりそれより猶ふかく鷹にはいむ事なり
嵯峨野物語云中比におもしろかりしは承保の野行幸なり云々鷹のゑぶくろ装束はみな内裏よりこれを下さる云々
神平流鷹之書云餌袋は日本にて仕出たる物なり全光六年戊辰七月廿七日に住吉の家より仕出たり
　弘賢按に全光は金光の誤にやとおもはるれど金光六年は乙未なり金光元は欽明天皇三十一年なれば夫より後のことなるべし
齋藤淺倉兩家鷹書曰ゑぶくろの名の事をきゑをさゝざる時はうつせみとも又もぬけともいふ也うけゑぶくろとてべちのやう有
鷹文字曰餌袋餌布籠餌籮云々或曰餌袋は餌を入る袋なり當時の餌籮なるべし往古は布の袋を用ひ今は竹にて組て餌笥といふをき餌とは鳥の餌つゞらずしてそのまゝの鳥をいふ餌籮に餘たる鳥をも入る又小さきは口餌笥とて古餌計りを入る也
又云活袋蹔袋或曰布又は紬などを以て造る袋なり
武用辨畧云上古弓袋ニ生鳥ヲ入レ此具トシタリ政頼米光ガ餌腑ヲ見テ製シテ袋トス古今其形品ハ替レドモ理ニ至テ一也ト云々今生袋ト書キ又蹔囊ニ作ル是ニハ生鳥ヲ貯ヘ餌籃ニハ死鳥餌殼ヲ入レ侍ル也口餌テド飼トキ用ユ也又韣共書也韣ハ韔ト同ジ秘鷹傳ニ弓ヲ架ニスル古例アレバ弓尺ヲ式トス條ノ本尺弦ニ准ズ以テ韔ヲ餌袋ノ字ニ用ユ傳説秘スベシト云々
　装束　うし皮　うさぎ首　うけ緒　とり首　かけ緒　血こぼし
餌籮の大小諸家の説おなじからずあるひはたかさ口の徑ともに四寸六分持明院家鷹十卷書といひまた高さ六寸中の

古今要覽稿卷第百八十三

●器財部　鷹具

餌袋　ゑぶくろ　生袋

餌籠　ゑふご　ゑぶくろ　ならしば　うつせみ　もぬけ

口餌筒

餌袋餌籠口餌筒ともに餌を貯ふる器なり然れどもあさり得たる鳥をもさす也（空穗物語）何の時に起るといふことをゑらず但餌袋は政頼の作る所といひ（武用辨略）あるひは全光六年住吉家の作る所といふ（神平流鷹書）政頼は後冷泉院の御時なり全光六年いまだ考へず然れども此名空穗物語にみえたれば政頼に先だつて有しことは明らかなり其後江次第吾妻鏡に見え又承保野行幸の時は内裏より此袋の裝束をたまはりしよしなり元布あるひは紬にて作る（鷹文字）が故に袋の名ありまた生鳥をいれてもたる具なれば生袋ともいふ弓袋を用ひしといふは（武用辨略）いかゞあるべき（弓袋は長さ八尺許のもの也）餌籠は竹籠なりよりて餌布籠餌籠（鷹文字）の字を用ふといへども猶もとのごとく餌袋といふなりまたならしば（禰津松鷗軒記）おもひ妻（八代集抄）の名ありまたをきゑさゝざる時はうつせみもぬけ（武藤朝倉兩家鷹書）の名あり

空穗物語國讓卷云大將中納言の御むかへに人こたかてにするゑつゝまゐれりかへり給ふまゝにのべごとにあさらせ給て御ゑぶくろに入させ給へりし云々ことりどもいきたるはいぬ宮に奉りたまへばもてあそび給ふ御ゑぶくろなるはてうじて宮にまゐり給ふ云々

江次第云大臣大饗鷹飼餌囊

吾妻鏡曰元久三年丙寅三月十三日甲午相州依レ召參二御所一給數剋及二御雜談一將軍家仰云有二櫻井五郎者一以レ鵙可レ令レ取レ鷹之由申レ之慥欲レ見二其實一是似二嬰兒之戲一無レ詮事歟云々相州被レ申云齊頼專二此術一云云於二末代一者希有事也縡若爲二虛誕一者彼不便猶以內內可レ被二尋仰一者此御詞未レ訖櫻井五郎參入著二紺直垂一付二餌袋於右腰一居二鵙一羽於左手一相州自二簾中一見レ之頻入レ興此上者早可レ有二御覽一云々仍被レ上二御簾一及二此時一大官令問注所入道已上群參櫻井候二庭上一黃雀有二草中一合レ鵙三寄取レ之畢上下感嘆甚櫻井申云小鳥者尋常事也雖レ雉不レ可レ有二相違一云々即被

結架
　禰津松鷗軒記鷹禮法鷹秘傳書
はや入の架
　禰津松鷗軒記
こづちのほこ
　同上
緣架
　武用辨畧
簾緣架
　同上
二木架
　同上
三木架
　同上
かくれ家の架
　禰津松鷗軒記
つゝみ架
　同上
まき架
　鷹文字

小鷹の架
　禰津松鷗軒記
朝夕架
　鷹禮法
相木架
　荒井流鷹書武用辨畧
長相架
　武用辨畧
四季架
　同上
疊架
　馴鷹次第圖
燈臺架
　同上

同上
式架
同上
水架
　禰津松鷗軒記
かけひの架
同上
ひぼこ
同上
ひぶせの架
同上
たるみの架
同上
ゑすぼこ
同上
座舖架
同上
鞠掛架
　禰津松鷗軒記荒井流鷹書鷹聞書武用辨畧
さし架

　禰津松鷗軒記伊勢貞爲聞書武用辨畧
土架
　武用辨畧
草架
　禰津松鷗軒記武用辨畧
東國架
　武用辨畧
外架
　定家卿鷹三百首抄養鷹秘抄近衞龍山公鷹百首抄禰津松鷗軒記鷹文字武用辨畧
野架
　禰津松鷗軒記武用辨畧
壽命架
同上
臺架
　養鷹秘抄禰津松鷗軒記武用辨畧
神前架
　禰津松鷗軒記荒井流鷹書
はなちどやの架
　禰津松鷗軒記

架の陰陽

荒井流鷹書云構の陰陽の次第の事架を結事半の月は半にゆふべし調の月は調にゆふべし半の月とは正三五七九霜月是なり調の月とは二四六八十極月これ也是陰陽なり

○和歌

定家卿鷹三百首

かり衣かたのゝみのゝ三栩
　わか木やたかのほことなるらん

注云栩架よし春は梅夏は栩秋は檜冬は松と也

水ふきてとぼこにつなぐ期居に
　身せゝりすつるたかの手ぶるひ

慈鎮和尚鷹百首

狩人のとぼこにたかをつなぐ夜は
　あぶみの枕くらのそひぶし

百首類題　爲廣

冴くらすみやまのたかのかざながれ
　ゆきやこよひのとぼこならまし

近衞龍山公鷹百首

朝ごとに外架のたかに水ふけば
　手ぶるひをして尾ぞゝりをする

○釋名

架
　新修鷹經持明院家鷹十卷書鷹經辨疑抄禰津松鷗軒記鷹禮法鷹文字無名鷹書

格
　新修鷹經鷹經辨疑抄武用辨畧

構
　荒井流鷹書

枷杵
　武用辨畧

二架
　持明院家鷹十卷書鷹經辨疑抄鷹鬪書

陣架
　持明院家鷹十卷書禰津松鷗軒記

かり架
　清來流鷹書鷹經辨疑抄鷹鬪書

居架
　鷹經辨疑抄

排架

緣架　簾緣架

武用辨略云緣ノ架ハ柱ヲモ冠木ヲモ竹ニテ造ルナリ四月五月ニ限ルベシトゾ尤モ臺ハ木ナリ又竹ヲ繩ニテ卷ハ簾緣架ト云ナリ

二木架　三木架

武用辨略云二木ノ架ト云ハ檜ト朴ナリ長サ一丈一尺六寸坪金五ッ柱ノ坪金モ同事ナリ高サ四尺三寸二分ト云々三木架ハ柱ハ松センダン冠木ヲ檜ニスルナリ

かくれ家のほこ

禰津松鷗軒記云かくれ家のほこの事たかさ九寸五分ほこ木のふとさ六寸ながさ六寸だいのながさ一尺二寸ひろさ四寸あつさ三寸八分おもてに板をうちつけさしやうの事おなじくつなぎやうの事口傳あり

つゝみ架

禰津松鷗軒記云つゝみぼこは爪をかくによつて養性のためなり

まきぼこ

鷹文字曰架木當時は杉の皮付を用ひまたまきぼこ嚢にてつゝむなり

小鷹のほこ

禰津松鷗軒記云小だかのほこ高さ三尺五寸あしのたかさ三寸ながさ六尺なり

朝夕架

鷹禮法云朝夕の架木の事白膠木松の木これは何れも削てよし太さは六寸五分也又桐の木は祝言などのときはこのむべからず子細も候や口傳有

相木架

荒井流鷹書云相木の構の事末を合て二間高四尺一寸二間の間に木なくば木の合目に木を立べしこれは鷹客人兩人有時何も賞翫する時の架なり亦賞翫の人兩人有時我鷹にても二聯有は合木の架に聯てみせべし鷹の大緒をば兩の木の本に可レ留亦鎖ても置也口傳」

武用辨略云一本ニ春桃夏栴檀秋楓冬松是等ヲ相木ノ架ト云ナリ

長相架

武用辨略云長相ノ架ハ寸法定リナシ結架ニ大方等也

四季架

武用辨畧云天福ノ書ニ春ハ櫻夏ハ柳秋ハ楓冬ハ松竪木ニ山櫻横木ハ白膠木ヲ以テスト云々今云四季ノ架コレナリ

ノ廣ミ同厚サ心ニ隨ヒ用ユベシ足高ミ六寸長ハ三尺ニシテ廣サ五寸蜘蛛手形ニモスルナリ一本ニ柱木口八寸八分兩架先四寸餘坪ノ數七九ナリ鐵ニテスベシ打足竪ニ只一通リナルヲモ好トスト云ヘリ凡テ加樣ノ事ハ皆口傳トス先常ハ大概我乳通リニ結ベシ

神前架

禰津松鷗軒記云神前にほこをゆふ事さか木をたて一方にくぬぎひの木をたかの手さきにたてるほこには春は梅夏は柳秋は楓冬は松つなぎやうむすびさげるなりゆめ／＼わきへをさめぬなり心得べし

荒井流鷹書云神前に構ゆひやうの事神の左に可レ結御前にも結なり

はなちどやの架

禰津松鷗軒記云はなちどやのほこのたかさ大たかはほこの下五寸せうはほこの下四寸高きはむねをつくほこに候くぬぎを本とするこれ放ちどやの事歟

結架

禰津松鷗軒記云ゆひぼこの事くぬぎ櫻なりもと木を我左にするなりたかさわがちのころに結なりおほたかはうら木小たかは本木につなぐべし

又云結架法式不レ定をりに乄たがふべきなり多分さしぼこの木法たるべしかぶ木は柱よりおもてに結べし柱のかしらかぶきのうへに同結目おもてに有べしなはをすみちがひに二重にかけて結べし廣緣の合目のごとし

鷹禮法云結架の事架をば柱の眉見にあて繩を十文字にかけ腰繩を廻し本木の結目をば下うら木のゆひめをば上に結べし幾度も本木を身寄と心得べし繩を二重に廻すべし但嫁娶聟などの時は一重なるべし何れもいぼむすびなり

鷹秘傳書云結ぼこは定なし時により折に乄たがふべし大概はさしがさの寸法をかたどるべしかぶきは柱より表にゆふべし柱の頭にかぶ木の上に同じむすびめ表に有べし繩をすみちがへに二重にかけて結べしすびつのふちの合めのごとし

はや入の架　こづちの架

根津松鷗軒記云はや入の架はほそき竹をあつくつゝみてつなぐ取手の內はふとくとはへばふれてみたるやうにする也へつそくそんせずあしはれずこづちをきらず德おほきなりこれこづちのほことふなり

禰津松鷗軒記云草ぼこといふ事は草に居たるたかをいふなり
武用辨畧云草架東國架皆別名一品トゾ

外架　野架　壽命架

定家卿鷹三百首抄云外架そとにゆひたる架の事なり
養鷹秘抄云禰津神平とぼこ寸尺之事二間二尺のものなりくしは四尺二寸つゝ一尺もと木はたかのたなさきのかたへなすべし
近衞龍山公鷹百首抄云朝ごとにとぼこへ出し水をふけばたかのゝの藥其外心いさみてよきといへり
禰津松鷗軒記云外架の事常のほこよりもたかかるべし野ぼこともいふ又は壽命のほこともいふなり
又云とぼこのたかさ三尺五寸又立より我かたをくらべてゆふべしこれは外ぼこ口傳あり
又云外架の次第ほこあひ六尺あるひは犬猫の用心にかたにくらべてゆふべし
又云外ぼこを一方えんの柱にゆはゞ出入の左のかたにゆはゞ木のもとをえんのかたにうらをたて杭にかたに外へ出してゆふべし右にゆはゞ木のもとにうらをえんのかたへゆふべし
鷹文字云外架定家卿
　水ふきて外ぼこにつなぐ云々（和歌に出）
注に外にゆひたる架を外架といふ或曰衣桁のごとくにして座舗にもおくなり
武用辨畧云外架ト云ハ今云野架ニ同ジコレヲ壽命ナド云ヘリ佛神ノ前芝居等ノ架ニテ架布ハナシ

臺架

養鷹秘抄云禰津神平秘書の臺ぼこ臺の厚さ六寸くし三尺二寸つゝ六寸のもの也鉾の木の太さ元木は八寸木にはくぬぎを用ゆべし但檜木もくるしからず跡先の木目を内曇をもつてはるもの也もと木のかたをば青地末木のかたをば赤地にて可レ張可レ秘なり
禰津松鷗軒記云だいぼこの事きり二寸八分たて木四尺一寸ほこ木のながさ七尺五寸か（木ノマヽ）けりよりとを四寸出してだいのながさ三尺なりたかさはぬしのすきによるべしくもがたなりともするなり
武用辨畧云臺架ト云テ平座ニモ置爲ニ制シタルアリ是ヲモ指架ト云リ高サ四尺一寸長サ六尺二寸或七尺五寸又五尺八寸好ニヨルベシ此内左右柱ノ外ノ餘リ六寸ヅヽ出スナリ太サハ六寸柱長ミ四尺一寸八分貫

よ二木にはせんの木高さ四尺一寸廣さ五尺五寸これは四本かゞりの架の事せんの木とはにはとこぬるてをもゆふべしきやうの木とは山櫻の事也また貴人と平人とのほこかはるべきか當季の木をのこすといふ說ありいかさま貴人の御鷹をば賞翫して當季にゆふ也

又云かゞりにほこを置事のき懸りのむかふの木にちかくおくべし中よりはむかふへよるべし

鷹秘傳書云四本かゞりにほこ結事あらば四節によつて賞翫の木にうら木をもたすべし又ほこの有所四節によつて松と柳の間におくべし但辭儀によるべし荒井流鷹書云鞠のかゝりに構を結事末木をかゞりに持せ座敷にむかはせて結べしかゞりに四節を結分る事春は櫻夏は柳秋は楓冬は松也松は何もくるしからず殊に賞翫たるべし結目を上に結てはしをばみじかく可レ切其幕本ノマヽに鞠有べき時は前に結目をひつときに留る也かゞりの構をひつときに結たるは必其幕に鞠有と心得べし

鷹聞書云マリノカヾリアル所ニカリボコヲユフ事春ハ櫻ノ木ヲ一方ニシテエフベシカリヅエヲ一方ノ輕本ノマヽニモスルナリ大鷹ナラバカリヅエナリガタシ何ニテモスル也

武用辨略云常ハ大方楠ヲ用皮付ノ木タルベシ高サ三尺七寸六分或四尺一寸又ハ五寸柱ノ太サ二寸三分或七分ニモ造ル也冠木惣ノ長サ六尺二寸或七尺柱ノ內廣サ五尺或五尺五寸又五尺七寸四分ニモスベシ是等四本懸リ或四節ノ架ヲ結フ時ノ事也四節ノ架ハ四季ノ架ノ事也

さし架　土架

禰津松鷗軒記云さしぼこの次第たかさ三尺五寸廣さ五尺柱より兩のつま六寸づゝによこ木ふとさきりめ一寸六分柱一寸八分中ほどより下四かくにもその上は丸くすべししだいの木ながさ五尺又四尺三寸にも有べしだいの木は厚さ二尺六分廣さ三寸二分ぬきのひろささだまらず

伊勢貞爲聞書曰さしぼこの高さは四尺なり足は四寸長さ九尺なり

武用辨畧云土架ハ下ノ横木ナク土ニ指入タルモノナリ之ヲ指架トイヘリ

草架　東國架

タテ布ナリ

拃架

鷹經辨疑抄云拃架ト云テ差羽ナドヲツナグニハ高サ一尺二寸横木一尺二寸中ニ柱タツ廻ルヤウニコシラフル也臺ニ鐶ヲシテ臺ニツナグベキナリ

式架

鷹經辨疑抄云式架ト云ハ檜木ヲ圓ニ削テクロヌリニシテ錦ニテ包ムベシ又綿ニテモ包ム也架タレニハ豹ト虎ノ皮二枚合セテ兩面ニシテ唐絲ニテ五處ツルベシ綿ニテモ絹ニテモ皮ノ上ニカケテ絹ノスソニ銀ノ岩ヲ網（アミ）ノ岩ノ如クニシテ一方ニ十二ヅヽ裏表廿四ツケヨ絲ニテ五處ツルベシ

水架

禰津松鷗軒記云水ぼことい ふには足のはれたる鷹をつなぐべし

かけひの架

禰津松鷗軒記云かけひのほことい ふにはとうをうち煩鷹をつなぐべし

ひぼこ

禰津松鷗軒記云ひぼことい ふには煩ヽうちはになりいきあらく病見えたるをつなぐべし

ひぶせのほこ

禰津松鷗軒記云火ぶせのぼことい ふて鷹暮にすぎてあかときねきをとりたるをみて下に火をたかせあかりを見するを火ぶせのほことい ふなり

たるみのほこ

禰津松鷗軒記云たるみぼこにはさしば足をくらふをつなぐべし

ゑすぼこ

禰津松鷗軒記云ゑすぼことい ふにはけがりたる鷹をつなぐべし

座敷にゆふ四節架

禰津松鷗軒記云座敷にも四節の架を結ふべし春は桃夏秋冬は前のごとく立木さだまらず高さ四尺一寸ひろさ五尺に結ふべし是常に結ふべからずゑらふかはりしほ赤鷹又は尾形尾やかたふたとへ只不レ成とも貴人のたかにゆふべし

鞠掛にゆふ架

禰津松鷗軒記云たかのほこを四本がゝりにゆふ事四節有春は櫻夏は柳秋は楓冬は松立木にはきやうの木

べし但し末打坪金の時は大鷹を末につなぐべしおなじ鷹ならば若物を末につなぐべし

鷹經辨疑抄云二ツ架ノ長サ一丈七尺木口三寸木ノ本ヲイヅレモ掌崎ニ立ベシ本ニ鷹ヲツナギ末ニ兄鷹ヲツナグ也ツナギヤウ常ノ如シ又本ニ兄鷹ヲツナギ末ニ鷹ヲツナグベキ也云々鵜ノ架高サ三尺五寸横木五尺五寸柱ノ外二寸五分ナリ一方木口一寸二分

鷹聞書云鷹ヲホコニツナグ事兄鷹ハ木ノ本ニ大タカハ木ノスヱニツナグベシセウハヲン鳥ナル故ツナグトアリ此說以外也不レ可レ用大鷹イラチテ兄鷹ヲトリタガル間末ニ大タカヲツナグト云事ヲ申シキ事也木ノ本ニ大タカ末ニ兄鷹ナリ

陣架

持明院家鷹十卷書云陣にてかり架結ぶ事鷹の後を敵の方へむけぬやうに結ぶなり陣所の左のかたにむすぶべき也

禰津松鷗軒記云陣にての架敵陣のかたへ鷹のうしろを不レ成樣に陣所の左方に可レ結なり

かり架

清來流鷹之書次第云かりぼこの高さたかせうのちどほりとはいへどもかたのとほりにゆふべき也

又云にはにかりぼこをゆふ事もと木をさしきかしらへなすべき事かん要也

又云野山にては木のもとをたゞさきへなしゆふべき事かんよう也

又云たけをほこにゆふ事繩にてたけのうへをまきゆふ也そのまゝにてはたかすべる也

鷹經辨疑抄云或問カリ屋形ナドニテ俄ニ架ナドヲバ何ト結テヨキゾヤ答云定レルヤウナシトイヘドモ其法度アリ先チイサキ柴ヲ廿バカリ切テ本ヲソギツキ立テ木ノ末ヲ引チガヘテ結テホコバリニハ行騰ヲカケヨ毛ヲ面ニナスベシ當世ハヒツシキヲ用ユ

鷹聞書云カリボコノ事木ノ本ヲ東ニ北ニアルベシ南向ナラバ東ニ木ノ本アルベシ如レ此方ヲ追テスベシ

居架

鷹經辨疑抄云或問格定レル法アリヤ答云經ニハ出ズトイヘドモ其法度アリ家ノ人々代々用ヒタマヘルハ居架ノ高サ四尺二寸横木六尺二寸柱ノ外五寸也櫪杉ヲ用ユ架布ハ淺黃ニ犬ノ足跡ヲ白ク付ベシタカニ用ユ神家ノ說高サ四尺八寸或ハ横布三幅或ハ廣サ三尺

分かぶき柱より外にあまる分四寸八分惣の長さ六尺二寸臺の高さ五寸六分おもての廣さ六尺二寸面の兩のはしをおとすべし長さ二尺五寸二分かぶきにつぼがね四ッはしらに一づヽ打べし下のよこ木は臺の間にしてはじを臺のうちにさしとむる也作木なるべし

陣架

又云架の高さ四尺一寸切口三寸架の長さ七尺八寸柱より外に六寸三分宛可レ出臺の高さ五寸六分面の廣さ六寸六分面の兩の端おとすべし架の木は檜朴を本とする也

禰津松鷗軒記曰ほこのたかさ三尺五寸または四尺一寸かべとほことの間二尺五寸たかと鷹の間二尺五寸前の遠さ三尺五寸なり

又云ほこの高さ四尺三寸二分かけぎおなじ柱もとの太さ二寸三分かぶき柱によりこヽに有べしと四寸八分惣の長さ六尺二寸臺の高さ五寸六分表の廣さ六寸三分表の兩の柱をおとすべし長さ二尺五寸

又云ほこのたかさ三尺五寸横四尺二寸後の壁板の間二尺七寸前三尺

又云ほこの事高さ四尺一寸ふとさ六寸ほこさき三寸をどめ三貫六百目又は四貫目にもする也又は一貫八百目にもするなり足のたかさ六寸ながさ三尺也ながさ七尺五寸又は五尺八寸きりめ二寸八分兩方のはし四寸づヽ出す也足がためは一とほりつぼは九つまたは七もする也九よう七ようを表する也

又云日ぼこかけひのほこ水ぼこさしぼこの次第たかさ三尺五寸ながさ六尺二寸はしらの間五尺中ずみより兩のはしら六寸づヽほこのふとさきりめ一寸二分はしらほこより少ふとかるべし平六寸四かくそれより三八かく又はまるにもあり下ぬきふとさ定まらず候だいの木ながさひろさ木のありなり三尺五寸にもする也はしらは中にたつべし

鷹禮法云架の次第高さ四尺八寸ひろさ六尺六寸木妻二寸なり

無名鷹之書云架木の事柏を本とする也其少もて奇品也

又云架木のふとさ大鷹は八寸廻小鷹は六寸廻

二架

持明院家鷹十卷書云二架の長さ一丈二尺坪金は五也

繫鷹の事大鷹をば本木の方兄鷹は末のかたにつなぐ

古今要覽稿卷第百八十二

●器財部　鷹犬具四

架

架は鷹を繋ぐ器なり弘仁の比より所見あり（新修鷹經）また格（鷹經に格帳をホコタレと訓にて知るべし）構（荒井流鷹書）枷桙（武用辨略）の字をも用ふその制作諸家の説おなじからずその材檜朴を用ふといひ（持明院家鷹十卷書）榧杉を用ふといひ（神平流鷹書鷹經辨疑抄）榧櫻を用ふといひ（禰津松鷗軒記）或は四時によりて梅椚檜松梅櫻柳楓桃栴檀の差ありといひ（鷹文字武用辨略）あるひは竪木に山櫻を用ひ横木に白樛木を用ひ（武用辨略）また竹を用ふることもあり（清來流鷹書禰津松鷗軒記）その説家々に傳ふる所同じからずその竪木を柱といひ（持明院家鷹十卷書禰津松鷗軒記）くしといひ（神平流鷹書鷹秘抄）あるひは身寄を本木といひ徒前を末木といひ（同上）その上の横木を冠木といひ（持明院家鷹十卷書）横木といひ（禰津松鷗軒記）よこぼこといひ（鷹道具圖）下の横木を臺の木といひ（禰津松鷗軒記）犬つなぎといひ（伊勢貞爲聞書鷹道具圖）その名また同じからず二架（持明院家鷹十卷書鷹經辨疑抄）かり架（清來流鷹書鷹經辨疑抄）居架（鷹經辨疑抄）拵架（同上）水架かけひ架ひぼこひぶせほこたるみのほこゑすぼこ座敷に結ふ架さし架草架外架臺架神前架はなちとや架結び架はや入架かくれ家の架つゞみ架（禰津松鷗軒記荒井流鷹書伊勢貞爲聞書武用辨略）小鷹架朝夕の架（武用辨略）などの差別ありその寸法竹尺を用ふるといふ（持明院家鷹十卷書）その長短またおなじからず

新修鷹經云凡養鷹者就ニ陽地尊燥一爲構レ屋作レ窓使ニ明暖一送ニ隔子一陽時則褰陰時則垂中置レ架懸ニ格帳一架前置ニ掌飼床一

武用辨略云架又枷ニ作擧閣也或桙ニ作格トモ書ケリ鷹ヲ繋木也

又云鷹鵲方ニ曰烟ナキ淨廳寒温適中架地也春秋ハ陰地ヲ貴ビ冬節ニハ宜陽ニ向フベシ人物喧閙ノ處佳也尤糠烟ヲ忌切ニ須之ヲ遠クスベシ北人鷹ヲ擊或穀石ニ於シ或衣裓ニ於シ架亦低卑土兀ニ異ルコトナシ坐臥相狎猫犬ト雜ハル所ノ故ニ馴テ家畜ノ如シ了野性ナシト云々

寸法

持明院家鷹十卷書曰鷹道具の寸法の事何れもかねの寸尺を可レ用ほこばかりはたかばかり吉と被レ仰又云架の高さ四尺三寸二分かぶ木同柱のふとさは二寸三

持明院家鷹十卷書小倉問答鷹詞連歌鷹秘抄武用辨略

綴脚
　鷹經辨疑抄

綴緒
　啓蒙抄

亂足緒
　箸鷹和歌文字抄啓蒙抄

山足緒
　定家卿鷹三百首注武用辨略

引入ノ足緒
　武用辨畧

續足緒
　武用辨畧前の綴足緒と同物にや

長足緒
　武用辨畧○按に常の足緒を小あしをといふにむかへば大緒のことなるやまたは別に其物あるにや

媒緒
　曾我流鷹文字抄武用辨略○按に小足緒と同物か然ればつねのあしをなるべし媒の字義によるに大緒また經緒等を鷹のあしに繋ぐとき其中間にあるなれば媒の字を用ひたるにや猶考ふべし

緒といふには竹にて管を入るなり

引入ノ足絆

武用辨略云引入ノ足絆云々等ノ儀尋常ノ事也

續脚緒

武用辨略云續脚緒云々等儀尋常ノ事也

長脚緒

武用辨略云或長脚緒媒緒（マアシヲ）に作る云々

按に長あしをは則大あしをの事にて小あしをに對する名なるやされば大緒の事なるべし長あしをの名此書の外所見なし

媒緒（マアシヲ）

曾我流鷹文字云媒緒或曰是をきりへをといふ差隼にかぎらず何鳥にても鳥を捉みてつけの丶（本ノマヽ）に付る云々

按にマアシヲと傍訓せり小足緒とは別物にや小足緒は大足緒に對する名にて常の足革の事なるべし

武用辨略云媒緒云々

○釋名

韋緒

仁德紀

脚絆

新修鷹經

攣

和名抄

阿之乎

同上

足緒

持明院家鷹十卷書嵯峨野物語其餘諸書

あしをがは

持明院家鷹十卷書

あしがは　足革　脚皮

清來流鷹書其餘諸書

モヂリアシヲ

鷹秘抄則常の足緒を云とあり

小足緒

鷹禮法武用辨略○按に是則常のあしをなり大緒を大足緒といふにむかへてかく稱呼せるなるべし

脚緒

無名鷹書にマアシヲと訓せり則小足緒にてつねのあしをなるべし○あしをの名義釋するにおよばず

綴足緒

鷹經辨疑抄所載綴足緒圖



○連歌　つゞりあしを

二條基房卿鷹詞連歌

ふきみだす野分の末のはぎのはな
　つゞりあしをの絲のいろ〳〵

注云つゞりあしをとは足緒を色々の金襴錦をもつてすることなり是はいかにも鷹をいたはり養生したるなり此あしを天竺よりつたはる云々

亂あし緒

みだれあしをといふは不ㇾ縫してさすをいふなり箸鷹和歌

文字抄啓蒙抄啓蒙抄云脚緒といふは脚革不ㇾ縫さすをいふ也云々

○和歌　亂あしを

箸鷹和歌文字抄

はし鷹のみだれ足緒といふことは
　縫はで其儘さすをいふなり

山足緒

山あし緒といふ苧繩にてさすといふ定家卿鷹三百首注管を入たる大緒に一具の物なり尖條といふもおなじものなるべし

武用辨略云山足緒ト云有其制少異也苧繩ニテ差ヲ云管ヲ入ヌレバ管ノ條トモ云々又云尖條ト云アリ今云管ノ緒也山足緒ト一物也竹ノ管ヲ入タル故ニ別名トス云々

○和歌　山あしを

定家卿鷹三百首

あしびきの山足緒さすほどなれや
　くだを入たる大緒なるらん

注云山あしをとは苧繩にてさすをいふ下句は山大

注云これははじめてあしををさすうたなり

繋がるゝ鷹のあしをも我ごとく
　とけぬ人故ほだしとかなる

近衛龍山公鷹百首

すゑなれぬ鳥屋出の鷹のあしげみに
　あし皮引の羽風身にしむ

注云足ふみをさする時鳥屋出の鷹いまだすゑなれず久しく鳥屋の内にてあしがはをもさゝぬにより鳥屋を出しさしたるによりむづかしがり足革びきをするをいふなるべし足がはを引ときは必鷹の羽をひろげ羽風を立る體なり

のり毛よりおろす巣鷹のさはりなば
　足ををさしてかはん丸ばし

箸鷹和歌文字抄

脚革の名は劔形に脛中山
　餌喰草分手取械崎

綴あし緒

つゞりあしをといふは錦また金襴をもつて造る鷹の足をいたはるための物なり持明院家鷹十卷書此もの天竺より傳はるといへり鷹飼連歌

持明院鷹十卷書云鷹のつゞり足緒といふ事たかをいたはり又はみちかぎりに足をのもとをいろ〳〵のにしき金襴を重ねてさすこれをつゞりあし緒といふ大小の鷹いづれもあるべし云々

小倉問答云つゞりあし緒と申如何答云これは色ある衣を五色の絲にてこまかにさして足がはにいたすなり足をいたはるこゝろなり

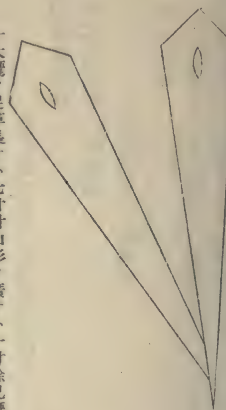
鷹經辨疑抄云綴脚ト云テ錦金襴綾ナド重テ縫物ニシテ引緒ハ綵色ノ革ヲ以テ常ノ如クスルナリ

鷹秘抄云ツヾリ足緒事ハヾキツナギヲ別也ハヾキハヲリタル物革ニヲカサネタル物ナリカサヌル二ノ口傳アリツナギヲハスシノ絲也クミ樣口傳アリ常ハ只ノ足ヲナリ又本式ノアシヲノ切樣サシヤウツネノモチリアシヲニハカハル也云々

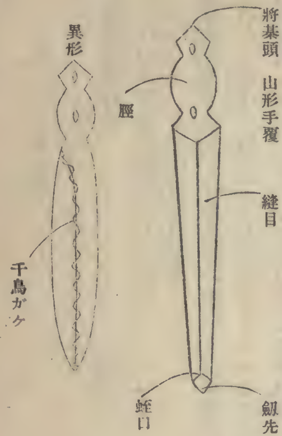
武用辨略云綴足緒等儀尋常ノ事也云々

啓蒙集云綴緒といふことはゞきの間革をして上に赤地の金襴を重ねまた其上に白革を重ねて表に家の紋を縫ふなり手取緒は打ませいろ絲なるものなり是も弟鷹に不レ用なり

河野五郎左衞門傳書所載足革圖



一大鷹ノ足革長サハ七寸計山形ノ廣サハ一寸餘兄鷹モ大鷹同前細ク長キガヨキ也ハヤブサモ同前
一小鷹ノ足革長サ六寸計山形ノ廣サ六七分ヨキ也何モ足革ハ山形廣キガ細キヨリマシナリ細キハ手取ヒケアシ、
一鷲クマ鷹共如レ此寸法不レ定大鷹ノ足革ヨリ大キナルベシ



○和歌

定家卿鷹三百首
鳥屋出しの一羽も去年の毛なしはぎ
　足革さして鷹おとす也
注云あし革さす所を毛なしはぎといふなり
足革をかりとく鷹のとぼこには
　大緒計りつなぎ置きたる
注云かりとくとはあしがはをくひぬきて歸る事あるものなり其用心せよとなり下句はあしがはをかりときていにさる跡なりと也
難波えのあしをさすてふ口分に
　此御代よりやわたり初けん
注云足をとはあし革の事なり云々
按に曾我流鷹文字に攣の條に此歌に引て經緒を公家にはあしをといふとあり又按に口分は倶知は實にといふ詞をかなにてはをわにあやまりてくちはげにと書たりしを眞名書にせしなるべし
西園寺殿鷹百首
日をえらびあかげの鷹の初をさし
　もとをるかたに山越なせそ

同所載

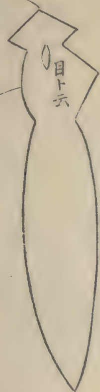
大鷹足革　不縫形也

兄鷹同じ之少シ小シ



貞爲聞書云大鷹ハ六寸二分せうハ五寸五分

鷂足革　不縫形也



兄鷂足革　不縫形也

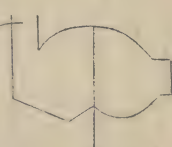


同所載下足革圖　二重あし皮といふも是なるべし

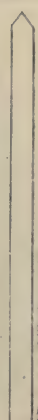
下足革之圖



同不縫形

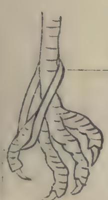


イギリガヘ　大鷹ニ用ユ



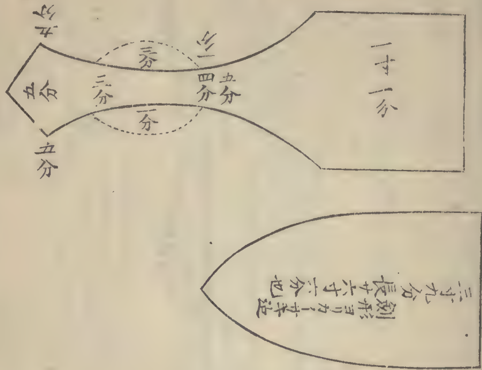
革ナリ色紫何ニテモ鷹ノ指ニカケルモノ也

同掛クル圖

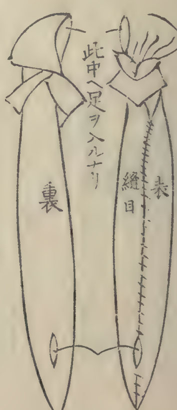


冬ハ寒キ故此指カヾミテ前三本ノ指ニテ鳥ナツカム故取ハヅス事アリ夫故指ナ上ヘツリ上テ置ナリ

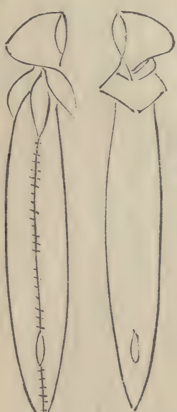
鵅脚革



鷹道具圖所載
足革　見寄ノ方之圖　右ナリ

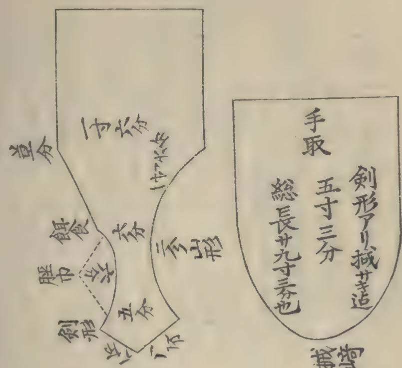


同　掌先ノ方之圖　左ナリ

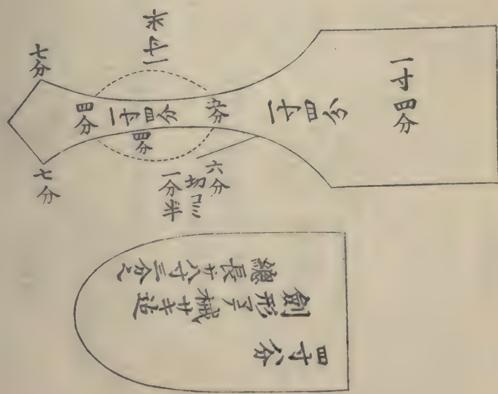


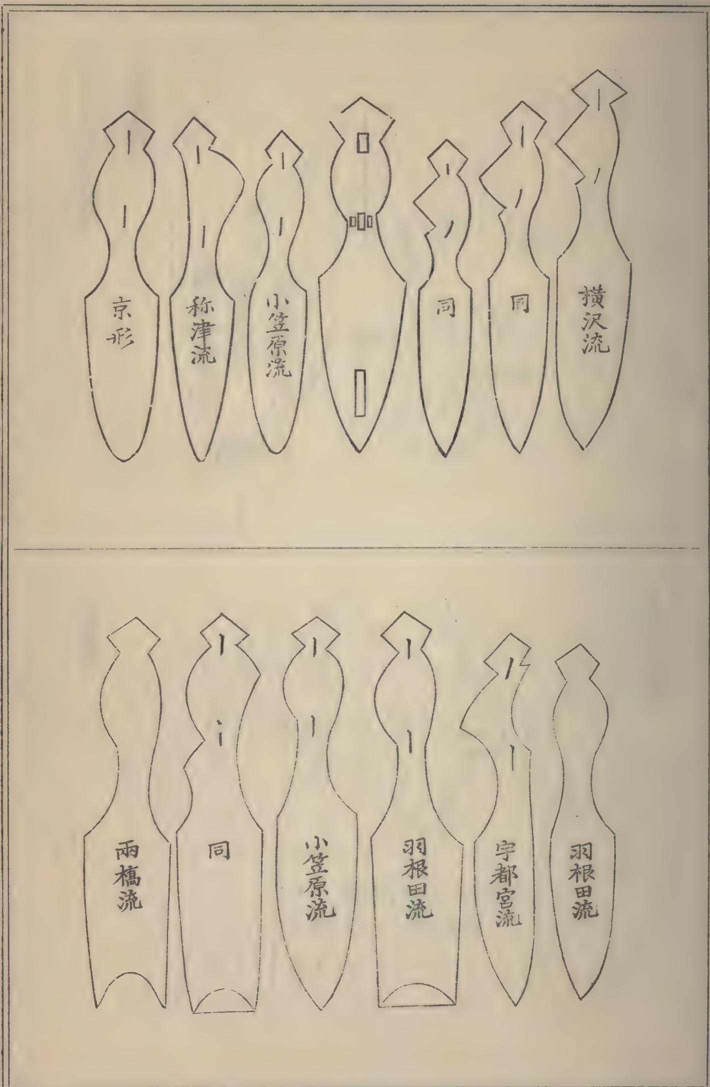
啓蒙抄所載足革圖

弟鷹足革



兄鷹脚革




横沢流
同
同
小笠原流
祢津流
京形
羽根田流
宇都宮流
羽根田流
小笠原流
同
兩槗流

ヤハラゲテタツベシクロカハノ事ハ大臣ノ鷹ニ用也紫革ハヤウアル事也錦革ハ帝皇ノ御鷹ニ用也又小鷹ハ紫革不レ苦也只ノ人モ用也但其モ人ニヨルベキ也

無名鷹書云足皮の次第若鷹にはふすべがは本也乍レ去黒皮も不レ苦とや鷹には黒皮を用ゆるなり

武用辨略云凡黄鷹ハ薰韋鳥屋ニ染革直鷹ニ黒革生替ニ御免革タリ一本ニ紫ヲ用ルハ白鷹也ト云々口傳

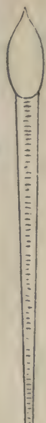
河野五郎左衛門傳書云鳥鷹ハ足革黒色本式

又云若鷹ハフスベガハ本式黒革モクルシカラズ

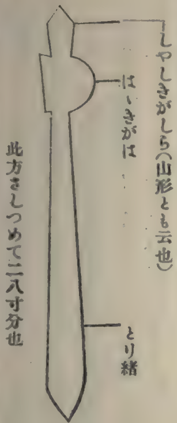
又云白生紫鷹ハ足革紫ナリ云々

新修鷹經所載脚絆圖

脚絆纒繋把前廣見經

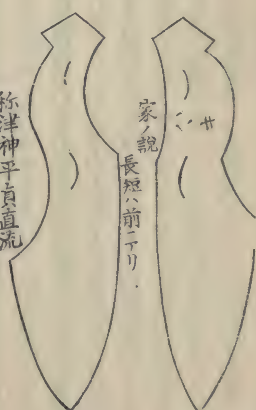


神平流鷹所載足革圖

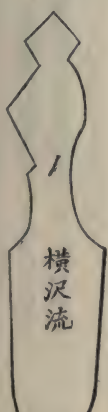


鷹經辨疑論所載足革圖

脚纒之形　椿ノ葉ノ如ク角也



荒井流鷹書所載諸流足革圖



るなり雄のあし皮は以上七寸七分は丶き一寸二分是も二分おとしなり使鷹はひながたのけて六寸六分雄はひながたのけて五寸五分也駮替のあし皮の縫樣はつねに五分高く縫ふべし云々

鷹秘抄云足カハノ長サ七寸一寸ハハ丶キノ分ナリ

無名鷹書云大鷹の足皮の長さの事七寸許なり山がたの廣さ一寸餘なり但ほそきは能候はやぶさも大形同前なり小鷹の足皮の長さ六寸ふとさ六分也山がたの廣さも六分ほどよきなり何もあし皮は山がたの廣きが能候ほそきはとりて引かであしきなり

武用辨略云鷙靑鷹ニハ六寸五分又八寸二分或五分校（ハヽキ）一寸二分兄鷹ニ長六寸二分又ハ七寸二分校ノ廣サ七分又云長五寸五分校ノ廣七分ト云々鶻ニハ七寸二分又六寸五分タリ鷂五寸或五寸五分又六寸二分也校九分兄鷹四寸五分校七分猶流々ノ利用ニ隨フベシ云々

河野五郎左衞門傳書云足革大鷹八寸二分又七寸二分鷂七寸二分又六寸二分但鷂以下ハ皆小鷹ナリ

あしを色目

新修鷹經云以二洗革柔軟一爲云々

定家卿鷹三百首云

御かり場の鷹一もとにさしてけり

はな紫の大緖あしかは

注云諏訪の贄鷹にばかり紫色の裝束をすと也云々

淸來流鷹書云若鷹のあし皮ふすべがはなり又云鳥屋山がへりならばくろかは云々

鷹經辨疑論云足緖ノ革ハ薰革洗革色革（若鷹用レ之）藍革（若鷹鳥室出用レ之表ヲ裏ニナス事也）又云白鷹ノ脚絆ハミナ白革ナルベシ赤革黑革ヲ用ユベカラズ

禰津松鷗軒記云只鷹に黑革の足緖さすやうの事たなさきをかへさまにさすなりいづれも口傳あり云々

鷹禮法云足緖の色の事白は小足緖も大足緖も紫なり但法によるべし其下の上中下の事白紫のおほみ替り上なり靑紫に紅中なり黑紫も此心得同前なり小足緖は黑革紅中なり薰革下なり五色の鷹いづれも足緖は同前又珍敷替り鷹ならば紅にてもに千入にても打交ておほみ替り成べし巢鷹箸鷹大足緖紅子入なり鳥屋白鷹は紅入なり女のつかひ出したの流ある是推なべて紅にはなやかにて候云々（按に大足緖は大緖の事なるべし）

荒井流鷹書云脚皮云々紫皮を本とす云々

鷹秘抄云足ガハノ色ハフスベガハヲヨク酒ニテ洗テ

ガフベシ脚纏ノ末ノ元ヨリ以テ三分鵃ハ二分也今按經ノ如クナルヲ用ユベシ然レドモ其掌飼ノ流ニ聊不同アリ經ニモ長短ハ鷹ノ大小ニヨルト云ヘリ

武用辨略云攣或脚絆ニ作今云足革小足緒亦等或長脚緒鷹媒緒ニ作廣韻ニ曰攣ハ鷹狗ヲ綴所以也順曰一字兩訓也鷹ニ在テハ阿之乎ト云犬ニ在テハ岐豆奈ト云々又云藻花ハ攣ノ尖指ニ掛所舊書ニ手帶式今手蓋ニ作

按に小足緒とあるは則今の足革にて大緒に對していふ名なるべし大緒を大足緒といふよしは鷹禮法の文にて玄らる又媒緒といふもおなじく小足緒にて足革の一名にや長脚緒の名此書の外所見なし

鷹秘抄云常ニサスアシヲハモヂリアシヲト云ナリ

あしを寸法

新修鷹經云脚纏廣一寸五分長二寸繫把長七寸五分鵃脚纏廣八分長一寸五分繫把長六寸五分云々

持明院家鷹十卷書云足緒の寸大鷹は六寸六分兄鷹は五寸五分鵃は五寸歟又云或說大鷹は五寸五分小は四寸五分又云足をの本の寸けんさきよりこより先まで一尺二寸當世は一尺二分にするといふなり又云花平ヨリ外革わけより大鷹ハ八寸二分兄鷹ハ七寸二分鵃ハ六寸二分花平ハ鷹ニヨルベシ但此寸法ヨリハ短クスベシ又云あしをはヽき七分こより六分たゞし玄やうぞくは大鷹せうに玄たがふべし

鷹經辨疑論云鷹ハ脚纏ノ廣サ一寸五分長サ二寸繫把ノ長サ七寸五分鵃ハ廣サ八分長サ五分經一寸五分繫把六寸五分（經ノ說）又云六寸二分（家說也）短ハ脚腫ル也

禰津松鷗軒記云足緒の寸大鷹ハ八寸せうハ七寸ひこのかは先ハ二寸云々

伊勢貞爲聞書云足革寸法事白鷹は七寸なりせうは六寸なり小鷹は五寸なり

鷹禮法云大鷹のあし緒の寸法の事ひながたかけて七寸二分兄鷹のあしをひながたかけて七寸二分これはいづれも本足緒なり今は短くしては繫がれずこれに附て口傳多し

鷹秘傳書云弟鷹の足革の長さはヽきの下七寸二分兄鷹の足革の長さはヽきの下六寸二分鵃の足革の長さはヽきの下五寸二分

荒井流鷹書云總て鷹脚皮切樣の事大鷹のあし皮八寸八分はヽき四分但昔の寸は高しとて二分をとりにす

阿弭古捕二異鳥一獻二於天皇一曰臣毎張レ網捕レ鳥未三曾得二是鳥之類一故奇而獻レ之天皇召二酒君一示レ鳥曰是何鳥矣酒君對曰此鳥類多在二百濟一得レ馴而能從レ人亦捷飛レ之掠二諸鳥一百濟俗號二此鳥一曰二倶知一（是今時鷹也）乃授二酒君一令二養馴一未二幾時一而得レ馴酒君則以二韋緡（アシカハアシヲ）一著二其足一以二小鈴一着二其尾一居二腕上一獻二于天皇一

新修鷹經云凡著二脚絆一者令下正擊レ鷹從二背後一傳上レ之傳二舊絆上一以二抉杖一自二革表一抉二脚纏本孔一指二入脚纏末一紙牽通若澁難レ入者用二鐵筋一也凡縫レ革者以二洗革柔軟一爲レ之縫令二堅固一此至二脚纏一令二少緣一繋把末傳レ脚凡截レ革者置二之椹上一以二一寸五分刀子一長短隨レ鷹割二開脚纏本一翦截令レ如二椿葉一隨二脚大小一也又以二刀子一穴別二脚纏一木裏中央以二抉杖自二革表一抉レ之貫二繋把一牽䌘レ之又穿二脚纏一雖二末三分許一處二中央一（鵮者二分許也）以二抉杖一自レ表向レ裏䌘二出脚纏末一即裂レ紙貫レ孔轉牽レ之」

和名類聚鈔云韝（アシナ）唐韻云韝（音聯今案一字兩訓在鷹阿之乎在犬岐豆奈）所三以綴二鷹狗一也

持明院家鷹十卷書云鷹丸足ならば足緒の中すみを中にして兩方の穴をあくる鷹足みすみならばけん先を長くきりてけんさきにあくるあなを中すみよりさきへよせてあくるこよりさきのはなびらをけんさきのかたをさきへとりまはしてこよりのあなを中すみよりさきへよせてあくるけんさきのあなは中すみにあくるなり又はあしを皮惣名なりはゝきがは手とりがはともいふなり云々

嵯峨野物語云足緒をさして鳥をとらせて叡覽に備ふべきよしを申す天皇よろこびてもず野に行幸あり多く鳥を得たりしかば大に叡感ありて鷹所の管領になさるこまかなる事は日本紀に志るせり引かんがへらるべし云々

清來流鷹書云二ぢうあしかはとはあしかはの下にまたかはをあつる事云々（按にこれ下あしかはの事なるべし下に圖あり）

鷹經辨疑論云或問脚絆ヲ着ル法アリヤ答云定レル法ハナシ然レドモ經云先正ク鷹ヲ擊テ背ヨリ傳レ之（鷹經ニ田）絆ヲ上（ニツク）抉（クジリバキ）脚纏ノ本ノ孔ヲヨク抉リテ脚纏ノ末ニ指入テ紙針ヲ牽通シテ次ニ杖ヲ以テ脚纏ノ末ノ穴ヲ抉リテ繋把ノ末ヲ指入テ逼來（若澁ハ鐵筋ナ用ユト）洗緒ノ和ラカナルヲ以テ繋把ノ末ニ蠟ヲツケヨ革ヲ裁ツコトハ礁ノ上ニ革ヲ置テ一寸五分カネニテ脚纏ノ本ヲ割開テ剪裁テ山形ハ椿ノ葉ノ如クニス長短ハ鷹ノ脚大小ニシタ

古今要覽稿卷第百八十一

器財部　鷹犬具

あしを　あしかは　小あしを

あしをは鷹の足に着て大緒にも經緒をき繩にも繫ぐ料の具なり其名ふるく此鳥の皇朝にわたりし頃よりみえたり（仁德紀）革をもつて造る（同上）或はあらひ革にて作る（新修鷹經）かはの色目裁縫の寸法などは鷹によりて差別あり家々流々にて其制同じからず（武用辨略）はゝきがは手とりがはなど云はおなじく足緒の內の名所なり（持明院家鷹十卷書）あしをがはとも（同上）又はあし革ともいふ（淸來流鷹書其外諸書に出づ）又下足革（二重あしがはとも）あるひはいきりがけなどいふもの鷹によりて用不用あれどもみな足革に一具したるものとみえたり（鷹道具書）今按あし緒とは鷹の足を繫ぐ物の惣名にて鷹禮法には小足緒大足緒とありて小具緒とは則足をの事にて大足緒とありて小具緒とは則足をの事にて大足緒とは今の大緒の事のごとく記せり（十卷書にはなき繩を大足緒ともいふよし記したり）其餘伊勢貞爲聞書にも大緒をあし緒といひ曾我流鷹文字には經緒を公家にはあしをといふとあり慈鎭和尙鷹百首歌に足緒鷹と書てヘヲ鷹と訓せたりされはあしをといふ時は足革のみをさしていふ名にはあらざるにやとおもふにふるく鷹經には脚絆とありて其寸法を記せるをみるに全くあし革のみの如くみえ和名鈔には韝アシヲと訓じたるに又別に條（オホヲ）[illegible]（ヘマキ）ともに出したればいにしへよりあしをとは足革の事をいふとみえたり條も經緒もおなじく鷹の足に繫ぐ物なれども足革は別て直に鷹の足に着て專用の具なれば打まかせて唯あしをといへば則ち足革の名と成れるなるべしされど其名目を正しく唱ふる時は持明院家鷹十卷書にあしを皮とあるに然るべき猶綴あしを亂あしを山あしを引入の足緒續足緒媒（ヲアシヲ）緒長あしを等あり下に辨ずるが如し

按に和名鈔に韝をアシヲと訓ぜしはあしを革のみをいふ名にはあらでへをまた條の類鷹の足に繫ぐ緒をすぐいふ名にやともおもはる谷川士淸もへをの事をいへる條に倭名鈔に韝をあしをとよめるこれなりといへり

日本書紀云仁德天皇四十三年秋九月庚子朔依網屯倉

具也
持明院家鷹十巻書云豹筒長さ四寸二分上のかたにあなをあけて下のかたを細く削るなり竹の皮半分にのこすべし
○和歌　經緒筒
定家卿小鷹五十首
くれぬとてさしとく鷹のへを筒を
　餌袋よりや取出すらん
注云經緒筒とはへをまき附る竹の筒の事なりくれなばへをにてつかへとのをしへなり
○釋名
⿰角發
　和名鈔引漢語抄
閉麻岐
　同上
豹筒
　持明院家鷹十巻書
へを筒
　定家卿鷹三百首歌○名義注するに及ばず

河野五郎左衞門傳書所載

置縄 大タカノヲ云　長三十三尋　又三十ヒロ

革ヲ五分許ニタチ長二寸四分許ニフタヘニシテ穴ヲアケヲキナハヲ結ビツケ足革ヲ右ノ輪ノ中ヘ引通シ結ブ也置縄ヲ用ユル時ハ筒ヲ引ヌキ中ヨリ絲ヲ引出ス繳モ同前鷹ツカフ時ヘヲヲヒカヘツカフニハアラズ行次第ニテ遣ソナリソレヲシルシニ尋ネ行ナリナレタル鷹ニハ半ヘヲナレザルニハ長キカ云々



○和歌 をきなは　并連歌

定家卿鷹三百首

あら鷹をはや置たつるをき縄を　後には犬のさばきにやせん

注云をき縄は大鷹にあり小鷹のはへをとなり大鷹のはふとしされは犬のさばきにやせんとなり

二條基房卿鷹詞連歌

前

月も夜ずゑの鷹のをき縄

○釋名

をき縄

鷹詞連歌注持明院家鷹十巻書

大足緒

持明院家鷹十巻書に大足緒ををきなはといふ云々

喚縄

武用辨略

呼索

同上○按に谷川士清云招索の義なり云々されば よびまねく意にて置縄と書は假借なり

經緒筒 閉麻岐　豹筒

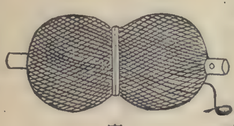
へを筒は經緒を收る具なり（和名鈔）竹にて造るこれを豹筒とも（持明院家鷹十巻書）また經緒づゝともいふ（定家卿小鷹五十首和歌注）をき縄のもおなじ物にて長短の差別あるのみなり

和名類聚鈔（鷹犬具）云〓（ヘマキ）唐韻云〓（音廢漢語抄云閉麻岐）弋射收レ繳

寸八分也云々按にまたかぬき未詳其寸法によれば虎革の事にや
又云をきなは大鷹にかぎるべし又云虎縄の事兄鷹大鷹の物なり竹には卷かざるなりをき縄ともいふ
此事不審なりをき縄四十尋とありこ革などの附やう畿にいさゝか替るなり返す〳〵こ縄の事とあるは不審なり云々○按に本文虎縄とあるは尾縄のあやまりにや定家卿鷹三百首歌注へをを一名尾縄といふとあり
鷹口傳書云あら鷹をこしらへ遣ふやう云々をき縄を附てすてをきをせよ云々
今川大双紙云鷹を請取事弟鷹にて候はゞをき縄を用意して持つべし云々
清來流鷹書云をきなは五十五ひろ云々
禰津松鷗軒記云をき縄の寸の事はたひろばかり云々
伊勢貞爲聞書云をき縄四十ひろ也又二十ひろとも云
又云兄鷹置縄の事三十二尋なり又云大鷹置縄寸法長さ二十ひろなりつがはの長さ四寸二分云々按につがはとは虎革の事にや
荒井流鷹書云鷹に經緒をさす事よわき鳥に合時大鷹ならば置綱をさすべし按に綱は縄の誤なるべし

詠歌鷹詞抄云黃鷹隼のをは置縄といふ長さ三十三尋三十三尋より高木なき故となり云々
鷹秘抄云ヲキナハノ事五イロナリ左縄ニナフナリアヲタツムベシ云々
武用辨略鷹犬辨云喚縄ヲキナハ或呼索ニ作ル經緒ト同物ナレドモ大鷹小鷹ノ間ニ其名ヲ別チタリ小鷹ニテ經緒ト云フ大鷹ニテ喚索トハ云ヘル也
何國ニカ身ヲ置縄ノヨルベナク
出テハカヘル山陰ノ庵按に此歌引書未詳

鷹道具書所載置縄圖
置縄　長三十三尋或ハ三十尋



にへは綜の儀今へそなどいふと儀おなじをは谷川士清云尾麻絃緒などみな義通へり陽より出て長き意にいへり神代紀に綸ともよめりと云々又按にせきをは鷹の遠く行んとするをせきとゞむる意にていふにや

○正誤

武用辨略鷹犬辨云鏇或繳ニ作唐韻曰鏇ハ弋射シテ繳ヲ收ルノ具也云々漢語抄曰鏇ハ閉麻岐細麻緒ヲ以テ之ヲ制ス云々

鏇はヘマキにて繳を收る具なりといへるを繳に作りてへをの事とせしは如何又細麻緒ヲ以テ之ヲ制ス云々といへる經緒の事ならんには叶ふべし閉麻岐の義とは違へり

安齋隨筆云鷹のせき緒攝政殿鷹三百首歌の注にせきをと申は鷹をつなぐ緒なり又云鷹のせき緒を卷てすゑて鷹をつかふ云々然らば大緒の事なり云々大緒の一名せき緒といふなり

按に後京極殿鷹三百首の注を閲するにせきをとはへをの事也とあり歌の意を按るにこれきりに猶くり返しなどみえて大緒の事にあらずへをなる事あきらけし

倭訓栞云へを鏇字をよめり說文に堆射收繫具也とみえたり矰繳也今鷹の具にいふ綜麻（ヘヲ）の義なり漢語抄には鏇をへまきと訓せり云々 按に此說も鏇を綜麻の事とせしはあやまりなり

をき繩

をき繩は經緒と其制作おなじくして太きものなりおなじく左繩なり鷹秘抄 色は青く染る武用辨略 大鷹に用ゆ西園寺殿鷹百首注鷹詞連歌抄今川大双紙詠歌鷹 といひ又兄にも用ゆ伊勢貞爲聞書 あるひは隼にも用ゆ詞抄 といふ長さもまた諸家の說區々にて一定ならず一說にこれを大足緒ともいふ持明院家鷹十卷書 文字を置繩と書たれども置く意にはあらず喚呼の意なるべし 按に虎革の附やういさゝかへをに異なるよし十卷書にみえたり 西園寺殿イ慈鎮和尚 鷹百首注云大鷹にはをき繩とて四十尋の繩あり云々

鷹詞連歌注云をき繩とはあらき大鷹をよびとりて四十ひろのへををつけて呼初るを申なり大鷹にかぎることなり云々

持明院家鷹十卷書云鷹のをきなはといふ事大足緒を我足にからみてとりかふ時大足緒をきなはといふ大あしをのなはの手は是あら鷹のときの事なり又云大鷹をきなは三四十ひろ但なかとりをまたかぬき四

はし鷹のとれる兎のかひ所
へにつけそしと丸にむちうち
詠歌鷹詞抄
はし鷹のへじり亂れし心から
世に羈がるゝ身こそつらけれ
さしときていつかつかはんあかけ鷹
月日をへをの長き野心
ひだり右ぬす起どりを合せてぞ
せきをかへりをみつる若鷹

○釋名

へを
古今六帖嵯峨野物語
せきを
後京極殿鷹三百首歌鷹秘抄
半へを
定家卿鷹三百首注
尾綱
同上
經緒
今川大双紙
豹尾
鷹十卷書
はた綱
荒井流鷹書
緻
鷹道具圖武用辨略
鬭緒
同上
䋄緻
同上
經綜
同上
經尾
同上
高木韊
同上韊ノ字の事正誤にいへり
忍繩
啓蒙抄
へ
慈鎮和尙鷹百首詠歌鷹詞抄近衛龍山公鷹百首○按

○和歌　へを　せきを

古今六帖第二

大鷹　つらゆき

へをつけて山に入にし荒鷹の

いとをきにくき虚言なせぞ

小鷹

經緒はなちてがひに輕き鷹の子は

戻り安くも歸りぬるかな

後京極殿鷹三百首

引とむる鷹のせき緒の長き日に

猶くり返し野にぞ出ぬる

注云云々せきをとはへをの事なり云々

降つもる雪にせきをの跡みえて

山をや越えん野心の鷹

中だえをすてぬ心はせきをにて

すつれどおもふ野邊のはし鷹

注云せきをとは鷹をつなぐをなり云々鷹の經緒をまきてするたる鷹をつかふごとくにはなちはなたずの事をせきをにたとふなり

定家卿鷹三百首

はし鷹に尾綱あればや山かげの

遠き尾上に駒をかくらん

注云經尾の事なりをき繩をも云唐に尾綱といふ也日本にも云てくるしかるまじきなり

同小鷹五十首

日をたかみ今一よりとさすへをの

へをゑりをさへうたせつる哉

あらたかのへを引かくる萩がえや

ゑばし小鳥の命なるらん

慈鎮和尙鷹百首イ西園寺殿

世中はへゑりうたれのはし鷹の

えぞ引きらぬ心よわさよ

かたやぶにむすぼゝるともへをさゝむイとかじ

心をゑらぬつみの若鷹

たのまるゝ遠山鳥のみだりをの

なが〳〵しくも今日のへを鷹

西園寺殿鷹百首

ふるがやにたちもとをるゝかげ鶉

一ひろだにもへをば引かせず

近衛龍山公鷹百首

河野五郎左衛門傳書所載

繳（ヘヲ）小タカニ用ユ

長三十尋半　繳ハ十五尋　中繳七尋　筒長四寸五分　緒ノ目ヲ上ノ方ニ一ツ明ル

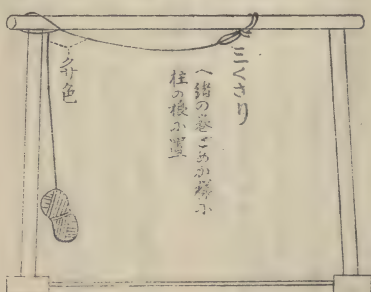


此卷形ハアシキヨシ前ノカタヨシ

一イケウチトハ鳥ヲ取習ハスルヲ云此半繳ヲ用ユ

一置渡リトハ餌飼ノ事座敷ニテ鷹ヲ仕入ルヲ云半繳也

馴鷹架次第所載經緒繫の圖



是はへ緒にてつなぎ様自然大緒など失し時斯様につなぐなり

てもくるしからず云々

伊勢貞爲聞書云小鷹のへをの事二十尋なり同じきへをは七尋なり又云小鷹の留緒長さ十三尋是を半へをと申なり又はたびろとて二十尋にもするなり

鷹秘傳抄云經緒の長さ三十七尋なり又云へを一から二からといふなり長さ二十尋淺黃柹ぞめなるべし豹尾とも書りへをに附る皮をば虎皮といふなり又云せき尾の長さ二十一尋また時宜によるべし

荒井流鷹書云はだ綱といふ事脚緒を一すぢ袖の內へ引入はだ帶に留るなり是は旅などにてころびたる時の用心なり馬上にても如レ斯つねはなし按に脚緒とあれども其文體へをの事なるはたるし 又云鷹に經緒を差事よわき鳥に合る時指鶚ならば太き經緒をさすべし云々

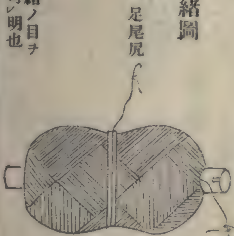
詠歌鷹詞抄云經緒鶕より玄た小鷹のを經緒といふ云云經緒長さ二十一尋

鷹秘抄云へヲノ事三十尋ツネノ事也又十五尋是ハヲキタツルヘヲ歟云々

武用辨略鷹犬辨云繳ハ繩也絲ヲ著テ以禽足ヲ罥之ヲ繪繳ト謂今俗經緒ト云或經綜ニ作或書ニ曰唐土ニテ尾繩ト云リ故ニ經尾共書ト云々細麻緒ヲ以テ之ヲ制ス新鷹ノ未ダ馴レザルニ用テ遠ク飛セマジキ爲ノ具也故ニ手控綱トモ云リ長ハ十五尋二十尋三十尋四十二尋必トスル義ナシ左繩ニ縷事利用アリトゾ按にこゝに或書に唐土にて尾繩と云と引しは定家卿鷹三百首の注文なり 又云高木鑑トテアリ是ハ羽向惡クシテ新鷹ナドヲ逃シタル二喚取兼タル時此經緒ヲ差テ取事也又云虎緒トテ緒ニ付ル革アリ故ニ虎革共或鬮緒鬮緒鞨又ハ輪ナド、云ヘリ鶻ニテハ取分ノ輪ト云口傳アリ云々

啓蒙抄云忍繩といふは片入の鷹に指取に玄のぶなわと書く文字なり寄などを翦たる時起走べきとおもふ鷹などを忍繩尻をひかへ玄のびよりて鷹を扣あぐるによりて也按其制別あるにや 又云經緒といふ文字如レ此書くなり眞言にとりて御手の絲なり護摩檀の經繩を學ぶなり云々

鷹道具圖所載經緒圖



古今要覽稿卷第百八十

●器財部 鷹具

經緒 せきを 尾繩 留緒

經緒は鷹を鳥にあはする時あしをかはに附てそらすまじきための物なり細麻緒をもつて造る左繩によるといふ(武用辨略)色は淺黃また柿にても染る(持明院家鷹十卷書)此もの新修鷹經には所見なし和名類聚抄に閉麻岐の名みゆ閉麻岐は經緒を卷收る具なるべしされば正しく經緒といふ名目は古今六帖の歌によみたるぞはじめ成べき一名をせきをとも(後京極殿鷹三百首)また尾繩とも(定家卿鷹三百首歌註)留緒とも(伊勢貞爲聞書)或はまた忍繩など丶いふにや(啓蒙抄)その長さは諸家流々の異說ありて一定ならずはしに細き革を附るこれを虎皮といひて足緒革に繋ぐ料なりまた置繩といふあり經緒の太き物なり小鷹に經緒といひ大鷹にをき繩といふ(今川大双紙)かく名目の差別はあれど其用は全く一なり

持明院家鷹十卷書云鏇一がらの長さ二十尋淺黃柿染なるべし鏇じりを放てつかふをばへをじりうたするといふ手に引とむるをばうたせぬといふ豹尾ともかく鏇に附る革を虎革といふ一がらといふは一ッ一じりとは三ッ又きれたるをつぐは口傳あり(此鏇の事當流に相違なり一がらといふは心を云とあり二十尋の事多分如ㇾ此當流には二十一尋なり)又云へをはさい口吉はたへをといふなり又云へをの事二十尋なるべし小たかに限るべし又云はい鷹のへを二十尋二十五尋

嵯峨野物語云小鷹のへをは十丈なり但人の意巧によりて兎も斯もあるべし

定家卿鷹三百首注云差隼には半へをとて一間半中ばかりのをさすなり云々

西園寺殿(イ慈鎭和尚)鷹百首注云凡へをは廿尋也但當流には廿一尋也云々又云へをは鶴より少き鷹にあり云々

今川大双紙云鷹を請取事云々小鷹ならば經緒を用意して持つべし云々

小倉問答云へをの一刀云々虛空のへを云々(按にみなへをの噂にて其用をいふにあらず故略ㇾ之)又云卯のはなにへをさすと申如何答云諸鷹ともに卯の花の咲く時分は鷹はゑすき物なりかるが故に鷹にへをさすといへり

清來流鷹書云へをの長さ二十五ひろ但そのうちにし

天助
　武用辨覈
鏦
　同上
錆鏦
　同上
元助
　無名鷹書
跚
　握掌
迮
　同上
山旋子
　武用辨覈○按に新鷹に用ゆ竹又ウツギにて作るよし圖にみえたり山は飡荒のことなるべし

　小槌の緒　ひこのを

小槌のをはもとほしの小槌に附る所の革なりこれにて足革に繫ぐなり一名をひこのをともいふ大緒と一具の物にて華粧革とおなじ革なり

十卷書云こづちのを長さ大鷹は三寸二分兄鷹は二寸八分鶴は二寸三分云々又云大鷹は三寸一分兄鷹は二寸七分はい鷹は二寸一分なり云々又云小槌のを三寸むすびより上二寸下一寸云々

鷹經辨疑論中云ヒコノ緒四寸又マツケ緒トモ云也彥ノ緒ノ輪ノ寸二寸二分也云々

禰津松鷗軒記云大鷹のひこのを三寸云々兄鷹はひこのを二寸八分也云々

鷹秘傳書云もとをりの小槌の緒の長さ大鷹は三寸二分せうは二寸八分鶴は二寸三分云々

荒井流鷹書云小槌の緒結樣の事大鷹のは手一束一かけにするなり雄のは一束にするなり鶴のは是にて積るなり結事は竹の節あわびむすびたるべし云々

武用辨略云小槌ノ緒是ハ條ニ付ル旋子際ヲ結ブ紐也或ハ之ヲ飛期ノ緒トモイヘリ其端ニ小槌トテ圓ナル所アリ故ニ名トス一本ニ期ヲ去ニ作ル云々

定家卿鷹三百首
侘人やもとわし入て遣ひけん　おもききびすに鷹の毛あしさ
注云もとわしとは大緒にもとをしもとわしといふ
あり云々
慈鎮和尚鷹百首イ西園寺殿
はしだかのもとをり山のつち（イ鈴）の音　鳥屋がまひする人やあるらん
西園寺殿鷹百首
鈴ならす犬のかしらにもとをれて　駒をならぶる野邊のかり人
注云つかひなれたる鷹の犬のかしらを見知て鳥を
取べきやうに振舞へばたかこゝろえてもとをるゝ
なり
ふかゞやにたちもとをるゝかけ鶉　一ひろだにもへをはひかせず
注云もとをるゝ事前にあり云々
日をえらみあ織の鷹の初をさし　もとをるかたに山あへなせり
○釋名

旋子
新修鷹經和名抄
毛度保利
和名抄○按にもとほりは旋子の字のごとくめぐり
て鷹を進退自在ならしむる具なれば徘徊の意にて
たちもとほる義なるべし
もとをし
新撰六帖
もとわし
定家卿鷹三百首○按に未詳疑らくは誤字か
もとをり
小倉問答○按にをの字上におなじ
瓶子鏇
十卷書○按に形ふよりといふにや
引切鏇
同上
連
嵯峨野物語もとをりとはしよみ侍やらんと有
鏇子
同上

大條

同上

もとほり　もとほし

もとほり又もとほしともいふ大緒の花粧革と小槌の緒の間に附てめぐり鷹の進退前後自在ならしむる爲の具なり角にても作る（武用辨略）今鏁（トヂガネ）旋子を用るは略義なり（同上）といへり今世多く銀にて造るなり廻りて自在なる所を小槌といふこれに結ぶ緒を小槌の緒といふなり又瓶子もとほし引切もとほし等の名あり（十卷書）或は山もとほしといふは新鷹に用ゆ竹またはうつぎにて造る（河野五郎左衛門通丸傳書圖）大緒に一具の物にて其名すでに鷹經にみえたり

新修鷹經云又放鷹隨飛綏奉令旋子通行云々

和名類聚鈔（鷹犬具）云旋子揚氏漢語抄云旋子（毛度保利上似泉反）

小倉問答云兄鷹のもとをり鵃のすゞと申事如何答云鷹に用心のふかきこゝろなりせうには鵃の鈴をさしはい鷹にはせうのもとほりをさゝんとの義なり云々

十卷書云もとほしといふことこれは大小の鷹にかぎらずたかの大緒につくるものなり云々

又云瓶子形をば瓶子鏇といふぬた目あるをば引切鏇といふ角にてせめを入る本なり革にてゆふは略義なり

嵯峨野物語云鷹をば一すゑ二すゑとはいはず一連二連といふ也云々連の字をもとほりとはしよみ侍候二覽もとをしといふ字は鏇子と書也云々

鷹禮法云旋子の事ひつきりは大鷹兄鷹は瓶子旋子此類はみな小鷹なり但數寄なれは無比判云々

武用辨略云旋子或天助ニ作鏦又同和名鈔ニ旋子毛度保利卽是足革大緒ノ間ニ付ル金具也又角ニテ作ル（モトホシ）モアリ或書ニ引切鏦ハ黄鷹ニ用撫鷹ヨリ瓶子鏦也今鏁（トヂガネ）鏦ヲ用ユルハ略義也又新鷹ニ用ユル時假ニ竹ナドニテ拵差ヲ山旋子ト云ナリ云々

河野五郎左衛門通丸傳書圖云山モトホリトハ竹ノ節或ウツギ又云ハシクマダカノ拵ヤウ同前ニテ拵ハ山オロシノタカニ用ユル也云々

○和歌　もとほし　もとほり

新撰六帖第二

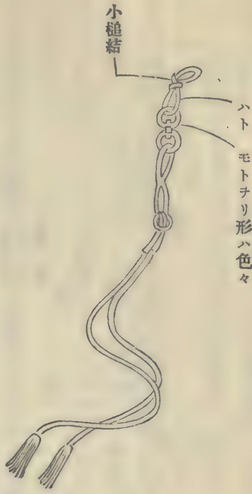
大鷹　家良

みかりばのましろの鷹のもとをしは
うき世にめぐるしわざ成けり

和名抄
於保乎
同上○按にお保をといふは大足緒の略にてあし革經緒にをすへてあし緒といふにむかへて大緒といふなるべし
紅條
同上
大緒
空穗物語小倉問答其餘諸書同じ
くだを入たる大緒
定家卿鷹三百首○按に山あしをと一具の物なり竹に管を入る故にいふ
管ノ條
武用辨略
管ノ緒
同上
尖條
同上○以上みな同物なり
山大を
定家卿鷹三百首注○按にまたくだを入たる大緒のことなり山は麁荒の意
花紫の大緒
異にこきむらさきとあり定家卿鷹三百首歌
小緒
同上小緒の名の書の外所見なし
大つなぎ
箸鷹和歌文字抄
鷹緒
同上
足緒
伊勢貞爲聞書○按に足緒は足革をもいひ又すべてあし革大緒經緒をき繩をみな足緒ともあれどこゝは殊に大緒の事なり
大足緒
鷹禮法○按にあし革をたゞあしをといふにむかへて大足緒といふなり
みなくれなゐの大緒
吉良家傳書
繫
武用辨略

同上

鷹方ニテハ少々タガヒアリ



○和歌

定家卿鷹三百首

あし引の山あしをさすほどなれや
　くだを入れたる大緒なるらん

注云山あしをとは苧縄にてさすをいふ下句は山大をといふには竹にてくだを入るなり

くれぬとて取あふ鷹のうしろより
　鈴を附つヽ大緒さすなり

あし革をかりとく鷹の外架には
　大緒ばかりぞつなぎ置たる

つかれつヽ駒のつまづく歸るさに
　大緒なる弓や鷹取すらむ

くれて行月日のすゑの大緒小緒
　二つの鷹の名にや聞かまし

注云此歌可レ尋レ知云々

西園寺殿鷹百首

大緒とき鷹に鈴さし日たけぬと
　駒打早めいそぐかり人

箸鷹和歌文字抄

萬鷹條の文字は大つなぎ
　また鷹緒とも書て能なり

近衛龍山公鷹百首

鈴をさし大緒ときつヽ箸鷹を
　山にかさみて鳥やかるらん

○釋名

長絆

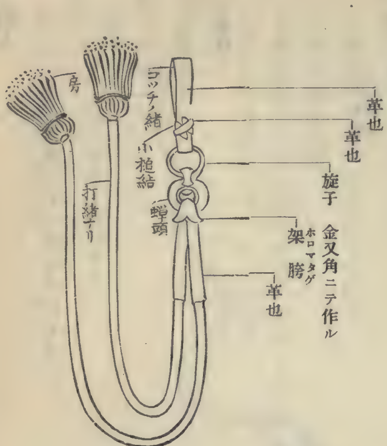
新修鷹經○按に訓義詳ならねども文體を考るに全く今の大緒なるべし

條

大緒の兩方の先につぼあり中ほどに二寸五分を革にてくけ結て置なり是は弓の弦を表するなりさるほどに兩方のさきをばすぎぬといふはこれよりおこるなり

鷹道具圖所載大緒之圖

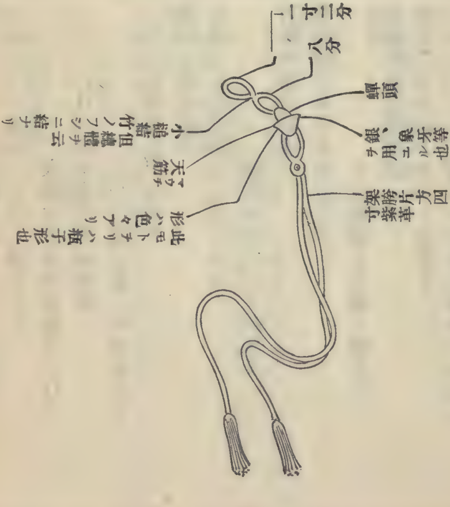
大鷹は六尺五寸　兄鷹は六尺
小鷹は三尺五寸



河野五郎左衛門通丸傳書所載圖

條

紫條ハ口傳アリ
長六尺五寸又ハ五尺五寸色五色ヲ用ユ
一微付ル條ヲ不レ用
一山モドリトハ竹ノ節或ウツギ
一ハシクマダカノ拵ヘヤウ同ゼンニテ拵ヘル
山オロシノタカニ用ユ也



花紫(コキイ)の大緒あしかは

注云諏訪の贄鷹に計紫色の裝束をすとなり

十卷書云巣おろしにあらず玄ろ鷹紫の大緒おほきみの御鷹のほかあるべからず云々又云白の裝束の事云云條は白いとの組たるべし大小ともにおなじかるべし云々

鷹經辨疑抄中云條御狩記ニミエタルハ色ハ蘇芳綟左右ニ捻合テスヱホソカルベシ爰ニ上古帝皇ノ御衣ノ袖べリナル絲ヲ取テ鷹ヲ繋初給シヨリ如ㇾ此用タリ(此絲ヲ緣ノ絲ト云又絆トモ書タリ)スヾシノ絲ナルベキナリ云々

根津松鷗軒記云大緒の色のこと若鷹のをはあさぎ鳥屋鷹ならば染分なり山がへりならばあかくすべし云云

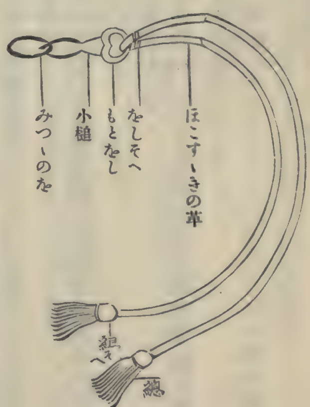
吉良家傳云若鷹にみなくれなゐの大緒さらす云々

荒井流鷹書云條五色に染分春は赤く夏は黄に土(青カ)用に赤く秋は白く冬は黑し云々

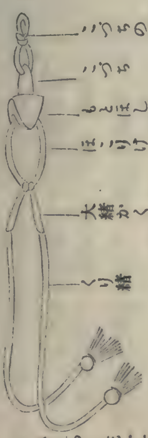
武用辨略(鷹犬辨)云黄鷹は色淺黄鳥屋ニ染分山鵯ニ赤紅白鷹ニ紫蒼鷹ノ母鷹ハ白絲云々秘傳アリト

河野五郎左衛門通丸傳書條圖云色五色ヲ用ヒ紫條ハ口傳アリ云々

養鷹秘抄所載條圖



神平流鷹書所載條圖



大緒は一くりと云

しやうぞく二寸六分いづれも口傳あり云々
伊勢貞爲聞書云鷹の大緒の寸法の事白鷹は六尺五寸なり兄鷹は六尺なり小鷹は三尺五寸なり又云足をの長さ三尺五寸五分こふさともに云々〔按こゝにあしをとあるは其長さをもつて考ろに大緒の事なり〕
鷹禮法云大鷹兄鷹鶻が大足緒の事あり鷹の大緒六尺二分兄鷹のは五尺二分鶻のは四尺二分是は繋大緒といふ云々又云大鷹の大緒の寸三尺五寸又云兄鷹の大緒の寸二尺五寸是はいづれも本足緒なり今は短くしては繋がれずこれに附て口傳多し云々
鷹秘傳書云鷹の大緒の事弟鷹の大緒の長さ三尺五寸兄鷹の大緒の長さ三尺鶻の大緒の長さ二尺六寸云々
荒井流鷹書云大緒寸尺の事大鷹の大緒は六尺八寸八分雄は五尺七寸七分左絲（ホノマヽ）をふさの長短くするふさの長さ一寸五分たるべし又云構またぎの寸の事大鷹は三寸二分雄には二寸八分打様は絲を七分にわけて毘沙門の眞言を打入るなり打様に口傳あり云々
武用辨略云蒼鷹ニ五尺二寸或六尺二寸又五尺六寸ヨリ七尺五寸迄モスル也總二寸兄鷹ニハ長四尺三寸或五寸又ハ五尺五寸ヨリ二分ニモスベシ總一寸八分鶻ハ四尺五寸或八寸二分總一寸五分兄鷹三尺又五寸ニモ或四尺八寸二分總一寸二分異本ニ鶻四尺五寸ハ略様也四尺八寸餘ナルベシ雀鶻ハ二尺五寸總一寸替角鷹七尺二寸同兄鷹六尺五寸同鶻五尺八寸二分云々
又云華粧革蒼鷹ニ四寸二分兄鷹ニ三寸六分鶻ニ三寸二分トゾ餘ハ大概宜ニ應ズト云々口傳又云蒼鷹ノ母鷹ハ八尺二寸秘傳アリト云々
啓蒙集云條の纐を非尺花と書なり鷹の寸の外なる故なり云々
鷹道具圖云大緒大鷹ハ六尺五寸兄鷹ハ六尺小鷹ハ三尺五寸云々
河野五郎左衞門通丸傳書圖云大緒長六尺五寸又ハ五尺五寸云々

大緒色目

和名類聚鈔〔鷹犬具〕引章考標飢鷹詩云縱令啄二斷紅條結一未レ得三君呼二不敢飛一云々
空穗物語〔吹上卷〕たか四すへたりしろきくみの大緒あをきしらづるはみのむすびたてのふさ云々
定家卿鷹三百首和歌云
みかり場の鷹一もとにさしてけり

云尖條ト云アリ今云管ノ緒也山足緒ト一物也竹ノ管ヲ入タル故ニ別名トス云々又云華粧革即冠革ノ事也條組ノ絆共云先ヲ劔形ニ切テ繋也故ニ大緒繋ニ作小槌ノ緒ト同革也本式ハ角ニテメヲ入ル好トゾ故ニ拵ノ緒ナド、云人アリ云々

啓蒙抄云條を解く時は鈴さして後とるものと常に心がくべし用心の爲なり云々

安齋隨筆云大緒は鷹のあしがはをゆひ附る緒なりこぶしに居るにも架につなぐにも大緒を用ゆる也云々

大緒寸法

持明院家鷹十卷云鶬の大緒四尺八寸クヶ革一寸八分宛也又云大緒のくけがはの事右左へ二寸五分兄鷹二寸一分也はいたか一寸八分計也又云大をの事大鷹は六尺六寸六分兄鷹は五尺五寸五分はいたかは四尺八寸なりいづれも二重にとりての事也其外ちいさき鷹どもははからひてすべきなり又云鷹の大緒の寸法また一説五尺六寸二分是をば四尺五寸二分也又云兄鷹は四尺六寸三分是は三尺七寸ふさをば此内へいれず又云大鷹ノ大緒ノ長サ六尺六寸六分クヶ革兩方二寸五分宛なり又云兄鷹ノ大緒ノ長サ五尺五寸五分クヶ革留方へ二寸一分宛なり又云はいたかの大緒四尺九寸是を二寸二分大くるみおなじ又云はい鷹のくけがはの事左右へ二寸一分也云々又云かぶりがはの寸本六寸二分當世は五寸吉云々又云けしやう革大鷹は四寸二分兄鷹三寸六分はい鷹は三寸二分さきを劔形に切てくゝる也小槌と同革なるべし云々

今川大双紙云大緒の寸弓の弦を二つに切たるゆゑにその長さ三尺三寸五分也云々

清來流鷹書云かり大をの長さ五尺にはすぎず云々

鷹經辨疑論中云或問條ノ尺ハ如何ホドアルゾヤ答云經ニハミエズ御狩記ニミエタルハ長サ鷹ハ五尺二寸又六尺六寸異說云五尺五寸八分兄鷹ハ四尺五寸鶬ハ三尺五寸或八寸又云カブリ革四尺二寸（又シグタチトモ云ナリ）

箸鷹和歌文字抄云

架蹝兄鷹の大緒は五寸なり一文字切さして好まず（按五寸疑べし五尺のあやまりか）（本ノマヽ）

鷹勢條のふさも非尺はな尺にはいらぬものぞかし鶬の大緒は四尺五寸なりつねは三尺五寸とぞきく根津

松鷗軒記云大鷹の大緒六尺五寸ゑやうぞく六寸又云兄鷹のは五尺五寸裝束五寸又云小鷹の大緒四尺五寸

古今要覽稿卷第百七十九

●器財部　鷹具

大緒　もとほし　小槌のを

おほ緒は鷹を格に繫ぐ料の緒なり（新修鷹經）また拳に居るにもこれを用ゆ（安齋隨筆）いにしへは長絆といふ（新修鷹經）後におなをといふ（和名抄）は鷹の足に繫ぐ物あし革經をおき繩などすべてこれを足緒と稱ふる內に第一に太き緒なればなるべし練絲をもつて造る長短の寸法五色の色目鷹により又は家々の流にて差別ありて一定ならず二重にとりて中央にて旋子につなぐ所を革にてつつむそれをくけ革とも（持明院家鷹十卷書）大緒くるみとも（同上）冠革とも（同上）華粧革とも（同上）又シクタケとも（鷹經辨疑論）裝束ともり（根津松鷗軒記にみえたり鷹裝束とは別なり）おこまたきとも（荒井流鷹書）大緒繫とも（武用辨略）拵の緒とも（同上）いふ此革また長短あり大緒の先にふさあり是を非尺花といふ（著鷹和歌文字抄啓蒙集）もとほしの先に小槌のをありこれにて足革につなぐなりこれみな大緒に一具の物なり又山大緒といふ有（定家卿鷹三百首歌經）くだを入れたる大緒これなりこれは山あしをと一具の物なり

新修鷹經云凡繫レ鷹者擘レ鷹人先レ右側レ身近レ格右手執二長絆兩頭一左手不レ及レ格三尺計又放レ鷹隨レ飛緩レ拳令三旋子通行二云々

和名類聚鈔（鷹大具）云條唐韻云條（音刀和名於保乎）絲繩也

小倉問答云に四節によつて鷹を居と申如何答云是も大緒の房に四季をよそへて居る事なり但朝夕はつねの儀なり

嵯峨野物語云內々の鷹をつかふ時は大緒をもてたまだすきをあぐるなり云々

清來流鷹書云よりをとくとは大をとく事なり云々又云よりをさすとは大をつくることなり云々

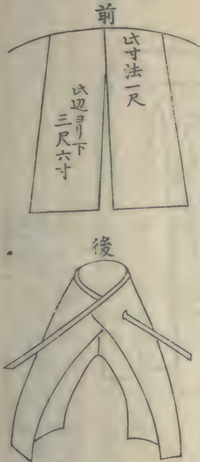
根津家鷹書云大緒をば鬬神のかたに向てとくべし貝後玉女のかたへ凡あしふみ其後山へ入なり云々

無名鷹書云荒鷹鳥屋なしなどの大緒をばさきを指にまとひて出し云々

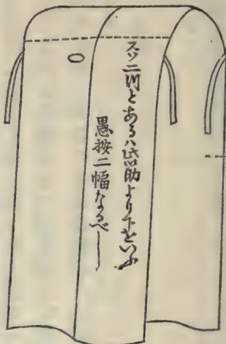
武用辨略云條或〓ニ作今云大緒也又大條ニ作廣韻曰條ハ絲繩也順曰和名於保乎又云山足緒ト云有其制少異也苧繩ニテ差ヲ云管ヲ入ヌレバ管ノ條トモ云々又

て七尺二寸となるをすそといふならんたゞし本文に長八尺二寸とありて二つにたち切共何ともいはざれば四尺一寸づゝに切て二幅となすとはいひがたくすそ二つは七尺二寸とあれば七尺二寸のもの二つあるといふなりもし副考の說の如くばすそ二つにて七尺二寸といふべきなり然るをすそ二つとのみいへば決して二つに裁切ることにはあらざるなり

また寸法雜々に二尺一寸に布二はゞなりと記せるは腰にまとふ處の料にて左右合すれば四尺二寸となるにやまた五尺二寸にも布二はゞ也と注せるは腰骨より鐙の下迄さがる分量なるべし是によつてみれば嫁入記に八尺二寸としるせるは貴族の女の料にして寸法雜々に五尺二寸と記せるは卑賤の女の料にやあるらんすべて赤とりの製は後に圖せる形のごとく今の世専ら馬上の料に腰合羽といふものゝ裁縫に大むね違はざるものにぞあるべき



栗原信充按に寸法雜々に二尺一寸に布二はゞなりとあるを合せて四尺二寸といはゞ下に五尺二寸に布二はゞなりとあるも合せて一丈四寸なるべし嫁入記に八尺二寸といふはかならず文字の誤にして二尺二寸なるべくすそ二つは七尺二寸とあるにてすそは二幅あるものなることあきらけし五尺二寸布二幅といふは即ちすその二つといふ處なるべし然れば二尺一寸二はゞといふは嫁入記に八尺二寸とある處なるべきなり彼是を合せ考ふれば貞域のひながたは嫁入記のあかとりのすその長さと同じく上はたがへりされどもそのものは必是あかとりなるべし然るを副考は女の馬にのる時腰にまとふものとおもひしより今の腰合羽のごときものならんといへるなり既にあかとりは馬に付る物といひ人の着るものにあらずかつ腰には小袴をはきたればば別にまたかゝる物を用ゆるに及ぶべからざる也



信充按にこゝには切付泥障もあれば衣の馬の汗にけがるべき用意にも及ぶべからず然らば何のために垂るべきやかならずかくはあるまじき也

栗原信充按に伊勢因幡入道如芸の寸法雑々に二尺一寸に布二はゞ五尺二寸にも布二はゞとあるにて二尺一寸の處二幅五尺二寸の處二幅合せて四幅のものなること志らるまた布とあれば絹には非ずいづれも緒は二所につくとあり貞丈の地は絹か布か詳ならずといへるは寸法雑々を見落せしなるべし小紐のこともまた然りかつ因幡貞域とは親しかりし由その記に見えたるに貞域が藏せるひながたをも見ざりしとみゆ貞域もまたこのひながたの大かた寸法雑々に合へばこれすなはちあかとりなるべきをさも志らざりしかまたは故ありて秘せしにやいづれにも遺憾なることなり

赤鳥副考云寸法雑々云々凡赤鳥の制貴族の女は丈長くして茜染の絹を用ひ卑賤の女は丈短くして茜染の布を用ゆること流例にやこゝにあかとりの寸法はその用ゆる女の丈の長きと短きとあるは肥たると痩たるとによりていさゝかかはり有べきことなれども古昔より其寸法の大概を記せる二書の趣を左に注す貞陸嫁入記にあかとりの長八尺二寸と記せるは左右の絹及び布を合せて惣長さ八尺二寸といふことなるにやさあればかた表にて四尺一寸宛なり但膝の上の邊より裾の下りの分七尺二寸と記せるも是また左右合せての長さなるにや是もまた同じく片表にて三尺六寸宛なり

栗原信充按に嫁入記に長八尺二寸すそ二つは七尺二寸たるべしとあるを副考の說の如く解さばまづ始に總長さ八尺二寸とあげて記しそれを二つにたち切て四尺一寸づゝ二幅となし四尺一寸の內三尺六寸は膝より下へたれる分なり此三尺六寸を合せ

あかとり考云今川上總介源範國靑野原合戰の後詰の日馬に赤鳥を付て笠印にせられしそのあかとりは女の具なるよしかの子息伊豫守貞世の難太平記にしるされたり赤鳥といふものいかなる物にやあるらんその説區々にていづれを正しとも定めがたし我家に傳來れる舊記の中に女義のあかとりの長さとてその寸尺は見えたれどその體も用もしれず享保の頃忝くも將軍家我家の書ども見そなはせ給ひてかのあかとりのことを我父貞益に尋ねとはせ給ひしかどもしりさふらはざるよし申上たりき傳へうけたる說もなかりければいかゞはせんわれ此事をおもひてこれをしらばやと心にかけてあまたとし古き書どもをさがし物しれる人にもたづね問ひけれども詳ならざりし爰にある人續武家閑談といふ書にあかとりの事あるを抄出して見せたりしを難太平記と我家記とにとり合せて考ふるにおろ／＼そのおもむきを得たり猶またかの閑談の本書の文をたゞし難太平記幷に家記の文をあげ今案をかへて左にしるしぬ難太平記云々續武家閑談（毛利元就室上洛の條）まづ垢とり是は鞍の上に油單を敷鞍とつゝむ云々我家記にてはあかとりの寸尺その體の細長き事しられたり續閑談と家記の趣を合せ考ふるにあか取はたとへば鞍覆のすそを馬の腹の下邊迄にいたる程に長くしたるが如くなる物と見ゆ續閑談に鞍の上に敷て鞍をつゝむとあれば二幅なるべし一幅にてはつゝまるまじき也家記にあかとりの長さ八尺二寸と有は惣長をいへるなりすそ二つは七尺二寸とあるは鞍の上へあかとりの眞中を敷て鞍より餘りて左右へたれ下るをすそ二つといへる也左へたれる分三尺六寸右へたれる分も三尺六寸左右合て七尺二寸これに鞍に敷分一尺入て惣長八尺二寸なり色の事はその名を赤取といふなれば赤きなるべし女の具なれば赤きは相應なるべし地は絹か布か詳ならず女の具なれば絹なるべきやまた鞍をつゝむとあれば鞍の山形にかゝる所鹽手にあたる處に紐有て鹽手に結付ておくべきか右のごとくすれば鞍と切付も赤鳥の裏にかくるゝ也力革とあぶみはあかとりの表へ出ざれば鐙をふむことならず故に鞍の由木のはづれ下の方に赤とりに穴を明てその穴より力革を表へ引出して鐙をかくるなるべし右愚案の趣を繪圖につくる

○釋名

赤鳥

難太平記○按に女房の馬にのるには下袴をき打かけをし手覆足袋小田がさに水引を付るなどみなその用ゆる處ありされはあかとりもその用ゆる料なくてたゞ形容にのみせしにはあるべからずよりてその用ゆる所を考ふるに打かけをきるは小袖の縫あるはすりはくなどの山野にてそこなはるまじきためなるべし下袴は馬にのる時前のあかぬためなるべしさらば鞍に上敷をしきて下袴のすれざる様にし馬の脊にあかとりを付て打かけのすその馬の汗にけがるまじきために設けたることなるべしさらばあかとりとは垢よけの義にても有べきか伊勢貞丈赤ききぬをたれしかば赤垂といふ義ならんといへるはいかゞ赤き絹のみにも限らざるにや道成寺縁起には白くいろどり江島縁起には青く彩色したり

あかとり

嫁入記寸法雜々

垢取

今川系圖南海治亂記續武家閑談

あふとり

加賀方言

○正誤

或説云今川家の赤鳥といふものは人形のきる如く小さき地黒の小袖にて文様はすゝきに扇をつけ裏は江色なるを付たる女の衣なり今川何某とやらんの家にて見たりし由いへる説あり

按に伊勢貞丈云女のきる地黒文様に紅裏付たるをあかとりといふこと證なきことなり難太平記に女の具とあるによりて妄作せしならんといへり

又或説云今川義元の馬印の小旗に馬櫛を畫きたるをあかとり也といへり

按に伊勢貞丈云難太平記には女の具とあり廐の具とはなし又あかとりを馬に付しとあり小旗に畫きて竿に付しとはなし此説も妄説なり栗原信充曰馬に付しは範國にして笠符につくれるはその子孫なるよしいへば義元の時は旗にかきけんも知るべからず然してあかとりのかたち馬ぐしと聊か似たる處もあればしか誤り傳へしもむべなりといふべし

ものにて緒四處に付たり扨このすそのなきあかとりの如きもの志貴山縁起太子傳繪等に見えたり

志貴山縁起所載



このうはしきも錦及び紫にあらざれば式正のうはしきにはあらずたゞ人の私の料に設けしものと見ゆ卽後にあかとりといふものゝよりて起る處なるべし

太子傳繪所載



御鞍及び女房の鞍にあらずしてうはしきの如きものをかけたりこれいはゆるうはしきを變じて作りしあかとりなるべきか

土佐廣周筆道成寺縁起所載あかとり

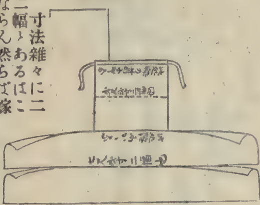


江島縁起所載あかとり

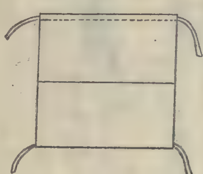


るなりこゝに五尺二寸とある所は前にすそといへる處なるべし
いづれも緒は二所につくるなりくろみ四寸なり
南海治亂記云コヽニ毛利陸奥守元就ノ内室モ京都一見ノ爲ニ上京シ卽御卽位ノ規式モ拜覽アリ路次ノ行粧ハ先掃ノ騎馬廿騎其次揚輿後ニ美大方ト云輿丁八人其次ニ女中騎馬十二人其作法アリ一ニハ垢トリ是鞍ノ上ニ油單ヲシキ鞍ヲ包ミ二ツニ小田笠ニ水引付

伊勢因幡貞域家藏古雛形



ル色絹ナリ三ツニハ下袴アリ四ツニ打掛アリ五ニ手覆足袋覆面ナリ是ヲ女騎馬ノ作法トス云々
按に道成寺緣起に女房の旅行する體を畫きしに笠には水引あり下袴はき打かけしたるありまた江島緣起にもさる體をかけり然れば南海治亂記にいふ處もまた據とすべし
信充按に此ひながた二尺二寸二幅の處をあかとりといひ七尺二寸の處をあかとりのすそといはゞすそなきものもあるべしもしすそなくばたゞ二尺二寸二幅のものなり



かくの如きものなるべし是卽ち鞍褥の大さとやゝおなじきものなり鞍褥は長二尺二寸幅一尺九寸の

七尺二寸の布二幅二尺二寸の布二幅合せて四幅にて狹きかたのはしにぬひくゝみの紐通しあるもの有鞍にかくるよし記してあれば鞍上に用ゆるものなることは論なけれどもその名を何とも記さざれば詳なることをしらざれども寸法雜々嫁入記及び道成寺緣起に合せ考ふれば大かた其制作いはゆる赤鳥なるべし

難太平記（青野原合戰條）云桃井勢はみな鷹の鈴をつけたり故殿（今川上總介範國なり）笠じるしを思案し給ひけるに赤鳥を馬に付ばやとてその夜俄につけられき云々

按に馬に付けばやとて付たりといへるによれば當時乘用の馬にみな付しにはあらざりしなるべしされども俄にとゝのひけるを以て考ふれば女の具とはいふものゝ陣中まで用意せられしと見ゆさらば女にかぎりて用ゆるにもあらざりしなるべし

又（富士淺間神女託宣の條）云駿河國幷數十箇所の所領はこの後詰（青野原合戰のことなり）の恩賞なり國に入部し給ひし時我等（今川了俊なり）少年の初にて供して富士淺間の宮に神拜の時神女に託していはく遠江國近くして吾氏子にほしかりしかば赤坂の軍の時わが告しことはしれるやといへるに入道殿（範國なり）座を退きて何ごとにか候ひけん覺悟せずと申給ひしかば笠印のことを案ぜし時わが赤鳥を給ひし故に勝ことを得この國をも給ひきと託宣せしかば故殿その時思ひ合せて女の具は軍にはいむことぞかしいかで思ひよりけん誠に神の御謀と信をとり給ひしより以來われらも子孫もかならずこのあかとりを用ゆべしと仰られきされば鎭西にても大事の陣には每度女騎あまたわれらが夢にも見人の夢にも見えしなり必勝利ありし也今ははや我家の武具の隨一になりき云々

今川系圖云五郎範國濃州青野原合戰之時著二馬垢取一幷爲二笠符一爾來子孫相二續之一

伊勢備中守貞陸嫁入記云女義のあかとりの長さは八尺二寸すそ二つは七尺二寸たるべし

按に長さは八尺二寸とは誤なるべし二尺二寸とありしならん伊勢貞域が藏せしひながたはこれとよくあへり

伊勢因幡入道如芸寸法雜々云あかとり二尺一寸に布二はゞなりまた五尺二寸にも布二はゞ也

按にこの文にて四幅あるものとしらる二尺一寸の所も二はゞ五尺一寸の所も二幅と云ふことゝ聞ゆ

古今要覽稿卷第百七十八

屋代弘賢著

●器財部

あかとり

あかとりは青野原合戰の時今川範國の物ずきにて馬につけたりけるがその日の軍にかちしかば吉例なりとてその子孫の笠印にせし由いひまた富士淺間神女託宣（雜太平記）によればあかとりは女の具としらるされども伊勢備中守貞陸のしるせし嫁入記に女義のあかとりとあり此ものもし女房にかぎりて用ゆるものならんには女義のあかとりといふべからず女義と斷たるは男子の用ゆる赤鳥にわかたんためなるべしまた伊勢因幡入道如芸の記せし寸法雜々によりて考ふれば二尺一寸のもの二幅五尺二寸のもの二幅合せて四幅にて作り緒を四つ付たるものとしらるたゞし二尺一寸のもの二幅は鞍にかゝる處なるべし延喜式に御鞍の鞍褥といふもの長二尺二寸にして廣一尺九寸あれば大かたこのあかとりの鞍にかゝる處ほどのものなりその鞍褥の外に長き布を縫つけて馬の背にかけ衣のすそを馬脊の汗にけがすまじきために作りしならん蓋し鞍褥といふは御鞍あるひは女鞍にのみありて尋常に用ゆるものにあらず殊に六位已下これを禁斷と彈正式にあれば鞍褥をあかとりと名づけて用ひしにやたゞし女房は鞍褥を用ゆること制の限にあらざれば自然に鞍褥は女房の具といふことにもなりしならん上總國にて農家の女子嫁入するとき馬にのり行その體まづ馬に荷鞍を置それに明荷をつけその上に蒲團をしき其上に毛氈あるひは紅染の絹などを油單の如くかくると也これをあかとりといふといへりまた加賀國あるひは越中國などにては農家の馬の鞦の上より左右へ木綿のきれを二幅さげてあふとり又はあかとりといふといへり然る時は道成寺緣起に女ののりし馬の鞍鞦の下に布をさげしもの有ると江島緣起に載たる馬の鞦の下にさげし布いづれも二幅を用ひし如く見えたればこれ卽赤鳥のすそなるべくしらる次に伊勢因幡貞域が作り置し馬具ひながたの中に

雜藝部

古今要覧稿第參目録終

装束部

冠服部

古今要覽稿第參目錄

器財部下

古今要覧稿

第三